平成29年 第１回 沖縄県議会（定例会）会議録

平成29年２月15日　開会
平成29年３月29日　閉会
} 43日間

沖　縄　県　議　会

平成２９年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録目次

１．会期日程 …… 9
１．開会日に応招した議員 …… 11

○第１号（２月15日）

１．開会年月日時 …… 13
１．議事日程 …… 13
１．本日の会議に付した事件 …… 13
１．出席議員 …… 15
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 16
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 16
１．開　　会 …… 16
１．諸般の報告 …… 16
１．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 16
１．日程第２　会期の決定 …… 17
１．日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで …… 17
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 17
１．人事委員会（宮國英男君）の意見 …… 25
１．一括議題 ｛日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書／日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議｝ …… 25
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 25
１．採　　決 …… 26
１．日程第６　議員提出議案第３号　那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書 …… 26
１．渡久地　修君の提案理由説明 …… 26
１．採　　決 …… 26
１．日程第７　陳情第１号、第３号の５、第５号、第６号、第７号の２、第13号及び第14号の付託の件 …… 26
１．委員会付託 …… 26
１．休会の議決 …… 27
１．散　　会 …… 27

○第２号（２月22日）

１．開議年月日時 …… 29
１．議事日程 …… 29
１．本日の会議に付した事件 …… 29
１．出席議員 …… 29
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 29
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 30
１．開　　議 …… 30
１．諸般の報告 …… 30

１．日程追加　常任委員の所属変更の件 …… 30
１．日程第１　代表質問 …… 30
　　中川　京貴君 …… 30
　　山川　典二君 …… 43
　　新垣　　新君 …… 55
１．散　　会 …… 69

○第３号（２月23日）

１．開議年月日時 …… 71
１．議事日程 …… 71
１．本日の会議に付した事件 …… 71
１．出席議員 …… 71
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 71
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 72
１．開　　議 …… 72
１．諸般の報告 …… 72
１．日程第１　代表質問 …… 72
　　照屋　大河君 …… 72
　　崎山　嗣幸君 …… 81
　　亀濱　玲子さん …… 89
　　新垣　清涼君 …… 102
１．散　　会 …… 109

○第４号（２月24日）

１．開議年月日時 …… 111
１．議事日程 …… 111
１．本日の会議に付した事件 …… 111
１．出席議員 …… 111
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 111
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 112
１．開　　議 …… 112
１．日程第１　代表質問 …… 112
　　上原　正次君 …… 112
　　平良　昭一君 …… 118
　　嘉陽　宗儀君 …… 128
　　渡久地　修君 …… 133
　　金城　　勉君 …… 145
１．散　　会 …… 158

○第５号（２月27日）

１．開議年月日時 …… 161
１．議事日程 …… 161
１．本日の会議に付した事件 …… 161

１．出席議員 …… 162
１．欠席議員 …… 163
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 163
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 163
１．開　　議 …… 163
１．諸般の報告 …… 163
１．日程第１　山内末子さんの議員辞職の件 …… 164
１．日程追加　特別委員選任の件 …… 164
１．一括議題 ｛日程第２　一般質問／日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで｝ …… 164
１．一般質問・質疑 …… 164
島袋　　大君 …… 164
花城　大輔君 …… 173
座波　　一君 …… 182
具志堅　透君 …… 190
砂川　利勝君 …… 200
又吉　清義君 …… 210
仲田　弘毅君 …… 218
１．散　　会 …… 225

○第６号（２月28日）

１．開議年月日時 …… 227
１．議事日程 …… 227
１．本日の会議に付した事件 …… 227
１．出席議員 …… 228
１．欠　　員 …… 229
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 229
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 229
１．開　　議 …… 229
１．諸般の報告 …… 229
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで｝ …… 229
１．一般質問・質疑 …… 230
西銘啓史郎君 …… 230
末松　文信君 …… 239
照屋　守之君 …… 249
翁長　政俊君 …… 257
座喜味一幸君 …… 267
上原　　章君 …… 276
金城　泰邦君 …… 285
１．散　　会 …… 293

○第７号（３月１日）

１．開議年月日時 …… 295
１．議事日程 …… 295
１．本日の会議に付した事件 …… 295
１．出席議員 …… 296
１．欠　　員 …… 297
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 297
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 297
１．開　　議 …… 297
１．諸般の報告 …… 297
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで｝ …… 297
１．一般質問・質疑 …… 298
大城　憲幸君 …… 298
當間　盛夫君 …… 305
瀬長美佐雄君 …… 315
親川　　敬君 …… 325
比嘉　京子さん …… 332
比嘉　瑞己君 …… 339
新垣　光栄君 …… 348
１．散　　会 …… 356

○第８号（３月２日）

１．開議年月日時 …… 359
１．議事日程 …… 359
１．本日の会議に付した事件 …… 359
１．出席議員 …… 360
１．欠席議員 …… 361
１．欠　　員 …… 361
１．説明のため出席した者の職、氏名 …… 361
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 361
１．開　　議 …… 362
１．諸般の報告 …… 362
１．一括議題 ｛日程第１　一般質問／日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで｝ …… 362
１．一般質問・質疑 …… 362
玉城　武光君 …… 362
宮城　一郎君 …… 369
瑞慶覧　功君 …… 376
玉城　　満君 …… 381
仲宗根　悟君 …… 389
仲村　未央さん …… 396
１．予算特別委員会の設置 …… 403

１．予算特別委員会委員の選任 …… 403
１．委員会付託 …… 403
１．日程第３　乙第27号議案 …… 403
１．知事（翁長雄志君）の提案理由説明 …… 403
１．質　　疑 …… 403
　照屋　守之君 …… 403
１．委員会付託 …… 407
１．休会の議決 …… 407
１．散　　会 …… 407

○第９号（３月８日）

１．開議年月日時 …… 409
１．議事日程 …… 409
１．本日の会議に付した事件 …… 409
１．出席議員 …… 409
１．欠席議員 …… 410
１．欠　　員 …… 410
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 410
１．開　　議 …… 410
１．諸般の報告 …… 410
１．日程第１　乙第27号議案 …… 410
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 410
１．採　　決 …… 410
１．日程第２　甲第24号議案から甲第35号議案まで …… 411
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 411
１．採　　決 …… 413
１．日程第３　陳情第17号、第20号の４、第23号、第25号、第27号及び第28号の付託の件 …… 413
１．委員会付託 …… 413
１．休会の議決 …… 413
１．散　　会 …… 413

○第10号（３月16日）

１．開議年月日時 …… 415
１．議事日程 …… 415
１．本日の会議に付した事件 …… 415
１．出席議員 …… 415
１．欠席議員 …… 416
１．欠　　員 …… 416
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 416
１．開　　議 …… 416
１．諸般の報告 …… 416
日程第１　議員提出議案第４号　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書

１．一括議題 〈日程第２　議員提出議案第５号　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議〉 …… 416
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 416
１．採　　決 …… 417
１．議員派遣 …… 417
１．散　　会 …… 417

○第11号（3月29日）

１．開議年月日時 …… 419
１．議事日程 …… 419
１．本日の会議に付した事件 …… 420
１．出席議員 …… 422
１．欠　　員 …… 422
１．職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 …… 422
１．開　　議 …… 423
１．諸般の報告 …… 423
１．日程第１　議席の変更 …… 423
１．日程第２　乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案 …… 423
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 423
１．採　　決 …… 425
１．日程第３　乙第10号議案 …… 425
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 425
１．採　　決 …… 425
１．日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案 …… 425
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 425
１．採　　決 …… 427
１．日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案 …… 427
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 427
１．採　　決 …… 428
１．日程第６　乙第23号議案 …… 428
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 428
１．採　　決 …… 429
１．日程第７　乙第21号議案 …… 429
１．委員長報告（経済労働委員長） …… 429
１．採　　決 …… 429
１．日程第８　乙第19号議案及び乙第20号議案 …… 429
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 429
１．採　　決 …… 431
１．日程第９　乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案まで …… 431
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 431
１．採　　決 …… 434
１．日程第10　甲第１号議案から甲第23号議案まで …… 434
１．委員長報告（予算特別委員長） …… 434

１．甲第１号議案に対する修正動議の提出 …… 439
１．島袋　大君の提出理由説明 …… 439
１．討　　論 …… 440
次呂久成崇君 …… 440
座波　　一君 …… 442
親川　　敬君 …… 443
山川　典二君 …… 444
１．採　　決 …… 446
１．日程第11　議員提出議案第６号　北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書 …… 446
１．花城　大輔君の提案理由説明 …… 447
１．採　　決 …… 447
１．日程第12　議員提出議案第７号　中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書 …… 447
１．宮城　一郎君の提案理由説明 …… 447
１．採　　決 …… 447
１．一括議題　日程第13　議員提出議案第８号　嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書　日程第14　議員提出議案第９号　米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書 …… 448
１．仲宗根　悟君の提案理由説明 …… 448
１．採　　決 …… 448
１．議員派遣 …… 448
１．日程第15　陳情第３号 …… 449
１．委員長報告（総務企画委員長） …… 449
１．採　　決 …… 449
１．日程第16　陳情平成28年第89号の３、同第99号、同第118号、同第132号、同第177号、陳情第３号の３、第18号、第20号の２及び第24号 …… 449
１．委員長報告（文教厚生委員長） …… 449
１．採　　決 …… 449
１．日程第17　陳情平成28年第59号 …… 449
１．委員長報告（土木環境委員長） …… 449
１．採　　決 …… 449
１．日程第18　陳情平成28年第108号 …… 450
１．委員長報告（子どもの未来応援特別委員長） …… 450
１．採　　決 …… 450
１．日程第19　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等に関する調査の件 …… 450
１．中川　京貴君の提出理由説明 …… 450
１．討　　論 …… 451
平良　昭一君 …… 451
又吉　清義君 …… 452
比嘉　京子さん …… 453
照屋　守之君 …… 454
西銘　純恵さん …… 461
１．議長の発言取り消し留保の宣告 …… 462
１．採　　決 …… 462

１．日程第20　閉会中の継続審査の件 …… 463
１．採　　決 …… 463
１．閉　　会 …… 463

○巻末掲載文書

１．知事提出議案 …… 465
１．議員提出議案 …… 547
１．前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の
　　調査に関する動議 …… 557
１．諸般の報告 …… 559
１．交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について …… 563
１．議案付託表 …… 565
１．委員会審査報告書 …… 567
１．閉会中継続審査及び調査申出書 …… 579
１．予算特別委員名簿 …… 589
１．請願・陳情文書表 …… 591
１．議案等処理一覧表 …… 619

平成29年第１回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期43日間　　自 平成29年２月15日
至 平成29年３月29日

	月　日	曜　日	日　　程	備　　考
1	2月15日	水	本会議（会議録署名議員の指名） （会期の決定） （知事提出議案の説明） （議員提出議案の説明、採決）	請願・陳情付託
2	16日	木	議案研究	
3	17日	金	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	18日	㊏	休　会	
5	19日	㊐	休　会	
6	20日	月	議案研究	一般質問通告締切（正午）
7	21日	火	議案研究	
8	22日	水	本会議（代表質問）	
9	23日	木	本会議（代表質問）	
10	24日	金	本会議（代表質問）	
11	25日	㊏	休　会	
12	26日	㊐	休　会	
13	27日	月	本会議（一般質問）	
14	28日	火	本会議（一般質問）	
15	3月1日	水	本会議（一般質問）	
16	2日	木	本会議（一般質問） （予算特別委員会設置）	議案付託
17	3日	金	委員会（予算特別委員会・補正予算審査）	請願・陳情提出期限（特別委）
18	4日	㊏	休　会	
19	5日	㊐	休　会	
20	6日	月	委員会（予算特別委員会・補正予算採決）	
21	7日	火	議案整理 委員会（議会運営委員会）	
22	8日	水	本会議（補正予算委員長報告、採決） 委員会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（特別委）
23	9日	木	委員会（常任委員会）	
24	10日	金	委員会（常任委員会）	
25	11日	㊏	休　会	
26	12日	㊐	休　会	
27	13日	月	議案整理	請願・陳情提出期限（常任委）
28	14日	火	議案整理	
29	15日	水	議案整理	
30	16日	木	本会議（議員提出議案の説明、採決） 委員会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
31	17日	金	委員会（予算特別委員会）	
32	18日	㊏	休　会	
33	19日	㊐	休　会	
34	20日	㊊	休　会	春分の日
35	21日	火	委員会（常任委員会）	
36	22日	水	委員会（常任委員会）	
37	23日	木	委員会（常任委員会）	
38	24日	金	委員会（特別委員会）	
39	25日	㊏	休　会	
40	26日	㊐	休　会	
41	27日	月	休　会（予備日）	
42	28日	火	議案整理 委員会（議会運営委員会）	
43	29日	水	本会議（委員長報告、採決）	

（注）３月16日は休会の日と議決されていたが、３月15日の議会運営委員会の協議に基づき、議員提出議案審議のため、特に会議を開いた。

開会日に応招した議員

新　里　米　吉　君	末　松　文　信　君
赤　嶺　　昇　君	渡久地　　修　君
瀬　長　美佐雄　君	玉　城　　満　君
玉　城　武　光　君	山　内　末　子　さん
親　川　　敬　君	仲　村　未　央　さん
新　垣　光　栄　君	照　屋　大　河　君
次呂久　成　崇　君	仲宗根　　悟　君
宮　城　一　郎　君	崎　山　嗣　幸　君
大　城　憲　幸　君	金　城　　勉　君
金　城　泰　邦　君	砂　川　利　勝　君
西　銘　啓史郎　君	具志堅　　透　君
新　垣　　新　君	島　袋　　大　君
座　波　　一　君	中　川　京　貴　君
比　嘉　瑞　己　君	座喜味　一　幸　君
西　銘　純　恵　さん	嘉　陽　宗　儀　君
平　良　昭　一　君	新　垣　清　涼　君
上　原　正　次　君	瑞慶覧　　功　君
当　山　勝　利　君	狩　俣　信　子　さん
亀　濱　玲　子　さん	比　嘉　京　子　さん
當　間　盛　夫　君	大　城　一　馬　君
上　原　　章　君	糸　洲　朝　則　君
山　川　典　二　君	照　屋　守　之　君
花　城　大　輔　君	仲　田　弘　毅　君
又　吉　清　義　君	翁　長　政　俊　君

平成29年２月15日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　1　号）

平成２９年
第　１　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第１号）

平成29年2月15日（水曜日）午前10時２分開会

議　事　日　程　第1号

平成29年２月15日（水曜日）
午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで（知事説明）
第４　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
崎山　嗣幸君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第１号
新垣　清涼君	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第５　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
崎山　嗣幸君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第２号
新垣　清涼君	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君	金城　　勉君		
當間　盛夫君			

第６　那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書

渡久地　修君	花城　大輔君		
又吉　清義君	中川　京貴君		
仲田　弘毅君	宮城　一郎君		
当山　勝利君	仲宗根　悟君	提出	議員提出議案第３号
新垣　光栄君	玉城　　満君		
比嘉　瑞己君	上原　　章君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第７　陳情第１号、第３号の５、第５号、第６号、第７号の２、第13号及び第14号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで
　甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
　甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
　甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）
甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）
甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　債権の放棄について
乙第20号議案　債権の放棄について
乙第21号議案　債権の放棄について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第４　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書
日程第５　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議
日程第６　那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書
日程第７　陳情第１号、第３号の５、第５号、第６号、第７号の２、第13号及び第14号の付託の件

出　席　議　員（48名）

議　長	新　里　米　吉　君	23　番	末　松　文　信　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	24　番	渡久地　　修　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	25　番	玉　城　　満　君
2　番	玉　城　武　光　君	26　番	山　内　末　子　さん
3　番	親　川　　敬　君	27　番	仲　村　未　央　さん
4　番	新　垣　光　栄　君	28　番	照　屋　大　河　君
5　番	次呂久　成　崇　君	29　番	仲宗根　　悟　君
6　番	宮　城　一　郎　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
7　番	大　城　憲　幸　君	31　番	金　城　　勉　君
8　番	金　城　泰　邦　君	32　番	砂　川　利　勝　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	33　番	具志堅　　透　君
10　番	新　垣　　新　君	34　番	島　袋　　大　君
11　番	座　波　　一　君	35　番	中　川　京　貴　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	36　番	座喜味　一　幸　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
14　番	平　良　昭　一　君	38　番	新　垣　清　涼　君
15　番	上　原　正　次　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
16　番	当　山　勝　利　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	42　番	比　嘉　京　子　さん
18　番	當　間　盛　夫　君	43　番	大　城　一　馬　君
19　番	上　原　　章　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
20　番	山　川　典　二　君	46　番	照　屋　守　之　君
21　番	花　城　大　輔　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
22　番	又　吉　清　義　君	48　番	翁　長　政　俊　君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	金良多恵子さん
知事公室長	謝花喜一郎君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部長	金城武君		
企画部長	下地明和君	総務部財政統括監	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会公益委員	井村真己君
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	人事委員会委員長	宮國英男君
土木建築部長	宮城理君	代表監査委員	當間秀史君
企業局長	町田優君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主査	川端七生君
次長	平田善則君	政務調査課長	宮城弘君
議事課長	勝連盛博君	副参事	前田敦君
課長補佐	平良潤君	主幹	上原毅君
主幹	中村守君		

○議長（新里米吉君）　ただいまより平成29年第１回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案61件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平成29年１月末現在の平成28年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、本日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第１号「米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書」、議員提出議案第２号「米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議」及び渡久地修君外13人から、議員提出議案第３号「那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情15件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長金城棟啓君は、別用務のため本日、22日、24日、28日、３月１日及び２日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日、24日、３月１日及び２日の会議に公安委員会委員與儀弘子さん、22日及び28日の会議に同委員会委員天方徹君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、22日から24日まで及び27日から３月２日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会公益委員井村真己君、22日から24日まで及び27日から３月２日までの会議に同委員会事務局長大城玲子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　日程第１　会議録署名議員の

指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により

5番　次呂久　成　崇　君　及び
11番　座　波　　一　君

を指名いたします。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月29日までの43日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月29日までの43日間と決定いたしました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

―――――――――――――――――――――

〔知事提出議案　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

平成29年第１回沖縄県議会の開会に当たり、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、県議会並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

第１に、「県政運営に取り組む決意について」申し上げます。

県知事就任から２年余りが経過しましたが、この間、基地問題を初め、経済や文化、教育、福祉、保健医療など、さまざまな分野の課題に全力で取り組んでまいりました。

基地問題については、県民の過重な基地負担の軽減を実現するべく、公約の着実な実現に向けて取り組んでおり、特に、辺野古に新基地はつくらせないということを引き続き県政運営の柱に、全力で取り組んでまいります。

同時に、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、５年以内の運用停止を含めた危険性の除去について、政府に強く求めてまいります。

経済面では、昨年３月に策定した「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画」を着実に推進し、沖縄の経済産業の成長を実現してまいります。私は、知事就任以来、近隣諸外国、各地域へのトップセールスを積極的に展開する中で、各地の経済界関係者における沖縄への関心や期待の高さを実感しているところであります。昨年12月には、沖縄県と福建省との経済交流促進に係る覚書も締結することができました。アジアの巨大なマーケットの中心に位置する地理的優位性と、沖縄が誇るソフトパワーなどの強みを生かし、各地の期待に応えるものをつくり上げ、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

また、しまくとぅばを初めとするウチナー文化の普及継承、子供の貧困問題の解消、沖縄全体の底上げにつながる離島の振興などは、沖縄の未来を築いていくために重要であり、引き続き積極的に施策を展開してまいります。

私がさきの知事選挙において掲げた公約については、ほぼ全てに着手できたところであります。

完全失業率や有効求人倍率、小中学校の全国学力・学習状況調査における全国平均との差など改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。

しかしながら、課題はいまだ山積しております。

今後とも、関係各方面と丁寧に対話を重ね、沖縄県のさらなる飛躍と県民福祉の向上に向け、全力で県政運営に取り組み、「誇りある豊かさ」を実現してまいります。

第２に、「沖縄を取り巻く現状の認識について」申し上げます。

国際社会においては、グローバル化が急速に進行する一方で、国際テロリズムや地域紛争に伴う難民の発生などが大きな課題となっております。また、情報通信技術の急激な進化と普及による「第４次産業革命」を迎える中、世界的に産業構造や社会環境の激変が生じており、沖縄県においても、この変革への対応が求められる状況にあります。また、本年１月に誕生した米国新政権の動向についても、世界中が注目しているところであります。

我が国においては、政府の平成29年度の経済見通しによりますと、雇用・所得環境が引き続き改善し、民需を中心とした景気回復が見込まれております。また、高齢化を伴う人口減少の時代を迎え、地方創生に向けた取り組みが引き続き全国各地で推進されており

ます。

沖縄県内の経済は、観光関連指標が前年を上回るなど、景気は全体として拡大しております。

平成28年の入域観光客数は約861万人、うち外国人客が約208万人と４年連続で過去最高を更新し、観光収入は約6000億円、関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。アジア各地との間の直行便数も平成24年３月末の週49便から本年１月末には週175便と大幅に伸びており、那覇空港における国際貨物取扱量も着実に増加しております。

また、県外及び外資系企業による新たなリゾートホテルなどの進出も続いております。

情報通信関連産業についても、雇用者数は４万人を超え、生産額は4000億円を突破しました。

年平均の完全失業率は、平成27年の5.1％から平成28年は4.4％と改善し、有効求人倍率については、年平均では復帰後最高値を更新し続け、直近の平成28年12月においても1.02倍と、雇用情勢は着実に好転しております。

その一方で、求人と求職のミスマッチの解消、若年者等の高い離職率や、従業員の正規雇用化などの雇用の質の改善、県民所得の向上などが継続的な課題となっております。また、沖縄県の子供の貧困率は29.9％と深刻な状況にあり、貧困の世代間連鎖の防止など、課題の解決に向けて全力で取り組んでまいります。

周辺諸国との関係については、尖閣諸島の周辺水域をめぐる状況を踏まえ、宮古、八重山地域を初め、県民の平穏な生活環境及び県内漁業者の安全確保に向けて、国に要請するとともに、国の関係機関との連携を強化しているところです。国においては、関係改善に向けた取り組みも模索されており、沖縄県としても、文化や経済など多面的な分野の交流を通じ、諸国民との信頼の構築を図り、地域の平和と発展に貢献してまいります。

第３に、「今後の沖縄振興に向けた取り組みについて」申し上げます。

平成29年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の中間評価を踏まえ、残された課題や社会経済情勢等の変化により明らかとなった新たな課題の解消を図り、安全で安心に暮らせる沖縄らしい優しい社会をつくり上げ、好況が続く経済をより高い次元へと進化させていくための第一歩となる重要な年であります。

私は、沖縄が持つ地域力、文化力、伝統力、人間力、自然力、離島力、共生力、経済力などのソフトパワーが子や孫の世代まで大切に引き継がれ、未来を開くエンジンとして十二分に生かされ続けていくことが、極めて重要であると認識しており、このような考え方のもと、「経済発展」、「生活充実」、「平和創造」の３つの視点から、施策を展開してまいります。

「経済発展」については、まず、「アジア経済戦略構想推進計画」に基づく取り組みの具体化を一層推進します。その一環として、アジア経済戦略課に「戦略推進室」を設置し、推進体制の強化を図ります。あわせて、昨年11月の「沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会」による提言も踏まえ、スピード感を持って、成長著しいアジアのダイナミズムと連動した観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化、国際物流拠点の形成等を推進し、平成33年度の目標である県内総生産５兆1000億円の達成や県民所得の向上に向けて取り組んでまいります。

平成32年度の供用開始を目指し、本島東海岸地域の振興に資する大型ＭＩＣＥ施設を、民間活力を導入して整備を進めるとともに、沖縄観光に「ビジネスリゾート」という新機軸を打ち出し、産学官と連携したＭＩＣＥ関連産業の創出に取り組みます。

ＩＴの活用による沖縄の産業全体の国際競争力を高めるため、「ＩＴ戦略センター準備室」を立ち上げ、長期的な成長戦略を構築する官民一体となった「沖縄ＩＴ産業戦略センター（仮称）」の、平成30年度の設置に向けて取り組みます。

平成30年に沖縄県で初めて開催する「第56回技能五輪全国大会、第38回全国アビリンピック」の成功に向けて、実施計画の策定や選手の育成など、着実に準備を進め、青年技能者の育成や障害を持つ方々の職業能力の向上と雇用の促進を図ります。

また、那覇港において最大22万トン級の大型クルーズ船に対応した港湾整備を促進し、国際交流・物流機能の強化を図るとともに、那覇空港へ建設する航空機整備施設の平成30年度の供用開始を目指し、航空関連産業クラスターの形成を図ります。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムについては、構想段階における計画案を策定し、あわせて特例制度の創設や事業化に向けた取り組みを進めます。

「生活充実」については、しまくとぅばを初めとするウチナー文化の普及継承をさらに推進してまいります。沖縄伝統空手・古武道を保存・継承・発展させるため「空手振興ビジョン（仮称）」を策定するとともに、「第１回沖縄空手国際大会」の平成30年８月開催に向けた取り組みを進めるなど、沖縄空手会館を拠点に、世界中に１億人いるとも言われる空手愛好家の受

け入れ体制の強化や交流拡大を図り、「空手発祥の地・沖縄」を世界に向けて強力に発信してまいります。

また、平成32年度供用開始に向けて「工芸の杜（仮称）」の整備に取り組みます。

子供の貧困対策については、昨年11月に、「子ども未来政策課」を新設し体制を強化しました。「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を活用し、市町村における子供の学びと育ちを支援するとともに、国と連携し、子供の貧困対策支援員の配置や居場所づくり等に取り組みます。また、国、県、市町村や関係団体等で構成する「沖縄子どもの未来県民会議」を中心に、児童養護施設退所児童等への大学等進学に必要な授業料等の給付を拡大するなど、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでまいります。

また、「黄金っ子応援プラン」に基づき、市町村が実施する保育所整備や、認可外保育施設の認可化を支援するとともに、保育士の確保に努め、平成29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組みます。

心理的に不安定で、社会生活への適応が困難な児童に心理治療等を行う「情緒障害児短期治療施設」の平成30年４月開所に向けて、必要な施設整備を支援し、要保護児童等に対する支援の充実を図ります。

ことし４月に「中央児童相談所宮古分室」を新たに開設し、宮古島市及び関係機関と連携し、離島における迅速な児童虐待対応体制の強化を図ります。

また、「医療政策課」及び「地域保健課」を設置し、地域医療構想の実現や健康長寿おきなわの復活に向けた取り組みの強化を図ります。

沖縄の「離島力」の向上に向けて、下地島空港については、離島振興及び沖縄県の経済発展に資するよう、利活用事業の実施に向け引き続き取り組んでまいります。また、離島の重要性や魅力に対する認識を深める「島あっちぃ事業」について、対象離島や派遣人数を拡充するなど、離島地域の活性化等を図ってまいります。

きめ細やかな教育指導が可能となる少人数学級を小学５年生まで拡大し、学校教育の充実に取り組みます。

平成28年度に開始した給付型奨学金の取り組みを着実に実施し、経済的に進学が困難な生徒の県外難関大学等への進学を支援してまいります。

また、公立、私立を問わず県内の高等学校１年生を対象に海外渡航予定者のパスポート取得を支援し、グローバル人材の育成をさらに推進します。

那覇市内への新たな特別支援学校の設置については、平成33年度開校に向けて取り組みを進め、障害のある児童生徒の教育の充実を図ります。

平成31年度に沖縄県平和創造の森公園等を会場として開催される「第43回全国育樹祭」の成功に向けて、万全の体制で準備を進め、花と緑あふれる県土づくりに取り組みます。

「平和創造」については、昨年の「第６回世界のウチナーンチュ大会」において、10月30日を「世界のウチナーンチュの日」として定めました。今後、同日を中心とした式典開催などの各種取り組みにより、ウチナーネットワークの継承・発展を一層強化してまいります。

基地問題については、過重な基地負担の軽減を図るため、基地の整理縮小を初め、日米地位協定の抜本的な見直し、騒音問題や米軍人・軍属による犯罪など基地から派生する諸問題の解決に全力で取り組んでまいります。

私は、日米安全保障体制の必要性は理解しております。しかしながら、戦後71年を経た今もなお、国土面積の約0.6％である沖縄県に70.6％の米軍専用施設が存在する状況は、異常としか言いようがありません。日本の安全保障は、日本国民全体で真剣に考えるべきであります。このような沖縄県の主張を受け、全国知事会に「米軍基地負担に関する研究会」が設置されるなど、国内外において、理解が広がりつつあり、心強く感じているところであります。こうした取り組みにより、日米安全保障体制や沖縄の米軍基地負担の実情等についてさらに理解を広げ、過重な基地負担の軽減につながるよう全力で取り組んでまいります。

普天間飛行場の移設については、引き続き建白書の精神に基づき、辺野古の新基地建設に反対し、県外移設を求めてまいります。

平成29年度の県政運営に当たっては、「アジア経済戦略構想の実現」、「すべての人が希望を持ち安心して暮らせる社会の実現」、「地方創生の推進」、「健康長寿おきなわの復活」、「安全・安心・安らぎの確保」の５項目を「重点テーマ」として、沖縄振興を力強く推進する施策に取り組んでまいります。

私は、郷土沖縄を愛する心と既存の価値観にとらわれることのない柔軟な発想、向上心を持って、持てる能力が最大限発揮される県庁づくりを進め、限りある行政資源のもとで、より大きな成果を上げる行財政運営に努めてまいります。

第４に、「内閣府予算案について」申し上げます。

平成29年度内閣府沖縄関係予算案においては、沖縄振興を推進するための経費として3000億円台が確保され、那覇空港の滑走路増設、子供の貧困対策、駐留軍用地の跡地利用推進などの経費について、引き続

き計上されました。

厳しい国家財政状況の中で、各方面の御尽力により、離島地域の活性化や産業イノベーションの創出に係る事業などが、新たに計上されたところであります。

沖縄県としては、沖縄振興予算のさらなる効果的な活用を図るため、沖縄振興一括交付金の執行体制を強化するなど、沖縄の振興に取り組んでまいります。

次に、平成29年度における施策の概要について、御説明申し上げます。

第１は、沖縄の「経済」を開く経済発展プランの視点であります。

「自立経済発展資源の創出」について申し上げます。

「沖縄県アジア経済戦略構想」の実現に向けて、海外事務所や民間との連携強化を初め関連施策を効果的・効率的に展開してまいります。

具体的には、昨年12月に締結した福建省との経済連携を踏まえ、県産品等を福建省を通じて中国に輸出することにより課題を抽出し、通関の簡素化・迅速化等に向けた取り組みを進めます。

また、自然環境、文化資源、スポーツ、農林水産物を初めとする産業資源の高付加価値化を促進し、各産業分野においておきなわブランドの確立を図ります。

「社会資本･産業基盤の整備」について申し上げます。

那覇空港の滑走路増設事業を促進するとともに、増大する旅客需要に対応するため国内線と国際線ターミナルビルを連結する施設の増築を促進するなど、ターミナル機能の拡充強化を図ってまいります。

那覇港については、総合物流センターの整備を推進します。

中城湾港については、航路の拡充や産業支援港湾整備を着実に進めるとともに、クルーズ船の受け入れについても積極的に取り組みます。

本部港については、物流、人流機能のさらなる向上を図るとともに、大型クルーズ船に対応する岸壁等の整備を推進します。

幹線道路網については、那覇空港自動車道及び沖縄西海岸道路の整備を引き続き促進するとともに、南部東道路等の整備を推進し、本島南北軸・東西軸を結ぶハシゴ道路ネットワークの早期構築に取り組みます。

また、大型ＭＩＣＥ施設へのアクセスを円滑にする県道浦添西原線の整備を推進します。

沖縄都市モノレールの首里駅から沖縄自動車道（西原入り口）までの延長整備を推進し、平成31年春の開業を目指します。あわせて、石嶺駅の先行開業について、引き続き検討を進めます。

「沖縄らしい観光・リゾート地の形成」について申し上げます。

沖縄のソフトパワーを活用した世界水準の観光・リゾート地の形成に取り組み、平成33年度までに観光収入１兆円超、入域観光客数1000万人超の達成を目指します。

来月、我が国で初めて、沖縄で開催されるアジア最大の航空会社商談会「ルーツ・アジア」において沖縄のポテンシャルを印象づけ、国際航空路線のさらなる拡充を図ってまいります。

これまでインバウンド需要を取り込むため国外で展開してきた、沖縄観光ブランド「Be. Okinawa」について、関係団体等と連携し効果的な推進体制の構築に取り組み、国内においても戦略的に展開します。

自然・歴史・文化など沖縄固有の資源を活用したエコツーリズムや農林水産業と連携したグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなどの体験交流型観光を推進するとともに、ヤンバルの山村資源を持続可能な形で活用する森林ツーリズムの推進体制の構築にも取り組みます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、事前キャンプの誘致等、スポーツコンベンションの推進や県出身選手の育成のほか、沖縄県への聖火リレーの誘致、開会式等における沖縄文化・芸能の披露等に向けた取り組みを推進します。

「産業の振興と雇用の創出・安定」について申し上げます。

国際情報通信ハブの形成を目指し、沖縄と首都圏、アジアを直結する高速通信基盤等を活用したアジアとの双方向ビジネスの展開を支援します。

また、サイバーセキュリティーを初め、先進的なＩＴ技術を活用した研究開発等や、他産業との連携による付加価値の高いサービスの創出、高度ＩＴ人材の育成を促進します。

国際物流拠点の形成に向けて、国際航空物流や海上物流の拡充を進めるとともに、これらのすぐれた機能を活用するグローバル企業等の集積を促進し、あわせて商流ネットワークの構築に取り組みます。

また、全国のすぐれた特産品を迅速にアジアへ届ける流通プラットフォームの構築を推進するとともに、事前マッチング型商談会としては、国内最大級の「第４回沖縄大交易会」を民間と共同で開催します。

「沖縄科学技術振興ロードマップ」に基づき、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学及び沖縄工業高等専門学校を核とした産学官連携によるリーディングプロジェクトの創出や人材育成・確保の支援体制の構築を図り、新事業・新産業を創出する国際的な知的・産業

クラスターの形成を推進します。

再生医療や疾患ゲノムの研究開発を通じて先端医療技術の研究基盤を強化するとともに、感染症分野の研究開発や国際会議の開催等に取り組み、国際的な先端医療及び感染症研究の拠点形成を推進してまいります。

また、沖縄の生物資源や地理的優位性等を生かした医薬品、医療機器、機能性食品等の研究開発及び事業化を推進します。

企業誘致については、国際物流拠点産業集積地域や情報通信産業振興地域、経済金融活性化特別地区等の特区や各種税制優遇措置等を活用するとともに、航空機整備施設等のインフラ整備を促進し、アジア市場にビジネスを展開する産業等の集積に取り組みます。

沖縄物産フェアの拡充や県内企業の販路開拓の支援等により、県産品の県外、アジア市場への販路拡大・販売促進に努めます。

さらに、海外ネットワークを有効に活用し、観光誘客、県産品の海外展開、投資誘引等、戦略的な施策を展開します。

県内ものづくり産業の振興については、サポーティング産業の強化を図るとともに、産学官・企業間連携の推進、高度技術の開発、戦略的製品の開発などに取り組みます。

泡盛などの県外展開による販売促進や需要喚起などの取り組みを引き続き支援するとともに、経営基盤の強化などが有効に図られるよう、酒類業界との連携に努めます。

中小企業・小規模事業者の支援については、市町村や関係機関と緊密に連携し、経営革新や創業の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、総合的に取り組みます。

また、好調な観光客の消費需要を着実に取り込み、県内商業の活性化に取り組みます。

クリーンエネルギーの推進については、米国ハワイ州との協力事業を推進し、海洋エネルギーを初め、沖縄の地域特性を生かした再生可能エネルギーの普及拡大を図るとともに、島嶼型のエネルギー技術開発や、関連企業の海外展開及び国際貢献を促進します。

雇用の安定については、若年者等の離職率の高さや求人と求職のミスマッチ等の課題に引き続き取り組んでまいります。

雇用の質の改善については、すぐれた人材育成の取り組みを行っている企業の認証制度のさらなる活用を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、従業員の正規雇用化など、働きやすい環境づくりに取り組む企業に対し、各種支援施策を展開します。

「農林水産業の振興」について申し上げます。

沖縄の地域特性を生かした農林水産業の振興については、戦略品目による拠点産地の形成、生産基盤の整備、６次産業化のほか、「地理的表示保護制度」の活用などにより、さらなるブランド化を推進するとともに、アジアなどへの海外輸出、販路開拓に積極的に取り組みます。

また、島嶼県における流通条件の不利性の負担を軽減するため、引き続き輸送コスト低減対策を推進するとともに、中央卸売市場における物流対策の強化を図ります。

農地利用については、農地中間管理機構を通じて、新規就農者や法人経営体等担い手の農地利用拡大に取り組みます。

畜産業については、経営基盤の強化を実施するとともに、安全・安心な県産食肉等の流通体制の強化を図るため、ＨＡＣＣＰ基準に対応した食鳥処理施設の整備に取り組みます。

水産業については、新規漁業就業者を対象とした漁具等の漁業経費の支援等を実施し、漁業就業者の確保・育成に取り組みます。

また、漁船が自由かつ安全に操業できる漁場を確保するため、ホテル・ホテル訓練区域における使用制限の解除対象水域の拡大及び対象漁業の拡充を求めてまいります。

日台漁業取り決めの影響緩和のための基金を活用し、漁業者の安全操業の確保や水産経営の安定化など、水産業の振興に取り組みます。

第２は、沖縄の「幸せ」を開く生活充実プランの視点であります。

「地域力の向上・くらしの向上」について申し上げます。

県民一人一人がボランティア、ＮＰＯ活動などへ主体的に参加できる仕組みづくりや、県民や地域組織、企業等の多様な主体が連携した取り組みを促進します。

働く全ての人が輝ける職場環境の整備を目指し、県が率先して仕事と生活の両立支援、子育てに優しい職場づくりに取り組むとともに、市町村等と連携して、女性が輝く社会づくりに取り組みます。

県内全市町村で構成する沖縄県移住受入協議会での活動を通し、移住者受け入れに取り組む市町村の創意工夫を支援するとともに、県外都市部における移住フェアの開催など、Ｕターン者や移住者の持続的受け入れに向けた取り組みを積極的に推進します。

モノレール旭橋駅周辺地区市街地再開発について、平成30年度の事業完了を目指したバスターミナルを

含む北工区の整備を支援してまいります。

「美ら島の自然環境保全」について申し上げます。

「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向け、国、市町村等と連携し、ヤンバル地域及び西表島における希少種等の保護や外来種対策など、自然環境の保全に取り組みます。

沖縄県自然環境再生指針を踏まえた自然環境再生モデル事業や、サンゴ礁保全に向けたオニヒトデ対策などに取り組み、自然環境の保全・再生・適正利用を図ります。

また、昨年９月にハワイで締結した「グリーンアイランドパートナーシップ設立に関する合意書」に基づき、米国ハワイ州及び韓国済州特別自治道と協力し、島嶼地域が直面する環境に関する課題解決等に向け取り組みます。

生物多様性の保全上重要な情報収集・調査研究・教育普及の拠点となる「国立自然史博物館」の誘致について、取り組みを進めます。

また、絶滅が危惧されるジュゴンの生息状況等の調査を継続し、保護施策のあり方等、希少生物の保全に向けた取り組みを推進します。

亜熱帯の特性を生かした沖縄らしい景観や環境共生型社会の形成を目指した取り組みを進めるとともに、緑化施策を充実し、全島緑化を推進します。

また、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の平成31年度供用開始を目指し、工事に着手します。

「誇り高きウチナー文化の普及促進」について申し上げます。

中期「しまくとぅば」普及推進行動計画に基づき、人材の養成や活用のコーディネートなど、中核的な機能を果たす「しまくとぅば普及センター（仮称）」を平成29年度に設置し、市町村、学校、団体等と連携のもと、県民への普及促進、次世代への継承に取り組みます。

組踊、琉球舞踊、沖縄芝居などの伝統文化や、染織物、陶器、漆器などの伝統工芸の後継者育成に取り組むとともに、国内外への発信力の強化を図ります。

また、県産工芸品の市場ニーズに対応した製品開発等に取り組み、普及や販路拡大を図ります。

沖縄の歴史文化の核となってきた指定文化財の保護に努めるとともに、「沖縄県史」及び「歴代宝案」の編集刊行に取り組みます。

「健康福祉社会の実現」について申し上げます。

2040年までに平均寿命日本一を取り戻すため、次世代や働き盛り世代の健康づくりのさらなる拡大や、健康づくりを担う人材の育成を図るなど、引き続き健康長寿復活プロジェクトを推進します。

また、栄養指導等の健康づくりを推進するため、管理栄養士の養成などに取り組みます。

民生委員・児童委員の充足率向上と活動の活性化を図るとともに、適切な福祉サービスが利用できる体制を推進します。

生活困窮者の相談支援体制のさらなる充実、地域における関係機関とのネットワークのより一層の強化に取り組みます。

平成29年度から本格的に施行される新しい社会福祉法人制度について、市町村等の関係機関と連携しながら、社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等を促進します。

障害のある人に対する誤解や偏見等をなくす取り組みを充実させるとともに、地域生活への移行の促進、社会参加、就労支援等の地域生活支援を行います。

「子育て･高齢者施策の推進」について申し上げます。

安心して妊娠、出産し、子供を健やかに育てることができるよう、子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、低体重児出生率の改善に向けた取り組みを推進します。

また、こども医療費助成制度について、市町村の意向を踏まえながら、現物給付の導入に向けた取り組みを推進します。

待機児童の計画的な解消や、多様なニーズに対応した子育て支援の充実等、保育サービスの充実を図ります。

「沖縄県子どもの貧困対策計画」に基づき、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な子供の貧困対策を推進します。

さらに、要保護児童等への支援やひとり親家庭等の自立支援にも引き続き取り組みます。

高齢者の介護サービスの充実、認知症施策の推進、社会参加の促進等、地域包括ケアシステムを構築するとともに、介護人材の確保に取り組みます。

また、入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホーム等の施設整備の支援に取り組みます。

「医療の充実」について申し上げます。

北部及び離島地域における医師不足の解消に重点的に取り組むとともに、看護師等保健医療従事者の養成・確保、救急医療体制の充実など、地域医療の充実強化を図ります。

県立病院については、地域の中核病院として、救急医療や小児医療、周産期医療など医療提供体制の安定確保に努めるとともに、経営の健全化に向けて、さらなる改善に取り組みます。

また、新県立八重山病院については、平成30年度の早い時期の開院に向けて整備を進めます。

「安心・安全で快適な社会づくり」について申し上げます。

人に優しい交通手段の確保に向けて、ＩＣ乗車券の船舶やタクシーへの拡張利用について検討を行います。

住環境の整備については、県営大謝名団地、神森団地、南風原団地、南風原第２団地、新川・真喜良団地等の建てかえを推進します。

民間既存住宅の省エネ化やバリアフリー化を図るため、住宅リフォームを促進するとともに、配慮が必要な高齢者等の民間賃貸住宅への入居支援を促進します。

飲酒運転根絶等の交通安全対策のほか、地域社会と連動した「ちゅらさん運動」を一層活性化させ、少年非行防止対策や子供・女性・高齢者等の安全確保を含めた総合的な犯罪抑止対策に取り組みます。

犯罪被害者等を社会全体で支える機運の醸成を図り、警察安全相談体制の充実、大規模災害やサイバー空間の脅威など、県民生活を脅かすさまざまな危機に対してきめ細かな対策を推進します。

ＤＶ・ストーカーや性犯罪等の被害未然防止対策を強化するとともに、県立中部病院敷地内に「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」を建設し、性犯罪・性暴力被害者に対する被害直後からの総合的な支援体制の充実に取り組みます。

消費者被害の未然防止と早期救済を図るため、市町村相談体制の充実と消費者への啓発等に継続的に取り組みます。

災害に強い県土づくりのため、老朽化した橋梁の補修・補強や海岸堤防等の改修、また、民間住宅、ホテル、病院等への耐震診断及び改修等に対する支援等に取り組みます。

治水・浸水対策、土砂災害対策、高潮対策に取り組むとともに、治山対策による森林の維持・造成を推進し、潮風害の防止、山地災害復旧・予防、及び生活環境の保全を図ります。

東日本大震災や熊本地震の教訓を踏まえ、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動の確保、国、市町村、民間事業者等と連携した迅速な災害救助や被災者支援に備えた体制の整備等に取り組みます。

安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、水道施設の計画的な更新・耐震化を推進します。

また、市街地の雨水浸水対策を促進し、下水道施設の整備拡張や計画的な更新・耐震化に取り組みます。

「離島力の向上」について申し上げます。

離島地域においては、港湾・空港施設の機能向上を初め道路・公園などの社会基盤整備を推進します。

超高速ブロードバンド環境の整備による情報格差の解消や、本島周辺離島８村への水道水の安定供給と料金低減の取り組みなど、水道広域化の取り組みを着実に進めます。

離島航路及び航空路に就航する船舶や航空機の購入等の支援など、交通基盤の整備を推進します。

また、離島航路及び航空路の交通コスト低減や割高な生活コストの低減に取り組むとともに、安定した保健医療サービスの提供、離島患者の通院コストの低減や植物コンテナによる葉野菜の安定供給のほか、離島からの高校進学等の支援など、離島の定住条件の整備に取り組んでまいります。

体験プログラムの開発・改善や民泊を推進する離島体験交流事業等を引き続き実施します。

離島の主要産業であるサトウキビや畜産などの農林水産業の生産性向上、担い手の育成・確保対策を推進し、製糖業の効率化や合理化、経営安定化に取り組むとともに、地元特産品の販売力強化を支援します。

「教育の振興」について申し上げます。

学校教育については、教員の指導力向上、学校の授業改善等、小中学校のさらなる学力向上を図ります。また、正規教員率の改善にも引き続き取り組みます。

中高一貫教育等の充実による人材の育成を図るとともに、給付型奨学金の実施など、大学等への進学を支援してまいります。

さらに、大学進学率のさらなる向上を図り、将来の沖縄振興の基盤を担う人材を育成・輩出するため、高等教育を受ける機会の創出等に取り組んでまいります。

就学援助を必要とする児童生徒に支援が届くよう、制度の周知広報を図るとともに、制度の充実を促進してまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、いじめ、不登校、深夜徘回等の未然防止、早期発見及び早期解決に取り組みます。

ことし４月から県立高等学校３校に軽度知的障害を対象とした併設型の高等支援学校を開校し、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいります。

特色ある教育を実践し、個性豊かな人材育成に貢献している私立学校を支援し、私学教育の充実、多様な人材の育成を図ります。

子供の健やかな成長を育む「やーなれー」事業を推進するとともに、地域住民等の参画による学習補助や学校支援、子供たちの放課後の安全・安心な居場所づくりなど、家庭教育の充実を図ります。

また、離島等図書館未設置町村における移動図書館

の実施等により読書環境の充実を図るとともに、「知の拠点」となる新県立図書館の整備を進めます。

米国や欧州、アジア諸国など、海外への短期研修及び海外留学に高校生や大学生等を派遣するなど、継続してグローバル人材の育成に取り組みます。

「平成31年度全国高等学校総合体育大会」が本県を含む九州南部４県で開催され、沖縄県では、陸上、サッカー、空手道など７競技８種目が実施されることが決定しました。同大会の開催に向けて、関係市町村や各競技団体等と連携し取り組みを進めます。

第３は、沖縄の「平和」を開く平和創造プランの視点であります。

「沖縄から世界へ、平和の発信」について申し上げます。

沖縄平和賞や平和祈念資料館における戦争体験証言等の記録などを通じて、恒久平和を願う沖縄の心を広く国内外へ発信し、次世代に継承する事業を充実させてまいります。

沖縄戦の戦災の状況を後世に伝えるため、国と連携し、戦災の記録が確実に残るよう取り組んでまいります。

「国際交流・協力の推進」について申し上げます。

世界のウチナーネットワークの強化、拡大、次世代への継承を図るため、市町村及び県人会や世界若者ウチナーンチュ連合会等との連携を一層強化し、さまざまな交流を推進してまいります。

県内の中学・高校で国際協力出前講座を実施するとともに、ＪＩＣＡ沖縄と連携して、高校生を開発途上国へ派遣し、将来の国際協力を担う人材を育成します。

「基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用」について申し上げます。

昨年12月、県民の不安が一向に払拭されていないことから配備撤回を求めてきたオスプレイが、墜落事故を起こすなど、米軍基地に起因する事件・事故は、依然として県民に大きな不安を与えております。

県としては、引き続きオスプレイの配備撤回を求めるとともに、米軍機による事故等が発生した際の政府の対応に県の考えを反映させる新たな仕組みを構築し、県民の懸念や不安の払拭を図ってまいります。

また、日米地位協定については、県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であると考えております。

今後とも軍転協や渉外知事会、全国知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めてまいります。

辺野古新基地に反対する県民世論、及びそれを踏まえた建設阻止に向けた私の考えや、沖縄の正確な状況について、米国政府、連邦議会へ伝えるため、米国ワシントンＤＣの駐在員を活用し、基地問題に関する情報収集・発信を行うとともに、私が訪米し、直接訴えることによって、沖縄の課題解決に努めてまいります。

普天間飛行場の５年以内運用停止を含めた危険性除去の方策について、政府と調整してまいります。

嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、統合計画の確実な実施とともに、内容の具体的な説明、地元意見の聴取の場の設置、跡地利用の円滑な推進等を引き続き政府に対して強く求めます。

とりわけ、牧港補給地区については、７年以内の全面返還に向けて、引き続き政府と調整を進めてまいります。

また、平成27年３月に返還された西普天間住宅地区の跡地利用については、国、宜野湾市、琉球大学、地主会等の関係者と連携し、国際医療拠点の形成を目指してまいります。

さらに、普天間飛行場を初めとした返還予定地について、関係市町村等と連携し、跡地利用計画の策定を促進します。

戦後処理問題については、不発弾処理問題の早期解決に取り組むとともに、沖縄戦の戦没者の遺骨収集の加速化を図ります。また、所有者不明土地問題について、抜本的解決策を講ずるよう国に求めてまいります。

次に、甲第１号議案から甲第35号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

平成29年度は、「重点テーマ」を踏まえ、沖縄の持つ優位性と潜在力を生かす施策を戦略的に展開するとともに、「沖縄21世紀ビジョン基本計画中間評価」の反映及び「第７次沖縄県行財政改革プラン」の推進により、一つ一つの施策・事業の効率性と実効性の向上に取り組む方針のもと、必要な予算を計上いたしました。

その結果、平成29年度当初予算は、

一般会計において　　7354億4300万円
特別会計において　　1183億7540万円
企業会計において　　1191億6346万円

の規模となっております。

また、平成28年度補正予算につきましては、緊急に予算措置を必要とする経費への対応や事業の執行状況に応じた所要の補正を行うこととしており、一般会計において76億1414万9000円の減額、11の特別会計において16億8315万8000円の減額等を計上しております。これらの補正予算につきましては、先議案

件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、乙第１号議案から乙第26号議案までの乙号議案につきましては、条例議案が「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」等14件、議決議案が「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」等12件を提案しております。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。イッペーニフェーデービル。タンディガータンディ。シカイトゥミーファイユー。

○議長（新里米吉君）　知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第５条第２項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長　宮國英男君登壇〕

○人事委員会委員長（宮國英男君）　おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づいて人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

まず、乙第３号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や介護休暇の分割取得など、育児及び介護支援に係る措置を講ずるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、職員の育児休業、介護休暇等に係る制度を整備するための改正でありますので、適当であると考えております。

次に、乙第４号議案ですが、「沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国や他の都道府県の状況等も踏まえまして、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情について定めるものであります。つきましては、これについても適当であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第４　議員提出議案第１号　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書**及び**日程第５　議員提出議案第２号　米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第１号及び第２号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ただいま議題となりました議員提出議案第１号及び第２号の２件につきまして、２月９日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由の御説明を申し上げたいと思います。

提案理由は、米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第１号を朗読いたします。

〔米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で、県内所在関係機関及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号

及び第２号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第１号「米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する意見書」及び議員提出議案第２号「米軍ＡＨ１Ｚ攻撃ヘリコプター不時着事故等に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号及び第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第１号及び第２号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第１号及び第２号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　日程第６　議員提出議案第３号　那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡久地　修君。

〔議員提出議案第３号　巻末に掲載〕

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　ただいま議題となりました議員提出議案第３号につきましては、２月13日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第３号を朗読いたします。

〔那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第３号「那覇空港における自衛隊機によるトラブルの再発防止に関する意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　日程第７　陳情第１号、第３号の５、第５号、第６号、第７号の２、第13号及び第14号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情７件のうち、陳情第１号、第５号、第６号、第13号及び第14号の５件については、米軍基地関係特別委員会に、陳情第３号の５及び第７号の

２の２件については、公共交通ネットワーク特別委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明２月16日から21日までの６日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明２月16日から21日までの６日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、２月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時21分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年２月22日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　2　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第２号）

平成29年２月22日（水曜日）午前10時１分開議

議　事　日　程　第2号

平成29年２月22日（水曜日）
午前10時開議

第１　代表質問

本日の会議に付した事件

日程追加　常任委員の所属変更の件
日程第１　代表質問

出　席　議　員（48名）

議　長	新　里　米　吉　君	23　番	末　松　文　信　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	24　番	渡久地　　修　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	25　番	玉　城　　満　君
2　番	玉　城　武　光　君	26　番	山　内　末　子　さん
3　番	親　川　　敬　君	27　番	仲　村　未　央　さん
4　番	新　垣　光　栄　君	28　番	照　屋　大　河　君
5　番	次呂久　成　崇　君	29　番	仲宗根　　悟　君
6　番	宮　城　一　郎　君	30　番	崎　山　嗣　幸　君
7　番	大　城　憲　幸　君	31　番	金　城　　勉　君
8　番	金　城　泰　邦　君	32　番	砂　川　利　勝　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	33　番	具志堅　　透　君
10　番	新　垣　　新　君	34　番	島　袋　　大　君
11　番	座　波　　一　君	35　番	中　川　京　貴　君
12　番	比　嘉　瑞　己　君	36　番	座喜味　一　幸　君
13　番	西　銘　純　恵　さん	37　番	嘉　陽　宗　儀　君
14　番	平　良　昭　一　君	38　番	新　垣　清　涼　君
15　番	上　原　正　次　君	39　番	瑞慶覧　　功　君
16　番	当　山　勝　利　君	41　番	狩　俣　信　子　さん
17　番	亀　濱　玲　子　さん	42　番	比　嘉　京　子　さん
18　番	當　間　盛　夫　君	43　番	大　城　一　馬　君
19　番	上　原　　章　君	45　番	糸　洲　朝　則　君
20　番	山　川　典　二　君	46　番	照　屋　守　之　君
21　番	花　城　大　輔　君	47　番	仲　田　弘　毅　君
22　番	又　吉　清　義　君	48　番	翁　長　政　俊　君

説明のため出席した者の職、氏名

知　　事	翁　長　雄　志　君	総　務　部　長	金　城　　武　君
副　知　事	浦　崎　唯　昭　君	企　画　部　長	下　地　明　和　君
知事公室長	謝　花　喜一郎　君	環　境　部　長	大　浜　浩　志　君

子ども生活福祉部長	金城弘昌君	総務部財政統括監	池田克紀君
保健医療部長	砂川靖君	教育長	平敷昭人君
農林水産部長	島尻勝広君	公安委員会委員	天方徹君
商工労働部長	屋比久盛敏君	警察本部長	池田克史君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
土木建築部長	宮城理君	人事委員会事務局長	親川達男君
企業局長	町田優君		
病院事業局長	伊江朝次君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	金良多恵子さん		
知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた人事委員会委員長宮國英男君は、所用のため本日から24日まで及び27日から３月２日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、人事委員会事務局長親川達男君の出席を求めました。

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

常任委員の所属変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、常任委員の所属変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　常任委員の所属変更の件を議題といたします。

経済労働委員の山内末子さんから文教厚生委員に、文教厚生委員の瑞慶覧功君から経済労働委員にそれぞれ委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

○照屋　守之君　議長、ちょっと。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

改めてお諮りいたします。

山内末子さん及び瑞慶覧功君から申し出のとおり、それぞれ委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　この際、念のため申し上げます。

本日から24日まで及び27日から３月２日までの７日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　皆さん、こんにちは。

大変長らくお待たせをいたしました。

沖縄・自民党の中川京貴でございます。

沖縄・自民党会派を代表いたしまして、通告に従い代表質問を行います。

まず、１、知事の政治姿勢についてであります。

去る１月22日の宮古島市長選挙と２月12日の浦添市長選挙は、翁長知事が支持し街頭演説までしたオール沖縄候補が敗北しました。この２つの選挙への対応で翁長知事の県政運営におけるダブルスタンダードが明白となりました。今回の２つの選挙では、翁長知事が県政の最大の課題とする辺野古移設建設問題には直接関係する選挙ではなく、宮古島市、浦添市が抱える問題に特化した選挙でありました。

まず浦添市長選挙は、那覇軍港の浦添移設の是非が争点となった選挙であります。今回、松本候補は明確に那覇軍港の浦添移設受け入れを表明し、県や那覇市と同一歩調をとっており、県政の重要課題解決に向けて何ら支障は生じないはずであります。しかし、翁長知事は、那覇軍港の移設反対の政党団体などとさまざまな政党団体が担ぎ出した移設問題に明確な姿勢を打ち出せないオール沖縄候補を支持、応援しております。翁長知事はさきの11月県議会で、県知事として那覇軍港浦添移設を認め、記者会見までしながら、選挙では軍港移設をほごにしかねない候補を支持、応援する政治の思惑で使い分ける姿勢に、浦添市民の多くが反発したと考えるものであります。那覇港湾整備問題は、これまで莫大な財源が投じられ、県、那覇市、浦添市の３者が推進に向け取り組んできた事業であり、那覇軍港の返還だけでなく、牧港補給地区の返還にも影響する県政の重要課題であります。知事の政治的思惑で県政の重要課題さえも無視する姿勢は、まさにダブルスタンダードであります。

また、１月22日の宮古島市長選挙は、自衛隊配備が最大の争点となったのでありますが、知事は、オール沖縄側が擁立した２候補のうち、自衛隊配備反対を明確に打ち出した候補を支持、応援しております。辺野古移設建設問題ではぶれない知事ですが、自衛隊配備問題ではかたくなにみずからの考えを示すことを避けております。先島諸島への自衛隊配備が注目されている中、我が沖縄・自民党が知事の考えを示すようたびたび質問しておりますが、知事は、地元の理解と協力が得られるよう政府は丁寧に説明し、住民生活の安心・安全に配慮すべきと答えをはぐらかし、みずからの姿勢を明確にしていないのであります。かつて保守政治家のホープとして、日米安保、自衛隊容認を明確にしていた知事が自衛隊配備を争点として戦っている選挙で、配備反対を掲げている候補と一緒に街頭に立つことは何ら不自然さも違和感もなかったのかであります。あるいは知事は、自衛隊配備について、みずからの口から発信することなく、自衛隊配備反対候補を支持、応援することで、姿勢を変えたのかであります。翁長県政は、基地問題が９割で経済問題が１割と言われてきております。来年の県知事選までこのような翁長知事の県政運営が続くのか、県民にとっては決して報われることはないと考えるのであります。

そこで伺います。

(1)、去る１月22日の宮古島市長選挙と２月12日の浦添市長選挙は、翁長知事が支持し街頭演説までしたオール沖縄候補が敗北した。この結果について、知事はどのように分析し、責任を感じているか伺いたい。

(2)、浦添市長選挙は、那覇軍港の浦添移設が争点の選挙となった。那覇港湾整備は県政の基本方針でありながら、知事は、軍港移設を打ち出せない候補者を応援したことは、県政運営の中で経済の重点施策より政治的思惑を優先した形となった。基地９、経済１と言われる県政運営について、知事の見解を伺いたい。

(3)、去る１月22日の宮古島市長選挙は、自衛隊配備が選挙の争点となった中、知事はオール沖縄側が擁立した２候補のうち、自衛隊配備反対を明確に打ち出した候補を支持し、応援した。これは知事の自衛隊配備反対の表明と受け取れるが、どうか伺いたい。

(4)、知事は、本県への自衛隊配備について、地元の理解と協力を得るべきと述べるだけで、みずからの姿勢を明確にしていない。知事自身は自衛隊配備に賛成か反対か、明確な答弁を伺いたい。

(5)、知事は、北部訓練場返還式典への参加を拒否し、オール沖縄会議主催のオスプレイ撤去を求める緊急抗議集会に参加したが、県知事としての公務での参加か、私的個人としての参加か伺いたい。

(6)、県は、沖縄県関係職員連合労働組合の存在を把握しているか。また、県職労（職員団体）ほか３団体との関係や活動内容を把握しているか。さらに適法に組織され、活動も適法か伺いたい。

(7)、去る日米首脳会談で、安倍首相とトランプ大統領は、米国の日本防衛義務を定めた日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されることを確認した。知事はこの合意を支持するか伺いたい。

２、米軍基地問題について。

本県においては、米軍基地から発生する騒音被害や米軍属等による事件・事故は一向に改善されず、県民の不満、怒りを募らせております。米軍は夜間外出や飲酒を制限したリバティ制度、禁酒令等で対応しておりますが、今までのところ決定的な効果は出ておりま

せん。そのため、政府はこれまでの凶悪な事件を受け、沖縄における犯罪抑止対策推進チームを立ち上げ、100台規模の車両による沖縄地域安全パトロール隊創設と警察官100人増員とパトカー20台の増強による警察力の強化、防犯灯や防犯カメラを設置するほか、沖縄担当相のもとに、国と県、自治体などによる協議機関の設置等々、対策の実施を進めております。これらの対策が本格的に実行に移されれば大きな効果が期待できるものと考えます。

米軍人等による事件・事故が起きるたびに問題となるのが日米地位協定の見直しであり、我が沖縄・自民党もこれまで一貫して求めてまいりました。しかし、日米関係の根幹をなす日米地位協定の抜本的見直しを日米両政府に認めさせるには、今日までの経緯を見れば、本県だけでは難しいことはこれまでの経緯が示しております。日米地位協定の抜本的な見直しについては、これまでの経緯を見れば本県だけで限界があり、全国知事会、渉外知事会と連携し、全国の問題として取り組むのが重要であります。我が沖縄・自民党も日米地位協定の抜本的見直しを掲げて活動しており、全国の自民党会派と連携し、全国の問題として取り組んでいく考えであります。県においても、全国知事会等との連携など綿密な戦略が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、平成12年８月に日米地位協定の抜本的見直し11項目について、日米両政府に要請しているが、これまでの要請経緯と今後渉外知事会と連携した取り組みが必要ではないか伺いたい。

(2)、今後とも抜本的な見直し11項目について一括しての見直しを求めるのか、重点的な項目から順次改定を求めることも可能か伺いたい。

(3)、県は、米軍に係る事件・事故について、新たな協議機関のあり方として、構成員の枠組みの拡大を求めているが、これにより何が変わり県の意見などをどのように反映させるか伺いたい。

(4)、嘉手納基地の米軍機騒音激化について、騒音防止協定の遵守と飛来訓練をしないことなどを日米両政府に求めているが、一向に改善されない。県の取り組みを伺いたい。

(5)、沖縄防衛局は、米軍嘉手納基地周辺の航空機騒音の大きさを示す、騒音コンターの見直し作業を進めているようであるが、関係市町村は、コンターの拡大、住宅防音工事予算の増額を求めている。県としての対応について伺いたい。

(6)、日米地位協定に関し、米軍属の適用範囲についての補足協定が締結されたが、県はどのように評価するか伺いたい。

３、農林水産の振興について。

我が国の農林水産業の衰退が続く中、亜熱帯性気候や地理的特性という国内唯一の地域特性から、本県の農林水産業も厳しい環境に置かれております。このため、これまでの地域不利性と言われた亜熱帯気候等を優位性に変え、高品質かつ安心・安全な沖縄に特化したおきなわブランドの確立を目指し、戦略的な取り組みも進めることが必要であります。本県は、恒常的に台風等の自然災害や気象変動による災害に見舞われており、おきなわブランドの確立には災害に強い栽培施設などの整備が不可欠であります。そのために思い切った対策、施策の展開による戦略的品目の育成、選択を図り、拠点産地の形成、生産基盤の整備を図っていくことが必要であります。しかし、本県における農業就業人口は年々減少を続けており、特に65歳以上の高齢農家の割合が54％と高く、担い手の若返りや減少への歯どめをかけるのは容易ではありません。若者の就業意欲を高めるには、何といっても安定的な収入が得られる魅力ある農林漁業にすることが必要であります。難しい課題ではありますが、新たなおきなわブランドの確立による本県農林漁業の安定が求められております。

そこで伺います。

(1)、政府は、2017年度から米補助金の見直しに着手するとしているようだが、見直しの内容と本県農家への影響について伺いたい。

(2)、おきなわブランドの確立を図る上で、戦略品目の選定・育成や生産拠点の形成、生産基盤の整備、流通・販売市場の開拓を図ることが必要であるが、21世紀ビジョン基本計画５年間での整備、成果等について伺いたい。

(3)、本県のサトウキビ生産は相次ぐ台風や災害等もあり、生産減対策として、干ばつ対策や病害虫対策に取り組んでいるが、関係機関等との連携や具体的な対策の内容について伺いたい。

(4)、本県農業の柱であるサトウキビのさらなる生産振興を図るため、サトウキビを活用した６次産業化の可能性について、現在の取り組み状況を伺いたい。

(5)、泊漁港の再整備に関連し糸満漁港への移転について、県、那覇市、泊地区漁業生産者７団体の思惑から、移転問題が不透明化しているが、今後の見通しと決着のタイムリミットについて伺いたい。

(6)、県内のマグロはえ縄漁船の米軍船舶によるはえ縄切断問題について、示談が成立したようだが、これまでの経緯と示談の内容、今後行政の関与の必要性

について、県の考えを伺いたい。

４、社会資本の整備について。

本県は、復帰後これまで未整備であった陸上交通、空港、港湾などを中心に国による計画的な支援で社会基盤の相当分が整備されてまいりました。しかし、本県には戦後無秩序に形成された密集市街地が多く、災害対策の面からも、また、島嶼県という地理的特性、台風の常襲地帯や自然災害等による被害防止など、解消すべき課題も多く残されております。また、本県の民間住宅を含めた建築物は、ピロティー形式のものが多く、耐震性の弱さが指摘されております。耐震性を高めることが求められております。また、密集市街地の解消が進んでいない本県において、老朽建築物の建てかえ、狭隘道路の整備促進、都市公園の防災機能強化など、急ぐことが必要であります。そのためには、市町村が中心となって進めている市街地再開発事業や土地区画整理事業、街路整備事業等これまで以上に事業の拡大、充実を図り、県も一体となり取り組むことが必要であります。このためには、これから社会資本整備を担う本県の建設業の育成強化が不可欠であります。本県建設業は、資本金や出資金が少ない経営基盤が脆弱な企業が多く、事業獲得競争がグローバル化した現在にあって一段と厳しい状況にさらされております。公共事業の県内発注機会の確保や米軍発注工事への参入促進を図り、建設業の経営基盤を強化していくことが求められております。

そこで伺います。

(1)、密集市街地の解消に向け、市町村を中心に市街地開発事業や土地区画整理事業などに取り組んでいるが、県として解消に向けた基本設計と今後の事業計画、必要とされる財源について伺いたい。

(2)、県は、平成32年度までに、住宅や集合的な建築物の耐震化を95％に引き上げる目標を掲げている。本県はピロティー形式の建物が多く、耐震性が懸念されているが、県民からの相談状況や耐震化の達成率等について伺いたい。

(3)、沖縄アジア経済戦略構想でアジア全体を市場とするパーツセンター等の臨港型産業の集積を進めているが、計画の全体像とこれまでの進捗状況について伺いたい。

(4)、沖縄県建設産業ビジョンは平成29年度で終了する。活性化に向けた取り組みを掲げているが、そのうち、県内建設企業が多様化する市場環境で生き残るために産業構造の転換が必要であるが、これまでの取り組みと解決すべき課題と問題点等について伺いたい。

(5)、県は、中城湾港を那覇港と並ぶ物流の中継拠点港として位置づけているが、中城湾港地区には金型製造や機械装置、自動車製造業なども進出している。産業集積拠点としての魅力を生かし、アジアをつなぐ国際競争力のある物流拠点をどのように形成していくか伺いたい。

５、子ども・子育て支援について。

全国的に待機児童の解消が問題となっておりますが、本県においても黄金っ子応援プランの計画で待機児童の解消に向け、約１万8000人の保育の量を拡大するとしており、昨年度は約4000人の定員増を図り、さらに今年度は約8700人分の整備を進めるとしております。しかし、これまで県や保育の主体である市町村の取り組みが待機児童の増加に追いついていないのが現状であります。さらに本県は、認可外保育所に入所している児童も多くおり、潜在待機児童数の問題も忘れてはならないと考えます。子育て世代への支援は待ったなしであります。県民所得が全国で最も低い状況にある本県において、共働き家庭が多くなるのは自然であります。希望しても認可保育所や学童クラブに入れないことから、保護者が育児休業を延長せざるを得ない場合や、働きに出たいが、職場に復帰したいが保育所が見つからず断念せざるを得ないなど、子育て世代の不満が保育所や学童クラブの待機児童数の多さにあらわれていると考えます。

国は、国家戦略特区だけに認めていた公園内の保育所の設置を特区に限らず全国に拡大する方針のようであり、昨今の保育所設置に対する地域住民の反対が相次いでいる中、大いに活用すべきであると考えます。黄金っ子応援プラン計画の着実な実施による目標の達成が望まれております。

そこで伺います。

(1)、放課後学童クラブに入れない待機児童は、2016年５月現在、県内で661人と過去最高になったというが、受け皿をふやしても追いつかない要因に何があるか。改善に向けた見通しについて伺いたい。

(2)、希望しても認可保育所に入れないため、保護者が育児休業を延長せざるを得ない場合や働きに出たい、職場復帰をしたいが保育所に入れないなど、子育て世代にとって深刻な問題である。県は、平成29年度末までの待機児童の解消を目指しているが、達成は可能であるか伺いたい。

(3)、保育所設置に反対する動きが相次ぐ中、国は国家戦略特区に限り認めている公園内での保育所設置を全国に拡大する方針のようである。待機児童数の多い本県においても活用すべきと考えるが、県の方針を伺いたい。

(4)、幼保連携型認定こども園の設置について、黄金っ子応援プランにおける数値目標として平成31年度末までに18市町村で約6400人の定員を確保するとしているが、これまでの達成状況について伺いたい。

(5)、本県の認可外保育所は、待機児童解消に大きな役割を果たしていることから、認可保育所に準じた支援が必要と考えるが、現状と今後の拡大について伺いたい。

(6)、児童虐待が増加し、関係機関等の取り組みが追いついていない現状にあるが、法改正により児童相談所の権限強化が図られたことで、取り組みがどのように変わり、児童の安全確保につながったか伺いたい。

(7)、沖縄の子供の貧困緊急対策費が11億円計上されたが、次年度で展開する施策・事業について伺いたい。

６、地域福祉・医療の充実強化について。

本県は多くの離島と小規模町村を抱えていることから、地域医療については県立病院に依存し、県内５つの県立病院が県内地域医療を担っているのが現状であります。2025年の本県における地域医療構想によれば、県内で必要となる病床数は2015年度比で1403床増加し、１万5282床になると推計しており、今後ますます県立病院の果たす役割は重要になると思われます。本県の総人口を約144万人とし、そのうち高齢化率は25％と推計していることから、医療や介護の需要は大幅にふえるものと思われます。この際、大幅な医師の確保は不可欠であり、特に全国的に不足が指摘されている産科、小児科医師の確保は容易でないと考えます。本県は本島・離島を問わず産科医師の不足で悩まされ、県は全国を駆け回って産科医師の勧誘に努めているのが現状であります。沖縄21世紀ビジョン基本計画も後半の折り返しにかかり、県においては前期５年間の総括、分析を踏まえ、施策・事業の着実な実施により、地域福祉・地域医療の充実に取り組むことが求められております。

そこで伺います。

(1)、県立南部医療センター・こども医療センターでは、産婦人科医師の退職で周産期医療体制への影響が懸念されている。現在の体制でどのような支障が出ているか、また、今後どのように医師の確保を図るかについて伺いたい。

(2)、2025年の本県の医療需要に対応する地域医療構想について、県は、素案をまとめているようだが、病床機能別の必要病床数、必要医師数、さらに圏域別の必要病床数について、また、関係機関等との意見調整等について伺いたい。

(3)、県立北部病院と北部地区医師会病院との統合問題について、検討の状況を伺いたい。

(4)、新県立八重山病院の建設工事の進捗状況と今後工事を進める上で課題となるのは何か伺いたい。

(5)、県立病院において、医師ら職員の時間外等残業代の未払いが表面化し、その対応に苦慮しているようであるが、全容の調査は完了しているか。また、今後どのように対処するか伺いたい。

(6)、介護職員が不足する中で、高齢化の進展により要介護認定者は増加している。適正な介護に要する介護職員の必要数をどう確保するか、県の考えを伺いたい。

(7)、国の調査によると生活保護費の不正受給が過去最多となったようだが、本県における生活保護受給の現状と不正受給の実態について伺いたい。

答弁を聞いて再質問を行いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川京貴議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１番目、知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、宮古島市、浦添市の市長選の結果についてお答えをいたします。

今回の宮古島市長選挙、浦添市長選挙においては、オール沖縄の立場から、私と志を同じくする候補者を支援しましたが、当選に至らなかったことは残念であります。再選を果たされた下地敏彦市長、松本哲治市長におかれましては、市勢のさらなる発展のため、今後ともお力を発揮していただくとともに、沖縄県全体の振興・発展のため、御協力をいただきたいと考えております。

次に、同じ政治姿勢についての、浦添市長選挙における軍港移設についてお答えをいたします。

今回の浦添市長選挙において、私が支持した候補者は、軍港移設について、市民投票で市民の意思を確認したいとの意向であったと認識しており、軍港移設に直ちに反対する立場ではなかったと理解しております。

次に、大きな５番目の子ども・子育て支援についてに関する御質問の中の、平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業についてお答えをいたします。

平成29年度の沖縄子供の貧困緊急対策事業の予算額は、内閣府において11億200万円が計上され、対前年度１億200万円の増となっております。その主な市町村事業としては、子供を支援につなげるための調整を行う支援員の配置及び子供の居場所の運営支援となっております。また、県事業としましては、支援員に対する研修、支援員等に対する助言及び情報共有を

図るための支援コーディネーター配置事業及び大学生ボランティアコーディネート事業等を実施することとしております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、宮古島市長選挙と南西地域への自衛隊配備等についての御質問にお答えいたします。１の(3)と１の(4)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

知事は、今回の宮古島市長選挙において、最も県政と連携できると思われる候補者を支持しております。自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸や災害救助など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、オスプレイ配備撤去を求める緊急抗議集会への参加についてお答えいたします。

知事は、オスプレイについて、建白書の精神に基づき、配備撤回を求めてきたところであります。今回の抗議集会については、配備撤回を求めてきたオスプレイが墜落事故を起こし、また、十分な原因究明もないまま、事故から６日後に飛行を再開したことに対する県民の強い不安と憤りを踏まえ、知事自身もしっかりと対応するため、公務で参加したものと考えております。

次に、日米安全保障条約第５条が尖閣諸島に適用されることについてお答えいたします。

沖縄県としては、日米安全保障条約に基づく日米同盟関係が、これまで沖縄県を含む我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えており、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。今回、尖閣諸島が日米安全保障条約第５条の適用対象であることが確認されたことは、これまで日米両政府で確認してきたことについて、トランプ政権としても同様の認識を示したものと考えております。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の、日米地位協定の見直し要請の経緯についてお答えいたします。

県は、平成12年から、日米両政府に対し、11項目にわたる日米地位協定の抜本的な見直し要請を行っております。平成15年には全国行動プランを策定し、渉外知事会の協力を得て働きかけを行うとともに、平成17年には、渉外知事会主催による、政党関係者や有識者を交えたシンポジウムを開催するなど、渉外知事会等と連携し、あらゆる機会を通じて日米地位協定の見直しを訴えてきたところです。

引き続き、全国知事会や渉外知事会とも連携し、同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、日米地位協定見直しの要請についてお答えいたします。

県が要請している日米地位協定の見直し11項目については、平成12年に、県議会や市町村の意見も聴取しながら検討を重ね、見直しを優先すべき事項として取りまとめたものであります。

県としては、平成12年の要請から15年が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう改めて整理を行い、現在、それについて関係部局から意見を聴取しているところであります。これらを踏まえ、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、米軍機による事故等に係る新たな協議機関についてお答えいたします。

昨年、ＡＶ８ハリアーやＭＶ22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生いたしました。沖縄県はそのたびに抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種の飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いており、県民の不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

県としては、このような事件・事故が発生した際、政府がその状況や原因についての調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえ、その意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、政府に対し、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする協議会の設置を要請したところです。

次に、嘉手納飛行場における騒音についてお答えいたします。

平成８年に日米両政府で合意された航空機騒音規制措置については、米軍の任務に必要とされる場合、必ずしも規制措置に拘束されない内容となっております。県は、これまであらゆる機会を通じ、嘉手納飛行場における訓練移転の検証を行い実効性のある対策を講じることや、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について要請してきたところです。

県としては、今後、軍転協と連携しながら、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、合意から20年が経過した同規制措置について、効果の検証と見直しを求めていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場周辺における騒音対策についてお答えいたします。

嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減について、県は、昨年９月、防衛大臣に対し、現在見直しが進められている第１種区域が縮小することがないよう配慮していただきたいこと、また、十分な防音工事予算の確保に努めていただきたいことなどを要請したところであります。

次に、日米地位協定の軍属に関する補足協定についてお答えいたします。

政府は、今回の補足協定締結により、日米地位協定の対象者が明確になるとしておりますが、軍属の範囲の見直しが事件・事故の減少に直接つながるものか明らかではなく、引き続き、軍人・軍属にかかわらず米軍関係者の教育・研修の強化等に取り組んでいただく必要があると考えております。

県としては、今後、同補足協定についての詳細な説明を求めるとともに、軍属及びコントラクターの被用者の総数等の詳細な情報を県及び関係自治体へ速やかに提供するよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄県関係職員連合労働組合の組織等についてお答えをいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合は、沖縄県職員労働組合、沖縄県現業職員労働組合、沖縄県病院事業局職員労働組合及び沖縄県社会福祉事業団労働組合により組織される団体であります。同団体は、組合員の労働条件の維持改善並びに民主的な地方自治の確立と平和な社会の実現に努めることを目的に活動していると考えております。また、労働者が団体を結成することは憲法第28条により保障されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産の振興についての御質問の中の、国の米政策の見直しについてお答えいたします。

国においては、平成30年度に米政策の見直しを行うこととなっております。見直しの内容は、現在、生産者に対して支払われている10アール当たり7500円の米の直接支払交付金が平成30年産から廃止されることとなっており、農家経営への影響が懸念されます。

県としましては、米の直接支払交付金廃止後も生産者の所得が確保できるよう、優良種子の確保や生産技術指導等の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、おきなわブランドの確立と成果についてお答えいたします。

県では、おきなわブランドの確立と生産供給体制の構築を図るため、災害に強い栽培施設の整備等による安定生産、輸送コストの低減対策や国内外を見据えた流通、販売、加工対策等を推進しております。これらの取り組みにより、平成29年２月現在、戦略品目59品目、拠点産地112件が認定されております。また、農業産出額は、平成23年の800億円から４年連続で増加し、平成27年には935億円となっております。

県としましては、引き続きおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化に努めてまいります。

次に、サトウキビの生産対策と関係機関との連携についてお答えいたします。

サトウキビは、本県農業の基幹作物として農家経済はもとより、地域経済を支える重要な作物であります。そのため県では、生産対策を図るため、市町村、ＪＡ、製糖企業、各地区さとうきび生産振興協議会等と連携し、１、ハーベスタなどの導入による機械化促進、２、農作業受委託組織の支援等による担い手育成対策、３、各地域ごとの増産推進運動の実施などに取り組んでおります。また、さとうきび増産基金等を活用した病害虫防除や冠水対策、種苗の確保、土づくり等、増産対策に取り組んでいるところであります。

次に、サトウキビを活用した６次産業化の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県内のサトウキビは、主に砂糖製造用の加工用原料として生産されており、地域を支える基幹作物となっております。サトウキビの６次産業化の事例としましては、サトウキビの繊維やキビ蜜を活用した食品などがあります。また、県では、農業研究センターにおいて、新たな時代を見据えた糖業の高度化事業を活用し、黒糖の高付加価値化に向けた新たな黒糖商品としてエアイン黒糖製造技術を開発し、黒糖販売事業者に技術移転を行ったところであります。

次に、泊漁港の再整備に関連し、糸満漁港への移転の見通しについてお答えいたします。

県は、泊漁港の再整備及び糸満漁港における新市場の整備に向け、関係市町村や漁業団体と協議を重ねているところであります。高度衛生管理型荷さばき施設

の整備については、できるだけ早期に予算を確保するため、関係団体等に対し丁寧に説明し、理解を求めてまいります。

次に、米軍艦船によるマグロはえ縄漁具の切断についてお答えいたします。

平成26年５月から６月に発生したマグロはえ縄の切断被害について、沖縄県漁連は、同年10月に被害船９隻の被害額、合計約1164万円を米海軍に対し請求しました。昨年３月に、米軍艦船を運航する海運会社から、漁具被害に対し約362万円の賠償が提示されましたが、米軍艦船の関与及び休業補償を認めない内容となっていたこと等から、県漁連は受諾せず、再度、全額を請求しております。最終的に、昨年12月に県漁連は、海運会社から解決金として提示された総額500万円について、漁業者の了解の上、これを受諾したものであります。

県としましては、今後とも再発防止策及び発生後の対応について、関係団体と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　社会資本の整備についての御質問の中の、密集市街地の解消に向けた設計、財源等についての御質問にお答えいたします。

県では、平成９年度に密集市街地を調査・抽出しており、市町村においては、再開発や区画整理等により密集市街地の改善に取り組んできたところであります。また、県が策定する各都市計画区域のマスタープランにおいては、関係市町村と協議の上で、密集市街地改善に向けた基本的な目標や、おおむね10年以内に取り組む市街地整備地区を明示しております。

なお、市街地整備事業の実施に当たっては、沖縄振興公共投資交付金や社会資本整備総合交付金を活用しているところであり、県としては、市町村の要望を踏まえて、引き続き必要な財源の確保に努め、密集市街地の解消を積極的に支援していきたいと考えております。

同じく建築物の耐震化の達成状況等についての御質問にお答えいたします。

県では、沖縄県耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の周知や耐震技術者の育成など、建築物の耐震性能の向上・促進に取り組んでいるところであります。耐震化に関する相談については、平成24年度以降、専門技術者を配置した専用窓口を設置し、対応してきたところであり、これまでに323件の問い合わせがあります。一方、住宅の耐震化率の平成25年推計値は85.1％となっており、平成32年の目標値達成には、さらなる周知啓発等、促進策を講ずる必要があると考えております。

県としては、市町村と連携して、引き続き建築物の耐震化の促進に取り組んでまいります。

同じく沖縄県建設産業ビジョンの取り組みや課題等についての御質問にお答えいたします。

平成20年３月に策定した沖縄県建設産業ビジョンにおいては、当時の建設投資が縮小傾向にある中で、新分野・新市場への進出に向けた取り組みを推進する必要がありました。そのため、県では、海外建設市場への参入意欲のある県内建設関連企業の支援等を行ってきたところであります。しかしながら、近年は、建設投資が増加傾向にある等、市場環境が当時と変化しており、担い手の確保・育成等が喫緊の課題となっております。

このようなことから、平成29年度に策定予定の次期建設産業ビジョンにおいては、i－Constructionを活用した建設現場の生産性向上、社会保険や休日の確保などの労働環境の改善等、建設産業の魅力発信・環境改善策も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　社会資本の整備の、臨空・臨港型産業の集積促進とこれまでの進捗状況についてにお答えします。

アジア経済戦略構想では、アジア全体を市場とするパーツセンターやリペアセンター等の臨空・臨港型産業の集積を促進することとしております。現在、国際ロジスティクスセンターの整備に加え、国際物流特区うるま・沖縄地区における賃貸工場の増設や中城湾港東埠頭の一部供用開始など、ビジネス環境が整備されつつあり、国際物流拠点機能の拡充が図られることで、臨空・臨港型産業の集積が進んでおります。

県では、これらの取り組みによって沖縄の強みを生かし、国際競争力のある物流拠点の形成を目指してまいりたいと考えております。

次に、同じく国際競争力のある物流拠点の形成に向けた取り組みについてにお答えいたします。

沖縄県では、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画を着実に推進し、沖縄の経済産業の成長を実現するため、スピード感を持って、成長著しいアジアのダイナミズムと連動した国際物流拠点の形成に取り組むことで、沖縄を日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市として発展させたいと考えております。中城湾港新港地区

については、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、国際物流拠点産業集積地域制度の活用や各地域への知事のトップセールスを積極的に展開するなど、企業誘致に取り組むことで、国際物流拠点産業の集積を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子ども・子育て支援についての御質問の中の、放課後児童クラブへ登録できない児童の解消についてお答えします。

放課後児童クラブへ登録できなかった児童数は、全国においても増加しており、要因として利用対象が原則10歳未満の小学生から小学生全体に広がったこと、クラブの整備促進により潜在的ニーズの掘り起こしにつながったことが考えられます。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに478カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、市町村に対してクラブの新規設置のための施設改修や運営費等を支援することにより、登録できない児童の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、待機児童解消の見込みについてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしており、今年度は、約6200人の定員増を見込んでいるところであります。平成29年度当初予算においては、約4200人の定員増を見込んでおり、今年度事業の繰り越しによる約2600人の定員増等もあわせて、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、公園内への保育所設置についてお答えします。

県におきましては、国家戦略特区のメニューに都市公園内への保育所設置が追加されたことに伴い、平成27年度には特区の指定を受けた自治体への視察を行うとともに、市町村説明会を開催し、積極的な活用を呼びかけてきたところです。現在、県内における公園内への保育所設置の実績はありませんが、都市公園法の改正により特区の指定を受けることなく、公園管理者の使用許可により保育所を設置することができるようになることが見込まれていることから、引き続き活用に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、認定こども園の設置状況についてお答えします。

本県の認定こども園は、平成28年４月１日時点で、９市町村において20施設が整備されており、約2400人の定員が確保されております。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに、18市町村において約6400人の定員を確保するとしており、引き続き市町村と連携し、地域の実情に応じた子育て支援に取り組んでまいります。

次に、認可外保育施設への支援の現状と今後の拡大についてお答えします。

県では、待機児童と認可外保育施設が多いという本県の特殊事情を踏まえ、沖縄振興特別推進交付金を活用し、認可外保育施設に対する認可化移行のための運営費等の支援や入所児童の処遇改善のための給食費等の支援を行っており、これまで段階的に支援を拡充しているところであります。

県としましては、今後とも、実態の把握等に努めながら、保育の実施主体である市町村と連携し、認可外保育施設の認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

次に、児童相談所の権限強化についてお答えします。

今回の児童虐待防止法の改正に伴い、児童の安全確保のための強制処分である臨検・捜索について、保護者への再出頭要求をすることなく、裁判所の許可により実施できることとなり、児童相談所の権限強化が図られたところです。

本県において、臨検・捜索の実施例はありませんが、沖縄県警察と児童相談所は、臨検等の適切な実施に向け、実践的な合同訓練を行うなど、迅速に児童の安全が確保できるよう取り組んでいるところです。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、介護職員の確保に向けた取り組みについてお答えします。

急速な高齢化の進展により、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、本県では、約4000人の介護職員が不足すると推計されております。

県としましては、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材の参入促進、介護従事者の資質向上、労働環境・処遇改善等、介護人材の確保に向けた取り組みを引き続き強化してまいります。

次に、生活保護受給の現状と不正受給の実態についてお答えします。

沖縄県の平成28年11月の被保護世帯数及び人員数は２万7669世帯、３万6683人で、世帯数及び人員数とも過去最多となっております。平成27年度の沖縄県の不正受給の件数及び金額は616件、約２億2600万円となっており、前年度に比べ、件数は33件の減、金額は約1500万円の増となっております。

県としましては、生活保護法施行事務指導監査等により、福祉事務所に対して、収入や資産状況の調査のさらなる徹底や収入申告義務の指導、並びに課税調査の徹底の指導を行うことにより、不正受給の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、県立南部医療センター・こども医療センター産婦人科の現状と医師確保についてお答えいたします。

県立南部医療センター・こども医療センターの産婦人科は、医師定数12名に対し、現在９名体制で、民間医療機関では対応困難な妊婦や産科救急疾患を受け入れているところであります。また、ことし６月末までに産婦人科医師２名の退職が予定されていることから、南部地区の周産期医療への影響が考えられます。このため、県立南部医療センター・こども医療センターでは、当面は大学及び民間医療機関との協力・連携による診療体制で対応することとしております。

産婦人科医師の確保については、引き続き県内外の大学病院等への医師派遣要請、ホームページ及び民間求人サイトを通じた医師募集などに取り組んでまいります。

次に、新県立八重山病院整備事業の進捗状況と課題についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備事業については、１月末現在、工事の進捗率が22.3％で、２階床部分の工事を実施しております。工事の課題としましては、駐車場部分の磁気探査による工程への影響や建設労働者の確保等が挙げられます。

病院事業局としましては、引き続き工事の進捗管理に努めてまいります。

次に、県立病院における時間外勤務手当の対応についてお答えいたします。

県立病院においては、労働基準監督署による立入調査を受け、医師の時間外勤務手当等に関する是正勧告及び指導を受けております。現在、医師に係る時間外勤務手当の所要額について調査を行うとともに、医師以外の職種については、対象となる職員数が多く、交代制勤務等多様な勤務体制となっていることから、調査方法について検討しているところです。また、時間外勤務手当の全体の所要額は、数億円に上る見込みであることから、関係部局とも調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中の、地域医療構想における必要病床数及び関係機関等との調整についての御質問にお答えします。

現在、策定作業を進めている地域医療構想の案においては、2025年の病床機能別の必要病床数について、高度急性期1831床、急性期5428床、回復期4674床、慢性期3348床と推計しております。また、圏域別の必要病床数は、北部圏域1117床、中部圏域4992床、南部圏域8332床、宮古圏域415床、八重山圏域426床と推計しております。

同構想案につきましては、医師会等関係機関で構成される検討会議で説明を行い、了承されたところであります。

なお、地域医療構想においては、医師数は推計の対象とはなっておりません。

次に、県立北部病院及び北部地区医師会病院の統合問題についての御質問にお答えします。

北部圏域における最大の課題は、医師の安定的な確保にあると考えております。また、同圏域においては、2025年までに、高度急性期及び急性期の病床を400床程度整備する必要があると推計しております。県立北部病院と北部地区医師会病院は、重複する診療科が多く、効率性の面で問題があるほか、両病院に医師を派遣する病院の負担も大きくなっております。さらに、症例数が少ないため、若手医師がキャリア形成を図る上で制約となっております。同圏域において、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹的病院の整備は必要であると考えており、これを実現する上で、両病院の統合は、合理的な考え方の一つであると考えております。

県は、両病院の統合について、結論を出したわけではありませんが、現在、両病院が統合する際に解決しなければならない課題の抽出作業に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

○中川　京貴君　議長、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時26分休憩

午後２時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事の政治姿勢の(6)について答弁をしてください。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合構成の４団体、このうち地方公務員法第53条の規定に基づき人事委員会に登録ができる職員団体は、沖縄県職員労働組合のみということで、それ以外の３団体は、ここで言う、登録できる職員団体ではないということでございます。（発言する者あり）　登録することができる職員団体は沖縄県職員労働組合のみということでございます。（「登録されているかと言っている」と発言する者あり）ですからそれは、登録はされていないということになります。

○議長（新里米吉君）　中川京貴君。

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　再質問を行いたいと思います。

まず、再質問を行う前に、私が最初に質問したのは、毎回、我々自民党会派が代表質問、一般質問で、知事はこの先島の自衛隊配備に賛成か反対か。先ほど答弁では、離島に貢献はしていると言いつつも、賛成、反対と明確な答弁していません。要するに、貢献しているので賛成だというのか、反対だというのか、これきっちり答弁してください。何度もこれ質問していますので、これはできたら知事、答弁してください。離島苦に貢献し、そして沖縄県に約6500人の自衛隊の皆さんが県民の生命安全、国防を担っております。その方々を激励する意味で、知事は自衛隊配備に賛成か反対か。そして、沖縄県内の自衛隊に対する位置づけは賛成か反対かも含めて、知事の明確な答弁を求めます。

それと、もう一つは、再質問、知事の政治姿勢の(2)の再質問を行います。

これは、浦添市長選挙は、知事、那覇軍港の、これ先ほども質問しましたが、浦添移設が争点となった。那覇港湾整備は県政の基本方針であり、翁長知事は平成28年12月の県議会において、県知事として、那覇軍港浦添移設を認め、記者会見をしております。その結果、浦添キャンプ・キンザーにある倉庫群を読谷村トリイ通信施設、沖縄市は嘉手納弾薬庫地区知花エリア、移設が決定しております。知事は、受け入れ表明をした読谷村の石嶺傳實村長または沖縄市の桑江朝千夫市長を評価するか、答えてください。

もう一つの再質問、知事、私は基本的には、この那覇軍港の浦添キャンプ・キンザーの倉庫群の移設に伴って、これまで石嶺村長は反対をしておりましたが、しかしながら地元の声ということで賛成をしております。私はそういった意味では、地域の声を受け入れた村長に対して評価しています。石嶺傳實村長に対してですね。桑江朝千夫市長ももちろんそうでありますが。その評価した理由を説明して、また再質問をします。

読谷村石嶺傳實村長は、平成27年12月16日の12月定例会本会議で、嘉手納より南の米軍施設の返還、統合計画に関連し、牧港補給地区キャンプ・キンザーの倉庫群など、トリイ通信施設へ移転することを容認しました。米軍基地再編交付金を受け取る方針を表明しました。石嶺傳實村長は一般質問への答弁で、村民の安全を守るため、交付金を利用するなどと説明し、基地をウエルカム、歓迎するための交付金ではなく、苦渋の選択だと強調していました。返還、統合計画では、牧港補給地区でキャンプ瑞慶覧の倉庫群の一部施設をトリイ通信施設へ移転することで日米が合意している。石嶺村長は、過重な基地負担などを理由に、これまで反対の立場でした。反対の立場を示していたが、読谷村議会の質問で方針転換をしております。ある方々は公約違反と言うかもしれませんが、私は公約違反と思っていません。（発言する者あり）　いや、それは方針転換と、私はそう思っております。その理由について、トリイ通信施設内で移転関連工事がもう始まっています。そのことを受けて、同施設を抱える３自治体、読谷村の３自治体から、住民生活の利便性の向上、地域振興のために交付金を利用したい。交付金を自治会で使いたいという要請があったと、村長は答弁しています。その上でやむを得ない事情で、村で受けとめ、地元が不利益をかぶることがないような形で現実的な対応をしたと答弁しております。金額についてはまだ示されておりませんが、石嶺村長は基地再編によって、住民の安全が阻害されることを防ぐための事業なので、村民の安心・安全のために交付金を利用すると述べています。そして、答弁を終えて、村長は、報道陣の取材に応じた際に、本心は県外、国外、しかし現実的には、まず基地の除去をしていくという現在は苦難、苦渋の選択をしなければならないと新聞や報道機関で報道されております。

翁長知事は、普天間基地の一日も早い危険除去のために、苦難、苦渋の選択をする考えはないか、お聞きしたい。

私は、この読谷村の石嶺村長、沖縄市の桑江市長を評価するのは、当初は反対であったかもしれませんが、地元の要望、地域住民や村民の声に応えるリーダーが、私は最高責任者だと思っております。

翁長知事は、もし名護市の市長選挙で市長がかわっ

て、この受け入れを表明した市長が誕生したら、知事はそれを理解して評価するのか、支持するのか、これも含めてお伺いしたい。知事の政治姿勢の中で答えていただきたい。

そしてもう一つは、先ほどこれも質問しましたが、沖縄県関係職員連合労働組合の質問をしたら、部長は職労の答弁ばかりして、これの答弁をしておりません。職労は当然、市町村においても自治労また基地で働く全駐労、沖駐労という団体がありますけれども、私が聞いているのは、沖縄県関係職員連合労働組合、この連合労働組合という位置づけを聞いているのであって、それには答えないで別の企業の職員とか、またどこでしたか、病院事業局とか。じゃ聞きますけれども、この県職労、病院事業局職労、企業局、先ほど答弁した皆さん方の活動、職労の数、これを答えていただきたい。

そして、登録されていないと言っていますよね、これは間違いないですよね。だけどその実態はどこにあるでしょうか。この登録されていない連合労働組合は、どこにあるんですか。今、部長は登録されていないと言いましたけれども、登録されていない組合というのは、どこで活動してどこにあるんですか、数は何名いるんですか。これを説明してください。

それと、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時41分休憩

午後２時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○中川　京貴君　それと２番目の米軍基地問題、(1)、(3)、(4)に関連して再質問を行います。

翁長知事は、今回訪米したときに日米地位協定の抜本的見直しや米軍による事件・事故、先ほど知事公室長が答弁しておりましたＡＶオスプレイハリアーの墜落事故、そういった米軍機による騒音被害や騒音防止協定など、地域住民が苦しんでいる状況を要請したのか。私が、去年のたしか27年６月30日に質問したときは、知事は次の訪米できちっと嘉手納飛行場、普天間飛行場の基地被害、騒音被害の数字を示して訪米して訴えていきたいと。これは、当時の町田知事公室長、きょうこっちにいますので、町田知事公室長は、米軍基地をめぐる諸問題は、議員御指摘のように騒音問題もございます。それから事件・事故の問題もございます。それから地位協定の問題もございます。今後ともそういう問題については、機会を捉えて米軍、アメリカへ行ったときに要請をしていきたいと答弁していますが、今回、要請したとき、訪米したときにそういった問題も取り上げたのか、取り上げなかったのか、もし取り上げていなければなぜ取り上げなかったのか。それと、嘉手納飛行場、普天間飛行場の基地被害も知事は前回訪米したときにきちっとやると答弁していましたが、今回それをやったのかやらなかったのか、答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　中川議員の再質問にお答えをいたします。

何か再質問のほうが、代表質問ぐらいボリュームがあったものですから、私のほうで書きはしたものの、多分全部は答えられないと思うんです。ですから、もう一度確認をするような形で言っていただければよろしいかと思いますので、今公室長のほうも一生懸命書いてはいるんですが、どれだけ質問があったかというようなものを今調整するわけにいきませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

まず一番最後のほうで質問された、訪米のときに嘉手納基地の話はしたかというような話でございます。私ども普天間の危険性除去、それから新辺野古基地反対等こういうのが主ではありますけれども、基本的にいろいろ下院議員とか、あるいはまた連邦議会の調査局員とか補佐官とか話をするときには、嘉手納の現状も話をして、ある意味では抑止力とか、あるいは東アジアの極東の安全という意味では、嘉手納基地が一番大きな存在であると。それから、騒音に関しましても、普天間よりはずっと嘉手納のほうが騒音もあるんだが、これは今回私たちが要望する中には入っていません。しかし普天間基地の解決をしないと、こういった問題等まで日米安保体制というものの安定的なものからいいますと、大変厳しいものになるんじゃないでしょうかというような意味合いで、嘉手納基地の状況も説明をさせていただきました。

それから、桑江市長とか石嶺村長という話もありましたけれども、一義的には、桑江市長の件は、公室長から、桑江市長がおいでになったときに私がどういう対応したかというのは、後で詳しく話があると思います。この沖縄の基地問題というのは、ここの基地問題とここの基地問題とあっちの基地問題は歴史的にも違いますし、経緯も違ったりして、それから今の現状という意味では、中心市街地のど真ん中にある普天間とか、いろんな形で形態が違うものですから、そういった意味での各自治体の対応については、まずは一義的に自治体のほうで考えるのが今日までの一番県民が考

えているところではないかなと思います。

私の場合には、もう２年前以上になりますけれども、いわゆる建白書、普天間飛行場の県外、国外、そして新辺野古基地はつくらせないと、オスプレイの配備撤回という、これはもう公約でありますので、私の、知事に当選をしての今日までの一番重要な県政の大黒柱という話をしておりますから、それをベースにしながら各自治体、いろんなところでいろんな課題を抱えてございますけれども、そういったところをぜひ御理解いただきたいなと。私は、そういった立場をしっかりと維持しながら、じゃその考え方とこの人は近いのか遠いのかなどというようなものも、いろいろそれは各地域であるいは自治体との関係であるかもしれませんけれども、私のベースを大切にしながらこういったこと等もやっていきたいと思います。とにかくもう質問数が多かったものですから、ぜひともまた公室長からの答弁も聞いて、大変重要なものが落ちていたら、またひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　中川議員の再質問に答弁させていただきます。

自衛隊に関して、知事の基本的なスタンスということですが、やはり自衛隊は、我が国の防衛警備はもとより、不発弾処理、緊急患者の空輸、災害派遣者の空輸、災害派遣等、県民生活に多大な貢献をしておりまして、自衛隊に対する県民の理解も深まってきておるというように理解しております。在沖自衛隊の約２割が県出身者ということで、知事はその自衛隊の幹部の方々と面談した際にも、急患輸送等について感謝を述べるとともに、そういった雇用についてもしっかり対応していただいていることにお礼を述べているところでございます。

また、離島を抱えます沖縄県におきまして防災訓練、これも大変重要ですけれども、自衛隊関係機関との連携というのは大変極めて重要ですので、県は自衛隊に対しても、さらなる協力関係の構築を求めておると、そういうスタンスでございます。（「賛成か、反対か」と呼ぶ者あり）　そういうことで御理解いただければと思います。

それから、沖縄市長の話は先ほど知事からもございましたけれども、昨年８月ですか、受け入れ表明をなさって、その後、さまざまな課題があるんだということで市長みずからおいでになりました。その際に県は、私も含めて関係部長が同席いたしまして、さまざまな課題について、沖縄市と連携しながら、その課題解決に向けて取り組んでいきましょうということをお話しさせていただいたところでございます。

あとは、読谷村の石嶺村長の件につきましても、地元におけるさまざまな課題解決に向けて、石嶺村長が総合的に判断なされたものだということで、私どもは市長の姿勢を尊重したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄県関係職員連合労働組合関係の再質問にお答えをしたいと思います。

まず１点目が、この沖縄県関係職員連合労働組合の数といいますか、組合数についての御質問だったと思うんですが、これについては、県として把握はしておりません。

それから２つ目に、事務所といいますか、どこにあるのかという御質問だったと思うんですが、この沖縄県関係職員連合労働組合の事務所は、県庁舎の14階にございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時52分休憩

午後２時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　それでは、お答えをいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合が適法に活動しているかという御質問だったと思います。

地方公務員法それから労働組合法において、この沖縄県関係職員連合労働組合のような団体の活動を規制するような規定はございません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時57分休憩

午後２時58分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　改めてお答えをいたしたいと思います。

沖縄県関係職員連合労働組合のような団体の活動を地方公務員法、それから労働組合法において、これを制限するような、活動を制限するような規定はございませんので、適法に活動しているものと考えております。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　沖縄・自民党の山川典二です。

代表質問を行います。

１、翁長県政の人事のあり方について。

去る１月18日、「安慶田副知事、採用依頼か」と１面トップで報じられたことから端を発し、疑惑の本人である安慶田副知事が何の説明責任も果たさず辞任するという事態となっております。その影響は、県政内部における副知事という権力を握る者の横暴さが表面化したにもかかわらず、県政として何ら事実解明を果たし得ない翁長県政の無責任さが明らかとなっております。

問題の発端は、2015年の公立学校教員候補者試験で、安慶田副知事は特定の受験者を合格させるよう、県教育庁に働きかけていたというものであります。働きかけを受けた関係者は、県教育庁内でいろいろと議論した結果、これは不正行為に当たるとして依頼には応じないことを決めたと言い、教育庁としては真っ当に対処したものであります。

安慶田副知事は、記者団に対し疑惑を否定しておりますが、問題はこの報道を受け、当の本人である安慶田副知事や、一方の当事者である県教育長の対応であり、その対応の仕方をめぐってさまざまな臆測や疑問が出ております。安慶田副知事は、県政のナンバーツーとして県政を担う責任があり、単にやっていないというだけではなく、みずからの責任で事実解明のため、納得のいく説明をしていくべきでありながら、急いで辞任するという無責任な行動をとりました。

また、本県の教員採用試験は、受験者数が圧倒的に多く、採用される人数は少なく、最も狭き門であり、しかも試験に合格しながら本採用に至らず、臨時で頑張り、本採用を待っている人も多いのが現状であります。そのような状況を一番よく知っているのは教育長であります。その長である教育長が、今回の報道で、しかも１面トップで報じられながら、事の重大さを認識せず、事実なしで済まそうとした安易な姿勢に大きな問題があります。一方、翁長知事は、この問題が報じられて以来、一貫して前副知事の釈明を支持し、擁護してきております。このような問題を訴えたことは、元教育庁幹部にとって何ひとつ得することはないのであり、しかもこれだけ大々的に報じられ大問題となっているのに、みずから名乗って文書を送るということは、それだけの覚悟であり、自信があるからであると考えるのが普通であります。しかも、安慶田副知事は、教育庁幹部人事への介入は認めており、とかくこのようなうわさが絶えないことは、知事の耳にも入っているはずであります。

肝心の副知事は既に辞任しており、教育長が口きき介入を認め、それを受け、知事もそれを認めればその時点でこの問題は幕引きとなったのであります。しかし、知事は今でもそれを認めていないのであります。知事サイドができないのであれば、事実の解明に向け、県議会においてさらなる解明を求めていくのが議会の使命であります。

おとい、県議会の文教厚生委員会において安慶田前副知事を参考人招致しての議論を傍聴しておりましたが、口ききの事実は一切ないとの安慶田前副知事の主張や経緯説明に対し、与党の一部の議員からは、副知事と前教育長の個人的な確執で、審査は議会になじまないとの驚くべき発言も出るなど、行政チェック機関の機能を放棄する発言もあり、ただただあきれるばかりでありました。

我が沖縄・自民党会派は改めて百条委員会の設置を要求し、議会の場で真実を明らかにすることを要望し、質問に入ります。

(1)、安慶田前副知事の教員採用試験で特定の受験者を合格させるよう依頼した件について、教育委員会は口きき介入を認めたが、その経緯等調査結果について説明を願いたい。

(2)、知事は、安慶田前副知事の口きき介入を一貫して認めていないが、その理由は何か。教育委員会が当時の関係者等の聞き取り調査で介入ありと認め、記者発表までしているのに、それを認めない知事の姿勢が、問題を複雑にし、解明を不透明化しているのではないか、知事の認識を伺いたい。

(3)、１月22日に前教育長から事実をつづった文書が送付されているが、前日の21日に聞き取り調査で事実を述べていたのではないか、また、21日から23日に記者に対し安慶田前副知事の口きき介入を否定した知事会見までの間、知事から状況説明の求めはあったのか、教育長はどのような説明をしたか伺いたい。

(4)、22日に前教育長から事実をつづった文書が送付され、24日に教育長は人事介入ありと認める発表をしながら、なぜ知事は、23日の副知事の辞職発表の記者会見で、事実を否定したのか。教育長に問題があったのか、それとも知事に問題があったのか伺いたい。

(5)、教育長が事実を認め発表したのは24日である。しかし、安慶田前副知事はその前日の23日に辞職を発表している。知事は一貫して事実を否定しながら、なぜ、副知事の辞任を受け入れたのか。事実でな

ければ辞任の必要はなかったのではないか、知事に伺いたい。

(6)、平敷教育長は、昨年の２月定例会で総務部長として答弁しているが、伊江病院事業局長に対する辞任報道について、そのような事実はないと明確に否定していたが、今回の報道で昨年にも辞任を迫られていたことが明らかとなった。昨年の答弁は間違いであったのか、明確な説明を願いたい。

(7)、病院事業局長人事に関し報道があるが、事実関係はどうなっているのか伺いたい。

２、普天間飛行場移設問題関係について。

昨年の12月20日、辺野古移設建設問題に係る不作為の違法確認訴訟上告審で、最高裁判所は、県の上告を棄却する判決を言い渡しております。裁判官４人の全員一致で、翁長知事のなした埋立承認取消処分を違法と断じております。1996年の代理署名訴訟の際には大法廷で開かれたが、今回は、裁判官４人の小法廷で、しかも、一度も口頭弁論も開かず、裁判官個人の意見や補足意見さえなく、まさに門前払いの判決となったことであります。知事は、1999年に地方自治法が改正され、国と地方との関係は、対等・協力関係になったことで、国が一方的に押しつけることはできないとして、今回の裁判は、国と地方は対等・協力関係にあるとした地方自治法の視点が欠落した判決だと、裁判所を批判し、新たな知事権限を使い、何が何でも阻止するとしております。

しかし、法治国家において、翁長知事のこの批判は当たらないと考えます。改正地方自治法のもとにおいて今回の裁判は、仲井眞前知事の処分と翁長現知事の処分のどちらが正当かを争い、裁判所は前知事のなした処分に瑕疵はなく、何ら違法性はないのに、翁長知事がそれを取り消し処分にしたのは違法と断じたのであります。翁長知事が、新たな知事権限としているものは、沖縄県が承認した埋立処分に係るものであり、最高裁の判断が出て、知事がみずからの取り消し処分を取り消した時点で、この問題は終わりにするのが、法治国家におけるあるべき姿であります。

このように見てくると、民主主義をないがしろにし、地方自治法の精神に反しているのは翁長知事自身ではないでしょうか。本来、翁長知事は、新たな阻止行動の決意を述べる前に、前知事を中心に承認処分にかかわった職員の労苦に対し、反省すべきではないかと考えます。12月27日、国は、翁長知事が最高裁の判決を受け、承認取り消し処分を取り消したことで、中断していた辺野古崎沿岸部での作業を再開しております。そして、２月６日には埋立本体工事に着手しており、いよいよ本格的な作業が始まっております。

知事は、新基地をつくらせないための新たな知事権限として、岩礁破砕許可や設計変更申請、サンゴ採捕許可などを中心に、あらゆる手段を用いて、埋立作業を阻止するとしております。しかし、最高裁判決で県の敗訴が確定したことで、翁長知事は取り消し処分を取り消しており、これにより仲井眞前知事のなした埋立承認処分が復活し、現在進められている国の作業の正当性が証明されております。したがって、国が法令や条例に基づき適正な手続で許可等を申請してきたものを知事権限で不許可や不承認にできるわけがなく、せいぜい審査作業を引き延ばすサボタージュによる嫌がらせしかないのではないでしょうか。

翁長知事は、就任２年目で３回目の訪米を終えましたが、その成果について過去最高と自画自賛しております。しかしながら、マスコミ報道を見る限りにおいては、訪米の最高の成果が出たとは到底思えません。知事は、今回の訪米の最大の目的は、トランプ新大統領が米軍基地問題を大幅に見直すことへの期待にあったのであり、トランプ政権スタッフとの面談を模索したのもそこにあったはずであります。現実は、その面談は実現せず、強く希望したマケイン上院議員との面談も断られたようであります。辺野古問題にそれほど影響力を持たない12人の下院議員たちと面談したことを最大の成果と強調していると、マスコミ報道も暗に皮肉っていることに、今回の訪米の実態を見る思いがするのであります。

そして、米国のマティス国防長官が来日し、安倍総理や稲田防衛大臣との面談中に訪米するという、政治センスのなさを特に指摘しておきます。翁長知事が心の底から辺野古問題を解決したい気持ちがあるのなら、政府に申し出て、マティス新国防長官に辺野古への基地建設阻止を直訴するのが、知事の最大の、かつ、重要な仕事であると考えます。翁長知事の今回のこの行動は、多くの県民に失望をもたらしました。最大のチャンスをみずから放棄した知事の責任は、非常に重いと考えます。

以上の観点から質問を行います。

(1)、去る12月20日、辺野古移設建設問題に係る不作為の違法確認訴訟上告審で、最高裁判所第二小法廷は、県の上告を棄却する判決を言い渡した。この結果を受け、知事は取り消し処分を取り消した。これにより仲井眞前知事のなした埋立承認処分に何ら瑕疵がなかったことが証明された。一連の裁判を終え県の敗訴が確定したことを受けて、知事の感想を伺いたい。

(2)、今回の裁判は、高裁、最高裁において、県の

主張をことごとく退けており県の完敗となった。しかも、最高裁では一度の口頭弁論も開かず、裁判官４人の全員一致で、補足意見さえなく、まさに門前払いの判決となったことで、翁長知事の承認取り消しがいかにずさんであったのか裁判で明らかとなった。今後、知事は、裁判での和解条項を守り、新たな阻止行動を断念すべきではないか伺いたい。

(3)、国は、知事が埋立承認取り消し処分を取り消したことを受け、中断していた辺野古移設建設に伴う辺野古崎の埋立工事の関連作業を再開した。普天間飛行場の早期返還の観点から、早期完了を目指すべきであると考えるが、知事の見解を伺いたい。

(4)、知事は、国に対し工事再開前の事前協議を求めたようだが、何を協議するのか、協議を求めるからには双方の一致点を見出す努力が必要であるが、国の主張も取り入れる考えはあるのか伺いたい。

(5)、知事は、県の敗訴が確定したにもかかわらず、あらゆる知事権限を行使し、建設を阻止するとしているが、国が法令や条例に基づき適正な手続で許可等を申請してきたものを、知事権限で不許可や不承認にできるのか伺いたい。

(6)、知事権限の一つに造礁サンゴ類の特別採捕許可申請を挙げているが、那覇空港滑走路増設事業で、特別採捕許可は７回、平均処理日数6.3日、変更申請は６回、平均処理日数4.2日で、県はいずれも許可している。類似の事業で許可しながら、なぜ、今回は不許可にすることができるのか伺いたい。

(7)、国は、岩礁破砕等の許可について、名護漁協が全ての漁業権を放棄したことをもって、県への許可申請をしないこともあり得るが、県は法的対応も検討している。所管庁の見解や過去の判例などを含め、県の見解を伺いたい。

(8)、県は普天間飛行場の５年以内の運用停止を求めているが、米軍は滑走路の補修工事を進めている。知事は、辺野古移設建設問題では国と激しく対立しながら、普天間飛行場問題では何ら抗議や対応策を見せていない。その理由を伺いたい。

(9)、知事就任２年目で３回目の訪米の成果を過去最高と述べたが、当初期待したトランプ大統領側との面談は実現せず、しかも要請行動中にマティス米国防長官は辺野古が唯一で安倍首相と一致するなど、とても評価し得る訪米とは思えない。知事の見解を伺いたい。

３番目に、海洋資源の開発と科学技術の振興について。

本県は、平成25年３月に伊是名島西方の海域で、平成27年１月に久米島近海で大規模な海底熱水鉱床の存在が確認されるなど、沖縄近海海域に豊富な海洋資源が眠っていることが明らかとなっております。さらに、本県には陸上における天然ガスの存在も確認されており、まさに、有数な資源保有県であります。資源のほとんどを海外からの輸入に依存している我が国にとって広大な海洋に存在する最大の海洋資源は、新たな資源ニューフロンティアと言えるものであります。

経済の自立を目指す本県においては、国の商業化を見据えて、海洋資源利活用に向け、環境整備を進め、産業化の可能性など、支援拠点形成等将来への期待が高まっております。

そこで伺います。

(1)、海底熱水鉱床開発について、国は2017年度に鉱石を引き揚げる採取試験を沖縄海域で実施するとしている。県は、国と連携しながら支援拠点の形成を図るとしているが、商業化を見据え、県のかかわり方、支援拠点の形成の内容について、また、県が目指す本県の海底資源利活用に関する基本的な方針について伺いたい。

(2)、県は、海洋産業に関する人材育成や研究開発を促進するとしているが、民間企業や大学研究機関等との連携、協力体制が重要となるが、具体的方策について伺いたい。

(3)、沖縄科学技術大学院大学は実用化に向けた研究事業も成果が出ているようである。沖縄の自立的発展に資するという開学の理念に沿って、研究成果を県経済に活用するため、県はどのような連携を進めているか伺いたい。

(4)、自然エネルギーへの転換の必要性が言われている中、本県は、化石燃料への依存度が高いが、気候的有利性を生かした、自然エネルギーへの活用について、県の取り組み状況を伺いたい。

４、離島・過疎地域の振興について。

本県は、東西約1000キロ、南北約400キロに及ぶ広大な海域に160もの島々が点在し、有人島が39もあり、そのうち、人口1000人未満の小規模離島が数多く存在しております。過疎市町村は、１市４町13村で県内41市町村の43.9％を占めております。これまで、国による振興策や県離島振興計画など、さまざまな施策が本県の離島・過疎地域の振興に展開され、着実に地域経済基盤の整備はなされておりますが、依然、大きな課題が山積している状況にあります。

特に、恒常的な課題として解決が急がれているのが、若者の地域離れ、高齢化、人口減少への対応であります。県においては、21世紀ビジョン離島振興計

画「住みよく魅力ある島づくり計画（10年間)」で、また県「過疎地域自立促進計画（５年間)」で本県の離島及び過疎地域の振興・発展、活性化を図り、それぞれの地域の住民の生活負担を軽減し、安心・安全で住みよい地域づくりを目指すとしております。そのため、前期５年間で実施した施策・事業等の綿密な総括を行い、後期に向け計画の趣旨、目的に沿った対策、施策の実施が求められます。

以上の趣旨に沿い質問を行います。

(1)、離島・過疎地域の振興を図るには、定住条件の整備をいかに図るかが課題となるが、これまでの取り組みでどのような成果を上げてきたか、また、今後、取り組む重点課題等について伺いたい。

(2)、定住条件の整備を図る上で、離島間や地域内の交通基盤の整備は欠かせないが、住民の生命線である航路・航空路及びバス等の交通手段の整備・確保をどのように図ってきたか伺いたい。

(3)、県は、離島の持続的な農林水産業の振興を図る取り組みを進めているが、恒常的な台風災害など、環境条件に対応した対策と新たな取り組みとして離島における６次産業化の進展状況について伺いたい。

(4)、離島・過疎地域における若者の流出に歯どめをかけるため、雇用の場の創出が必要であるが、離島・過疎地域の魅力を生かし、これまでどのような産業を育成・創出し、雇用を確保したか伺いたい。

(5)、離島住民の交通負担の軽減や生活必需品等の輸送経費助成について、これまでの取り組みとさらなる拡大について伺いたい。

(6)、離島・過疎地域の魅力を生かした観光の振興が進められている中、民泊が人気を博し、観光客の誘致に大きな成果を上げている。離島・過疎地域における民泊の状況と県の取り組みを伺いたい。

(7)、伊平屋空港の早期建設と伊平屋・伊是名の架橋整備について、取り組みの現状を伺いたい。

５番目に、県内空港の整備促進について。

那覇空港滑走路増設事業は、事業者である沖縄総合事務局において平成26年１月に工事に着手し、本県の要望による５年10カ月に短縮された工期で本格的な工事が行われております。順調に進めば、予定どおり平成31年度内に工事が完了し、平成32年３月末には供用開始となります。

そこで伺います。

(1)、那覇空港滑走路増設事業は、埋立工事での石材搬入後の特定外来生物の侵入も確認されず、工事は順調に進んでいるようだが、供用開始で滑走路が２本になり離発着機数はどのように変わるか伺いたい。

(2)、国内線と国際線とを結ぶ連結ターミナル施設が着工され、平成30年度の供用開始を目指している。平成32年３月末の増設滑走路の供用開始とあわせ、観光客1000万人の受け入れ体制等条件整備は万全であるか伺いたい。

(3)、県内農産物や食品の県外への輸出振興を図る上で、那覇空港を活用した拠点づくりが必要であるが、取り組みの現状と拠点形成について伺いたい。

(4)、県は、下地島空港及び周辺用地の利活用について、提案者と事業実施条件等協議を進めているが、地元からは、地域活性化、振興・発展の上で早急な結論を求められている。決定時期について伺いたい。

６、教育・文化・スポーツの振興について。

(1)、県教育振興基本計画で、教育目標の一つにみずから学ぶ意欲を育む学校教育を掲げ達成目標値を示しているが、前期５年間でどの程度の成果があり、目標達成に近づいたか伺いたい。

(2)、学校、家庭、地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習の実現を図る教育目標を掲げているが、家庭教育の推進に関し、具体的にどのような施策を実施し、家庭教育の支援・充実を図り、成果を上げたか伺いたい。

(3)、多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進について、グローバル化した国際社会や情報社会に柔軟に対応できる人材の育成が必要であるが、中学・高校における外国語指導や海外派遣等はどのように行われているか伺いたい。

(4)、教育現場における業務量の増加で、教師の負担が大幅に増し、教育現場からは児童生徒の指導に影響が出ているとして、教育に従事する教員や職員の増員を求める声が聞かれるが、県教育委員会の考えを伺いたい。

(5)、少人数学級を小学５年生に拡大するようだが、６年生への拡大のめどとそれに伴う教職員の必要数について伺いたい。

(6)、本島中部の公立中学校で、同級生を暴行し、その様子を動画インターネットに流すという重大ないじめが起きた。暴行傷害とも思える今回の問題に対し、県教育庁の認識と対応について伺いたい。

(7)、県内の日本語学校に通う外国人留学生の不法就労が常態化しているようだが、県としてはどのような調査を実施したのか、その実態と県としての対応策について伺いたい。

(8)、政府は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島をユネスコに世界自然遺産登録を正式に申請し

た。官民挙げて実現に向け取り組むよう、県の指導力を伺いたい。

(9)、昨年高知県黒潮町で開催された、「「世界津波の日」高校生サミットｉｎ黒潮」について、ことし沖縄県で開催するよう、自民党二階俊博幹事長が衆議院の代表質問で安倍首相に質問し、沖縄開催が実現する見込みであるが、受け入れ等について、県の考えを伺いたい。

(10)、日本バスケットボール協会は沖縄県並びに沖縄市と協議し、2023年に開催されるＦＩＢＡバスケットボールワールドカップ2023の予選ラウンド開催地の候補地として沖縄市が正式に立候補している。同競技の開催にはさまざまな条件があるが、沖縄市は会場として１万人規模の多目的アリーナの整備を計画している。2020年を供用開始としているが、県の支援等について伺いたい。

(11)、政府は、2018年度から幼稚園や保育所で国旗と国歌に親しむよう、教育要領や保育所の運営指針などを見直すようだが、知事はどのような見解を持っているか伺いたい。

以上、答弁によりましては、再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　山川典二議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな１番目、翁長県政の人事のあり方についてに関する御質問の中の、前副知事の一連の事案に対する認識についてお答えをいたします。１の(2)、１の(4)は関連しますので一括してお答えをいたします。

安慶田前副知事からは、これまで一貫してそのような事実はないとの説明を受けていることから、そのことをこれまでの記者会見において説明してきたものであります。一方、１月24日の教育庁発表については、教育庁が再度調査した結果であり、当時の教育庁関係者からそのような証言があったことについては、重く受けとめているところであります。

次に、副知事の辞任を承認したことについてお答えをいたします。

安慶田前副知事からは、今回のマスコミ報道により、多くの県民に不安と不信を与えたことは重大だと考えていること、また、県政へイメージダウンをもたらしたこと、そして、何よりも辺野古新基地建設問題や予算編成等の重要な時期に、県政運営に混乱を招いていることなどに対して、副知事として大変責任を感じていることを理由として、副知事の職を辞するとのことでありました。私としては、辺野古新基地建設問題を初め予算編成、税制改正等に係る国との調整等に力を尽くしていただいたこともあり、大変残念でもありましたが、本人の意思がかたく、副知事の辞職を承認したものであります。

また、この件につきまして、県民に不信、不安を与えたことにつきましては、私自身、大変残念でありますし、これから県政の信頼回復、そういったものにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に、大きな２の普天間飛行場移設問題関係についてに関する御質問の中の、訪米の成果についてお答えをいたします。

今回の訪米において、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。私の訪米期間中に米国防長官が日本を訪問し、２月10日には安倍総理がトランプ大統領と面談して、辺野古が唯一との確認が行われたことは、沖縄県知事としては大変残念であり、また、容認できるものではありません。

次に、大きな３の海洋資源の開発と科学技術の振興についての御質問の中の、沖縄科学技術大学院大学との連携についてお答えをいたします。

大学院大学は開学５年目を迎え、教育研究体制が整い、論文発表や国際特許の出願など多くの研究成果が出ており、その成果を活用したベンチャー企業が設立されております。また、沖縄の自立的発展に資するため、産業化促進の体制を強化し、技術開発イノベーションセンターにおいて事業開発や技術移転等に取り組んでおります。県では、大学院大学を核とした国際的な知的・産業クラスターの形成に向けて、大学院大学と県内企業とが連携した研究開発の支援や実用化に向けた研究機関との共同研究を進めております。

県としましては、引き続き、研究成果の県経済への波及拡大に向けて大学院大学との一層の連携を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　翁長県政の人事のあり方についての御質問の中で、前副知事の一連の事案の経緯

等調査結果についてお答えいたします。

１月18日水曜日の報道を受け、当時在職していた教育長、両統括監、両参事の５名に、現在の両統括監が18日水曜日から19日木曜日に電話により確認し、20日金曜日の知事定例記者会見の場において、働きかけの事実はないという回答をさせていただきました。その後、21日土曜日に前教育長から事実を伝えたいとの申し出があり、22日日曜日の午後に書面を受け取りました。23日月曜日に両統括監ほか職員を派遣し、前回電話で確認を行った前職員５名――教育長も含めてですが――に改めて面談の上、書面の内容を確認したところ、これを裏づける証言があったことから、前副知事からの働きかけがあったと考えざるを得ないとの結論に至り、24日火曜日に記者会見を行い、このことについての見解を発表いたしました。

次に、前副知事の一連の事案に係る21日から23日までの経緯についての御質問にお答えいたします。

１月21日の夜、前教育長から「事実と違うので、明日、文書により意思を伝えたい。」との申し出がありました。その際には詳細な内容の話はなく、翌22日の午後に書面を受け取りました。同日17時ごろ、書面を確認し、18時ごろ、知事に電話で一報を入れ、先週の記者会見での聞き取り内容と異なる前教育長からの文書を受け取ったことを報告しました。その際、知事から、このような案件については、電話ではなく、明日直接報告するようにとの指示を受けました。翌23日、朝９時半ごろから知事室に入りましたが、別案件のため中断もあり、説明が不十分なまま終わり、結局、詳細な内容について説明することができたのは、知事記者会見後となったものであります。

次に、６の教育・文化・スポーツの振興についての御質問で、教育振興基本計画の前期５年間の成果等についてお答えいたします。

本計画は、13の主要施策を掲げております。

御質問のみずから学ぶ意欲を育む学校教育の充実については、８つの施策項目を示し、76の事業に取り組んでまいりました。前期５年間の成果につきましては、全国学力・学習状況調査において、特に小学校が飛躍的に向上したことや、高校卒業時の進路決定率及び大学等進学率が向上したことが挙げられます。児童生徒の不登校等、課題も残されておりますが、目標値の達成に向け、おおむね順調に推移しているものと考えております。

県教育委員会としましては、今後とも、沖縄県教育振興基本計画等に基づき、教育・人材育成に関する施策を推進してまいります。

次に、家庭教育の支援等についての御質問にお答えいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子供の心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担うものであります。県教育委員会では、家庭教育力の改善・充実を目的とした、家庭教育力促進「やーなれー」事業を推進しております。本事業はこれまでに、家庭教育を支援する人材として、家庭教育支援アドバイザーを364名養成し、夢実現「親のまなびあい」プログラムを県内各地で337回開催し、9348名が受講しております。参加者からは、親同士でお互いに学び合うことで、しつけや生活リズムなどを見直すいい機会になったなどの感想があり、このような活動を展開することで家庭教育力の向上が図られるものと考えております。

今後とも家庭教育支援の充実に取り組んでまいります。

次に、中学・高校の外国語指導、海外派遣等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、小・中・高等学校における英語教育のさらなる推進を図るため、英語立県沖縄推進戦略事業を平成24年度に立ち上げており、中高生を対象とした英語能力判定テストや英語授業マイスター教員の発掘等を実施しております。また、グローバル・リーダー育成海外短期研修事業等の海外派遣事業を実施しており、平成28年度は、高校生315名を派遣いたします。

今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に、教職員の増員等についての御質問にお答えをいたします。

教職員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等により算定され、学校に配置されております。また、学校図書館の司書や介助員等の法律で算定されない職員につきましても、学校の実態に応じて加配し、学校教育の充実に努めております。

今後とも各学校と連携し、教職員の適正配置に努めてまいります。

次に、少人数学級の小学校６年生への拡大と必要な教職員数についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは、小学校５年生でも35人学級を実施いたします。少人数学級の小学校６年生への拡大に必要な教職員定数は、おおむ

ね50人程度を見込んでおります。少人数学級の小学校６年生への拡大については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。

次に、暴行動画いじめ問題についての御質問にお答えをいたします。

本島中部の中学校に通う男子生徒による暴力事件、その様子を撮影した動画がインターネット上に流れた事案につきましては、大変なショックを受け、強い憤りを感じております。県教育委員会では、いじめや暴力は絶対に許されることではないことから、教育長名で児童生徒の暴力行為防止とネットトラブル防止指導の強化についての取り組みを促す文書を発出するとともに、スクールカウンセラーを派遣し、被害を受けた生徒等のケアに当たっております。引き続き、人権教育や情報モラル教育についての理解を深めるなど、関係機関と連携し、このような事案の防止に努めてまいります。

次に、幼稚園教育要領案における国歌等の取り扱いについての御質問にお答えいたします。

文部科学省では、平成29年２月14日に次期幼稚園教育要領案を発表いたしました。その内容は伝統的な行事、国歌、唱歌、童歌等に親しむこと等となっております。現在、この案に対しまして、広く国民の意見を求めるパブリックコメントを実施しているところであります。

県教育委員会としましては、幼稚園教育要領における国歌等の取り扱いについて、今後の国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　翁長県政の人事のあり方についての御質問の中で、病院事業局長の辞任報道に対する昨年の総務部長の答弁についてお答えをいたします。

前総務部長が、昨年２月定例会において答弁した内容は、「病院事業局長の交代という事実はない」ということであります。また、報道については、誤報かどうかは申し上げにくいが、局長がかわるということはないというふうに答弁しております。

次に、病院事業局長人事に関する報道についてお答えをいたします。

１月上旬に県立病院が抱える課題や人事に関して意見交換を行った際に、局長から退職の申し出があったため、後日、退職届を受け取りに行きました。その後、知事や副知事が局長と話し合いを行った結果、現在の病院事業を取り巻く厳しい経営環境を考えると、引き続き伊江局長の行政手腕が必要であるとの判断がなされ、続投について本人の了解をいただいたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、一連の裁判に対する所感についてお答えいたします。

不作為の違法確認訴訟について、最高裁判所には、法の番人として、少なくとも充実した審理を経た上で判断をしていただけるものと期待しておりました。最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部とは異なり、辺野古が唯一との認定を行うことはありませんでしたが、あたかも前知事の埋立承認が全てであるかのような判断を示し、また、是正の指示についても、無制限に地方自治体への関与を認め、国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断を示し、結果として高裁判決を是認いたしました。このような判断を最高裁判所が行ったことは、大変残念であります。

次に、最高裁判決後の対応等についてお答えいたします。２の(2)、(3)及び２の(5)は関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

和解条項９項は、「是正の指示の取消訴訟判決確定後は、直ちに、同判決に従い」とあるとおり、是正の指示の取り消し訴訟に関する規定となっております。さきの訴訟は、是正の指示の取り消し訴訟ではなく不作為の違法確認訴訟であり、和解条項に定めのないものであることから、和解条項９項が適用される場面ではないことは明らかだと考えております。一方で、一般論として、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であることから、最高裁判決を受け、埋立承認の取り消しを取り消したところです。これにより、前知事の承認には取り消し得べき瑕疵があるとのこれまでの県の主張を再度持ち出すことはできなくなり、今後想定される埋立承認の変更申請などについては、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、このことが今後の変更申請などを必ず承認しなければならないことを意味するものではなく、公有水面埋立法等の関係法令にのっとり適正に審査を行い、それぞれの要件を判断することは当然であると考えております。

県としては、今後も、普天間飛行場の県外移設、早期返還及び危険性除去の実現を政府に求めるととも

に、辺野古に新基地はつくらせないとの知事公約実現に向け、取り組んでまいります。

次に、普天間飛行場への補修工事への対応についてお答えいたします。

普天間飛行場の滑走路の補修工事については、沖縄防衛局に対し、工事の詳細な内容について、照会を行っているところです。当該補修工事が、同飛行場の固定化につながるものであってはならないと考えております。

県としては、世界一危険とも言われる同飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、「世界津波の日」高校生サミットの沖縄開催についてお答えいたします。

昨年、高知県黒潮町で開催された「世界津波の日」高校生サミットは、世界30カ国から360名余の高校生が参加し、津波被害の歴史や防災・減災の取り組みを学び、今後の課題と取り組みについて分科会で討議・発表し、黒潮宣言を採択しております。黒潮町においては、準備段階から地元高校生及び地域住民が積極的に運営にかかわり、防災意識の高揚が図られたと聞いております。地震及び津波に対する防災意識を高めるため、来年度本県において、当該サミットを開催することは、有意義であると考えており、開催に係る経費を当初予算に計上したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、事前協議についての御質問にお答えいたします。

埋立承認願書は、基本設計段階での申請であることから、県は、埋め立てを承認した際に、工事の実施設計及び環境保全対策等の詳細について、工事の施工前に県と協議を行うこととの留意事項を付しております。そのため、平成28年12月26日に承認取り消し処分を取り消したことにあわせて、当該留意事項に基づく事前協議が必要になる旨を沖縄防衛局に通知し、事前協議が調うまでは埋め立てに関する工事を停止するよう求めたところであります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、伊平屋空港の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

県は、現在、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、関係機関と需要喚起策等についての意見交換を行っているところであります。あわせて、滑走路長見直しに伴う環境影響評価書の補正に必要な低周波音の実機測定についても、関係者と調整を進めていく予定であります。

県としては、引き続き関係機関と協議・調整を行い、早期の事業着手に取り組んでいきたいと考えております。

同じく伊平屋・伊是名架橋の取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

伊平屋・伊是名架橋については、平成23年度に整備の可能性調査を実施しました。当該調査においては、将来交通量や技術上及び環境上の課題、また、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、費用対効果や膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが明らかとなっております。

県としては、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受け、引き続き建設工事費の縮減等に向けた調査検討を進めていきたいと考えております。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中の、下地島空港及び周辺用地の利活用事業の決定時期についての御質問にお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用について、県は、各提案者と事業実施条件等を詰めながら、年度内合意を目途に集中的に協議を行ってきたところであります。当該協議は調いつつあり、今後、必要な事務手続を経て、可能な限り早期に事業者を決定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　普天間飛行場移設問題関係についての御質問の中の、特別採捕許可申請への対応についてお答えいたします。

造礁サンゴ類を採捕する際に必要となる知事の特別採捕許可においては、沖縄県漁業調整規則の趣旨に沿って、申請の目的や必要性などの内容を厳正かつ適切に審査することとしております。本件に関しても、採捕の対象となる造礁サンゴ類の状況や採捕行為の内容など、必ずしも他の事業と一致するものではないと想定されますので、申請書が提出された際には、個別具体的な案件として、同規則に基づき、厳正かつ適切に審査すべきものと認識しております。

次に、岩礁破砕等許可申請の必要性についてお答えいたします。

漁業権は、漁業法に規定されているとおり漁業を営む権利であり、知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。漁業権者による漁業権の一部放棄に関しては、これにより漁業権が当然に変更されるものではなく、漁業法第22条の規定により、漁場の縮小を内容とした知事の変更免許が必要であります。このことについては、これまでの政府見解や地方自治法に基づく水産庁の技術的助言においても同様の見解が示されております。漁業権の一部放棄に関連した裁判例のあることは承知しておりますが、県としては、従来の見解から、現在も普天間飛行場代替施設建設工事海域には漁業権が設定されているとの前提のもと、４月以降に岩礁破砕行為を行うには、知事の岩礁破砕等許可を受ける必要があると判断しております。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島における災害対策と６次産業化についてお答えいたします。

県では、離島の農業振興を図るため、各種施策を総合的に推進しているところであります。災害対策としては、一括交付金などを活用し、強化型パイプハウスや平張り施設、鉄骨ハウスなどの整備に取り組んでおります。また、６次産業化を推進する取り組みとしては、個別研修による商品開発への助言指導や加工機器・施設の導入に対する補助などを行っております。これまでの実績として、１、地元の農産物を活用したジェラート等の加工・販売施設の整備、２、地元産マンゴーを使用したマンゴードリンクの開発支援等を行ってきたところであります。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港を活用した農産物や食品の輸出拠点づくりについてお答えいたします。

国は昨年５月に、農林水産業の輸出力強化戦略を策定し、那覇空港において、貨物エリアの拡大や駐機スポットの増設による国際物流ハブ化の推進に向けた検討を行っております。現在、国において、調査事業が行われているところであり、県としましては、引き続き同構想の進捗状況について、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　海洋資源の開発と科学技術の振興についての、海底熱水鉱床開発に係る県のかかわり方、支援拠点の内容及び基本的な方針についてにお答えいたします。

国が平成29年度に予定している沖縄近海での採鉱・揚鉱技術の実証試験に対し、県は、県内港湾の使用などを含め、関係部局と連携し、試験が円滑に行われるよう協議を進めているところであります。

県としましては、研究機関や関連企業などが集積する海洋資源の調査・開発支援拠点の形成を目指し、今後とも国や関係機関と連携しながら、海洋産業に関する人材育成や新産業の創出、関連企業の誘致等の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、同じく民間企業や大学研究機関等との連携、協力体制についてにお答えいたします。

県では、現在、国立研究開発法人海洋研究開発機構や独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構と連携するとともに、琉球大学や沖縄科学技術大学院大学、国立沖縄工業高等専門学校などの県内研究機関、並びに工業連合会・経営者協会など、県内経済団体等と協力体制を構築し取り組んでいるところであります。

今後とも、これらの体制をさらに強化しながら拠点形成に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、同じく自然エネルギーの活用に向けた県の取り組みについてにお答えいたします。

県では、沖縄の地域特性に合ったエネルギーの需給構造を構築するため、太陽光、風力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入を促進しております。具体的には、久米島における海洋温度差発電の実証や、太陽光、風力及び蓄電池を活用した最適なエネルギー需給システムの実証など、各種施策を展開しているところであります。さらに、沖縄―ハワイクリーンエネルギー協力に基づき、ハワイ州や日米政府等との連携により、島嶼型の再生可能エネルギー導入拡大に向けた課題解決に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、定住条件の整備及び産業の育成等についてお答えいたします。４の(1)と４の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

県では、交通・生活コストの低減や離島の船舶・航空機の建造・購入費の補助、海底光ケーブルのループ化、県立八重山病院の整備着手等に取り組み、定住条件の向上に成果が出ていると考えております。離島の特性を生かした産業振興については、含蜜糖振興対策、就農支援、離島観光活性化促進事業による観光客の誘致等に取り組み、雇用の確保に努めてまいりました。

県としましては、島々の魅力を生かした観光・体験

プログラムの開発・改善や住民主体の民泊推進、農業生産基盤の整備などの産業振興及び定住条件の整備に、引き続き強力に取り組んでまいります。

同じく離島・過疎地域の振興についての中の、離島における交通手段の確保についてお答えいたします。

県では、離島の定住条件の整備を図るため、国及び関係市町村と協調し、赤字の航路及び航空路線に対して運航費補助を行っております。また、島内における住民の足の確保を図るため、国及び関係市町村と協調し、赤字のバス路線に対して運行費補助を行っております。さらに、老朽化した船舶、航空機及びバスの更新に要する費用も補助しております。

県としましては、引き続き離島における交通手段の確保に努めてまいります。

次に、離島住民の交通負担の軽減や生活必需品等輸送経費助成についてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業や割高な生活コストを低減する離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施しております。離島食品・日用品輸送費等補助事業では、平成29年度から、北大東島及び南大東島を対象に、航路便が一定の期間欠航した場合に、保存期間の短いパン、牛乳等を緊急的に航空輸送する際の輸送経費を試験的に補助することを予定しております。

県としましては、引き続き離島における交通コスト及び生活コストの低減に努めてまいります。

次に、県内空港の整備促進についての中の、那覇空港の離発着機数についてお答えいたします。

国の那覇空港滑走路増設事業における新規事業採択時評価資料によると、那覇空港における現在の発着の処理容量は年間13万5000回と算定されております。しかし、那覇空港の発着回数は年々増加しており、平成27年度は15万7000回と処理容量を超えて運用されている状況であります。第２滑走路の供用により、処理能力は年間18万5000回になるとされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、民泊と県の取り組みについてお答えいたします。

離島・過疎地域における観光は、地域振興に重要な役割を担っており、中でも民泊については、近年、教育旅行民泊を中心に盛んに実施されております。今年度、県で実施した調査によると、沖縄修学旅行において延べ667校、約11万人が、過疎地域を含む本島北部と離島地域で民泊を実施しております。

県では、宿泊や交通、観光施設など13の団体で構成する沖縄県修学旅行推進協議会に教育旅行民泊分科会を設置し、安心・安全で学習効果の高い民泊の提供に向けて、関係法令や安全対策等への対応、民泊コーディネーターの配置などに関する受け入れ団体向けの指針の策定に取り組んでおります。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中の、観光客1000万人の受け入れ体制についてお答えいたします。

県は、平成26年度に、観光客1000万人等の目標達成に向けて必要な施策を体系化し、国、県、市町村の行政機関と観光関連団体等の役割分担や連携の方向性等について整理した、沖縄観光推進ロードマップを策定しました。受け入れ体制の整備については、本ロードマップに基づき、国及び県の担当部局、港湾管理者、空港ビル管理者などで構成する沖縄観光戦略実行会議において各施策の進捗状況を確認し連携することにより、空港・港湾や公共交通の機能拡充、宿泊施設の充実、多言語対応等に着実に取り組むこととしております。

次に、教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、外国人留学生の不法就労についてお答えいたします。

独立行政法人日本学生支援機構の平成27年度の調査によると、県内には2090人が大学や日本語学校等で修学しております。沖縄労働局の発表によると、平成28年10月末時点で、外国人留学生の就業先は、多い順に「サービス業」で610人、「卸売業、小売業」で404人、「宿泊業、飲食サービス業」で361人、「製造業」で312人、「教育、学習支援業」で59人等となっております。留学生を含め、外国人の不法就労については、出入国管理及び難民認定法を所管する法務省の管轄であり、今後は連携して情報収集に努めていきたいと考えております。

次に、ＦＩＢＡバスケットボールワールドカップに係る県の支援等についてお答えいたします。

沖縄県としては、沖縄市が日本バスケットボール協会からの要請を受け、ＦＩＢＡバスケットボールワールドカップ2023の予選ラウンド開催地として立候補表明したことに対し、協力していくこととしております。今後、沖縄市や日本バスケットボール協会からの求めに応じて、支援のあり方等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、世界自然遺産登録に向けた県の取り組みについてお答えします。

県では、ヤンバル地域及び西表島の両地域において、世界自然遺産登録に向けた課題や管理の手法、地域振興などを協議するため、地元町村や関係団体、国で構成する地域部会を開催しております。地域部会での合意形成を踏まえ、昨年末に遺産を適切に保全管理するための行動計画を策定したところであります。今後、国や地元町村、団体と連携しながら、希少動植物の保護や外来種対策、適正利用の推進などの施策を講じ、平成30年の遺産登録の実現を目指してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　教育・文化・スポーツの振興についての御質問の中の、保育所保育指針の見直しについてお答えします。

国においては、保育所保育指針の改定に向け、国旗・国歌に親しむとする内容を含めた改定案について、パブリックコメントを実施し、さまざまな観点から議論されているところであります。保育指針は、各保育所における保育の内容に係る基本的事項を定めたものであるため、今回の改定によって、保育の質の向上の契機となり、全ての子供の健やかな育ちの実現へとつながることが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　質問の途中ではありますが、時間の都合もありますので、山川典二君の再質問は休憩後に回したいと思います。

15分間休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　再質問を行いますが、きょうの沖縄タイムスの記事に、これはアメリカの特約記者の記事がありました。「「承認撤回」先送りの疑問　知事訪米危機感伝わらず」。沖縄県知事のＤＣ――これはワシントンＤＣの意味ですが――「ＤＣへの旅は最悪だった。トランプ政権には相手にされず、地元では注目を浴びた。」。地元というのは沖縄です。「米紙ワシントンポストの東京支局長はツイッターで５日、朝日新聞の英語版の記事を引用する形で、翁長雄志知事の訪米行動をそう伝えた。米首都ワシントンで面談したトランプ政権関係者や上院議員はゼロ、当地での記者会見に参加した米記者は１人、日本メディア以外で訪米行動を伝えた記事は２本。前述の一文は、批判ではなく、こうした事実を端的に伝えたにすぎない。」と書かれております。なぜ米側が協議のテーブルに着かなかったか、翁長知事は振り返らねばなるまい。あるいは、「「辺野古移設はすでに決着した」と語るマティス長官の訪日に同行した国防総省筋に聞くと、「沖縄は撤回が有効な切り札となりえたタイミングはすでに逸したのではないか」と問い」かけてきたと。最後に、「撤回カードは、翁長知事が就任直後に切ってこそ、最大の効力を発揮する「切り札」となりえた。切り札なしの３度目の訪米行動は、県民が抱える危機感すら伝えられなかった。タイミングを間違えば切り札もただの札になる。時間はもう残されていない。」というふうに記事がきょう紹介されておりますが、知事、どうしてマティス国防長官が来日するのに訪米されたんですか。そういう情報がなかったのか。ワシントンに事務所があるわけでありますから、新国防長官のスケジュールというのは、もう既に決まっているはずですから、そういう情報収集すらワシントン事務所でできなかったのか。私は、仮に知事の立場ですと、もう訪米よりは本人が来るんですから、そこで直接面談をして、しっかりと沖縄の基地問題を伝えるというのが知事の行動だというふうに思っておりますが、それについてまずお聞かせください。

そして、安慶田前副知事の任命責任。これは、知事も那覇市長時代、そして前副知事も那覇市議時代、私も那覇市議時代で、もう20年来一緒に仲間として仕事をしてきた経緯もあります。今はポジションが違いますが、そういう経緯の中で、あの前副知事は、どんな困難でも大体しぶとく乗り越えてくる。そういう副知事が、私は簡単に、県政のイメージダウンになるからとか、そういう理由で簡単にやめないと思うんです。何かわかりません。県教育長のほうは、介入があったと認めている。そして、前教育長の文書でも、これは介入があったと勇気を持って文書を出している。しかし、本人はそういう事実はない。知事も、今明確にそういう意思を示しておりませんが、あくまで今は、もう知事の立場で、教育庁の所管も最終的な最高責任者は知事でございますから、知事の今の見解として、口ききがあったのか、なかったのか。県教育長の判断をどういうふうに見ているのか。改めてお聞か

せください。

それから、伊江病院事業局長につきまして、私は再質問するつもりはなかったんですが、今の総務部長の答弁で、交代の話はなかった、マスコミ報道は誤報だったというふうにおっしゃっております。これもう一回お聞きしますが、総務部長、本当にこれはマスコミ報道の誤報ですか。その辺を明確にしていただきたいと思います。

よろしくどうぞ。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　山川典二議員の再質問にお答えをいたします。

マティス長官来日、情報を取り得なかったのかという話であります。

私がワシントンＤＣで話をしたのは、私が２月上旬に行くというのは12月から決まっておりまして、それぞれいろんなマスコミにも報道されておりました。ですから、私の情報のほうが向こうには行っていたと思います。私たちはまた、それぐらいの期間を置かなければ、なかなか面談の日程等々、簡単ではありませんので、そうした中での私の訪米の最終日に辺野古唯一ということで話をされたというようなこと等は、今、山川議員が懸念されるようなものではないというふうに思っています。

それから、報道については、私からは何も申し上げられませんけれども、やっぱり下院議員といえども11名、それから向こうは政策調査官というのが大変重みを持っておりますから、それから補佐官、こういう仕事も大変大きな重みを持っているので、そういった方と２時間以上議論を交わしたり、いろいろやってまいりました。連邦議会の反応も、行政とは違って、確かに私たちが予測もしない、新辺野古唯一ということでありましたけれども、議員のほうはそうではなかったんです。ですから、議員のほうはいろいろ意見を聞いて、環境問題も含めて、先ほど嘉手納の話もありましたが、沖縄の基地の実情とか聞いていただいて、そして、そういった中では、情報は相当共有をされたというふうには思いますが、３年間で約三十数名の上下院議員でありますから、その意味での影響力みたいなものは、確かに一県としては若干限界があるかもしれませんが、ただ、日米の大きな日米安全保障条約というものに、0.6％に今は70％ですが、引き受けている沖縄県がとても及ぶところではないということで、口を閉ざしていたのでは、この沖縄県民には申しわけないというふうに思うわけですから、行って、そしてできることならば、トランプさんに政権がかわってまだ方向性が見えなかった、こういうようなこと等もあります。

それから、直接本人に面談をすべきではなかったかという話でありますが、私が当選をして半年は、日本の閣僚にも会えなかったわけですから、アメリカの閣僚に会わせていただけるかどうかというようなものは、私からすると大変疑問でありました。

それから、任命責任、これは十二分に感じておりまして、再三再四、私、これは記者会見でも話をし、とにかく県政の混乱を一刻も早く抜け出すこと、そして信頼を回復すること、まずそれを１番目に上げてきております。

安慶田副知事のうわさがというような話もありましたけれども、私も含めて、山川典二議員の政治的なセンスには及ばないかもしれませんが、一生懸命、私ども政治をやってきました。今回のことは、事実関係を含め、これからでありますけれども、いずれにしろ、この県政への不信・不安を与えたということは大変残念でありますから、それの払拭に努めていきたいと思っております。

ちょっと全部答えているかどうかわかりませんが、以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　病院事業局長の辞任報道に対する昨年の総務部長の答弁内容ですが、議事録のほうも確認をいたしまして、昨年の定例会において、先ほど答弁したとおりでございますが、「病院事業局長の交代という事実はない」というような答弁をされております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　時間はありませんので、これはまた我が党の一般質問の中で、いろいろと質疑を深めていきたいと思いますが、最後に一点だけ、この前副知事の口きき疑惑につきまして、県として、第三者委員会、そういうものをしっかりと設置して調査を、疑惑を解明するというその意思はないかどうか。最後に一点だけ確認をして終わります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

前副知事の問題につきましては、現在、前副知事は、教員採用試験に関する働きかけについては一貫し

て否定をし、教育庁人事については関係者からの推薦や要望を伝えたというふうに述べております。一方で、前教育長は、教員採用試験に関する働きかけや教育長人事に関する指示があったということを主張しております。この件に関しまして、前副知事からの訴訟も提起されているところでございます。

県としましては、県民の信頼確保のためには事実関係を明らかにする必要があると考えておりまして、事実関係を解明するための調査及びいわゆる口ききの徹底した防止策を講ずるために外部有識者による調査委員会の設置も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　代表質問を行う前に一言所見を申し上げます。

１月に行われました宮古島市長選挙について、沖縄県民の保守、全国の保守の声を一言申し上げたいと思います。

北朝鮮が長距離弾道ミサイル発射を何回もこれから行うという中で、知事が革新・共産党とともに――何というんですか、その候補者を支援し、落選したとはいえ、知事の国防に対する認識、非常に沖縄県の保守、そして全国の保守、非常に理解ができないという、重く多くの声が伝えられております。ぜひ知事、北朝鮮や南西諸島における自衛隊配備の問題、北朝鮮や中国の脅威を、真剣に沖縄の県知事として取り組んでいただきたいと思います。

それでは、沖縄・自民党を代表して、通告に従い質問を行います。

まず１点目､沖縄振興策の推進についてであります。

2017年度の沖縄振興予算は、自由度が高く、使い勝手のよい一括交付金が255億円も減額され、特に市町村において、通常使い道が決められている国庫支出金ではできなかった事業等をソフト一括交付金で事業化していただけに、今回の減額は大きな打撃であります。知事は、自民党沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟での要請行動は浦崎副知事に任せ、同時刻に安慶田副知事が二階幹事長に対して要請を行うという行動は、明らかに沖縄予算や税制と、担当する自民党税制調査会や自民党沖縄振興調査会を軽視し、党の実力者である幹事長をつかんでおけば大丈夫だとの思いがあったのではないかと思われるのであります。

平成29年度沖縄関係税制改正については、９つの事項を５年間の延長・拡充を求めたのでありますが、航空機燃料税の３年以外は２年延長という結果となり、観光地形成促進地域制度については、県が拡充を求めた対象施設は認められず、我が県連が要望したスケート場、ボウリング場は認められております。沖縄関係の税制改正については、これまでの歴代知事は、このような情報に接せば緩急を置かず党本部に直談判できる信頼関係が築かれていたのでありますが、翁長知事には国との対立しかなく、むざむざ自民党税調から財務省への格下げを許したものであり、信頼関係のなさが露呈された結果であります。このことは、今回だけに限らず、次の延長要請の際にも影響するものであり、沖縄経済にとって大きな禍根を残した責任は大きいものがあると考えます。

以上の観点から、翁長革新県政に質問を行います。

(1)、県経済の自立に向けて。

ア、米軍基地が市街地を分断する形で存在していることから、計画的な都市づくり等に支障があったのは事実であるが、知事の言う、基地の存在が県経済の最大の阻害要因であるとはいえ、復帰後、３次30年の沖縄振興開発計画、民間主導の自立型経済の構築を目指した沖縄振興計画もその阻害要因の範疇に入るとの前提で発言しているのか伺いたい。

イ、沖縄関連の平成29年度税制改正について、県が延長・拡大を要請した９つの税制は、２年から３年の延長で決着した。関係団体からは落胆の声が聞かれるが、なぜこのような結果になったか。また、今後の対応について伺いたい。

ウ、９つの税制のうち、２年の延長となった地域・特区制度について、今後の制度の活用でどのような影響が出ると考えているか。また、県としての今後の対応を伺いたい。

エ、県産酒類に係る酒税軽減措置は２年延長となった。1972年、５年の適用措置として導入されて以来、これまで計８回、５年延長されてきた。なぜ、これまで５年延長が認められながら今回２年となったのか伺いたい。

オ、復帰後大量につくられた県の公共施設の老朽化が進んでいる中、県は、全体の老朽化状況を調査しているが、その概要と今後施設の維持をどのように図っていくのか伺いたい。

カ、県の試算によれば、今後とも老朽化した施設の維持を図るには、50年で約３兆9000億円、年間で776億円が必要となるというが、国の振興策等の支援がなくとも県の自主財源で負担が可能であるか伺いたい。

キ、大型ＭＩＣＥ施設等整備については、一括交付金の活用を前提としているようだが、用地購入費に

充てることを内閣府が難色を示しているなど、委託事業者公募でも一括交付金が交付されない場合は契約を締結しないなど、先行きが不透明となっている。県は、国と施設整備予算の確保の約束はできているか伺いたい。

件名(2)、平成29年度沖縄振興予算について。

ア、平成29年度沖縄振興予算は3150億円で決着したが、この結果について、県の予算要請のあり方を含め、知事の感想を伺いたい。

イ、2017年度県予算は、前年度より減額となるようだが、予算編成に当たって、2017年の県経済の動向をどのように分析し、予算案に反映させたか伺いたい。

ウ、沖縄振興一括交付金は、255億円減額され1358億円となった。減額されたソフト交付金及びハード交付金の使途で、どの事業に影響が出たか伺いたい。

エ、沖縄振興特別推進交付金（ソフト）の配分について、県と市町村の配分はどのようになされたか、市町村は昨年度より減額となると事業に大きな影響が出るとしているが、県の見解を伺いたい。

大項目２、県内産業の振興について。

中小零細企業が多くを占める本県産業において、雇用効果の大きい中堅製造業の立地は大きな願望であります。県は、21世紀ビジョン基本計画で2021年までに臨空・臨港型産業として、新規立地として260社の企業立地を目標に掲げているようでありますが、現状は厳しいようであり、立地を希望する企業等のニーズの的確な把握や優遇制度等の弾力的な運用など、戦略的な取り組みが求められます。そのため、販売市場の開拓・確保に必要なイベントの開催、プロモーションの促進など、本県ならではの戦略性が求められると考えます。

ここで質問をいたします。

(1)、県経済の持続的発展を図る上で、企業誘致を促進するほか、県内企業の高度化や活性化を図ることが重要であるが、小規模零細企業が多くを占める県内企業について、具体的にどのように取り組み、どのような効果を上げているか伺いたい。

(2)、産業競争力強化法に基づく本県における活用状況はどうか。また、経済景況が好転している中、さらなる活用を促進することが必要ではないか、県の取り組みを伺います。

(3)、泡盛の出荷量が減少を続けているが、泡盛企業の大半が零細企業のようである。これらの企業の自助努力には限界があり、業界の協業化や組織拡大を図ることについて、行政、業界が一体となった取り組みが必要ではないか。県の考えを伺いたい。

(4)、大企業を中心に違法残業が問題となっているが、本県においても人手不足もあり、違法残業の実態が指摘されている。現状を伺いたい。

(5)、琉球料理と泡盛のユネスコ無形文化遺産登録について、取り組みの現状等を伺いたい。

(6)、地方創生は本格的な事業展開の段階を迎えているが、地方版総合戦略に基づいて、各地方の自主的・主体的かつ先導的な事業支援として、平成29年度は地方創生推進交付金として1000億円措置をされている。本県においても活用すべきと考えるが、県の方針を伺います。

３、観光振興について。

2016年の入域観光客総数は過去最高を更新し、年度目標である840万人達成も確実としております。本県観光は、1972年度観光客数56万人、観光収入324億円から始まり、2003年度には500万人台に達し、特に2011年度の553万人から2015年度の794万人と、４年で200万人超の増加はまさに驚異的であり、今後、このような伸びを維持するための取り組みが重要であります。

そこでお伺いいたします。

(1)、観光振興基本計画は、計画期間10年で展開する諸施策に関し、観光収入、入域観光客総数など５項目について達成目標を掲げている。後期５年目に入り、前期５年の目標値達成の進捗状況を伺いたい。

(2)、観光振興基本計画は、圏域別の施策展開も掲げ、推進の基本方向も示している。期間５年目に入り、それぞれの圏域の特性に沿ってどのような施策を展開し、どのような成果を上げているか伺いたい。

(3)、観光収入については、2010年度4025億円、観光客数571万人、2011年度3783億円、観光客数553万人で推移していたが、2015年度は観光収入6022億円余、観光客数794万人と、ここ三、四年で急速、飛躍的に伸びている。その要因、背景と今後５年間における伸び率等をどう分析し予測しているか伺いたい。

(4)、観光を県経済の柱とする本県において、観光客の増加に伴い宿泊料金の上昇が問題となっているが、ホテル等宿泊業者の経営の安定と観光客の沖縄離れを防ぐ上で、どのような方策が考えられるか伺いたい。

(5)、全国的にクルーズ船の寄港が大幅にふえており、国は、クルーズ寄港拠点に本部港と平良港を選んだ。大型船の寄港に対応した岸壁や旅客ターミナルの

整備について伺いたい。

(6)、県が設けた沖縄特例通訳案内士制度について、2021年度で終了するようだが、現在までの資格取得状況と無期限資格取得を進める対策について伺いたい。

(7)、県観光コンベンションビューローが、那覇空港の国内線・国際線ビルに設置されている観光案内所の運営を撤退するとしているが、沖縄観光の推進役を担うビューローが、採算の問題で撤退することに関係者は動揺している。県の対応を伺います。

４、陸上交通網の整備について。

本県は、沖縄戦で県営の鉄道は破壊され、27年間に及ぶ米国統治下で、他県では実施された鉄道は復帰後においてもその恩恵を受けることはなかったのであり、国による支援が不可欠であります。しかし、現状の翁長知事のかたくなな国との対決姿勢の中、国の十分な支援が得られるか疑問で心配であります。導入に当たっては、インフラ整備費に関しては全額公共負担が可能な新たな補助制度の創設と経営安定化基金の創設など、特例的な制度の導入が絶対に必要であることを翁長県政は認識することが必要であると考えます。

そこでお伺いします。

(1)、鉄軌道導入は、陸上交通網の整備だけでなく、それぞれの駅周辺地域のまちづくりと連動した周辺地域の活性化につながることが必要であるが、検討委員会でどのような議論がなされているか伺いたい。

(2)、鉄軌道のルート案が追加されたことにより、作業のおくれが生じたようだが、ルート案検討の現状について伺いたい。

(3)、技術検討委員会では、鉄軌道の走行する地域や場所によっては、地下トンネルの取り入れも検討されているようだが、地下トンネルとなる場所、高架橋にした場合との比較で、建設期間、費用についてどのような差が出るか伺いたい。

(4)、国は、平成29年度沖縄振興予算で一括交付金などが削減された。厳しい国の姿勢にあって、鉄軌道導入に関する国の財源支援に懸念はないか伺いたい。

(5)、国は、沖縄の新たな交通環境創造会議を県内那覇市で開催した。平成28年11月には、沖縄の道路渋滞対策と新たな交通環境を考える有識者懇談会で、ハード整備、ソフト対策、県民意識まで踏み込んだ提言も行っている。この取り組みについて県の対応を伺いたい。

５、雇用失業問題について。

昨今の経済の回復は県経済にも波及し、2016年平均の完全失業率は4.4％と1993年以来の改善で、有効求人倍率は１倍超えが続き、また、ことしの３月に卒業予定者の高校・大学生の就職内定率は過去最高を記録するなど、まさに好調そのものであります。しかし、その一方で本県の雇用情勢は、確かに量的な面では大きく改善されていますが、雇用のミスマッチが構造的な問題になりつつあり、質的な面への改善が大きな課題となっております。

そこでお伺いします。

(1)、県内の有効求人倍率は１倍を超え、完全失業率は４％台と好調に推移し、2017年３月卒業予定者の新規高卒・大卒者の就職内定率も増加している。その要因と今後の見通しについて伺いたい。

(2)、本県は、中小零細企業が多く、今後とも好調さを維持していくためには、県内企業の底上げを図り、規模拡大による労働生産性の向上が必要と考えるが、県の具体的な取り組みを伺いたい。

(3)、経済の好調さに伴い雇用環境も改善されつつあるが、職種によっては人手不足が顕著になっていることから、外国人材の活用も検討されている。外国人留学生の就業の問題が表面化している中、外国人材の活用に関し県の基本方針を伺いたい。

(4)、県は、雇用のミスマッチについて、若年者へのキャリア教育やジョブトレーニング事業などを実施し、早期離職防止につなげるとしているが、高校・大学において実施する教育、事業の内容が重要である。具体的に何をどのような内容で実施するか。また、雇用の質的な面をどのように改善していくか伺いたい。

６、県警関係について。

2016年の県内における交通人身事故は5491件で、そのうち酒気帯び運転の検挙件数は、前年度で224件上回る1856件で、全国最多となったようであります。2009年10月に県飲酒運転根絶条例を制定・施行し、官民一体となって根絶に向けて取り組みを進めてきたのでありますが、しかし、条例が施行されて８年、飲酒運転は一向に減らず、依然全国ワーストを続けており、飲酒絡みの事故も全国最多のままであります。

そこでお伺いします。

(1)、2016年に起きた交通人身事故のうち、飲酒絡み事故が27年連続で全国ワースト、酒気帯び運転検挙件数についても全国最多となっている。県警における取り締まり対策と関係機関等による防止対策について伺いたい。

(2)、地域パトロールを担う沖縄シーサー警ら隊が活動を開始しているが、パトロール活動の主な狙い、活動範囲、編成人数等について伺いたい。

(3)、急増する覚醒剤密輸に関し、外国クルーズ船

を使った覚醒剤密輸など、沖縄が違法薬物の中継基地として使われているようだが、実態と水際防止対策について伺いたい。

(4)、高齢運転者による事故が多発し、人身事故など大きな被害に発展している事例がふえているようだが、本県における状況と高齢運転者に対する指導はどのように行われているかお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな１番目の沖縄振興策の推進についてに関する御質問の中の、平成29年度沖縄振興予算についてお答えをいたします。

沖縄県では、内閣府の概算要求が前年度予算から減額となったことを踏まえ、昨年９月以降、内閣府沖縄担当大臣、菅官房長官、国政与党など関係要路に対して、丁寧に県の考え方をお伝えし、理解と協力が得られるよう取り組んできたところであります。総額としては概算要求の満額に届きませんでしたが、厳しい国家財政状況の中、一括交付金については配慮がなされたことに加え、離島地域の活性化、産業イノベーションの創出、交通渋滞の解消に向けた新規事業が計上されたところであります。

沖縄県としましては、沖縄振興予算のさらなる効果的な活用を図るため、執行体制を強化し、沖縄の振興に取り組んでまいります。

次に、大きな３の観光振興についてに関する御質問の中の、前期５年の目標の達成状況についてお答えをいたします。

各目標値の達成状況については、平成27年度の実績で、観光収入は目標値１兆円に対して6022億円、観光客１人当たりの県内消費額は目標値10万円に対して７万5881円、平均滞在日数は目標値５日に対して3.85日、人泊数は目標値4027万人泊に対して2259万人泊、入域観光客数は目標値1000万人に対して794万人となっております。

以上のことから、入域観光客数は順調に推移しているものの、観光収入の目標達成に向けた１人当たり県内消費額の増加や平均滞在日数の延伸などについてさらなる取り組みが必要と考えております。

次に、大きな５番目の雇用失業問題についてに関する御質問の中の、有効求人倍率が１倍を超えるなど好調の要因と今後の見通しについてお答えをいたします。

沖縄県では、みんなでグッジョブ運動を推進するとともに、産業振興や企業誘致に取り組んだ結果、有効求人倍率が１倍を超えるなど、雇用の拡大につながったと考えております。

今後の見通しについて、沖縄総合事務局によると、県内経済は人口増加や観光需要に牽引され、昨年と同様に好調な１年と予想しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄振興策の推進についての中の、沖縄振興計画等も経済の阻害要因であるかについてお答えいたします。

沖縄振興は、沖縄が戦後26年余りにわたり我が国の施政権の外にあった歴史的事情、広大な海域に多数の離島が存在し本土から遠隔にある地理的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興開発計画等により、総合的かつ計画的に講じられてきたものであります。一方、沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の大半を占めるなど、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっていることから、県経済の最大の阻害要因であると考えております。

沖縄振興を推進することと、米軍基地が県経済発展の阻害要因となっていることを主張することは、矛盾するものではないと考えております。

次に、税制改正と今後の対応についてお答えいたします。１の(1)イと１の(1)ウは関連しますので一括してお答えいたします。

９つの沖縄振興関連税制については、去る12月に閣議決定された税制改正大綱において、２年ないし３年の延長が認められたところです。国においては、延長の期限等の原則を定めた租税特別措置の見直しに関する基本方針等に基づき、期限を設定したものでありますが、それぞれ必要な制度として延長が認められたものと考えております。

今後は、業界団体、国及び市町村と連携し、制度の有効活用を促進し、沖縄の振興・発展を図り、経済成長を確かなものとしていきたいと考えております。

次に、沖縄振興特別推進交付金の県と市町村の配分、市町村事業への影響についてお答えいたします。

平成29年度沖縄振興特別推進交付金に係る県と市町村の配分は、知事と全市町村長で構成する沖縄振興会議において、県と市町村間を５対３の割合で配分した上で、県から市町村へ10億円を追加配分することで市町村の合意を得て決定しました。その結果、総額

688億円について、県が420億円、市町村が268億円となったところです。

沖縄県としましては、事業立案の前倒しの促進や過不足調査による予算の再配分など、効果的かつ効率的な事業執行により、最大限の効果が発揮できるよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

次に、県内産業の振興についての中の、地方創生推進交付金の活用についてお答えいたします。

国は、地方創生の推進に向けた地方公共団体の自主的・主体的な取り組みに対して、地方創生推進交付金により支援を行うこととしております。県では、同交付金を活用し、情報通信関連産業の高度化・多様化を推進するための取り組みや、県産水産物の海外向け市場拡大に向けたマーケティング戦略の構築、熱帯果樹や花卉等の園芸品目の高付加価値化及び低コスト化、観光客の満足度向上や滞在日数の増加に向けた広域型周遊ルートの創出などに取り組むこととしております。

次に、陸上交通網の整備についての中の、駅周辺地域のまちづくりについてお答えいたします。

県は、概略的な検討を行う構想段階として、鉄軌道の計画案づくりに取り組んでおります。鉄軌道の導入において、利用者の利便性向上や需要確保等の観点から、交通結節点の整備や商業・業務施設の立地促進など駅周辺のまちづくりは重要であると考えております。このため、専門家による委員会においては、他県の事例を参考に、魅力的な駅づくりや駅周辺の商業等の活性化などについてもあわせて検討を行っているところであります。

次に、鉄軌道ルート案の検討状況についてお答えいたします。

鉄軌道の計画案づくりは、５つのステップで段階的に進めているところであり、現在は、複数のルート案について比較評価を行うステップ４の段階となっておりますが、ルート案が追加されたことや評価項目が多岐にわたることから、検討作業に時間を要しているところであります。

計画案については、早期の策定に向け取り組みを進める必要がありますが、構想段階の次の計画段階へ速やかに移行させるためにも、県民等と情報共有を図りながら慎重かつ丁寧に進めることが重要と考えております。

次に、鉄軌道の建設期間、費用等についてお答えいたします。

鉄軌道の整備に要する費用は、一般的に高架橋より地下トンネルが高くなりますが、都市部において用地補償費が多額になる場合は、高架橋の方が高くなることがあります。現在取り組んでいる鉄軌道計画案づくりは、構想段階として概略的検討を行う段階であることから、建設期間及び工事費等は、最近整備された鉄道事業の施工実績等をもとに算定することとしております。各ルートの建設期間及び概算事業費については、今後開催される専門家で構成する委員会で検討することとしております。

次に、鉄軌道導入に関する国の支援についてお答えいたします。

沖縄振興特別措置法においては、「国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする」とされております。また、国の沖縄振興基本方針においては、「その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる」こととされております。

沖縄県においては、鉄軌道の構想段階における計画案の早期策定に向け取り組みを進め、策定した計画案をもとに、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設について国に求めてまいります。

沖縄の新たな交通環境創造会議の取り組みについてお答えいたします。

県はこれまで、国、県、市町村等、関係機関で構成する沖縄県公共交通活性化推進協議会やＴＤＭ施策推進アクションプログラム検討委員会を設置し、道路ネットワーク整備等のハード施策や公共交通システムの再編・活性化、公共交通の使いやすさの向上等のソフト施策などの渋滞対策に取り組んでまいりました。今般、国においては、沖縄県における深刻な交通渋滞を受け、有識者懇談会を設置し、渋滞対策や公共交通機関の利用促進に関する提言書を取りまとめました。これらの取り組みを継続的に推進するため、国、県、市町村、民間企業代表者等で構成する沖縄の新たな交通環境創造会議が設置されております。

県は、引き続き同会議のメンバーとして、関係機関と連携し、交通渋滞緩和に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄振興策の推進についての、酒税軽減措置が２年となった要因についてにお答えいたします。

本軽減措置の延長につきましては、国の租税特別措置の見直しに関する基本方針等にある厳格な絞り込みを前提に期限を付して存続を検討すること、検証に当

たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置等については、特に厳格に判断することに基づいて、国において２年の延長が認められたものです。

次に、県内企業に対する取り組みと効果について。

沖縄県では、関係団体や各地域からの提言等を反映した中小企業支援計画を毎年度策定しております。これまで同計画を着実に実施することにより、中小企業の経営革新や創業の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化などの施策が総合的に推進され、中小企業の振興が図られていると考えております。

沖縄県としましては、引き続き関係機関と連携を密にしながら、中小企業支援等に取り組み、県内中小企業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

同じく産業競争力強化法に基づく制度等の活用促進の取り組みについてにお答えいたします。

現在、県では国と連携して、産業競争力強化法に基づく市町村の創業支援事業計画の策定を促進しているところであります。同計画については、全国平均で約70％の市町村が認定を受けているのに対し、県内は約32％にとどまっており、特に町村の認定が進んでいない状況にあります。

同計画を策定し国の認定を受けることによって、当該市町村の創業者が各種支援措置を受けられる制度となっていることから、県としましては、引き続き国と連携しながら、活用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく泡盛業界の協業化や組織拡大についてにお答えします。

泡盛製造業は沖縄を代表する地場産業であり、離島を含めた県内各地域に所在し、地域経済の安定や雇用の受け皿になっているなど重要な産業であります。沖縄県では、泡盛業界が取り組むプロモーション支援等を行うとともに、泡盛業界においては、沖縄を代表する泡盛カクテル58ＫＡＣＨＡ－ＳＥＡ（ゴーヤーカチャーシー）のレシピ開発など、各酒造所が協業して取り組んでいるところです。

沖縄県としましては、業界が一体となった取り組みを支援することにより、沖縄県酒造組合の組織強化につながるものと考えております。

同じく県内産業振興についての、違法残業の現状についてにお答えいたします。

平成27年に沖縄労働局管内の労働基準監督署が定期監督を実施した1069事業場で、時間外労働の協定がないまたは協定で定めた限度時間を超えて時間外労働を行っている等の違反が22％、時間外労働等に対する割り増し賃金を支払っていない等の違反が19％であったとのことです。

沖縄県では、労働関係法令の周知・啓発を行うセミナーを開催するとともに、沖縄県女性就業・労働相談センターにおいて労働相談を行っており、長時間労働等の法令違反の疑いがある相談事例については、労働基準監督署を紹介するなど、連携を図っております。

続きまして、雇用失業問題についての、労働生産性の向上に係る県の具体的取り組みについてにお答えいたします。

労働生産性の向上を図るためには、経営者においては設備投資や業務の効率化、人材の育成・能力向上、また労働者においても、みずからスキルアップに努める必要があると考えております。

県としましては、高付加価値製品開発や設備投資に対する助成制度のほか、在職者に対する職業訓練や専門家派遣による雇用管理の改善等の支援を行っているところであります。また、昨年２月に設置した沖縄県働き方改革等検討会議において、労働生産性の向上と労働者の処遇改善を図る好循環を実現する方策について意見交換を行っているところでございます。

同じく雇用失業問題についての、外国人材の活用に関する県の基本方針についてにお答えいたします。

本県の産業振興を図る上で、高度な技術や知識が求められる分野や外国語のスキルを求められる分野等において、外国人材を活用することは有効であると考えております。一方で、本県の雇用情勢は改善傾向にあるものの、１人当たり県民所得や非正規雇用率が全国ワーストであるなど、いまだ多くの課題を抱えていることから、外国人材の活用については、産業分野や職種ごとに効果や課題を整理し、慎重に検討していく必要があると考えております。

同じく雇用失業問題についての、早期離職防止のための高校・大学における取り組み等についてにお答えいたします。

新規学卒者を初め若年者の早期離職防止のためには、職業観の醸成や就業意識の向上を図るキャリア教育の推進が重要であると考えております。このため、教育庁や大学等と連携しながら、高校生や大学生等を対象とした県内外でのインターンシップや企業理解を促すための各種セミナーを実施しているほか、各大学に専任コーディネーターを配置して個別の就職相談などを行っております。また、雇用の質の改善につきましては、経済団体に対して要請を行うなど、引き続き沖縄労働局などと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中で、公共施設の老朽化状況調査の概要及び今後の維持管理についてお答えをいたします。

平成28年12月に策定した沖縄県公共施設等総合管理計画の現況調査では、平成27年度末時点における築後30年以上の公共建築物は全体の約31％となっております。また、道路、港湾等のインフラ施設は、20年後に、全体の約半数以上が建設後50年を経過する状況となっております。

今後は、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的視点に立った公共施設等マネジメントの全庁的な取り組みを推進してまいります。

次に、今後の老朽化施設維持のための財源についてお答えをいたします。

今後の維持管理に当たっては、施設規模、配置、機能等の適正化に取り組むとともに、計画的な維持管理と長寿命化を推進し、中長期的なコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることとしております。また、その財源については、国庫補助金や地方債のメニュー等に照らし、県の財政運営上、最も有利な財源から優先的に活用していきたいと考えております。

次に、当初予算への経済動向の反映についてお答えいたします。

本県の経済状況は、主要な指標が好調に推移していることから、景気が拡大しているものと判断しており、これは、沖縄振興交付金を活用した県の諸施策も寄与しているものと認識しております。

県としましては、好況が続く経済をより高い次元に進化させるため、沖縄振興交付金等を効果的に活用し、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた諸施策の着実な推進を図る基本的考え方を踏まえ、予算編成を行ったところであります。具体的には、アジア経済戦略構想の実現、子供の貧困対策の推進に係る取り組みの強化に加えて、福祉、保健医療、教育などの分野において、新規または施策の拡充等に必要な予算を計上したところであります。

次に、一括交付金の減による影響についてお答えをいたします。

平成29年度当初予算の編成に当たりましては、一括交付金事業の進捗状況や予算の執行実績が、より的確に予算に反映されるよう編成方法の見直しを図りました。予算総額は減となりましたが、予算の実効性と効率性を高める観点から、事業の必要性や優先度を勘案し、スケジュールを調整するなどして予算を編成したところであります。

今後ともさらなる執行率の改善に努め、沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に影響が生じないよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　沖縄振興策の推進についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設整備予算確保についてお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設については、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備することとしており、用地取得や施設整備について国と協議を重ねているところであります。

県としましては、ことし４月に大型ＭＩＣＥ施設整備に係る事業者の選定を行うこととしており、施設整備の基本設計や実施設計など、段階に応じた予算の確保ができるよう、事業の必要性や当該交付金の活用等について国の理解を得ていきたいと考えております。

次に、県内産業の振興についての御質問の中の、琉球料理等のユネスコ無形文化遺産登録についてお答えいたします。

琉球料理を基盤とした食文化は、将来にわたって保存、普及、継承されるべき大切なものであると考えております。このため、県では、今年度沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画を策定し、県民が食文化の価値を再認識し継承していく機運の醸成等に取り組んでいくこととしております。一方、民間主導で酒造関係者や琉球料理専門家等で構成する世界遺産登録推進委員会が設立され、登録に向け、シンポジウムの開催や基金の設置等を行っております。

県としましては、関係部局及び関係機関等と連携し、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて取り組んでまいります。

次に、観光振興についての御質問の中の、圏域別の施策展開と成果についてお答えいたします。

県においては、圏域別の取り組みとして、北部圏域では、ヤンバルの自然環境を生かしたエコツーリズムの推進、中部圏域では、西海岸地域に集積するリゾートホテルやコンベンション施設等を生かしたコンベンションリゾート等の推進、南部圏域では、那覇市を中心とする都市機能と周辺離島の魅力を生かした多様なツーリズムの推進に取り組んでおります。また、宮古圏域では、平坦な地形と恵まれた自然環境を生かした

スポーツツーリズムやダイビングの推進、八重山圏域では、石垣島を起点として西表島、竹富島など周辺離島を生かした周遊観光や体験型観光の推進等に取り組んでおります。

その結果、沖縄県全体はもとより、宮古、八重山の圏域においても、観光客数は着実に増加しております。

次に、観光収入の増加要因と今後の分析予測についてお答えいたします。

県の観光収入が大幅に増加した要因は、消費単価の高い外国人観光客を含む入域観光客数の大幅な増加に加えて、それに伴う宿泊単価の上昇、リゾートウエディングやリゾートダイビングなどの付加価値の高い魅力ある観光商品の開発支援等を行ったことによるものと考えております。

県では、現在、第５次沖縄県観光振興基本計画の見直しに取り組んでおり、平成33年度の新たな目標フレームとして、クルーズ客の増加見込み等を踏まえ、入域観光客数を1000万人から1200万人とし、さらなる消費額の増加に取り組むことにより、観光収入を１兆円から1.1兆円とする案を沖縄県観光審議会へ諮問しているところであります。

次に、宿泊行政の経営の安定等についてお答えいたします。

宿泊料金については、ホテル等のグレードやタイプ及び集客する顧客層を念頭に設定されているほか、オン・オフシーズンや予約状況により変動するものと考えております。

県としては、適正な宿泊単価を設定しつつ、満足度の向上による安定的な観光客の確保と経営の安定が実現されることが望ましいと認識しております。そのため、県においては、官民連携による誘客プロモーションに積極的に取り組むほか、ホテル等に対して経営力強化のためのアドバイザー派遣や管理者層向けのマネジメント研修、従業員向けのスキルアップ研修などを実施しております。

次に、沖縄特例通訳案内士についてお答えいたします。

県では、増加する外国人観光客に対応できる人材を育成・確保するため、全国的な制度で無期限の資格である通訳案内士や地域限定通訳案内士の試験を実施するほか、平成24年度から平成33年度までの沖縄独自の制度である沖縄特例通訳案内士の育成研修事業を実施しており、平成29年１月末現在の登録者数は341名となっております。沖縄特例通訳案内士は時限的な資格であることから、無期限の資格である通訳案内士や地域限定通訳案内士の取得を促す対策の一つとして、特例通訳案内士のスキルアップの支援を検討していきたいと考えております。

次に、那覇空港観光案内所についてお答えいたします。

那覇空港観光案内所においては、増加する国内外観光客からの観光情報の問い合わせに加えて、旅行商品や宿泊予約の要望がふえる等ニーズが多様化しております。また、県では第５次沖縄県観光振興基本計画で、観光案内所に旅行商品や宿泊の予約販売の機能を付加することについて検討することとしております。

これらを踏まえて、県と沖縄観光コンベンションビューローで、那覇空港観光案内所のあり方について協議した結果、平成29年４月より県が案内所の運営主体となり、観光案内業務に加えて旅行業者を活用した旅行商品等の予約販売機能を付加する実証事業を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　観光振興についての御質問の中の、本部港と平良港のクルーズ岸壁等の整備計画についての御質問にお答えいたします。

県は、本部港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向け、今年度から大型クルーズ船に対応した岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指し、整備を進めていく予定であります。また、ＣＩＱ機能等を備えた旅客ターミナルについては、クルーズ船社において岸壁の供用にあわせて整備する予定となっております。平良港においても、同様に、平成32年の供用を目指し、官民連携して必要な岸壁や旅客ターミナルの整備を進めていく予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　県警察に関する御質問の中で、飲酒運転の取り締まり対策及び関係機関等との飲酒運転根絶対策についてお答えいたします。

平成28年中、県内の飲酒絡み人身事故の発生は109件で、全ての人身事故に占める構成率は1.99％となり、昨年11月末現在までの確定数を踏まえますと27年連続で全国ワーストワンとなる見込みであります。また、飲酒絡み死亡事故の発生は13件でありまして、全ての死亡事故に占める構成率は34.2％となり、こちらも４年連続で全国ワーストワンとなる見込みであります。さらに、飲酒運転の検挙件数は1856

件で、前年に続き全国最多となるなど、県内の飲酒運転情勢は依然として厳しい状況にあります。

こうした中、県警察では、取り締まり対策として、飲酒運転が絡む交通事故の発生時間や路線等を分析し、夜間や早朝における警察官を大量動員しての一斉検問、盛り場を包囲した取り締まり及び抜け道における検問などを強化しております。また、関係機関等による飲酒運転防止対策として、沖縄県交通安全推進協議会において昨年９月に制定された、飲酒運転根絶ロゴマークなどを活用し、県、市町村、事業所等と連携した広報啓発を展開しているほか、飲酒運転による交通事故の関係者やアルコールの専門知識を有する医師を飲酒運転根絶アドバイザーに委嘱した上で、学校や事業所等で、飲酒運転による事故の悲惨さやその代償について、年齢職種に応じた交通安全教育を実施するなど、飲酒運転根絶に向けた県民の意識高揚を図るためのさまざまな取り組みを推進しているところであります。

県警察といたしましては、引き続き飲酒運転取り締まりを強力に推進するとともに、県、市町村、関係機関・団体等と一層連携し、飲酒運転のない安全・安心な沖縄県を実現するため、県民の皆様と一体となって取り組んでまいる所存であります。

次に、沖縄シーサー警ら隊の活動等についてお答えいたします。

昨年４月のうるま市における米軍関係者による事件の発生に伴い、政府の沖縄県における犯罪抑止対策推進チームが対策を取りまとめ、これを受け、沖縄県議会11月定例会において、沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例が可決・施行されるなどして、沖縄県警察の警察官100人が増員されるとともに、パトカー 20台の増強等がなされました。増員された警察官100人については、本年１月18日より、その要員全てが警察本部の自動車警ら隊及び県下10警察署の地域課自動車警ら係に配置され、米軍構成員等による犯罪を含め、県内で発生する事件・事故への初動対応及びパトロールなどの地域警察活動に従事しております。実際、配置された100人の警察官が車上狙いや薬物事犯を検挙するなど、既に成果が上がり始めているところであります。

なお、今回の100人増員を機に、車両によるパトロールなどの自動車警ら業務に従事する全ての警察官について、他県からの出向者であるか否かを問わず、沖縄シーサー警ら隊員と名づけた上で、県民の安全・安心をさらに確保するために、県内全域における地域警察活動を強化しているところであります。

次に、平成28年中の覚醒剤密輸事犯の実態と水際対策の取り組みについてお答えいたします。

県内の平成28年中の薬物事犯の検挙人員は175人で、うち覚醒剤事犯の検挙人員は75人、約43％となっております。このうち覚醒剤の密輸事犯の検挙は、平成27年にはありませんでしたが、昨年、平成28年中は14人となっており、75人に占める割合は19％となっております。覚醒剤の密輸事犯の増加が顕著となっているところであります。

本県は覚醒剤等違法薬物の仕出し国と目される中国、台湾など東南アジア諸国と近距離にあるほか、大型クルーズ船寄港により来沖する外国人観光客等が急増している中で、12月には台湾人によるクルーズ船を利用した約17キロの覚醒剤密輸事件、５月にはヨットを利用した台湾人船長らによる約600キロの覚醒剤輸入未遂事件などが検挙されるなど、今後も、覚醒剤の密輸入が懸念されるところであります。

こうした現状を踏まえ、県警察としましては、覚醒剤の密輸事犯によって県内に覚醒剤が拡散し県民生活が脅かされることのないよう、沖縄地区税関、第11管区海上保安本部及び沖縄麻薬取締支所などの関係機関と緊密に連携した水際対策を強力に推進しているところであります。

次に、高齢者による交通事故の現状と防止策についてお答えいたします。

75歳以上の高齢運転者を第１当事者とする人身事故につきましては、平成26年中の発生が295件、27年中は272件、28年中は284件発生しております。70歳以上の高齢運転者には、加齢に伴う身体機能の変化を認識していただくため、免許更新時に実車講習を中心とした体験型の高齢者講習が義務づけされ、75歳以上の高齢者にあっては、認知機能検査も義務づけられております。

そのため、県警察においては、県の医師会と連携のもと、県内認知症を取り扱う医療機関に対して、運転に支障がある病気等に関する的確な通報についての協力要請を行うなど、緊密な連携を図っているところであります。また、高齢運転者の交通事故防止を図るため、例えば、高齢運転者を対象としたドライビングスクールの開催、ドライブシミュレーターの活用などの体験・実践型の交通安全教育を強化するとともに、運転免許証の自主返納をしやすくするため、免許証返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大などを推進し、高齢運転者の交通事故防止に取り組んでまいる所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　県警関係について、まず再質問を行います。

この県警関係の(1)なんですが、今状況等、数値等の説明がありました。

この問題において、子供たちも必ず成人していきます。小・中・高の子供たちに対して、教育の一環としてしっかり、飲んだら乗るな、飲むなら乗るなと、家庭の中でも父ちゃん、母ちゃんにも言ってくれないか、おじいちゃん、おばあちゃんにもと。そういった運動等の広報周知活動をぜひ推進していただきたいんですけれども、その件について再答弁をお願いいたします。

続きまして、ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時42分休憩

午後５時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　続きまして、先ほど沖縄振興策の推進について、基地は阻害要因であるとの答弁をいただきました。

たしか知事は、「反骨」という本の中で県議時代からリンク論の形で大田元知事を非常に追及していました。リンク論というのも議事録でも認められております。

そこで伺います。

この振興策がなかった場合、補助等が本土並みになった場合、どうやって沖縄の経済、財政、市町村、やっていけるのかと。財政破綻になりませんかというのが１点目。市町村の財政苦しみませんかと。私は、しっかりと知事の県議時代の議事録を見ましたが、非常にリンク論というニュアンスでしっかり言っていますので、そこを改めて検証として再質問を述べております。まずこれ１点目です。

２点目に伺いますが、去年の秋ごろ、概算要求時に知事が予算を減額されたにもかかわらず、満足発言という中で、市町村会議の中で市町村から非常に、何というんですか、厳しい声が上がっていました。その中で、今同意を得たと、たしかこの市町村会議の中で、一括交付金の割り振りの中で、５対３対２の中で合意を得たと言っておりますが、非常に市町村長からは悲鳴ですよ。その中で、私も、もう一点、去年の９月、11月でも、平成28年度並みに予算を守ってくださいと多くの議員も質問しています。非常にこの問題で、市町村の悲鳴という問題になぜ配慮ができなかったのか。県が削らなければよかったんですよ、まずは市町村を守ってあげないといけないんですよ。その配慮がなかったのかということを、ぜひ、知事がこの問題に答えていただきたいが２点目。

次に、この影響の問題、先ほど影響がないようにやっていくという中で、再度答弁を求めるんですね。

今、私は建設業界の関係者ともいろいろやりとりしてきました。やはり建設業界も経営が非常に厳しい会社もたくさんあるんです。公共事業を当てにしている会社も結構いるんですね、実は。その中で、ことしの建設業界の失業者が出ないのかという懸念の中で建設業界の経営の打撃が始まりませんかというのが１点目。

この２点目に、市町村はやっぱり地域経済ですから、公共事業等がなくなると飲食店やタクシー、６次産業まで経済の負の遺産、負のスパイラルがこれから始まっていくんじゃないかと、経済への打撃、県政不況のこれは始まりがことし2017年じゃないかという懸念をどう思うか、影響と懸念をですね。これが再質問。

続いて、国が進めてきた振興策の推進について、国が進めてきた45年の振興策は、基地があるから阻害要因だったのかと、先ほどの問題になりますけれども、要因だったと認めております。

知事にもう一点お聞きしたいんですけれども、那覇市長４期目ぐらいですかね、沖縄は基地がなくても十分やっていけるとマスコミ報道等やあちらこちらの会合や大会等で述べているが、元自民党の幹事長時代の発言と現在の整合性を多くの県民がわからない。経済の方々がわからないと。その問題において、根拠を申し上げていただけますか。５％収入という形ですか、基地交付金。その問題を知事、答えてください。

２点目に、米軍基地を抱える市町村の予算及び経済等との整合性の見解を求めます。

次に、知事、那覇市長時代に――記憶の範囲で構いません、一括交付金は要らないと発言したことはありますか、那覇市長４期目。

そして、これを答えていただきたいということ、基地がなくてもやっていける発言を述べていた那覇市長時代、その根拠も教えてください。本土並みの補助等になったらどうなるかと。この理想論と現実というものの検証を、ぜひ、知事述べていただきたいと思います。

休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時47分休憩

午後５時48分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　続きまして、コンベンションビューローの件で質問します。

今びっくりしたんです。コンベンションビューローの観光案内所の件ですけれども、これ理事会に諮られていないらしいんですね、コンベンションビューロー内で、寝耳に水と。非常に大きな動揺が湧いている問題でまず１点目、どう思いますかと。

観光案内所の経営を撤退する理由は何か、もう一度また。コンベンションビューロー地域計画との整合性から逸脱していないか。本来のビューローが担う役割は何か。

次、なぜ理事会等で諮らないままに観光案内所委託の話が出るのか。余りにも乱暴ではないのか。この責任は一体誰がとるのか。

続いて、コンベンションビューローの理事会の議事録を提出していただけますか。前田部長も理事会の委員でありますので、ぜひこれ提出できますよね、伺います。

重ねて、コンベンションビューローの再委託先、企業リスト名簿も提出していただけますか。これも答弁求めます。

もう一点、理事会も諮られていないままに観光業界関係者から観光案内委託は、唐突であり乱暴との声や、大きな利害や利権が絡んでないかとの大きな懸念をどのように受けとめますか、伺います。

また、県は沖縄コンベンションビューローに対して、指導、助言、監督はどのようにこの問題においてやっていますか。賛助会員、一般会員もあると思います。どういう形で指導、助言、監督を行っていますか。

同時にもう一点最後に、現在働いている職員の声はどうなっているのか、公正・公平・中立、健全に、どう検討しているのかお聞かせください。

そして、もう一点、県内産業の振興についての(5)、今回、政務活動費を活用して、計算書、内閣府、地方創生、しっかり勉強し、意見交換していただきました。

アベノミクスの一環である地方創生交付金1000億円の予算の活用を市町村に促して指導していただきたいのですが、その意欲はありますか、伺います。

県の事業等に活用できるメリットはあると先ほど答弁いただきましたが、ぜひこれを市町村にまで拡大を広げて、指導を行っていただきたいということを答弁を求めます。

続いて、再質問、知事、鶴保大臣とお会いしたときに、沖縄の新たな交通環境創造会議と新たな交通環境を考える有識者会議の中身を県民に対して、周知及び意識を促進していくべき立場と考えますが、知事の見解を求めます。

もう一点、県は渋滞解消を国と一体として進める姿勢は評価しますが、沖縄全体の渋滞における経済損失の額は一体幾らになっているのか、お聞かせください。

以上で、１回目の再質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時52分休憩

午後５時59分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣新議員の再質問にお答えをいたします。

やはり多岐にわたっておりますから、前後関係とかちょっと変わるかもしれませんけれども、まず、知事としてあるいは市長としてしか答えられないほうを私が答えて、それ以外は各部局長から答えさせていただきたいと思います。

まず、これも一番最後のほうの質問だったんですが、那覇市長時代に一括交付金は要らないという話をしたという話でありますが、私が那覇市長のときにちょうど一括交付金という制度が入ってまいりまして、一番不安に思ったのは町村、市町村みんな大体不安には思っていましたが、町村は特に反対で、高率補助のほうが安定していると。こんなわけのわからんような一括交付金などというものをやると町村はどうなるんだという話が圧倒的で、私は市長会の会長でしたから各圏域も含めて、それから町村会とも話をして、もちろん仲井眞県政とそれから川上企画部長と話をしながらこの一括交付金の重要性を話して、せっかくこういう制度があるんだからみんなで努力して生かしていこうよという形で、自負というか、私、自分のことを言うのも何ですが、この件に関してはまとめ上げた中心でありました。むしろ町村のほうは、高率補助のほうが今までのとおり安定していいのではないかというようなことで、大変な不安を持っておりましたので、これは私は相当議論をして、ある意味では市町村が心を一つにしてやれるように努力をしましたので、これはよろしくお願いしたいと思います。

それから、27年間の米軍統治時代と復帰後というようなことで、新議員の場合には、若いですから米軍統治時代は当然わからないわけで、今数字的にいうと、もう御承知かと思いますけれども、基地関連収入というのは、終戦直後というか、それからの五、六年は50％、何もないところですから、ほとんどの人が基地で働いてそういった形での基地経済というのは

あったと思います。私自身も中学時代ブラスバンドやっていましたけれども、楽器などもなかなか学校で買えませんから、嘉手納の基地の中でコンクールに出て３位だったらクラリネットとか２位になったらトロンボーンとか、こういうのを基地からもらって大変喜んでおりました。そういう27年間の状況がございます。なおかつ、私が幼稚園ぐらいまでは――１年生かな、Ｂ円軍票それからドル時代になりまして、これもいい意味では、高い価値を持った金をもらったもので、輸入品をどんどんどんどん買える、つまり沖縄の持っているドルのほうが大きい、強いですからね。逆に言うと、製造業が成り立たなかった。沖縄でつくったものは高くしか出せないものだから、製造業が27年間でなかなか伸びなかったという、こういったこと等もありますので、27年間とその復帰後というようなものを比べるというのはなかなか難しいんですが、日本政府からのアメリカの了解によって補助が入ったのが1963年ですから、そこから金額は調べたらわかると思いますので、徐々に徐々に復帰に向かって上がっていったというような形になります。

それから、私が那覇市長時代、基地がなくてもできるんだという話をしたのは、これは先ほどうちの担当部長から話があったとおり、沖縄振興というのは、基地で潤っているということではなくて、これまでの特殊事情といういわゆる26年余りその施政権下にあった歴史的な事実とか、広大な海域に多数の離島が存在して本土から遠いところだという特殊事情に鑑みて、沖縄特別措置法に基づいてやられているので、その意味では、基地経済でということはもちろんじわりじわり少なくはなっていってもまだあったんですが、沖縄振興という意味からすると、この沖縄振興開発特別措置法ですか、この辺を中心としてそういった目的が書かれてあっての振興策であったということを御理解いただきたいと思います。

それから、那覇市長時代、基地がなくてもというのと、それから十分にやっていけるというのと、幹事長時代、大田県政を非難したじゃないかという話があります。大田県政ももう既に二十二、三年前に終わったんですか、正確じゃないんですが、21年ほど前ですか、あのころ幹事長もさせてもらいまして、ただ21年という年月は、ソビエト連邦が崩壊したころ、あるいはまた今の中国がとんでもない、経済的にこんな大国になるなどということは考えられないころ、いろんなそういった時代の中で、沖縄も大変厳しい環境にあった状況です。今は御承知のとおり、失業率、有効求人倍率、観光がどうだ、ＩＴがどうだ、物流がどうだ、アジアとの交流がどうだ、ダイナミズムを取り入れるということになってきていますので、今言う終戦直後は50％、復帰時は15％、今は５％ぐらいですよね、基地関連収入は。それからいうと那覇新都心とか北谷のハンビーとかライカムとか、返されたところがあれだけ発展しているところを見ると、今は内外から沖縄には投資をしよう投資をしようとして来ているんですが、基地があるからなかなかできないというのもございます。ですから、こういったこと等は20年前とはまた違う話でありまして、そういったこと等を踏まえた上で、私もこういう立場に立っているわけでありますけれども、やはり政治はそういう中で、説明責任を負いながら変わっていくことも大切ではないかなというような意味で、直接的なお答えになっているかどうかわかりませんが、とりあえず知事、市長としてのものは私が答えさせていただいて、残りのものは部局長から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　小・中・高等学校でしっかり飲酒運転根絶教育をすべきではないかという御質問がありましたのでお答えいたします。

まず高校生に対しましては、既にやっておりまして、例えば昨年でいいますと、高校47校に対して55回、延べ約３万1000人の生徒に対して交通安全教育、飲酒運転根絶教育をやっているところであります。小学校、中学校となりますと、特に小学生の場合は、自分で飲酒運転をしないというよりは、親に対してしっかりお父さん、お母さん、飲酒運転をしないでくれということの働きかけをしております。飲酒運転で検挙された者の７割が20代、30代、40代で、つまり小学生、幼稚園の子供がいる年代であります。小学生に関しましては、教育庁と連携をいたしまして、小学生から親とか祖父母に対するいわゆるレター作戦ですね、飲酒運転をしないでほしいと、飲酒運転したらこんなになるとか、自分は悲しいとか、そのようなことのレターを手紙を送りまして、それを受けた保護者による飲酒運転根絶の宣言書を作成してもらうなどそれぞれの市町村、小学校によってさまざまな取り組みをやっているところであります。

あと、中学生また小学生に関しましては、飲酒運転だけに限らず、生活安全部門において、非行の観点から飲酒における害とか、やっぱり二十になってからじゃないと飲んじゃいけないとそのような教育をやっているところと聞いております。

ただいずれにしましても、引き続き教育庁、市町村の教育委員会とさらに連携してさまざまな飲酒運転根絶の教育について検討してまいりたいと思っている所存であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　まず、一括交付金の影響についてお答えいたします。

一括交付金が予算削減されたことによる影響を最小限にとどめるために、市町村に施策を推進する上で影響が出ないよう、主体的に事業の優先順位を決めるなど、企画・立案を促進しているところであります。

県としては、事業の立案の前倒しの促進等、さらに市町村間の過不足度調整を密にするという形で、予算の執行率を上げる。再配分して執行率を上げ、その効果的・効率的な事業執行に努めることによって、影響が出ないよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

それから、地方創生推進交付金、これにつきましては、現在でも地域・離島課等に窓口を置きまして、市町村等からの相談に応じながら進めているところでありまして、今後とも積極的に進めていきたいと考えております。若干、市町村からは今般補助率が下がったことによって、使い勝手の話とかありますが、有効な財源でもありますので、進めていきたいと考えております。

それから、もう一点、新たな交通環境創造会議の県民への周知等については、これまでも総合事務局、あるいは県、市町村等々、渋滞対策等に取り組んでまいりました。ただ、今般、大臣がこの渋滞を見て、真剣に取り組む必要があるということで、こういう創造会議、有識者会議を開催して提言を受けた後、また続けて取り組むためにこういう創造会議を設置しておりますので、県もこれまでの取り組み同様、一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、この渋滞に基づく経済損失、これは国交省の平成18年度のデータしかありませんが、県全体、沖縄の県全体では年間1800億円という数字が公表されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　再質問にお答えをいたします。

私のほうからは、概算要求時の知事コメントに対する市町村長の不満といいますか、いろいろとあったということでございます。これにつきまして、知事コメントでありますけれども、平成29年度の沖縄振興予算の概算要求について、厳しい財政状況の中、3000億円台を確保いただいたということで一定の評価ということでしたと。そしてただ一括交付金については、不用や繰り越し等の課題が指摘された経緯も踏まえ、これまでの改善に取り組んできたところであるというようなコメントをしております。

ただ、この概算要求の減額の理由につきましては、納得しがたい点もあるということで、これは、私を含め関係部署で内閣府に対して、算定方法に疑義があるということで申し入れをしたということでございます。

それから、もろもろ県経済への影響等が出てきているんじゃないかというような御質問があったかと思うんですが、これにつきましては、先ほど答弁した内容で、本県の現在の経済状況の認識を先ほど申し上げましたように、この主要な指標が好調に推移しているということで、景気が拡大しているものと判断しておりまして、これも沖縄振興交付金を活用した県の施策も寄与しているという認識でございます。

ただ、今回、予算の総額減額になったということで、予算の編成に当たりまして、やはり実効性・効率性を高めるということで、事業の必要性やあるいは優先度を勘案してスケジュール等も調整しながら、工夫しながら、今回、予算を計上したということで、県としてはやはり引き続き好況が続く経済に影響がないように、しっかりと21世紀ビジョン基本計画に掲げた諸施策を着実に推進してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　再質問にお答えいたします。

まず、那覇空港観光案内所の件について、ビューローで案内所から撤退ということであれば、これは理事会事項ではないかという趣旨の御質問だと受けとめました。

ビューローのほうでは、理事会事項というのは、予算案とか事業計画等々が理事会事項になっておるわけでございますが、ビューローのほうで法律相談をした上で、この辺については理事会事項としてではなくて、理事会で報告する事項という形で足りるというふうな解釈といいますか、そういった見解を得ているということでございますので、３月の理事会で報告され

るものと考えております。
○議長（新里米吉君）　もうちょっと大きな声で……
○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　聞こえませんでしたか、もう一回やりますか。（発言する者あり）いいですか、済みません。

次に、撤退ということなんですが、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、那覇空港案内所においては、観光客が増加する中で観光情報の問い合わせにとどまらず、旅行商品とか宿泊の予約、特に外国人観光客の場合ですと、現地に来て情報収集しながら、いろいろ一定程度の長期滞在の中で行動していくという中で、やはり空港の案内所でそういった予約等ができないかという要望等もかなり強い部分もあるようでございます。そういったことも、県のほうで踏まえた上で、かつ第５次観光振興基本計画の中でも観光案内所にそういった予約販売の機能を付加することについて検討ということがございましたので、ビューローとそういった要望がある中でどういった対応ができるかと、観光案内所のあり方について協議をした結果、こういった予約販売の機能については、他県などでもそういった事例もあると。じゃ実際にそれが事業ベースとして成り立つかどうかということについて、次年度、県で実証事業として行うということで、そういった調整を行って今回予算計上しておるところでございます。

次に、議事録につきましては、これはどの会の議事録のことを指しておられるのかというのがありますが、基本的にビューローの理事会は、公開でされております。ですから、ビューローのほうで議事録について公表できるかということについては、我々のほうから問い合わせをしていきたいと考えております。

次に、再委託のリストについても、ビューローのほうで100万以上の再委託については、既にホームページで公表しております。また、その財源が一括交付金である場合には、一括交付金の評価シートの中でも資金の流れという形で再委託先については公表されておりますが、議員からの要望にあわせて再委託先のリストについては提供させていただきたいと考えております。

続いて、観光案内所がそういった形で委託されることについて、他の事業者からの懸念ということがあるというふうなお話がございましたが、委託条件の中で、基本的に特定企業の商品を優先的に取り扱うことなく、公平中立な立場で観光商品等を取り扱うことというふうにうたった上で、取り扱う商品については県と事前に協議するようにという形のことをつけ加えております。また、委託条件の中で、観光庁が定めます外国人観光案内所認定制度というのがございますが、その中のカテゴリーツーを８月までに取得することということ、そういったことを条件に付していますが、そのカテゴリーツーの中でも、認定基準の中で公平中立な観光案内を行うことというのがございますので、そういった意味では、外部的なところからのチェックも入るということで、公平性については担保されるのではないかと考えております。

続いて、ビューローへの指導でございますが、ビューローは県の外郭団体の指導監督要領の対象となっている団体でございますので、例えば県のほうに一定の事項については、県へ事前協議または報告を求めることになっています。協議を要する事項としては、定款、寄附行為などの変更とか、給与規定、職員の採用等、報告事項としては予算の編成、事業計画の樹立等ございますので、これに基づいて協議報告を求める一方、例えば県が委託した事業については、先ほどの再委託も含めて事業執行については県の職員が実際調整会議に入りながら、その指導等を行っているという形で引き続き適切に対応していきたいと考えております。

次に、現在の従業員の今後という話だったと思いますが、これについては、プロパー職員１名を含む13名が観光案内所に勤務しておりますが、今ビューローのほうでそれぞれに就職先の相談を受けておるようでございます。具体的には、観光関連事業者などからこの間の観光案内業務の経験を生かして、実際に採用したい旨のお話などもあるようですので、しっかりそういったところでフォローしながらやっていきたいということでございます。

以上でございます。
○新垣　　新君　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時20分休憩

午後６時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　再質問にお答えいたします。

先ほど、最初に答弁申し上げましたように、今回、減額されたことに伴い、全市町村長と知事で構成する沖縄振興会議において、それぞれの配分を合意したところでありまして、それはこの答弁で述べたつもりでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　公共事業への影響と懸念についての再質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、公共事業関係予算の総額は減額となっておりますが、事業の優先度あるいは重点配分等を行って、その上で、発注に際してはスケジュールを調整し、発注時期の平準化、こういったものを行って執行率の向上、あるいは繰越額の縮減というものにつなげていきたいというふうに考えています。

建設業界への影響を最小限にとどめるようしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣　新君。

〔新垣　新君登壇〕

○新垣　　新君　先ほど土木建築部長の答弁の中で、本当にこの建設業界の倒産がことしは必ず出ると。関係者からの意見交換で、特に市町村がこれだけ削られると業界の経営難、失業者が出ると。そういった懸念、問題がありますので、ぜひ、それに対策できるように準備もしておいてください。失業者を出さないように、我が党も頑張っていきます。ぜひ、お互い協力していきましょう。

続きまして、ＭＩＣＥの問題でございます。

ＭＩＣＥの問題ですけれども、土地の確保はどうなっていますか。箱物のＤＢＯ事業者の問題において、ＭＩＣＥ、これ、国との協議はどうなっていますかということで、答弁を求めます。（発言する者あり）

ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時25分休憩

午後６時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○新垣　　新君　済みません。

ＭＩＣＥの問題なんですけれども、この問題、許してください。１回だけで。（発言する者あり）　この問題において、建設に向けて我が党は必要な施設と強く感じています。この問題において再質問します。

知事、知事も、内閣府、その担当部に要請活動を行ってほしいという形で……、では、再質問だめというんだったら、要望で終わりましょうね。

そういう形で、要請してほしいと。今回の予算等においても、知事、知事のトップセールスが弱かったなと。安慶田副知事、浦崎さんの名前ばかり先行して、知事の名前が先行していないんですね。ぜひ、来年度知事が先頭に立って関係部局、課長級まで知事を先頭にやってください。頑張ってください。

次ですね、このＭＩＣＥの問題なんですけれども、（発言する者あり）　これ、要望ですよ、あくまでも。国と協議中と、理解を得られるという形で言っているものですから、本当にこれ、国とうまくいっているのかなと、何でこんなに引っ張っているのかなと思ってですね。ぜひ、部長、この問題においてやっぱり何らかの何かないのかなと、県の説明不足があるかなと思って、きれいな丁重な説明をお願いし、予算の獲得に頑張っていただきたいと要望を申し上げまして、私の代表質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明23日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時28分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年２月23日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　3　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第３号）

平成29年2月23日（木曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第3号

平成29年2月23日（木曜日）
午前10時開議

第1　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1　代表質問

出　席　議　員（48名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	24番	渡久地　修君
1　番	瀬長美佐雄君	25番	玉城　満君
2　番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3　番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4　番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5　番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6　番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7　番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8　番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9　番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
10番	新垣　新君	34番	島袋　大君
11番	座波　一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	山川典二君	46番	照屋守之君
21番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
22番	又吉清義君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	企画部長	下地明和君
副知事	浦崎唯昭君	環境部長	大浜浩志君
知事公室長	謝花喜一郎君	子ども生活福祉部長	金城弘昌君
総務部長	金城　武君		

保健医療部長	砂川　靖君	総務部財政統括監	池田克紀君
農林水産部長	島尻勝広君	教育長	平敷昭人君
商工労働部長	屋比久盛敏君	公安委員会委員長	金城棟啓君
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	警察本部長	池田克史君
土木建築部長	宮城　理君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
企業局長	町田　優君	人事委員会事務局長	親川達男君
病院事業局長	伊江朝次君	代表監査委員	當間秀史君
会計管理者	金良多恵子さん		
知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

経済労働委員長から、昨日の委員会において委員長に瑞慶覧功君を互選したとの報告がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　おはようございます。

会派社民・社大・結連合、照屋大河です。

通告に従い、代表質問を行います。

まず、大きい１番目、知事の政治姿勢と県政運営について。

(1)、平成29年度予算編成について。

ア、翁長知事就任から２年余りが経過いたしました。さきの知事選挙に掲げた公約の進捗状況について伺います。

イ、所信表明において、知事就任後３年連続で「辺野古に新基地はつくらせないということを引き続き県政運営の柱に」と表明し、「沖縄県のさらなる飛躍と県民福祉の向上に向け、全力で県政運営に取り組み、「誇りある豊かさ」を実現」するとありますが、平成29年度予算編成の特徴について伺います。

ウ、ことし４月予定の沖縄21世紀ビジョン基本計画改定に向け、県は各圏域での意見交換を終了させたようであります。浮かび上がった課題と改定作業の進捗状況について伺います。

エ、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画を着実に推進するとありますが、関連予算及び施策等について伺います。

オ、一括交付金減額の影響と予算の執行率改善に向けた取り組みについて伺います。

カ、去る２月６日、県と東海岸地域サンライズ推進協議会でつくる大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会の初会合が開かれたようであります。マリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョン策定を受け、東海岸地域の活性化に向けたプロジェクトが具体的に動き出しましたが、同協議会の役割と今後のスケジュールについて伺います。

キ、世界大会の開催を視野に入れた新規事業、沖縄県空手振興事業の内容と予算について伺います。

(2)、前副知事の辞任について。

教育庁の調査では足りないとの指摘も出ています。県として、さらなる調査に踏み込む考えはあるか伺います。

この件で、多くの県民を失望させたことは否定しようがありません。信頼回復につながる具体的な再発防止策が求められるが、検討状況について伺います。

大きい２番、日米安保体制に係る諸問題について。

(1)、去る２月９日の全国知事会米軍基地負担に関する研究会において、政策研究大学院大学の道下徳成教授が講演し、「全体的な日本の安全保障環境からすると、今の沖縄の状況は厳しい、米軍の撤退というのは難しいのではないか」との説明があったようであります。報道によると、知事は「便利屋としての沖縄を日本の安全保障のベースにしているのではないか」と疑問を呈し、全国知事会長の山田啓二京

都府知事らからも「日米間でこれまで協議したことがあるのか」などと声が上がったということですが、具体的にどのようなやりとりがあったのか、状況を説明してください。

この研究会を沖縄で開催させる取り組みはできないか伺います。

沖縄の基地の現状を知らしめるため、全国へ発信する取り組みを強化すべきではないか伺います。

(2)、女性強姦殺人事件の被告人である元米兵軍属の認識について。

昨年４月にうるま市で発生した女性強姦殺人事件に関し、被告人の元米兵軍属が犯行について、事件が起きたあの場所に、あのとき居合わせた彼女（被害女性）が悪かったとの認識を弁護士を通じて示していることが、米軍準機関紙星条旗の報道によって明らかになりました。

被害女性に責任を転嫁するような暴言は絶対に許せません。知事の受けとめについて伺います。

イ、星条旗が報じるところによると、被告人は、逮捕されることについては全く心配していなかったとして、日本の法制度では強姦が親告罪であること、被害者による通報率が低いことも認識した上で、犯行に及んだことがうかがえます。米軍人・軍属に対する当局の教育が犯罪を助長したとも受け取れるような発言だが、知事の受けとめについて伺います。

星条旗による報道は、亡くなった被害女性への報道機関によるセカンドレイプであります。県として、米軍当局に抗議すべきではないか伺います。

(3)、相次ぐ米軍絡みの事件・事故について。

ことしに入って、津堅島沖での事前通告なしのパラシュート降下訓練、伊計島への米軍ヘリ不時着、海兵隊員子息による強盗事件など、うるま市における米軍絡みの事件・事故が頻発しています。緩み切った米軍の態度に市民は怒り心頭であります。県の対応強化が急がれるところだが、取り組みについて伺います。

イ、米軍基地に起因する事件・事故は依然として県民に大きな不安を与えています。県は米軍機による事故等が発生した際の政府の対応に県の考えを反映させる新たな仕組みを構築すると、所信表明の中にもありましたが、その内容について伺います。

イ、海軍駐機場の移転は、騒音や排ガスなどの異臭による周辺住民の負担軽減を目的に、1995年のＳＡＣＯ最終報告、騒音軽減イニシアチブの実施に盛り込まれたものであります。今回の外来機による旧海軍駐機場使用は、明らかにＳＡＣＯ合意違反だと考えるが、県の見解について伺います。

ことし３月まで再延長された沖縄防衛局による嘉手納基地周辺の騒音コンター見直し作業の進捗状況について、県はいかなる報告を受けているのか伺います。

エ、沖縄防衛局は、見直し作業延長の理由として、外来機の飛来など嘉手納基地の特殊事情を挙げています。これら外来機の中に岩国基地に新たに配備されたＦ35は含まれるか、Ｆ35の県内への訓練飛来に対する県の受けとめとあわせて伺います。また、Ｆ35が発生させる爆音は、ＦＡ18やＡＶ８Ｂハリアーと比べてうるさいと認識しているのか、県の見解について伺います。

オ、嘉手納爆音対米訴訟で、那覇地裁は一度の弁論も開かず、原告側住民の訴えを門前払いで却下しました。米軍は裁判権を免除されるとした上で、国内法を遵守する義務はあるが、それを裁判で強制できないとする判決は、司法による住民切り捨てであり、主権放棄に等しいが、那覇地裁判決に対する県の受けとめについて伺います。

大きい３番、観光行政について。

(1)、クルーズ船について。

国土交通省は、官民連携による国際クルーズ船拠点港として本部、平良の県内２港を含む６港を選定いたしました。翁長県政の経済政策の柱である県アジア経済戦略構想を推進させるもので大いに歓迎したい。

選定を受け、どれほどの経済波及効果が期待できるのか県の試算について伺います。どのような試算をしているのかについて伺います。

イ、大型クルーズ船に対応する岸壁、待合所や観光案内所、ＣＩＱ機能を持つ旅客施設整備など官民一体で取り組むべき課題が山積するが、今後のスケジュールについて伺います。

交通政策について。

１月30日から、東京23区などを営業地域とするタクシーの初乗り運賃が引き下げられ、ほとんどの会社で「２キロ730円」だったものが「およそ１キロで410円」となりました。ちょい乗りタクシー導入を受け、利用者・ドライバー双方からさまざまな声が上がっているが、中型車の初乗り運賃が「1750メートルまで510円」の沖縄本島では、ちょい乗りタクシーを導入した場合の需要をどう考えるか、県の見解について伺います。

主として観光客のレンタカー利用者とレンタカー会社との間に仲介事業者が入る形で、利用者（観光客）と登録者（運転手）が直接契約を結ぶ委嘱ドライバー制度について、タクシー業界などから道路運送法に抵触する事実上の白タク行為との声が上がっているが、

県として実態を把握しているのか伺います。

ウ、那覇―中部間の基幹バス導入の実現について伺います。

エ、那覇―与那原間のＬＲＴ導入の調査費を計上すべきではないか伺います。

４番、福祉・保健行政について。

(1)、国保改革について。

ア、国民健康保険（国保）の運営主体が平成30年度に市町村から都道府県に移されるが、県財政への影響についてどのように試算しているか伺います。

改革は、より財政規模の大きい都道府県への移管によるスケールメリットを生かしたものとされているが、市町村の財政運営はどれほど好転する見込みかについて伺います。

改革によって、各市町村がこれまで一般会計から補塡するなどして積み上げられてきた赤字が解消されるわけではありません。また、沖縄戦の影響で前期高齢者の加入率が低く、この年齢層に比重を置いて算定される交付金が全国平均に比べて低い構造も変わりません。赤字解消には、別枠での国の支援、沖縄の特殊事情へのさらなる配慮が欠かせないが、制度改正の見込みはあるか、国との折衝状況について伺います。

(2)、介護保険について。

政府は、介護保険関連法改正案を閣議決定し、国会に提出しました。年収が比較的多い高齢者の介護サービス利用時の自己負担割合を２割から３割に引き上げるほか、40歳から60歳が支払う保険料の計算方式を変更し、大企業などの負担もふやす内容となっています。

ア、介護保険制度の持続性確保を理由に、高齢者と現役世代の双方に痛みを求めるものであるとの批判もあるが、法案の内容に対する県の受けとめについて伺います。

40歳から60歳が支払う保険料では、大企業社員や公務員は負担がふえ、中小企業社員などは負担が減ることになる。原案のまま成立し施行された場合、県民生活にどのような影響が出ると考えられるか伺います。

(3)、沖縄戦孤児の身元判明事業について。

沖縄戦遺骨収集ボランティア・ガマフヤーの具志堅隆松代表らが、沖縄戦身元不明孤児の肉親捜しにＤＮＡ鑑定を活用し、事業化するよう求めている。

沖縄戦で身元不明となった孤児の人数、そのうち存命の方の人数及び平均年齢について伺います。

イ、厚生労働省にかけ合うなど、事業化を検討する考えはあるか、県の見解について伺います。

教育行政について。

(1)、中学生暴行動画いじめ問題について。

ア、当該自治体の教育委員会の説明が定まらず、対応におくれが生じるなど危機管理上の問題を指摘する声が上がっているが、県としてどのような報告を受けているか伺います。

同様の事例が県内で確認されていないか。県として各市町村に聞き取り調査を行ったのかについて伺います。

本件を通じて、ネットモラルや人権の問題が改めて浮き彫りになりました。指導体制の構築が急がれるが、取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　大河君　済みません。

嘉手納基地の爆音問題について。

ア、去る２月７日から10日にかけて、米本国から飛来したＫＣ135空中給油機やＦ22戦闘機、Ｃ146Ａ特殊任務機などの米空軍機が、嘉手納基地の旧海軍駐機場を使用したことに対する県の受けとめと対応について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋大河議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうから、大きい１番目の、知事の政治姿勢と県政運営についてに関する御質問の中の、公約の進捗状況についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を

更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年平均の完全失業率は平成27年が5.1％、平成28年が4.4％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を上回ったほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置されたところであります。今後とも、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、大きな１の沖縄県空手振興事業についてお答えをいたします。

沖縄県では、沖縄空手を保存・継承・発展させるため、その将来像を描く空手振興ビジョン（仮称）の策定に取り組むこととしております。また、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信する沖縄空手会館を拠点に、世界の空手愛好家の受け入れ体制の強化と交流拡大を図ってまいります。さらに、平成30年８月に、世界中の空手愛好家の交流の場として、第１回沖縄空手国際大会を開催し、今日まで受け継がれてきた沖縄空手のわざや精神性の保存・継承を図ることとしております。これらの事業に係る平成29年度の予算として、約２億4700万円を計上しております。

次に、大きな２番目の日米安保体制に係る諸問題についてに関する御質問の中の、全国知事会米軍基地負担に関する研究会の状況についてお答えをいたします。

講師として招かれた政策研究大学院大学の道下教授からは、最近の北朝鮮や中国の状況を踏まえ、在沖米軍の重要性について言及がありました。それに対し、私は、日本の安全保障は日本国民全体で考えるべきであり、米軍基地の負担は日本全体で担うべきであるとの意見を述べました。道下教授からは、基地の負担やコスト、必要な能力などの安全保障問題に対して国民の議論が不足していることや、今後、中国の軍事力増強により、在沖米軍の脆弱性が高まる可能性について指摘がございました。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢と県政運営についての御質問の中で、平成29年度当初予算の特徴についてお答えをいたします。

平成29年度予算は、沖縄振興交付金等の効果的な活用により、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた諸施策の着実な推進を図る基本的考え方を踏まえて編成いたしました。主な施策を申し上げますと、まず、アジア経済戦略構想の実現に向け、那覇港の総合物流センター整備を推進し、国際交流・物流機能の強化を図るとともに、県産品の海外市場を拡大するための予算を計上しております。このほか、大型ＭＩＣＥ施設の整備とあわせて、ＭＩＣＥ誘致と受け入れ環境整備に必要な予算を計上したところであります。また、子供の貧困対策の推進については、生活支援、教育支援、つながる仕組みの構築などの観点から、施策・予算の充実を図ったところであります。さらに、少人数学級の拡大や離島患者の支援など、福祉、保健医療、教育などの分野を中心に、新規または施策の拡充等に必要な予算を計上したところであります。

次に、一括交付金の減と執行率の改善についてお答えをいたします。

平成29年度当初予算の編成に当たりましては、一括交付金事業の進捗状況や予算の執行実績がより的確に予算に反映されるよう、編成方法の見直しを図りました。予算総額は減となりましたが、予算の実効性と効率性を高める観点から、事業の必要性や優先度を勘案し、スケジュールを調整するなどして予算を編成しました。また、一括交付金の執行体制を強化するため、土木建築部を初め各部に必要な定数を配置したところであります。さらに、交付決定の前倒しに取り組むほか、補正予算や事業間の流用に機動的に対応することとしております。

今後とも、さらなる執行率の改善に努め、沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に影響が生じないよう取り組んでまいります。

次に、第三者委員会の立ち上げ等についてお答えをいたします。１の(2)アと１(2)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

現在、前副知事は教員採用試験に関する働きかけについて、一貫して否定し、教育庁人事については、関係者からの推薦や要望を伝えていたと述べております。一方で、前教育長は、教員採用試験に関する働きかけや教育長人事に関する指示はあったと主張しております。また、この件に関しては、前副知事からの訴

訟が提起されているところであります。

県としては、県民の信頼確保のためには事実関係を明らかにする必要があると考えており、事実関係を解明するための調査及びいわゆる口ききの徹底した防止策を講ずるため、外部識者による調査委員会の設置も含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 知事の政治姿勢と県政運営についての御質問の中の、沖縄21世紀ビジョン基本計画改定に係る課題と進捗についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年末に基本計画改定案を沖縄県振興審議会へ諮問し、県民及び関係団体からの意見を募集するとともに、本年１月27日から２月７日にかけて県内５圏域で市町村との意見交換会を実施しました。圏域における課題として、大型ＭＩＣＥ施設に関連した公共交通の確保や世界自然遺産登録に向けた取り組み、医療体制の整備、土地利用の見直しなど、さまざまな御意見をいただきました。現在、いただいた意見や要望等の取りまとめを行っており、あわせて沖縄県振興審議会のもとに設置された９つの専門部会で審議を行っているところであります。本年度中には沖縄県振興審議会において答申案を決定し、平成29年度早々に答申を受け、各方面からの意見等を総合的に勘案した上で、基本計画を改定することとしております。

次に、観光行政についての御質問の中の、沖縄本島のタクシー初乗り運賃についてお答えいたします。

沖縄本島地区におけるタクシー初乗り運賃は、沖縄総合事務局の公示により、普通車1.75キロメートル550円とする新運賃が平成28年11月から適用されております。運賃改定に当たっては、タクシー事業者、タクシー協会、地域住民及び国、県、警察等で構成する沖縄本島地域タクシー準特定地域協議会で協議が行われることとなっております。

県としては、タクシー事業者の経営の安定は重要であると考えておりますが、東京の初乗り運賃引き下げがタクシー利用者の利便性向上や今後の新たな需要喚起につながるかどうか、その効果等について注視してまいります。

同じく観光行政についての中の、基幹バス導入についてお答えいたします。

沖縄県では、利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市までの区間に、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを導入することとしております。このため、乗降性にすぐれたノンステップバスの導入、国道58号におけるバスレーンの区間延長、複雑な系統を色でわかりやすく整理する系統別カラーリングの導入、バス停のグレードアップ等を行うほか、基幹バスの導入に向け、昨年10月から急行バス運行実証実験に取り組んでおります。

今後とも、バス事業者を初め関係機関と連携し、基幹バス導入に向けて取り組んでまいります。

次に、那覇―与那原間のＬＲＴ導入の調査費の計上についてお答えいたします。

各地域へのＬＲＴ導入については、交通計画のみならず、地域のまちづくりとも密接にかかわることから、まずは、地域における課題やまちづくり等の観点から検討を行う必要があると考えております。那覇―与那原間については、大型ＭＩＣＥ施設整備に伴う受け入れ環境整備の観点から、新たな交通需要への対応について早急に検討を行う必要があると考えております。そのため、現在、関係部局において検討されているＭＩＣＥ施設整備に係る将来交通量推計に基づき、ＬＲＴやＢＲＴ、バスといったさまざまな交通システムの特性を踏まえ、需要に対応できるシステムについて検討を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君） 知事の政治姿勢と県政運営についての、アジア経済戦略構想関連の予算及び施策等についてにお答えいたします。

平成29年度当初予算案におけるアジア経済戦略構想関連事業は、全体で約225億円、80事業となっております。具体的には、沖縄ＩＴ産業戦略センターの設立、大型ＭＩＣＥ施設の整備、航空機整備施設の整備等を推進することとしております。加えて、推進体制の強化を図るため、アジア経済戦略課内に戦略推進室を設置するなど、構想実現に向け、取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢と県政運営についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会の役割などについてお答えいたします。

本協議会は、大型ＭＩＣＥ施設が中城湾港マリンタウン地区に設置されることに伴い、同施設を拠点とし

た東海岸地域の振興及びＭＩＣＥエリアとしてのまちづくりを進めるため、沖縄県と地元東海岸地域サンライズ推進協議会とが、さまざまな課題の対応について協議する場として設置したものであります。今後、協議会では、まちづくり、交通対策及び観光振興をテーマに協議を重ね、大型ＭＩＣＥ施設を核とした地域振興を着実に推進することとしております。

次に、観光行政についての御質問の中の、レンタカー利用における仲介事業についてお答えいたします。

レンタカー利用における仲介事業は、レンタカー利用者にインターネットに登録されたドライバーの情報を提供し、利用者がドライバーを選択し、運転行為を依頼することを仲介する事業であります。県内では、現在、１事業者が運営しており、平成28年12月１日時点で約200名のドライバーが登録されていることを確認しております。この事業に関しては、経済産業省及び国土交通省で適法性等についての検討が行われ、平成28年10月12日に、道路運送法に直ちに抵触するものではないとの判断が示されたところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　日米安保体制に係る諸問題についての御質問の中の、米軍基地負担に関する研究会の沖縄開催についてお答えいたします。

研究会を沖縄県で開催することにつきましては、沖縄の米軍基地負担の現状を理解していただく上で、大変有意義であると考えております。

県としましては、研究会の進捗状況等を踏まえ、適切な時期に全国知事会事務局と調整をしてまいりたいと考えております。

次に、全国への情報発信の強化についてお答えいたします。

沖縄県の米軍基地負担軽減を図るためには、全国民が沖縄の米軍基地負担の実情等について理解を深めることが重要であると考えております。このため、全国知事会での取り組みに加え、知事のビデオメッセージの作成についても検討を進めているところです。また、沖縄の米軍基地の歴史的側面や現状、米軍基地と沖縄の経済との関係、辺野古新基地建設に反対する県の考え方など、沖縄の米軍基地問題をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、全国に幅広く配布するなどの取り組みにより、全国への情報発信を強化してまいります。

次に、昨年４月の殺人事件等の被疑者の報道についてお答えします。２の(2)アから２の(2)ウまでは関連いたしますので一括してお答えします。

被告のこのような見解は、被害者の名誉はもとより遺族など多くの人々の心情を傷つけるものであり、理解しがたく、到底容認できません。米軍の研修について、県は、昨年、事実と異なる内容で行われていることが判明したことから、改定を強く要請したところです。今回の見解に見られる日本の法制度の誤った解釈があることについては、米軍においても、その改善を行うよう強く求める必要があると考えております。報道機関に抗議することは、県として差し控えたいと考えております。

次に、米軍の事件・事故に対する取り組みについてお答えします。２の(3)アと２の(3)イは関連いたしますので一括してお答えします。

県は、事件・事故が発生するたびに、米軍を初め関係機関に対し強く抗議し、原因の究明や再発防止について万全を期すよう強く求めてきたところであります。しかし、墜落事故の際は、十分な説明がなされないまま同機種の飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いており、県民の不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。県としては、このような事件・事故が発生した際、政府が、その状況や原因についての調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえ、その意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、政府に対し、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする新たな協議会の設置を要請したところであります。

次に、米軍機が旧海軍駐機場を使用したこと及びＳＡＣＯ合意との関係についてお答えします。２の(4)アと２の(4)イは関連いたしますので一括してお答えします。

嘉手納飛行場における海軍駐機場については、ＳＡＣＯ合意における騒音軽減イニシアチブにおいて航空機のエンジン調整等により発生している騒音を軽減するため、主要滑走路の反対側に移転されることとされ、去る１月27日に移転されたものであります。沖縄防衛局に照会したところ、２月８日の時点で、空中給油機３機が旧海軍駐機場に駐機している状況を確認したと回答がありました。

県としては、旧海軍駐機場については、平成８年のＳＡＣＯ最終報告の騒音軽減イニシアチブの趣旨を踏まえた運用が行われるべきであると考えております。

次に、嘉手納飛行場の騒音コンター見直しの進捗についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事助成対象区域（第１種区域）については、昭和58年３月に最終指定告示がなされているとのことであります。同局によると、嘉手納飛行場の第１種区域等については、最終指定告示以降30年を超え、最も経過年数の多い飛行場の一つであることなどから、現在、騒音コンター作成業務を実施しており、騒音度調査の完了時期は、平成29年３月31日とのことであります。また、その結果については関係自治体へ十分説明していきたいとのことであります。

次に、Ｆ35Ｂの飛来に対する県の受けとめ等についてお答えします。

沖縄防衛局によると、Ｆ35については、岩国飛行場へ本年１月に10機が配備され、さらに本年８月には６機が配備される予定であり、現在実施している嘉手納飛行場の騒音度調査においては考慮されていないとのことであります。沖縄防衛局によると、Ｆ35Ｂの沖縄における飛行運用について、機種更新の対象であるＦＡ18及びＡＶ８Ｂとほぼ同様の方法、場所における訓練が見込まれるとしています。また、Ｆ35Ｂの騒音は、ＦＡ18と比較すると、離陸時は約２デシベル大きく、着陸時は約11デシベル小さいとされております。

県としては、地元の負担増になることがあってはならず、政府の責任において、速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えており、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納爆音訴訟において米国政府を訴えた裁判の判決についてお答えいたします。

報道によると、原告は、控訴する方針とのことであるため、県としては、コメントを差し控えさせていただきたいと思います。嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え、外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。

県としては、この訴訟を大きな関心を持って見守っていくとともに、引き続き日米両政府に対し、嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　観光行政についての御質問の中の、国際クルーズ拠点形成による消費効果についての御質問にお答えいたします。

本部港においては、国際クルーズ拠点の形成により、海外観光客は年間22万人の増加を見込んでおり、この増加に伴い、消費効果は年間約55億円増加すると試算しております。また、宮古島市によると、平良港の国際クルーズ拠点形成により、海外観光客は50万人の増加が見込まれ、消費効果は年間約156億円になるとのことであります。

同じく本部港と平良港のクルーズ岸壁等の整備計画についての御質問にお答えいたします。

県は、本部港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向け、今年度から大型クルーズ船に対応した岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指し、整備を進めていく予定であります。また、ＣＩＱ機能等を備えた旅客ターミナルについては、クルーズ船社において岸壁の供用に合わせて整備する予定となっております。平良港においても、同様に、平成32年の供用を目指し、官民連携して必要な岸壁や旅客ターミナルの整備を進めていく予定とのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　福祉・保健行政についての御質問の中の、国保の新制度移行に伴う県財政への影響についてお答えします。

平成30年度以降の国民健康保険事業につきましては、県と市町村の共同運営であり、給付に必要な額は、全額県が市町村に交付することになりますが、その主な財源は、市町村が納める納付金となっております。新制度移行後も保険給付費等の財源は、公費及び市町村が徴収する保険税を財源とした納付金で賄われることになりますので、県の負担割合としては、大きな変動はなく、県財政への影響はないものと考えております。

次に、市町村の財政運営の見込みについてお答えします。

国保の財政運営が都道府県単位になることで、小規模保険者における高額医療費の発生等による財政リスクを県全体で分散することにより、財政の安定化が図られるものと考えております。また、平成30年度以降、国保財政基盤強化策として、全国ベースで毎年1700億円の公費が追加投入されることとなっており、被保険者１人当たり5000円の財政改善効果があるとされております。

具体的な公費のあり方につきましては、現在、国と地方の協議の場である国保基盤協議会において議論が

進められており、平成29年８月ごろ明らかになる予定であります。

次に、沖縄の特殊事情に配慮した国の支援策についてお答えします。

県は、平成28年８月と11月に、厚生労働大臣等に対し、沖縄県国民健康保険団体連合会、市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会との連名により、市町村国保事業に対する特段の支援について要請を行っております。

県としましては、市町村及び関係団体と連携し、引き続き厚生労働大臣に対し、本県市町村国保の特殊事情に起因する赤字に対するさらなる財政支援及び平成30年度から実施される国保の財政基盤強化策において、本県の特殊事情に配慮した制度設計を行うよう要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　福祉・保健行政についての御質問の中の、介護保険法等の改正案に対する県の受けとめについてお答えします。

介護保険法等の改正法案は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、制度の持続可能性を確保し、サービスを必要とする方には、必要なサービスが提供されるようにすること等が目的となっております。

県としましては、高齢者の自立支援・介護予防の取り組みを積極的に推進していくとともに、介護保険制度改正後の状況を注視し、改善が必要な事項については、国に要望していきたいと考えております。

次に、介護保険料改正による県民生活への影響についてお答えします。

介護保険改正法案では、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料について、各医療保険者の加入者数に応じて負担しているものを、協会けんぽなどの被用者保険間では、報酬額に比例した負担とすることとなっております。総報酬割の導入により、負担増となる被保険者と負担減となる被保険者が出ますが、厚生労働省の試算では、負担減となる被保険者が多くなっております。また、その影響を激変緩和する観点から、総報酬割は段階的に導入されることとなっております。

次に、身元不明孤児についてお答えします。

「戦後沖縄児童福祉史」によると、昭和20年には、米軍が設置した10カ所の孤児院に約1000名の孤児が収容されていたとする記録が残されております。なお、これらの方々の現在の状況等については把握が困難となっております。

次に、沖縄戦孤児の身元判明事業の事業化検討についてお答えします。

沖縄戦孤児の身元判明につきましては、実態が不明であること、自分の過去を知られたくないなど、さまざまな個人の事情があることが想定されることから、把握するのが困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問の中で、暴行動画いじめ問題等についての御質問にお答えいたします。５の(1)アとイは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

県教育委員会としましては、当該教育委員会からは、危機意識、危機管理が不十分であったと報告を受けております。当事案はいじめであり、重大な人権侵害として対応していると聞いております。

県では、市町村に毎月の問題行動等の調査を依頼して報告を受けておりますが、同様な事例が発生した場合は、詳細を含め、内容の把握を行うこととしております。

次に、ネットモラルや人権問題についての御質問にお答えいたします。

各学校においては、ネット被害防止ガイドライン等を活用し、ネットモラル教育の充実に取り組んでいるところであります。さらに、人権を考える日の設定や人権ガイドブックを活用した授業を展開するなど、人権教育の充実を図っております。

県教育委員会では、今後とも県警察等の関係機関と連携して、非行防止教室を実施するなど人権教育やネットモラル教育についての取り組みを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋　大河君　答弁についてありがとうございました。

知事に伺います。

28年度４月のうるま市の女性暴行強姦殺人事件、それから年末のオスプレイの墜落事故ということで、基地の集中する沖縄でその問題に多忙、苦悩する１年でありました。そんな中ではありますが、公約の100％の着手ということで、就任２年間のスピード感について改めて評価したいというふうに思います。

ぜひ、29年度に向けても、先ほど答弁があったように、子供の貧困の解消、福祉、経済の充実ということで、御奮闘を御期待申し上げます。そして我が会派としても、全力で支えていきたいというふうに思っています。

続いて、基地問題の研究会、全国のお話ですが、他国の脅威論をもって沖縄の現状が厳しい、沖縄から基地をなくしていくのは難しいというような、そういう研究者の発言のようであります。今私の取り上げた質問の中においても、うるま市の問題、それから墜落の問題、あるいは嘉手納の爆音の問題、外国では考えられないような運用が沖縄の実態にあるわけです。先ほど女性の暴行問題についても、公室長は法の解釈も含めて強く米軍に訴えていくということでありましたが、きょうの新聞によると、基地の中でも性犯罪が多発しているという状況であります。そういった個別の課題を全国に発信していかなければいけないというふうに感じてもおりますので、ぜひ沖縄での開催を含めて、全国への先ほどの発信事業について強化していただきたいというふうに思います。

先ほど10時には嘉手納爆音訴訟の３次の判決も出たようです。改めて飛行差しとめは認められなかったというような情報も入っています。そういう沖縄の環境も含めて、ぜひお話をしていただきたい。全国への発信を強めていただきたいということを要望申し上げます。

それから、きょうの新聞報道ですが、うるま市の津堅沖において、先ほども取り上げましたが、改めて降下訓練の実施の通知があったようです。市のほうには水面を利用した演習というふうに通知されたようですが、これに対して防衛局からは、パラシュート訓練かもしれないと連絡があったということで、その情報も不確実な状態のようであります。伊計島での米軍の不時着の際にも、私も翌日地域に足を運び、区長さんや地域の皆さんともお話をさせていただきました。訓練が非常に多くなっているから心配をして、区長さんもあの場所に駆けつけてああいう事態を、不時着事故を早期に発見することができたというふうなお話もあります。訓練が激化しているんです。それで、その上で漁民についても、その訓練の激化によって漁獲量にも影響があるという声もあるわけですから、今回示されたパラシュート降下訓練についても、県としてはやるべきではないというような地域住民の声も含めて、先日の不時着事故からわずかの期間での訓練の強行ですので、これらについては、ぜひ、やるべきではないというような立場で情報の確認も含めてやっていただきたい。これについては答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、宜野座のほうでも米軍のつり下げ訓練が再開というような状況です。地域住民については、米軍も沖縄防衛局も施設内での訓練であるというふうなことを続けていると。しかし、実際にはその地域を外れて住民地域、住宅の上空で訓練が行われているというのが地域住民の声です。村としても同着陸帯を使用してほしくない、民間地を飛行しないでほしいというようなことを申し上げられているようですので、実態の把握、基地が集中する沖縄、繰り返しになりますが、その運用の中身も含めて実態の把握をしていただきたいというふうに思います。これは要望します。

先日、嘉手納基地には知事も足を運んでいただきました。ぜひ、この嘉手納以南の返還ということでありますが、私の住む中部地域、高江のオスプレイパッドができて改めて訓練の激化、そういうのを実感する地域住民の声ですので、知事にあっても現場を見ていただく、嘉手納を訪ねていただく、宜野座を訪ねていただくというような、伊江島を訪ねていただくというようなこともやっていただきたい。これは要望を申し上げます。

続いて、いじめ問題について教育長に伺います。

これもきょうの新聞ですが、那覇市の小学校でいじめの認知件数が4338件――2016年度ですね。前年度の327件からのこの4338件です。これは小さないじめを見逃さないというような取り組みの中で急増する実態のようですが、これらの対応で７割は解消しているということです。この那覇市の状況ですが、全県の実態、そういう傾向があるのかについても、県教育庁として把握すべきじゃないかということで、これについては答弁を求めたいというふうに思います。この小学校の急増に比較して、中学校ではこの新たなシステムの中での認知件数はそんなにふえていないということなんです。中学生になってからは、このいじめの対応、自分がいじめられている、誰々さんがいじめられているというような――何というんですか、これを伝えていくということも、だんだんだんだんそれが厳しい状況になってくるようですので、こういう小学校からの対応を全県で徹底してもらえれば、後に中学生になってもそれがいけないんだということで、本人みずからも、そして周りとしても、地域社会としてもそういう情勢が生まれてくるんではないかというふうに感じています。この状況について、全県への状況の把握、それから対応ということで、改めてこの問題については答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　照屋大河議員の再質問にお答えいたします。

津堅島において、またパラシュート降下訓練が実施されるのではないかということでございます。

私どもも、昨晩基地対策課のほうにもそういった情報が――詳細についてはやはり十分な今確認ができてございませんけれども、いずれにしましても、議員からもございましたように、この訓練の激化につきまして、地域住民の方々が大変不安を持っていると。漁民の方々も漁獲量にも影響があるのではないかというようなことがございます。伊計島の件もございましたし、私もことしに入りましてから、宜野座ですとか東、伊江島のほうにも行ってまいりました。その方々と、区長さん等とお話を直接させていただきましたけれども、切実なる思い、特に出ましたのは夜間の訓練、それから住宅地上空の訓練、そういったものはもう我慢できないんだというような強い意見を聞きました。この件につきましては、沖縄防衛局のほうにも早速確認したいと思います。また、つり下げ訓練等の実施につきましても、いろいろ沖縄防衛局のほうとも実は意見交換等も行いましたけれども、改めまして、今回の津堅島の件も含めまして、情報の提供を求めるとともに意見交換を実施したいと思います。実態把握に努めることは重要ですし、しっかりと県民、区民の声を届けるということは、県政にとって重要な役割だと認識してございますので、しっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　照屋大河議員の再質問にお答えいたします。

那覇市でいじめの認知件数が4000件を超える件数になったということで、その状況につきましては、これまではふざけと思われるような内容についても、児童生徒がそのことによって嫌な気持ちになる、不快な気持ちになると、そういうものについても積極的に取り上げたということになっております。いじめの認知につきましては、県教育委員会でもそういう定義でもって、より広く捉えるような形で取り組んでいるつもりではございます。新聞にもありますが、中学生の間でもそういうふうな捉え方で把握するように努めていますが、なかなかそれを言わないという実態があるんじゃないかというふうに言われております。

議員の御指摘にもありましたとおり、いじめというのは、その状況を把握するために教育委員会としましても、ささいなことでもそういういじめとして、子供の関係で不快な気持ちを抱かせるような行為、これは暴力的なものに限らず、言葉とかいろんな仲間外れというのもございます。そういったものについても、詳細に把握していくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、社民・社大・結連合を代表して質問を行います。

まず１番目、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、安倍首相は、トランプ米大統領との初の首脳会談で、辺野古新基地が普天間飛行場の全面返還の唯一の解決策として確認し、しかも、米国は民主主義のチャンピオンなどと持ち上げ、歓心を買おうとしました。一方のトランプ大統領は、米軍を受け入れている日本国民に感謝すると述べるなど、茶番劇としか言いようがありません。沖縄県民の民意を無視し、工事を強行する姿勢は民主主義とは断じて相入れないと思います。知事の見解を伺います。

(2)、翁長知事は、就任後３度目となる訪米で、沖縄の民意や苦難の歴史を説明し、辺野古新基地建設阻止を訴えてきました。訪米中、日米政府が辺野古唯一を確認したことに対し、知事は新基地建設阻止の決意は強くなったと述べております。訪米の意義と成果を伺います。

(3)、安倍首相は去る２月14日の国会答弁において、みずから約束した普天間飛行場の５年以内運用停止について、翁長知事に協力していただけていない、難しい状況だと述べております。閣議決定まで行った県民との約束をいとも簡単に放棄し、ほごにし、あげく、翁長知事に責任転嫁する首相の姿勢は、県民、国民裏切りに等しいと思います。トランプ米大統領との首脳会談では提案すらしなかったのであります。安倍首相は一国の首相の体をなしていないと思います。５年期限は2019年２月であります。知事の見解を伺います。

(4)、政府は犯罪計画を話し合うことを処罰対象とする共謀罪と同じ趣旨のテロ等準備罪の新設を目指そうとしております。思想や内心まで取り締まり、一般市民が監視の対象となり、心の中で思っただけで逮捕される危険性をはらんでおります。知事の見解を伺い

ます。

大きい２番、米軍基地問題について。

(1)、辺野古違憲確認訴訟は、高裁も最高裁も国の言い分を丸のみにしました。翁長知事の承認取り消しについては議論すらせず、前知事の判断の適否だけに焦点を当てて判決を下しました。県は承認取り消しを取り消したが、撤回の方向へと準備体制をとっているのか伺います。

(2)、県民の中から、また、訪米団のオール沖縄会議の中からも、改めて民意を明確に示すため、県民投票は有効な手段だとの声が上がっておりますが、県の見解を伺います。

(3)、来る３月に切れる岩礁破砕許可や埋立区域外へ移植するサンゴの特別採捕許可、また、工事の設計、工法の変更などに対して、知事権限を最大限生かすべきではないか伺います。

(4)、国は、共同漁業権内の一部である臨時制限区域の漁業権が放棄されたことをもって岩礁破砕許可は必要ないとの認識のようだが、しかし、漁業法第22条は、既存の漁業権に変更が生じる場合は、県知事の許可を受けなければならないとしております。県の見解を伺います。

(5)、国は、辺野古の新基地建設を強行しております。汚濁防止膜を海底で固定する大型コンクリートブロック、重量11.2トンから14トン、合計228個を投下し始めております。大量投下はサンゴの破壊や貴重生物の生息環境を破壊します。国は承認時に付された事前協議の留意事項に違反しております。県は、工事の中止及び事前協議に応じるよう強く求めるべきではないか伺いたいと思います。

(6)、我が会派は、ヘリパッド供用後の東村高江区を訪ね、住民の方々、特に小さな子供を持つ保護者の皆さんとオスプレイ飛行の実態について意見を伺いました。授業中の学校上空、夜間の住宅上空など静かな日常生活を脅かす異常な騒音、振動に子供たちがおびえ、泣き出すなど生活不安を口々に訴えておりました。県は、高江、宜野座、伊江島などオスプレイの低周波音の実態調査を行い、県民の不安と被害実態を明らかにし、国に問題解決を求めるべきではないか伺います。

(7)、オスプレイは昨年12月に給油ホースが切断され墜落事故を起こしました。原因究明もなされないまま飛行を再開しております。さらに来秋からは、他の機種へ給油する新たな訓練計画も明らかになっております。断じて容認できない。県の対応策を伺います。

(8)、日米合同委員会は米軍の基地使用、軍事活動の特権を定めた日米地位協定の具体的運用を協議する機関であります。辺野古の臨時制限区域の拡大も日米合同委員会で勝手に決めたが、国家の主権にかかわることを国会の関与もなく決することができる体制が、地位協定で規定された非公開の日米合同委員会によって担保されております。治外法権そのものであります。占領時代のシステムがなお機能し、実際の基地の運用が結局沖縄にのしかかり、自治体や住民の権利を制約していることについて、県の対応を伺います。

(9)、在沖米軍の兵力の６割、面積の７割を占める海兵隊の撤退が実現すれば、目に見える基地負担の軽減となります。普天間基地の閉鎖、辺野古新基地の阻止、オスプレイ撤去はいずれも在沖海兵隊をどうするかにかかっております。一線上の問題であり、県は海兵隊撤退を求めるべきではないか伺います。

(10)、米軍基地からの環境汚染対策を強化し、土地使用履歴の開示を求めるべきではないか伺います。

(11)、市民運動における表現・言論の自由について伺います。

ア、辺野古や高江ヘリパッド建設工事現場で反対運動の指揮をとる沖縄平和運動センターの山城博治議長が逮捕・起訴され、４カ月が経過しております。捜査当局や裁判所の姿勢に対し、刑事法の研究者や国際人権ＮＧＯアムネスティ・インターナショナルが早期釈放を求める緊急声明を発表し、市民も署名活動を展開し、提出に至っているが、山城氏は今なお独居房に身を置かれております。証拠隠滅のおそれもなく、しかも大病を患っている状態の人を長期拘留することは、非人道的で国際人権法にも反します。一刻も早く釈放されるべきではないかと思います。このような状況に対する知事の受けとめ方を伺いたいと思います。

イ、在京地上波のローカル局・東京ＭＸテレビの番組「ニュース女子」が辺野古新基地や高江ヘリパッド建設に反対する市民をテロリストに例えたり、日当をもらっているなどと虚偽の中傷をした上で、反ヘイト市民団体のりこえねっと共同代表の辛淑玉さんの人権を著しく侵害し、差別的侮辱、ばり雑言を浴びせております。本件に対する知事の受けとめと沖縄ヘイト言説に対する見解を伺います。

３番、自衛隊機脱輪による那覇空港閉鎖についてであります。

(1)、１月30日発生の航空自衛隊那覇基地所属Ｆ15戦闘機脱輪事故による被害状況を伺います。観光面への影響はもとより、離島の産業、生活面の被害について、調査、把握はなされているか。影響事案、被害額、補償状況を伺います。

(2)、自衛隊機の事故が毎年繰り返されております。那覇空港は、沖縄県の玄関、交通のかなめであり、県外入域客を含め、離島をつなぐ生活路線であります。民間機発着回数など現状の那覇空港の運用状況、自衛隊機事故の発生状況について伺います。

(3)、事故原因の究明のないまま、事故からわずか４日後の飛行再開は民間機ではあり得ないことだが、飛行再開に対する県の受けとめ方を伺います。今日までに原因と再発防止策は示されたのか伺いたいと思います。

(4)、那覇空港が軍民共用である以上、第２滑走路が完成しても滑走路閉鎖の事態は起こり得ます。そのリスク自体が離島県沖縄の経済にマイナスだと考えますが、県の見解を伺います。また、第２滑走路運用後、自衛隊機に起因する滑走路閉鎖リスクにどう対応していくつもりか、県の方策を伺います。

４番、文化・スポーツについて。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る事前キャンプ誘致について、活動と進捗状況を伺います。また、県出身選手の育成や沖縄県への聖火リレー、開会式等への沖縄文化芸能の披露等取り組みはどうなっているか伺います。

５番、労働問題について。

(1)、政府による働き方改革は、長時間労働や雇用の質の低下を招きかねません。県の見解を伺います。

(2)、本県は、長時間労働や違法残業、年休取得や育児休業制度の有無について従来から課題が大きいのであります。実態調査を踏まえ、その後の改善状況、県の対応を伺います。

(3)、自治体が発注する公共事業で働く労働者の賃金を適正に保障する公契約条例制定の取り組みについて、進捗と課題、スケジュールを伺います。

(4)、県の有効求人倍率は１倍を超え、完全失業率も３％台を推移し、改善傾向にあると言われております。しかし、非正規雇用の割合は依然と高く、県民所得も厳しい状況にあります。県の対応策を伺います。

６番、公立学校の耐震化と防災システムについて伺います。

(1)、那覇市の市立小中学校全53校のうち、少なくとも32校で耐震性の確保がなされていないことがわかりました。また、災害発生時の指定避難所に指定された同市内の小中学校40校の体育館のうち、17棟が耐震基準を満たさない状態であることがわかっております。

ア、県内各地で同様の事態になっていないか、県内公立学校の状況について伺います。また、状況が把握できていない場合、早急に実態調査に乗り出すべきだが、県の見解を伺いたいと思います。

イ、那覇市においては、代替の指定避難所選定が急がれます。県立高校など県の施設を活用する手もあるが、那覇市との間で調整は始まっているか状況を伺います。

(2)、学校防災対応システム導入事業の実施内容について伺います。

大きい７番、都市部の交通基盤整備について伺います。

(1)、那覇都市圏の自転車専用道路の拡充について伺います。

(2)、国際通りを訪れる観光バスの乗降場所及び待機駐車場を整備すべきではないか伺います。

以上でありますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　崎山嗣幸議員の代表質問にお答えをいたします。

大きい１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米の意義と成果についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省・国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは大変意義のあることでありました。特に、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は、数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。

次に、大きな４番目、文化・スポーツについてに関する御質問の中の、東京オリンピック・パラリンピックに係る取り組みについてお答えをいたします。

事前キャンプについては、県、市町村等で沖縄2020事前キャンプ等誘致推進委員会を組織し、連携して誘致活動を行ったところ、ことし１月のドイツ陸上連盟による視察のほか、今後５カ国の競技団体の視察が予定されております。また、沖縄県、沖縄市及びニュージーランド空手連盟で３月に協定を締結することになっております。選手の育成については、国内競技連盟の強化選手を中心に、国際大会等への派遣に対して支援を行っております。聖火リレーや開会式等の

プログラムについては、東京オリンピック組織委員会に対し、一昨年11月と昨年11月に要請しており、引き続き同組織委員会の動向を注視しながら働きかけを行ってまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、日米首脳会談の共同会見についてお答えいたします。

就任間もないトランプ大統領が安倍総理と面談し、普天間飛行場の辺野古移設を唯一の解決策であるとしましたが、県民の理解が得られない新基地建設を進めることは到底容認できるものではありません。知事は、訪米の際に、米国務省日本部長、米国防総省日本部長代行との面談において、このまま辺野古が唯一の解決策という考え方に固執すると、今後の日米安保体制に大きな禍根を残すものであると改めて伝えたところです。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであります。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、テロ等準備罪新設に係る知事の見解についてお答えいたします。

今国会に提出されたテロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案については、報道によると、組織的な殺人やハイジャックなどテロの実行に関連するおよそ110の犯罪や覚醒剤や大麻の輸出入といった薬物に関する30程度の犯罪など、合計270余りの犯罪を対象とするとのことであります。同改正案については、現在国会で審議中でありますが、犯罪成立の詳細な定義が明らかにされていないなど、捜査当局による一方的な事実認定により国民の人権が侵害される可能性もあるとの懸念が示されております。

県としては、今後の議論の推移を注視してまいります。

次に、米軍基地問題についての御質問の中の、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

撤回は、承認以後に生じた事由に基づき承認の効力を失わせる処分であります。

県としましては、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか慎重に検討しているところであります。

次に、県民投票についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、平成26年に行われた名護市長選挙、知事選挙、衆議院議員選挙、昨年行われた県議会議員選挙及び参議院議員選挙、これら一連の選挙において示され続けてきたものと理解しております。それにもかかわらず、辺野古新基地建設を強行しようとする政府の姿勢は、県として到底容認できるものではありません。これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しており、改めて県民投票を実施し民意を問うことは意義があるものと考えております。

次に、知事権限を活用することについてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。このうち、岩礁破砕等行為を４月以降も工事施工海域において行うためには、改めて許可を得る必要がある旨の見解を沖縄防衛局へ示したところです。また、今後、サンゴの特別採捕許可申請や公有水面埋立法に基づく変更承認申請が行われた場合は、法令にのっとり適切に審査を行ってまいります。

今後も、沖縄県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、オスプレイによる給油訓練についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、ＭＶ22オスプレイは、空中給油システムにより、他の航空機への給油が可能となる計画で、能力の完全な構築は2019会計年度を予定しているとのことであります。この能力が太平洋地域にいつごろ到達するかについては推測できないとのことであります。

県としては、建白書の精神に基づき、オスプレイ配備に反対であり、今後ともあらゆる機会を通じ、日米両政府に対してオスプレイの配備撤回を求めてまいります。

次に、日米合同委員会についてお答えいたします。

米軍基地の多くが県民の住宅地域に近接している本県においては、日米地位協定や日米合同委員会合意に基づく米軍基地の運用は、周辺地域に居住する住民及び地元地方公共団体にとって重大な関心事であります。

県としては、日米地位協定第25条について、日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記するよう見直しを求めており、また、渉外知事会と連携して、基地運用に関して基地が所在する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特別委員会の設置を求めているところであります。

次に、海兵隊の撤退についてお答えいたします。

県は、日米安保条約を認める立場でありますが、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.6％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けており、基地の整理縮小が必要であります。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、自衛隊機脱輪による那覇空港閉鎖についての御質問の中の、自衛隊機前脚のふぐあいによる滑走路閉鎖の影響についてお答えいたします。

約２時間にわたる滑走路の閉鎖により、当日は、目的地の変更が15便、出発地への引き返しが８便、欠航が44便及び30分以上の遅延が130便発生するなど、民間機の運航に大きな影響が出たところであります。また、航空自衛隊によりますと、久米島町から、久米島―那覇間の航空便が欠航となり、クルマエビを発送することができなくなり損失が出たと抗議が寄せられているとのことであります。

次に、那覇空港の運用及び自衛隊機事故の発生の状況についてお答えいたします。

那覇空港の平成27年度の全航空機の離着陸回数は、国土交通省の空港管理状況調書によると、15万7370回となっております。また、県が把握している自衛隊機を原因とする滑走路の閉鎖は、平成23年以降、今回の件を含めて９件発生しており、閉鎖された時間については、最短が約２分、最長が今回の約１時間50分となっております。

次に、飛行再開に対する受けとめ等についてお答えします。３の(3)と３の(4)は関連いたしますので一括してお答えします。

県としては、問題は確認されなかったとはいえ、事故原因が究明されない中、飛行再開について、関係市町村へ説明するのみで県民に十分な説明を行うことなく進める姿勢は遺憾であると考えております。航空自衛隊によると、原因の究明には、約１カ月を要するとのことであり、再発防止策として、通常の整備点検の項目に飛行時間に応じた非破壊検査を追加するとともに、整備員に対する整備手順の教育及び操縦士に対する緊急事態が発生した際の手順の教育を徹底したとのことであります。

県としましては、自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

次に、公立学校の耐震化と防災システムについての御質問の中の、那覇市の代替指定避難所に県の施設を活用することについてお答えいたします。

那覇市においては、今後、耐震補強が必要な体育館について、地震が発生した場合の使用を禁止するなど、災害の形態に即した対応に努めるとともに、学校付近の県立学校等の公共施設を避難所として追加指定する方向で関係機関と調整を行っていると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　米軍基地問題についての御質問の中の、岩礁破砕等許可申請の必要性についてお答えいたします。

漁業権は、漁業法に規定されているとおり漁業を営む権利であり、知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。漁業権者による漁業権の一部放棄に関しては、これにより漁業権が当然に変更されるものではなく、漁業法第22条の規定により、漁場の縮小を内容とした知事の変更免許が必要であります。このことについては、これまでの政府見解や地方自治法に基づく水産庁の技術的助言においても同様の見解が示されております。

このため、県としましては、現在も普天間飛行場代替施設建設工事海域には漁業権が設定されているとの前提のもと、４月以降に岩礁破砕行為を行うには、知事の岩礁破砕等許可を受ける必要があると判断しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　米軍基地問題についての御質問の中の、辺野古埋立承認の事前協議についての御質問にお答えいたします。

埋立承認願書は、基本設計段階での申請であることから、県は、埋め立てを承認した際に、工事の実施設計及び環境保全対策等の詳細について、工事の施工前に県と協議を行うこととの留意事項を付しております。そのため、平成28年12月26日に承認取消処分を取り消したことにあわせて、当該留意事項に基づく事前協議が必要になる旨を沖縄防衛局に通知し、事前協議が調うまでは埋め立てに関する工事を停止するよう求めたところであります。

これらのことについては、さまざまな機会を通じて、繰り返し指摘し、求めていきたいと考えております。

次に、都市部の交通基盤整備についての御質問の中の、那覇都市圏の自転車専用道路の拡充についての御質問にお答えいたします。

自転車専用道路等、自転車利用環境の整備に際しては、市町村が自転車ネットワーク計画を策定する必要があり、当該計画を策定した市町村は現在、名護市と浦添市の２市にとどまっております。

そのため、土木建築部では今年度から、関係部局、市町村、民間等を交えた協議会を設置して、自転車利用促進や普及啓発に取り組んでいるところであります。引き続き協議会等を活用して、那覇都市圏を初め各市町村の自転車ネットワーク計画の早期策定を促していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　米軍基地問題についての御質問の中の、オスプレイの低周波音の実態調査についてお答えします。

オスプレイの訓練に伴う低周波音及び航空機騒音に係る実態調査については、着陸帯や飛行場を米軍へ提供する国の責任において実施し、その結果を公表すべきと考えております。

県としましては、航空機騒音による住民への影響の把握は重要なことであると考えており、引き続き地元自治体と連携し情報収集に努めるとともに、航空機騒音の推移を注視していきたいと考えております。

次に、環境汚染対策と土地使用履歴の開示についてお答えします。

県では、毎年、基地排水水質等監視調査により米軍基地周辺における水質等の調査を実施し、米軍基地からの汚染状況の把握に努めているところであります。米軍施設に係る土地使用履歴については、軍転協を通じて国や米軍に対し情報開示するよう強く求めているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　米軍基地問題についての御質問の中の、沖縄平和運動センター議長の勾留についてお答えします。

沖縄平和運動センターの議長が勾留されていることについては、裁判手続のことでありますので、県としてはコメントを差し控えさせていただきますが、本人の体調等に配慮していただきたいと思います。

次に、沖縄ヘイト言説に対する知事の見解についてお答えします。

東京ＭＸテレビの番組については、平成29年２月10日に、放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）の放送倫理検証委員会で、同番組の審議入りを全会一致で決めたとされておりますので、コメントを差し控えさせていただきます。

なお、いわゆる沖縄ヘイトとされている一連の事案につきましては、沖縄県民の心情を理解していないものであり、大変残念であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　労働問題についての働き方改革についてにお答えいたします。

国においては、働き方改革は一億総活躍社会の実現に向けた重要な課題と位置づけており、今月14日には、第７回目の働き方改革実現会議を開催し、長時間労働是正や高齢者雇用について議論しております。県としましては、県内企業における長時間労働の抑制や年次有給休暇等の取得促進、非正規雇用労働者の正社員転換等への取り組みが必要と考えており、昨年８月、沖縄労働局と連名で経済団体及び労働団体に対し同内容での要請を行ったところであります。

県としましては、引き続き国の動向を注視しながら、労働環境の改善に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、労働環境の改善状況及び県の対応についてにお答えいたします。

平成26年度に実施した沖縄県労働環境実態調査の結果によると、特に従業員規模10人未満の事業所において、法定労働条件の整備が不十分であるという課題があることがわかりました。調査の結果は、関係部局や業界団体に提供し、それぞれの業界の課題について対策を講じるよう依頼したところであります。

また、県におきましては、事業主に対するセミナーの開催や専門家派遣等の施策を実施し、労働関係法令の周知啓発等に取り組んでいるところであります。本調査は、平成29年度に第２回調査を実施し、改善状況等を把握する予定としております。

次に、公契約条例の取り組み状況についてにお答えいたします。

現在、学識経験者、労働団体及び事業者団体６名で構成する懇談会を設置し、公契約条例のあり方等に関する検討を行っていただいているところであります。同条例では発注者である県や受注者である事業者の責務や取り組みなどを規定するとともに、効果的な運用を確保するためには、労働者と事業者双方の理解と協力が必要と考えております。

年度内に委員の意見等を取りまとめ、これらを参考にして、次年度に条例案を作成し、パブリックコメントを行った後、議会に提案することとしております。

続きまして、非正規雇用と県民所得の対策についてにお答えいたします。

非正規雇用は正規雇用に比べて、一般的に賃金が低いことや能力開発の機会が少ないことなど、非正規雇用対策が重要であると認識しております。そのため、県では、企業に対し、正規雇用化を促進するため、研修に係る費用の助成や中小企業診断士等を派遣し、経営改善を促す事業を実施しているところです。

県としましては、引き続き沖縄労働局等関係機関と連携して正規雇用化の促進と県民所得の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　公立学校の耐震化と防災システムについての御質問の中で、指定避難所に指定された公立学校施設等の耐震化等についてお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、平成28年４月１日現在、本県の耐震化率は小中学校が87.5％、高等学校が97.5％、特別支援学校が100％となっております。現在、７市町において、公立学校の屋内運動場92棟を指定避難所として指定しているところであり、そのうち３市町で指定された20棟が、昭和56年以前の旧耐震基準で整備された施設となっております。

県教育委員会では、改築事業の前倒しや耐震補強事業の促進など、早期の耐震化を強く働きかけており、今後とも市町村と連携し、耐震化に取り組んでまいります。

次に、学校防災対応システムの導入についての御質問にお答えいたします。

学校防災対応システムは、東日本大震災における津波災害を受け、平成24年度から海抜10メートル未満の県立学校20校に導入しております。地震が発生した際、気象庁の情報が高度利用配信により、学校に設置した端末へダイレクトに配信され、同情報を校内放送により児童生徒、教職員へ知らせ、初期対応が迅速に行えるようにするものであります。

なお、平成29年度は、既設置20校の機器の入れかえを行うとともに新たに２校に導入する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　都市部の交通基盤整備についての御質問の中の、観光バスの乗降場所等についてお答えいたします。

現在、国際通り周辺には観光バスの乗降場などが十分に整備されていないことから、観光バスの滞留による交通渋滞が発生するなどの課題が生じております。今年度、県と那覇市、沖縄総合事務局で協議し、那覇市と沖縄総合事務局が実施する国際通りから離れた待機場からのバス誘導実証実験に対し、県で待機場を提供したところであります。バス待機場用地の確保については、今後、那覇市で実証実験の効果を検証し、検討すると聞いております。

県としては、引き続き国、那覇市、交通機関等と連携して、観光バスの乗降場などの課題解決に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　再質問をしたいと思います。

大きな項目２点に絞って、再質問をさせてもらいたいと思います。

まずは、知事の政治姿勢についての(3)の、普天間飛行場の５年以内運用停止についての再質問であります。

答弁では、辺野古移設の進捗に関係なく５年以内運用停止を求めていくということの県の立場と、また、一日も早い危険性の除去を求めていくということで、私は受けとめました。

安倍首相は、翁長知事が辺野古移設に協力しないから５年以内運用停止は困難だということの理屈を述べているようでありますが、これは辺野古移設を前提

に、５年以内運用停止は条件つきだと言わんばかりの無責任な態度と言わざるを得ないと私は思います。このひきょうな理屈をはねのける論議が26年１月の県議会の臨時会で、私は論じられたというふうに思っております。このときにも、辺野古埋立承認を得るために交換条件ではないかということの疑念が広がっておりましたが、その臨時会では、そういった議論を中心になされました。当時、仲井眞知事は、これが埋立承認の取引条件ではないことを必死に説明した臨時議会だっただろうというふうに思います。当時の仲井眞知事に、５年以内の運用停止は、辺野古移設が前提かと聞いたら、前知事は前提にしようがしまいが、一日でも早い危険性の除去のため県外移設を求めると述べております。また、総理との約束もそれに尽きるというふうに答弁をする議事録が残っております。５年以内運用停止と辺野古移設はセットでないことが明白になったわけであります。総理は、速やかに５年以内運用停止を実現すべきだと私は思っておりますが、県の認識について、まず１点これを伺います。

それからもう一点は、安倍首相は日ごろから、国防・外交は国の専権事項だというふうに述べながら、この５年以内運用停止は翁長知事が辺野古移設に非協力だから困難だとする立場をとっております。全く御都合主義だと私は言わざるを得ないと思います。知事の非協力でだめになるならば、辺野古移設も断念して、オスプレイの配備も撤回すべきだと私は考えます。これも県の見解を、２点目お願いします。

それから、３点目でありますが、安倍首相は県にも地元の宜野湾市にも、５年以内の運用停止のプロセスや返還計画も示さずに約束してから３年間、対米交渉を一切してきておりません。当初から消極的で、県民にこの５年以内運用停止は空手形を示したのではないかと思いますが､県の認識を私は伺いたいと思います。

それから、大きな項目３の自衛隊の脱輪事故についてでありますが、那覇空港は、民間空港として全国的にも超過密状況だという答弁がありました。航空自衛隊との軍民共用空港の中で、危険性も非常に増しております。

今回の事故も前輪のタイヤが完全に外れ、8400人の空港利用者に影響を与えたというふうに言われております。この自衛隊機の事故は、これまでも何回となく繰り返されており、防衛省による南西地域の防衛強化のためにＦ15戦闘機は、20機から40機にふやしたり、緊急発進スクランブルも展開したり、民間機とのニアミスも起こる極めて危険な状況となっていることは御承知のことだと思います。自衛隊那覇基地の原因究明もなされないまま、飛行を再開しておりますが、安全管理の徹底、再発防止を強く求めたのかどうか伺いたいと思います。

次に、２月16日に那覇市・南部離島選出議員と各南部離島町村長との意見交換がありました。そのときに、大田久米島町長から、自衛隊機の事故のおかげで、クルマエビ67ケース、１トンが発送できず、200万以上の損害を出したということの報告がありました。先ほど答弁がありました。この久米島町のクルマエビは、年間200トン以上の生産量を誇り、１日２トン以上を航空便で本土に出荷しているようであります。養殖産業に打撃を与える事故の原因に対して、私は厳重に抗議をすべきだと思います。

久米島町では、人や物資の移動の大半を航空に頼っており、航空便の安全運航を強く求めております。過去にも無許可の自衛隊機のトラブルや軍民共用の問題で事故は後を絶たないということで、久米島町長は話をしておりました。

この200万の損害についての補償については、県は航空自衛隊に強くその補償について求めていくことについて考えているかどうか伺いたいというふうに思います。

以上の点について、答弁をよろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　崎山嗣幸議員の再質問にお答えいたします。

まず、５年以内の運用停止についてでございます。

前提ではなかったんじゃないかというようなことですが、私どもも全く同様に考えております。５年以内の運用停止、これは平成25年12月17日に前知事が求めたものでございますけれども、先ほど議員からは、議会での答弁もありましたけれども、その際にも、12月17日の際にも政府としてできることは全て行うと述べております。その後に開催されております普天間飛行場の負担軽減推進協議会においても同様の発言が繰り返されておりまして、辺野古移設が前提との発言はございませんでした。

そのようなことからしましても、県としましては、辺野古移設が前提とは全く認識しておりませんので、今回の安倍総理の発言は、県としては、到底認められないものだというふうに考えております。

それから、常々総理が国防・外交は国の専権事項だというようなことに対して、今回展開しているのではないかというような御趣旨の御質問がございましたけれども、やはり辺野古移設がそもそも前提ではないと

いうことですので、国においてはしっかりと米国政府に求めていただきたいというふうに考えております。

また、県といたしましては、昨年の７月21日に開催されました普天間推進協議会において、改めまして５年以内の運用停止の実現を求めましたし、その後に開かれました作業部会におきましても、残り２年となった５年以内の運用停止の具体的なスケジュールを日米両政府において策定するよう求めたところでございます。しっかりと政府において、米側と交渉していただければというふうに考えております。

次に、自衛隊のトラブルの件で、県はどのような対応を行ったかということでございますけれども、１月31日の午後４時に基地防災統括監が那覇空港混成団司令に対しまして、今回の事故原因の究明、そして今後の安全管理の徹底など、実効性ある再発防止策を早急に講じるよう強く求めるとともに、原因が究明され次第、速やかに情報提供を行うよう要請したところでございます。

また、その後、自衛隊からの再開の話があったときにもそういったことは、きちんと県民に対して説明するよう改めて求めたところでございます。

あと、久米島町のこの損害の件なんですけれども、久米島漁業協同組合から久米島町、そして久米島町議会の要請書によりますと、返品や市場変更によりまして、約220万円の損失が出たということです。航空自衛隊から久米島町のクルマエビのみを確認しているということですけれども、この件については、まだ防衛省のほうから具体的にどうするというお答えはいただいておりません。

損害について、県は求めるべきではないかという御趣旨の発言がございました。

１月31日の記者会見におきまして、稲田防衛大臣のほうは、防衛省としては民間機の利用者や民間航空会社から損害賠償を求められた場合には、国家賠償法等の関係法令にのっとって適切に対応したいというような答弁がございました。

県としましても、滑走路閉鎖に伴う被害、損害等については、国が関係法令にのっとって適切に対応していただきたいというふうに考えておりますので、今その動きを注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

再々質問をします。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山　嗣幸君　再々質問ですので、まずは一言だけさせてもらいたいと思います。

約束の５年以内運用停止の件でありますが、2019年２月まで、あと２カ年しか残っておりませんが、このままいくと安倍首相は普天間の危険性を放置することになりかねないんではないかということで危惧をします。知事は、この安倍首相に対して、約束の履行を強く求めていくべきだと思いますが、どういった方向にこの約束の５年以内運用停止、あと２カ年間の中で求めていくのかについて、知事の決意を一言聞かせてもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　崎山嗣幸議員の再々質問にお答えいたします。

５年以内運用停止の今回の総理の発言についての崎山議員の御意見は、私はそのとおりだというふうに思っております。それにつけ加えますと、私が知事になる前の１年間は、埋立承認をしてから仲井眞前知事の１年間でありました。その１年間は全く動いておりませんでした。あるいはまた、米国にも要請はありませんでした。私が受け継いで、今２カ年で合計で３年になるわけですけれども、承認からですね。そのうちの前半の１年間は、全く動きがない中に、またアメリカ側からもそんなことは聞いたことがないという報道がどんどんなされていた状況でありました。

これからどうするかということでありますが、今月に入りまして、佐喜眞宜野湾市長からも５年以内運用停止、しっかりと協議会を開いて、県と一緒にやっていきましょうという申し入れがありましたので、宜野湾市長と相談をしながら、早くこれが再開できるように、これから頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後１時20分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　皆さん、こんにちは。

社民・社大・結連合を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、所見を交えながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、知事の県政運営についてであります。

翁長知事は就任から２年を経過いたしました。今度の県政運営についてもそうなんですけれども、まず印象深かった、ことし、全職員に向けた年頭の訓示におきまして、平和を希求する県民の願いに応え、沖縄の豊かな自然、歴史、文化や伝統を大事にし、未来を担う子や孫に引き継いでいくことが使命というふうに語っていらっしゃいます。これについては、基地問題等につきましては、さきの崎山議員、そして照屋大河議員が質問されましたので、私は、離島にこだわって質問をさせていただきたいと思います。

そのようにお話になりまして、続いて、県全体の底上げを図るためには、離島力の向上が不可欠と発言をされています。新年度の予算にも、県政の特徴がきめ細かに盛り込まれていると評価されるというふうに思います。特に、新年度における離島の振興、これは下地島空港の取り組みも含めて、アジアの経済戦略構想、これと絡めていうと下地島空港が大きな魅力ある事業になるだろうというふうに思っていますので、下地島空港の取り組みを含めて離島の振興の力点についてお伺いをしたいと思います。

(2)点目です。平成29年度の新規事業として災害対策拠点整備事業、消防防災ヘリ導入検討事業が予算計上されておりますけれども、沖縄県の課題と実施内容についてお伺いをしたいと思います。

続いて、大きな２です。

宮古・八重山への自衛隊配備、陸自基地建設についてでありますけれども、(1)、宮古島・石垣への自衛隊基地建設・配備計画について、配備予定地とされている集落住民の反対の声が上がっています。航空自衛隊基地と隣り合わせで、例えば戦前は日本軍の、そしてそれ以降は米軍の、そしてさらに復帰後は自衛隊のというふうに被害が、特にヘリが大型になるに従ってその騒音に悩まされてきたそこの住民が、さらにその近くに自衛隊が新たに配備されるということで、反対の声を上げている宮古と、そして石垣でも２月９日には、市民から配備反対の抗議声明が防衛省、並びに政府関係者、市長というふうに出されていると報道されております。防衛省はこれまで、特に宮古が先駆けて配備計画が進んでいるわけですけれども、住民の声を一顧だにせずに、特に宮古千代田地区においては、既に測量やボーリング調査を実施しております。さきの議会で、当局は、少し踏み込んで答弁をいただいたというふうに思っています。自衛隊配備については地域の理解が必要、地域住民の声に耳を傾け、それをしっかりと受けとめていただくよう沖縄防衛局に伝えるというふうに当局は答弁されておりますけれども、それについては、どういう行動がなされたのかということについてお答えいただきたいと思います。

当局の見解、住民の反対の声はしっかり届けられているのかということについて、見解、対応をお伺いいたします。

イです。日米合同訓練が強化されている中で、ミサイル基地を伴う自衛隊新基地建設は、アジア経済戦略構想を進める沖縄県にとって、近隣諸国との関係においても阻害要因ではないのか。それについて見解をお伺いいたします。

(2)です。宮古島への自衛隊配備は、これは、さきの議会でも取り上げましたけれども、十分なお答えをいただけませんでしたので、もう一回取り上げさせていただきます。ミサイル基地、弾薬庫、実弾射撃訓練場、そういったもろもろのものがつくられるというふうに既に宮古のほうにはこれが４枚の紙で議会に届いたものですね。（資料を掲示） まず、これが最初に届きました。届いたものでありますけれども、この場所が、全て宮古は地下水に影響するという観点から、そして宮古島が、これを見ていただいたらわかるんですが、これは赤く染めているところが活断層なんです。本当に真っ赤な状態だというふうに思いますけれども、こういった地形が不安定なところで、地下に何か例えば弾薬庫であったりとか、指揮所であったりとか、そういったものをつくっていくのは、やっぱりまかりならないというふうに思います。それについて、地下水に生活用水の全てを頼っている宮古島にとって、地下の構造についての調査を検討していただきたいということを申し上げましたけれども、これについては、地下水に係る調査や自然環境への影響について、現在のモニタリング調査を継続していく中で検討するというようなことでありましたけれども、これは、むしろしっかりと先駆けてやるべきだというふうに思います。これについて、お考えをお聞きしたいと思います。

３点目、保健・医療行政についてであります。

離島医療の支援についてお伺いいたします。

離島医療については、がん患者、難病患者を含めて子宮頸がんワクチン接種による副反応の被害のある患者、妊産婦、不妊治療など島内で受けられない医療があり、経済的にも精神的にも負担が大きいものがあります。県が新年度で実施する離島患者等支援事業、こ

れはとても待っていた事業であります。先駆けて自治体が進めているところを県が後押しをするということは、とても大事な事業でありますので、この実施内容について、県内離島の患者の状況把握とあわせてお聞きしたいというふうに思います。

続いて、離島巡回診療ヘリ等運営事業についてもお答えいただきたいと思います。

さらに加えて、離島診療所への医師派遣及び離島病院等への専門医派遣についてお伺いをいたします。

(2)です。県立八重山病院の建設について、進捗状況と課題についてお伺いいたします。

ア、追加の工事等（磁気探査、外構等の工事、島外からの労働者確保等)、これはさきに文厚委員会で視察した際に課題が洗い出されました。それにしっかり対応していただきたいということを申し入れてありますので、この予算の確保についてはどうなのかをお伺いいたします。

続いて、医療機器の購入が予算で上がっていたかと思うんですけれども、これについての見通しを伺います。そして加えて、八重山ではとても大事な、観光においてもこれが必要不可欠なものであると思いますけれども、高圧酸素療法装置というものの設置についてお伺いしたいと思います。

続いて、こども医療費助成事業の拡充についてお伺いいたします。これは、ぜひこども医療費の助成は通院が就学前、そして入院が中学卒業まで、これを全ての子供に中学卒業までの通院・診察が保障されるべきだというふうに考えます。これについて見通しをお聞きいたしたいと思います。

(4)です。本県における管理栄養士の育成環境の状況と課題、新規で取り組む管理栄養士養成課程設置補助事業、この概要と今後の見通しについてお伺いをいたします。

４点目、福祉行政についてであります。

(1)、沖縄県中央児童相談所宮古分室の設置費が平成29年度予算に計上されました。これは、本当に悲しい事件が起きて、それからずっと求め続けていたのが、ようやく本腰を入れてということになります。これについてのやっぱり設置体制、職員の配置体制が大事かと思われますが、それについてしっかりどういう体制になっているのか、また、宮古島市あるいは児童家庭相談センターという、通称児家センという地域の相談センターがありますけれども、これとの兼ね合い、連絡・連携等についてどのようになっているのかお聞きいたします。

続いて(2)、子供の貧困対策の取り組みについて、沖縄の貧困率は県の調査で29.9％、別の組織でやるともっと高いという数値も出ておりますけれども、母子世帯・ひとり親世帯が54.6％、家計を支えるためにバイトしている若者77.7％、高校生で教材費などの校納金が払えないでいる生徒が68.5％など、学齢期に安心して学ぶ環境が奪われているという現状が明らかになりました。生活保護家庭の子は特に不登校率が高いというのも特徴であるということであります。子ども・若者の自立支援に向けた施策が求められております。

居場所、学習支援、食事の提供等の実施状況と課題についてお伺いをいたします。

イです。高校の教材費など校納金が払えない生徒への対応、また、高校中退の若者支援については、どのような状況にあるのかをお答えいただきたいというふうに思います。

ウです。県の役割と市町村の役割、これはそのときそのときできちっと整理をして、それぞれの役割をしっかりやっていかなければならないと、それが本当に魂のこもった予算の使い方につながっていくというふうに思いますけれども、これについての必要な支援が届いているか、連携・体制についてお伺いをいたします。

また、課題についてどういうふうに捉えているかということをお聞かせ願いたいと思います。

(3)です。待機児童解消の取り組みについて。

ア、待機児童解消支援基金事業における市町村支援をどのように行っているのかをお答えいただきたいと思います。

イ、県は、平成29年度の当初予算のポイントとして、待機児童解消に向けた取り組みをしっかりとしていくという方針を述べております。それについて、対策の充実に向けた取り組み、これが、力点があるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

(4)、放課後学童クラブ支援について。

平成29年度事業で、放課後学童クラブ支援事業について、公的施設活用等をうたっております。事業の推進についてお伺いをいたします。

イです。県下市町村の支援事業について、実施の有無や助成の内容に格差があることがわかりました。さきに新聞でも報道されました。宮古島市にも問い合わせました。昨年の10月に、養護の必要な全ての子にというふうにうたっておりますけれども、現時点で実施していないという回答でありました。県は、しっかりと市町村の状況を把握して、支援をしようとしていらっしゃるのかということについてお答えいただきた

いと思います。

(5)、ひきこもり支援についてであります。

内閣府の調査により、減ったとはいえ全国で54万人を超えるひきこもり、これは39歳までの調査だということでありますけれども、その実態が浮き彫りになりました。せんだって、文教厚生委員会でもＮＰＯの活動を視察してまいりましたけれども、やはりそこは若者支援でありましたけれども、とてもきめ細かにやるということがやっぱり大事だということを学ばせていただきました。

そこで質問をさせていただきます。

ひきこもりについて親たちはとても深刻であります。沖縄県においても、長期化、高齢化するひきこもりが問題になっております。

ア、年齢や必要な支援もさまざまであり、きめ細やかな対応が求められるが、地域での居場所づくり、相談・支援体制をどのようにつくっていくのか、お考えを伺います。

イ、長期化する40歳以上のひきこもりの状況について、実態調査が必要との方針が示されました。対応についてお伺いをいたします。これについては、親御さんたちがつくる団体が文教厚生委員会にも、どうしても40歳以上に対する支援が必要なのだということを訴えていらっしゃいましたので、これについてもお聞かせ願いたいと思います。

続いて、(6)、読書困難者への支援体制の取り組みについてお伺いいたします。

平成28年４月１日に障害者差別解消法が施行されました。完全実施でありますけれども、視覚障害者の方、発達障害者、高齢者、全ての読書困難者への支援体制の実現が求められています。閣議決定によると、これは障害手帳を持っている障害者のみではなくて、全ての読書困難者が対象であるということがうたわれておりますが、それについてどういう施策を、方策を持っているのか、積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、お答えいただきたいと思います。

そしてイです。既に、大活字本、拡大文字の図書、これを取り入れている図書館もあり、全ての読書困難者に読書権が保障されるために、さらに、県内自治体と意見交換をして支援を進めていただきたいと思いますけれども、これについてはどういう状況であるかということをお答えいただきたいと思います。

教育行政についてであります。５点目です。

八重山の県立高等学校の寄宿舎建設について進捗状況をお伺いいたします。

寮室の面積等、とても狭いということを文教厚生委員会でも指摘いたしました。それについて、要望を踏まえた、学校関係機関との協議はなされたか。加えて、寄宿舎の管理体制等も指摘されたと思いますが、これについての対応はどうなっているかをお聞かせ願いたいと思います。

大きな６番目です。旧姓使用について。

沖縄県内自治体において、女性の旧姓使用が進んでいない状況が明らかとなりました。女性の人権、労働、活動環境を整えるための方策をお伺いいたします。

大きな７番目です。農林水産行政についてであります。

(1)、畜産振興についてお伺いをいたします。

ア、県内家畜取引状況の好調が続いています。ことし１月の初競りでも子牛価格が高値で取引されました。年々価格が上昇傾向にあるとのことであります。今後の見通し、展開を伺います。ちょうど農林水産部長も一緒に宮古島の初競り、１月19日も御一緒させていただきましたけれども、本当に最高の値段がついたということで、地元の関係者は大喜びでありました。これについての見解、見通しをお伺いいたします。

イ、県内畜産の課題と担い手の育成、これが一番大事だろうというふうに思うんですが、担い手の育成をどのように進めていくのかお伺いをいたします。

(2)です。米国のＴＰＰ離脱による新たな展開として、日本と米国との２国間協定自由貿易協定（ＦＴＡ）が懸念されておりますけれども、県の受けとめと対策についてお伺いいたします。

(3)、これまで実施してきた新規就農一貫支援事業の実績と課題、平成29年度新規事業、農業次世代人材投資事業の取り組みについてお伺いをいたします。

(4)、園芸作物の安定供給に向けた災害に強い栽培施設の整備事業の取り組み状況と課題、新年度事業の展開についてお伺いいたします。

(5)、おきなわ型農産物ブランディング推進事業を新規事業として置いてあります。国内外における販売の促進と機能性食品表示の取り組み等を挙げておりますけれども、内容と今後の方向性についてお伺いいたします。

８番目、観光行政についてであります。

離島観光の交流促進事業、その成果と今後の展開についてお伺いをいたします。

(2)、道路そのものが観光資源になるような景観というふうに私は常々考えているわけですけれども、国道・県道の整備の維持管理、これをしっかりと県において進めていただきたい。今現在、大体どれぐらいでしょうか。思ったよりは本当に沖縄の雑草は伸びるの

はとても早いわけですから、それについて、沖縄ならではのやり方があるだろうと、回数増と直営体制、例えば土木事務所ですね。直営体制の確保などが必要だというふうに考えます。

(3)、安心して観光を進めるための環境を整える。これはダイビング等のため、宮古島の周辺、池間島（八重干瀬等）のサメ駆除ということで、強化を求める声が上がっていたので、聞き取りに行ってまいりました。これは漁師さん、池間漁協さんの提供なんですけれども、（資料を掲示） 一本釣りをするものですから、これは漁師さんですよ。ダイビングとはあれなんですけれども、こういうふうにしてもうサメに半分を食いちぎられて出てくるというようなことなんかがあって、これを聞き取りに行ったんですね。素潜りで漁をされる方、例えば貝だったり、タコだったりをとっていらっしゃる漁師さんが、僕たちも大変だけれども、八重干瀬というあのすばらしいダイビングスポットを持っていて、観光客についての対策というのがセットで考えられないといけないのではないかということを、写真提供とともに池間の漁業組合からお話を伺ってまいりました。これについて、観光行政とあるいは水産行政、タイアップして進めなければいけないかというふうに思いますが、これについてお聞かせ願いたいと思います。

続いて、９番目です。環境行政についてです。

ヤンバル及び西表島を含む自然環境の保全・管理を図り、奄美・琉球自然遺産登録を推進していただきたいというふうに思います。見解をお伺いいたします。

お答えをいただいて再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時42分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君） 亀濱玲子議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな４、福祉行政についてに関する御質問の中の、待機児童対策の充実に向けた取り組みについてお答えをいたします。

沖縄県では、平成29年度の待機児童対策関連予算として、保育所等の施設整備関連を中心に国直接補助事業も含め、前年度比約11億円増の約138億円を見込んでいるところであります。次年度は、約4200人の定員増を見込んでおり、引き続き市町村と連携し、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、大きな７の農林水産行政についてに関する御質問の中の、県内家畜取引状況と今後の見通しについてお答えをいたします。

県内肉用子牛価格は、高値で推移しており、平成28年の平均価格は73万8000円と史上最高を記録しております。また、沖縄県は、全国第４位の子牛産地として高く評価されていることから、今後も県内肉用子牛価格は高値で続くものと推測されます。

沖縄県としましては、引き続き優良子牛が県内外に安定的に出荷できるよう、優良種雄牛の造成、優良繁殖雌牛の導入、畜舎等の基盤整備などに取り組んでまいります。

次に、８の観光行政についてに関する御質問の中の、島あっちぃ事業の成果と今後の展開についてお答えをいたします。

島あっちぃ事業は3000人の募集に対し、応募総数が9580人に達するなど、県民の関心が高い事業であります。今年度は、10月21日から３月下旬にかけ、順次派遣を行い、平成29年２月19日現在、19の島々に1639人の本島住民を派遣したところであります。参加者からは、体験、交流で島への理解が深まったなどの声が寄せられ、民泊農家等からは、大人の受け入れにやりがいを感じた、島の観光事業の発展につながるなど評価されております。県では、今後、モニターの意見等を島へフィードバックすることで、体験プログラムの開発・改善、受け入れ体制の強化などの課題に取り組み、島々の魅力を生かした観光産業の振興につなげてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君） 企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君） 知事の県政運営についての御質問の中の、新年度における離島振興の力点についてお答えいたします。

沖縄県の離島は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しております。県では、平成29年度において、離島の船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業、各家庭への光ファイバー網を整備する超高速ブロードバンド環境整備促進事業、離島の患者、妊産婦等の通院費を低減する離島患者等支援事業など定住条件の整備に取り組んでまいります。また、島々の魅力を生かした離島観光・交流促進事業、

製糖工場の整備補助等を行う含蜜糖振興対策事業等を実施するほか、下地島空港及び周辺用地の利活用事業の導入促進など、島々の特色を生かした産業振興に取り組み、離島力を発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会の実現につなげてまいります。

次に、旧姓使用についての御質問の中の、市町村における女性職員の旧姓使用についてお答えいたします。

沖縄県では、県主催の市町村総務担当課長会議において、旧姓使用に関する資料を配付するとともに、国から関連する資料等の配付がある都度、市町村に情報を提供しているところであります。市町村によっては、これまで具体的な要望を受けていない等の理由から、旧姓使用に関する取扱要綱等が整備されていない状況にあります。

沖縄県としましては、女性活躍推進の観点から、引き続き、市町村に対し旧姓使用が可能となる制度構築等について、適切に助言をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　宮古・八重山への自衛隊配備、陸自基地建設についての御質問の中の、南西地域への自衛隊配備に対する姿勢について、２の(1)アと２の(1)イは関連しますので一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。近隣諸国との関係については、平和外交に努力すべきことは当然であり、政府において、これまでにも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

次に、知事の県政運営についての御質問の中の、大規模災害時の県の課題と災害対策拠点整備等の内容についてお答えいたします。

沖縄県における大規模災害時の課題として、全庁的な対応策の実施と国等関係機関との連携体制の迅速な構築があります。このため、災害対策拠点整備事業を計上し、県庁４階講堂に設置される災害対策本部や地方本部等の機能を強化する災害時オペレーションシステムの整備を行います。大規模災害発生時において、消防防災ヘリは、空中消火や負傷者搬送など大きな役割を果たすことが期待されております。このため、消防防災ヘリ導入検討事業を計上し、消防防災ヘリ導入の必要性や財政負担などの調査を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　宮古・八重山への自衛隊配備、陸自基地建設についての御質問の中の、宮古島の地下水等の調査についてお答えします。

県では、水質汚濁防止法第15条第１項の規定に基づき、宮古島市も含めて全県的に地下水の水質モニタリングを定期的に実施しております。

県としては、引き続きモニタリングを通して、宮古島の地下水の環境保全について注視していきたいと考えております。地下水及び自然環境調査については、今後、県の地下水調査の結果、及び宮古島市が実施している地下水水質保全調査の結果等も踏まえ、さまざまな観点から必要性も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問の中の、世界自然遺産登録に向けた県の取り組みについてお答えします。

県では、ヤンバル地域及び西表島の両地域において、世界自然遺産登録に向けた課題や管理の手法、地域振興などを協議するため、地元町村や関係団体、国で構成する地域部会を開催しております。地域部会での合意形成を踏まえ、昨年末に遺産を適切に保全管理するための行動計画を策定したところであります。

今後、国や地元町村、団体と連携しながら、希少動植物の保護や外来種対策、適正利用の推進などの施策を講じ、平成30年の遺産登録の実現を目指してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　保健・医療行政についての御質問の中の、離島患者等支援事業についてお答えします。

県は、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会の確保を図るため、平成29年度当初予算案に離島患者等支援事業費を計上しております。同事業で支援の対象とする離島の患者につきましては、特定不妊治療、がん治療、小児慢性特定疾病、難病、特定疾患、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑い及び妊産婦の合計で860人と見込んでおります。また、同事業は、離島の患者の

島外への通院に係る交通費及び宿泊費に助成を行う離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助することを内容とするものであります。

次に、離島巡回診療ヘリ等運営事業についてお答えします。

県は、離島において眼科、耳鼻科等の専門診療科が受診できる環境を整備するため、専門医による巡回診療を実施しております。巡回診療に係る医師の移動は、通常、定期の航路及び航空路を利用しておりますが、便数、所要時間等の関係から、専門医の確保及び診療時間の制約が課題となっております。このような課題を解決するため、平成29年度予算案に離島巡回診療ヘリ等運営事業費を計上し、伊平屋、伊是名、伊江、粟国及び渡名喜の５島を対象に、ヘリによる専門医の巡回診療を実施することとしております。

次に、離島の診療所及び病院への医師派遣についてお答えします。

県は、離島及び僻地における医師の確保を図るため、自治医科大学での医師の養成及び県立病院での後期臨床研修医の養成並びに県内外の医療機関からの専門医の派遣を行っております。このような取り組みによりまして、平成27年度は、離島及び僻地の県立病院に82名、離島診療所に16名の常勤医師を確保しております。

次に、こども医療費助成事業の拡充についてお答えします。

県は、現物給付方式を平成30年度に導入できるよう関係機関と調整を進めているところであります。なお、当該制度につきましては、政策目的の変化に伴い、貧困対策の要素を加味した制度に見直すことについても検討する必要があると考えております。

次に、管理栄養士養成環境の状況等についてお答えします。

県内では、琉球大学教育学部に栄養士養成課程が設置されておりますが、管理栄養士養成課程を設置している大学はございません。このため、健康長寿おきなわの復活に向け、食と栄養分野に係る人材育成や研究の拠点を構築することが必要であると考えております。

県としましては、今後、管理栄養士養成課程の設置を行う大学の公募を行い、その費用の一部を補助することで、同施設の設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、福祉行政についての御質問の中の、ひきこもりの居場所づくり、相談、支援体制についての御質問にお答えします。

県は、ひきこもり専門支援センターを設置し、相談、支援業務を行うとともに、市町村、福祉サービス事業者及び親の会のメンバー等で構成する地域連絡協議会を開催するなど、きめ細やかな対応に努めているところであります。また、居場所づくりにつきましては、総合精神保健福祉センターで行うひきこもりデイケアにおける実績などを踏まえながら、必要性について検討していきたいと考えております。

次に、40歳以上の実態調査についての御質問にお答えします。

国は、40歳以上の年齢層も対象とした実態調査を実施したところであり、今後、当該調査の結果が公表されるものと考えております。

県としましては、その調査結果や県外の調査事例を踏まえ、インターネットを活用したウエブ調査の手法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　保健・医療行政についての御質問の中で、新県立八重山病院建設工事の予算確保についてお答えいたします。

新県立八重山病院建設工事については、債務負担行為を設定し、予算を確保しております。駐車場部分の磁気探査、外構等の工事及び八重山地域外からの労働者の確保等に要する追加の経費については、今議会に当初予算案を提出しております。

次に、医療機器等の購入や高圧酸素療法装置の設置についてお答えいたします。

新県立八重山病院の医療機器等の購入に必要な経費については、今議会に当初予算案を提出しております。また、高圧酸素療法装置については、更新を含め、関係機関と調整しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　福祉行政についての御質問の中の、宮古分室の体制等についてお答えします。

平成29年４月１日設置予定の中央児童相談所宮古分室は、分室長、主幹、児童福祉司に、非常勤である虐待対応協力員を加えた５名体制となる予定です。宮古地域には、児童相談所の補完的役割を担う児童家庭支援センターはりみずを設置していることから、宮古分室は主に緊急対応が必要な重篤なケースの一時保護や施設入所措置等、児童相談所のみが有する権限に基づく業務に当たることを想定しております。分室設置

後は、各関係機関がそれぞれの役割を適切に担い、宮古地域における児童相談支援体制のさらなる強化に向けて連携を深めてまいります。

次に、子供の貧困対策における子供の居場所の実施状況と課題についてお答えします。

市町村においては、食事の提供、生活指導、学習支援等を行いながら、子供が安心して過ごすことのできる居場所を提供しており、平成28年12月１日現在で26市町村120カ所で設置されております。

沖縄県としましては、引き続き事業未実施の町村に対して子供の貧困対策の必要性について情報提供を行い、地域の実情に応じた市町村の取り組みを促進してまいります。

次に、子供の貧困対策における県と市町村の連携体制についてお答えします。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、県と市町村が緊密に連携を図りながら、地域の実情に即した対策に取り組む必要があります。このため、県では、昨年４月と本年１月に圏域ごとの市町村意見交換会を開催し、県の子どもの貧困対策推進交付金を活用した関連事業や、内閣府予算を活用した子供の居場所や支援員の配置事業等に関する情報提供を行っております。また、市町村職員や地域の支援者同士が顔の見えるネットワークを構築するための研修会を開催し、さまざまな団体が相互に連携し支援を行う協議機関の設置を促進しております。

次に、待機児童解消支援基金事業における市町村支援についてお答えします。

待機児童解消支援基金事業については、基金を財源とした交付金の交付により、保育士確保方策など市町村独自事業への支援、市町村事業の実施に要する非常勤職員の雇用に対する支援及び国庫補助による保育所整備に係る市町村負担額への支援などを実施しているところです。平成29年度当初予算においては、約11億円を計上したところであり、引き続き市町村と連携し、待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの支援事業の推進についてお答えします。

県におきましては、放課後児童クラブの環境改善と利用料の低減のため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設への移行を支援しているところです。当該事業により、平成28年度までに14カ所の設置を見込んでおり、平成29年度は委託設計を含む20カ所の事業実施を予定しているところです。

県としましては、市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブのさらなる設置促進に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブに係る利用料軽減の取り組みについてお答えします。

放課後児童クラブに係るひとり親世帯等に対する利用料軽減については、平成28年11月現在、14市町村が実施しており、うち９市町村が今年度から沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し取り組みを始めたところです。利用料の軽減については、各市町村により取り組み状況に差があることから、県では平成29年１月に市町村担当者を集めた意見交換を実施するなど、情報の共有を図っており、引き続き市町村の取り組みへの支援に努めてまいります。

次に、障害者の情報支援に対する取り組みについてお答えします。

県では、視聴覚障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読奉仕員を養成する取り組みを行っております。また、沖縄点字図書館及び沖縄聴覚障害者情報センターにおいては、点字図書や字幕映像ライブラリーの貸し出し等の情報支援を実施しているところであります。

県としましては、引き続き視聴覚障害者の意思疎通支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　福祉行政についての御質問で、校納金が払えない生徒への対応及び高校中退者への支援についての御質問にお答えします。

県教育委員会では、低所得世帯の高校生を対象に、返済義務のない奨学のための給付金事業を実施しており、教材費や教科書費など教育費の負担軽減を図っております。また、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が、経済的理由により修学困難な生徒に貸与している奨学金事業の貸付原資を補助しております。

高校を中途退学する生徒に対しましては、ハローワークやグッジョブセンターおきなわ等の公共職業紹介所、子ども若者みらい相談プラザｓｏｒａｅ等の相談機関、高等学校生徒就学支援センターの案内を行っているところであります。さらに、定時制高校や通信制高校への転入学等の説明をするなど、学校を通じた支援に努めております。

次に、読書困難者への支援についてお答えいたします。

読書困難者に読書権を保障するため、日本図書館協会では、図書館における障害を理由とする差別の解消

の推進に関するガイドラインを定めているところであります。県立図書館では、沖縄県公共図書館連絡協議会において、当ガイドラインの解説や障害者サービスのあり方、点字図書館の利用サービス等についての研修会を通して、市町村との情報交換を行っているところであります。

現在、県内の公立図書館におきましては、大活字本の配置を初め、対面朗読室や拡大読書機の整備、車椅子の設置、点字図書資料の貸し出し、本の宅配サービス等を実施し、読書困難者への支援に努めております。

次に、教育行政についての御質問で、県立高校の寄宿舎建設の進捗状況等についてお答えいたします。

現在、県教育委員会では、八重山地区において、２校の寄宿舎の整備を進めております。そのうち、八重山商工高校につきましては、ことし１月に契約を締結しており、９月の完成を目指して整備を進めているところであります。また、八重山農林高校につきましては、寮室の――寮の部屋の面積増など、学校からの要望を踏まえ、修正設計検討業務を実施したところであり、現在、その結果を踏まえ、学校と調整を行っているところであります。寄宿舎の管理運営につきましては、各学校が主体となっており、校内に学寮委員会等を設置し、寄宿舎に係る管理運営のあり方や諸課題について協議し適切な対応を図っているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも生徒の安全で快適な学習環境の整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　旧姓使用についての御質問の中で、県における女性職員の旧姓使用等についてお答えをいたします。

県では、平成16年に沖縄県職員旧姓使用取扱要綱を制定し、婚姻後も引き続き旧姓を使用できることとしており、平成29年２月17日現在、98名が旧姓を使用しています。また、平成28年３月に県職員の女性活躍推進及び仕事と子育ての両立支援プランを策定し、時間外勤務の縮減や早出遅出勤務の活用推進等に取り組んでおり、女性職員の労働環境等の整備に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産行政についての御質問の中の、県内畜産の課題と担い手の育成についてお答えいたします。

県内畜産の課題として、農家の高齢化や畜舎等施設の老朽化があります。これらの課題に対し、畜産担い手育成総合整備事業や畜産クラスター事業等を実施し、草地や畜舎等の基盤整備を推進しております。また、新規の担い手育成対策として、沖縄県新規就農一貫支援事業や青年就農給付金事業等を活用し、就農支援も実施しております。

県としましては、引き続き本県畜産の振興を図るため、基盤整備や担い手育成に取り組んでまいります。

次に、米国との２国間協定についてお答えいたします。

平成29年２月10日に行われた日米首脳会談では、２国間協定について具体的な話し合いはなかったものの、共同声明には２国間の枠組みに関して議論を行うことが盛り込まれました。

県としましては、今後の情報収集に努めるとともに、時期を逸しないよう、適切に対応してまいります。

次に、新規就農一貫支援事業の実績と課題及び農業次世代人材投資事業についてお答えいたします。

県では、一括交付金を活用した沖縄県新規就農一貫支援事業により、就農相談体制の充実及び農業施設や機械の導入を支援しております。平成27年度までの実績として、254名の新規就農者に対して支援を行っております。課題としましては、就農定着までの技術的支援等について継続的に行う必要があります。農業次世代人材投資事業については、これまで実施してきた就農準備の２年間及び就農開始後５年間の給付金の給付を行う青年就農給付金事業の後継事業として、平成29年度より実施し、次世代を担う新規就農者を引き続き支援することとしております。

次に、災害に強い栽培施設の整備事業の取り組みと新年度事業の展開についてお答えいたします。

本県の園芸作物の振興を図るためには、自然災害や気象変動に左右されず、定時・定量・定品質の出荷に対応できる産地の形成が課題となっております。このため、県では、一括交付金を活用し、平成24年度から27年度までの４年間で、強化型パイプハウス86カ所、平張り施設48カ所において約99ヘクタールを整備したところであります。なお、平成29年度は、約19ヘクタールの施設整備を計画しております。

県としましては、市町村等と連携し、災害に強い施設整備を促進し、品質の高い園芸作物の安定供給に努めてまいります。

次に、おきなわ型農産物ブランディング推進事業についてお答えいたします。

当該事業につきましては、園芸品目を中心とした県産農産物について、国内外における競争力の強化やブランド力の向上を目的として、国の地方創生推進交付金を活用して実施するものであります。具体的には、シークヮーサーの機能性表示食品取得、地域団体商標などの取得、輸送体系改善によるコスト低減、園芸品目全般の国内外での販売促進及び国外での販売力のある人材育成などの取り組みを推進するものであります。

次に、観光行政についての御質問の中の、サメ駆除に係る県の対応についてお答えいたします。

県では、漁業再生支援事業により、漁業集落が漁場の生産力の向上に係る取り組みとして、サメ駆除等の実施を支援しております。当該事業では、漁業集落が独自に活動内容を決定し、取り組むこととなっており、宮古島市では、池間漁業集落、佐良浜漁業集落が事業主体となってサメ駆除を実施しております。

県としましては、引き続き、漁業再生支援事業による漁業集落の活動を支援し、サメ駆除の強化に努め、漁業の振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　観光行政についての御質問の中の、県管理道路の維持管理についての御質問にお答えいたします。

県が管理する道路については、平成28年度は県単独費で対前年度比約１億円増の約６億円を計上し、主要幹線道路等においては除草回数をふやして対応しているところであります。あわせて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施し、道路ボランティア団体による植栽管理を拡充するなど、効率的な道路の美化に取り組んでおります。また、今後の道路管理については、民間委託等効率的･効果的な方法を検討しているところであります。

引き続き、計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　観光行政についての御質問の中の、ダイビング等の安心な環境を整えることについてお答えいたします。

本県には、沖縄の海に魅了された多くの観光客がダイビング等を目的に訪れております。そのため、ダイビング事業者においては、サメの習性を踏まえたダイビング手法や出没頻度の高い水域等の情報をダイバーへ提供し、安心・安全なダイビング環境の確保に努めております。また、県においては、サメ目撃情報等について、迅速な情報収集に努め、適宜ダイバーなどの観光客へ情報発信を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　亀濱玲子さん。

〔亀濱玲子さん登壇〕

○亀濱　玲子さん　再質問させていただきます。

まず、保健・医療行政なんですが、保健部長、離島の患者支援事業ですけれども、860人を見込みとお返事いただいたんですが、これは、島々を数えて、町村は18、39の有人島があるわけですけれども、これについて、事業がつくられていないところもあるわけですよね、市町村においては。ですけれども、そこの、じゃ患者さんはもらえないのかというと、それは非常に不平等になるわけですので、その対策も練っていただきたいというのを１点。

もう一点は、離島診療の医師派遣事業ですけれども、今現在、南部医療センター泌尿器科・休診、宮古病院眼科・休診、八重山病院脳神経外科・休診、八重山病院の眼科・休診、外から週１回と書いてあります。そういった状況の中で、この事業は、この埋めるという事業にも入っていって活用されていくのかと。実績は随分おっしゃっているんだけれども、実際に欠員で休診している。その診療制限があるわけですから、その埋めるという事業にもなっていくのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

続いて、八重山病院ですけれども、高圧酸素療法装置というのは、現在あるのが古くなっているということですから、調整中ということですけれども、これは設置するという前提で調整しているというふうに考えていいのかということを答えていただきたいと思います。

もう一点、子供の貧困対策の取り組みについてですけれども、高校生のアンケート調査を実施したと思います。これについては、結果が、あるいは分析をした後に公表する予定になっているのか、今後の作業の見通し、高校生アンケート調査の進捗状況を教えてください。

あとは、大活字本、読書権についてですけれども、３点お聞きします。

まず、教育委員会に、公立図書館には置いてある。これは、幾つの公立図書館の中に大活字図書が置かれているのか。あるいは、２、対面朗読ができている公

立図書館は何軒か。幾つのうちの幾つなのか。

あと福祉行政をお伺いいたしますけれども、代読代筆支援員の養成講座というのが国の補助でできます。国が２分の１補助を持って、県が実施することができます。関係担当者あるいは図書館の司書であったり、福祉の職員であったり、県の職員、市町村の職員集めて、こういった事業ができるようにというふうにうたわれています。この法律の中の第５条には、自治体の責務というのが書かれていて、それができますよとうたわれています。ぜひこれを実施していただきたい。これについてお答えいただきたいと思います。

あと教育行政の八重山の高校の件。八重山の県立高校ですけれども、寮室の面積が希望を踏まえて調整できたというのはありがたいことです。とてもうれしいことですけれども、寄宿舎の管理体制について、何か学校に任せるようなニュアンスだったかと思いますけれども、これは増員が求められていると思うんです、希望としては。この職員の増ということで検討がなされているかということをお答えいただきたいと思います。

あとは、安心してダイビングができるために、これはあえて農林水産部長のほうがいいかと思いますけれども、サメ駆除を力を入れてやっていただきたい。それについては、予算を確保してでもやるべきなのではないかというふうに思いますが、目の前に当初予算があるのに追加をというのも何ですけれども、これについては、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、地下水の保全、環境部ですけれども、これは、さまざまな要素があって、県のモニタリング、宮古島市の調査あわせて検討というふうにおっしゃっていますけれども、何を具体的に検討していくのか、調査に向けて検討するというふうに捉えていいのかということをお答えいただきたいと思います。

知事公室長、しっかりと沖縄防衛局に伝えますというふうにおっしゃったと思うんです、前の議会で。それで私はあえて、今度の宮古島への自衛隊配備は、新たな基地の建設です。配備予定地の住民は、聞く前に、住民集会を開かれたのが10月２日。それでこういうような怒号が飛び交うというような状況になったわけです。（資料を掲示）　ここで、防衛局の説明は、ミサイルの部隊を置くのだけれども、そこには発射装置は配置するが、それに込める弾は配備しないとか、そういった何かわけのわからないような説明で、ここでもう、じゃどこを想定して、どこが攻めてくると想定しているのかというと、ここには仮想敵国というのは想定していないというようなことなどを答えているわけなんです。私も市民の説明会に行ったとき、そういうふうに答えていました。なので、そういった状況の中で、詳しい説明がないまま、もう既に９月23日には、沖縄防衛局は、調査事業を入札公告を出して、その後に住民に説明をして、それから、私が冒頭で住民の声は一顧だにしていないんだということを言ったのはそういうことです。ですから、おっしゃっている丁寧に進めてくださいと、丁寧に耳を傾けてくださいというのは、実際に沖縄防衛局にそれを言っていただかないと困るわけです。そして、見ていただきたいのは、これは防衛白書から、日本の防衛大綱からの動的防衛力、中期防から書かれているものです。（資料を掲示）　ここには、島嶼防衛は、島嶼を占領された場合に島嶼を奪還するというふうに書いてあるんです。島はもうとられるという前提で、沖縄の島々は防衛計画の中にはうたわれているんです。そして、同じページにはこう書かれています。水陸機動団を編成する――仮称です――編成、那覇基地に第９航空団を新編するなど、平素から防衛基礎を強化するということが目的になっています。平成26年以降です。これ27年のです。機動展開の方向のためのオスプレイを導入します。オスプレイを買いますし、入れます。そして、米国における海兵隊との実働訓練、これを行って、水陸機動団の機能を強化していくということが自衛隊の、今ここ沖縄で展開されようとしているものなんです。

ここで言われるのは、よく皆さんも御存じの、エアシーバトル構想というのをアメリカが持っている。そのエアシーバトル構想の中では、しっかりと日本の自衛隊を強化して、アメリカの海兵隊に近づけるような、水陸機動団に育てると。そのようなことで、ここのちょうど配備されようとしていた宮古の浜は、上陸作戦の場所であるというふうに、冒頭では、マスコミに報道されました。そういったことで、明らかにエアシーバトルの中の、その第１列島線の島嶼内を守るという前提での話でこれが進められているとしたら、私たちは本当に守られる島ではありません。標的の島になっているからです。そして、沖縄県もそうですけれども、宮古島市も国民保護計画がつくられていますけれども、実際にこれが実効性のあるものには恐らくならない。それは、さきの大戦で宮古には３万の日本兵が入りました。宮古は、戦が終わっても艦砲射撃と空爆が続いた地域です。その３万の日本兵が住民の命を守ったという、こういったことはありませんでした。ですから、私たちは歴史から学ぶと、本当にこの宮古島に配備されようとしている自衛隊が、住民を守るた

めではないということがわかるわけです。ですので、このオスプレイが配備されるということ、そして、この自衛隊の中で、住民が十分な説明もないまま推し進められようとしているという状況を、これは厳しく受けとめていただきたいんです。そういったことをしっかりと対応していただくのを、県政には求めたいというふうに思います。

時間になりました。代表質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時29分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 亀濱議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、離島患者等支援事業でございますけれども、議員おっしゃるように、今現在、助成事業を実施していない市町村もございます。当然、我々は、この助成事業をしていない市町村も対象にすべく、説明会等を開催して、事業のＰＲをしているところでございます。現に、北部の１離島村が自分たちはいいよと言っていたんですけれども、最近になってお願いしますということで対象に加えるというようなことにしております。

それから、医師確保の御質問でございますが、我々はいろんな事業を組み合わせて医師確保の事業を行っております。対象は、原則として、北部、宮古、八重山になります。自治医科大学の研修医の一部を研修の名目で中南部の病院にはめますけれども、原則は北部、宮古、八重山と。これらの事業、その欠員になっている医師の確保の事業に充てることは可能であります。

議員がおっしゃっていた中で、僕は、南部医療センターの泌尿器科というふうにお聞きしたんですけれども、そこだけは事業の対象になりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 亀濱議員の高圧酸素療法装置の設置についての再質問にお答えいたします。

八重山圏域における高圧酸素療法装置は、漁業やマリンレジャーなどの観光産業の底支えとなっているため、八重山圏域の振興に必要不可欠な装置だと認識しております。したがいまして、そのため補助金等の活用を含め、地元自治体や関係機関と連携を図りながら、更新していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 亀濱議員の再質問にお答えします。

２点あったかと思いますが、１点目が高校生アンケート調査の件でございますが、高校生調査につきましては、昨年11月から県内の公立高校に対しまして調査を行ったところでございます。現在、その調査を取りまとめまして、高校生の生活実態ですとか、世帯の所得の状況など、日々の生活や大学等への進学希望などへどのような影響を与えるかなどについて、調査をしている中身ではございます。今年度中に公表することとしてはおります。現在、取りまとめているところでございます。

続きまして、代読代筆の支援に係る事業についてでございます。

国の団体であります大活字文化普及協会のほうでは、いわゆる代読代筆の情報支援の事業について、全国に普及するような要望があるというふうに聞いております。現在、国の国庫補助事業で具体的なメニュー等は示されてはないところでございますが、市町村の事業としてそれが可能かどうかも含めて、ちょっと確認をさせていただいた上で、対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君） 亀濱議員の再質問にお答えします。

まず、公立図書館における大活字本や対面朗読室の状況ですが、県内の公立図書館は、現在、分館分室を含め41館ございます。大活字本を所蔵している図書館は、県立図書館も含め34館で、設置率でいきますと82.9％となっております。また、対面朗読室の設置は13の館で、全体の31.7％となっております。

今後とも、公立図書館と連携を取り合いながら、県民全てがいつでもどこでも読書に親しみ、読書を楽しみ、読書を生かすことができる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、八重山の県立高校の関係の寄宿舎で、職員の増員の御質問でございました。

舎監が増員できないかというお話だと思いますが、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関

する法律というのがございまして、これによりまして、寄宿生51名以上の学校に舎監１名という基準になっております。沖縄県では、51名未満の寄宿舎に対しても１名ずつ配置をしておりまして、これ以上の増員となりますと、どうしても学校のその他の担当の先生方を割いてこちらに充てるという形になってしまうという部分もございまして、これについては、例えば平日の昼間でありますとか、土日の寄宿舎の運営等いろいろ学校で校長先生、教頭先生の管理のもとに、監督のもとに学寮委員会という組織がございますので、その中で、舎監の先生及び全教職員での連携で対応していくのが現在のところかなと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　亀濱県議の再質問についてお答えいたします。

サメ駆除に係る県の対応についてですけれども、先ほど説明しましたように、漁業再生支援事業によりまして、必要があればサメ駆除のほうで事業として実施することができます。

まず、漁業再生支援事業ですけれども、こちらについては、一定の交付単価におきまして、市町村ないしは漁業集落のほうに交付金を交付しております。ですから、事業につきましては、事業メニューとしては、漁業再生に関する話し合いだとか、漁場の生産力向上のための取り組み、漁業の再生に関する実践的な取り組みということで、漁業集落に応じて事業は実施することは可能ですので、必要があれば、池間漁協ないしは佐良浜漁業集落のほうにおいて、その事業を柔軟に活用できるということができます。ちなみに、平成28年度の佐良浜漁港集落のほうで、当初は26万をサメ駆除のほうで予算しておりましたけれども、これが実際には367万2000円、池間漁協につきましては、69万3000円を176万8000円ということで、増額実施しております。必要があれば、県のほうとしても、市町村あるいは漁業集落のほうで必要な予算措置していただけるよう指導していきたいなというふうに考えておりますので、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　亀濱議員の地下水の保全に関する再質問についてお答えします。

先ほど地下水の調査といいますと、県におきましては、宮古島の４地点で、それから宮古島市が地下水学術部会を設置して、38ポイント、合計42ポイントにおきまして、地下水の継続調査を実施してきております。これまでの検討の調査では、地下水の環境基準を超過しているような状況はなく推移していることから、今後の推移を見守って地下水の調査を進めていきたいというふうに考えております。

一方、先生おっしゃる自衛隊配備に関する環境調査につきましては、事業計画を策定する沖縄防衛局の責任において、事業計画に基づき、調査を実施することが基本だということを考えておりますので、沖縄防衛局に対し、環境調査の実施について話し合いを行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　亀濱議員の再質問にお答えいたします。

再質問の要旨は、陸上自衛隊の先島配備、宮古配備につきまして、沖縄防衛局のほうにしっかり耳を傾ける必要があると、私答弁いたしましたけれども、そういったことがあるにもかかわらず、十分な説明もないまま、工事が進められようとしているということについて、県としてもしっかりそれを認識してほしいと。それを含めた県の対応ということの趣旨だったと思っております。

自衛隊につきましては、これまでも答弁しておりますように、急患搬送等で大きく貢献しているものというふうに考えております。一方で、自衛隊の先島配備につきましては、これまでの戦争体験、それから住民生活への影響などをめぐって、さまざまな意見があるものと承知しております。そういったことから、県としましても、地元の理解と協力を得られるよう、政府は丁寧に説明を行う必要があるというようなことを繰り返し答弁させていただいたところです。

今般、こういったことで、議員から再度質問がございますけれども、実は、これまでも県は、沖縄防衛局に対しまして、これはちょうど27年ごろでしょうか、宮古、石垣へ自衛隊の配備計画があった際に、16項目にわたって質問を行ってございます。そのときに、明確なお答えがない部分も結構あったわけですけれども、今回の議員の再質問もございます。しっかりと住民説明会も含めて、今後のスケジュール等について、沖縄防衛局に対し、再度問い合わせてみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣　清涼君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわ、新垣清涼ヤイビーン。

ナマカラ　代表質問ウンヌキヤビーン。ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

１番目に、知事の政治姿勢について。

米軍基地行政についてであります。

基地問題については、県民の過重な基地負担の軽減を実現すべく、公約の着実な実現に向けて取り組んでおり、特に、辺野古に新基地はつくらせないということを引き続き県政運営の柱に全力で取り組んでまいりますと、知事の決意は今議会開会日の所信表明でわかりました。承認取り消し裁判の判決を受けて県民からはいろいろな意見があります。その一つ一つを受けとめながらも、決してひるむことなく自身の信念に基づいて沖縄の未来のため、子や孫たちの未来のために頑張ってください。

沖縄防衛局は去る２月７日、辺野古現場で汚濁防止膜を固定するために大型コンクリートブロックの投入を始めています。さらに、中断していたボーリング調査も再開し、県が求めている事前協議にも応えていません。そんな中で知事の決意を多くの県民が確認できたことは、支持の輪が広がり、より強くなるものと確信しております。

そこで伺います。

ア、辺野古新基地建設をとめる次の一手は何か伺います。

イ、撤回を求める声があるが、決意はどうか伺います。

ウ、県民投票の声もあるが、見解を伺います。

エ、宜野湾市の西普天間地域の跡地利用計画についてであります。

重粒子線治療施設や医療施設の整備、普天間高校の移転問題など、現在の跡地利用計画の状況と県のかかわりについて伺います。

(ｲ)、返還跡地の環境調査の状況と対策について伺います。

オ、米軍基地周辺の防音工事対象区域の現状と課題についてであります。

本土と沖縄の対象建物の建築年の違いについて県の認識を伺います。県内の対象住宅が昭和58年建設までとなっているのに、他府県では平成23年までの見直しが行われ、対象となっているようです。政府に対して助成を求めるべきではないでしょうか。

それから、工事施工10年経過後の改修等対応の違いについてでありますが、このことについては、我が会派の山内末子県議や瑞慶覧県議が防音工事の関係者から意見聴取を行い、また意見交換などによって関係機関への精力的な働きかけも行っておりますけれども、本土ではW値75地域あるいは80地域とも10年経過後は対象としているようですが、県内ではそうなっていません。これはけさの新聞報道によりますと、米軍基地周辺などの住宅防音工事完了から10年以上経過し、国が老朽化したサッシなどの建具を復旧する工事の対象区域について、防衛省は2017年度中にW値75以上に受け付けを広げる意向を示したという記事であります。県内で復旧工事は1999年度にW値85以上の区域で始め、11年度には現在のW値80以上に対象を広げたものの、全国で行われているW値75以上区域の工事は進んでいない。防衛省は、理由を沖縄は対象世帯数が多い、現在対象のW値80以上区域でも建具復旧工事を待っている人がいる。その区域の工事措置に努めたいと。こういうふうに述べた記事がありますけれども、やはりそういう意味でも、沖縄県はちょっと差別されているのかなというふうに思っております。ぜひ、県の見解をお伺いします。

次に、訪米要請行動についてであります。

知事は先月末に訪米をされ、米議会上下両院の関係者や団体等に面談され、沖縄の基地問題解決に向けた協力要請をされました。私もオール沖縄の一員として参加しました。私たちは別のチームを編成して米議会上下両院の関係者に沖縄の基地問題について、その置かれた現状や日本政府による差別的な扱いを受けていること、県民の民意や選挙の結果等について説明し、協力を求めてまいりました。以前の対応が、日本政府に要請したほうがいいよ、これは国内問題だという返事が多かったのですが、今回は、直接話が聞けてよかった、他の議員にも知らせるのでもっと資料が欲しいという方もいらして、前回とは変わってきたなという感想を持ちました。そして、やはり続けて訴えることの大切さを感じています。

知事は要請活動を通し、どのような感想をお持ちなのか伺います。そして、今後の取り組み計画についてもお願いします。

(2)、環境行政についてであります。

これだけ多くの米軍基地を負担させられると基地関係から派生する問題も多く起こります。環境問題について伺います。環境問題は県民にだけではなく、沖縄に住む米軍人関係者や観光客もその影響を受けてしまうことがあります。

そこでア、米軍基地周辺から検出されているＰＦＯＳ汚染についてであります。

(ｱ)、北谷浄水場関連施設でのＰＦＯＳ検出のその後の調査状況と結果、対策についてでありますが、調査回数とその数値、経費、結果等を受けた影響についてはどのようなことがあるのか。また、今後の対策や費用についてお伺いいたします。

次に、普天間基地周辺のその後の調査状況と結果、対策について伺います。

イ、環境省は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島を世界自然遺産に推薦するとのことですが、そのことについて、県の見解、対応について伺います。

(ｱ)、昨年末に返還された北部訓練場区域の扱いについてどうなるのか伺います。

返還された北部訓練場の環境調査の取り組みについて伺います。

残りの北部訓練場地域のヘリパッドやオスプレイの飛行訓練状況と登録への影響について、県の認識と対策を伺います。

ウ、絶滅危惧種ジュゴンの調査、保護について取り組みを伺います。絶滅が危惧されているジュゴンの生息状況と、調査を継続するとのことですが、生態や生活圏などこれまでの調査で明らかになったことは何か。また、保護するための取り組みや辺野古新基地建設による影響など､今後の対応についてお伺いします。

エ、国立自然史博物館誘致の取り組みについて。

沖縄県は東洋のガラパゴスと言われるほど生物多様性の地域だと言われています。亜熱帯の特性を生かした沖縄らしい自然史博物館を誘致し建設すれば、これからの沖縄観光の目玉にもなるのではないでしょうか。県の取り組みを伺います。

オ、犬・猫殺処分ゼロを目指す目標年度と各年度の施策について。

土木環境委員会では、１月16日から県外施設で犬・猫殺処分ゼロを達成した神奈川県動物愛護センターを訪ねました。神奈川県では、県民の譲渡よりもボランティアへの譲渡が多く、ボランティアさんの役割が大きくかかわっているようです。さらに、その保護期間の延長などでできるだけ新しい飼い主を見つける取り組みがされていました。また、茨城県では昨年12月に犬・猫殺処分ゼロを目指す条例を制定しての取り組みが、きのうの新聞でしたか、報道があります。その中には、きのうは猫の日でしょうか、ペットの殺処分ゼロへ「つなぐマガジン」好評という記事も出ておりました。我が県の年次的な取り組み計画を伺います。

次に、県全体の緑化推進の取り組みについて、道路、公園、公共施設などですが、亜熱帯地域の沖縄の夏の日差しは大変強烈であり、特に歩道の緑化による木陰づくりは、県民や観光客にも喜ばれていると思います。ところが、最近道を歩いていると、強剪定といいますか、木を丸裸にするような強い剪定がされています。これについてはちょっと疑問があります。

そこで、県の取り組みを伺います。

キ、道路の雑草対策について現在の取り組みを伺います。観光立県沖縄、もうすぐ1000万人が訪れる沖縄、道路脇の雑草はたばこの吸い殻やその他ごみを吸い寄せています。道路もきれいにして観光客を迎えたいものです。限られた予算の中でいつもきれいな道路を維持するためには、単発な事業発注ではなく、ある期間を決めた管理発注など工夫が求められていると思います。県の取り組みを伺います。

次に、河川底・川岸の管理について、川岸石積みの間にウスクガジマルやススキ等が生えているところがあります。川岸の石積みを壊すのではないかと気になり、管理について伺います。

(3)、沖縄県の経済的自立に向けた取り組みについて。

沖縄21世紀ビジョン基本計画等を補完・補強するものとして、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画があり、５つの重点戦略、４つの産業成長戦略、５つの推進機能が計画されました。次年度の取り組みとしてどのようなことが計画されているか伺います。

ア、観光・リゾート産業の拡充強化の取り組みについて伺います。

イ、情報通信関連産業の拡充強化の取り組みについて伺います。

ウ、産業成長戦略の中で農林水産業の取り組みについて伺います。

エ、国際物流拠点の中継地としての現状とその拡充強化の取り組みについて伺います。

オ、地場産業の育成・強化、県産品の輸出をふやす取り組みについて伺います。

カ、アジアを見据えたグローバル人材育成の取り組みについて伺います（英会話､中国語会話等の取り組み)。

キ、これらの取り組みをすることによって、県民所得はどのように向上するのか伺います。

次に(4)、少子高齢化社会の到来に向けた取り組みについて。

ア、長寿県沖縄復活の取り組みについて伺います。

ウチナーにはたくさんのスグリムンがあると思っています。先人たちが残したウチナーの食文化の継承はどうなっていますか。ウチナーの長寿食、食文化の推

進、食育等の取り組みについて伺います。

ウ、認知症対策について、県の取り組みを伺います。これはけさの新聞でしたか、不明高齢者４割が認知症という記事が出ています。それで、対策あるいは予防などについて取り組みを伺いたいと思います。

エ、働く全ての人が輝く社会づくりについて伺います。

オ、安心して出産、子育てができる環境づくりについて伺います。

(5)、ウチナー文化の継承・振興について。

ア、しまくとぅばの普及促進について。

翁長雄志知事就任以来、知事が率先して挨拶の冒頭にしまくとぅばを使われるようになり、多くの県民がそのようになりつつあります。大変いいことだと思っています。言葉は習うよりなれろとよく言われます。私もできるだけ使うようにしたいと思っています。しまくとぅばの普及促進について取り組みを伺います。

イ、ウチナーネットワークの形成・発展の取り組みについて。

昨年は世界のウチナーンチュ大会が開かれ、ウチナーンチュの日も制定されました。世界各地から大変多くの皆様が来県されました。とてもにぎわってよかったと思います。若者たちもそのつながりを大切にする取り組みが始まっています。世界のウチナーンチュのネットワーク、その強化拡大は国際協力や世界平和につながるものと思います。その形成・発展の取り組みについて伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣清涼議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、まず、大きな１の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米の所感についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省・国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは大変意義のあることでありました。昨年、一昨年の訪米と比べても、面談した連邦議会議員と活発に議論を交わすことができ、私の主張に対する理解が進んだと感じております。

次に、同じく１番目の中の、国立自然史博物館の誘致についてお答えをいたします。

国立自然史博物館は、本県にとって、社会教育や国際貢献のほか、地域振興の上でも非常に魅力的な施設であることから、これまで関係者と連携してシンポジウムを開催するなど、県民の理解と設立に向けた機運を高めるための取り組みを行ってきたところであります。また、日本学術会議は、平成28年５月に国立自然史博物館の必要性を提言し、今月には、国立沖縄自然史博物館の設立を盛り込んだマスタープラン2017を公表したところであります。

県は、ことし１月に、日本学術会議や国立科学博物館の関係者と今後の取り組みについて意見交換を実施し、連携して沖縄県での設立を目指すことを確認したところであり、引き続き全県的な機運を高めるための取り組みを推進するとともに、沖縄県での設立実現に向けて、あらゆる機会を通じて国への働きかけを積極的に行ってまいります。

次に、ウチナーネットワークについてお答えをいたします。

現在、世界の県系人は約42万人と推計され、海外県人会やウチナー民間大使のほか、ビジネス関係のＷＵＢなど、我が国有数の海外ネットワークを構築しております。また、第５回世界のウチナーンチュ大会で発足した世界若者ウチナーンチュ連合会が世界各地で若者大会を実施するなど、次世代のネットワーク形成も進展しております。

私は、昨年開催した第６回世界のウチナーンチュ大会において、10月30日を世界のウチナーンチュの日と宣言したところであり、今後もその趣旨に沿い、海外県人会等と連携し、さらなる世界のウチナーネットワークの継承・発展を推進するさまざまな取り組みを実施したいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、新基地建設をとめる次の手法についてお答えいたします。

政府が辺野古の新基地建設を進めるためには、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等、今後もさまざまな知事の権限にかかわる手続を経る必要があります。また、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた知事の考えを広く国内外へ発信し、理解と協力を促すことも非常に重要であると考えております。

今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向け

て取り組んでまいります。

次に、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

撤回は、承認以後に生じた事由に基づき、承認の効力を失わせる処分であります。

県としましては、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

次に、県民投票についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設を求めるという県民の民意は、平成26年に行われた名護市長選挙、知事選挙、衆議院議員選挙、昨年行われた県議会議員選挙及び参議院議員選挙、これら一連の選挙において示され続けてきたものと理解しております。それにもかかわらず、辺野古新基地建設を強行しようとする政府の姿勢は、県として到底容認できるものではありません。これまでに他の地方公共団体で実施された住民投票は、その政策決定に大きな影響を与えてきたものと認識しており、改めて県民投票を実施し民意を問うことは意義があるものと考えております。

次に、住宅防音工事の対象建物と建具復旧工事の比較と認識についてお答えいたします。１の(1)オ(ｱ)と１の(1)オ(ｲ)は関連いたしますので一括してお答えします。

三沢飛行場周辺の住宅防音工事においては、うるさ指数W値75以上の区域で、平成11年３月30日までに建築された住宅が対象とされております。岩国飛行場周辺では、W値75以上80未満の区域で平成４年３月27日まで、80以上の区域で平成23年９月20日までに建築された住宅が対象となっております。嘉手納飛行場周辺では、W値75以上85未満の区域で昭和58年３月10日まで、85以上の区域では平成20年３月10日までに建築された住宅が対象となっております。普天間飛行場周辺では、W値75以上の区域で昭和58年９月10日までに建築された住宅が対象となっております。さらに、防音建具復旧工事の実施については、沖縄防衛局以外の防衛局管内ではW値75以上の区域が対象になっております。沖縄防衛局管内ではW値80以上の区域が対象になっていますが、稲田防衛大臣は、対象をW値75以上の区域に拡大することを速やかに検討し、可能であれば、来年度中に希望者の受け付けを開始すること等ができるよう調整したい旨、２月22日の衆議院予算委員会において答弁しております。

住宅防音工事については、区域の指定、W値の基準、指定告示日に地方による不均衡があってはならないと考えており、今後とも渉外知事会や軍転協と連携し、あらゆる機会を通じて、本県の騒音対策の強化拡充を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、医療施設の整備等の状況と県のかかわりについてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地における国際医療拠点構想の具体化に向けては、関係府省、沖縄県、宜野湾市、琉球大学、市地主会等で構成する国際医療拠点協議会において、検討が進められているところであります。琉球大学医学部及び同附属病院の移設については、平成28年３月に移転整備基本構想が策定され、11月から用地の取得に向けた手続が開始されております。今後の見通しとしては、平成29年３月末に移転整備基本計画を策定し、平成36年度末を目途に移設を完了する予定としております。

沖縄県としましては、跡地利用の先行モデルとして、引き続き国や宜野湾市等の関係者と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　知事の政治姿勢についての御質問で、普天間高校の移転についてお答えいたします。

普天間高校の移転につきましては、現行の国庫補助制度上、移転整備に必要な財源の確保が困難であること、また、国からの特別な財源措置の目途が立たないことから、移転整備は困難であると考えております。宜野湾市に対しましては、平成28年11月25日に、同市からの期限を付した照会に応じてその旨回答したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、西普天間住宅地区の環境調査の状況と対策についてお答えします。

西普天間住宅地区の環境調査については、沖縄防衛局において返還実施計画に基づき、土壌汚染、建築物等のアスベストやＰＣＢ含有機器の有無等について調査を実施しております。昨年10月、アスベストが含まれている埋設管が確認され、今年度末までに除去する予定であると報告を受けております。また、疑いを

含むＰＣＢ含有機器については、昨年11月10日までに全て処理したことを確認しております。今後予定されている土壌汚染の詳細調査等が適切に行われるよう、沖縄防衛局に対し指導助言してまいります。

次に、ＰＦＯＳ調査の結果と対策についてお答えします。

県では、昨年８月からＰＦＯＳ等の全県的な調査を実施しています。夏季調査の結果、普天間飛行場下流側の３湧水で、米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値１リットル当たり70ナノグラムを超えるＰＦＯＳ等が検出されました。具体的には、ヒヤカーガーにおいては１リットル当たり210ナノグラム、チュンナガーにおいて1300ナノグラム、メンダカリヒージャーガーにおいて710ナノグラムとなっております。今回の調査結果では、飛行場上流側地下水ではＰＦＯＳ等の濃度が低いこと、汚染源となる工場等が調査地点の周辺に存在しないこと、全国でも空港周辺において高濃度で検出される事例があることから、ＰＦＯＳ等検出の原因が普天間飛行場内にあることが懸念されます。

県としては、引き続き冬季にも調査を行い、季節的な変動の有無を確認するほか、次年度以降は比較的高い濃度で検出された地点について継続的なモニタリング調査を行い、今後の推移について注視していく考えであります。また、普天間飛行場におけるＰＦＯＳ等の過去及び現在の使用、管理実態等を確認すること、原因調査への協力について米軍に働きかけることなどについて、平成29年１月27日付文書で沖縄防衛局長宛て要請しているところであります。

次に、昨年末に返還された北部訓練場区域の扱いについてお答えします。

沖縄島北部においては、世界自然遺産登録に向けた各種取り組みが進められているところであります。昨年末に返還された北部訓練場跡地につきましては、今後、国による適切な支障除去等が行われた後に、地元２村の要望を踏まえ、国においてやんばる国立公園への編入の手続が進められ、将来的に世界自然遺産区域の拡張が行われるものと考えております。

次に、返還された北部訓練場の環境調査についてお答えします。

返還された北部訓練場については、跡地利用推進法に基づいて、沖縄防衛局が平成28年12月19日付で返還実施計画を作成しております。沖縄防衛局は、同計画に基づき返還が合意された区域の全部について環境調査を行い、その結果汚染等が確認された場合には浄化対策を実施することになります。

県としましては、適切な環境調査等が実施されるよう、適宜、沖縄防衛局に対し指導助言を行ってまいります。

次に、北部訓練場の飛行訓練による世界自然遺産登録への影響についてお答えします。

今般の世界自然遺産の推薦区域には北部訓練場は含まれておりませんが、遺産推薦区域に隣接した訓練場においてオスプレイ等の飛行訓練が実施されております。今後は遺産の諮問機関であるＩＵＣＮによる現地調査及び評価が行われることとなっており、その結果等を注視しながら、世界遺産登録に支障がないよう国や関係機関と連携を図り、登録の実現を目指してまいります。

次に、ジュゴンの調査・保護についてお答えします。

ジュゴンの生息状況等については、実態が不明な点が多いことから、県では、今年度より専門家で構成するジュゴン保護対策事業検討委員会の意見を踏まえ、沖縄島周辺海域においてジュゴンの生息状況調査等を実施しております。その調査結果を踏まえ、来年度、ジュゴン保護対策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、犬・猫殺処分ゼロの目標年度と施策についてお答えします。

県では、沖縄県動物愛護管理推進計画に基づき、殺処分数の削減に取り組んでおります。その数は、平成24年度の6604頭から平成27年度には3292頭と大幅に減少し、平成35年度までに3302頭まで減らすという計画目標を既に達成したところです。

県としましては、目標を前倒しで達成したことから、今年度中に新たな数値目標を設定するとともに、引き続き計画に基づく各施策を推進し、殺処分ゼロの早期達成を目指してまいります。

次に、県全体の緑化推進の取り組みについてお答えします。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる花と緑あふれる県土の形成の実現に向け、関係機関及び団体が連携し、沖縄県全島緑化県民運動を実施しております。道路及び公園については、国、県、市町村による植栽や維持管理に加え、ボランティア団体等による緑化活動支援体制を強化し、緑化を推進しております。公共施設においては、離島空港などでちゅらゲートウェイ事業を実施し、緑化を推進しております。企業等においては、イオン琉球や沖縄電力などが施設内の緑化に積極的に取り組んでおります。

今後とも緑の美ら島の実現に向け、関係機関と連携してさらなる緑化の推進に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　企業局長。

〔企業局長　町田　優君登壇〕

○企業局長（町田　優君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、北谷浄水場関連施設でのＰＦＯＳの調査と対応状況についてお答えします。

沖縄県企業局の北谷浄水場関連施設における平成28年度のＰＦＯＳ等の調査結果については、水源である比謝川で１リットル当たり平均285ナノグラム、嘉手納井戸群で平均63ナノグラムですが、北谷浄水場における浄水後の値は、平均12ナノグラムであり、目標値70ナノグラム以下となっております。水質調査については、沖縄県企業局職員が毎月１回７カ所で直接行っていますが、平成29年度は、職員による水質調査に加え、嘉手納基地周辺の地下水から比謝川への影響を把握するため、外部委託による調査を予定しており、予算額約3800万円を計上しております。なお、北谷浄水場における粒状活性炭の取りかえ工事については、平成29年１月に完了し、比謝川の取水についても再開しております。

沖縄県企業局では、ＰＦＯＳ等の検出に関連して、調査への協力と適切な対応策を講じることを日米両政府に対し求めてきたところであり、引き続きこの問題の早期解決が図られるよう、沖縄防衛局及び米側と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、道路の雑草対策についての御質問にお答えいたします。

県管理道路の雑草対策について、平成28年度は県単独費で対前年度比約１億円増の約６億円を計上し、主要幹線道路等においては除草回数をふやして対応しているところであります。あわせて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施し、道路ボランティア団体による植栽管理を拡充するなど、効率的な道路の美化に取り組んでおります。

引き続き計画的かつ適切に維持管理し、観光立県にふさわしい良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。

同じく河川の管理についての御質問にお答えいたします。

２級河川の維持管理については、氾濫時の危険性及び緊急性の高い箇所から順次、除草やしゅんせつ等の対応を行っているところであります。護岸などで樹木が繁茂している箇所については、河積阻害や護岸構造への影響等を考慮した上で、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　知事の政治姿勢についての、アジア経済戦略構想の次年度の取り組みについてにお答えいたします。１の(3)アから１の(3)オまでは関連しますので一括してお答えします。

平成29年度当初予算案におけるアジア経済戦略構想の関連事業は、全体で約225億円、80事業となっております。各戦略の重点的な取り組みについては、観光産業においては、外国人観光客受け入れ体制強化や大型ＭＩＣＥ施設整備、情報通信産業においては、沖縄ＩＴ産業戦略センターの設置に向けた取り組み、農林水産業においては、新たな食鳥処理施設整備や県産水産物の海外市場拡大、国際物流拠点の形成については、全国特産品の流通拠点化に向けた取り組みや那覇港総合物流センター整備、地場産業においては、国際物流ハブ等を活用した水産物や健康食品等の海外展開や物流コストの支援に取り組むこととしております。

同じくアジアを見据えたグローバル人材育成の取り組みについてにお答えいたします。

アジア経済戦略構想推進計画においては、コミュニケーション能力の向上に向け、小・中・高の連携強化や外国語指導助手の活用など、英語教育の充実を図るとともに、中国語等の多言語教育の充実を図ることとしております。また、外国人観光客への対応や県内企業の海外展開等を推進するため、観光やＩＴ産業等の各分野で、セミナーや海外派遣研修など民間企業や教育機関等と連携し、高度な専門性と国際性を有する産業人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

同じくアジア経済戦略構想による県民所得の向上についてにお答えいたします。

アジア経済戦略構想は、沖縄21世紀ビジョン関連施策を補完・補強し、今後の沖縄県の経済産業の成長に向けた大きな方向性を明らかにしたものとなっております。

沖縄県では、同戦略構想で掲げる重点戦略等の実施により、物・情報・サービスが集まる沖縄、国内外から企業・人が集う沖縄を実現することで、沖縄を日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市として成長させ、県民所得向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、働く全ての人が輝く社会づくりについてにお答えいたします。

県におきましては、仕事と生活の両立を促進するため、従業員の有給休暇や育児休業の取得の促進等に積極的に取り組む企業を認証するワーク・ライフ・バランス企業認証制度を実施しております。また、セミナーの開催等により、育児・介護休業法等の労働関係法令の普及啓発に取り組み、働き続けられる環境の整備を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、長寿県沖縄復活の取り組みについてお答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、健康づくりの県民運動を展開しており、健康長寿おきなわ復活県民会議の設立などを通じて、官民一体となった施策を推進しているところであります。具体的な取り組みとしましては、アルコール対策やがん検診等に対象を絞った広報事業、子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図るための副読本による授業等の実施、健康づくりを行う企業に対する助成などを行っております。また、今年度からは、健康づくり運動の展開及び関心を高めることを目的とした沖縄県健康づくり表彰制度を創設したところであります。

健康長寿を復活させるためには、働き盛り世代の死亡率を減少させることが重要であり、今後とも、がん検診の受診率の向上や職場における健康づくりの支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、食育等の取り組みについてお答えします。

県は、第２次沖縄県食育推進計画に基づき各種施策に取り組んでおります。具体的に申し上げますと、働き盛り世代に対しては、各種メディアを活用した生活習慣病予防のための食生活改善、高齢者に対しては、食生活改善推進員による低栄養・認知症予防教室などでの高齢期に適した食生活の普及啓発、次世代に対しては、県内全小学生に配布した食育副読本を活用した授業等により、規則正しい食生活や栄養バランスについての知識の普及啓発に取り組んでいるところであり、今後とも、市町村、関係団体等と連携し、食育を推進していきたいと考えております。また、沖縄の長寿食につきましては、科学的な定義はございませんが、沖縄の食材や調理方法が沖縄の長寿を支えてきたのではないかと考えられております。

県では、次年度において管理栄養士養成課程の設置への補助を事業化し、食と栄養分野に係る人材育成や研究拠点の構築に取り組んでいきたいと考えております。

次に、安心して出産、子育てができる環境づくりについてお答えします。

安心して出産、子育てができる環境をつくるためには、市町村において子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行うことが必要であると考えております。そのため、県は、那覇市、沖縄市、うるま市の３市をモデルに、担当課や母子保健、子育て支援の専門家などで構成する検討会を開催し、先進地視察や研修会などを行っているところであります。

県としましては、平成30年度までにこれらの３市で子育て世代包括支援センターが設置できるよう支援していくほか、他の市町村においても、平成32年度末までに設置できるよう必要な研修会や助言を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、食文化の推進についてお答えします。

本県の食文化は、地理的特性や歴史的過程を経て醸成された独特なものであり、先人たちによって育まれた医食同源の思想等、将来にわたって保存、普及、継承されるべき大切なものであると考えております。しかし、伝統的な料理のつくり手の高齢化や伝統行事における行事食の簡略化等により伝統的な食文化が失われつつあります。

このため県では、今年度、沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画を策定し、担い手育成や情報発信により県民が食文化の価値を再認識し継承していく機運の醸成等に取り組んでいくこととしております。

次に、しまくとぅばの普及促進についてお答えします。

県では、中期しまくとぅば普及推進行動計画に基づき、しまくとぅばの普及促進に向けたさまざまな取り組みを実施しております。具体的には、各地域における話者等の養成、民間団体等の活動に対する支援、普及功労者の表彰、民話データベースの作成、県民意識調査などを実施するほか、関係機関等においても、しまくとぅば講座やシンポジウムなどが開催されております。

また、平成29年度にはしまくとぅば普及の中核的

機能を担うしまくとぅば普及センター（仮称）を設置し、官民連携による実効性のある普及活動を展開していくこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、認知症対策についてお答えします。

要支援・要介護認定者のうち何らかの支援が必要な認知症高齢者は、平成28年３月末現在、約３万9000人で65歳以上に占める割合は13.5％となっております。

県としましては、認知症サポーターの養成、認知症疾患医療センターによる早期診断・早期治療の推進、見守り体制の構築等、市町村と連携し、認知症になっても安心して地域で暮らし続けられる基盤づくりを進めております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明24日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時30分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年２月24日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　４　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第４号）

平成29年2月24日（金曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第4号

平成29年2月24日（金曜日）
午前10時開議

第1　代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1　代表質問

出　席　議　員（48名）

議　長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	24番	渡久地　修君
1　番	瀬長美佐雄君	25番	玉城　満君
2　番	玉城武光君	26番	山内末子さん
3　番	親川　敬君	27番	仲村未央さん
4　番	新垣光栄君	28番	照屋大河君
5　番	次呂久成崇君	29番	仲宗根　悟君
6　番	宮城一郎君	30番	崎山嗣幸君
7　番	大城憲幸君	31番	金城　勉君
8　番	金城泰邦君	32番	砂川利勝君
9　番	西銘啓史郎君	33番	具志堅　透君
10番	新垣　新君	34番	島袋　大君
11番	座波　一君	35番	中川京貴君
12番	比嘉瑞己君	36番	座喜味一幸君
13番	西銘純恵さん	37番	嘉陽宗儀君
14番	平良昭一君	38番	新垣清涼君
15番	上原正次君	39番	瑞慶覧　功君
16番	当山勝利君	41番	狩俣信子さん
17番	亀濱玲子さん	42番	比嘉京子さん
18番	當間盛夫君	43番	大城一馬君
19番	上原　章君	45番	糸洲朝則君
20番	山川典二君	46番	照屋守之君
21番	花城大輔君	47番	仲田弘毅君
22番	又吉清義君	48番	翁長政俊君

説明のため出席した者の職、氏名

知　事	翁長雄志君	企画部長	下地明和君
副知事	浦崎唯昭君	環境部長	大浜浩志君
知事公室長	謝花喜一郎君	子ども生活福祉部長	金城弘昌君
総務部長	金城　武君		

保健医療部長	砂川　靖君	総務部財政統括監	池田克紀君
農林水産部長	島尻勝広君	教育長	平敷昭人君
商工労働部長	屋比久盛敏君	公安委員会委員	與儀弘子さん
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	警察本部長	池田克史君
土木建築部長	宮城　理君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
企業局長	町田　優君		
病院事業局長	伊江朝次君	人事委員会事務局長	親川達男君
会計管理者	金良多恵子さん	代表監査委員	當間秀史君
知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良　潤君
次長	平田善則君	主幹	中村　守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　おはようございます。

会派おきなわを代表して、代表質問を行います。

その前に、所見を申し上げます。

今２月定例会で議員辞職をします山内末子県議、長年にわたり県勢発展のために御尽力いただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。女性として、政治家として大きな決断をし、政治経験を生かして、うるま市民のために頑張ってください。

それでは、通告に従って質問を行います。

１、施政方針について。

(1)、子供の貧困実態調査について。

大阪府において、子供の生活に関する実態調査、見えない貧困として報道があり、国の補助のもと全国自治体での貧困実態調査が行われています。平成27年には、県は沖縄県内の子供及び子供を育てる保護者の生活実態を把握することを目的として調査を実施しております。

今回、大阪府において新たな指標としてつくられた剝奪指標が、子供たちが何を奪われているのかとして、43市町村５万世帯の保護者、生徒――小学５年生・中学２年生を対象に200項目の調査の中間報告が１月に行われたとあります。教育の機会、物、人のつながりが奪われる子供たちの実態が浮き彫りになっています。その調査の内容と、市町村の子供の実態調査の状態はどのようになっているのか、お聞かせください。

(2)、国が定める保育利用者負担金、保育料における地域区分の設定について。

待機児童数が50名を超える市町村は、全国で114地区町村あり、そのうち13市町村は沖縄県内である。また、本県のゼロから４歳までの人口は全国一多く、今後とも保育需要がふえ続けるものと予想される。待機児童解消は、本県の大きな課題の一つであり、児童福祉法においても、市町村は、保護者から申し込みがあったときは、保育しなければならないと義務として規定されている。しかし、市町村にあっては、近年の社会保障費の増加により厳しい財政運営を迫られ、待機児童関連予算の大幅増は困難である。さらに本県のように県民所得の低い地域にあっては、国の定める保育利用者負担金いわゆる保育料として設定すると保育料金を払えず、保育園利用が困難となることから、市町村独自の保育料を設定して、保護者の負担軽減を図っているところである。

本員としては、国が定める保育利用者負担金の地域区分の導入により、本県の実態に合った料金設定が必要と考えるが、そこで質問させていただきます。

ア、保育利用者負担金を軽減するため市町村独自に対応している状況について、市町村負担の実態をお聞かせください。

イ、保育利用者負担金では、保護者の負担が大きく払えない。そもそもの原因について、どのように県は認識しているのかお聞かせください。

ウ、国が定める保育利用者負担金に地域区分を導入

することについて、県はどのように認識しているのかお聞かせください。

(3)、国民健康保険財政への赤字補塡について。

沖縄県内の市町村国民健康保険事業に関する財政は、大変厳しい状況にあり、市町村の一般会計からの法定外繰り入れにより運用している事例が散見される。ただ、国民健康保険事業は、自営業者に加え、所得の少ない年金生活者や非正規労働者らが多く加入していることから、保険料収入が少ない一方で、医療費が高く、慢性的な赤字体質となりやすいものと考える。

国にあっては、国民に広く負担を求める医療保険改革を進めるため、国民健康保険の運営主体を平成30年度に市町村から都道府県に移し、財政基盤の強化を進めるとしているが、国のガイドライン、都道府県国民健康保険運営方針策定要領案によると、各市町村は、都道府県が示した標準保険料率を参考に保険税率を決定し、その税率で賦課徴収すれば、基本的には赤字は発生しないとしている。

しかし、本県市町村国保の被保険者１人当たりの赤字額は平均の２倍をはるかに超えていることから、国保税率を大幅に引き上げなければならない。この運営方針には当てはまらないことになる。さらに、本県市町村は、前期高齢者財政調整制度に起因する赤字要因を抱えていることから、平成30年度以降も赤字解消は困難だと考える。

そこで質問します。

ア、県内市町村の国民健康保険事業の財政状況について、赤字額は。

イ、赤字額が発生しないためには、現在の被保険者１人当たりの負担額はどの程度ふやすことが適当か。

ウ、県単位化に向けた市町村との調整において、法定外繰り入れについて、市町村担当者からの声はどのようなものがあるかお示ししていただきたい。

エ、平成30年度から沖縄県が国保の財政運営の責任主体となることから赤字補塡を市町村のみに押しつけるのではなく、県も半分以上の法定外繰り入れが必要と考えるがいかがですか、お聞かせください。

(4)、防災行政、避難行動要支援名簿について。

災害対策基本法では、東日本大震災の教訓を踏まえ、ひとり暮らしの高齢者や障害者がいる家庭を対象とし、緊急避難支援に役立てるため、全国の市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務づけている。同法は、災害が起きたら名簿に掲載された要援護者の同意がなくても、消防などの避難支援等関係者に氏名などを提供できるとしている。しかし、災害前の提供は個人情報保護の観点から、１点目に、本人が情報提供に同意していること、２点目に、市町村条例に特別の定めがある場合と制限している状況にある。

個人情報保護の重要性については十分理解するものであるが、昨年４月に起きた熊本地震では、最大震度７の激しい揺れのため、名簿を保管していた益城町庁舎が被災し、庁舎への出入りができず、名簿利用ができない事態があったと聞く。また、名簿に基づく情報の共有がない場合、避難を支援する人などを決めておく個別計画が困難となるほか、実際の避難時を想定した訓練はできないことになり、災害時の対応に大きな課題となる。

私は、平時からの避難行動要支援者名簿の提供を促すことが県民の命を守ることにつながるとの思いから、以下の点に質問をいたします。

ア、本県市町村の高齢者や障害者など災害時に手助けが必要な要援護者の避難支援体制をまとめた全体計画の策定状況はどのようになっているかお聞かせください。

イ、同様に、要援護者一人一人の支援について、個別計画の策定状況についてどのようになっているのかお聞かせください。

ウ、兵庫県では、市町に対し、平時から自主防災組織等に提供できる仕組みづくりを促す県条例改正案を２月定例会に提案すると聞くが、どのような内容かお聞かせください。

エ、熊本地震で庁舎が被災し、名簿の活用ができなかった状況、さらに兵庫県の事例のように平時から避難を支援する地域住民と要配慮者の情報共有により地域で支え合う仕組みを構築することは、まさに本県に求められている状況とリンクするものと考えられることから、兵庫県の改正条例と同様な取り組みができないか、県の考えをお聞かせください。

マリンレジャーライフガードの従事者の現状について、少しだけお話しさせていただきます。

平成28年度、環境省の調査によりますと、沖縄県内の海水浴場は31施設あり、年間250万人もの方々が利用しております。年々増加する国内外の観光客が後押しとなり、今後も増加傾向にあると思われます。平成27年度、観光統計実態調査によると、沖縄旅行中に訪れた観光地、観光施設で最も多かったのは、海、ビーチ、海浜リゾートで53.3％となっており、実際に体験した活動内容では、海水浴、マリンレジャーが26.9％、体験した活動の中で最も印象に残った活動で54.8％と特出しており、沖縄県への来訪目的として多大な影響力を持つコンテンツとなっているものと思われます。地元沖縄県民の憩いの場であり、

多くの観光客が訪れるビーチでありますが、その利用者の安全を守っているライフガード、マリンレジャースタッフは民間任せになっております。他府県の一般的な海水浴場では、７月から８月の夏休み期間中のみの遊泳となっており、大学生やボランティアで監視業務を行っておりますが、沖縄県の海水浴場では、おおむね遊泳期間が３月から10月の７カ月となっており、職業としての監視業務に従事させる必要があります。人命にかかわる大変責任の重い業務でありながら、季節雇用や低賃金の上、資格取得の機会も少なく、体力的にもハードな面があり、離職率が高く、人材確保に大変困難な状況になっております。先進地であるオーストラリアやハワイでは、警察や消防と同様に公務員としてライフガードが存在し、一般的にライフガードは公務員・プロ、ライフセーバーはボランティア・アマとして呼ばれています。

そこでお伺いします。

(5)、海洋県・沖縄の観光産業分野において、海水浴場の安心・安全、水辺の事故のゼロに取り組むマリンレジャーライフガード従事者の地位の向上と支援に取り組んでいただきたい。

(6)、新聞報道に留学生の就労問題とあり、本県に留学する外国人の若者がふえる中、そのほとんどが新興国の出身で、決して裕福とは言えない生活環境にあるとのことです。

県内の居酒屋、コンビニなども人手不足であり、彼らの就職先として人気のようです。しかし、留学生は就労制限があり、週に８時間までと勤務時間が決まっています。生活費や授業料も足りない学生は、それを上回る時間就労をする学生の現状もあり、また、人権侵害などの問題も指摘があります。県は、アジアを見据えた沖縄県アジア戦略構想を進める中にあります。このように、県内で日本語を学ぶ目的で来日している外国の若者たちが生活と学校の両立で苦労している実態が報道されていますが、私はこのような実態に鑑み、留学生に何らかの支援が必要と見ますが、県として考え、国への働きかけの考えはないかお聞かせください。

２、南部振興について。

(1)、本島南部の公共交通網、鉄軌道を含む整備について。

本島南部の市町村の公共交通は、事業者が運行するバス路線に頼っている状況にある。しかし、事業者の厳しい経営状況も相まってバス路線の統廃合や減便により、各自治体の交通不便地域が拡大している現状にあり、今後の地方創生の取り組みに当たり大きな課題となっている。

県においては、観光拠点へのアクセス交通網の強化として、需要の規模や特性を踏まえた観光地への鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを展開する旨を、沖縄県総合交通体系基本計画で示している。しかしながら、本島南部地域は多くの人口を擁しているのみならず、世界遺産など県外観光客が立ち寄る主要施設が多数あり、モーダルシフトや観光拠点のアクセス交通網の強化として、定時定速の公共交通システムの確立が求められているが、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進検討業務報告書においては、実現が10年後以降となる長期イメージで示されているのみとなっており、本島南部の公共交通に関する取り組み記載がわずかしかないため、本島南部地域への定時定速性を有する鉄軌道を含む新たな公共システムの早期整備に向けた取り組みを強化する必要がある。

そこで伺います。

南部地域の公共交通網の将来的あり方についての取り組みを強化し、同地域へ鉄軌道等を含む新たな公共交通システムの整備を進めていただきたい。

(2)、主要地方道糸満与那原線の早期整備について。

主要地方道糸満与那原線、県道77号線は、南部を循環する国道507号とともに糸満市西崎工業地帯と中城湾工業地帯を結ぶ南部のはしご道路として形成している広域幹線道路であり、南部地域のネットワーク道路として重要な路線であるが、交差点での交通渋滞、歩道等の幅員が狭く、地域の安全を阻害している。また、道路は地域の経済産業活動においても、道路網の整備が必要不可欠で、南部広域の発展に大いに寄与するものであり、国道331号糸満道路への利便性の向上、交通安全の確保等、地域発展、さらに電線類地中化等、景観に配慮した災害に強いまちづくりのため早期整備が必要である。

そこで伺います。

南部地域における重要なネットワーク道路である主要地方道糸満与那原線、県道77号線の交差点、歩道等の拡幅及び景観にも配慮した整備を行っていただきたい。

(3)、文化行政南山城跡の国指定について。

糸満市教育委員会は、南山城跡の世界遺産登録を目的に国指定に向け申請手続を進めています。

県として、どのようなことをしているのか、作業内容についてお聞かせください。

(4)、慰霊碑、戦争遺構の保存方策の確立について。

沖縄戦で戦禍を受けた沖縄県内各地には、慰霊塔や

避難壕などの戦争遺構がある。特に最後の激戦地となった糸満市や八重瀬町を初めとする沖縄戦跡国定公園域内には、県内外の慰霊塔や戦争遺構が集中している。時間の経過とともに遺族を初め関係者がこの世を去り、慰霊塔や戦争遺構の将来的保存が大きな課題となっている。地域内には、既に慰霊祭が組織的に開催されなくなった慰霊塔もあり、慰霊塔や戦争遺構の保存は、平和学習や恒久平和を求める沖縄において重要な課題となっている。

県では、平成26年度慰霊塔（碑）のあり方協議会を開催し、沖縄県内に建立する慰霊塔（碑）のあり方について、国の責任における対応要請を平成27年10月に行っているが、このまま時間が経過してしまうことから、これらの場は雑草に覆われ、地域にとって危険な場所となり、また、戦争体験の風化につながってしまうことが懸念される。慰霊塔や戦争遺構の保存をその自治体だけで取り組むには大きな負担があり、早急に沖縄県と国において、慰霊塔、戦争遺構の保存等に関する施策を確立する必要があると思います。

そこで伺います。

沖縄戦跡国定公園、糸満市、八重瀬町内など各地域に点在する慰霊碑や避難壕などの戦争遺構の保全等を国、県の施策として取り組んでいただきたい。

３、福祉行政について。

(1)、障害のある人のための思いやり駐車スペースを難病者等のハートフルプラスでの利用可能に向け、県全体での制度化に取り組んでいただきたい。

(2)、早期にパーキングパーミット制度の導入をしていただきたい。

(3)、条例等でハート・プラスの普及推進に取り組み、県民の周知活動を実施していただきたい。

以上、前段での質問を終わります。

○照屋　守之君　議長、ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

上原正次議員の代表質問にお答えをいたします。

１番目の施政方針についてに関する御質問の中の、沖縄県高校生調査及び市町村の調査についてお答えをいたします。

沖縄県高校生調査は、高校生の生活実態や世帯の所得状況等が、日々の生活や大学等への進路希望等にどのように影響を与えるかについて調査しており、今年度中に公表することとしております。

また、市町村が実施する子供の実態調査につきましては、平成28年度が９市町村、平成29年度が４市村で実施する予定となっております。

沖縄県としましては、調査結果を踏まえ、関係機関と連携し、さらなる子供の貧困対策の充実を図ってまいります。

次に、市町村負担の実態と保護者負担の大きさに係る県の認識についてお答えをいたします。１の(2)アと１の(2)イは関連しますので一括してお答えいたします。

利用者が負担する保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めております。市町村においては、保護者の負担を軽減するため、保育料を国の上限額より低く設定しており、その差額は市町村負担となっております。

県においては、保育料軽減の実態を踏まえ、国の上限額を適正な額に設定するよう、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に要望しております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　施政方針についての御質問の中の、公定価格における地域区分についてお答えいたします。

公定価格における地域区分については、国家公務員の地域手当を参酌し、地域における民間の賃金水準や物価等を考慮して定められております。本県の地域区分は、全国市区町村の約70％が属するその他地域に区分されており、標準的な地域として位置づけられております。

次に、避難行動要支援者に関する全体計画と個別計画の策定状況についてお答えします。１の(4)アと１の(4)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

平成28年４月１日現在で、避難行動要支援者に関する全体計画の策定状況は、31市町村となっております。また、避難行動要支援者の名簿の整備状況は、36市町村となっており、名簿の情報に基づき個々の避難行動要支援者の避難経路や避難支援者などを記載する個別計画の策定状況は、４町村となっております。なお、現在策定中の市町村は、17市町村となっ

ております。

次に、兵庫県の条例改正案についてお答えします。

兵庫県の条例改正案は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、県民に正しく伝え、災害に備えるために提案されたものであります。その内容は、地域における防災減災活動を促進すること、市、町の取り組みとして、自主防災組織等による個別支援計画の策定を促進すること等となっております。

次に、兵庫県改正条例案の県の考えについてお答えします。

県では、市町村へのアドバイザー派遣事業を通して市町村が行う災害時要支援者名簿の整備や円滑な避難のための体制づくりに向けた取り組みを進めております。

現在、本県における個別計画の策定状況が進んでいないことから、県としましては、まずは個別計画の策定支援に集中して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、南部振興についての御質問の中の、慰霊碑の保存方策の確立についてお答えします。

慰霊塔・慰霊碑は、建立者等関係者の所有物であり、その修理や清掃等の維持管理については、本来、建立者等関係者の責任において行うべきであると考えております。しかし、各団体が建立した慰霊塔・慰霊碑の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題が顕在化しております。

県では、平成27年８月に維持管理が困難な民間建立慰霊塔などについて保存・整理を行うよう、厚生労働大臣宛て要請を行うなど、管理の問題について国に対応を求めております。

次に、福祉行政についての御説明の中の、ハート・プラスの普及推進についてお答えします。３の(1)と３の(3)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

難病を有する内部障害者等は、外見上、障害者と認識されにくいことから、障害者等用駐車場の利用などさまざまな場面で誤解を受ける場合があるものと考えております。

そのため、県としましては、パンフレットや研修会等、さまざまな機会を活用し内部障害者等を示すハート・プラスマークの普及啓発を行うとともに、内部障害者等に関する県民への周知活動に取り組んでまいります。

次に、パーキングパーミット制度導入についてお答えします。

身体障害者用駐車場利用証制度、いわゆるパーキングパーミット制度については、現在、全国35府県で導入されており、沖縄県内においても那覇市が平成25年２月から導入しております。制度を導入した場合、内部障害を持つ歩行困難者などが駐車しやすくなる、公的に認証したマークの制定により住民や商業施設の理解が得やすくなる等のメリットがあります。一方で、県内、特に狭隘な本島中南部で十分な敷地面積がない商業施設等の駐車場総数が不足している現状において、利用証発行者数に対する提供駐車スペースの確保等の課題もあります。

今後、これらの課題や他府県での実施状況を整理した上で、関係団体や専門家等の意見を踏まえながら導入について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　施政方針についての御質問中の、国民健康保険事業の財政状況についてお答えします。

平成26年度の本県市町村国保における実質的単年度収支は、109億9198万円の赤字となっております。なお、現在精査中でありますが、平成27年度につきましては、約80億円程度の赤字になると見込んでおります。

次に、１人当たりの赤字負担額についてお答えします。

平成26年度の本県市町村国保の実質的単年度収支の赤字額を全被保険者で負担するとした場合、１人当たりの額は２万3172円となります。

次に、法定外繰り入れに対する市町村担当者からの意見についての御質問にお答えします。

市町村との協議の場である沖縄県国民健康保険広域化等連携会議作業部会において、市町村担当者からは、県の示す標準保険税率と現行の保険税率に乖離がある場合、法定外繰り入れを行い、数年かけて段階的に税率を引き上げることも考えている旨の発言があったと聞いております。

次に、県が法定外繰り入れを行うことについてお答えします。

平成30年度以降の国民健康保険事業につきましては、県と市町村の共同運営であり、給付に必要な額は全額県が市町村に交付することとなっており、その主な財源は、市町村が納める納付金となっております。市町村は、保険税収入と保険者努力支援分等の一部の公費を財源として納付金を納めることとなりますが、保険税率の設定、収納状況及び医療費適正化の取り組み等について、各市町村の状況が著しく異なっている

ことにも留意する必要があります。
したがいまして、市町村間の公平性に照らし合わせて考えてみた場合、県が、赤字補塡のための法定外繰り入れを行うことは妥当ではないと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 文化観光スポーツ部長。
〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕
○文化観光スポーツ部長（前田光幸君） 施政方針についての御質問の中の、ライフガード従事者の地位向上等についてお答えいたします。
県としては、海を活用したマリンレジャーは、沖縄観光における重要な観光資源の一つと考えております。観光客が安心してマリンレジャーを楽しむためには、その安全の確保に向けて、事故防止活動や迅速な救助活動を行うライフガード従事者の役割は、重要であると認識しております。
そのため、県では、ライフガードが働きやすい環境づくりに向けて、マリンレジャー事業者を対象にした研修会を実施するなど、経営力向上に関する支援を行ってまいりました。また、ライフガード従事者に対しては、安全管理の技術向上などスキルアップにつながる支援を行っております。
次に、外国人留学生の支援についてお答えいたします。
独立行政法人日本学生支援機構の平成27年度の調査によると、県内には2090人が大学等で修学しております。
県においては、平成27年度・28年度において、ＮＰＯ法人沖縄ＮＧＯセンターに委託している沖縄県多文化共生モデル事業の一環で、留学生を含む在住外国人を対象とした日本語サークルを実施しております。また、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団で実施している、在住外国人を対象とした日本語読み書き教室に財政支援を行っております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 企画部長。
〔企画部長　下地明和君登壇〕
○企画部長（下地明和君） 南部振興についての御質問の中の、南部地域への新たな公共交通システムの整備についてお答えいたします。
県は、構想段階における鉄軌道計画案づくりにおいて、鉄軌道の検討とあわせて、フィーダー交通ネットワークのあり方として、鉄軌道と各地域の効率的な結び方について検討を行ったところであります。具体的なフィーダー交通ネットワークについては、構想段階終了後の計画段階において、駅位置等を踏まえ検討を行うこととしております。なお、南部地域を初め、各地域の具体的な公共交通システムの整備については、地域のまちづくりとも密接に関連することから、まずは、関係市町村において交通計画やまちづくりの観点から検討がなされるものと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 土木建築部長。
〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕
○土木建築部長（宮城　理君） 南部振興についての御質問の中の、主要地方道糸満与那原線の整備についての御質問にお答えいたします。
南部圏域における幹線道路網については、国と連携して、沖縄県広域道路整備基本計画に基づく那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、南部東道路及び国道507号の整備に取り組んでいるところであります。また、主要地方道である糸満与那原線については、交差点、歩道等の拡幅整備を照屋工区、東風平工区及び屋宜原工区において進めるとともに、糸満ロータリーにおいては電線類地中化など景観に配慮した整備を進めているところであります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君） 南部振興についての御質問で、南山城跡の国の指定に向けた作業内容についてお答えいたします。
南山城跡の国の史跡指定に向けた取り組みについては、現在、糸満市が発掘調査や測量などを行っているところです。国指定に当たっては、同城跡の歴史的・学術的な価値、遺構の残存状況、遺跡の範囲確定、所有者の同意、発掘調査報告書の刊行などの必要な要件があります。
県教育委員会では、文化庁との連絡も密にしながら、糸満市の取り組みを踏まえ、適宜、指定の考え方や報告書刊行の際に助言を行うなど協力してまいりたいと考えております。
次に、戦争遺構の保全等についての御質問にお答えいたします。
戦争遺跡は、沖縄戦の実態を後世に伝える貴重な遺産であることから、その保全等を図ることは重要であると考えております。地域の文化財は地域で守るという観点から、市町村が主体となって保全等を図ることが望ましいと考えております。戦争遺跡の保全等につきましては、市町村教育委員会における文化財指定の取り組みについても、引き続き助言等を行うとともに、県指定に向けて検討を進めているところです。
県教育委員会では、文化庁並びに市町村教育委員会

と連携をとりながら、戦争遺跡の保存継承に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原正次君。

〔上原正次君登壇〕

○上原　正次君　御答弁ありがとうございました。

再質問を１点だけ行います。

子供の貧困実態調査について、知事のほうから高校生の実態調査についての報告がありましたけれども、２月20日に子どもの貧困問題学習会として立教大学教授の浅井春夫先生を招いて、県議会有志の皆さん方に呼びかけて勉強会を開催する中で、先生がその中でとても重要であるとお話をしていましたのが、乳幼児期の政策は最も効果的であるとお話をしていました。これは実際海外のほうでも研究実績として上がっているとの報告がありましたが、県として、乳幼児期の貧困問題についてどのような考えを持っていますか。

それとまた、母子家庭に対しての施策、両方の施策に対して重要であるというお話がありましたので、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　上原議員の再質問にお答えいたします。

議員の御指摘の、乳幼児期の子供の貧困に対する支援の必要性については、県のほうとしても大変重要だというふうに認識しております。県もライフステージに応じて、乳幼児期の子供の貧困に対する支援をするということで、子どもの貧困対策計画のほうにも位置づけております。

また、今年度からは、子育て世代包括支援センターの取り組みもしっかりやって、いわゆる乳幼児期の支援のあり方については、市町村と連携して取り組みを進めていきたいと思っています。また、あわせて次年度になりますけれども、乳幼児に対する調査等も検討しているところでありますので、しっかり取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　おはようございます。

会派おきなわの平良昭一です。

会派を代表いたしまして、質問いたします。

その前に、所見を述べさせていただきます。

2014年２月に当時の仲井眞知事と政府との間で約束した米軍普天間飛行場の５年以内の運用停止は一向に進んでいない。この間の３年の中で、政府が米国と交渉した形跡はなく、ここに来て、この問題に政府は困難だと言い始め、逆に沖縄県側に責任転嫁をしている状況であり、当初から単なる空手形だったということがはっきりしました。米国との調整もなしにこの問題が進捗するはずもないとは思っておりましたが、最初から沖縄県民をだますつもりであったなら、これはゆゆしき問題であり、県民に対する背任行為であると言える。危険性の除去どころか、オスプレイや大型ヘリ、攻撃ヘリなどが昼夜を問わず飛行を続け、世界一危険な状況はさらに深刻になっており、この危険除去の約束は政府と前県政の協議をしっかり検証しながら、知事の所信表明にもあるように、政府に強く求めていく姿勢をしっかり伝えてほしいものであります。

それでは、質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢についてですが、(1)、知事就任以来、今回で３回目の訪米活動を展開してきましたが、帰沖後の会見では、これまでの訪米の中で最大の効果があったとのことだが、先月からの訪米の効果について伺います。

(2)、政府は、辺野古が唯一の解決策と思考停止の状態が続いており、沖縄の民意、デモクラシー、立憲主義、人道主義などあらゆる観点から考えても安倍政権の辺野古沖への強行移設は明らかな誤りである。過去には、沖縄米軍基地移設を前提としたＰＫＯ訓練センターが、高知県西南地域で浮上し、衆議院予算委員会で議論されたこともあった。国際貢献を通じて地元を振興させようという理念で推進してきたが、結果的には実現できなかった。沖縄の基地負担軽減で動きがあったことは事実であり、政府の本気度はまだまだ足りない。十分な議論も尽くさずに辺野古が唯一だというのは納得がいかないし、なぜ日本政府は辺野古が唯一にこだわっているのか、その点に関し知事の見解を聞きたい。

(3)、全国知事会で、積極的に沖縄問題について活動を展開していることについて、敬意を表するものであり、沖縄の米軍基地負担の軽減を直接知事から伝えることは、大きな効果があると思う。全国知事会での第２回研究会について伺います。

(4)、新たに副知事として起用する予定の富川氏に期待するアジア経済戦略構想について伺います。

(5)、これまでの知事の積極的なアジア外交の成果は、成長著しいアジアのダイナミズムと連携した観光・リゾート産業や情報通信関連産業などの拡充強化に結びついております。そしてさらなるスピードアップのための国際物流拠点の形成を推進する意向で、ア

ジア経済戦略課に戦略推進室を設置する取り組みだが、その意義について伺います。

(6)、離島力の向上で、離島８村への水道水安定供給と料金低減の取り組みを進める水道高域化について伺います。

(7)、以前から課題となっている離島における石油製品の本島並みの価格の取り組みについて伺います。

(8)、知事就任から折り返し時期において、選挙公約のほぼ全てに着手できたことはすばらしいことであります。ぜひ、知事の今後の意気込みと成果について伺います。

２点目、観光振興について。

(1)、官民連携による国際クルーズ拠点形成港湾について、国土交通省は、昨年10月から12月20日に学識経験者らでつくる検討委員会を発足し、クルーズ船で訪日する外国人旅行者をふやすため、民間資金を活用して旅客ターミナルビルなどの整備を進める官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾として全国６港湾を指定し、本部港や平良港が選定された。入港を希望するクルーズ船会社にターミナルビルなどの整備費用を負担してもらうかわりに、先行予約などで岸壁を優先的に利用できるようにするもので、国は岸壁整備などを支援し、それぞれ必要なハード、ソフト両面の取り組みを進めていく方針である。

以下の点を伺う。

ア、本部港はスタークルーズなどのクルーズブランドを有し、日本に寄港する台湾発着クルーズのシェア８割強を占めるゲンティン香港グループと沖縄県が連名で応募し、選定されたことは高く評価し喜ばしいことであります。税関、出入国管理、検疫ホールや待合所などがあるターミナルビルを整備し、運用開始予定の2020年に寄港88回、30年には寄港104回を目標として、同港では20万トン級に対応可能な岸壁の整備を進めている。検討委員会でも本島北部地域の主要な出入り口であり、豊富な観光資源の魅力を生かした計画と評価しており、本部港の今後の具体的な整備の展開について伺います。

イ、平良港は、世界やアジアで約５割のシェアを持つ世界第１位のカーニバル社と宮古島市が応募。同社は中国発着のクルーズ拠点としたい考えで、同社がターミナルビルを整備し、運用開始予定の2020年には寄港250回、2026年には寄港310回を目標に掲げており、同港漲水地区で14万トン級に対応できる岸壁を整備する計画などが進められる予定です。平良港の今後の整備の展開について伺います。

ウ、本部港は、県公共事業評価監視委員会での事業継続は妥当だとの見解だが、平良港はどうなっているのか伺います。

(2)、離島振興及び県の経済発展に資するために、下地島空港の利活用事業に向け取り組む意向だが、各提案者と年度内合意をめどに集中的に協議し、必要な事務手続を経て可能な限り早期に決定したいとの意向だが、下地島空港の利活用事業の進捗状況、どのようなプランになるのか、その波及効果について伺います。

(3)、ヤンバルの山村資源を持続可能な形で活用する森林ツーリズムの推進体制の構築に取り組むとあるが、具体的な取り組みを伺います。

３点目、農林水産業関係についてですが、(1)、鳥獣被害防止対策についてです。

ワイヤーメッシュ柵や防鳥ネット対策が中心となっているが、地域の実情に合わせた対策が必要であるとの指摘があり、その対応策について伺います。

(2)、産地後継者育成支援事業の展開について、生産者の高齢化が進む中、後継者の育成確保が急務であり、次世代の産地を担う必要性がある。そのためには、指導農業士、青年農業士、女性農業士の育成取り組み支援が必要にもなる。産地後継者育成支援事業の取り組みについて伺う。

(3)、自然環境に配慮した森林生産活動が必要であり、環境と調和した森林の利活用を図る目的でやんばる多様性森林創出事業が行われたが、その効果について伺います。

(4)、県内肉用牛の価格が好調である。県内産肉用牛のアピールを積極的に行うべきであり、その対応策について伺います。

４点目、無許可民泊取り締まり強化について。

無許可で民泊を営業している事例が蔓延している状況だが、国は法改正を視野に入れている状況である。民泊事業者は、利用者の安全・安心、地域住民との共生、防犯について旅館業法を遵守し、住宅提供者、管理者、仲介業者に対して、適切な規制の認識を構築していくことは絶対的に必要であります。県内の無許可民泊の把握と取り締まりの状況、今後の対応策、教育民泊との整合性について伺います。

５点目、沖縄自動車道料金割引について。

本年度末で期限切れとなる料金特別割引に対する県の考えと、さらなる軽減制度の構築に向けた県の取り組みを伺いたい。割引制度が満了した場合、自動車道利用者が減少し、中南部の一般道のさらなる渋滞が懸念され、産業や観光、生活面での影響が大きく、特に北部振興での大きなマイナス要因になりかねない。ま

た、空港自動車道は無料なのに、なぜ、沖縄自動車道は有料なのかという疑問を持っている方もおり、軽減措置は重要な施策の一つと考えるが、県の考え方を伺います。

６点目、震災被害者避難支援について。

東日本大震災の避難者に対する支援策について、県はこれまで福祉制度など適切な支援が受けられるよう努力してきたことは、評価をさせていただきますが、29年４月からの支援策について一抹の不安が表面化しております。

そこでお聞きします。

(1)、既に沖縄県が施行している３月末までの補助金、沖縄県被災者居住関係支援事業補助金の要綱第３条(2)には、「平成29年４月以降も沖縄県内の民間賃貸住宅において避難生活を継続するため第１号の民間賃貸住宅へ世帯員全員が第１号の期間内に住民票を異動した世帯」とありますが、現在協議している沖縄県の新たな民間賃貸補助支援策に対してもこの条件は当てはまるのか伺います。

(2)、対象者の中には定住のほかに、健康問題を懸念して避難継続という選択をしている方もいます。また、母子避難など家族と離れて避難継続を選択している世帯もあります。その場合、住民票を移すということが家庭不和を引き起こすおそれもあり、住民票を異動しない世帯も対象にすべきと思いますが、県の考え方を伺います。

７点目、教育行政について。

(1)、本島中部で起きた中学生暴行動画について、痛ましい事件であり、ネットに配信され全国につながってしまった事件は残念でなりません。暴行をおもしろ半分に数名で行った事実は、教育のあり方に大きな問題を残していると思います。教育長の見解を求めます。

(2)、公立中学校教諭の児童買春容疑での逮捕は衝撃を受けました。過去にも同様な事件を起こして書類送検されていたことも発覚しており、対処手段に問題があったのではないか、その見解を求めます。

(3)、児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導を行うため、実施してきた少人数学級を小学校５年生まで拡大する方針だが、その取り組みについて伺います。

８点目、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金手続について。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法が改正され、戦没者等の遺族のうち、平成27年４月１日において公務扶助費、援護年金等を受ける方がいない場合に改めて特別慰問金が支給されることになっているが、その手続に時間を要しているようだが、その原因は何か伺います。市町村が窓口となり、請求者は必要な書類を準備して担当課に提出、その後、県のほうに回ってくるシステムだと聞いておりますが、おくれている理由はどこにあるのか伺います。

９点目、北部振興について。

(1)、北部地域の医療について。

ア、県立北部病院の課題について。

北部地域の命のかなめである病院として使命を託されている北部病院の充実は住民の切実な願いであります。これまで北部病院ではたびたび休診の療科もあり、中南部病院への利用が行われた経緯があり、患者自身はもとより、家族にとっても精神的、経済的に大きな負担を強いられてきました。

そこで、県立北部病院の課題について伺います。

イ、北部地区の基幹病院整備について。

多様な病気に対応できる地域完結型の機能を持ち、500病床規模の機能集約の基幹病院がぜひとも必要である観点から、医師会病院と県立北部病院の統合・再編の話が日増しに大きくなっており、北部地域では署名活動が行われ、来月には北部住民大会も計画されているようであります。これまで北部地区地域医療構想について検討会議、研究会などがたびたび開かれたこともあり、この統合・再編と基幹病院の整備に対する県の考え方を伺いたいと思います。

(2)、鉄軌道導入に向けた議論が行われておりますが、本来の敷設目的である本島南北間の交流人口の増加の議論がないがしろにされているような状況であります。もともと那覇と名護間を１時間圏内で結び、北部の振興に資する目的で北部地域からの要望提言のはずだ。人口が減少する北部地域を活性化させようと、20年前に北部市町村の議会が声を上げたことから、この動きが始まり、今があります。その鉄軌道議論の原点をいま一度伺いたいと思います。

(3)、海上交通の安全性・安定性の向上のため、伊江、伊是名、伊平屋の港湾並びに水納港と伊平屋空港の整備について伺います。

10点目、かりゆしウエアの普及について。

今や公式な場面での着用も自然なものとなっておりますかりゆしウエアでありますが、夏だけではなく一年中通しての活用にもなっており、まさしく沖縄の文化の象徴になりつつあります。2007年６月１日、かりゆしウエアの普及を目的に、かりゆしウエアを世界に広める会が発足し、その日をかりゆしウエアの日と宣言して制定されました。

かりゆしウエアの歴史は、昭和45年に当時の社団法人沖縄県観光連盟会長の発案により、沖縄の暑い夏を快適に過ごすとともに、観光沖縄をＰＲするために沖縄シャツの名称で販売されたのが始まりであります。今日まで45年余り経過し、かりゆしウエアのデザインや形、素材の多様化なども時代とともに変化しておりますが、その定義は２つの条件と言われております。それは沖縄県産であること、そして沖縄らしいデザインであることが条件で、沖縄の伝統染織物、文化や自然等をモチーフにしたデザインが特徴であります。ハワイのアロハシャツと同じように、さらなる沖縄観光文化の象徴をつくり上げていく必要性があると思います。

それで、お聞きしますが、(1)、男性用に比べ女性用のかりゆしウエアの普及が少ない状況であり、その対応策について伺いたい。

(2)、今や国内ばかりではなく、海外も視野に入れた取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上をお聞きいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平良昭一議員の代表質問にお答えをいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、アジア経済戦略構想に関し、富川氏への期待についてお答えいたします。

政策参与の富川氏は、現在、特にアジア経済戦略構想の推進を担当しており、同構想推進・検証委員会の委員長を務めるほか、沖縄振興に関する調査研究や提言も積極的に行っております。沖縄県としては、同委員会による提言を踏まえ、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化に加え、国際物流拠点の形成等を推進し、平成33年度の目標である県内総生産、５兆1000億円の達成を目指し、スピード感を持って取り組んでいくこととしております。

富川氏には、今後ともその豊富な専門的知識や経験を生かして、県勢の発展に貢献していただくことを期待しております。

次に、公約の成果についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画に基づき、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでまいります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げたところであり、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでまいります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでまいります。これまでの取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど県経済は好調に推移しております。また、年平均の完全失業率は平成27年が5.1％、平成28年が4.4％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を上回ったほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続き、アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性とソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置されたところであります。今後とも、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、農林水産業関係についての御質問の中の、県内肉用牛のアピールについてお答えいたします。

沖縄県は、県独自で造成した優良種雄牛による改良及び増殖等によって、全国に子牛を出荷する国内有数の肉用牛産地となっております。またことし９月には、宮城県で５年に一度の和牛オリンピックと言われる全国和牛能力共進会が開催され、優秀な成績をおさめるとトップレベルの産地として全国に認知されます。沖縄県も優良肉用牛を出品し、上位入賞を目指し、全国にアピールしてまいります。

沖縄県としましては、引き続き県内肉用牛を増頭・増産し、肉用牛産地としてのおきなわブランド力を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、訪米の効果についてお答えいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省、国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き、辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは大変意義のあることでした。特に、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。

次に、政府が辺野古唯一にこだわる理由についての御質問にお答えいたします。

政府がこだわる理由としては、梶山静六氏が官房長官であった当時の書簡で、「本土の反発が予想されることを理由に辺野古移設しかない」との考えを示していたことや、森本元防衛大臣が、平成24年12月の記者会見において、「政治的に許容できるところが沖縄にしかない」などと述べたことなどにあらわれているように、県外の反発を恐れ、県内移設ありきで物事を解決しようとしていることによるものだと考えております。政府においては、辺野古移設が唯一の解決策との固定観念にとらわれることなく、安全保障の負担は全国で担うべきとの認識のもと、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、全国知事会米軍基地負担に関する研究会についてお答えいたします。

講師として招かれた政策研究大学院大学の道下教授からは、最近の北朝鮮や中国の状況を踏まえ、在沖米軍の重要性について言及がありました。それに対し、知事は、日本の安全保障は日本国民全体で考えるべきであり、米軍基地の負担は日本全体で担うべきであるとの意見を述べました。道下教授からは、基地の負担やコスト、必要な能力などの安全保障問題に対して国民の議論が不足していることや、今後、中国の軍事力増強により、在沖米軍の脆弱性が高まる可能性について指摘がありました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　知事の政治姿勢についての、戦略推進室設置の意義についてにお答えいたします。

沖縄県では、アジア経済戦略構想の実現に向けた取り組みを強化するため、商工労働部アジア経済戦略課に戦略推進室を設置し、課長級の室長を配置するとともに職員を増員します。これにより、全庁横断的な推進体制を強化し、実効性を高めるとともに、海外や国内関係機関等との調整機能を強化することで、構想実現に向けたスピードを加速させたいと考えております。あわせて、構想で描かれる沖縄の将来像をビジュアルに示すことで、日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市・沖縄を目指す機運を向上させてまいります。

次に、かりゆしウエアの普及についての、女性用のかりゆしウエアについてにお答えいたします。

沖縄総合事務局の調査では、県民の６割がかりゆしウエアを所有し、１人当たりでは男性4.6枚、女性2.8枚の所有となっております。女性用のかりゆしウエアについては、近年、リゾートウエディングの参加者が着用するなど、ビジネス用途以外での活用も進んでおりますが、商品数が少なく、普及が進んでいない状況であります。

県としましては、事業者と連携し、女性が好むデザインの商品開発やカジュアルウエアとしての着こなしのＰＲ等に取り組み、さらなる需要の拡大に取り組んでまいります。

同じく海外を視野に入れた取り組みについてにお答えいたします。

県では、かりゆしウエアの海外展開を目指す事業者を対象に、ハワイへの先進地視察や台湾での商談会、イタリアにおける展示会への出展等を支援し、可能性の調査を行ってまいりました。調査の結果、縫製技術やデザイン力に加え、特にブランド力向上の課題を改善したことで、販路拡大につながっているところであります。

沖縄県としては、今後とも事業者と連携を密にして、海外展開の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、離島への水道水安定供給と料金低減についての御質問にお答えします。

県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。平成26

年11月には、沖縄県、沖縄県企業局、沖縄本島周辺離島８村の３者において水道用水の供給に向けた取り組みに関する覚書を締結し、平成33年度までに広域化を実現できるよう取り組むことや、沖縄本島並みの水道料金に近づけることに努める旨、確認したところであります。なお、平成29年度末には粟国村、渡名喜村において水道広域化を実施する予定であり、その他の離島につきましては、広域化が実施されるまで、企業局の協力を得ながら技術支援等を行い、水道の安定供給を図っていきたいと考えております。

次に、無許可民泊の把握と取り締まりの状況等についての御質問にお答えします。

県は、民泊に関する現状を把握するため、修学旅行生の民泊受け入れ機関である観光協会等を対象とした調査及び一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態に関する調査を行ったところであります。修学旅行生の民泊に関する調査の結果につきましては、登録施設数1196件に対し、旅館業の許可取得件数は790件、66.1％となっております。また、一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態調査の結果につきましては、登録施設数が1040件であり、そのうち所在地が特定できた登録施設数573件に対し、許可取得件数は264件、46.1％となっております。

県としましては、当該調査の結果、無許可営業が確認された施設に対しましては、その形態にかかわらず保健所による調査・指導を行い、適切に対処していきたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中の、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合による基幹病院の整備に対する県の考え方についてお答えします。

北部圏域における最大の課題は、医師の安定的な確保にあると考えております。また、同圏域においては、2025年までに、高度急性期及び急性期の病床を400床程度整備する必要があると推計しております。県立北部病院と北部地区医師会病院は、重複する診療科が多く、効率性の面で問題があるほか、両病院に医師を派遣する病院の負担も大きくなっております。さらに、症例数が少ないため、若手医師がキャリア形成を図る上で制約となっております。同圏域において、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹的病院の整備は必要であると考えており、これを実現する上で、両病院の統合は、合理的な考え方の一つであると考えております。

県は、両病院の統合について、結論を出したわけではありませんが、現在、両病院が統合する際に解決しなければならない課題の抽出作業に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、離島における石油製品の本島並み価格の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、これまで復帰特別措置法に基づく、揮発油税等軽減措置を活用し、沖縄本島から離島へ輸送される石油製品の輸送経費を補助しております。また、平成25年度に島々の特性に応じた輸送形態別の補助の見直しを行い、輸送に要するドラム缶やコンテナ購入費、フォークリフト費用などに対する補助を拡充し、離島特有の流通コスト低減に努めているところであります。これにより、石油製品価格の安定と円滑な供給が図られ、住民生活の経済活動に寄与しているものと考えております。

次に、沖縄自動車道料金割引についてお答えいたします。

鉄道のない本県において、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、北部地域の振興にも大きな役割を果たしていることから、去る８月に国及び西日本高速道路株式会社に対し、独自料金及び割引制度の継続について要請をいたしました。去る２月14日には、沖縄県市長会、町村会による、独自料金及び割引制度の継続及び拡充について要請を行ったと聞いております。

県は、市町村と連携し、料金低減や利用環境改善について、国等に対して働きかけていきたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中の、鉄軌道導入の原点についてお答えいたします。

県では、沖縄21世紀ビジョンで示された沖縄の将来の姿の実現や陸上交通の現状の課題解決の観点から、県土の均衡ある発展、中南部都市圏の交通渋滞緩和、県民及び観光客の移動利便性の向上、世界水準の観光・リゾート地の形成などを図ることを目的に、広域交流拠点の那覇と北部圏域の中心都市である名護を１時間で結ぶ鉄軌道導入に向け、構想段階としての計画案づくりに取り組んでいるところであります。これにより、圏域間の連携を強化し、県の総合的発展を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　観光振興についての

御質問の中の、本部港と平良港のクルーズ岸壁等の整備計画についての御質問にお答えいたします。２の(1)アと２の(1)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県は、本部港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向け、今年度から大型クルーズ船に対応した岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指し、整備を進めていく予定であります。また、ＣＩＱ機能等を備えた旅客ターミナルについては、クルーズ船社において岸壁の供用に合わせて整備する予定となっております。平良港においても、同様に、平成32年の供用を目指し、官民連携して必要な岸壁や旅客ターミナルの整備を進めていく予定とのことであります。

同じく平良港の事業評価についての御質問にお答えいたします。

平良港の官民連携クルーズ拠点の形成に必要な公共施設の整備については、国と港湾管理者である宮古島市において検討しているところとのことであります。

同じく下地島空港の利活用プランについての御質問にお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用については、平成26年度に実施した提案募集手続で選定した利活用候補事業の提案者と、年度内合意を目途に事業実施条件等の詰めの協議を行ってきたところであります。主に空港を利活用する候補事業は、航空パイロットの養成及び国際線等旅客施設の整備・運営となっております。

次に、北部振興についての御質問の中の、離島港湾の整備計画についての御質問にお答えいたします。

県では、海上交通の安全・安定性の向上を目的に離島港湾の整備を進めており、伊江港においては、港内の静穏度向上対策を平成29年度から着手し、伊是名仲田港においては、平成28年度の波浪観測等の結果に基づき、平成29年度から対策工を検討する予定であります。また、利便性向上を目的とする浮き桟橋の整備にも取り組んでおり、伊平屋前泊港においては、平成28年度から着手し、水納港においても、平成29年度から着手する予定であります。なお、水納港の砂浜の一部侵食については、整備内容に応じて、対策を講じていきたいと考えております。

同じく伊平屋空港の整備についての御質問にお答えいたします。

県は、現在、伊平屋空港建設予定地における航空機の就航率確認のための気象観測調査を実施するとともに、関係機関と需要喚起策等についての意見交換を行っているところであります。あわせて、滑走路長見直しに伴う環境影響評価書の補正に必要な低周波音の実機測定についても関係者と調整を進めていく予定であります。

県としては、引き続き関係機関と協議調整を行い、早期の事業着手に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　観光振興についての御質問の中の、やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業の取り組みについてお答えいたします。

世界自然遺産候補地である国頭村、大宜味村、東村のヤンバル３村において、山村地域に固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域振興を図ることを目的として、平成27年度から29年度にかけて、やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業を実施しております。具体的には、地域の観光事業者、林業関係団体、行政機関等から構成される検討委員会を開催し、利用ルールやガイド制度等を定めたやんばる森林ツーリズム推進全体構想の策定及びその運用を図るための協議会の設立など、推進体制の構築に取り組んでいるところであります。

次に、農林水産業関係についての御質問の中の、地域の実情に合わせた鳥獣被害防止対策についてお答えいたします。

鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。具体的には、１、市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲、２、防鳥ネット、侵入防止柵の整備、３、捕獲頭数に応じた助成などを実施しております。また、他県の事例等を参考に新たな防止対策の検討を行っているところです。

県としましては、今後とも関係機関と連携し、地域の実情に合わせた鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、産地後継者育成支援強化事業の取り組みについてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者年間300名を目標に各種施策を実施しております。産地後継者育成支援強化事業では、青年農業者の技術向上や産地リーダー育成を目的に青年農業者会議やリーダー研修会を開催するとともに、九州及び全国段階の会議への派遣等の支援を行っており

ます。また、各地区段階においても現地検討会や研修会など、農業青年クラブ組織活動の支援を行っております。

県としましては、引き続き関係機関と連携し、農業後継者の担い手及び産地リーダーの育成に取り組んでまいります。

次に、やんばる多様性森林創出事業の効果についてお答えいたします。

国頭村楚洲の県営林内で自然環境の保全と森林の利活用の両立を図るため、平成25年度から27年度まで高性能林業機械を使用し、択伐による収穫伐採の作業システムについて実証試験を実施しました。実証試験の結果、環境に影響の少ない伐採幅や高性能林業機械による効率的な集材距離等が明らかとなり、既存の森林作業道等を活用して県営林の約20％の森林資源を有効利用することが可能となりました。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　震災被害者避難支援についての御質問の中の、県の新たな補助制度と住民票についてお答えします。６の(1)と６の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えさせていただきます。

県では、平成29年度の県独自の支援策として、応急仮設住宅の供与が終了し、福島県の家賃補助制度が適用される世帯のうち、県内で居住を継続する世帯に対し、家賃の一部として月額１万円を補助いたします。この新補助制度は、避難者が契約した民間賃貸住宅に入居し、県内での生活再建を目指そうとする世帯に対して実施することとしております。

県としましては、４月からの実施に向けてこれらの世帯の個別の事情に対応できるよう、住民票を含め詳細について検討してまいります。

次に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金手続についての御質問にお答えします。

本県における平成29年１月末日現在の特別弔慰金の請求件数は約４万7000件、裁定済み件数は約２万5000件となっております。審査状況については、請求期間初年度に当たる平成27年度に請求が約４万件ありましたが、請求書類の審査は、市町村ごとの受け付け順に行っているため、件数が多い市町村については、時間を要している状況であります。加えて裁定がおくれていることの要因の一つに、請求書類の不備を整備するのに多くの時間を要している現状があります。

県としましては、裁定事務が迅速に行えるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問で、暴行動画いじめについてお答えいたします。

本島中部の中学校に通う男子生徒による暴力事件、その様子を撮影した動画がインターネット上に流れた事案については、大変ショックを受け、強い憤りを感じております。県教育委員会では、いじめや暴力は絶対に許されることではないことから、教育長名で、児童生徒の暴力行為防止とネットトラブル防止指導の強化についての取り組みを促す文書を発出するとともに、スクールカウンセラーを派遣し、被害を受けた生徒等のケアに当たっております。

引き続き人権教育や情報モラル教育についての理解を深めるなど、関係機関と連携して、このような事案の防止に努めてまいります。

次に、公立中学校教諭の児童買春容疑についての御質問にお答えいたします。

児童生徒を指導する立場にある者が、児童買春で逮捕されたことは言語道断であり、大変遺憾であります。県教育委員会では、過去にも同様な事件を起こして書類送検されていたとの新聞報道を受け、警察に確認したところ、事実であると回答を得ました。今後、今回の児童買春事案が事実と確認されれば、厳正に対処するとともに、県民の皆様の信頼を回復するよう取り組んでまいります。

次に、少人数学級の小学校５年生拡大についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは小学校５年生でも35人学級を実施いたします。少人数学級につきましては、学習規律の定着等、きめ細かな指導の充実を図るために必要と考えております。少人数学級の推進については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

〔病院事業局長　伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君）　北部振興についての御質問の中で、県立北部病院の課題についてお答えいたします。

県立北部病院は、北部圏域における中核的な医療機関として救急医療を初め、小児・周産期医療などの政

策医療や、地域で不足する一般医療の提供など、重要な役割を担っております。しかしながら、産婦人科においては、医師不足により診療制限を行っており、特に医師の確保が重要な課題となっております。そのため、病院事業局では、大学や民間病院への派遣要請や医師確保に係る基金の活用などを通し、医師の安定確保に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　数点ばかり再質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢について、アジア経済戦略構想についてでございますが、観光・リゾート産業や情報通信関連産業は、確実な芽出しができてきていると思います。しかし、これまでなかなか沖縄で成功できなかった製造業分野の拠点づくりに対しての展開はどうなっているかということをちょっとお聞きしたいと思います。一国二制度などを視野に入れた優遇措置等も必要であると思いますが、いかがでしょうか。その点をお聞かせ願います。

それと、離島地域における石油製品の本島並みの価格の取り組みですが、これまでこれはたびたび議会でも議論になってきましたが、しっかりとした原因がまだ究明されていないような状況でもありますし、その点を含めて、29年度安定してできると考えているのかお聞かせ願います。

そして、国際クルーズ拠点形成港湾についてですが、官民連携と言いますが、この事業の推進において、いわゆる官の立場である今回の沖縄県宮古島市の立場でやるべきことが一体どのようなことがあるのか、その辺をちょっと具体的に示してほしいと思います。そして、当然地元の役目もあると思いますけれども、地元はどのような状況を示していくのか、どのような立場の中で支援できるかということをお聞かせ願います。

そして、北部地区の基幹病院の整備についてですが、その件に関して、医師の安定的な確保を図り、良質かつ効率的な医療を提供するためには、基幹病院の整備は必要であると。合併は合理的な考え方の一つであるという答弁でありますけれども、しかし、まだ県は結論を出したわけではないというような答弁でもありました。そうであれば、統合する際の課題の抽出を行っている状況だと言っていますが、どの程度の課題があって、どこがどのような課題を克服しなければいけないのか、その辺は具体的にお聞かせ願いたいと思います。その抽出すべき問題というのがかなりの数に上っているという話も聞きますけれども、北部地域の住民はそこが大変気になっているわけでありますので、県の考えているようなその抽出作業の問題点をお聞かせ願います。

それと、鳥獣被害対策防止ですけれども、包括外部監査報告書によると、カラスの捕獲計画数の決定に当たっては、カラスの減少が生態系に与える影響も考慮する必要があるというようなことも言われております。そういう影響も考えながら、農林水産部だけの捕獲計画ではなくて、環境部と連携することが望まれるとの意見がありますが、その点どのような対策を講じていくのかお考えを示していただきたいと思います。

そして、先ほど違法民泊の件で答えていない部分がありますので、教育民泊との整合性について私はお聞きしたつもりでありますけれども、その点について再度お聞かせ願いたいと思います。本島北部３村で、ヤンバルで民泊ということで、ヤンパクという事業が展開されております。この点は、修学旅行生を対象に、自然豊かな地域の民泊に宿泊して、農漁業や地域独自の家庭料理を体験し、住民との交流を楽しむ民泊であり、明らかに今都市部で課題となっています違法民泊とは目的を異にするものであります。これまで、伊江村が先進地ということで、かなり長い実績を積んできておりますけれども、この実績、経緯を踏まえて、その法整備に関しては、慎重を期する必要もあると思います。この違法民泊、いわゆる観光客を目的とした宿泊施設であるのか、そしてまた、これまでの修学旅行を対象とした教育民泊に関しての沖縄県の考え方が問われている問題だと思いますので、その点をあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ただいまの再質問の中で、アジア経済戦略構想を見据えて、製造業をどう振興していくかというようなことにつきましてお答えいたします。

アジア経済戦略構想の中では、製造業も重点戦略の中の一つでございまして、特にＥＶ、電気自動車に関しまして、技術を高めていくという事業を行っています。これ、戦略的基盤技術導入促進事業といいますけれども、この事業を実施することによりまして、電気自動車に関する高度な技術、これを工業技術センターとそれからその周辺企業等が連携しまして、研究開発を今行っているところでございまして、それらの技術が産業分野、その他の分野への波及効果が期待される

ということで、その技術を中心に取り組んでいるところでございます。

その他の製造業に関しましても、海外で販路開拓市場の支援等も行っておりますので、それらを中心にしながら、沖縄県の製造業もアジアへ向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　離島における石油製品の本島並み価格の取り組みについての再質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、25年度の島々の特性に応じた輸送形態別の補助の見直し等によりまして、石油製品の流通に要する離島に固有の経費というものについては、ほぼ全額補助されているという状況にございます。ただし、本島あるいは離島に限らず、給油所の経費、いわゆる販売量に応じた仕入れ原価と輸送費の変動費に加えて、人件費だとか建物・設備に要する経費、光熱費等、こういう固定経費があるわけです。これに対しまして、沖縄本島及び宮古、石垣、それからさらに小規模離島等を見ますと、ガソリンの販売量が年に、沖縄本島の給油所の販売が平均2100キロリットルに対して、宮古、石垣を含む離島は、大体778キロリットルと３分の１程度であります。さらに小規模離島は、275キロリットルということで、今８分の１というふうになっております。そういうことから、固定経費を補うためには、リッター当たりの粗利が高く設定せざるを得ないのではないかと、今分析をしております。ただし、今後さらにそういう離島、本当にそうなのかどうかも含めて調査をした上で、島ごとに給油所の現状を分析して、どういった課題があるのかを検討して、今後対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　国際クルーズ拠点形成に向けた県の役割と地元に期待することについての再質問にお答えいたします。

本部港においては、県は、クルーズ専用バースの整備に取り組むことになります。それに伴う駐車場であったり、あるいは周辺インフラ整備、これは引き続き検討が必要だというふうに考えております。また、クルーズ船社のほうでターミナルは一義的に整備しますが、整備後の運営、これについては、地元の協力が不可欠だというふうな理解をしております。受け入れ環境体制についても、地元の協力が必要になるかと思います。引き続きこのあたりは地元とも連携協力して進めていきたいというふうに考えております。

宮古島市においては、詳細は把握しておりませんけれども、ハードについては、国、宮古島市が中心になって、受け入れ環境については地元が中心になると、このような状況になるかというふうな理解をしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　まず、基幹病院に関する再質問でございますけれども、現在、課題の抽出作業をしているということで、現時点では約60項目ぐらいの課題を抽出しております。内容的なものを申し上げますと、例えば医師会病院等が保有している現金預金とか、借入金といった長期負債、これをどうするのかというのと、それと統合に際して、職員の身分取り扱い、例えば、職員として採用する場合、その範囲をどうするのか。あるいは、能力の実証をどのように行うのか。はたまた、引き継がれなかった職員はどうするのかと、こういった細かいことも考えないといけないと。こういった課題を抽出していって、これに対する一応県の考え方を整理した上で、県としての方針を決めるということでございます。また、中には地元でも、例えば、あるいは新しく病院をつくるとなった場合、そこへのアクセス道路はどうするのか、下水道の整備はどうするのかと、そういったことも合わせて考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

次に、民泊の御質問でございますけれども、我々は、公衆衛生を確保するという観点から、旅館業法を所管しているわけでございますが、この修学旅行の民泊であろうと、あるいはインターネットを介しての民泊であろうと、旅館業法の簡易宿所としての許可を得る必要がございます。我々は、公衆衛生を確保する観点から、指導監督していくわけですけれども、許可を得ていない施設に関しては、この形態にかかわりなく、修学旅行民泊であろうと、インターネット民泊であろうと、許可をとっていない施設には適切に指導監督していくということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　平良議員の再質問に

お答えいたします。

議員が指摘されたように、北部地域については、カラスの被害が結構、北部中心にありました。平成22年には約6900万ほどありましたけれども、平成27年には関係機関のほうの防除が功を奏して、3100万ほど減少しております。しかし、ただ単に防除するだけではなくて、農産物の被害を軽減するという視点から、専門的な意見等を踏まえて、適正な防除を進めていきたいというふうに思っております。特に、発生密度については、専門的な環境部の意見等を踏まえて、全て防除ということではなくて、いわゆる農産物に被害がない生息密度をいかに落としていくかということで、効果的な防除等をやっていきたいというふうに考えております。関係機関のほうとの連携はしっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時23分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽　宗儀君　こんにちは。

通告に基づき質問いたします。

日本共産党県議団を代表して質問します。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

アメリカ大統領選挙の結果は、世界に激震が走っています。アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領は、入国禁止令や国境沿いの壁建設など大統領命令を連発し、司法や議会、世論の反対に直面し、人事面でも側近の辞任や閣僚指名者の辞退が続き、混迷が続いています。多くのマスコミがトランプ米政権１カ月、強硬、大混乱と報じています。かつてリンカーン大統領は、奴隷解放を宣言し、人民の人民による人民のための政治という民主主義の理念を説いた政治家として、歴史的に政治の方向を示したすぐれた指導者でありました。ところが、トランプ大統領はアメリカ第一主義を宣言し、世界のこれまでの秩序を大きく変えてきています。そしてファミリー第一主義で家族の事業を優先させるという方針を持ち込み、世界的にそれに対する反発も広がり、その結果新たな貧困と格差をつくり出し、混迷を深めています。

ちょっと失礼。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時26分休憩

午後１時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○嘉陽　宗儀君　リンカーン大統領の高く掲げた人民のための政治という崇高な民主主義の旗は地に落ちてしまいました。しかし、一方では、それに反発する闘いも世界的に大きく広がっています。そして民主主義を求める歴史の巨大な歯車が動き始めたことを痛感しています。必ずやこのアメリカ人民の闘いは勝利するでしょう。お湯を沸かすときには一挙に沸騰するものではありません。この民主主義を求める闘いが水を過熱し、沸騰させる力になります。歴史をつくるのはこの人民の闘いです。このことに確信を持つことが極めて重要であると思います。このような状況の中で、知事が訪米し、沖縄の問題を直接訴えてきたことは、極めて重要な意義があったと思います。今、知事訪米に対する無力論が意識的に振りまかれていますが、これは歴史の大きな流れから見れば、一部の逆流でしかありません。県民の民意に基づく知事の行動は、必ず県民に支持され勝利します。確信を持って頑張ってください。

そこで、知事の政治姿勢について質問します。

アメリカのトランプ新大統領の評価についてお伺いします。

特に、日米安保条約、日米軍事同盟の強化と沖縄米軍基地の関係についてです。

辺野古新基地建設問題の取り組みについて、辺野古移設が唯一の解決策と日米首脳が確認していますが、それに対する今後の闘いの展望と決意を伺います。

自民党の総理大臣がとった今回の態度に対して、これだけ米大統領におべっかを使う外国の首脳は今まで見たことがないとアメリカのマスコミは取り上げています。知事の所見を伺います。

今回のトランプ劇場はアメリカ資本主義の行き詰まりと、民主主義の理念の崩壊を痛感させられるものでありました。知事の所見を伺います。

次に、米軍人犯罪について、戦後から今日までの実態をお聞きします。そのうち、とりわけ海兵隊犯罪の占める割合はどうなっていますか。

オスプレイは、なぜ欠陥機と言われているのか。

オスプレイの事故の発生はどうなっていますか。

この基地問題については、特に米兵による女性暴行殺人事件も発生しましたし、それから沖縄の米軍人・軍属の犯罪はそのほとんどが海兵隊です。とりわけ海兵隊問題については、解決のために特別の努力が必要だと思います。必要であれば、知事の決意を伺います。

２番目に、教育問題について質問をします。

今、沖縄の教育の現状は多くの県民の心を痛めています。後を絶たない少年犯罪、深刻化する非行問題など、県民の重大な課題として組織的に取り組んでいかなければならないと思っています。なぜこのような事態になっているのか改めて分析し、抱えている問題点を明らかにし、その克服のための努力が求められています。現在の学校教育は、教育基本法がじゅうりんされ、教育が破壊されていることが最大の問題であります。私は、ここに「がんばってね、先生」ということで、自分の教育書を書きましたけれども、これはいつ書いたかというと、1992年に石垣市で、中学生の田本君、集団暴行死亡事件がありました。学校でこれからの人生がある子供が、子供同士のけんかでなぜ命まで奪われるようなことになるのか。その原因は何だということで、どうしても議員として、政治家としてこの問題は提起しておく必要があるからということで、これを書かせてもらいました。

ちょっとだけ紹介します。

現在、荒れる中学生や高校の中途退学の問題が多くの人々の心を暗くしています。とりわけ、去る２月に発生した石垣中学校における集団暴行事件で田本君が死亡したことは、事態の深刻さを浮き彫りにするものでした。このような事件は、どこの学校で発生しても不思議ではない状態になっていますという、その原因究明調査委員会の結果発表は、とりわけ子供を持つ親を言いようのない不安に陥れています。いつ我が子が非行に走るかわからないということほどいたたまれないことはありません。

この荒れる中学生の実態は、昨年の暮れから一挙に吹き出してきたように次々と明るみに出てきました。その内容もいじめから校内暴力、金銭せびり、女生徒の集団暴行など、極めて深刻なものです。そのために自殺者が出るなど、学び、成長する教育の場の破壊が進行しています。このような問題は全国的にも大きな社会問題ですが、沖縄県の場合はより一層深刻な事態になっています。なぜ、このような事態になったのかその原因を究明し、それを克服して、本当に学校を子供たちにとって学び、成長する楽園として確立していくことは、今や県民の重要課題になっています。

この教育荒廃の大きな原因は、１つには何よりも文部省による軍国主義教育の復活を目指す臨時教育審議会の教育現場への押しつけと、沖縄の教師たちが戦後のアメリカの全面占領時代の血のにじむような闘いの中で築いてきた民主教育に、保守県政が集中的に攻撃を加え、破壊してきたことによるものです。また、それに加えて保守県政のときに、一部のエリートを育てるための英才教育の方針を押しつけてきたことです。それは、政府への要請の際、沖縄県出身の官僚がいないためにいろいろ不便を来しているので、一流大学に合格させ、政府官僚として送り込む必要があるというものです。それを受けて、教育行政は学力向上推進運動に組織を挙げて取り組み、ペーパーテストの成績を上げるために血道を上げ、教育のゆがみを深刻なものにしています。民主的な教育活動に対する攻撃が強められ、それに従わない教師には弾圧さえ行っていました。そのために学校の管理統制が厳しくなり、教師が自由に物も言えなくなってしまう。職場が暗く、民主主義は踏みにじられ、教師は仕事に忙殺されています。その結果、教師による生徒の取り締まりが厳しく行われ、校則で締めつけて生徒の自由が奪われるという事態も起こっています。その矛盾が集中的に学校の教育現場で吹き出し、荒れる中学校・中学生を生み出している最大の要因になっているわけであります。かつて、学力テスト日本一県は、少年非行日本一を生み出していたと。こういうことを私は指摘してきたわけでありますけれども、依然として中身は30年前と同じなんです。学校現場の先生方の統制が行われて、当時は先生方が自由に教研活動として、本当に自分の専門分野をグループで一生懸命深めるということもできましたけれども、今はそれもできない。だからそういう意味では、改めて現在の荒れる中学校の問題、学校現場の問題については、みんなで議論してどう改善できるかということについては取り組む必要があると思います。

教育基本法は、その第１条教育の目的で、教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと高らかに宣言しています。ところが、政府はその原則を破壊するために一貫して攻撃を加えてきました。その中心的役割を果たしたのが全国学力テストの教育現場への押しつけでした。その結果、差別と選別の教育体制になり、全国的に教育の破壊が進んできました。それに対して教職員団体を先頭に学力テスト反対の大闘争が行われ、教育の危機が叫ばれるようになりました。現在では、文科省も従来の教育方針をいろいろ検討する必要があるということで、今までの教育の方向の見直しを行うという方向が今出されてきています。ところが、沖縄はいまだに学力テストの点数を引き上げるための苦戦が続いています。

そこで質問します。

(1)、全国学力テストの成績が小学校の部は全国最下位を抜け出したと関係者は喜んでいますが、果たして実態は手放しで喜んでいいものか疑問があります。本物の学力が身についたか検証が必要だと考えますがどうですか。

それから(2)、教師の多忙化は解消されましたか。

(3)、荒れる中学校と言われるように少年非行は県民が心を痛める状況にあります。その根底には貧困と格差の問題が深刻な影響を与えていますが、実態はどうなっていますか。

(4)、少人数学級の編制、学び合いの授業などすぐれた教育実践も実績を上げてきています。それを評価し、広げることは重要だと考えます。特にこの学力向上推進運動の場合に、先進県を見習うということで本土に教員を派遣する、その県から指導教諭を招いて努力するということも行いました。私は、少人数学級がそれだけで完結型じゃない、教える先生方の自主教育、自主性、これが伴わないとだめだと。だから、今30人学級を広げる、そして少人数学級、教えやすい、学びやすい教育体制の実現ということを言っていますけれども、肝心かなめの教員の魂がしっかり沖縄の子供たちの教育をどうするかということがはっきりしないと、これもなかなか成果が出にくいものだと思います。特に教育長、この考えについてどうなのかお聞きしたいと思います。

それから、保育問題について質問します。

現在、児童を取り巻く環境は劣悪な状況にあります。保育園への入園ができない待機児童問題は深刻な実態になっています。三つ子の魂百までと言われるように、人間の一生で最も重要な成長期に劣悪な環境に置かれるというのは将来の社会にとっても重大問題です。1951年に作成された児童憲章は、戦後の劣悪な社会・生活環境から児童を守るために制定されました。その総則部分には、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」とうたい、児童一人一人の健全な成長の実現を宣言しました。改めてこの宣言を受けとめて最大の努力をしなければと痛感させられます。

そこで聞きますけれども、現在の待機児童の解決策はどう取り組んでいますか。

それから、保育士確保の取り組みは具体的に進んでいますか。

(3)、認可外保育所の実態について。

保育所の数、児童数、保育士の数、認可保育所の設置可能な条件を満たしている園は何カ所あるか。

待機児童解消のための必要な保育所の数は幾つか。

次に、泡瀬干潟問題について質問します。

泡瀬干潟は、南西諸島最大のすばらしい干潟でしたけれども、御承知のように、開発事業が進んで二百四十幾つか生息しておりました貴重種、絶滅危惧種がほとんどこの埋立工事によって絶滅の憂き目に遭っています。それでも今いる、今生きているものは何とかして助けられないかということで、私どもは運動していますけれども、やはりこれは、今の埋立事業をストップというわけにはいきませんので、少なくとも今進められている埋立事業についても検証して、どうすれば最大限あの干潟を守り、絶滅危惧種の保存をすることができるか、これは県議会としても沖縄の自然環境を守る上で必要だと思いますので、みんなで考えていく必要があると思います。

それで、泡瀬干潟のラムサール条約への登録、自然環境保全の取り組みの進捗状況はどうなっていますか。

それから、県の努力でサンゴ再生事業が進められていて、今、サンゴだけではない自然再生法に基づくこの自然環境の復活、これをどうにかして進めようということで今関係者は努力しています。そういう意味で泡瀬干潟、それだけ重要な湿地になっています。南西諸島最大のすばらしい湿地をこの県政で潰したということにならないように、ぜひしっかりと沖縄の自然を守るという立場から頑張っていただきたいということを話しまして、私の質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　嘉陽宗儀議員の代表質問にお答えをいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、トランプ大統領の評価及び日米首脳会談についてお答えをいたします。

トランプ大統領については、選挙期間中のさまざまな発言から、新しい発想の政治を考えておられ、大統領就任後の日米安保体制、そして沖縄の基地問題等に対して、どのような対応をとられるかその動向を注視してきたところでありますが、先日の日米首脳会談において、辺野古が唯一との確認が行われたことは、沖縄県知事として大変残念であり、また、容認できるものではありません。

安倍総理には、沖縄の民意に真摯に耳を傾け、日米安保体制における沖縄が抱える基地問題の解決に向けて、米国に対して意見すべきところはしっかりと発言するべきであると考えております。また、トランプ大統領におかれては、民主主義を標榜する世界の超大国

のトップとして強いリーダーシップを発揮し、国際社会の平和と安定のために、適切に対応いただきたいと考えております。

次に、保育問題についてに関する御質問の中の、待機児童の解決策についてお答えをいたします。

沖縄県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしております。今年度は、約6200人の定員増を見込んでいるところであり、引き続き市町村と連携し、平成29年度末までの待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁させていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、日米安保条約と沖縄の米軍基地の関係についてお答えいたします。

沖縄県は、日米安保条約を認める立場でありますが、国土面積の約0.6％にすぎない本県に在日米軍専用施設面積の約70.6％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けており、基地の整理縮小が必要であります。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、辺野古新基地建設阻止の展望と決意についてお答えいたします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。

今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、戦後からの米軍人による犯罪と海兵隊員の占める割合についてお答えいたします。

米軍人による犯罪のうち、戦後から復帰前までについては正確な記録が残されていないことから、実態を把握することは困難であります。復帰後、平成28年末までの米軍人による刑法犯検挙数については、沖縄県警察の公表資料によりますと、4663件、4730人となっております。また、平成23年から平成27年までの刑法犯のうち、海兵隊員の占める割合は、検挙件数で60.7％、検挙人員で61.9％となっております。

次に、オスプレイが欠陥機と言われていることについてお答えいたします。

オスプレイは、試作や生産初期の段階から多数の事故を起こし、このようなたび重なる事故が、欠陥機と言われる原因ではないかと考えております。

次に、オスプレイの事故の実態についてお答えいたします。

県が把握しているオスプレイの墜落や搭乗者死亡など、重大事故件数は17件で、死亡者37名、行方不明者１名となっております。オスプレイは、試作や生産初期の段階において、平成３年６月、平成４年７月、平成12年４月及び12月の４回、墜落事故を起こしております。さらに、平成24年４月にモロッコで２名が死亡、また、平成27年５月にハワイ州で２名が死亡する事故が発生したほか、昨年12月には、普天間飛行場所属のＭＶ22オスプレイが名護市東海岸から約１キロメートル沖合に墜落するなど、これまで多数の死傷者を出しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育問題についての御質問で、本物の学力が身についたかどうかの検証についてお答えをいたします。

児童生徒一人一人が将来、自己実現を図り、夢や目標を達成するためにも、学力向上の取り組みは重要であると考えております。全国学力学習状況調査においては、知識・技能及び思考力・判断力・表現力等の改善だけではなく、学習意欲等に関する改善も見られており、本県児童生徒の学力は着実に向上していると考えております。さらに、就寝時刻や家庭学習の取り組みについても改善傾向が見られるなど、現在県で取り組んでおります「家～なれ～」運動を初めとする学校、家庭、地域が連携した取り組みによる成果も少しずつあらわれているものと考えております。

県教育委員会では、今後とも児童生徒に確かな学力など知・徳・体をバランスよく育むことを重視し、わかる授業の構築と基本的な生活習慣の確立を柱に諸施策を展開してまいります。

次に、教師の多忙化解消についての御質問にお答えいたします。

平成27年度実態調査結果によりますと、多忙感について、「毎日忙しいと感じている」、「どちらかというと感じている」と答えた割合は、小中学校で

74.6％、県立学校で69.3％であり、近年ほぼ横ばいとなっております。一方、「勤務時間内の業務量が多い」、「どちらかというと多い」と答えた割合は、平成27年度では小中学校で55.5％、県立学校で51.6％となっており、調査開始の平成20年度に比べ、それぞれおおむね17ポイント減少しております。

県教育委員会では、業務を改善し、教師が子供に向き合う時間を確保するため、沖縄県教職員業務改善推進委員会を設置し、さまざまな角度から教職員の業務改善に向けた検討を行い、業務改善に関する提言を行ったところであります。引き続き業務改善に向けた実効性のある取り組みの推進に努めてまいります。

次に、荒れる中学校、その根底には貧困と格差の問題が深刻な影響を与えているのではないかという御質問にお答えいたします。

本県の相対的貧困率は、全国平均の約２倍に当たる29.9％となっており、厳しい状況にあります。一方、文部科学省が実施した平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によりますと、本県の中学校における暴力行為の1000人当たりの発生件数は3.7件となっており、全国は4.2件となっております。また、いじめの1000人当たりの発生件数についても、本県は11.5件となっており、全国は16.4件となっております。

県教育委員会では、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、引き続き学校、保護者、地域、行政機関等と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、少人数学級の拡大等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは小学校５年生でも35人学級を実施いたします。

少人数学級につきましては、学習規律の定着等きめ細かな指導の充実を図るために必要と考えております。少人数学級の推進については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　保育問題についての御質問の中の、保育士確保の取り組みについてお答えします。

待機児童解消に必要な保育士数は約8900人と見込んでおり、平成29年度末までに残り約1500人の確保が必要となっております。保育士確保に当たっては、保育士の処遇改善が重要であることから、県としましては、保育士の正規雇用化や年休取得及び産休取得の支援事業に加え、今年度は新たに保育士のベースアップに対する支援や保育補助者の雇い上げに対する支援を実施することで、処遇改善の取り組みを強化しております。

次に、認可外保育施設の実態についてお答えします。

平成28年４月１日現在、県内の認可外保育施設は390施設で、入所児童数は１万4404人となっており、保育従事者2932人のうち保育士は約1400人となっております。また、平成27年11月に行った認可化移行状況調査によると、同年10月末現在で指導監督基準を満たす269施設のうち、101施設が認可化移行予定となっております。

県としましては、引き続き認可外保育施設の認可化の促進と保育の質の向上を一体的に取り組んでまいります。

次に、待機児童解消に要する保育所数についてお答えします。

平成29年度当初予算においては、約4200人の定員増を見込んでいるところであり、96の施設等を整備することとしております。また、次年度への繰り越しが見込まれている44の施設等も含めると、計140の施設等の整備が行われる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　泡瀬干潟問題についての御質問の中の、ラムサール条約登録に向けた進捗状況についてお答えします。

ラムサール条約への登録は、鳥獣保護区の指定に加え、湿地の重要性の国際基準を満たすこと、地元住民などから登録への賛意が得られることという３つの条件が必要であります。

県としましては、今年度策定する第12次鳥獣保護管理事業計画に泡瀬干潟を鳥獣保護区に指定することを位置づけることとしており、早期指定に向け、関係機関と調整してまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　泡瀬干潟問題についての御質問の中の、サンゴ再生の取り組みについての御質問にお答えいたします。

泡瀬干潟の周辺海域では、海水温の上昇や寒波等の

自然的要因により、サンゴが白化し、減少傾向にあります。県では、平成27年度以降、サンゴの現況調査を行い、対策を検討してきたところであり、平成29年度からはサンゴの再生に取り組む予定であります。

周辺で実施している泡瀬地区埋立事業については、人工島周辺の環境に十分配慮しながら、引き続き国や沖縄市と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　日本共産党の渡久地修です。

県議団を代表して質問します。

2013年１月28日、全県41市町村長、県議会各会派、経済界、労働団体などがオスプレイの配備撤回、普天間基地閉鎖・撤去、県内移設断念を求めた建白書を安倍首相に提出しました。沖縄の歴史の中でも画期的なものでした。2014年11月16日の知事選挙で、県民は公約を守り、建白書の実現を掲げた翁長雄志候補を、埋め立てを承認した前知事に約10万票余の大差をつけて誕生させました。それから激動の２年間が経過しましたが、県民の民意を踏みにじって沖縄に基地を押しつけようとする安倍政権の強権政治と県民の闘いの連続でした。この間、ウオーキング中の二十の女性が元海兵隊員によって暴行され、殺害される事件や欠陥機オスプレイが墜落する事故も発生しました。建白書の実現を目指す県民と安倍政権の闘いは、さらに激烈になるでしょう。

翁長知事は不当判決が出された際、苛烈をきわめた米軍との自治権獲得闘争を粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで闘い抜くものと信じていると県民の闘いへの揺るぎない信頼を寄せました。道理と正義は私たち県民の側にあります。沖縄の歴史は、沖縄県民が苦難の闘いを通じてつくり出してきたものです。翁長知事、あなたの後ろには多くの県民がついています。勇気と確信を持って頑張っていきましょう。

１、辺野古新基地はつくらせないを県政運営の柱にしながらも、沖縄経済の発展、県民の暮らし、福祉、医療、教育の充実に着実な成果が上がっているが、この２年間の総括と今後の県政運営の方向と決意を伺います。

２、日米首脳会談が行われましたが、大放送局のアナリストは、これだけ米大統領におべっかを使う外国の首脳は今まで見たことがないと投稿し、米タイムズ紙電子版は、安倍首相はトランプ大統領の心をつかむ方法を示したへつらいであると書き、ワシントンポスト紙は、安倍首相は億万長者のビジネスマンにおべっかを使いながら米国がますます強くなることを歓迎すると語ったと報じました。日米首脳会談を前に、辺野古では巨大なコンクリートブロックを連日のように海に投下、その狙いは一時在日米軍の撤退に言及していたトランプ大統領に対し、米軍の引きとめを懇願するための必死なアピールだったと厳しい指摘もされています。普天間基地の５年以内の運用停止という県民への公約も投げ捨て、翁長知事に責任を転嫁してしまうありさまです。トランプ政権に追従する安倍政権は、国の内外から厳しい批判にさらされるでしょう。

トランプ大統領と安倍首相の共同声明に「辺野古が唯一の解決策」と盛り込まれましたが、日米間で何度も何度も繰り返し確認しないとならないぐらい、翁長知事と県民の闘いが全国とアメリカ及び世界の世論に大きな影響を与えていることの裏返しであり、安倍政権のいら立ちと焦りのあらわれだと思いますが、見解を伺います。

県民に寄り添うという言葉を完全に忘れ、沖縄を米国に差し出したとも言えるものだとの厳しい意見が内外で上がっています。見解を伺います。

３つ目、知事訪米について。

私は、２年前に続き、ことしの１月31日から２月５日まで翁長知事に同行して訪米してきました。私たちの訪米団は知事とは別に、44回、約100人の方々と面談しました。２年前の訪米では、沖縄のことはほとんど知られていないことと同時に、ワシントンに来るのではなく、東京の日本政府に要請に行くべきではないかとか、辺野古がだめならかわりの案を出すべきではないかといった多くの意見も出されました。今回の面談では２年前とは違って、貴重な情報だ、私たちが聞いていたことと違うという話や日本政府と沖縄県民の意見が違うこともよく知っている、沖縄に基地が集中していることやオスプレイの墜落や殺人事件には心を痛めている、沖縄の人々のために何ができるのか考えてみたい、日米が決めたことだが沖縄県民の思いとの間でどのようにすればいいのか苦しいところだなどの反応もあり、また、メールアドレスを教えるので情報を送ってほしい、このような対話を継続したい、ことし、日本と沖縄に行く、知事と会うことも検討したいなどの積極的な対応もあるなど大変有意義な訪米だったと確信しております。このことを裏づけるように、けさの琉球新報は、２月16日に米議会調査局が議会に提出した報告書のことを報道しています。この報告書には、辺野古移設について最近の東京・日本政府に好意的な判決があったにもかかわらず、地元が反

対し、論争となっている。普天間飛行場の移設合意の履行には懸念が残っている。また、東京とワシントンによる高圧的な行動が、反基地抗議の激化を招く危険が残っていると書かれていることを報道しています。これは、知事訪米の結果だと思います。

訪米の成果と今後にどのように生かしていくのか、見解を伺います。

今後の訪米計画とワシントン事務所の活動について伺います。

沖縄の民意と沖縄県の考えを全国とアメリカ、世界へさらに広げるために、あらゆる手法を構築すべきではないか。県が作成予定の邦文、英文などのパンフレットを連邦議会議員や在京大使館、国連、ＮＧＯ、環境団体など大規模に届けることも必要ではないか。

４、普天間基地の５年以内の運用停止について。

安倍政権は、普天間飛行場の５年以内の運用停止については、政府としてその実現に向けて全力で取り組んでいくとの答弁書を閣議決定しています。

５年以内の運用停止は、安倍政権の県民への公約ではないか。

５年以内の運用停止について、安倍政権がアメリカと交渉した形跡はあるか。安倍首相は、今回のトランプ大統領との会談では、このことに一言も触れていないのではないか。

アメリカからすぐに打ち消されて、それを翁長知事のせいにして困難だと責任転嫁をしている。無責任のきわみ、公約破りではないか。

確実に実行を迫っていくことが必要であると思うが、見解を伺います。

５番目、辺野古新基地建設問題について。

安倍政権は、辺野古の海への巨大なコンクリートブロックの投入など工事を強行しています。沖縄県民は、これまで各種の全県選挙で辺野古新基地建設反対の候補者が勝利をして、県民の民意をきっぱりと示してきました。選挙の結果を否定し、民主主義を否定し、地方自治を否定し、県民の民意を無視する暴挙ではないか。

３月31日で岩礁破砕許可の期限が切れるが、国は再申請しないと言っているようだが、沖縄県漁業調整規則に照らしても許されないと思うが、県の見解を伺います。

あらゆる手法を駆使して建設を阻止するという知事の決意を伺います。

次、増加する米軍機の訓練について。

オスプレイ墜落の原因究明もないまま訓練が再開され、連日、米軍機の訓練が昼夜を問わず激化しています。実態と県の対応について伺います。

政府は、オスプレイの訓練は150メートル以上で飛行すると説明していたが、オスプレイの訓練マニュアルには60メートルで飛行すると書いてあることが明らかになりました。沖縄でも実際に超低空飛行訓練が実施されているのではありませんか。実態と県の対応を伺います。

Ｆ35ステルス戦闘機が岩国に配備されましたが、沖縄での訓練が開始されたのか。米軍の資料によると普天間、嘉手納基地への飛来、伊江島飛行場での訓練も予定されているが、負担の増加ではないか。

外来機Ｆ22戦闘機の飛来と訓練によって爆音が増加しているが、実態と対応について伺います。

米軍機が住宅上空を飛び交い、いつまた墜落するか県民の不安は高まっています。オスプレイの飛行停止、配備撤回、Ｆ35、Ｆ22戦闘機などの外来機の飛来、訓練禁止を強く求めるべきです。

７番目、日米地位協定について。

米軍は日本の航空法などを全く無視して低空飛行訓練などを行っています。日米地位協定で国内法が適用されていないのは、世界でも異常ではありませんか。ドイツ、イタリアなどでは国内法が適用されているというがどうか。政府には地位協定の抜本改定の意思が全く見られません。主権国家としての自覚がないのではないか。抜本改定を強く求めるべきではないか。

日本の航空法では、住宅上空は300メートル、それ以外でも150メートル以下で飛んではならないとしています。しかしながら日米地位協定によって、米軍には国内法が適用されないとのことで、学校、病院、住宅上空を初め、低空訓練などやりたい放題です。このまま我慢し続けるわけにはいきません。日本政府が動こうとしないもとでは、学校、病院、住宅上空での飛行禁止、訓練してはならないという沖縄県条例を策定し、県民に犠牲を強いている日米地位協定の壁を正面から突き崩すために動く必要があるのではないか。

８、沖縄経済発展の視点から米軍基地問題を捉えることについて。

翁長県政の誕生によって米軍基地の問題を沖縄経済発展の視点から論じられるようになってきました。この視点でさらに議論を深めることは、これからの沖縄の進路にとっても大事だと思います。沖縄経済は基地があるから成り立っている、沖縄は基地があるから政府から多くの振興予算をもらっている。このような誤った考えがまだまだ県内外に残っています。これを払拭することは急務です。

米軍基地は、沖縄経済発展の阻害要因だということ

について。

戦後から復帰、今日と県経済に占める基地関連収入割合の推移と今後の予測について。

米軍基地あるがゆえに、復帰後どれだけの経済的な損失をこうむってきたことになるか。

県や市町村のまちづくりの計画や振興計画にどのような支障を来しているか。

米軍基地を撤去させてこそ、沖縄の経済発展に大きな展望が切り開かれると思うが見解を伺います。

観光産業等を含む今後の沖縄経済の発展予測及びそれに伴う雇用創出予測と今後の県内の労働力人口の予測はどのようになるか。米軍基地が撤去されても雇用の場は確保されると思うが、見解を伺います。

９、海兵隊撤退について。

海兵隊は日本や沖縄を守る軍隊ではなく、他国へ真っ先に侵略する軍隊ではないか。そのことは、アメリカ政府関係者もこれまで議会で証言しているが、見解を伺います。

県議会は海兵隊撤退決議を採択し、県民大会でも撤退を掲げました。海兵隊が沖縄から撤退すると、基地面積の割合や米軍人の数などはどうなるか。事件・事故はかなり減少すると思うが、見解を伺います。

海兵隊撤退も見据え、海兵隊基地で働いている基地従業員の雇用の確保について、対策の方向性を今から立てておく必要があると思うが、見解を伺います。

10、さきの浦添市議選挙では、浦添軍港反対を掲げた日本共産党は、現職が１位、２位に当選し、新人を含め得票も大幅に伸ばして２議席から３議席へと議席をふやしました。これは、軍港移設反対のひとつの民意のあらわれだと思います。

日米地位協定２条３項では、「必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」と規定しています。那覇軍港は既に遊休化しており、使用されていない基地であり、速やかに返還されるべき基地ではないか。県としても、日米地位協定２条３項の立場に立つべきだと思うが、見解を伺います。

11、自衛隊問題について。

那覇市は、全国の都道府県の県庁所在地の中で自衛隊基地面積の割合が一番高いのではないか。

自衛隊那覇基地がある場所は那覇空港に接し、沖縄の経済発展のかなめの場所であり、経済発展の阻害要因になっているのではないか。沖縄の経済発展のために活用すべきではないか。

中国との軍事的な緊張をつくる先島への自衛隊配備については、やめるように政府に意見を言うべきではないか。

他国との紛争は軍事力ではなく、平和的な外交と対話によって解決されるべきであると思うが、見解を伺います。

12、沖縄経済は好況だと言われていますが、県民の実感には結びついていないのではないか。

99％を占めている中小企業、業者の業績アップにどのようにつなげていくか。

非正規雇用の解消、正規雇用の拡大にどのようにつなげていくのか。

県民所得の向上にどのようにつなげていくのか。

食料自給率の向上、農林水産業の発展、所得向上にどうつなげていくのか、見解を伺います。

13、沖縄の貧困対策について。

これまでの子供の貧困対策についての成果と今後の計画について。

私は、子供の貧困対策で県行政が真っ先にやるべきことの一つは、医療費を無料にすることだと思います。全国的には、高校生まで無料化する方向で進んできています。通院医療費について翁長県政のもとで、就学前まで拡大されましたが、早期に通院医療費を中学卒業まで無料にすることと、窓口無料化、現物給付を実現すべきです。県の計画と知事の決意を伺います。

公営住宅法第１条は国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することと規定しています。

沖縄では、低所得者向けの公営住宅が２万戸不足していますが、増設の計画を策定すべきです。

ひとり暮らしの高齢者や低所得者の住居確保の問題は深刻です。公営住宅の増設、あるいは民間アパート借り上げ住宅の確保や民間アパートへの入居の支援が必要です。

県営住宅の家賃支払い困難者支援のためにケースワーカーの配置の成果を伺います。さらに増員が必要ではないか。

14、前期高齢者問題による市町村の国民健康保険財政の赤字について。

さきの沖縄戦で、県民は多大な犠牲をこうむりましたが、その影響によって今日、国民健康保険の前期高齢者に係る交付金が極端に少なく算定され、市町村が頑張っても莫大な赤字になり、一般会計から多額の繰り入れを余儀なくされるという非常事態になっています。その実態について伺います。

この問題を解決するためにも、知事が先頭に立って、全市町村とともに、前期高齢者問題による沖縄県国保財政危機突破県民大会（仮称）を開催するなど、全県を挙げて国と交渉して解決しなければならない重

大問題だと思いますが、知事の見解と決意を伺います。

15、離島振興について。

領海、経済水域の確保など沖縄の離島の果たしている役割は大きいと思います。国や県はどのような認識か。

県の離島振興の基本姿勢。

新年度予算における離島振興の主なものについて伺います。

海域面積の交付税補正係数の算定など、抜本的な離島予算の確保について伺います。

16、教育行政について。

去年は小学校４年生まで少人数学級が拡大され、この４月１日から小学校５年生まで少人数学級が実現されますが、残された６年生と中学２年生、３年生も来年４月１日から実施すべきです。

本県の正規教員の比率が全国より低いということを正面から捉えるべきです。正規教員の拡大に本腰を入れて取り組むべきです。

17、消防防災ヘリの導入への調査費がつきましたが、早期導入に向けた計画と決意を伺います。

18、東日本大震災、東京電力福島第一原発事故からの自主避難者に対する支援策が打ち切られようとしていることに避難者の皆さんは不安を抱えています。福島の原発事故避難者への県独自の支援策を継続するべきです。

19、公契約条例を早期に制定することについて伺います。

最後に、前副知事が疑惑を持たれて辞職しました。県として、自浄作用を発揮してしっかり真相を明らかにすべきです。そして今後、公共工事の入札や各種公務員試験などが、政治家などの不当な口ききによってゆがめられてはなりません。口きき防止条例の制定が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の代表質問にお答えをいたします。

知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、２年間の総括と今後の県政運営についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画に基づき、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでまいります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げたところであり、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでまいります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでまいります。これまでの取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年平均の完全失業率は平成27年が5.1％、平成28年が4.4％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を上回ったほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続きアジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性とソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置されたところであります。今後とも、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、知事訪米についてに関する御質問の中の、訪米の成果等についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省、国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは大変意義のあることでありました。特に、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も、辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。

次に、沖縄の貧困対策についてに関する御質問の中の、子供の貧困対策の成果と今後の計画についてお答

えをいたします。

子供の貧困対策については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し、市町村における子供の学びと育ちを支援するとともに、国と連携し、子どもの貧困対策支援員の配置や子供の居場所を設置しております。また、国、県、市町村及び関係団体等で構成する沖縄子どもの未来県民会議を中心に、児童養護施設退所児童等への大学等進学に必要な授業料等を給付するなど、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。

今後とも、子供のライフステージに即した切れ目のない総合的な子供の貧困対策を強力に推進してまいります。

次に、離島振興についてに関する御質問の中の、離島振興の基本姿勢についてお答えをいたします。

沖縄県の離島は、島々で異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力、すなわち離島力を有しております。一方で、離島地域は、条件不利性に起因した課題を抱えており、若年者の慢性的な流出等により、多くの離島で人口が減少しております。

県としましては、離島が潜在力を発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会を実現することを目的に策定した住みよく魅力ある島づくり計画に基づき、離島住民が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の分野において定住条件の整備を図ってまいります。また、離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光・リゾート産業、農林水産業、伝統工芸等、特色を生かした産業の振興を図るなど、総合的な離島振興策を推進してまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

〔副知事　浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君）　国民健康保険についての御質問の中で、市町村国保の実態及び県民大会の開催についてお答えいたします。

沖縄県の市町村国保においては、前期高齢者の加入割合が低く、前期高齢者交付金が極端に少ないこと、また、加入者の平均所得が全国で最も低いことが主な要因となり、多額の赤字を抱えております。県民大会は、全ての市町村及び政党等、国民健康保険制度にかかわる全ての関係者の総意のもとで開催される必要があると考えます。

したがいまして、渡久地議員の御意見につきましては、貴重な御提言として受けとめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　日米共同声明についての御質問の中の、辺野古が唯一の解決策との声明についてお答えいたします。

就任間もないトランプ大統領が安倍総理と面談し、普天間飛行場の辺野古移設を唯一の解決策であるとしましたが、県民の理解が得られない新基地建設を進めることは到底容認できるものではありません。

知事は、訪米の際に、米国務省日本部長、米国防総省日本部長代行との面談において、このまま辺野古が唯一の解決策という考え方に固執すると、今後の日米安保体制に大きな禍根を残すものであると、改めて伝えたところです。

次に、県民に寄り添うという政府の姿勢についてお答えいたします。

一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは、県民に寄り添うという言葉からは程遠いと考えております。

政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古新基地建設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、知事訪米についての御質問の中の、今後のワシントン駐在の活動と知事訪米についてお答えいたします。

今回の知事訪米におきましては、辺野古新基地建設問題を初めとする沖縄の基地問題について、情報提供を求める方が何人もおりました。これは、これまでの知事訪米やワシントン駐在の活動などの成果が徐々にあらわれてきたことによるものと考えております。

今後とも、ワシントン駐在の活動によって得られたネットワークに加え、知事訪米で面談した連邦議会議員等を通じた情報提供等を強化し、米国側の理解と協力を促したいと考えております。また、今後の訪米計画につきましては、辺野古新基地建設問題をめぐるさまざまな状況等を勘案し、時期や活動内容について検討してまいります。

次に、沖縄の民意と沖縄県の考えを広く訴えるための手法についてお答えいたします。

沖縄県の米軍基地負担軽減を図るためには、国内外において、沖縄の米軍基地負担の実情等について理解を深めることが重要であると考えております。このた

め、全国知事会での取り組みに加え、知事のビデオメッセージや沖縄の米軍基地問題をわかりやすく説明したパンフレットを作成するなど、全国への情報発信を強化してまいります。また、国外に対しても、知事訪米、ワシントン駐在による情報発信、英語版ホームページの活用のほか、英語版パンフレットの作成を予定しており、議員御提案の各所への配付につきましても検討していきたいと考えております。

次に、普天間基地の５年以内の運用停止についての御質問の中の、普天間飛行場５年以内運用停止についてお答えいたします。４の(1)から４の(4)までは関連いたしますので一括してお答えいたします。

平成26年２月18日に開催された普天間飛行場負担軽減推進会議において、安倍総理は、普天間飛行場の５年以内運用停止を初めとする基地負担軽減に関する４項目について、政府としてできることは全て行うと述べているほか、平成28年１月の質問主意書に対する答弁書においても、同様の政府見解が示されております。また、米政府に対しては、平成26年４月の日米首脳会談において、要請したものと承知しております。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、辺野古移設の進捗にかかわりなく、政府の責任において同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであります。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対し、同飛行場の５年以内の運用停止を含めた危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、辺野古新基地建設問題についての御質問の中の、工事の強行についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、現在、仮設工事として汚濁防止膜固定用のコンクリートブロックの投入を行っております。しかし、工事の施工に当たっては、埋立承認に付した留意事項に基づき、工事の着手前に、実施設計や環境保全対策等に係る県との事前協議が必要であります。

そのため県は、沖縄防衛局に対し、工事を停止した上で事前協議に応じるよう求めているほか、汚濁防止膜の敷設計画について照会し、コンクリートブロックを投入しないよう求めております。それにもかかわらず、沖縄防衛局が海上工事を強行して進めていることは、甚だ遺憾であります。

次に、辺野古新基地建設を阻止する決意についてお答えいたします。

知事は、辺野古に新基地はつくらせないという公約を掲げ、多くの県民の負託を受けております。また、一連の選挙において明確に示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えております。

今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地はつくらせないという知事公約の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、増加する米軍機の訓練についての御質問の中の、沖縄におけるオスプレイの訓練実態と県の対応についてお答えいたします。６の(1)と６の(2)は関連いたしますので一括してお答えします。

沖縄防衛局によると、オスプレイの訓練マニュアルについては、承知していないとのことであります。また、県内における演習の実態については、米軍の運用にかかわることであり、詳細については把握していないとのことであります。

なお、県が情報収集を行ったところ、普天間飛行場、伊江島補助飛行場、キャンプ・ハンセン等において離着陸やつり下げ訓練、消火訓練、パラシュート降下訓練のほか、機体のライトを消した夜間の飛行、夜10時以降の飛行などの目視情報が寄せられております。また、東村においては、夜間飛行や低空飛行、学校や住宅地上空での旋回飛行の情報が寄せられているとのことであります。

県としては、現地の状況について、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、沖縄におけるＦ35Ｂの訓練についてお答えいたします。

去る２月８日、米軍はＦ35Ｂが沖縄周辺で通常訓練を開始したと発表しております。沖縄防衛局によると、Ｆ35Ｂの沖縄における飛行運用について、機種更新の対象であるＦＡ18及びＡＶ８Ｂとほぼ同様の方法、場所における訓練が見込まれるとしています。また、在沖米海兵隊は、沖縄における運用回数や飛行経路に大きな変更はないと見込んでいるとのことであります。

県としては、地元の負担増になることがあってはならず、政府の責任において、速やかに適切な情報を提供することが重要であると考えており、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、Ｆ22の飛来の実態と対応についてお答えします。

米軍のＦ22戦闘機については、平成19年２月以降、計10回、延べ122機が延べ約33カ月にわたり、嘉手納飛行場に一時的に配備されております。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民

に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、県は、米軍及び日米両政府に対し、これまで強く要請しております。

県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、住宅地上空の飛行等への対応についてお答えいたします。

県としては、これまでも、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し求めてきたところです。

今後とも、引き続き軍転協などと連携を図りながら、粘り強く働きかけていきたいと考えております。また、オスプレイについては、建白書の精神に基づき、日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

次に、日米地位協定についての御質問の中の、ドイツ、イタリアにおける米軍機への国内法の適用についてお答えいたします。

日本においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法の飛行禁止区域や最低安全高度に関する規定等の適用が除外されています。

ドイツにおいては、ボン補足協定に基づき、ＮＡＴＯ軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっておりますが、その国内法において適用を除外する規定があると言われており、実際の運用については明らかではありません。イタリアにおいて、国内法が適用されるかについては、現在、確認しているところです。

次に、日米地位協定の抜本的な見直しについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県はこれまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。

県としては、平成12年の要請から15年が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう、改めて整理を行い、現在、それについて関係部局から意見を聴取しているところであります。これらを踏まえ、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、米軍の国内法の適用と条例についてお答えいたします。

日本においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法の飛行禁止区域や最低安全高度に関する規定等の適用が除外されています。条例は、国内法令の構造の一部をなすものであるため、米軍に適用されないものと理解しております。

次に、海兵隊撤退についての御質問の中の、在沖海兵隊の駐留意義についてお答えします。

在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された在日米軍・海兵隊の意義及び役割について２度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分でなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。このため、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転は、確実に実施されなければならないと考えております。

次に、海兵隊が撤退した場合の基地面積等についてお答えします。

在沖米軍専用施設面積は、平成29年１月１日時点で約１万8609ヘクタールであります。仮に海兵隊が管理する施設を除いた場合、残りの面積は約5595ヘクタールとなり、米軍専用施設面積の全国に占める本県の比率は、約70.6％から約41.9％に減少いたします。在沖米軍人数は、平成23年６月末時点で２万5843人であり、これから海兵隊を除いた場合の残りの人数は、１万478人であります。

米軍人による刑法犯検挙件数及び検挙人員については、沖縄県警察の資料によると、平成27年は21件、24人であり、これから海兵隊を除いた場合の残りの検挙件数及び検挙人員は、６件、６人であります。

次に、那覇港湾施設についての御質問の中の、那覇港湾施設の返還についてお答えします。

公表されている那覇港湾施設の入港隻数は、昭和62年の96隻をピークに、平成14年の35隻まで漸減しております。平成15年以降の入港隻数は明らかにされておりませんが、以前に比べ利用されることが減っているのではないかと考えております。

県としましては、再編に基づく統合計画で示された那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えており、これまでの経緯を踏まえつつ、協議会の枠組みの中で進めることが現実的と考えております。

次に、自衛隊問題についての御質問の中の、那覇市における自衛隊基地の面積の割合についてお答えします。

沖縄防衛局に確認したところ、平成28年３月末現在で、那覇市の自衛隊基地面積は、約342.6ヘクタール、那覇市の面積に占める割合は、約8.7％となっており、全国で最も高い割合となっています。

次に、自衛隊の先島配備及び平和外交についてお答えいたします。11の(3)と11の(4)は関連いたしますので一括してお答えします。

自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう、政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。近隣諸国との関係については、平和外交に努力すべきことは当然であり、政府において、これまでにも増して不断の外交努力を行っていただくことが重要であると考えております。

次に、消防防災ヘリの導入についての御質問の中の、消防防災ヘリの早期導入の計画等についてお答えいたします。

消防防災ヘリ導入検討事業では、消防防災ヘリ導入の必要性、運航管理体制、機種やヘリ基地の選定及び導入に係る県、市町村の財政負担等の課題について調査を実施するとともに、これらを踏まえ、有識者等で構成する消防防災ヘリ導入検討委員会（仮称）において導入について検討することとしております。同委員会での検討結果を踏まえ、県及び全市町村の合意形成を図り、最終的に導入を決定したいと考えております。導入に当たっては、国の財政支援制度も活用しながら、早急に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　辺野古新基地建設問題についての御質問の中の、岩礁破砕等許可申請の必要性についてお答えいたします。

漁業権は、漁業法に規定されているとおり漁業を営む権利であり、知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。漁業権者による漁業権の一部放棄に関しては、これにより漁業権が当然に変更されるものではなく、漁業法第22条の規定により、漁場の縮小を内容とした知事の変更免許が必要であります。このことについては、これまでの政府見解や地方自治法に基づく水産庁の技術的助言においても同様の見解が示されております。

このため、県としましては、現在も普天間飛行場代替施設建設工事海域には漁業権が設定されているとの前提のもと、４月以降に岩礁破砕行為を行うには、知事の岩礁破砕等許可を受ける必要があると判断しております。

次に、沖縄経済についての御質問の中の、農林水産業における所得向上についてお答えいたします。

県では、亜熱帯性気候や地理的特性を生かした農林水産業の振興を図るため、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、各種施策を展開しております。これらの取り組みにより、農業産出額は、平成23年の800億円から４年連続で増加し、平成27年には935億円となっております。

県としましては、引き続き、１、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、２、流通・販売・加工対策の強化、３、フロンティア型農林水産業の振興などの施策に取り組み、農林水産物の生産拡大や高付加価値化による食料自給率、農家所得の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　沖縄経済発展の視点から米軍基地問題を捉えることについての御質問の中の、基地関連収入の割合の推移についてお答えいたします。

県民総所得に対する基地関連収入の割合については、昭和40年度は30.4％、復帰の年の昭和47年度で15.5％、平成26年度には5.7％となっており、その比重は大幅に低下しております。

今後も、県経済の発展により、基地関連収入が県経済へ与える影響は、より限定的なものになると考えております。

次に、米軍基地による経済的損失とまちづくり等への支障及び撤去による経済発展についてお答えいたします。８の(1)イと８の(1)ウ、８の(2)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に人口が集中する中南部都市圏において、市町村面積の大半を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約に加え、航空機等による騒音や米軍人等による事件・事故など、県民生活へのさまざまな影響があります。これらは、住民生活に直接かかわるものだけでなく、社会経済への影響など、相互に関連し合い、多岐にわたることから、具体的な数値化は行っておりませんが、現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつて

の基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、一層基地返還が進めばさらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。

次に、沖縄経済の発展予測についての御質問にお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、計画に位置づけた各施策・事業が着実かつ効果的に実施されることを前提に、計画の最終年次である平成33年度における社会経済展望値を示しております。同展望値では、県内総生産は平成22年度の３兆7000億円から平成33年度には５兆1000億円程度となることを見込んでおります。最新の実績となる平成26年度の県内総生産は約４兆500億円となっており、平成22年度から約3500億円、9.5％の増加となっております。平成27年度以降も県内景況は拡大を続けており、観光や個人消費、建設関連が好調に推移していることに加え、一括交付金等を活用した取り組みの成果もあらわれてきており、今後も、本県経済は着実に成長を続けるものと考えております。

次に、沖縄経済についての御質問の中の、県民所得の向上についてお答えいたします。

最近の県経済については、観光や雇用情勢などの指標が過去最高を更新するなど、これまでの沖縄の経済情勢と比較すると、好調な状態が続いているものと考えております。１人当たりの県民所得を見てみると、沖縄21世紀ビジョン基本計画策定前の平成23年度には200万円であったものが、総人口が増加する中、平成26年度には213万円まで増加しております。

県としましては、沖縄経済のさらなる発展と県民所得の向上に向け、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく、国際競争力のある物流拠点の形成や、世界水準の観光・リゾート地の実現などに取り組むとともに、農林水産業・建設業・製造業などの地場産業、科学技術を応用した産業など、さまざまな産業を振興してまいります。さらに、各産業における商品やサービスの高付加価値化などの生産性向上に取り組んでまいります。

次に、離島振興についての御質問の中の、沖縄の離島が果たしている役割についてお答えいたします。

沖縄県は、東西約1000キロメートル、南北約400キロメートルに及ぶ広大な海域を有しており、沖縄の離島地域は、日本の領空・領海、排他的経済水域の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしているものと理解しております。また、国においては、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島の機能を維持するため、平成28年４月には、いわゆる有人国境離島法を制定し、国の責務において、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定、実施することとしております。

次に、同じく離島振興についての御質問の中の、新年度予算における離島振興と離島予算の確保についてお答えいたします。15の(3)と15の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

平成29年度の離島関係予算は概算で約670億円となっております。その内訳としましては、道路、空港、港湾の整備等に約113億円、農林水産業の振興等に約269億円、医療、福祉、教育等に約143億円、交通・生活コスト対策等に約65億円などとなっております。また、主な施策としましては、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が20億9000万円、超高速ブロードバンド環境整備促進事業が８億5000万円、離島廃棄物適正処理促進事業が5000万円、離島患者等支援事業が2000万円、含蜜糖振興対策事業が22億円、離島観光・交流促進事業が２億3000万円、離島観光活性化促進事業が３億2000万円等となっております。これらの離島関係予算の確保については、沖縄振興一括交付金など、毎年度の予算措置において、所要額を確保し、総合的かつ、きめの細かい離島振興策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄経済発展の視点から米軍基地問題を捉えることについての、米軍基地が撤去された後の雇用の場の確保についてにお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画における平成33年の展望値は労働力人口が72万人程度、就業者数は69万人程度になると見込んでおります。一方、平成28年平均の労働力人口は71万人、就業者数は67万9000人であり、目標に向けて順調な推移を示しております。県内経済は、観光関連産業や情報通信産業等が好調なことから、引き続き拡大が見込まれていること、また、米軍基地の跡地利用を促進すること等により、雇用は創出されるものと考えております。今後、米軍基地の撤去により、離職者が発生したとしても、雇用の場は確保されるものと考えております。

次に、海兵隊撤退についての、基地従業員の雇用対策についてにお答えいたします。

駐留軍従業員の雇用対策については、平成18年５

月の閣議決定において「駐留軍従業員の雇用の安定確保について、引き続き、全力で取り組むものとする」とあり、雇用主である国が責任を持って取り組むべきものであると考えております。国においては、駐留軍関係離職者等臨時措置法第10条により、職業訓練の充実を図るため、訓練コースの新設や夜間の訓練の実施等、特別の措置を講ずることができるとされております。

一方、県としましては、駐留軍関係離職者等対策協議会により、国及び関係市町村と連携を密にし、駐留軍従業員の雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、自衛隊問題についての、自衛隊基地と沖縄の経済発展についてにお答えいたします。

那覇空港及びその周辺用地は、世界水準の観光・リゾート地の実現や国際物流拠点の形成に向け、大変有用であると考えております。特に、アジア経済戦略構想においては、那覇軍港及び自衛隊那覇駐屯地や、那覇港エリア等の活用による国際物流機能の拡充が必要とされております。今後、沖縄県では、国等の関係機関や関係者との調整を進め、那覇空港周辺地域の機能強化に向け、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄経済についての、県内企業の業績アップにつなげる取り組みについてお答えいたします。

県では、関係団体や各地域からの提言等を反映した中小企業支援計画を毎年度策定しております。これまで同計画を着実に実施することにより、中小企業の経営革新や創業の促進、経営基盤の強化などの施策が総合的に推進され、中小企業の振興が図られていると考えております。

今後とも経済の好況を維持するためには、関係機関や各地域からの提言等を反映した施策を実施していくことが重要であることから、引き続き関係機関との連携を密にし、中小企業支援に取り組み、県内中小企業のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄経済についての、非正規雇用の解消と正規雇用化の拡大についてにお答えいたします。

沖縄県の雇用情勢が着実に改善する中、従業員の正規雇用化など雇用の質の向上は、重要な課題であると認識しております。そのため、県では経済団体等８団体に対し、正規雇用化を含む、働き方の推進に関する要請を行うとともに、正規雇用化サポート事業等を実施しているところであります。

県としましては、正規雇用化が人材確保や生産性向上につながるものであることを企業等に認識していただくことが重要だと考えており、引き続き周知・啓発を図るなど、労働局等関係機関と連携して正規化の促進に取り組んでまいります。

次に、公契約条例の早期制定についてにお答えいたします。

公契約条例の制定については、学識経験者、労働団体及び事業者団体６名で構成する懇談会を設置し、条例のあり方等に関する検討を行っていただいているところであります。年度内に委員の意見等を取りまとめ、これらを参考にして、次年度に条例案を作成し、パブリックコメントを行った後、議会に提案することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　沖縄の貧困対策についての御質問の中の、こども医療費助成制度の拡充についての御質問にお答えします。

県は、現物給付方式を平成30年度に導入できるよう関係機関と調整を進めているところであります。なお、当該制度につきましては、政策目的の変化に伴い、貧困対策の要素を加味した制度に見直すことについても検討する必要があると考えております。通院年齢の拡大につきましても、その中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　沖縄の貧困対策についての御質問の中の、公営住宅の増設計画についての御質問にお答えいたします。

県では、平成23年度に策定した沖縄県住生活基本計画において、平成32年度までの沖縄県全体での公営住宅供給目標量を１万9000戸とし、その内訳は新規整備1300戸、建てかえ住宅5500戸、借り上げ住宅500戸、空き家募集１万1700戸となっております。なお、当該県計画は現在見直しを行っているところであり、次年度以降、県と市町村の戸数割合等について検討、意見交換していきたいと考えております。

同じく単身高齢者や低所得者の住宅確保についての御質問にお答えいたします。

公営住宅の供給については、市町村営住宅の新規建設を支援し、県営伊覇団地の新規建設に取り組むとともに、建てかえに際して戸数をふやすなど計画的に戸数増に取り組んでいるところであります。一方、借り上げ公営住宅については、新規建設に比べて自

治体の財政負担が大きくなることから、県内市町村においては、積極的に検討されていない状況にあります。また、民間アパートについては、沖縄県居住支援協議会において、入居可能な住宅の情報提供や家賃債務保証の紹介等の入居支援を行っております。引き続き、関係部局や市町村、関係団体と連携して、配慮の必要な方々の住宅確保に取り組んでいきたいと考えております。

同じくケースワーカー配置の成果と増員についての御質問にお答えいたします。

県では、平成27年９月から社会福祉士等の資格を有する専門相談員を２名配置し、県営住宅の家賃支払い困難者に対する社会福祉制度、家賃減免制度等への案内、助言・指導等の支援を行っております。その結果、福祉事務所や生活困窮者自立支援相談機関などへの案内件数が、平成27年度86件から平成28年度12月末時点で370件、家賃減免適用世帯が平成27年度33世帯から平成28年度１月末時点で171世帯に増加しております。また、平成29年度からは、４名に増員する予定であり、家賃支払い困難者への直接訪問などの業務拡充を図るとともに、引き続き適切かつ迅速な助言・指導等支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問で、少人数学級の拡大についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは小学校５年生でも35人学級を実施してまいります。少人数学級の推進については、市町村教育委員会の意向等を踏まえ、今後も取り組んでまいります。

次に、正規教員率の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

平成28年５月１日現在の公立小中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合は85.4％となっており、全国平均の93.2％と比べ7.8ポイント低くなっております。

県教育委員会では、平成23年度から新規採用者数をふやしており、６年間で1965名を新たに採用するなど、今後とも新規採用者数の採用枠を拡大し、正規教員率の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　原発事故避難者への県独自の支援策を継続することについての御質問にお答えします。

県では、平成29年度の県独自の新たな支援策として、平成29年３月末で応急仮設住宅の供与が終了し、福島県の家賃補助制度が適用される世帯のうち、県内で居住を継続する世帯に対し、家賃の一部として月額１万円を補助いたします。また、応急仮設住宅供与終了世帯に対して戸別訪問を実施し、福祉制度等の周知を図り支援していきます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　口きき防止対策についてお答えをいたします。

いわゆる口ききの防止対策については、平成28年８月に他県が行った調査によりますと、28都府県において口きき防止のための対応要領等を作成しているところであります。本県においても、現在、他県の詳細な状況を調査しているところであり、今後、設置を検討している調査委員会等において議論していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　渡久地　修君。

〔渡久地　修君登壇〕

○渡久地　修君　まず、基地問題と訪米について再質問します。

米議会調査局の報告が16日に提出されたということで、私これ入手いたしました。県も入手していると思いますけれども、この報告書で沖縄についてかなり詳しく書かれています。これを県も入手していると思いますけれども、どのように記述されて、沖縄についてどのように書かれているのか、詳しく紹介、答弁してください。

まず、これ公室長にお聞きします。

そして、この調査局の報告を受けて、知事、私はこれは、知事の訪米の大きな成果でもあると思いますし、これまで２年間、翁長県政、そして県民が闘ってきたことがこの議会調査局の報告に端的にあらわれていると思いますので、これについての知事の見解と今後の決意についてお尋ねしたいと思います。

そして、知事、この辺野古が唯一ということで、知事が訪米しているときにマティス国防長官が来日して、安倍首相と辺野古唯一と確認した。そして、日米首脳会談が行われて、また、大統領と首相がこれを確認すると。超大国同士の代表が何度も何度も確認するということは、これぐらいやっぱり翁長知事の頑張り

と県民の闘いが、本当に向こうにとっては目ざわりだというような感じで、僕は見ているんじゃないかなと思うんですよね。ですからそれは、私たちは諦めるのではなくて、私たちの闘いの成果のあらわれだというふうに捉えて、全力で頑張っていくということがとても大事だと思いますので、その見解もあわせてお聞きしたいと思います。

それから、こども医療費について、私の質問をぜひ見てほしいんですけれども、中学校卒業まで無料化について聞いているんですよ。拡大について聞いているんじゃないんですよね。ですから、私はこれまで何度も何度も、中学校卒業まで無料化すべきだと言い続けてきましたけれども、ぜひこの１年間じっくり研究して市町村とも調整をして、ぜひ中学校卒業まで通院医療費無料化を実現していただきたい。全国では、もう高校まで無料化するのが大きな流れになり始めていますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時８分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　渡久地修議員の再質問にお答えいたします。

連邦議会調査局が去る２月16日に連邦議会へ提出した報告書を県も入手してございます。その概要ですが、まず、概要と各論がございます。サマリーの部分では、こういうような沖縄県に関する記述がございます。さらなる懸念は、最近日本政府が勝訴したにもかかわらず――これは最高裁判決のことだと思います――地元民の反対により、論争の的となっている。沖縄の普天間基地の移設合意の実施であることということが懸念されているということが明記されております。

また、各論におきましては、まず６つほどありますけれども、判決が出たものの翁長知事は引き続き移設計画に反対しており、工事を阻止もしくは引き延ばすその他の方策を遂行していること、２つ目に、沖縄には日本における不公平・不均衡な米軍プレゼンスがあり、沖縄県民に広く行き渡った不安のため、在沖米軍プレゼンスの持続性は同盟にとって重大な懸念となっていること、３つ目に、ほとんどの沖縄県民は政治、環境及び生活の質という理由で、新基地の建設に反対していること、４つ目に、翁長知事は、建設を阻止するためさらなる措置を続行すると明言したこと、５つ目に、米国の複数の関係者は、日本政府が普天間飛行場を移設するための手法を誤ったことによって、日本の政治システムが困難な任務を遂行するためにもがいているとの印象を強固にしている可能性があること、６つ目に、日本政府、もしくは米国政府による強引な行動は、反基地抗議を激化させる危険性をはらんでいる、そういったことが明記されてございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　渡久地修議員の質問にお答えをいたします。

きょうの報道の裏づけとなる資料の抜粋を今公室長が報告したところであります。それを聞きまして、私が米国におきまして、調査局、それから補佐官等々と２時間以上話した中の要約がしっかりされているなという感じをいたしております。調査局とは、もう３回目の訪米になりますので、１回目、２回目は１時間ぐらいずつだったんですが、今回、２時間を超えたと、２時間20分くらいだったと思いますけれども、休憩時間を除いてですね。そういった中で活発な議論が行われまして、向こうは、１回目と２回目の私の話もよく知っていますので、それを踏まえた後の最高裁の判決もわかりますし、１年間工事が中断したこともわかりますし、そして、日米の、マティス国防長官と安倍さんの約束のこともよく知っておりました。ですから、そういったこと等を踏まえた上での調査局、これは日本の国会議員の政策秘書とは違いまして、大変多忙な議員の政策を裏づけるための各議員側から出されてくるといいますか、議会に設置されている優秀な方々が、そういったことを提言するような形で出されるようになっていますので、ある意味で沖縄県の思い、私の思いは伝わったのかなというふうに思っております。

そういったことで、１年、２年、３年という形でやっているさなかのトランプ大統領と安倍総理の合意でありますから、こういったこと等が連邦議会、そういったところで柔軟に意見が交わされる。あるいはまた、この地方裁判所といいますか、ワシントン州の裁判所が、大統領令にノーという、あるいは高裁でも向こうでいう控訴裁判所でもやはりノーという形で、やっぱり行政、司法、立法、アメリカはそれなりに私たちからすると民主主義というような、三権分立というのはできているんだなというような形をこういう形で見ますと感じるところもございます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　こども医療費制度の再質問についてお答えします。

この制度は、平成６年から始まった制度でございまして、当初の政策目的というのが、子供の健全な育成ということでございました。昨今、子供の貧困ということを問題背景に、そういった要素も取り入れる必要があるだろうと。貧困世帯に対しては、より手厚くサービスをしていく必要があるんじゃないかというふうに考えます。一方で、この制度を持続可能な制度とするためには、財政的なことも考える必要があるだろうということで、検討する必要があるというふうに考えております。

中学卒業までというお話でございますが、これを我々としては、通院年齢の拡大というふうに捉えておりまして、こういった制度の中身を見直していく中で、中学卒業まで通院年齢の拡大についてもあわせて検討していきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時14分休憩

午後３時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　こんにちは。

公明党を代表して質問をさせていただきます。

登壇前にいきなりプレミアムフライデーの話が出てきますと、早く終われと言われているようで、非常に気が弱い人間としては縮んでしまうんですけれども、しっかり質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について。

昨年12月20日、辺野古訴訟に関する最高裁判決が下されました。辺野古埋め立てに関する翁長知事の埋立承認取り消しは、違法であるとの判断が示されたのであります。その結果、翁長知事は埋立承認取り消しを取り消し、国は辺野古への移設工事を再開しました。

私ども公明党県本部は、戦後70年余の沖縄の過重な基地負担は改善されなければいけない。普天間の危険性は速やかに除去しなくてはいけない。日米安保体制をしっかり維持すれば海兵隊を沖縄に置かなくても抑止力は立派に機能する。したがって、普天間の移設先は県外、国外にすべきであると主張し、2013年12月、仲井眞前知事に国からの辺野古埋立申請を承認しないよう提言書を出したのであります。しかし、その後の展開は、今日明らかなように、司法の理解も得られないまま、辺野古移設が強行されていることは、極めて残念であります。

政府は、普天間の危険性を除去することが最重要だと言い、そのために辺野古移設を進めるというのであれば、まず、普天間の危険性を除去することを最優先し、普天間の閉鎖状態を実現するため、米軍やアメリカ政府と交渉すべきであります。安倍総理は、2013年、仲井眞前知事が要請した普天間の５年以内の閉鎖状態を含む４項目の要請に対し、最大限実現できるよう努力したいと答え、仲井眞前知事もその後の議会答弁で、普天間の閉鎖状態実現について、総理との約束が最大の担保であると答弁しました。総理や知事の発言は極めて重い、責任を持って対応してほしいものであります。

辺野古移設は、当初から順調にいっても完成まで10年近くはかかるとわかっておりました。５年以内の閉鎖状態ということは、当然辺野古移設とは別工程で進めるということであります。辺野古が進まないから５年閉鎖ができないということにはなりません。辺野古移設を進めるために、普天間の危険性を放置し、普天間の危険性をてこに使うことは許されません。政府は、５年以内の閉鎖状態、つまり2019年２月までの普天間の閉鎖状態の約束を果たすべきであります。一方、今の同床異夢とも言えるオール沖縄勢力で、沖縄の基地問題を解決できるとも思えません。どの選挙においても、一様に辺野古移設反対を主要政策に掲げる手法は、稚拙であるばかりか通用しません。また、政府に対しても、交渉力を持ち得ません。もうそろそろ、知事は、戦術を変えたほうがいいのではないでしょうか。

以下、質問をいたします。

(1)、辺野古埋立承認取り消し訴訟の最高裁判決について見解を伺います。

(2)、埋立承認の撤回についての見解を伺います。

(3)、安慶田前副知事の教員採用試験や教育庁人事への介入疑惑に対する知事の見解を伺います。

(4)、日米地位協定改定の取り組みについて伺います。

２、商工労働部関連。

(1)、沖縄近海の海底鉱物資源開発について。

沖縄近海には、金、銀、銅、亜鉛、鉛、レアメタルなど多様な海底資源が存在し、その開発によって多大な経済発展につながることが期待されております。公明党の秋野公造参議院議員の国会質問をきっかけに、地球深部探査船ちきゅうや海洋資源調査船白嶺が調査

を実施した結果、詳細が明らかになりつつあります。海洋資源研究や鉱物資源研究の専門機関であるＪＡＭＳＴＥＣやＪＯＧＭＥＣなどが伊是名・伊平屋沖や久米島沖などに調査船を投入した結果、埋蔵量は当初の予想を大きく上回り、膨大な海底資源の埋蔵量が期待されております。今年度は、海底の掘削作業が始まり、資源の具体的研究開発が始まります。

そこで伺います。

ア、沖縄近海の海底資源について、これまでの県の取り組みについて。

イ、今後、商業化、事業化に向けて具体的に動き出すことになりますが、この海底資源開発を具体的に沖縄県の利益や経済振興につなげるために、組織体制、仕組みづくりに県はどのようにかかわっていくのか伺います。

(2)、那覇空港の航空貨物ハブ機能について。

2009年10月から開始した全日空による那覇空港を中継拠点とする航空貨物事業は、著しい発展を遂げております。県によるロジスティクスセンターの開設や現在整備中の航空機整備基地の機能も航空貨物のさらなる発展を後押しするものと期待されております。

ア、2009年から今日までの取扱貨物量の推移はどうか。

イ、今後さらなる取扱量増加への取り組みはどうか。

(3)、航空機整備基地整備事業について。

昨年11月に公明会派として伊丹空港内にある航空機整備基地の現場を視察してまいりました。那覇空港に整備基地が完成後、移転予定の企業であります。沖縄から採用された社員、女子２人を含む19人が懸命に頑張っておりました。那覇空港移転後は、雇用効果、経済振興などに大きく貢献することになっております。

以下、質問します。

ア、進捗状況はどうか。

イ、期待される経済効果、雇用効果はどうか。

(4)、第４次産業革命の時とも言われる今日、沖縄のＩＴ産業の競争力と今後の対策はどうか。

(5)、中城湾港新港地区で新しく整備される賃貸工場６棟の入居見通し、雇用効果はどうか。

(6)、アジア経済戦略構想にも位置づけられたＥＶ自動車など県内製造業の産業化への取り組みはどうか。

(7)、浦添職業能力開発校は、即戦力の人材育成機関として多くの人材を社会に送り出し、内外から高い評価を受けております。ただ、編成計画の中で、自動車科、エクステリア科などが整理縮小、統合されるのではないかとの懸念の声が出ております。県内の関係者からは、存続・継続の強い要望が寄せられております。県の方針を伺います。

(8)、泡盛の出荷量が低迷しておりますが、県としての支援策はどうか。

(9)、2018年度に技能五輪全国大会、全国アビリンピックの開催が沖縄で予定されております。成功に向け、取り組み状況はどうでしょうか。

３、観光振興政策について。

(1)、沖縄観光は順調に推移し、右肩上がりの発展を遂げております。2016年の観光客数は861万人を超え、目標とする1000万人も射程内に入ってきました。こうした好調さを背景に、県は、2021年度までの観光誘客を1200万人に上方修正するとの報道があります。観光コンベンションビューローの資料にも今後1200万人、1500万人と限りなく上昇する棒グラフが目立っております。一方、宿泊施設や交通渋滞、観光人材の確保など懸念材料も指摘されております。内外の観光客に沖縄観光を堪能していただき、リピーターにもなっていただくためには、数だけの追求には限界があると思います。そこで、沖縄観光の適正な観光客数・キャパシティーをどこに設定するか、また、観光の質と量のバランスをどう考えているか伺います。

(2)、大型ＭＩＣＥ施設について。

去る１月28日から２月３日までの日程で、経済労働委員会でオーストラリアのシドニーを訪問しました。シドニーには、昨年12月にオープンしたＭＩＣＥ施設があり、予約状況も極めて順調のようでありました。運営主体は、民間の５社が共同で運営しておりました。そこで感じたのは、運営主体は国際的視野に立って、国際的ネットワークを活用し、稼働率を高めるための企画力、誘客力のある組織でないと４万平米もある大型展示場を擁する施設の運営はただごとではないということであります。しかも、我が沖縄県が計画している大型ＭＩＣＥ施設は、設計・施工・運営を一括して発注する方式のため、最初でその方向性が決まってしまうことになります。それだけに慎重さが求められます。

そこで、伺います。

ア、施設運営の成功の鍵は、運営会社の力量が左右します。選考の考え方はどうか。

イ、最初の発注契約で設計・整備・運営を一体的に任せてしまうＤＢＯ方式の信頼性はどうか。

(3)、今回の経済労働委員会の視察で、沖縄県出身の浦崎政美さん――この方は沖縄県産業振興公社のオーストラリア駐在員でもあります――その方にお会

いをしました。ウチナーンチュであることに誇りを持ち、沖縄とオーストラリアのかけ橋になりたい、また、オリオンビールやかりゆしウエアなどをオーストラリアに広めたいなど並々ならぬ情熱を語っておりました。そういう人は、沖縄県議会としてもぜひ応援し、後押ししたいと感じました。

そこで、沖縄からも多くの留学生が訪れているシドニーとの姉妹提携を想定しながら質問します。

現在提携している海外姉妹都市は何カ所か。また、今後、海外との姉妹都市提携を強力に進めてはどうか。特に、シドニーとの提携はどうか。

(4)、次に、オーストラリアは1000万人の人たちが海外旅行をするそうです。そのうち、日本に旅行している人数は、現在約３％の30万人程度。逆に言うと、将来性は非常に大きいと言えるのではないでしょうか。オーストラリア人が日本に感じる魅力は、スキーや歴史的な古都の町並みを見ることだそうです。そこで、沖縄単独で誘客するよりも、例えば、スキーや温泉を楽しんだ後マリンスポーツを楽しむなど、多様な魅力を提供することがより誘客につなげられるのではないかと思います。そういう意味で、沖縄と他の都道府県との連携をするプランはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(5)、沖縄観光の質を維持し魅力を提供するため、その財源確保のために観光目的税の導入を検討すべきではないか。

４、子ども生活福祉部。

子供の貧困問題が極めて深刻な状況にあります。県の調査により、全国平均の倍近い29.9％の子供たちが相対的貧困状況にあることが明らかになっております。親の貧困が子供の貧困につながり、貧困が世代から世代へと連鎖することによって貧困が継続され、格差社会を生んでしまうと指摘されております。沖縄の場合、県民所得の低さ、離婚率の高さ、ひとり親家庭の増加等、貧困を生み出す社会環境が子供の貧困率を押し上げる結果になっているようであります。今、政治や行政の責任が厳しく問われております。

以下、質問します。

(1)、幼児教育の無償化の施策が本年度も拡充されます。拡充内容はどうか。

(2)、子供の貧困対策。

ア、数々の子供の貧困対策事業を実施しているが、効果の検証はどうか。

イ、貧困対策支援員と家庭、学校、行政との連携、情報の共有はどうか。

(3)、放課後児童クラブ支援について。

共働き世帯やひとり親家庭の増加に伴って、放課後児童クラブの利用者もふえております。しかし、その多くが民営の小規模施設であります。一方、利用料は、全国平均よりはるかに高い。低い県民所得に全国平均より高い利用料という矛盾、課題は速やかに改善しなくてはなりません。

以下、質問します。

ア、支援事業開始の平成24年度以降、公的施設への移行実績はどうか。

イ、全国平均並みの利用料にする見通しはどうか。

ウ、学童の待機児童の実態と対策はどうか。

(4)、待機児童対策について。

子供たちは誰しも平等に保育サービスを受ける権利があります。しかし、沖縄の場合、公立認可園の不足により、長年にわたり認可外施設に頼らざるを得ない状況が続いてまいりました。県や市町村も施設整備や認可化を促進することにより徐々に待機児童を減らしてきましたが、まだ、目標達成までには至っておりません。

以下、質問します。

ア、平成29年度までに待機児童ゼロを達成する計画ですが、その見通しはどうか。

イ、待機児童ゼロにするために保育士の必要人数はどうか。また、その対策はどうか。保育士の処遇改善について、本年度はどうか。

ウ、非正規保育士の処遇改善策はどうか。

エ、本年度の認可外保育施設の認可化移行予定数はどうか。

(5)、子育て世代包括支援センター設置の取り組みはどうか。

(6)、軽度知的障害者支援について。

軽度の知的障害のある生徒が高等特別支援学校を卒業した後、さまざまな課題を抱えたとき、気軽に相談できる窓口が不足しているとの声があります。県や市町村など行政の積極的なかかわりが必要とされております。

以下、質問します。

ア、沖縄高等特別支援学校の卒業生への卒業後の就労、生活支援など支援体制の強化が求められております。対応はどうか。

イ、軽度知的障害の企業、社会への認知度を向上させる必要があります。取り組みはどうか。

ウ、特に、軽度の知的障害を持つ女性への支援が弱いとの声がある。今後の対応はどうか。

５、保健医療部。

(1)、こども医療費助成事業。

ア、市町村におけるこども医療費助成事業の現物給付方式について、国は国保に対する補助金の減額調整措置（ペナルティー）を2018年度から未就学児対象分を廃止することにしました。その評価と制度見直しによる県内における減額想定額はどうか。

イ、未就学児分の減額調整措置が廃止されることで現物給付方式導入が容易になります。導入の進捗状況はどうか。

ウ、小中学生に対する現物給付方式導入のための減額調整措置廃止の見通しはどうか。

(2)、管理栄養士養成の取り組みについてどうか。

(3)、慢性的な赤字体質が続く国保の財政基盤強化を目指して、平成30年度から国保が県に移管されます。進捗状況はどうか。

(4)、厚労省は本年４月から介護サービス事業者に支払う介護報酬を1.14％引き上げる方針を示しました。介護職員の処遇改善の内容と対象事業者数はどうか。

(5)、特定不妊治療助成事業。

ア、平成17年度より同事業を開始したが、助成人数、助成件数はどうか。

イ、離島の利用者の場合、旅費、宿泊費等の支援策はどうか。

６、教育委員会。

給付型奨学金について。

ア、平成29年度支給対象者は確定しているか。

イ、県外の難関大学のみならず、県内大学入学者への制度拡充はどうか。

ウ、国の給付型奨学金制度が児童養護施設出身者を先行して17年度からスタートします。県内での対象者数はどうか。

エ、無利子奨学金の要件が緩和されました。内容と周知方法はどうか。

オ、奨学金の所得連動型返還制度が2017年度に始まります。対象者への周知方法はどうか。

(2)、ＩＴ教育の現状と課題はどうか。

(3)、高校・大学生の海外留学制度の現状と課題について。

ア、平成24年度から開始した人材育成海外留学事業の成果はどうか。

イ、海外留学生の卒業後の動向はどうか。

ウ、同事業は長期的に継続すべきだと思いますがどうか。

エ、グローバルリーダー育成短期留学事業の狙いと効果はどうか。

(4)、高校生の就職率、定着率について伺います。

ア、職業意識の啓発の取り組みはどうか。

イ、定着率向上の取り組みはどうか。

(5)、小中学生の不登校の実態と対策について。

(6)、夜間中学の設置について、県の取り組みを伺います。

(7)、学校耐震化率の現状と対策について。

現在の小・中・高の学校耐震化率はどうか。

７、障害者施策について。

障害者が社会参加を促すスポーツ施設の設置についての検討はどうか。

(2)、障害者就労支援のためのＩＴサポートセンターの設置はどうか。

８は取り下げます。９も取り下げます。

10、中城湾港新港地区整備について。

中城湾港でのクルーズ船の新年度受け入れ計画はどうか。

クルーズ船受け入れのための航路しゅんせつ、岸壁整備の取り組みはどうか。

(3)、東埠頭整備の進捗状況はどうか。

(4)、定期貨物船の就航拡充の取り組みはどうか。

大型船を誘導する水先人の確保、育成についてはどうか。

11、取り下げます。離島振興について取り下げます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の代表質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな２番目の商工労働部関係についてに関する御質問の中の、沖縄のＩＴ産業の競争力と今後の対策についてお答えをいたします。

沖縄のＩＴ産業は、企業集積が着実に進み、生産額が4000億円を突破するなど順調に伸びております。一方で、情報通信技術の急激な進化による第４次産業革命を迎え、世界規模での競争環境にさらされていることから、より一層競争力を強化していく必要があります。そのため県では、成長戦略を構築する官民一体となった沖縄ＩＴ産業戦略センターを設立し、ＩＴ活用による新たなビジネスや産業の創出を図ることで、沖縄の産業全体の国際競争力を高めてまいります。

次に、大きな３番目の観光振興政策についてに関する御質問の中の、姉妹都市についてお答えをいたします。

現在、沖縄県は、アメリカ合衆国ハワイ州、ブラジル連邦共和国南マットグロッソ州、ボリビア多民族国

サンタクルス州の３州と姉妹提携を結んでいるほか、中華人民共和国福建省と友好県省を結んでおります。沖縄県では、県系移民の状況や歴史的関係、長年にわたる交流の実績、双方の友好交流の機運の高まり等を総合的に判断して姉妹提携を結んでいることから、さらなる姉妹提携についても、これらの状況を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

〔副知事　浦崎唯昭君登壇〕

○副知事（浦崎唯昭君）　商工労働部関連についての御質問の中で、技能五輪アビリンピック全国大会沖縄開催の取り組みについてお答えいたします。

平成30年度技能五輪全国大会・全国アビリンピックの沖縄開催に向けて、平成28年５月に、県知事を会長とし、各種団体で構成するおきなわ技能五輪・アビリンピック2018推進協議会を設立し、大会実施計画の策定を初め、選手の発掘・育成及び大会の周知広報活動に取り組んでいるところです。平成29年度は、事務局職員を増員するとともに、当初予算も大幅に増額するなど推進体制をより強化し、大会の成功に向け県民の理解と開催機運の醸成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、最高裁判決に対する見解についてお答えいたします。

不作為の違法確認訴訟について、最高裁判所には、法の番人として、少なくとも充実した審理を経た上で判断をしていただけるものと期待しておりました。最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部とは異なり、辺野古が唯一との認定を行うことはありませんでしたが、あたかも前知事の埋立承認が全てであるかのような判断を示し、また、是正の指示についても、無制限に地方自治体への関与を認め、国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断を示し、結果として高裁判決を是認しました。このような判断を最高裁判所が行ったことは、大変残念であります。

次に、埋立承認の撤回についてお答えいたします。

撤回は、承認以後に生じた事由に基づき、承認の効力を失わせる処分であります。

県としましては、撤回については、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で対応する必要があると考えており、どのような事由が撤回の根拠となるか、慎重に検討しているところであります。

次に、日米地位協定の見直しの取り組みについてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。県としては、平成12年の要請から15年が経過していることから、その後の課題や現状を踏まえた要請内容となるよう、改めて整理を行い、現在、それについて関係部局から意見を聴取しているところであります。これらを踏まえ、今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、安慶田前副知事の採用試験等の介入疑惑に対する見解についてお答えをいたします。

現在、前副知事は、教員採用試験に関する働きかけについて一貫して否定し、教育庁人事については、関係者からの推薦や要望を伝えていたと述べております。一方で、前教育長は、教員採用試験に関する働きかけや教育長人事に関する指示はあったと主張しております。また、この件に関しては、前副知事からの訴訟が提起されているところであります。

県としては、県民の信頼確保のためには事実関係を明らかにする必要があると考えており、事実関係を解明するための調査及びいわゆる口ききの徹底した防止策を講ずるため、外部識者による調査委員会の設置も含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　商工労働部関連についての、海底鉱物資源開発におけるこれまでの県の取り組みについてにお答えいたします。

県では、平成25・26年度に海洋資源調査・開発支援拠点形成に向けた可能性調査を実施し、その結果を踏まえ平成27年度には、海洋資源に関する周知広報や企業・研究機関の誘致に向けた検討などの取り組みを行ってまいりました。平成28年度においては、より詳細な課題の抽出のための調査を実施するとともに、海洋人材の育成、周知広報等を行っております。

次に、海底鉱物資源開発における商業化・事業化に

向けた県のかかわりについてにお答えいたします。

県としましては、国が平成29年度に実施する採鉱・揚鉱試験に協力するとともに、今後、国が計画する平成30年代後半以降の商業化を見据え、国や関係機関と連携しながら、海洋産業に関する人材育成や新産業の創出、関連企業の誘致など、調査・開発支援拠点の形成に向けた中長期的かつ戦略的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、貨物ハブの取扱貨物量及び増加の取り組みについてにお答えいたします。２の(2)のアと２の(2)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

那覇空港の国際貨物取扱量は、平成20年度は約1800トン、平成24年度は約13万9000トン、平成27年度は約17万1500トンと伸長しており、約95倍に増加しております。県では、生鮮品や精密部品事業者などを対象とした航空コンテナの提供や、沖縄大交易会開催などによる全国特産品の輸出拠点化に加え、賃貸工場整備等により、航空物流ネットワークを活用する企業の集積等に取り組むことで、貨物量の増加を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、航空機整備基地整備事業の進捗及び効果についてにお答えします。２の(3)アと２の(3)イは関連しますので一括してお答えします。

進捗については、現在、建設予定地の造成工事が進んでおり、施設の完成は平成30年10月を予定しております。また、本事業の効果としましては、航空機関連産業は裾野が広い産業であることから、金属精密加工・金型関連の製造業や情報通信関連産業への波及効果が期待でき、さらに技術系人材の育成にも寄与できるものと考えております。具体的には、航空機整備を中心とした関連産業の集積により、事業開始から10年後には290億円の経済効果、1970人の雇用創出効果を見込んでおります。

続きまして、賃貸工場６棟の入居見通しと雇用効果についてにお答えいたします。

賃貸工場については、立地企業の初期投資の軽減や早期操業が図られることから、引き合いが多い状況であります。近年の賃貸工場への新規入居企業数は、26年度５社、27年度に14社と順調に推移しており、折衝中の企業も複数あることから、今回整備する賃貸工場６棟への入居見込みも十分にあるものと考えております。また、今回整備する賃貸工場６棟の全体雇用者数は、これまでの入居企業の状況から110名程度を予想しております。

次に、ＥＶの産業化の取り組みについてにお答えいたします。

ＥＶの開発・製作に当たっては、沖縄県が整備した素形材産業振興施設を拠点に、工業技術センターや周辺企業が連携して取り組んでおります。また、沖縄県では、モーターやコントローラーの開発などＥＶ関連技術を強化する戦略的基盤技術導入促進事業を実施し、県産ＥＶの産業化を推進しているところであります。

続きまして、浦添職業能力開発校における自動車整備科及びエクステリア科の継続についてにお答えいたします。

浦添職業能力開発校の自動車整備科につきましては、業界団体等からの要望等もあることから、現在、定員の見直しに向けて業界団体と意見交換を行っているところです。また、同校のエクステリア科につきましても、業界から同科の存続を求める要望があることから、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、泡盛の出荷低迷への支援策についてにお答えします。

泡盛製造業については、出荷数量が減少し業界の経営環境が厳しくなる中、需要減少への対策は大変重要であると認識しております。沖縄県では、このような厳しい状況を踏まえ、個別酒造所が取り組むマーケティング調査や泡盛業界が県内外で行うプロモーション活動、泡盛カクテルのレシピ開発などを支援しております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　観光振興政策についての御質問の中の、沖縄のキャパシティーと観光の質と量についてお答えいたします。

県が沖縄県観光審議会に諮問した入域観光客数1200万人の受け入れにおいては、空港・港湾の機能強化や公共交通の機能拡充、宿泊施設の充実等を図る必要があることから、沖縄観光推進ロードマップに基づき、国等の関係機関と連携して取り組むこととしております。一方で、観光の質を向上させることも重要であることから、リゾートウエディング、リゾートダイビングなどの付加価値の高い観光を推進するほか、国内外の富裕層の誘客に対応する国際的なブランド力を持ったホテルの誘致に取り組むとともに、質の高いサービスを提供する人材の育成を図ってまいります。

次に、大型ＭＩＣＥ施設に係る運営会社の選考とＤＢＯ方式についてお答えいたします。３の(2)アと３の(2)イは関連しますので一括してお答えします。

大型ＭＩＣＥ施設は、大規模な企業の報奨旅行やコンサート、展示会などに対応する多機能型の施設として整備することとしております。その整備手法については、設計・建設・運営を一体的に進めるＤＢＯ方式とし、誘致、運営に関する専門的知見を有する運営会社が設計段階からかかわることによる効率性や競争力にすぐれた施設の整備、設計から運営までの一括契約による工期短縮及び民間ノウハウを生かしたコスト縮減を図ることとしております。ＤＢＯ方式は、国においても、平成28年６月に閣議決定した日本再興戦略2016で、ＭＩＣＥ施設等の整備手法として取り組みの強化が示されており、全国的にも事例が増加しております。また、大型ＭＩＣＥ施設については、運営会社の高度な運営ノウハウの活用が重要であることから、その選考においては、施設の運営方針やＭＩＣＥ誘致に関する方針・計画、過去のＭＩＣＥの誘致実績等を重点的に評価することとしております。

次に、海外誘客の他都道府県との連携についてお答えいたします。

県では、東アジア地域や東南アジア地域とともに、欧米などの長期滞在が期待できる地域からの観光客の誘致に主体的に取り組むほか、適宜、他の都道府県との連携を図ることとしております。具体的には、来年度、日本を代表する観光地である東京都や欧米等の観光客が多く訪れる広島県と連携し、それぞれの地域と沖縄を組み合わせた旅行をイメージさせるパンフレットの作成及び旅行博での配布や航空会社とのタイアップによる機内誌広告、インターネットを活用したウエブ広告等を実施することとしております。

次に、観光目的税の導入についてお答えいたします。

県においては、平成22年度から25年度にかけて、観光にかかわる法定外目的税として、入域税、レンタカー税、宿泊税について、租税法や観光などに関する専門家に加え、関係業界の意見を聴取し、庁内関係部局で検討を行いました。その結果、税目としては宿泊税が適当であるが、導入については、観光産業に与える影響を十分に考慮して判断する必要があるとの検討結果をまとめております。今後、観光目的税については、その検討結果を踏まえつつ、沖縄観光のさらなる振興の観点から、適宜、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　子ども生活福祉部についての御質問の中で、幼児教育の無償化の拡充内容についてお答えいたします。

幼児教育の無償化は、国において段階的に実施されております。平成29年度については、市町村民税非課税世帯の第２子の保育料を無償化、年収360万円未満相当の世帯及びひとり親世帯の保育料の軽減を行い、対象世帯を拡充していく予定であります。

県教育委員会では、幼児教育の無償化について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要請しているところであり、今後とも国の動向を注視してまいります。

次に、教育委員会についての御質問で、給付型奨学金の支給対象者についてお答えいたします。

今年度の沖縄県県外進学大学生奨学金につきましては、昨年10月末に内定者25人及び次点となる給付候補者を決定しております。平成29年１月末現在、内定者のうち合格者４名に対し本奨学金の給付を決定したところであります。今後、大学の入試が本格的に始まり、合格報告を受け、３月末までに25名の給付決定を行っていく予定であります。

次に、県内大学入学者への制度拡充についてお答えいたします。

来年度から、国においても、経済的な事情で大学等への進学が困難な若者を支援していくため、県内大学進学者も対象とする給付型奨学金が開始されることとなっております。県の制度の県内大学進学者への拡充については、国の制度による県内大学進学者への支援状況等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国の制度の県内での対象者数についての御質問にお答えいたします。

国の給付型奨学金は、住民税非課税世帯の生徒等を対象としていく制度であり、本格実施となる平成30年度進学者への支援規模は全国で約２万人と想定されています。本県においては、県立高等学校等の１学年当たり約5000人がこの住民税非課税世帯の生徒でありますが、その中から大学等への進学希望者であり、今後定められる学力・資質基準を満たす生徒等が国の給付型奨学金の対象となります。

次に、無利子奨学金制度の要件緩和及び所得連動返還型制度の周知についてお答えいたします。６の(1)エと６の(1)オは関連しますので一括してお答えします。

日本学生支援機構が実施する無利子奨学金は、低所得世帯の生徒に係る成績基準を実質撤廃するなど、必要とする全ての生徒が受給できるよう変更され、また、所得連動返還型奨学金については、年収に応じた

返済額を認めていくものとなります。これらの新たな制度の周知については、国及び日本学生支援機構から平成29年１月に各都道府県及び各高等学校に対し、周知文書が送付されているところであります。

県教育委員会においても、各高等学校奨学金担当者への説明会を開催するなど、新制度の周知に努めてまいります。

次に、ＩＴ教育の現状と課題についての御質問にお答えいたします。

本県における教育用コンピューター１台当たりの児童生徒数は5.3人と、全国平均6.2人を上回っており、ＩＣＴを活用して指導できる教員の割合は84.7％、全国５位となるなど、着実に環境整備が図られております。課題としましては、今後の教育ニーズを踏まえたＩＣＴ教育環境の充実であります。次期学習指導要領においては、プログラミング教育の必修化が見込まれ、その対応には、パソコンなどの整備拡充とともに教員の指導力向上等が必要となってまいります。

県教育委員会では、機器の整備促進とともに、ＩＴ教育センター等による研修の充実を図り、ＩＣＴ教育の推進に取り組んでまいります。

次に、高校生・大学生の海外留学等についての御質問にお答えいたします。６の(3)アから(3)のエまでは関連しますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

県教育委員会では、国際性と個性を涵養する人材育成を図るため、積極的に海外留学事業等を行っております。本年度は、国際性に富む人材育成留学事業において、高校生75名を22カ国、大学生等19名を７カ国へ派遣しております。これまでの長期留学終了者については、県外難関大学や海外の大学へ進学している者、さらに大使館職員や医師、ジャーナリスト、公務員等として県内外の各界でも活躍しております。また、グローバル・リーダー育成海外短期研修事業は、グローバルな視点を持った世界で主体的に活躍できるリーダーを育成する基礎づくりを目的に実施しており、参加者の中には、北京語言大学などの海外大学、九州大学などの県外国公立大学等へ進学した生徒もおります。

今後とも、国際社会に対応したグローバル教育の推進に努めてまいります。

次に、高校生の職業意識の啓発等についての御質問にお答えいたします。６の(4)アと６の(4)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

平成29年３月卒業予定者の就職内定率は、厚生労働省の調査によりますと、平成28年11月末現在で59.7％となっております。前年同期比で5.9ポイント上昇し、過去最高となっております。職業意識の啓発の取り組みとしましては、キャリア教育の推進や就職希望者への宿泊学習等を実施しており、就職内定率の向上は求人数の増加やこれらの取り組みの成果があらわれてきたものと考えております。定着率につきましては、就職内定者を対象とした宿泊研修や就職した卒業生の就業先に教職員を訪問させる定着指導等の取り組みを行っております。

今後とも、高校生の就職内定率及び定着率の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、小中学生の不登校の実態と対策についての御質問にお答えいたします。

平成27年度、文部科学省の調査によりますと、本県の不登校児童生徒数については小学校564人、中学校1658人となっております。不登校の主な要因として、小学校においては、漠然と身体の不調や不安を訴えたり、無気力で何となく登校しない等のケースとなっております。中学校においては、遊び・非行等のケースとなっております。

県教育委員会では、不登校の対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員の活用などの施策を展開しております。さらに、不登校対策リーフレット等を活用し、学校における生徒指導体制の充実を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携した支援体制の充実に努めてまいります。

次に、夜間中学設置についての御質問にお答えいたします。

国においては、平成28年12月７日に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律を成立させ、いわゆる夜間中学について、その設置を促進するとしております。

県教育委員会としましては、設置主体となる市町村教育委員会と連携をしながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、公立学校施設の耐震化率についての御質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によると、平成28年４月１日現在、本県の耐震化率は小中学校が87.5％、高等学校が97.5％、特別支援学校が100％となっております。県教育委員会では、改築事業の前倒しや耐震補強事業の促進など、早期の耐震化を強く働きかけており、今後とも市町村と連携し、耐震化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子ども生活福祉部についての御質問の中の、子供の貧困対策事業の効果の検証についてお答えします。

沖縄県では、平成28年３月に策定した沖縄県子どもの貧困対策計画に基づき、重点施策事業を実施しているところです。計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の子どもの貧困対策推進会議及び有識者会議において、計画に掲げた指標の進捗などについて点検・評価を行うこととしております。

次に、支援員と学校等との連携についてお答えします。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、子どもの貧困対策支援員、学校関係者、市町村の福祉部門の職員、地域の関係者などで協議する場を設け、子供やその保護者の情報を共有しながら、その状況に応じて支援する必要があります。

このため、県としては、市町村における学校と福祉部門の連携を図るための協議を促進するとともに、圏域ごとに支援アドバイザーを配置し、支援員及び居場所のサポートを行い、支援のあり方について情報共有・助言することとしております。

次に、放課後児童クラブ支援事業の実績についてお答えします。

県におきましては、放課後児童クラブの環境改善と利用料の低減のため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設への移行を支援しているところです。当該事業により、平成28年度までに14カ所の設置を見込んでおり、平成29年度は委託設計を含む20カ所の事業実施を予定しているところです。

県としましては、市町村と連携し、公的施設を活用した放課後児童クラブのさらなる設置促進に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブの利用料についてお答えします。

県内の放課後児童クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、平成28年度は9511円に低減しているところです。全国との比較については、保育料の月額平均8000円以上の割合が、全国は27％に対し沖縄県は61％と、依然として割高な状況となっています。

県としましては、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの公的施設活用促進や送迎費等の助成を通じた負担軽減を図り、利用料の低減に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブへ登録できない児童の実態と対策についてお答えします。

平成28年５月１日現在の放課後児童クラブに登録できなかった児童は661人となっており、前年度と比較し209人増加しております。クラブ数及び登録児童数はともに増加しているものの、利用対象が原則10歳未満の小学生から小学生全体に広がったこと、クラブの整備促進により潜在的ニーズの掘り起こしにつながったことなどから、登録できない児童数は増加傾向にあります。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに478カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、市町村に対してクラブの新規設置のための施設改修や運営費等を支援することにより、登録できない児童の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、待機児童解消への見通しについてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしており、今年度は約6200人の定員増を見込んでいるところであります。平成29年度当初予算においては、約4200人の定員増を見込んでおり、今年度事業の繰り越しによる約2600人の定員増等もあわせて、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、待機児童解消に必要な保育士数及び処遇改善についてお答えします。

待機児童解消に必要な保育士数は約8900人と見込んでおり、平成29年度末までに残り約1500人の確保が必要となっております。保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度において、職員の勤続年数に応じた給与の改善が図られているほか、人事院勧告に伴う公定価格の改定により、これまで約７％引き上げられております。

県におきましては、確実に賃金改善に充てることが要件となっている約３％の処遇改善等加算について、賃金改善計画及び実績報告により適切に保育士の賃金に充当されていることを確認し、保育士の処遇改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、非正規雇用保育士の処遇改善策についてお答えします。

県においては、保育士正規雇用化促進事業により、非正規雇用保育士の正規雇用化を支援しております。

今年度は118施設の285人の正規雇用化により、補助対象施設における正規雇用率は78.2％となり、前年度と比べて24.6ポイント改善しており、保育士１人当たりの年収は平均で約46万円増加しております。

次に、認可外保育施設の認可化移行についてお答えします。

県では、認可外保育施設の認可化移行支援として、沖縄振興特別推進交付金を活用した運営費及び施設改修費の支援をしております。本年度は43の認可外保育施設に対して運営費等を支援しており、そのうち平成29年４月１日までに26施設、定員2011名の認可化を見込んでおります。

次に、沖縄高等特別支援学校の卒業生への支援の取り組みについてお答えします。

沖縄高等特別援学校の卒業生については、一部において、一般企業に就職した後、周囲の適切な支援や理解不足などから、離職し、引きこもってしまう等の事例があるものと聞いております。沖縄高等特別支援学校では、卒業後おおむね３年間の継続支援を実施しており、その取り組みとあわせて、在学中から障害福祉サービスの周知を図るとともに、就労した卒業生に対する就業・生活支援センターなど関係機関と連携した支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、軽度知的障害者の認知度向上の取り組みについてお答えします。

県では、障害者の福祉について広く県民の理解と関心を深めるため、毎年12月の障害者週間において心の輪を広げる体験作文及びポスターの表彰やイベント等を実施しております。また、企業に対しては、軽度知的障害者を含む障害者全体の雇用促進のため、障害者雇用促進情報誌まじゅんワークを発行し、普及啓発に取り組んでいるところであります。

今後は、軽度知的障害者の認知度の向上を図るため、これらの施策を活用しつつ、より効果的な取り組みについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、女性の軽度知的障害者に対する支援についてお答えします。

女性の障害者については、一部において教育、就労、結婚など社会生活に関して男性に比べて制約が大きく、生きがたさはより深刻となる傾向もあると聞いております。

県では、相談支援専門員等に対し、困難事案への対応力向上研修を実施し、支援者の知識・技能の向上に取り組んでいるところであります。今後は、県障害者自立支援協議会において、女性障害者の支援を含めた支援体制整備について検討を行うとともに、関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

続きまして、保健医療部についての御質問の中の、介護職員の処遇改善等についてお答えします。

介護職員の処遇改善については、介護報酬の中で処遇改善加算の措置がとられており、平成29年度の介護報酬改定においては、現行より月額１万円相当の処遇改善加算の拡充が予定されております。また、県内では約1700事業所が当該加算の対象となっております。

県としましては、この加算を活用し介護職員の処遇改善に取り組むよう事業者に対して引き続き指導してまいります。

次に、障害者施策についての御質問の中の、障害者用スポーツ施設についてお答えします。

県としましては、平成29年度当初予算案に障害者スポーツを含めた社会参加支援施設等に関する調査研究費を計上しております。今後、障害者や関係団体等の意見を踏まえながら、障害者が地域社会の中で生き生きと暮らせるよう、社会参加促進のための環境整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者ＩＴサポートセンター設置の検討状況についてお答えします。

障害者ＩＴサポートセンターについては、障害者がＩＴを活用し就労に取り組む際の課題等を整理するため、県内の関係団体と意見交換を行っているところであります。

県としましては、今後、先進県の実施状況や運営方法など、引き続き調査・研究を行い、障害者のＩＴを活用した就労支援の事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　子ども生活福祉部についての御質問の中の、子育て世代包括支援センター設置の取り組み状況についてお答えします。

安心して出産、子育てができる環境をつくるためには、市町村において子育て世代包括支援センターを設置し、切れ目のない支援を行うことが必要であると考えております。そのため、県は、那覇市、沖縄市、うるま市の３市をモデルに、担当課や母子保健、子育て支援の専門家などで構成する検討会を開催し、先進地視察や研修会などを行っているところであります。

県としましては、平成30年度までにこれらの３市で子育て世代包括支援センターが設置できるよう支援

していくほか、他の市町村においても平成32年度末までに設置できるよう、必要な研修会や助言を行っていきたいと考えております。

次に、保健医療についての御質問の中の、減額調整措置の廃止に対する評価についてお答えします。

国保の減額調整措置の廃止につきましては、従前から全国知事会等を通して要望していたものであり、部分的とはいえ、それが廃止されることにつきましては、一定の評価を行っているところであります。

なお、制度見直しによる減額想定額につきましては、平成27年実績において当該措置を受けている市町村はございません。

次に、現物給付を導入することについてお答えします。

県は、こども医療費助成制度における現物給付方式を平成30年度に導入できるよう関係機関と調整を進めているところであります。なお、当該制度につきましては、政策目的の変化に伴い、貧困対策の要素を加味した制度に見直すことについても検討する必要があると考えております。

次に、小中学生に係る減額調整措置廃止の見通しについてお答えします。

今回の減額調整措置の廃止につきましては、未就学児までを対象とするもので十分ではないと考えております。

県としましては、全国知事会を通して全面的な廃止を求めていきたいと考えております。

次に、管理栄養士養成の取り組みについてお答えします。

県内では、琉球大学教育学部に栄養士養成課程が設置されておりますが、管理栄養士養成課程を設置している大学はございません。このため、健康長寿おきなわの復活に向け、食と栄養分野に係る人材育成や研究の拠点を構築することが必要であると考えております。

県としましては、今後、管理栄養士養成課程の設置を行う大学の公募を行い、その費用の一部を補助することで、同施設の設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、国保の制度移行の進捗状況についてお答えします。

当該制度は、平成30年度から新制度に移行し、県と市町村が国保の共同保険者となることとなっております。それに伴い、県は、納付金や標準保険料率等の国保財政の運営方法や市町村事務の効率化等を内容とする国保運営方針を定めることとなっており、平成28年５月から、県、市町村、国保連合会で組織する沖縄県国民健康保険広域化等連携会議及び同作業部会において、鋭意、協議を行っているところであります。また、国保運営方針を審議するため、国保運営協議会準備会合を設置し、平成29年３月から議論を開始することとしており、準備事務は順調に進んでいると考えております。

次に、特定不妊治療費助成事業の助成人数及び成功件数についてお答えします。

沖縄県では、平成17年度より特定不妊治療費助成事業を実施しており、これまでの申請延べ件数は１万687件となっております。また、これまでの成功件数は、平成26年度の日本産科婦人科学会の特定不妊治療の報告による出生率12％を用いて計算しますと、1282人と推計されます。

次に、離島の利用者に対する支援策についてお答えします。

県では、特定不妊治療費助成事業の利用者など、離島の患者の島外への通院に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成29年度当初予算案に離島患者等支援事業費を計上しております。同事業では、離島の患者が島外の医療機関に通院する場合の交通費及び宿泊費に助成を行う離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　中城湾港新港地区整備についての御質問の中の、平成29年のクルーズ船受け入れ計画についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区においては、５年ぶりのクルーズ船寄港となった平成28年は８回の寄港実績があり、平成29年は、現在２回寄港予定となっております。また、当該地区には、４万トンを超える大型クルーズ船寄港の打診もあることから、関係機関と調整し、船舶の航行安全性確保の検討を行っているところであります。

同じくクルーズ船受け入れのための整備についての御質問にお答えいたします。

中城湾港新港地区では、現在、国において東埠頭泊地のしゅんせつが進められており、今年度内に完了する予定とのことであります。

県では、クルーズ船の大型化に対応するため、引き続き国と連携して港湾施設の整備に取り組んでいきたいと考えております。

同じく東埠頭の整備及び航路拡充についての御質問にお答えいたします。10の(3)と10の(4)は関連しま

すので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

中城湾港新港地区の東埠頭では、マイナス7.5メートル岸壁780メートルを平成28年７月に供用開始しております。また、マイナス11メートル岸壁190メートルについては、平成28年12月に暫定供用を開始しており、現在、国において整備中の泊地と合わせ、平成29年度の早い時期に本格供用する予定であります。

さらに、県では、東埠頭において２棟目となる上屋及びモータープールの整備を進めており、工事の完了後、京阪航路の定期化に向けた実証実験を実施する予定であります。

同じく水先人の確保、育成についての御質問にお答えいたします。

県内では、水先法に基づく水先人が必要な港湾は那覇港のみとなっており、４人の水先人では十分な対応ができない状況にあるとのことであります。水先人の確保は、全国的にも課題となっており、国においては水先人の養成及び確保のための総合的な支援を行っているところとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　では、再質問をさせていただきます。

きょう、琉球新報の文化欄の記事、知事、これごらんになりましたか。（資料を掲示）　知事宛ての公開文書です。平和運動センターの山城議長の写真が添付されておりまして、私はこの記事を読んで、非常にある意味ではショックを受けております。

山城議長は前にも１度ここで触れたことがありますけれども、幼稚園、それから小学校、中学校、高校と、私より１期後輩であります。思想信条、立場は全然違いますけれども、そういう身近なこともあって親近感を覚えております。彼がこのわずかな有刺鉄線を切った、あるいはまた防衛局の職員を少しどついた。そうしたことで器物損壊、あるいはまた公務執行妨害ということで勾留されて４カ月以上がたっております。この議会においても私が聞き逃したのか、与党議員の７名の代表質問がありましたけれども、この不当勾留について質問をした人がいませんでした――ですね。（「嗣幸さんがやったよ」と呼ぶ者あり）　嗣幸さんがやりましたか。そうですか、私が聞き逃したんですね。

その不当勾留ということがこれに書いてありますけれども、知事、この中に、やはり知事に対してそのことを言っているんですね。知事がなかなか腰を上げないことに対して、この人は、オール沖縄はその根底が色あせ、つい２年少し前と比べて輝きを無残に失っていると。私の敬愛してやまないリーダーが恐るべき弾圧にさらされているにもかかわらず、なぜ県政は、県議会は、そして沖縄県知事であるあなたはこの暴力に対して拱手傍観されているのでしょうか。オール沖縄の理念を体現し、闘いの最前線に立ち続けてきた人に対する弾圧を基本的人権の問題でもあると。翁長さん、今こそあなたが安倍政権の国家と山城博治さんの救出に立ち上がるべきではないかというふうに、非常に悲痛な訴えをしているんです。私も立場は違うけれども、そういう有刺鉄線を切った、あるいはまたその防衛局の職員に対する何かがあった、公務執行妨害であったということで、４カ月以上も勾留されることについては非常に違和感を持っております。そういう中で、やはりこのオール沖縄の本当にシンボル的なリーダーであるこの山城議長がこういう形になっていると。そしてオール沖縄がそのことに対してなかなか具体的なそういう対策が見えない。それについて、特に象徴的な知事の対応が痛烈に批判されております。

そういう意味で、このことについて私の最初の質問とかかわる意味で再質問をするんですけれども、最高裁の判決が出た、そして承認撤回をいつするんだというふうに内外から非常に強く叫ばれている。それに対して先ほどの私の質問も公室長が答弁して、知事は答弁に立たない。そういう状況がずっと続いていて、そのことに対するいら立ちがこの記事になっていると私は受けとめております。

ですから、そういう意味では、やはりこのいわゆる立場は違えども、県民に対する思いというものを知事はどう表現するのかということが問われているのではないかというふうに思います。ですから、このことについては、知事みずからその考え方について述べていただきたい。そしてまた最高裁が判決を出した。そして、その後撤回をするのか否かということについても問われているけれども、具体的な話が出てこない、検討中ということで逃げている。そういうことで、どうするのかについても具体的にお示しをいただきたい。

やはり、私は今これまでオール沖縄という形でさまざまな運動を知事は進めてきたけれども、その中身がこの記事にもあるように、もう色あせてしまった。そして、選挙の面においても内部分裂をするようになってきた。そういう状況の中で、果たして効果のある対政府交渉ができるのか。そして具体的にこの普天間問題、辺野古問題というものをオール沖縄の枠組みで解決することができるのか、見通しがあるのか。そういうことについて厳しく問われていると思います。です

から、そういう意味では、私も公明党の立場でありながらいろいろと課題も感じますけれども、しかし、現実はやはり自公連立政権の中で、そして具体的に一歩一歩前に進めるためには、やはり自公との連携というものを知事はこれは避けて通れないのではないかと。いわゆる自民党県連に対しても、我々公明党県本に対しても協力を求めて、むしろ一緒になって政府と交渉に当たっていこうというその考え方のチェンジをすべきではないかというふうに思います。我々も党内でもいろいろそういう辺野古問題に対する議論をずっと続けておりますけれども、ここ最近特にそうしたオール沖縄に沈み込んでいく知事の姿を見ていると、やはり具体的な効果は期待できないなという思いがしております。そういうことでお願いをしたいと思います。

それから地位協定については、先ほど公室長の答弁もありましたけれども、やはり平成12年の稲嶺体制のときの改定案について、もっともっと踏み込んだ形で具体的に事例ごとに他の海外諸国の駐留米軍の地位協定と比べて、そして何がどう違うんだと。だから具体的に日本においてはこういう改定をすべきであるというふうな踏み込んだ形の改定の交渉、また改定案の提示というものが改めて必要ではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城勉議員の再質問にお答えをいたします。

今の新聞記事は私も朝読ませていただきまして、金城議員の思いは私も共有するところではあります。そういう中で、さあ県としてどうするのか、知事としてどうするのかというものは今日までいろいろございました。

まずもって私が当選してから半年間は中央閣僚に会っていただけませんでした。残念ながらその仲介もなかなか簡単ではなく、そういう県民の民意というそのものが、いわゆるある意味では悪であるかのようなそういったような形で接触ができないというようなことは、大変ある意味では、どこの都道府県に政府と考え方が違うから会ってくれないなどということがあるんだろうかと。私はそのこと自体を多くの県民や国民に見ていただきたいということをずっと半年ぐらい申し上げておりました。その中で、もう一昨年になるんですか、４月５日に菅官房長官とお会いできたのを皮切りに集中協議とかいろんな形でお会いするような形になりました。私は、もともと先ほどから申し上げているとおり、普天間の県外、あるいはオスプレイの配備撤回、あるいは辺野古基地はつくらせないという、これが公約であるものですから、その公約をベースにしてやっている中で、一番最初の取り消し、あれは第三者委員会の客観的な中立的な判断を仰ごうということで、第三者委員会をやりました。そうしましたら、多くの県民からいつやるんだと、中谷防衛大臣は夏には埋めると言っているよと。早く取り消せという話でありましたが、しっかり時間をとって第三者委員会でやっている間にも私は県民から――県民といったら恐らくオール沖縄のほうが多いんでしょうけれども、お叱りを受けながらも、ずっとこの取り消しというのをやらないで待っておりました。そして集中協議をやりまして、集中協議を終わったときに菅官房長官に工事は着手するんですかと申し上げましたら、すぐ着手するという話をされたので、私からすると、私もしっかりと対応させてもらいますということで、一昨年の10月13日に取り消しをさせていただきました。そういう中から法廷闘争などもあり、和解勧告もあり、そして去年12月の最高裁判決もあります。

そういう中で、オール沖縄という中と、それから行政、知事の立場としての、どこまでこの住民運動といいますか、それとかかわるかという問題は、大変今おっしゃるように、この革新に埋没しているとかという話がありますけれども、むしろ埋没していないからこういう批判が来るわけで、その辺のところをよくよく知事としてもしっかりとやる。私たちは共有するところは――今基地問題はしっかりと共有しておりますが、包容力を持って沖縄県の将来に向けてどうするかというところでやっております。ですから、自民党県連さんも東京要請行動は御一緒でありましたけれども、その後、残念ながら辺野古唯一ということについての仲介というのはなかなかございませんでした。公明党県本部のほうは、もうしっかりとした態度でこの件については対応されておりましたので、私からすると、直接連携することはできませんでしたけれども、公明党県本部の見識に対しては、大変敬意を今もって表しているわけでありまして、そういう中でのこれからのことをどうするかということになってまいります。

ですから、私が今撤回をどうするのかというようなものは、ちょうど取り消しと一緒でありまして、私なりに私の判断を持ちながら、しっかりと先ほど来の答弁にありますように、慎重に見きわめながらやっていく。今金城議員がおっしゃるように、自公と相提携するのはどうかというようなこともございます。その中で、いわゆる柔軟性が、辺野古唯一ではないという、

まず結論はともかくとしても、そういうぐらいの接触ができればいいんですが、そういうようなことはございませんので、そういう意味からすると、その接触の仕方を含め、いろいろ工夫を私もしているところであります。その中で一番は、二階幹事長がそういう意味ではいろいろ話を聞かせてもらいたいというようなことで何回か沖縄にも来られて、私も行きました。そういうような中でのいろんな交渉もありますが、私自身は公約をベースにしてしか話ができませんので、こういったようなこと等はしっかり守って初めてこの知事選に当選した意義があるわけで、しかしながら、話し合いそのものは全く拒否するつもりはございませんで、集中協議においても私だけがしゃべったのであって、官房長官も総理もほとんどお答えにならなかった。そういったような協議というのはいかがなものかとも思いますが、いかんせん私が幾ら申し上げてもそういうようなことには通じてまいりません。ですから、今概略を申し上げましたけれども、そういったことを踏まえて、もし自民党県連さん、公明党県本部さんが間に立っていただけるんであれば、私からするとそういったいろんな議論というものは大変ありがたいとも思ってはおります。

そういう中で、今こういう御質問がありましたので、深く説明することはできませんが、私としては精いっぱい今までの経緯と今の現状というものを答弁させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　金城勉議員の再質問にお答えします。

地位協定の見直しに関する対応のことだと思います。

先ほども答弁させていただきましたけれども、平成12年の要請から15年が経過していたということがございまして、昨年になりますけれども、その12年以降の課題ですとか現状を踏まえた要請内容となるように見直しを行って、今関係部局に意見を聞いているところでございます。平成12年の要請といいますのは、相当市町村ですとか関係機関等いろいろ意見も聞きながら、その当時しっかり対応していただいたと思っております。ただ、やはりもう15年もたっているということでさまざまな点で、その間いろんなこと、例えば平成16年に沖国大にヘリが墜落したとか、その際に例えば規制線の問題とかいろいろ出ました。あといろんな事件・事故等がありますけれども、特に17条関係がさまざまな意見が出ておりまして、その際に我々はそういったものを踏まえまして、新規に追加要望というようなものを入れてございます。そういったもろもろ今ございますけれども、例えば構成も前回は要請事項と内容及び説明というような構成でしたけれども、例えば今回我々のものは、まず各条文ごとに概要とそして現状と課題、これをきめ細かく書いて、さらに沖縄県の考え方、そして沖縄県の要請、その他参考ということで、例えばボン補足協定ですとか、いろんなさまざまな情報を集めたものを網羅して、この１冊があれば沖縄県の地位協定の考え方というのが一定程度理解していただける、そういったものを今つくっているところでございます。そういったものを通して、軍転協ですとか、渉外知事会を通して日米地位協定の見直しについて取り組んでいきたいとそういうことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　金城　勉君。

〔金城　勉君登壇〕

○金城　　勉君　御答弁ありがとうございました。

知事、やはり公約を大事にしながらその枠組みの中で頑張っていくという、それは当然のことでありますけれども、ただ、現状はその状況が硬直化してにっちもさっちもいかないという現実、その穴にはまり込んでいるわけで、そこをどう突破して、国と具体的なコミュニケーションのできる交渉のテーブルに着けるかということを考えると、やはり自民県連、公明県本、そして中央との自公政権との連携というものをいかにするかということが非常に問われてくると思います。そこはぜひ御検討いただきたいと思います。

そして知事公室長、その地位協定の改定については、これは非常に大きなテーマですから、それを具体的に前に進めるためには、むしろ自民党の国会議員も、あるいはまた公明党の国会議員も抱き込んで、そして具体的にそのコンセンサスをつくりながら、国と外務省と交渉するというこのしたたかさが求められますから、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、２月27日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時１分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年２月27日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　5　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第５号）

平成29年2月27日（月曜日）午前10時5分開議

議　事　日　程　第5号

平成29年２月27日（月曜日）
午前10時開議

第１　山内末子さんの議員辞職の件
第２　一般質問
第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　山内末子さんの議員辞職の件
日程追加　特別委員選任の件
日程第２　一般質問
日程第３　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）

甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）
甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）
甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　債権の放棄について
乙第20号議案　債権の放棄について
乙第21号議案　債権の放棄について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉　君	5　番	次呂久成崇　君
副議長	赤嶺　昇　君	6　番	宮城一郎　君
1　番	瀬長美佐雄　君	7　番	大城憲幸　君
2　番	玉城武光　君	8　番	金城泰邦　君
3　番	親川　敬　君	9　番	西銘啓史郎　君
4　番	新垣光栄　君	10　番	新垣　新　君

11番	座波　一君	30番	崎山嗣幸君
12番	比嘉瑞己君	31番	金城　勉君
13番	西銘純恵さん	32番	砂川利勝君
14番	平良昭一君	33番	具志堅　透君
15番	上原正次君	34番	島袋　大君
16番	当山勝利君	35番	中川京貴君
17番	亀濱玲子さん	36番	座喜味一幸君
18番	當間盛夫君	37番	嘉陽宗儀君
19番	上原　章君	38番	新垣清涼君
20番	山川典二君	39番	瑞慶覧　功君
21番	花城大輔君	41番	狩俣信子さん
22番	又吉清義君	42番	比嘉京子さん
23番	末松文信君	43番	大城一馬君
24番	渡久地　修君	45番	糸洲朝則君
25番	玉城　満君	46番	照屋守之君
27番	仲村未央さん	47番	仲田弘毅君
28番	照屋大河君	48番	翁長政俊君
29番	仲宗根　悟君		

欠席議員（1名）

26番　山内末子さん

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	金良多恵子さん
知事公室長	謝花喜一郎君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部長	金城　武君		
企画部長	下地明和君	総務部財政統括監	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員長	金城棟啓君
保健医療部長	砂川　靖君		
農林水産部長	島尻勝広君	警察本部長	池田克史君
商工労働部長	屋比久盛敏君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
文化観光スポーツ部長	前田光幸君		
		人事委員会事務局長	親川達男君
土木建築部長	宮城　理君		
企業局長	町田　優君	代表監査委員	當間秀史君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主幹	中村　守君
次長	平田善則君	主査	川端七生君
議事課長	勝連盛博君	主事	村吉政則君
課長補佐	平良　潤君		

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。　　日程に入ります前に報告いたします。

２月24日、山内末子さんから議員の辞職願の提出がありました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　山内末子さんの議員辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

〔事務局職員　辞職願朗読〕

○議長（新里米吉君）　お諮りいたします。

山内末子さんの議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、山内末子さんの議員の辞職を許可することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま山内末子さんの議員の辞職が許可されたことに伴い、子どもの未来応援特別委員会に欠員が生じておりますので、補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

子どもの未来応援特別委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により比嘉京子さんを指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、子どもの未来応援特別委員に比嘉京子さんを選任することに決定いたしました。

――――――――◆・・◆――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第２及び**日程第３**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋　大君。

○島袋　　大君　おはようございます。

沖縄・自民党の島袋大です。

すぐ質問に移りたいと思っております。

追加質問を議長に通告しております。

本日の産経新聞の朝刊の見出しに「第２滑走路建設　那覇空港埋め立て中断　翁長知事辺野古にらみ破砕認めず」とあります。

この件につきましては、質問通告後に報道がなされた問題でありますので、議事課と執行部には連絡を済ませております。

そこで質問します。

内閣府は、今月８日に追加資料と記載事項を修正した書類を提出していますけれども、県はなぜ許可しないんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

国のほうは、最初に29年１月12日に岩礁破砕等許可申請書を提出し、県のほうで受理をしましたけれども、形式要件を満たしておりませんでしたので、１月25日に補正を求めたところ２月８日に補正書を提出されました。ただ、補正の内容にまだ十分でないということで、２月17日に補正を再度お願いしたところであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いつ出すんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　２月17日の再度の補正につきましては、３月３日までということで、２週間の期限でお願いしているところではございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これまでの間、かなりの日数の工事がとまっております。

平成32年３月の供用開始にどのように影響しますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

那覇港湾・空港整備事務所のほうには確認しておりますが、現時点では、おおむね計画に沿って進んでいるという状況とのことでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いや、これから工事がスタートして、平成32年に間に合うかの確認なんですけれども。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現時点では、この後の工期というのもまだ一定の期間ございますので、極力、当初の計画どおりに進めていくものだというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これ重要な問題ですよ。

第２滑走路の工期を７年から５年10カ月にしたのは、平成32年の東京オリンピックに間に合わせるため、当時の仲井眞弘多知事が要望しました。これ全市町村、沖縄県、今翁長県政になっても一緒ですよ。ただでさえぎりぎり間に合うのかどうか、非常にすったもんだして、我々から要望して短縮して５年10カ月にしたんですよ、要望して。その中に、この埋立工事の中断、供用開始がおくれたら、翁長知事は32年までの整備を抱える大型ＭＩＣＥ施設、これからいろいろ事業を沖縄県は32年に向けてやっていきたいと言っているんだよ。経済の衰退ですよ。アジアに向かって発信するどうたらこうたら、戦略推進室もつくってきた。全部話のつじつまが合わなくなる。どうですか、知事、どういうふうに国に要請しているんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

繰り返しになって申しわけありませんが、国は現在、岩礁破砕を伴わない箇所の工事を進めているということでございますので、工事はおおむね計画に沿って進んでいるというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、そこですよ。訪米してアメリカに行くのもいいかもしれませんけれども、こういうとまっているのは、すぐさま国に行って、県もこういうふうにやっていきたい、しっかりと供用開始するためにいろんな面で汗かいて頑張ってくる、それが国としての責務だろうというのが、これが知事の仕事ですよ。そういうこともしないで、訪米するのはいいかもしれないけれども、経済が衰退する、沖縄県がこれから発展すれば衰退に進んでいくんですよ、この事業は、どうですか、知事。（「知事が急いで補正を出せばいいのよ」と呼ぶ者あり）　私の質問だ。共産党に要請しなさい、じゃ。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　繰り返し大変申しわけございませんが、岩礁破砕を伴わない箇所、今、その部分に工事を注力していると。陸上部分に工事を注力しているというふうに聞いております。工事については、現時点では、おおむね計画に沿って進んでいるというふうに聞いております。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この件については、次の２番バッターの花城議員もやると思いますから、引き継ぎたいと思っています。

我が党代表質問の関連について、知事の政治姿勢についてであります。

沖縄県関係職員連合労働組合は、適法に組織され、活動も適法か、再度聞きたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合の活動についてですが、地方公務員法及び労働組合法に、沖縄県関係職員連合労働組合のようなその団体の活動を制限するような規定はなくて、両法律に抵触することはないと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　部長、問題はないということで理解していいですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　この組合組織は、事務所は県庁14階にあるというふうに聞きましたけれども、確かですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県庁舎の14階のほうに事務所がございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　家賃は発生していると思いますけれども、家賃は払っていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

使用料につきましては、沖縄県関係職員連合労働組合が組合員の労働条件の維持改善、それから福利厚生等に関することを主な目的としている団体であるということで、免除しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　免除しているんですね。

次です。

県職員連合労働組合の機関紙が発行されております。これ、知っていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　発行はされていると思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　その中で、この翁長県政に対しての選挙依頼とか、去る県議選についてでもありますけれども、御支援願いの特集が掲載されています。これ問題ないんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

職員団体それから県職連合の政治活動等でございますけれども、職員団体それから労働組合は、その職員の勤務条件の維持改善を主たる目的とするとして、組織される団体でございますが、地方公務員法上、その他の政治的目的を持った活動等をすることについての制限はございません。

ただし、その構成員が県職員一般職の場合は、地方公務員法36条の規定に基づく政治的行為の制限を受けるということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県職員は、地方公務員法58条で政治活動が禁じられているため、県職連合の構成員として政治活動に参加しているのは合法ではない、違法なんですよ、違法。違法なんですよ。この機関紙を配って、選挙応援依頼もろもろ違法なんですよ、いかがですか。（発言する者あり）　違法なんだよ、これ。違法だよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

県職労は、地方公務員法上の職員団体として、職員の勤務条件の維持向上を主たる目的として組織されておりますが、その他の文化的な活動とかいろんな政治的な目的を持った活動等についても、地方公務員法上の制限はございません。しかし、県職労の構成員であります一般職の職員については、地方公務員法第36条の規定により、政治的行為の制限がございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　今、違反していないような言い方だけれども、これは、明確に違反なんですよ。これ配っていくのを、選挙依頼もろもろ含めて。私は、これ今締めますけれども、本日この質問たくさん出てきます。私に今部長が答弁したのは全部議事録載っていますから、しっかりと我々これ検証、きょうしていきますので、よろしくお願いしたいと思っております。

次です。２番目であります。

翁長県政の人事のあり方についてであります。安慶田前副知事による口きき疑惑についてお伺いします。

今回の質問は、２月８日、２月20日に開催された文教厚生委員会での質疑応答の内容をもとに質問させていただきたいと思っております。

さて、１月18日の沖縄タイムスでこの問題が記事となり、約１カ月間、県は独自で真相解明をする気がないのか、よくわからないまま安慶田副知事は辞職し、真相解明の場は法廷の場に移ろうとしていることに大きな危機感を持っております。私は、法廷の場で真相が明らかになることがいけないと言っているのではありません。しかし、知事が安易に副知事の辞職を認めたため、県が独自で真相解明ができなくなったことは大いに問題があると思っております。本来であれば、知事は安慶田副知事の辞職願を当面の間預かり、副知事に対して職務命令として真相解明に努力するというようなことを言わなければならなかったんじゃないですか、知事。これが筋ですよ、知事。そして、その上で、教育委員会または第三者委員会で事の真相を明らかにしていくのが一番正しい方法だと私は思っております。

我々自民党は、私もそうでありますけれども、支持者から強いお叱りを受けました。あなた方、県議会、県庁は、安慶田副知事が訴えたからといって、法廷に任せておいて、自分たちで真相解明する自助努力はしないのか、あなた方は、この問題を軽く考えているんじゃないかと厳しく叱責されました。大変耳の痛い話であります。皆さんもそう思いませんか。私は、今回の質問を通して、県がなぜ独自で真相解明できないのか、どこに問題があったのか、問題発覚から時系列に質問したいと思っております。

まず初めに、１月18日の新聞報道があってから、19日にかけて、５名の元幹部に対して電話で聞き取りを行っているわけですよね。その回答を受けて、翌20日の知事による定例会見になっていると思っております。間違いありませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

議員御質問のとおり、18日から19日にかけて、新聞報道を受けまして５名の前の幹部に確認をいたしました。そして、そのときには新聞報道にあったような前副知事の人事や教員採用試験への働きかけはないとの回答をいただきましたので、その旨、20日の会見でも報告をさせていただいたところです。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事は、その会見でこう述べております。副知事に確認したところ、教育委員会へ働きかけを行った事実はないと聞いている。そして、教育長、教育長は、当時の幹部５人に確認したところ、働きかけの事実はないという返事だったと述べております。

教育長、当時はこれは電話のみでの簡単な聞き取りだったわけですよね。間違いありませんか。もう時間もったいないですから、イエスかノーでいいですよ。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　18日、19日にかけては、電話での確認をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　その後、記者の追加調査をするべきではないかとの質問に、知事はこう述べております。「副知事や職員を信頼しつつ、県民の理解を得ながらやるにはどうしたらいいかを考えている」。教育長に至っては、「これ以上の調査は考えていない」と言い切っています。間違いないですね、知事、教育長。これ新聞にも書かれておりますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　20日の会見の場で、記者の皆さんから調査を考えていないのかということで、考えていないと申し上げました。ただ、会見後質問を受けまして、新たな事実が判明した場合にはその対応を検討したい旨、お答えしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　島袋大議員の御質問にお答えをいたします。

１月20日の記者会見、17日の晩、そういった取材を受けたという話を聞いて、翌日から私はまた本島を離れておりましたので、その20日の記者会見になったわけであります。それまではやっぱり新聞報道しか私の耳には届きませんで、なおかつ本人からは一切そういうことはないというような報告を受けている中で、しかし県民には、大変不信と不安が報道されておりましたので、この２つの中でどのようにして調査をして、あるいはまたこの真実といいますか事実といいますか、そういったものを確認するというようなものは、３日目でありましたので、そのときの定例記者会見ではそのような話になったというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　電話のみでの安易な聞き取り、そして本格的な追加調査もする気のない知事の木で鼻をくくったような答弁、そして早く幕引きしたい教育長の対応、この記者会見は、僕らだけではなく、県民、同席した記者たちも、この人たちは、こんな大きな不祥事の可能性がある案件を徹底調査することもなく、これで幕引きするつもりなんだなと感じたと私は思っております。県民もそうだと思っております。そのいいかげんな対応に、強い不信感を持った諸見里前教育長は、翌日に書面で意見書を出したわけです。そして、その書面を見て、あなた方執行部は、蜂の巣をつついたように、大慌ててそこから改めて聞き取りをして、副知事の関与があったと、舌の根も乾かないうちに回答が100％ひっくり返るという前代未聞の大失態が起こるわけです。知事、何が副知事と職員を信頼してですか、そんなきれいごとで徹底調査を見送り、誠意のかけらもない記者会見をするから、最初は穏便に済まそうと思っていた諸見里さんも、これでは真実は闇に葬られると思って、この書面のとおりに訴えてきたんですよ。違いますか。何が県民の理解を得るためにどうしたらいいか考えるんですか。知事、知事の言葉は本当に中身が空っぽなんですよ。あんな偉そうなこと言って、何ですか、このお粗末な対応は。教育長、教育長も一緒ですよ、何ですかあの対応は。調査は考えていない、よく言い切ったと思っていますよ。後から、副知事の働きかけがあったと言わざるを得ないとひっくり返したら、最初から腰を据えて徹底調査すべきだったでしょう。最初から徹底調査すれば、こんなお粗末なことにならなかったはずです。どう思いますか、知事。こんなお粗末な対応、誰が責任とるんですか、どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

20日、定例記者会見がありました。その前に、18日から新聞報道がございました。そういうこともありまして、まずそういう面談とか調査委員会とかそういう話という時間ではなくて、とりあえず電話で確認をするしか方法がなかったということであります。そして、それを踏まえて、その当時の皆様方からはそういうことはなかったという返事をいただいたものですから、20日の記者会見では、そういうお答えをするしかないわけです。そのときに、確かにこれ以上、もう一旦そういうなかったという御返事をいただいていますから、その調査を行う考えは今のところありませんというのをお答えするしかないわけです。ただ、記者の皆さんから、何か、本当に終わるのかという、これで終わるのかと言われましたので、いや、何か新たな事実が出てくればそのときにその対応を考えますというふうに申し上げました。それを踏まえて、会見の翌日、新聞報道に、事実と違うとか、そういう証言がありましたので、これはどういうことかということがあって、いろいろやりとりしている中で諸見里前教育長のほうから何らかの形で表明したいというお話をいただいたもんですから、それで書面をいただいたのが22日の午後ですかね。私どもは、夕刻に幹部が集まっ

て、手紙の中身を確認した上で、これはこれまでの中身と事情が違うので、関係者にまた実際に事実を確認しないといかぬということで、いろいろ対応してきたというところであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　本当にこんなお粗末な対応はないですよ。実務責任者は教育長、あなただと思っております。事実上の筆頭部長でもある総務部長まで経験して、何でこんな対応するのかなと我々思っています。私、恥ずかしいと思いませんかと聞きたくなるぐらいですよ、教育長。最初からしっかりと元幹部と面談して、本当にこのようなことがなかったのか、聞くのはもちろん、もっと幅広く今の幹部職員にも口ききのようなものを見聞きした人はいないか、あるいはヒアリングや無記名でアンケートをとるとか、そういうこともあったと思っております。記者会見発表が二転三転した責任、教育長、どのように感じておりますか。もう責任とらないといけないというような考えもありますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　20日の調査は、そういうことで一つの考え方として、ちゃんとやったと思っています。ただ、結果的にその調査結果で報告したものがひっくり返ったということについては、私にも責任はあると考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　これしっかりと責任はあるということを言うんであれば、自分で自信を持って、その辺しっかりと解決できるような方法を考えてください。教育長、教育長の責任は重いと思っています。これは強く認識していただきたいと思っております。

次に、１月21日土曜日に諸見里前教育長から事実を伝えたいと申し出があり、１月22日日曜日に書面を受け取ったと思っております。そして、22日日曜日の夕方５時ごろ、幹部全員で封筒を開封して内容を確認したわけですよね。ここまでは、いろいろと内容、委員会でも私確認しました。そのとおりで間違いないと思っていますけれどもいかがですか、教育長。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　それから、18時に知事に報告の一報を入れたわけですよね。そのときに、20日の会見とは違う内容の書面になっております、そう報告したわけですよね、どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　はい。20日の会見とは違う内容になっておりますというふうに一報を入れさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　教育長、このことについてどう思いましたか。もちろん、この書面は諸見里前教育長の言い分なので、それが事実かどうかはまだわからないと思っております。ただ、安慶田前副知事が述べていることとあなた方が20日に記者会見で述べたことを真っ向から否定する内容でありますから、そういう書面が出てきた時点で、これは大きな問題だと認識するはずでしょう、そう思いませんでしたか。教育長、教育長もそしてほかの幹部の皆さん方もそういう認識だったから、急いで知事に一報を入れたわけですよね、どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そういう内容が、20日の会見とは違う内容でしたので、知事に一報を入れさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、知事はこの一報を受けて、どう認識しましたか。知事が20日の記者会見で、働きかけの事実はないと認定したことが覆されるかもしれない出来事なわけです。当然大きな問題だと認識しませんでしたか、知事。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今、22日の18時ごろの話でしょうか。平敷教育長から私のほうに、先日の事実確認と異なる内容の書面があるという一報が夕方参りました。それで、私からは、そういう書面を電話でやりとりするのも何だから、あした報告をするようにということで、教育長に話をしました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　前教育長の書面が事実かどうかは別にして、記者会見で発表した内容をひっくり返すかもしれないわけですから、当然大きな問題なわけですよ。当然、県として最優先でこの書面の事実確認に取り組まないといけないわけです。その上で、教育長、一報を入れた翌日23日の月曜日９時半ごろから知事室で知事に説明を行ったわけですよね。そういうふうに内容を確認しました。説明していたら、知事の日程がほかにもあったので、中座して別の人が入ったり、いろいろな調整があって、落ちついて説明できなかった。こういうわけなんですよ。でも教育長、この一連の出来事、先ほど教育長も認めたように、本当に大き

な問題だと認識しているんでしょう。この書面の内容をしっかり知事に報告することが、特に優先されるべきだと私は思っております。知事もそう思いませんか。教育長、教育長は、中座するまで、どの程度報告したんですか。

そして、公室長、特にこの優先して知事の耳に入れないといけないこと以上に優先された知事の日程はあったんですか。

この２つ、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　23日月曜日は、９時半ごろからだったと思いますけれども、諸見里前教育長の文書がありましたので、その内容の説明に入りました。確かにどういうことが書いてあるかということを申し上げましたけれども、その内容、当初は18、19日の調査に対してはなかったと答えたんだけれども、それを皆さんの何かそういう憔悴感とか、いろんなものに敬意を表してというふうなこと、翻した理由を書いてありました。その辺の経緯を説明しながら、説明を途中までやったんですが、私どもはいろいろ知事のほかの案件もあってちょっと中座をすることもございましたので、本当に細切れ細切れで、どこまで言ったかというのは、なかなか落ちついてできなかったということであります。また、私どもとしては、この書面に関して関係者、当時の幹部のほうに、18、19日の調査ではなかったとおっしゃっているわけですから、それについて、どうなんですかということを確認する必要があるということで、前回は電話でしたけれども、直接日程の調整もして、お会いして、確認をする必要があるということもありましたので、その事実確認も並行して行っていこうということで、説明を申し上げたところです。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　質問の御趣旨は、さきの20日の記者会見を覆すようなことがあったということで、どうしてそれが十分時間とれなかったということだと思います。

たしか、21日土曜日から22日日曜日にかけまして、知事のほうに安慶田副知事の辞任のお話があったと思います。その23日月曜日は、朝からそういったことの対応等をもろもろ調整しないといけない、意見も聞かないといけないということで、まとまった時間がとれなかったのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県民の皆さん、今聞いてどう思いますか。県政の判断が180度変わった内容なのに、本当だったら知事の手を引っ張ってまでも内容を報告しないといけないんだよ。どれだけ重要な案件なんですか、これは。副知事がやめるからこういうことで、この教育長の話は聞かなかったということで我々認識していいんですか、公室長。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど教育長からもございましたけれども、およそ書面の内容とか要旨はいろいろお話しあったと思いますけれども、やはり県政にとって副知事の辞任というのはまた大きな事案です。そういったもろもろかかわっておりますので、そういった個別個別の対応も含めて、決して前教育長のことを少し軽く見てとかそういったことではなくて、全体的に今回の件を自然の事象で安慶田副知事の辞任ということもあるかということもありましたので、安慶田副知事の辞任の対応もやらないといけないということで、十分な時間をとれなかったということでございます。決して今回の事案について軽んじたということではございません。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　公室長、これぜひとも自民党に報告してください。これ、正式な要請です。この日の知事スケジュールもろもろ含めて、明確に出していただきたいと思っております。

話を進めます。

教育長、知事の時間がしっかりとれなかったから、結局書面の内容全て伝えたのは、23日月曜日14時ごろの知事の会見後の、14時40分から15時になるわけですよ、間違いありませんね。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　最終的に全て説明が終わって、今後の対応も説明したのは、その時間になりました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県民の皆さん、この23日14時の知事の会見、どういう会見だったか覚えていますか。この会見は、安慶田副知事の辞職を受理したことを発表しているわけです。おかしいと思いませんか、皆さん。この時点でまだ諸見里前教育長の書面が事実かわからないといえども、20日の記者会見を否定する書面が出てきていて、その内容の事実確認もできていないわけですよ。知事とヒアリングもちゃんとできていない。何でそんな重要な書面が出ているのに、副知事の辞職を受理するんですか。知事、おかしいと思いませんか。教育長、23日当日、この記者会見の前後に

知事への報告と並行して、書面の事実確認のため、職員を前幹部５名のところに派遣しているんですよね。そういう答弁ありましたけれども、どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは、午後――時間はっきり覚えていませんけれども――から夕刻にかけて、前幹部のところに日程も時間も調整しながら出向いてもらって、書面も見せながら内容を聞き取って確認をしたところであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そうであるならば、この事実確認を行った職員の報告を受けてから安慶田副知事の辞職を受理しても遅くないでしょう。辞職届を、知事、知事の責任で預かりにしておけばよかったんじゃないですか、知事、どうですか。知事、何で慌てて辞職を認めたんですか。答えてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　安慶田前副知事が私に辞任をしたいというものは、もうこの間にも話し合われていますけれども、１月21日の晩に弁護士のほうからそのような意向を聞いているという電話がありましたので、私はそれを聞いて、安慶田前副知事に電話をして、翌日会おうということで、１月22日の午後２時ごろだと思いますけれども、会って話をいたしました。そして、そういったことについての事実関係は一切ないんだということ等を含めて何があったかといいますと、辞意というものについては、もう道を歩いてもどうしても、歩くことさえままならないといいますか、いろんな一つ一つの式典とか行くのが。一番ある意味でショックだったのは、市町村会の新年会に入り口から入ることができなかったと。それから、１月24日には、ナイトｉｎ大阪、ナイトｉｎ東京がありますが、全国放送があって、これもかえって県のそういった趣旨を壊すのではないかというようなことで、副知事職を遂行するのが難しいということも含めて、辞任の意向があったわけであります。それを私は聞いて一定の理解をしたところでございます。

その後、この教育長のものは、そういった辞意の後でありまして、とりに来てほしいとかというような要望、つまり現教育長にこの書類を持っていくから、とりに来てほしいというような、来てほしいですか、そういうようなものとか、あるいは実際に書面が渡ったというのは、もう副知事の辞職の確認の後からでありますので、そういった意味で、前教育長からそういった書面があったものを23日の午前中、一定程度見させていただきました。そして、そのときのやりとりというのは、知事室の人が出入りするというのは、一定程度まだ御理解いただいていると思いますが、この件を含めて、いろんな形で入ってまいりまして、そういった中での辞職願の決裁につながっていったと、このように考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、あなたがそこで辞職届を預かり、その後、安慶田副知事からの口ききの可能性が高いとの報告を受けて、あなたが職務命令で事実を明らかにするため内部調査に協力しなさいと言えばよかったんですよ。その上で第三者機関を設置して、公平な調査をやればよかったんです。それが、今の状況はどうですか。辞職した安慶田さんは法廷に逃げ込み、マスコミの第三者機関や百条委員会が設置されたらどうするのかの問いに、裁判終わらないと出られないんじゃないかなと隣にいる弁護士は、それはそのときに考えると、非常に消極的なことを言っているんです。知事、あなたが簡単に辞職届を受理しなければ、法廷に持ち込まれる前に、県庁、県議会、事実がどうあったのか真相解明することができたかもしれなかったんですよ。あなたのその安易な行動で真相解明する機会を潰したんです。どう責任感じるんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

今回の一連の問題でございますが、先ほどございましたように、前副知事は教員採用試験に係る働きかけについて一貫して否定をしていると。一方でまた、前教育長は、教員採用試験に関する働きかけや、教育長人事に関する指示はあったというような主張をされていると。これに関しては、その前副知事からの訴訟も提起されていると。

そういうことについて、県としてはやはり県民の信頼確保のためには、事実関係を明らかにする必要があるということを考えておりまして、事実関係を解明するための調査、それからいわゆる口ききの徹底した防止策を講ずるために外部識者による調査委員会の設置も含めて検討してまいりたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そして23日、知事が安慶田副知事の辞職を認めたために、その１時間後に早々と安慶田副知事は辞職の会見をするわけです。そのときまだ県の職員は、職員を派遣して、諸見里さんの書面の内容を確認中なわけですよね、どうですか、教育長。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　時間的な事実を申し上げま

すと、確認が終わって帰ってきたのは６時ごろだったかと思います。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　教育長、その職員が聞き取りに行った結果を知事に報告したのはいつですか。これも確認しております。24日火曜日の午前中ですよね。教育長、その日10時から記者会見をしたでしょう。そうなると10時以前に知事に報告したわけですよね、どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　前日、聞き取った内容を取りまとめまして、24日朝、記者会見前の９時ごろだったかと思いますが、そのときの聴取の結果とこちらの見解、教育庁としての見解を報告させていただきました。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　そして24日の火曜日10時の記者会見で、20日の金曜日に発表した働きかけの事実はないと発表したことが、土日を挟んだ４日間で働きかけがあったと認めざるを得ないと180度答えが逆転したわけですよ。こんなずさんな対応ありますか。どう見ても県民もおかしいと思っておりますよ。知事に言っても無駄だから言いませんけれどもね、教育長。そして幹部の皆さん、皆さん方も大変かもしれませんけれども、行政官だと思っておりますよ。こんなずさんな対応恥ずかしいと思いませんか。県庁のほとんどの職員は、こんなずさんな対応に本当にあきれ返っていると思います。教育長、一番教育長がその辺はわかっていると思いますから、もう言いません。

この問題の最後であります。

教育長、うちの照屋守之議員のやりとりでこうあります。２月20日安慶田光男前副知事は、委員会の参考人で、教育長人事というのが常に何十年も公的任期は４年であるが、それぞれ２年でずっと交代してきている慣例がありました。これと並行して、教育長経験者は、沖縄県国際交流・人材育成財団へ行っているということもありましたので、知事部局の人事でありますから、それも含めてどうされますかと確認しました。これ、委員会でですよ、委員会で。委員会で何度もこの言葉を安慶田前副知事はしきりに言っております。まさしく、県政ナンバーツーが堂々と天下りをあっせんしている。委員会の参考人という立場で言っているけれども、大丈夫ですか、これ。堂々と天下りをあっせんしているんですよ、委員会で。これは、まさしく人事介入としか思えませんけれども、どうですか。人事の総務部長、教育長。堂々と天下りをあっせんしているよ、国も今大変な問題になっているんだよ、これ。（発言する者あり）　何が自民党政権、今、あなた方の政権でしょう。おい、共産党。あなた方の県政でしょう。がたがた言わんよ。あなた方も天下り認めているということだろう。（発言する者あり）　じゃないの、じゃないの。そう言っているでしょう、させなければいいでしょう、共産党。あなた方、県政与党も天下りあっせんしているだろう。（発言する者あり）

教育長、今、総務部長に聞いていますから。

いや、参考人の委員会で何回も、私は人材育成財団に行きませんかと言ったよと。県政ナンバーツーが天下りどうですか、いかがですかと言っているのと一緒だよこれ。これに人事介入していない、こんな問題、大変だよこれ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

国際交流・人材育成財団の人事に関することなんですが、これらについては、退職に伴って、その団体が、退職される方の能力あるいは実績を考慮して、団体のほうで登用されているというふうに理解しているところでございます。

○島袋　　大君　教育長、どうぞ。教育長も、教育長に聞いている。教育長にも聞いている。何でもやってもう……

○議長（新里米吉君）　再度、総務部長。

○総務部長（金城　武君）　済みません、少し補足させてください。

前副知事がそういう答弁されたというのは、過去のそういうものを例示的に御説明されたものだというふうに理解しております。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

天下りをあっせんしたということではございません。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほど総務部長が答弁いた

しましたけれども、例えば人材育成財団の理事長というのは、そういう確かに慣例として今まで教育長の経験者が行っています。これは、先方の財団の理事会で財団の規約にのっとって手続をとっているものと考えております。問題は、その方をあっせんしたかどうかというのは、先方からどのような人材がいるかというのは、実際は、簡単に言うと教育長経験者をずっと先方もお願いしているというのもございます。そういう経験者じゃないこともありましたけれども、過去の例はそういうことがありましたので、先方もそれを予定していたのかなと思います。それで、実際、任用については、理事会の手続にのっとって処理されたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　いや、まさしくこれ理事会する前に、どうですかとあっせんしているんですよ、あっせん。去年から、去年から副知事の立場で前任の諸見里さんに１年延ばすからどうするかと、財団行くかと、副知事の立場であっせんしているんだよ、これあっせん。副知事の立場であっせんしているんですよ、理事会どうこう関係ない。副知事の権限で、どうですか、この財団でどうですかと言っているんですよ。どうなるんだ、これ。堂々と答弁するんですか。あっせんじゃないのかと聞いているんだよ、僕は。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

財団へのこの人事のお話でございますが、これにつきましては、当該団体において、その人の能力とかあるいは実績を考慮して財団のほうで登用しているということでございます。

○島袋　　大君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前10時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

委員会での前副知事のお話は、そういうお話をされたということであろうかと思います。やはり、最終的にはその当該団体のほうでどうするかといいますか、登用含めて判断されるものというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　全く答弁になっていないよ。きょうからずっとこの質問に入りますけれども、この任命権者もろもろ含めて、最高責任者は翁長雄志知事ですよ。知事、知事はどう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

文厚委員会、私やはり答弁調整とかいろいろありましたので、前半の30分ぐらいしか見ることができませんで、翌日報道等を見せていただいて、そういった内容が話としてあったというのは聞いております。２年前の教育長の人事に関しては、私は一貫して続投ということを考えておりましたので、安慶田前副知事から話があったときも続投で行くよという話をしましたら、反論は特にありませんでした。その間のやりとりというのは、私のほうでは承知しておりません。ただ、私から言うと、続投ということについては、ある意味ではそのとおりになっているわけでありますので、教育長の人事については、ある意味で普通にやられたのかなと思ったんです。今こういうことで確執があったとか、いろいろあったという話を聞きますと、この度合い含めて、何だったのかなというのはありますけれども、私個人からすると、そういうかわるとかどうこうというのは考えてないことを、そのときの副知事には伝えておりました。そして、反論はありませんでした。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　知事、何十年一緒にいて、ナンバーツーとして頑張ってきた安慶田さんに対して、じゃ安慶田さんが知事ですか。安慶田さんの判断で全部決まるんですか。知事に報告する前にいろいろ内容を詰めてきたものに関して、安慶田さんが知事ですか。いろんな問題がある中で、これはもう安慶田さんがやったことだから、私は知らないよと。こういうみんな認識しかないですよ、県民は。あなた何十年間も一緒にいて、本当にワンツーコンビだったと、いろんな面で苦労してやってきたと言っておきながら、こういう問題になるとあとはやめた人は知りませんよ、私は聞いていませんよ、こういう言い方するんですか、知事。再度聞いてくださいよ。再度答えてくださいよ。安慶田さんは、ナンバーツーは、こういうことやってきたんですよ。それはしっかりと全部報告しているでしょう、知事に。どうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、島袋大議員が言い切る形

でそういう話をされておりますけれども、私自身は、この教育長の問題に限らず安慶田副知事のいろんなもろもろについて、当然のことながら全部を把握するというのは困難でありますけれども、重要なものに関しては、しっかりと指示をしてそのとおりになっております。ですから、教育長の問題も何ら私からすると続投という意思を変えたことはありませんので、その間のことを、何でわからないんだと言われて、20年間組んでいてそれぐらいもわからんのかと言われても、それは、じゃどういう形で今日までいろんなところやったかわかりませんが、全てこれを把握するというのは、なかなか困難であります。ですから、いずれにしましても、今はこの件の話をしておりますので、この件につきましては、私自身は、当初から続投ということをしっかりと伝えておりました。それについて、反論というものがなかったわけであります。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　あのね、知事、この教育長の問題も含めて、いろいろな中で、今権限は最高責任者は教育部門も知事なんですよね、知事が最高責任者です。その中でこういう問題も出てきた。やはり、総務部長も教育長も委員会で第三者機関も含めて検討しないといけないと言っているけれども、これは、知事みずから任命責任者として、責任者として、最高責任者として、知事、第三者委員会も含めて検討するに値しませんか。早急に設置する、討論終わった後からもう３週間たっていますよ。最初の文教厚生委員会から３週間、３週間たって何も動きもない、県側は。どうですか、知事。違うよ、総務部長じゃない。知事が最高責任者、どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

県としては、こういう問題が発生したことを受けまして､これまで各都道府県の状況調査をしております。

ですから、その辺の詳細な内容を把握した上で、県としてどういう対応が一番望ましいのか、その辺を念頭に置きながら今作業をしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　だから、３週間もたっているからいつまでですかという話ですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

今、各県の状況をしっかり把握した上で、最も事実解明をどういう形でやったら、その事実解明につながるのか、その辺を念頭に早期にその辺の対応をしっかりと決定していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　島袋　大君。

○島袋　　大君　県民の皆さん、このやる気のなさ、この議会を見てもわかるように、県民の皆さん方も愕然としていると思います。この問題に対する、革新県政の翁長県政は、全く何もする気もない。いろんな問題抱えている中でしっかりやらない。那覇空港の問題もしかりです。いろんな面で、きょうから自民党スタートしますけれども、我々徹底的に……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○島袋　　大君　野党として確認するまでやっていきたいと思いますから、ひとつ御理解をお願いしたいと思っています。

きょうは２問しかできませんでしたね。

あとは、次のバッターに引き継ぎたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　失礼いたします。

沖縄・自民党の花城大輔です。本日もよろしくお願いいたします。

まず、知事の政治姿勢についての中の、宮古島市長選挙について伺います。

今回の選挙は、新聞を読むだけではよくわからない選挙であったと思うのですが、オール沖縄を理解するには、わかりやすい選挙であったと思います。オール沖縄崩壊に向けて、終わりの始まりを象徴する選挙だったというふうに思っております。もともと政治思想の違う皆様が一つの共通点で共闘していく。腹八分とか六分とかいう言葉で表現していて、片目をつぶって県民を欺いていくというのが、そのやり方だと私は考えておりました。しかしながら今回は、候補者の擁立で対立をしてしまったわけですから、崩壊寸前と言っても過言ではないと思います。

当初、オール沖縄で選考していたはずの新人候補に対して、翁長知事がまさかの後出しの候補を支持したことで一本化が図られませんでした。そして、２人とも落選させてしまいました。特に、我が陣営も現職と新人の一本化が図られなかったから苦戦は予想していたのですが、これは、候補者を一本に絞っていたら楽勝だったのではないですか。

知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　宮古島市長選挙の結果についての所見ということであります。

今回の宮古島市長選挙においては、オール沖縄の立場から私と志を同じくする候補者を支援いたしました

けれども、当選に至らなかったことは残念であります。

再選を果たされた下地敏彦市長におかれましては、宮古島市のさらなる発展のため、今後とも力を発揮していただくとともに、沖縄全体の振興のためにもお力をかしていただければありがたいと、そういう気持ちであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今の志を同じくする候補者を支援したという答弁でありましたけれども、この最初の候補者は志が同じではなかったのか。または、この最初の候補者を擁立した支持団体とは志が同じではなくなったのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　花城議員も今話がありましたとおり、歴代の宮古の最近の選挙は、私の知事選挙もそうでありましたけれども、やはり保守の自由民主党が強いところだというふうに思っております。そういう中で、皆様方のほうも２つに割れました。私たちのほうも残念ながら、一本化で頑張っていきたかったんですが、それぞれの思いが、それぞれの宮古島市に対する思いが大変強い中で、それぞれ宮古島市のために頑張っていきたいというようなことでありました。そういう中で、皆様方が２つに分かれたというようなことも含めて、これはどういう形で当選をしたほうがいいのかなというような中で、オール沖縄の皆さん方ともその前に相談しながら、私の思いみたいなものを話をさせていただいて、一つの候補者に絞っていったということになります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　候補者を擁立する過程で、もう相入れない関係性になっていたというふうに理解をしておきます。

この選挙結果を受けて宮古島では、自衛隊配備計画が促進されると予想されます。この件について、翁長知事は中川県議の代表質問でしたか、緊急患者空輸の件などを挙げて必要性を容認するようなニュアンスで、そんなニュアンスを含めながら、反対、賛成の明言は避けていました。これ、改めて明言する必要があるというふうに思うのですが、知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほどもありました、本会議でも答弁させていただきましたけれども、自衛隊につきましては、我が国の防衛警備はもとより、不発弾処理ですとか、急患、緊急患者の空輸など県民生活に多大な貢献をしているということで、自衛隊に対する沖縄県民の理解は深まってきているものと思っております。

県の立場としましては、大規模災害などを想定しつつ、防災体制の強化を図っていく中で、自衛隊との連携は不可欠だということで認識しているわけでございます。

そういった中で、やはり一方でこの自衛隊の配備、地元への配備というのは、地元の方々もさまざまな意見があると思います。こういったことに対しまして、宮古島市長、石垣市長とも今後関係法令に照らし合わせて対応していくというふうにしてございますので、県としましても自衛隊の配備につきましては、地元の理解と協力を得られるよう、政府においてしっかり丁寧な説明を行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　やはり自衛隊配備は仕方がないだろうというニュアンスに聞こえますけれども、これは、政府に説明責任を求めるというのも当然ですけれども、その前に、やはり知事の姿勢というものは示すべきだと思うんです。繰り返しになりますけれども、知事いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県は、自衛隊につきましては一定の評価をしてございます。急患輸送など6000回、7000回というような実績も重ねてこられまして、県はそのたびに感謝状、表彰状等を贈ってございます。ただ、先ほども答弁させていただきましたけれども、自衛隊の新たな配備につきましては、地元のほうでさまざまな意見があるということですので、先ほども答弁いたしましたように、その地元の方々の住民生活の安全・安心に配慮するよう、政府において説明責任を果たしていただきたいということが県の立場でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　いろんな声があることは私も理解していますけれども、例えば緊急患者空輸は、本来、自衛隊の仕事ではないですよね、県の仕事ですよね。それを自衛隊はやってくれているということだと思います。だから、自衛隊配備が必要だと言われたら、じゃそれは県でやってくれよという意見も出てくるかと思うんです。なので、私は、知事としての立場からこの件について明言をしていただきたいと何回も言っているわけです。なので、今後もこれは求められていくと思います。できるだけ早い段階でやらないと、こういうふうに情報が少ないところではこの問題に本当にどんな責任がついて回るのかということが理解できない

県民がいると思いますから、まずは知事にそれを求めていきたいというふうに思います。

続いて、浦添市長選挙であります。

先ほどの宮古島市長選挙は、わかりにくい選挙だと言いましたけれども、これはとてもわかりやすい選挙でありました、私にとってはですね。覚悟を決めた揺るがない意思で臨んだ候補者には、支持者がどんどんどんどんふえていくわけです。なぜ公約を変えたのか、そのことをちゃんと説明すればわかってくれる市民がふえてくれました。一方、能力の高い候補者であっても、支持団体が前面に出過ぎて、言いたい放題言ってくれると、支持者がどんどん離れていってわけがわからなくなっていくと。特に争点の目玉とも言われた那覇軍港の問題については、これは私は笑い話だと思いますね。候補者は市民投票で決めると言った。ある支持者は、現行案で行くと言った。ある支持者は絶対に基地はつくらせないと言った。これは本当に、候補者を大事にすることができなかった、そんな選挙であったというふうに思っています。これはオール沖縄の実態をあらわす選挙としては、わかりやすいとは思うんですけれども、候補者はたまったもんじゃないですね。これについても知事の見解を伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

今回の浦添市長選挙、私と志を同じくする候補者を支援いたしました。オール沖縄の立場もありますけれども、大変ある意味では広範囲な政党・会派がおりましたので、この一くくりで話すことは難しいことであります。ただ、再選は、松本哲治市長が現職としてよく頑張ったというようなことが当選に結びついたと思いますので、浦添市のさらなる発展、また、沖縄県政の発展にも御協力いただきたいということで、先日、１週間ほど前になりますが、おいでをいただいて一緒にまた力を合わせて浦添市のために、沖縄県のために、頑張っていこうなというような話をさせていただいたところであります。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先日、松本市長が知事を訪ねてきた話を今されていましたけれども、２人で会うのは４年ぶりですよね、たしか。その間、知事公室を通して何度も何度も軍港移設について協議をしたいということで面談の申し入れがあったかと思います。知事は、政府が半年間会わなかったことを今も恨み節のように話しますけれども、実際、松本市長にそんなことをやっていたわけじゃないですか。これを今後浦添市側から膝詰めで話がしたいと持ちかけられた場合、どう対応なさいますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私は、松本市長から会いたいというものを蹴飛ばしたという記憶はないんですよね。お会いしたいというときには、お会いをさせていただいていますし、それから、軍転協でも結構意見の交換もさせていただいております。ですから、多分、那覇軍港の問題、あるいはまたその港湾施設のあり方というのは協議会がありますので、そこには、浦添市の意向も大変重要でありますし、那覇市の意向も大変重要でありますし、沖縄県全体の意思も大変重要であると。そういう中で、松本市長が浦添案を出していますので、今真摯に管理組合、あるいは協議会でこの議論をしながら、民港と軍港との、そこに防衛省も入って案を出したりしながら、今一つ一つ検討させていただいているところでありまして、決して浦添市案の、あるいは松本市長をというような形で、この中で排除するとか聞かないとかそういうことはないと思います。むしろ松本市長のほうが軍転協の中でも、大変多くのメンバーの真ん中で浦添市の案を堂々と説明をされておりますので、大変しっかりとした政治姿勢で頑張っておられると思います。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　知事は、ひょっとしたら聞いてなかったのかもしれませんけれども、一般質問でも私はこの件を取り上げて、当時の町田公室長とやりとりさせてもらっているんですね。浦添市側から那覇軍港の受け入れについて会いたいと、松本市長が表明をする前の話です。そうしたら、知事当局から、いやいや軍港について会いたいのではなくて、軍港を受け入れるからこの場所について協議がしたいというふうに書き直してこいとかと言われて散々されているんですよ。それで、松本市長は、知事は私と会ってくれないというふうに今もまだ思っているんですよね。なので、もしわからなかったらわからなかったで結構なので、いや、私はいつでも会うつもりはありますよという一言いただけないですか。私は、いつでも市長と会うつもりがありますよということをいただけないですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　この前、おいでいただいたときも２人で確認しましたけれども、いろんな形でそういった議論はやっていきましょうという形でやっていますので、何か松本市長のほうからまたこうしておいでをいただける、あるいは場合によっては御一緒する機会もあると思います。そういうときには意見があり

ましたら、しっかり耳を傾けて、県と市の立場の場合には、私は話しますし、また、協議会の中で話し合うべきものは、向こうにも浦添代表、那覇市代表、県の代表という人がいますので、そこでも議論していますから、そういったような形で、いい形で集約されていけばいいのかなと思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

普天間基地の移設問題についてでありますけれども、これは５年以内の運用停止のほうで、県議会でも何度も取り上げられてきました。ただ今回の代表質問から、答弁が大分変化しているように思います。以前は、政府にしっかりと要請をしていくという答弁に終始していたと思います。そして、県は何をするんですかという質問をすると、ちょっと明確な答弁がなかった、そのような記憶がありますけれども、今回からは、県が政府を批判するような答弁内容になっていますね。

これについて私考えるわけですけれども、そもそも10年以上かかる工事を５年以内の運用停止にするという、これは５年間に全国各地へ分散移転をして、その５年後、さらに５年後、基地が完成した後にこれを戻していくという、そういう考えをすることが、私は自然だと、そんな解釈のほうが当たり前だと思います。特にこの間、ＫＣ130はもう移駐完了を既にしているじゃないですか。あとは、途中で頓挫しましたけれども、九州のある地域にオスプレイの格納庫をつくって、もっと負担軽減を、もっと早くしようという動きさえありました。

しかしながら、この辺野古基地が完成する間だけでも受け入れをしてくれる地域というものは、今探せない状況は基地がいつ完成するかがわからないからじゃないですか。これができれば、一歩前進することが私は可能だというふうに思っています。いつ完成するかがわからない状況で、受け入れ先を探していくことが難しいということを安倍総理は言っているのではないですかというふうに思うわけです。それを辺野古は関係ないと、５年以内にとにかく返せと、そういうことではこの普天間を返還しろと言いながらも、５年以内の運用停止を諦めているというふうになりませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今代表質問から県のスタンスが政府を批判する姿勢に変わったのではないかということから、いろいろ御質問がございます。

まず、県が批判云々といいますのは、やはり今でも政府に対してしっかりと取り組んでもらいたいと、これは基本的に変わってございません。

ただ、御質問の中で、現知事から協力を得られないというようなことに対してどう思うかというような趣旨の御質問が多かったものですから、それに対しましては、前提ではなかったはずだということで、しっかり対応してもらいたいという趣旨で答弁させていただきました。

それから、このことにつきまして、政府はいろいろ閣議決定を経てなされた質問主意書でも、政府としてできることは全て行うということですので、我々としては、政府の公式見解だと、前提ではないというようなことで考えてございます。

議員からございましたように、確かに今政府においてはＫＣ130空中給油機の山口への移転ですとか、それから、オスプレイ12機程度を県外に配備するということでいろいろ考えているようですけれども、なかなか県外は難しいと。ただ、やはり訓練の移転ということで、昨年９月から10月にかけてオスプレイをグアムとかテニアンにやると、また、ことしになりましてからオスプレイ６機程度を国内で初めて訓練移転実施するというようなこともございます。

県としましては、こういった訓練の移転ですとか、拠点の移転を政府としてしっかり対応していただきたい。そういったことが５年以内の運用停止につながるんだということで政府にしっかり求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ですから、移設先の工事完了の時期がわかれば、それに対する動きができるんじゃないかと私は言っているわけですよ。今のまま物事が決まらないままに５年以内の運用停止だけを求めていく、これ実現すると思っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県はこれまでもさまざまな基地負担、過重な基地負担を背負い続けております。そういった中で、オスプレイの24機の配備については断固反対だということを、本当にオール、全会派通して主張してきたわけでございます。そういった中でオスプレイを中心とした普天間飛行場の今の運用のあり方というのは、やはりぜひ考えてもらいたいと。オスプレイの配備については、県外への配備というものをまずやってもらいたい。訓練移転もしっかりと実現してもらいたいということを今県としてずっと主張し続けているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ですから、移設先が決まらないままにそれを求めていって、実際になると思っているんですかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ちょっと繰り返しになるかもしれませんけれども、過重な基地負担を背負い続けて、さらにまた辺野古に新しい基地をつくらなければ事が進まないということ自体が県としては理解できないわけでございます。

そういったことにかかわりなく、前提とせずに訓練の移転、県外移設をぜひ政府として取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これは状況として、５年以内の運用停止を守りなさい、新基地建設も反対です。しかしながら、今県政としては手詰まりの状態になっている。だから、政府を責めている。今、政治的に解決する手法を失っていないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　手詰まりということがございましたけれども、政府におかれては、昨年の発表によりますと、ことしの４月にはまたさらなるいろいろ訓練移転計画も出されるとありますので、ぜひそういったものの作業をしっかりやっていただいて、残り２年となっているこの運用停止に向けたスケジュールを日米両政府においてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私は、今の状態では沖縄側から協議を打ち切ったような形になっていないかなと思うわけです。政治的にエネルギーが分散されている中で、この物事を動かそうというこの引き金になるものが今は全く見られない。政治で物を動かそうとするならば、部分的や段階的、また世の中の動きに合わせてそれこそいろんな手法があるかというふうに思います。

今回の件は、沖縄県が政治的に手詰まりとなって、普天間基地の５年以内の運用停止をもう諦めかけている。または宜野湾市民や多くの県民に与えた期待、これを裏切ろうとしている。そんなところに今あるというふうに思います。

次の質問に移ります。

昨年末に判決が出て着々と工事が進んでおります辺野古の件、そんな中において、３年目の県政の柱も辺野古に基地は絶対につくらせないとあります。法治国家である我が国の最高裁判決を受けて、なお、約束事をほごにしようとしているどころか、司法のあり方にまで泥を塗ろうとしている。このことについてどう考えますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

決して司法のあり方に泥を塗るということではなくして、やはりこの不作為の違法確認訴訟において、最高裁判所には法の番人として充実した審理をしていただきたかったというような思いがございます。そういった中で、十分な審理がなされずに、高裁判決のように辺野古が唯一というような判断はありませんでしたけれども、結果として是認するような判断がなされたことは、県としては大変残念だということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今実際工事が進んでいます。逆に、第２滑走路の工事がとまっていますね。この第２滑走路の工事をとめたのは、辺野古の工事を阻止するためにハードルを上げたというふうな内容の記事がきょうの産経新聞に載っていました。これは事実ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど農水部長からも、それから土建部長からもございましたけれども、県としてハードルを上げるとか何とかということではなくして、関係法令にのっとって適正に審査する、判断するということはある意味行政として当然でございます。そのような手続をるる農林のほうで行っているということでして、決して何か辺野古を意識してこの那覇空港の滑走路の事業について県がとめるとかそういったことはございません。

あくまでも法令に基づいて、手続を行わせていただいているということでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　辺野古の質問から、急に第２滑走路の質問にかわりましたけれども、これも通告してあるので続けます。

前回、申請してから８日で許可がおりています。今回、40日以上今たっています。しかも、前回は事前協議があったとのことも聞いていますけれども、今回は事前協議がなかったようであります。

これは、どこに責任の所在がありますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

前回は、事前調整がされた中で、短期間で承認されたということを聞いております。今回、12月ごろ担当者を含めて事前調整するという話でしたけれども、年が明けてそのまま申請されて、様式が欠けていると

いうことでしたので、その辺を整えて再度補正をお願いしたところです。

現在、２月17日に再度、補正を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ですから、この事前調整をした中で、前回８日で終わっているものが、今回40日を超しているわけですよ。この工事がおくれた責任の所在はどこにありますかと言っているんです。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、書類の中で要件が不備でしたので、そこを今回、補正をお願いしているところです。前回は、事前打ち合わせ等をさせていただいて、書類を提出いただいたということですので、その辺は一応今回様式の部分と、再度やっぱり不十分なところがあったということで、２月17日に再度補正を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今、書類に不備があったということで、一見すると工事関係者側の責任なのかなと思うわけですけれども、今回から新たな様式が追加されたそうですね。これは何ですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

新たに申請というか、これまでの許可した範囲とこれからの計画が前回と違いますので、その辺の部分について再度お願いしているところです。追加というか新しい状況が前回３年間の部分と今後の計画のほうを改めてお願いしている部分等もございますので、特に様式を追加したということではないと思っております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　報道によると、この新たな申請というものがこの工事をストップさせた原因になっているのではないかということで、加えて辺野古のための布石ではないかということが書かれているわけです。これについては明確に否定されますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

工事をとめているというか、期限を打って許可している中で、新たに今回また期限が切れた時点での申請ですので、工事をとめるとかそういう視点での審査ではなくて、新たな申請に基づいて書類を審査、精査しているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　この件につきましては、あしたベテランが引き継ぐことになっておりますので、質問を戻したいと思います。

この辺野古の件で、昨年末に最高裁判断が出て、やはりさかのぼって考えるのは、県の職員が９カ月かけて審査したものを第三者委員会という、何の責任も示し切れない判断が取り消しを勧めている。そして、最初から敗訴するとわかっていたと言われている裁判で判決が出たわけです。もう既に行政としての機能と県庁職員の行政マンとしての矜持が非常に傷つけられているのではないかと私は考えるわけです。

一体、このプロセスに裁判費用も含めて幾らの血税を投入しましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

費用の件でございますけれども、平成27年度に支出いたしました訴訟に係ります費用の総額でございますが、5994万9797円となっております。平成28年度は１月末時点でございますが、2635万7161円となってございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先日の我が会派の山川議員が代表質問で、承認撤回の件で地元の新聞記事を取り上げました。既に切り札ではなく、札になっているのではないかということでありますけれども、翁長知事が絶対につくらせないと言いながらも承認撤回はもう時既に遅しというふうになっていませんか。

そして、今新聞で住民投票の件もありましたけれども、これについてももう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　２つ質問がございました。

まずは、承認撤回の件ですけれども、承認撤回は、承認後に生じた事情に基づいて将来的にわたって効力を失わせるものでございます。それにつきましては、県は今法令等も含めて慎重に検討を行っているところでございます。

それから、県民投票についてですけれども、やはり、他の地方自治体で行われました県民投票におきましては、該当する県民投票の事案につきまして、政策の変更などが行われたことがあるということがありましたので、一つの民意を実現する手法として一定の意義があるんだというような答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　県民投票をやった際にそれに係る費

用と、考えられるデメリットはどのようなものが考えられますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど私、県民投票の意義に対しての御質問に対して今言ったような答弁をさせていただきました。

県としても具体的に県民投票について、直接検討に着手していると、作業に着手しているということではございませんので、今この時点でそういった資料、数字等は持ち合わせてございません。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先ほど、政策の変更などがあるというときに、県民投票は有意義ではないかというような話がありましたけれども、それでしたら出直し選挙じゃないですか。大事な話を市民に問いかけていく、大事な話は政治で決める、それが普通だと私は考えます。しかも、10年前に名護市で行われた市民投票、あれが市民に与えたダメージというものは非常に大きいというふうに聞いています。市民同士がけんかをしたり、対立をしたり、私はあのような状況をこの沖縄県の中でもう見たくないわけであります。

今回の県民投票に関する件は、ぜひ政治的な手法で決めてほしいというふうに思います。また、市町村が、例えば翁長知事が法律に条例にのっとって県民投票やりますという判断をした際に、市町村はどのような権限を持っていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。今、手元に具体的な資料を持ち合わせてはございませんけれども、市町村、具体的な投票に至った場合には、市町村の選挙管理委員会の作業がるるあると思っております。そういった作業を市町村において実施していただく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　例えば、辺野古の問題とはほど遠い地域、表現として適切かわかりませんけれども、この辺野古の問題でみずからの住民同士を対立させるようなことを望まないという首長がいた場合、これを拒否できますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　選挙の実施につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、それぞれの自治体、市町村において選挙管理委員会において実施するものだと考えております。そういったことで、個々の自治体において判断がなされるものかなというふうに考えているところです。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　翁長知事が就任して２年余りたって、今の状況にうんざりしている県民も私は多いというふうに感じています。できないことをできると言って、その気にさせて、県民同士が対立する構図まで生まれてしまったわけなんです。私はこの状況を一日も早く政治的に解決することを知事に引き続き求めたいと思います。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今日まで２年余、いろんなことがございました。法廷の場もありましたし、各種の選挙もありました。そういった今埋め立ての取り消しをした中で、改めて工事がまたその後の判決によってつないでいるところであります。

今、うんざりという言葉がありましたけれども、このうんざりというのは、しっかりとめてくれということでなかなか進まないのをうんざりしているのではないかなというふうに思います。国と沖縄県の関係、立場、そういったもの等をどうやって乗り切るかというもの、これは多くの県民が今その意味での民意というのはしっかりと示しておりますから、それにどう応えるかというようなことが今問われているわけで、なおかつ政治的にということは、今定例会でもいろんな質問の中で、私も多くの方々と話し合いをしていきたいというような話もさせてもらっております。ですから、今言う政治的にというようなことは、その政治的にということそのものは了解でありますけれども、方向性までは今共有していませんので、その意味では政治的に何かやらなきゃいかぬということは私も心に期しております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今沖縄は政治機能を失っているように見えてなりませんから、ぜひ、第一歩をもう一度動かしていただきたいというふうに思います。

続いて、ＭＩＣＥの件でありますけれども、先ほどの空港の件もそうなんですけれども、それに向かう道路も合わせて莫大な費用が投入されるわけです。それに対して準備が足りないのではないかなと私はよく思うわけです。これはこれだけの費用をかける事業なのに、例えば公募するに当たっても一括交付金がつかなかったら契約なしになりますよとか、どこまでの覚悟を持ってこの事業を進めているのかなというふうに思うわけです。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

沖縄県では、成長著しいアジア地域や国内外のそういったＭＩＣＥ需要を取り込み、沖縄観光にビジネスリゾートという新機軸を打ち出す、そういった考え方を持っております。その取り組みの一環として大型ＭＩＣＥを核とした戦略的なＭＩＣＥ振興を図ることとしております。

大型ＭＩＣＥの必要性や沖縄振興特別推進交付金の活用については、この間も国に事務レベル等々でいろいろ説明、調整をしてきましたが、今後もしっかりと説明を行い、平成32年度の供用開始に向けて鋭意取り組んでいくこととしております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　先ほどの空港の件もあわせて、責任を問われるようなことのないようにしっかりパッケージで進めていただきたいなということを要望はしておきます。

続いて、２番の海底資源開発と３番の有事の際のというところ、ちょっと順番入れかえさせていただきたいと思います。

公室長、これ（資料を掲示）　何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

これは、1949年８月12日にジュネーブの諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書に規定されております、文民たる住民を敵対行為等から保護するための国際的なオレンジ色地に青色の正三角形の特殊標章でございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　誰が、どのようなときにこれを使用しますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　特殊標章は、文民保護組織並びにその要員、また建物及び物品、並びに文民たる住民に提供される避難所を識別し、また、住民等敵対行為の危機から保護するために用いられるものでございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　加えて、この任務を負う者が自身を証明する身分証明書にも使われるわけでありますけれども、これは沖縄県における管理者は誰になりますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　特殊標章を交付できる者、これは国民保護法の第158条の規定により細かく規定されております。都道府県知事もその中の一人に入ってございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　今おっしゃるとおり、この標章の管理者が知事であるということは県民の安心と安全を守る者は知事であるということになろうかと思います。

今この標章の現物ありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私は、今手元には持ってございませんけれども、済みません。現物は確認してございます。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　ぜひ、この場で紹介してほしかったですね。この国民保護計画の中で最も重要なことは何だと思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　やはり国民の、自国民の生命財産を守ることではないかというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　私もそう思いますし、そのために、この標章の存在をまず広く県民に周知してもらう。そして何かあったときには、自助、共助、公助の段階ではありますけれども、この標章を頼っていく。そして、具体的に自分自身を守ることができる行動をつなげることだというふうに思います。

これで、来月の３月17日、秋田県男鹿市でこの国民保護計画に基づく初めての避難訓練が行われます。これは弾道ミサイルを想定した避難訓練であります。これ、実際視察してみてはどうですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ただいまの御質問の件、確認しましたところ、内閣官房から１月26日付文書で訓練実施の文書が届いております。内容ですが、３月17日に、国、秋田県、同県男鹿市と共同で弾道ミサイルの発射を想定してＪアラートを用いた情報伝達訓練、住民の屋内避難訓練等を実施するということでございます。参加の必要性については、今後、日程等を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　実際、今有事の際はどこに逃げても一緒じゃないかという声が多く聞かれます。しかしながら、一人でも多くの命を助けるためにさまざまな訓

練が行われていて、今沖縄から九州に、または九州から沖縄にという、いろんな可能性を訓練の中で模索しているということを聞いています。ぜひ検討をしていっていただきたいと思います。

続いて、県の防災大綱についてであります。

ことしも３月11日が近づいています。私は、2011年当時、県が設置した復興支援委員会の副会長として参加させていただいて、青年の立場として、岩手県陸前高田市で100日ほど活動をさせていただきました。その後も日本中でいろんな災害が発生するときに、沖縄は大丈夫なんだろうかといつも考えてしまいますけれども、これについての備えはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県は、災害対策基本法第40条の規定に基づきまして、昭和50年４月に沖縄県地域防災計画を策定しています。その中では防災対策に関します、県、市町村等の事務または業務の大綱、そしてまた県民等の責務、災害予防対策、災害情報の収集・伝達など災害復旧・復興に関する計画等を定めていて、これまでいろいろ大規模災害等が起こるたびに見直しが行われまして、12回の改正を行っているところです。

県としましては、今後とも同計画に基づきまして、総合的かつ計画的な防災行政を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　内容は、職員の方からも少し聞かせていただきましたけれども、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

去る25日、２日前になりますけれども、豊見城市が陸上自衛隊と合同で防災訓練をしました。ヘリも入ったそうであります。市外からもたくさんの方が参加されて、非常に注目を浴びた内容だと思います。災害が起こったときに、これも同じく一人でも多く救うために、平時から自衛隊だけではなくて、沖縄の場合は米軍とも連携をとりながらやっていったほうがいいのではないかというふうに提案しますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県では、これまで総合防災訓練に情報伝達訓練といたしまして米軍が参加した実績はございます。昨年、今年度は竹富町での訓練で米軍は参加してございませんけれども、基本的にはそういった形で訓練していると。本県におきまして、もし、東日本大震災クラスの津波が襲来した場合、那覇空港ですとか、那覇港などの重要拠点が水没して使用不能になるおそれが高いことが懸念されております。外部からの迅速かつ効果的な支援受け入れに当たりまして、防災拠点の一つとして、初動対応期の米軍施設のスペースの活用を現実的な選択肢として研究する必要があるのでないかというふうに考えています。

こういったことから、米軍との連携を今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　これも同じく、豊見城市の話になりますけれども、この春、定年した自衛官を採用するそうであります。早くて、52から53で定年するんですね。あと長らく働けるわけですよ。そういう防災に関してのスペシャリスト、有事の際に連携が直接とれる人、そんな人を内部に入れて、この市民を守っていくという、これも私はいい取り組みだというふうに思っています。

県の職員も、この防衛大学の国民保護計画に当たっている教官から言わせると非常に優秀だというふうには聞いていますけれども、異動とか県庁の内部の問題もあります。私はぜひこの防災に対するスペシャリストを県でも採用することを検討していただいて、今後の沖縄県の防災・減災に対する意識をもっともっと高めていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

県では、時間外ですとか、休日の体制を確保するため、県警ですとか、消防本部の協力のもと、各機関の退職者この方々を災害情報等受信・伝達業務等専門員として配置してございます。今後、当該専門員への自衛隊のＯＢを採用するかどうかについては、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　花城大輔君。

○花城　大輔君　実際に、昨年、被災した熊本県、熊本市にも、そのような専門的な職員がいて、非常に初動が早かったというふうに聞いています。ぜひ、近いうちにいい話を聞きたいなと思います。

加えて、2015年12月に国連において、毎年11月５日が世界津波の日として制定されました。そして、昨年11月に高知県黒潮町で「世界津波の日」高校生サミットが行われ、日本を含む30カ国の361名の高校生が参加し、若い防災・減災リーダーとして期待されています。そして、昨年末、翁長知事を訪ねた自民党の二階幹事長の提案で、ことしの11月に第２回目の「世界津波の日」高校生サミットが沖縄県で開催されると聞いています。その内容と期待できる効果につい

てお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　議員から今ございましたように、昨年、高知県黒潮町で開催されました、「世界津波の日」高校生サミット、これには世界30カ国から360名の高校生が参加しまして、津波被害の歴史ですとか、防災・減災の取り組みを学び、今後の課題と取り組みについて分科会で協議、発表し、黒潮宣言を採択してございます。黒潮町におきましては、県のほうも職員を派遣しまして、いろいろ意見交換しております。黒潮町におきましては、準備段階から地元高校生、そして地域住民が積極的に運営にかかわって、防災意識の高揚が図られたというふうに報告を受けております。
地震及び津波に対する防災意識を高めるため、来年度、本県において当該サミットを開催することは有意義であるということで、開催に係る経費を当初予算に計上しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　花城大輔君。
○花城　大輔君　備えあれば憂いなしといいますから、国民保護計画についても防災についても、万全な体制をこれからも期待したいというふうに思います。
また、海底資源開発について、実は、前回の一般質問でも通告に入れておきながら時間がなくてできませんでした。今回ももう35秒しかないので、次回に回したいと思います。答弁を準備されていた方々、申しわけなく思います。
以上で終わります。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午前11時52分休憩
午後１時16分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
午前に引き続き質問及び質疑を行います。
座波　一君。
〔座波　一君登壇〕
○座波　　一君　それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。
まず、知事の政治姿勢についてであります。
前副知事の職員採用口きき及び人事介入疑惑についてであります。
ア、安慶田前副知事は諸見里前教育長が事実として証言した直後に辞任を表明し、前教育長のつくり話として名誉毀損で告訴しました。疑惑を否定しながらこのような対応に、任命者としての知事と所管する教育長の所見を伺います。
イ、地方自治法の規定では副知事は辞職の日の20日前に申し入れる規定があり、知事が承認すればその限りではない。知事は辞職の申し入れからわずか数日で承認したことになるが、本人も知事も疑惑を否定しながら事実確認もなく慰留期間もないほど、早々の辞任決定となったのは不可解である。20日前から辞任の申し入れや相談があったのか。
ウ、教育庁の幹部人事への登用依頼は副知事権限を越えています。権限のない副知事の判断だけでできるものなのか。知事の関与と任命者としての責任を伺います。
エ、教育長は、２月８日の文教厚生委員会で疑惑の事実は認めながらも、第三者委員会設置による調査要求に対し消極的な発言をしていました。それはなぜなのか。県民の不信感に対する説明責任はないのか。組織的隠蔽と指摘されるのも当然であります。
(2)、違法確認訴訟の敗訴を受けた後の対応について。
ア、判決確定後、取り消しを取り消した後も知事はあらゆる権限を行使して辺野古埋立工事をとめるとしているが、なぜ是正の指示を受け入れたのか。
イ、知事は地方自治法のもとで国の法定受託事業を逸脱した行為を行っていても裁判に勝てると考えた法的な根拠はどこにあったのか。
ウ、裁判の結果は受け入れるが辺野古移設工事をあらゆる手段でとめるとするのは事実上裁判結果を受け入れないことであり、法治国家における沖縄県の迷走は今後の県政運営上ゆゆしき事態であるが、沖縄県民が納得できると考えているのか。
エ、本件訴訟で発生する国及び県の損害は膨大な額と予想するが、少なくとも沖縄県政にとって経費と時間の過重負担であり、結果的に県民の利益の向上につながらない。法的に決着した以上、知事は政治家として政治の場で解決を模索するべきではないか。
(3)は取り消します。
２、県職員及び関係する労組の組合活動と服務規律についてであります。
(1)、県職労（職員団体）、現業労組、病院事業労組、事業団労組の民間団体と沖縄県関係職員連合労働組合（県職連合）との関係と活動について伺います。
ア、県当局は県職連合を登録した労組団体とみなし、４団体との関係を黙認しているのはなぜか。また、14階の県職労事務所内に事務局がある事実を確認します。
イ、登録団体ではない県職連合に県職員や現業労組や病院事業労組及び事業団民間労組が統一組織として活動するのは地方公務員法、労働組合法に抵触

しないか。

ウ、翁長県政が誕生したころからこの県職連合は上記４団体を下部組織的な構成にして活動体制をつくり、翁長県政を支える政治活動や選挙活動が行われているが、知事の所見を伺います。

(2)、県職員の服務規律についてであります。

ア、昨年12月22日のオスプレイ抗議集会へ複数の職員が公用車を使用して参加した情報が寄せられています。その事実関係を確認します。

イ、勤務時間内に県職連合と職員との間で組合活動に関するメールのやりとりが日常的に行われているとの情報もあります。事実関係を確認します。

ウ、県当局は実態の把握と法令及び規律に沿った指導と措置をとるべきではないか。

エ、県職労（職員団体）が地方公務員法の規定を逸脱した政治活動は許されるものではなく、特に若い職員への影響が懸念されるため当局は徹底した事実確認と指導をするべきだが見解を伺います。

３､大型ＭＩＣＥ施設整備事業についてであります。

(1)、財源計画の確立と事業の推進について。

ア、事業概要と計画に対する進捗状況及び政府との協議の進捗を伺います。

イ、設計・建設から管理運営までの財源計画と平成29年度予算措置と実施計画を伺います。

ウ、県土の均衡発展が建設地選定の主な理由であるが、中城湾に位置する関係市町村との連携を県が主導することを提案します。

エ、ＭＩＣＥ建設地に関連する国、県道の整備計画を伺います。

オ、ＭＩＣＥ事業への取り組みに対する翁長知事の決意を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座波一議員の御質問にお答えをいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、前副知事の辞任についてお答えをいたします。

安慶田前副知事からは、これまで一貫して、そのような事実はないとの説明を受けておりました。一方、１月24日の教育庁発表については、教育庁が再度調査した結果であり、当時の教育庁関係者からそのような証言があったことについては、重く受けとめているところであります。今回、このような事態に至ったことは、大変残念であり、県民に不安・不信を抱かせたこと、そして県政に混乱をもたらしたことについては、知事として責任を痛感しているところであります。今回の事態を重く受けとめ、今後は、二度とこのようなことが起こらないような仕組みづくりを行うことが重要であると考えております。

次に、前副知事の辞任の承認についてお答えをいたします。

安慶田前副知事からは、今回のマスコミ報道により多くの県民に不安・不信を与えことは重大だと考えていること、また、県政へイメージダウンをもたらしたこと、そして何よりも、辺野古新基地建設問題や予算編成等の重要な時期に、県政運営に混乱を招いていることなどに対して、副知事として大変責任を感じていることを理由として、副知事の職を辞するとのことでありました。私としては、辺野古新基地建設問題を初め予算編成、税制改正等に係る国との調整等に力を尽くしていたこともあり、大変残念でありましたが、本人の意思がかたく、副知事の辞職を承認したものであります。

次に、前副知事の教育庁人事への登用依頼への知事の関与と任命責任についてお答えをいたします。

安慶田前副知事の一連の事案に関して、私が教育庁内部の人事に関与したことはございません。

次に、大きな３番目の大型ＭＩＣＥ施設整備事業についてに関する御質問の中の、ＭＩＣＥ事業への取り組みに対する知事の決意についてお答えをいたします。

沖縄県では、成長著しいアジア地域や国内のＭＩＣＥ需要を取り込み、沖縄観光にビジネスリゾートという新機軸を打ち出すため、大型ＭＩＣＥ施設を核とした戦略的なＭＩＣＥ振興を図ることとしております。大型ＭＩＣＥ施設の必要性や沖縄振興特別推進交付金の活用については、国にしっかりと説明を行い、平成32年度の供用開始に向けて鋭意取り組んでまいります。そのため、３月の早い時期に、私が鶴保沖縄担当大臣に直接お会いし、大型ＭＩＣＥ施設整備に係る国の支援について要請を行いたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、前副知事の辞任等についての御質問にお答えいたします。

前副知事が辞任され、また、前教育長を告訴されたことについては、本人のお考えによるものであります。今後は、司法の場で争われることとなるため、そ

の推移を注視してまいりたいと考えております。

次に、第三者委員会の設置についての御質問にお答えいたします。

今回の一連の事案に関する前教育長から書面の提出があり、それを受け当時の幹部に書面の内容について確認したところ、まず、採用試験については、担当の幹部がその事実について肯定していること、次に、人事異動については、複数の幹部が肯定する証言をしていること、さらに、両案件について、これを否定する証言がないこと、以上のことから、前副知事からの働きかけがあったと考えざるを得ないとの結論に至り、１月24日に記者会見を行い、このことについての見解を発表いたしました。このことにつきましては、さまざまな意見もあることから、調査委員会の設置も含め、知事部局と連携して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、是正の指示についてお答えいたします。

不作為の違法確認訴訟の最高裁判決においては、知事が埋立承認取り消しを取り消さないことは違法であることが確認されたところであります。行政が司法の最終判断を尊重することは当然であることから、知事は埋立承認の取り消しを取り消したものであり、是正の指示を受け入れたものではありません。

次に、法定受託事務の対応についてお答えいたします。

さきの地方分権一括法による地方自治法の改正により、「現に地方公共団体が処理し、又は処理することとされるものであれば、端的に地方公共団体に属する事務」とされ、法定受託事務は地方公共団体の事務とされております。埋立承認に関する事務は法定受託事務であり、法定受託事務が地方公共団体の事務とされている以上、知事の判断は尊重されるべきものと考えております。公有水面埋立承認については、平成27年７月の第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これを精査した結果、承認には取り消し得べき瑕疵があるものと認められたため取り消したものであり、埋立承認取り消しが法的に正当であるとの判断を裁判所に求めてきたところであります。

次に、最高裁判決の受け入れについてお答えいたします。

新基地を建設するには、さまざまな手続を行う必要がありますが、今回は埋立承認という一つの手続について最高裁の判断が示されたものにすぎません。一般論として、行政が司法の最終判断を尊重することは当然であることから、最高裁判決を受け、埋立承認の取り消しを取り消したところです。これにより、前知事の承認には取り消し得べき瑕疵があるとのこれまでの県の主張を再度持ち出すことはできなくなり、今後想定される埋立承認の変更申請などについては、当初の承認が適法であることを前提に対応することになります。しかしながら、その後の公有水面埋立承認の変更申請などについては、改めて法令にのっとり審査を行い、変更承認の要件を判断することは当然だと考えております。

次に、政治的な解決を模索することについての御質問にお答えいたします。

不作為の違法確認訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念でありますが、一連の選挙において明確に示された県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは到底容認できるものではありません。政府においては、辺野古が唯一の解決策という固定観念にとらわれることなく、県民の声に真摯に耳を傾け、辺野古新基地建設問題の早期解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、県職員及び関係する労組の組合活動と服務規律についての御質問の中の、オスプレイ抗議集会への職員の参加についてお答えします。

昨年12月のオスプレイ抗議集会については、知事は公務で出席しております。そのため、会場内での知事の誘導やマスコミ対応のため、公用車１台を使用し、職員が知事に同行しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　県職員及び関係する労組の組合活動と服務規律についての御質問の中で、沖縄県関係職員連合労働組合についてお答えをいたします。

沖縄県関係職員連合労働組合は、人事委員会において登録を受けた職員団体ではなく、また登録を受けた職員団体とはみなしておりません。職員団体が他団体とともに団体を組織することは憲法第28条により保障されており、沖縄県関係職員連合労働組合のような団体を組織することもできることとなっております。また、県庁舎14階の一部を沖縄県関係職員連合労働組合の事務所として使用を許可しております。

次に、沖縄県関係職員連合労働組合の活動についてお答えをいたします。

地方公務員法及び労働組合法に、沖縄県関係職員連合労働組合のような団体の活動を制限する規定はなく、両法律に抵触することはないと考えております。

次に、県職連合の政治活動等についてお答えをいたします。

職員団体及び労働組合は、職員の勤務条件の維持改善を主たる目的として組織される団体ですが、地方公務員法上、その他の政治的目的を持った活動等をすることについて制限はありません。その職員団体等により組織される沖縄県関係職員連合労働組合についても、団体としての行為は、地方公務員法第36条の規定による政治的行為の制限は受けないところであります。しかし、一般職の職員については、地方公務員法第36条の規定により一定の政治的行為が制限されております。

次に、県職連合と職員の間におけるメールのやりとりについてお答えをいたします。

県職連合と職員間における組合活動に関する日常的なメールのやりとりについては、具体的に承知しておりません。

次に、実態の把握と指導等についてお答えをいたします。

職員のメールのやりとりについて、その全ての内容を一つ一つ確認し監視することは、現実的には難しいと考えております。ただし、庁内メールを初めとする情報端末やネットワーク回線等は、業務目的で使用すべきものであるため、その適正な取り扱いについて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、県職労の政治活動への対応についてお答えをいたします。

いわゆる県職労は、地方公務員法上の職員団体として、職員の勤務条件の維持向上を主たる目的として組織されておりますが、その他の政治的目的を持った活動等について、地方公務員法上の制限はありません。しかし、県職労の構成員である一般職の職員については、地方公務員法第36条の規定により、一定の政治的行為が制限されます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　大型ＭＩＣＥ施設整備事業についての御質問の中の、事業概要、政府との協議及び予算措置等についてお答えいたします。３の(1)アと３の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設は、３万平方メートルの展示場、4000人規模の晩さん会に対応できる7500平方メートルの多目的ホール等を備え、大規模な国際会議や学会、企業の報奨旅行、展示会、コンサート等に対応可能な多機能型の施設として整備することとし、施設整備は平成32年６月末まで、運営については同年９月から平成44年３月まで指定管理による委託を行うこととしております。そのため、平成32年９月の供用開始に向けて、昨年11月に設計・建設・運営事業に係る公募を行っており、ことし４月には事業者を選定することとしております。主な財源として、沖縄振興特別推進交付金を活用することとしており、平成29年度は設計業務等に約14億円を計上しております。当該交付金の活用については、昨年８月の整備基本計画以降、適時国と調整しており、今後も基本設計、実施設計など段階に応じた予算の確保ができるよう、国に引き続き丁寧に説明し、理解を得ていきたいと考えております。

次に、関係市町村との連携についてお答えいたします。

県においては、中城湾港マリンタウン地区に整備する大型ＭＩＣＥ施設を核に、ＭＩＣＥ周辺エリアや近隣自治体と連携したまちづくりを推進するため、東海岸地域サンライズ推進協議会を構成する与那原町、西原町、中城村及び北中城村と大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会を設置しました。協議会では、まちづくり、交通対策及び観光振興をテーマに協議を重ねることとしており、今後は、南城市、うるま市など中城湾に位置する関係市町村との連携を視野に入れ、協働して東海岸地域の振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　大型ＭＩＣＥ施設整備事業についての御質問の中の、ＭＩＣＥ建設地周辺の国道及び県道の整備計画についての御質問にお答えいたします。

大型ＭＩＣＥ施設が立地予定の中城湾港西原・与那原地区周辺の道路整備について、国においては、国道329号南風原バイパス及び与那原バイパスの整備を進めており、一部区間を除き、平成30年度に暫定２車線で供用予定とのことであります。また、県では、県道浦添西原線の小那覇から翁長までの整備を進めており、一部暫定を含めて、平成31年度末供用を目指して、鋭意取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　知事の政治姿勢の中で伺った件なんですが、まず、前副知事の疑惑に対し、多くの県民からその真相究明を求める声がたくさんあるということは、御認識していると思います。これ本当に、前副知事が前教育長を告訴するという事態、これは先ほどから個人的なものであるというふうな認識で午前中の議論もありましたが、そのように片づけていいものなのか、本当にこれは、県民に対する説明責任を全く感じていないと思わざるを得ない。その部分について、再度教育長に、まだ明確なこの第三者委員会を立ち上げるというような答えを聞いておりません。この検討するということの答弁しか聞いておりませんが、もう一度お伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時42分休憩

午後１時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　教育委員会のほうで24日に記者会見をいたしました。働きかけがあったと考えざるを得ないということで申し上げました。そして、それを踏まえて、せんだっての文教厚生委員会でも前副知事から私のほうには何ら問い合わせもなかったということもありました。そういう意見もありました。そういうことも踏まえて、委員の皆様方からも、さまざまな意見をいただきました。

そういうことも踏まえまして、第三者委員会という形になるのか、委員会を開くとすれば、教育庁がいいのかどうかというのもございます。そういうのもありますので、先ほど答弁いたしましたのは、知事部局と連携して、その対応について検討してまいりますというふうに申し上げたところでございまして、それについては、よく知事部局と相談をして対応したいというところであります。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　ただいまの教育長の答弁は、知事部局と協力して調査委員会を立ち上げるということで解釈いたします。

続きまして、知事に申し上げますが、前教育長の証言を残念ながら安慶田前副知事はつくり話だというふうにして、名誉毀損で告訴をされたということでありますが、果たして本当にこのつくり話としてやっているのであれば、逆に諸見里さんは訴えたいぐらいの気持ちは持っていると思います。そういうことの中で、知事、本当に一連のこの疑惑が、果たしてこのつくり話によって起こったことなのか、端的にそのことをお尋ねします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　ただいまの座波議員の御質問にお答えをいたします。

前副知事と前教育長、ある意味で県政を担う重要な役割の２人に告訴の問題が出たことを私はゆゆしい問題というふうに申し上げております。その前教育長の話はつくり話なのかどうなのかということにつきましては、私が全くそれに認識を示すということは、今のところできません。ただし、そういったようなものを教育委員会が肯定的に話をしたのは重いと考えておりますので、そういった県政を揺るがしたような、あるいはまた、不信・不安を県民に与えたようなものについては、しっかりと対応していかなければならないなと、こういうふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　文教厚生委員会で参考人として招致された安慶田さんが、全く個人的な確執を強調し、あるいは個人的な感情論でこの問題を完全にすりかえてしまっている感じがします。それで幕引きをするんだなというふうな戦略だと思いますが、これは、そのような問題で終わるようなことじゃないということを先ほどから指摘がありますとおり、ぜひ知事、あるいは教育長、県民のその疑惑、疑念を払拭するような説明をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、違法確認の敗訴を受けた問題ですが、先ほどの謝花公室長から法定受託事務に関するこの本質もしっかりと認識している中で手続をやったということであります。これは当然であります。だから、そこの法律論でいくと、この裁判は勝てるものではなかったんです。これを幾ら読み返しても。それについてはどう思うんですか。法定受託事務を越えるような県の権利があったのかどうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　公有水面埋立法に関するまず事務が法定受託事務だということです。法定受託事務について、先ほども御答弁いたしましたが、若干いろんな学者さんが書いておりますので、答弁させていただきますと、法定受託事務という表現上の問題は残ります。あくまでも、機関委任事務のときのような感覚があるものですから、国の事務のような、本来国の事務を地方におろしたというようなイメージがあるんですけれども、そういった表現上の問題は残るものの、自治事務も法定事務も等しく地方公共団体の事務であると。さらに法定受託事務は、法律の定めによって国の事務が地方公共団体の事務とされた、ある

いは地方公共団体が国の事務を受託することを義務づけられたものではないということでございます。ですから、我々の考えとしては、知事の公有水面埋立法に関する１号要件、２号要件、そしてそれについて、翁長知事は再度第三者委員会を持って精査した結果、取り消し得べき瑕疵があると判断した、そういった知事の判断を尊重されるべきだと、そういう意味で答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　公室長が今この法定受託事務の解釈を形式的な表現、表現的なものだと言いましたが、これは明らかに違います。これは、地方分権一括法のときに、ちゃんと機関委任事務から法定事務に委託するものと自治事務に分けてやっているんです。だから、法定事務とは第１号法定事務ですよ、この埋立事業というのは。ですから、国が申請するしないは関係なく、この委託されたものはしっかりと審査して、法律で違法がない限り承認しなければいけないということなんです。明らかに法定事務違反なんです。これは、専門家からも言われているとおり、なぜこれに勝てる根拠があったのかというのは、いまだに私は見出せないのであります。本当にそうなんですか。この勝てるという根拠ありましたか。どこにあったのか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども、この辺は法定受託事務の解釈によると思いますけれども、我々の理解では、法定受託という事務というものも表現上の問題があるにしても……

○座波　一君　表現上じゃないですよ。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地方自治体の事務であるということでございます。そういった中では、知事の権限は、判断は尊重されるべきだということでございまして、そういった中において、県は第三者委員会の検証を重ねたというようなことで瑕疵があると。それから、法適合性の原理に基づいて、知事はさきの知事の承認を取り消したということでございまして、我々としては、適正に手続を踏んだことによるものだということでございます。

○座波　一君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時50分休憩

午後１時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　一君　今のこの法定受託事務をこのように解釈するというのが非常にちょっと意外なんですが、みずからの取り消しを取り消したということは、いずれにしても、仲井眞知事の違法性はなく、取り消す権限がなかったということになるわけでありますので、そこから考えますと、逆に言うと、行政の瑕疵を私は指摘したいと思っています。これをぜひ認識お願いします。

次に、その後もあらゆる手段を行使して工事をとめたい、とめるという強い決意を公室長も知事も盛んにおっしゃっています。多くの知事権限の中の一つにしかすぎないと、裁判結果がですね。これは大変な国と政府に対するさらなる挑戦であります。こんな法定事務というのを無視して、これは非常に軽く見ていながら、さらに別の法律、あの法律は次は施行規則とかの問題であって、そこら辺から追及していくというのは、本当にいかがなものかなと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々、最高裁の判決を――残念ではありますが重く受けとめまして、埋立承認の取り消しを取り消したところでございます。それによって、先ほども答弁いたしましたけれども、前知事の行った承認には瑕疵があるという主張はもうできません、これは前提として。ですから、これからの手続は、埋立承認が適法であったことを前提に作業をいたしますけれども、個々の法令については、関係法令の趣旨、規定に基づいて厳正に対応する。これはある意味当然だということで答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　一君　やっぱり一連のそういう、けさの新聞の報道にありましたとおり、空港の埋め立てに対する対応も変えざるを得なくなってくるというふうな、大変詰まったような行政手法に転じてしまったら、沖縄県政の本当に汚点でもあり、今後にかなりマイナスが起こる可能性があります。しっかりと慎重に考えて対応をお願いしたいと思っております。

次に、県職労関係の問題をお願いします。

組織として、総務部長は認めていると何度も言いますが、これは、この団結権があるというのはわかります。しかし、この組織の中に、さっき言った県職員の組織する県職労が入っているんです。しかも、活動の中心体なんです。それが、さっき認めていましたとおり、それは活動を制限されていると言っていますよね。県職労がやるには活動を制限されると言っているんです。県職員が労働団体の中に入ってやることは、それは禁止されているというのは認めていますよね。

じゃ、どうぞ。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　団体という捉え方と、そこの構成員である職員というのは別のものという捉え方で答弁させていただいております。ですから、団体として行うものについてのいろんな政治的活動等含めて、これについては、地公法上の制限はございませんが、そこの構成員である――県職労であっても職員以外の方もおりますので、そういう意味でのそういう意味合いでございまして、そこの構成員が県職員の場合は、当然地方公務員法36条の規定の制限を受けるということでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　だから、この県職連合に県職労が入っているんです。県職労というのは職員団体ですよね。職員団体がこのように団体を新たに労働組合をつくることはできないんですよ、ほかの団体と一緒には。職員団体は非現業団体ですよね。
○総務部長（金城　武君）　休憩よろしいですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時55分休憩
午後１時56分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
座波　一君。
○座波　　一君　組織はできると。しかし、この法的な適用が全然変わってくるんですよ。県職員というのは、地方公務員法で適用されます。したがって、人事委員会からも認定を受けて活動、あるいはその内容の交渉が保障されているわけですけれども、その他の団体はそれに該当しないんです。労働組合としての登録ですから。だから、この４つの団体が一つになって連合をつくるというのは、いかがなものかということなんです。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　確かに、県職労とほかの３つの組合とは適用される法律が違いますけれども、これがそれらの組合が統一的な連合体をつくることは、これは憲法上保障されているということでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　じゃ別の角度から１件です。
この県職労の活動がかなり政治集会に偏っているということは明確であります。その大会の議決、いろんな機関紙の文章を見ましたが、そこを私は憂えているんです。先ほどのオスプレイの集会にも参加した中で、公用車を使ったということは、知事の誘導がありという云々でありますが、実際に活動体として他の高江の問題、あるいは辺野古問題に対してもかなりの活動のメンバーとして動員されているという、明らかに政治集会等に参加しているわけです。そういったものを私が指摘したいのは、この14階の県職労の事務所の中に置いているという。それはどのように考えますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
この本庁舎14階に今沖縄県関係職員労働組合の事務所を置いているのは、実は、この連合組織ができた平成22年度からずっと使用許可をしているところでございます。そういうことで、目的が組合員の労働条件の維持改善、福利厚生等に関することを主な目的ということの団体でございますので、使用許可をしているという状況でございます。
○座波　　一君　休憩願います。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後１時59分休憩
午後２時０分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
座波　一君。
○座波　　一君　県職連合の名で、また職員の給与明細のほうに控除の、これ組合費を控除する欄があるんですが、県職連合の名でされているというのは確認できていますか。そういった明細が私には確認できているんですけれども、それ見たことありますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　給与明細の記載のあれですが、県職連合という形の県職連合で天引きされているということでございます。（発言する者多し）
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　これは、給与天引きするということは、協定がないとできないと思いますが、されていますか。人事委員会に聞いてもいいですよ。人事委員会登録だから。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　給与の天引きにつきましては、県職労と協定を結んで天引きをしているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　座波　一君。
○座波　　一君　だから、県職労としか協定していないけれども、給与天引きは県職連合でやっているという事実です。
これは、人事委員会に聞いています。人事委員会、協定しているんですか、県職連合と。
○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（親川達男君）　お答えします。

人事委員会は、地方公務員法にのっとって業務を進めていますけれども、職員団体については、地方公務員法が適用されるのは、今話題になっている４団体のうち県職労だけです。団体の登録をしているのも県職労でございます。その団体以外の３つの団体については、地方公務員法の適用外ですので、所管外となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　今人事委員長代理は、この連合という組織は、その職員の県職労と他の団体が、違う団体が一緒になっているから認定の適用外だと言っています。言っていますよね。そうですよね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　職員団体として登録しているのは県職労ということでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時５分休憩

午後２時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

座波　一君。

○座波　　一君　今の給与天引きのほうが県職連合になっているということが、今の答弁で総務部長は、本来は県職労で天引きするものだという考えですよね。しかしながら、今はそうではないということははっきりしています。はっきりしていますよね。今、給与天引きは県職連合となっています。もう一度今のずれを認識お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

今の給与天引きの、給与の明細書の中では、県職連合という形で表示をされているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　そこまではっきり言われると、何か違法でないようなあるような、ちょっとよくわからなくなってきますけれども……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　ちょっと静かにお願いします。言葉が聞き取りにくいです。

○座波　　一君　私は、そのことも含めて、今後もしっかりこれは確認しないといけない問題だと思っています。さらにまた、公務員としてのあるべき組合活動ということは、しっかり、それをやることはいいんですが、政治集会等々に特化した団体としての組織的な活動が最近翁長県政になってから活発化しております。そこの存在は知事、どうでしょうか。認めますか。どうでしょうか。この存在と活動内容は御認識されていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　これ私の認識でございますけれども、県職労、県職連合含め、活動内容というのは、従前から同様な活動をされているというふうに認識をしております。

○座波　　一君　知事が認識しているかの話ですよ、今。

○議長（新里米吉君）　総務部長が答えることもできますから。答弁しています。（発言する者多し）　今、別の質疑応答になっています。

座波　一君。

○座波　　一君　このように、職員の規律のほうもある程度メール等の問題は、実際私は本当はもっともっと資料を持っているんですが、それも認めないというような答弁もありましたが、この職員のコンプライアンスも含めて、大変今の現状の県政の状況が非常に憂えてしようがありません。県民の負託に応えて、しっかりと公平公正な行政実務をやっていただくためにも、ぜひしっかりと指導監督をしていかなければいけないと思っております。今回は、このように事実確認を中心として行いましたが、今後の職員のためにも、しっかりと問題を継続して私は取り組むことを申し上げたいと思っております。

この問題に取り組む、調べてさらに取り組むという考えを持っておりますか、総務部長。問題ないという認識で今いるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時10分休憩

午後２時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

先ほど給与明細の天引きの関係でございますが、これは、やはり県職労という形の天引きが正しいやり方かと思いますので、そこは訂正して見直しをしていきたいなというふうに考えております。

それから、職員連合の団体としての活動、これはやはり地方公務員法上、あるいは労働組合法上の特段のそういう制限規定はございません。ただやはり、県職労の中の先ほど申し上げましたように、構成員であります県職員につきましては、それなりの政治的ないろんな地公法36条に基づく制限がございますので、そ

れについては、適正にしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。

○座波　　一君　この問題は、実は内部でも問題とされているというのは認識しています。当局も一度これを指摘しているという経緯があります。それもしっかり調べたほうがいいと思いますよ。

あと、最後に人事委員会。そこの問題の確認、この先ほどの総務部長との……

○議長（新里米吉君）　早くまとめてください。

○座波　　一君　答弁との認識にずれがありました。そこをもう一度説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　人事委員会事務局長。

○人事委員会事務局長（親川達男君）　お答えいたします。

職員団体としての登録の観点から申し上げますと、地方公務員法上、人事委員会が登録しておりますのは、沖縄県職員団体でございます。

今のお話の中で、連合体のお話があって、総務部長もお答えになっておりましたけれども、この件について、人事委員会で把握しておりますのは、参考までに申し上げますと、昭和33年の旧自治省の文書では、単位職員団体または単位職員団体の連合体が公務員以外の団体と連合組織を結成し、またはその連合組織に加入することについては、地方公務員法の関知するところではないというふうな文書がございますので、そういった中での総務部長の発言だろうと理解しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　沖縄・自民党の具志堅透でございます。

一般質問をさせていただきます。

まず初めに、知事の政治姿勢についての、県政の人事のあり方についてでございます。

県民は、翁長県政における人事のあり方について、新聞報道を見て大きな衝撃を受けております。そして、大変な不信感を募らせていることも事実でございます。一連の報道の事実関係についてただしていきたいと思います。

まず初めに、基本的なことから確認していきたいと思います。

初めに部長人事の承認だとか、異動だとかの方針決定は誰がどこで行っているのか、その手続について、少し総務部長説明してもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

部長を含め一般職職員の人事につきましては、沖縄県職員人事管理基本方針、そしてそれから人事評価その他能力の実証に基づきまして任用を行い、能力及び実績に基づくその適材適所の人事配置に努めているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　部長人事も適材適所、総務部長が行っているの。部長級人事。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　失礼しました。

部長級人事につきましては、知事決裁でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そうであるんだろうと、人事権は知事にあるわけですから、そして自分の政策を遂行するために、知事は部長あるいは職員の人事配置を適正に行うんだろうというふうに解釈をいたしております。そのとおりであるんだろうと。

そして次に移ります。

総務部長は、病院事業局の局長人事に対して、我が党会派山川典二議員の代表質問の答弁で、２月定例会において答弁した内容は、「病院事業局長の交代という事実はない」ということでございます。また、報道については、誤報かどうかを申し上げにくいが、局長がかわることはないというふうに答弁をされていますので、昨年の２月議会での答弁は平敷総務部長の答弁は問題がないですよと、うそ偽りは言っていないですということでありました。そうですよね、間違いないですよね。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

要するに、私が代表質問でお答えしたのは、前総務部長が昨年の２月定例会において答弁した内容は、「病院事業局長の交代という事実はない」という趣旨の答弁がなされたということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのことは聞かれたことに答えたということの中で間違いはないのかもしれません。

ただ、当時その病院事業局長へ辞職を促したり、あるいは迫ったり、求めたりしたことはありませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　昨年のことについては、私のほうでは承知をしておりません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　新聞報道を見てみると、安慶田副知事も昨年は病院事業局長へ辞職を促したことを認めているんですね、最近の新聞報道で。そして昨年も辞職

を迫ったのではないかと、安慶田副知事はその命を受け、砂川保健医療部長が病院事業局長のもとへ行っているんじゃないですか。促して迫っているのではないですか、どうなんですか。砂川部長。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　新聞報道の後、局長のほうに行って辞職願を書いてもらえませんかというお願いをした記憶はございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのとおりなんですよ。行っているんです。これは安慶田副知事の命を受けて行ったんですか。自分の一存では行かないですよね。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　その辺のいきさつはちょっと記憶が定かじゃないんですけれども、新聞報道が出た後に、その前に別に局長人事がどうなるかということを決定していたわけじゃなくて、どの筋から漏れたかわかりませんけれども、そういう局長交代の話が出て、いろいろ動きがあったということで、私のほうが、じゃ私が行ってきましょうかということで行ったというふうに記憶しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　ちょっとどうも今わかりづらい。当時、どういう役職でしたか、部長は。部長じゃないでしょう。どういう仕事、ポジションしていたの。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。（「やめてくれと言えるわけ、あなたは」と呼ぶ者あり）

○保健医療部長（砂川　靖君）　やめてくれとは言っておりません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時22分休憩

午後２時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　新聞報道が出た後に、どうしようかということになって、私のほうが行って、辞職願を書いてもらえませんかというふうに言ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　新聞報道はどういう内容でしたか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　内容をよく覚えていませんけれども、趣旨としては、病院事業局長の交代ということを報道していたと思います。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長、こんなものですか。新聞報道に病院事業局長の交代案が載ったと、写真つきで載ったと。それを受けて当時、企画にいたんですか、一統括監だったのかそれとも何だったのかわからぬけれども、その人が私が行きますと。辞職願をとりに、書きなさいと、迫っていくんですか。どうなんですか、これ事実ですか。こんなことがあっていいの。いや、総務部長に聞いているんだよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

私は、昨年の人事の関係ではかかわってございません。

○具志堅　透君　いや昨年のこと聞いているんじゃないよ。通常そういうことなのかと言っているんだよ。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

要するに、当然総務部、人事を担当しておりますので、人事を含め予算も含めいろんな形で日ごろから意見交換をしているのは事実でございます。

○具志堅　透君　それ聞いてないですよ。とりに行くのと。新聞に載ったからということで、とりに行くのと。それ、なかったことにしているんだよ、皆さん。ありませんと言ったんだよ。その人事異動がないと言っておきながら、新聞に載ったからとりに行ったと言っているんだよ。どういうことね。当時の総務部長もいるから、答えさせたらいいさ。確認をとったらいいよ。どうなの。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　ちょっと静粛に願います。答弁していますので、別の人の答弁を求めるか……

○具志堅　透君　ずれている。僕の聞いたことには答えてないよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　昨年の２月定例会で、これはたしか砂川利勝議員の質問だったと思います。その中で何度か質疑のやりとりがありまして、最初は確認があったんですけれども、病院事業局長の人事に関する新聞報道に関連しての御質問で、新聞報道にあった内容について、そのような事実はありませんと私は答えました。何度かその確認の再質問がありましたけれども、最終的な答弁の内容が、局長が交代するという人事異動について発表した事実はございませんという答弁をいたしまして、それでまた再確認をされまして、異動がないということでございますというふうな答弁をさしあげました。これについて辞任を迫られた

ことがあるかどうかという質問じゃなかったものですから、私は要するに、人事異動を発表したという事実はございませんよという答弁をさしあげたということでございます。

当時、昨年、局長が辞任を迫られたかどうかということに関しまして、地方公営企業法では公営企業の管理者は、その意に反して罷免されることはないという規定もございます。ですから、辞任を迫るということは罷免ということはできませんので、その交代について前副知事と局長の間で意見交換が行われたというふうに私のほうは理解しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　教育長が当初説明したのは、私も会議録を見たんですね。当然おっしゃっているとおりです。今言っているのは、先に進んでいるんですね。その後、今の砂川部長が言っているんです、辞表を書けと。そのことに対してどうなんだということなんで、あなた、誰からの指示で、どうやって、どういう話し合いの中で言ったのということですよ。そのことを聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時33分休憩

午後２時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　当時、砂川統括監が局長のもとに行ったのは、いろいろな人事の案がある中で、２年間という形でそういう人事の案も構想もいろいろある中で、辞表というんですか、交代してもらう方法があるのかどうかということで辞表を出す意向があるかどうかというのを確認に行ったものと理解しております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　教育長がおっしゃったように、新聞報道が出た後に、私のほうが局長室に行って、退職を迫ったわけではございません。辞表を書いてもらえますかと、お願いをしに行ったんです……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　ちょっと待ってください。静かにしてください。

大事な発言です。もうちょっと今のところ……。

○保健医療部長（砂川　靖君）　新聞報道の後に、事態収拾を図る必要があるということで、私のほうが局長室に行って、管理者というのは法定任期がございまして罷免できませんので、辞表を書いてもらうことができますかとお願いをしにいったということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　また逆戻りしていますね。さっきの答弁と違って。

新聞報道を皆さんはこの場所で、新聞に報道されたことそのものがなかったと答弁しているんですよ。私も会議録調べて新聞報道は事実じゃありませんと、そんなことはなかったと、異動の話は。そういうことを言っているにもかかわらず、書いてもらえませんかと言ってお願いしに行った。どういうことなの。行ったり来たりして話が進まぬよ。なかったと言っておきながら、あなたは行って辞表を促してきたと今答弁したんだよ。どういうことね。もう少し整合性を出しなさいよ。総務部長、あなたもうそついたことになるよ、今の答弁は。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　新聞報道が出る以前に、病院事業局長の人事について、県の内部で決定事項があったということはありません。

以上でございます。

○具志堅　透君　質問に答えてないよ。それも答弁というんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時40分休憩

午後２時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　先ほど砂川部長からもありましたけれども、新聞報道が出る前にそういう人事を発表したことはないという話ですけれども、要するに、私の答弁も人事異動について発表した事実はありませんということを申し上げたわけです。要するに、新聞報道に載ったんですけれども、あのような新聞報道の内容のような人事異動を発表した事実はございませんということを……

○具志堅　透君　そうですよ。ですから、否定したんですよ、新聞報道を。

○教育長（平敷昭人君）　ですから、そのような人事異動を発表はしていませんよというのを答弁させていただいたと……

○具志堅　透君　否定したんですよ、ないと。行っているんじゃない、とりに。

新聞報道の後ですよ、議会は。２月。ずっと後ですよ。その間に行っているじゃない。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時42分休憩

午後２時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　別に隠しているわけじゃなくて、まず１つは、新聞報道の前にそういう局長交代という具体的な人事の検討案はございませんと。その後、新聞報道が出て、副知事が南米から帰ってきました。実はこの事態は公務員医師会等がいろいろと騒いでいたわけですけれども、事態収拾をどうするかという話し合いになったときに、もちろん副知事も一緒にいます。そのときに私が、では局長のほうが辞表を書けるかどうかお願いに行ってきますかと提案して私のほうで行って、局長のほうに事態収拾とは言わなかったんですけれども、局長辞表を書いてもらうことできますかとお願いしたということです。

辞職を促したわけではなくて、地方公営企業法上解任することはできません。だからいわゆる手続として、任期の途中で交代するときは本人の辞職があったわけですよ。その手続がとれるかどうかというのを確認しに行ったというだけです。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今の話を聞くと、安慶田副知事が帰ってきて一緒になってそれを収束させるための話し合いをしたにもかかわらず、辞表書いてもらえませんかと行ったということです。どういうことね、これ。今そういう説明しているよ。医師会からもいろいろあったんで、この騒ぎをどう収拾するのかということの話し合いの中で会ったけれども……

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　人事の選択肢として、続投もあるし、交代もあったわけです。いずれかをとるかということで、そういう作業の一環として行っているということです。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　新聞報道の前にそういったことをリークしたことはありませんと、発表したことはないけれども、内部ではそういったことは検討されていたということでいいですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　ちょうど新聞発表が出る以前は、部長級の人事、その作業が行われていて、特別職等の知事との人事の検討作業は行われていなかったと記憶しております。

○具志堅　透君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時45分休憩

午後２時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　通常、この部長級の人事、これが最終決定した場合はマスコミにも公表しております。多分局長人事の前には部長級の人事が公表されていたと思います。それ以前にそのときにあわせて、この特別職、局長級の人事が検討されていた状況はございませんと申し上げております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　全く理解できないですね。話し合われたことがない、上ったこともないのに、なぜあなたが辞表書いてもらえませんかと行くんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　どこからリークされたか今もってわかりません。ただ、そういう新聞報道が出された後、この事態をどう収拾するかということで選択肢は先ほど申し上げた２つ、続投、交代あったわけです。その意向確認を含めて辞表を書いてもらうことできますかと、できませんかというようなことを言ったということです。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　全くなかったけれども、収束させるために２つの選択肢があるんで、じゃ辞表を書いてもらえないかお願いに行ってみようということでいいんですね。理解できましたよ、これだったら。そういうことだよね。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　繰り返しになりますけれども、あくまでもこの新聞報道が出た後に、私が病院事業局長の部屋に行ったのは事態収拾するための選択肢を探る手段として、辞表を書いてもらうことできますかというようなお願いをしに行ったということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　これ、こんな人事を知事やっているんですか。新聞に載ったからそれを収束させるために一つの手段としては、病院事業局長に辞表を提出してもらうという選択肢の一つですよ。公営企業法の中でやめさせることはできないから、そういうことがあるから辞表を書いてもらうと。これ今の答弁はそれですよ。マスコミに報道された後、いろいろ騒いだんでそ

れを収束させるために話し合ったと。その話し合った中で、選択肢は２つあったと。１つは、本人に書いてもらおうやと。そのままやめてもらったらおさまるんじゃないのということで行っているんですよ。知事、こんな人事をやっているんですか。知事の人事権ですよ。本当にこんなことで副知事に預けているんですか。全く理解できないですよ、知事。どうなんですか。こんなことで、こんな人事をしているの。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時49分休憩

午後２時50分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

地方公営企業法に適用される局長等の人事に関しましては、当然、法令に沿ってやるのが基本的な考え方でございます。その前提として、やはりそれぞれ企業局もそうだし、御本人の意向確認というのは、それはこれまでもなされているという状況で……

○具志堅　透君　これまでっていつのことなの。

○総務部長（金城　武君）　これまでも実際企業局長などもほとんど２年で交代ということも事例としてございます。それはもちろん本人の意向も確認しながらやっていると。その流れとして今回の場合もそういう一環として話し合いがなされたというふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長の理解は間違っています。

これまでもどうしますかという意向の確認じゃないんですよ。辞表を書いてもらえませんかと言っているんです。お願いに行っているんです。促したとは言ってないけれども、本人も。お願いをしに行ったと言っているんです。これが意向確認になるんですか。でたらめなこと言うなよ、あなた。もう一度答弁しなさい。何を言っているの。これまでのやり方とは違うんだよ、明らかに。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほど砂川部長のほうからもございましたように、選択肢はもちろん２つあったという前提で、そういうお話も、今御指摘のようなお話もあったということでございまして、あくまでもそれは意向確認の流れの中で、一方のそういうお話もあったということで理解しております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　あったということで認めていただきました。

そのことを一統括監ができるはずはないですということ、やっとここに来たんですよ。誰の命を受けて、やはり安慶田副知事も一緒になって会議をしていますから、安慶田副知事の命を受けて、じゃ、あなたが行ってこいと、私が行ってきますと先に言ったかもしれませんけれども、じゃ、行ってこいというふうな話があったんだろうと。そこはどうなんですか、はっきりさせてください。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　どうするかと問われて、私のほうから提案したということでございます。（発言する者あり）　どうするかと問われて、私のほうが提案したということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　すごい権力を持っているんですね、あなた。こういう話の中で、二者択一、２つの選択肢があって、安慶田副知事がどうするかと聞いたら、私が行ってきますよと、あなたにそんな権限あるんですか。私が辞表を書かせてきますよ、お願いしてきますよとあなたが提案したんですか。大変だな。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　これだけの問題じゃなくて、通常こういった意向確認に関しては、統括監、人事課長、場合によっては総務部長等が確認することは多々あることでございます。

○具志堅　透君　通常のことは聞いてないよ。今回のことを聞いている。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事、知事の人事権はこんな軽いものですか。知事、本当にそれで今の答弁でいいですか。その確認だけお願いします。

訂正はしておいたほうがいいと思うけど……。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　御質問にお答えをしたいと思います。

今保健医療部長から話があったのは、１回もそういった話は聞いたことはございません。本人と話したこともございません。ですから、今いろいろやりとりをしているのを聞きながら、いわゆるこの部分のことについて、私がある意味で任命権者でありますから、それはこの病院事業局長に関しましても、御本人もおられますけれども、継続という中で、ただ、総務部とかそういうところは確認作業をするものですから、この確認作業というものは例年やられているようで、この確認作業というものの中で個々人の発言のあり方とか、そういうものは今聞いているといかがなものかと

いうのは思っております。ですから、ひとつの公営企業法にのっとって物事を進めるという意味では、今日までも、私からすると適正にやったつもりでありますけれども、そういったきょうのやりとりというようなものは、全く初めて聞く話でありますから、この件について、今言う任命権者としての責任をどうするんだというようなことでありますけれども、ひとつ確認作業は、毎回部長級あるいは局長級という形であったようであります。そのことについては、この確認のものがあったと思いますが、こういうようなものはある意味で今初めて聞く話で、その意味からいうと、改めて、もし今のものがそういう形でやられるのであれば、しっかりと対応せぬといけないなというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　知事が初めてこの話を聞いたということにもびっくりでございます。本来でしたら知事に当選して自分の政策を遂行するために自分と合う人事をしていく。自分のその政策にかなった力量とかそういったものを踏まえて人事をしていくというのが通常であるだろうと。そのために知事に人事権というのが与えられているんだろうなというふうに解釈をしておりますが、そこも私は責任論は今言っていないんですが、感じました。今の答弁聞いてですね。

それともう一つ、確認作業に行ったということを知事も言っていて、総務部長も言っているんですが、ニュアンスがどうも違います。通常の確認をしに、意向確認をしに行ったんじゃないんです。辞表を書いてくれとお願いしに行ったんです。そこは大きな間違いですよ。確認しに行ったんじゃないんですよ。やめますか、やめませんか、どうしますか、まだ残りますかと言ったんじゃないんですよ。辞表を書いてくれとお願いに行っているんですよ。これはもう時間がないので終わります。

次に行きます。

またまた今回のこのことがあるにもかかわらず、２カ年越し、病院事業局長の辞表提出等のごたごたがあります。

我が党会派の代表質問の答弁で、知事、副知事で話し合い、事業局長の交代はないと答弁をされております。間違いはないか、このことについて確認をいたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　間違いございません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　病院事業局長が留任され続投されるということは、局長のこれまでの実績や医師会との信頼関係や人脈、山積する課題等の解決には私も伊江局長しかいないんだろうと、適任者であると思っています。そのことに関しては大変よかったなというふうに安堵をしております。しかし、今回もまた病院事業局長の人事をめぐってごたごたが起こっている。一体全体本当にどうなっているのかなというふうに疑問を感じているところであります。新聞報道によりますと、県幹部から、やめてくれ、まだ続けるのかと言われ辞職を求められたとあります。ここで言う県幹部とは誰ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　今のその新聞記事のお話は、たしか１月の28日土曜日、琉球新報に載っておりました。私はこの記事の中で、今御指摘のこの県幹部がやめてくれ、まだ続けるのかというそういう発言は、私はしておりません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その行った県幹部というのは誰ですか。行ったというのは発言したじゃないですよ、病院事業局長のところに行ったのは誰ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　私は確かに病院事業局長のほうにお訪ねをして、人事も含めてですけれども、いろんな病院の課題等も含めて意見交換をしたのは事実でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その中で、辞職願のことに対して話をされましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

私が局長のところにお伺いしたときに話したのは、予算のお話もそうでしたが、人事の季節になっておりますけれども、次年度について局長のお考えを聞かせていただきたいというようなお話をしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　その後かもしれませんが、あなたは辞職願は書きましたか、まだですか、まだですかと何度もそう促しておりますよね、これは事実ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　いや、辞職願というか、そういうお話は辞職という言葉も含めて、その場で話は一切しておりません。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　総務部長は記者の取材に対して、本

人から申し出があった。私から求めたことはない、全くその事実はないということで否定をしております。このことに関して、事業局長、事実か。そして、その辞表を書くに至る背景というか、そこをちょっと説明してもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

１月の初めだったと思いますけれども、総務部長が来られて、いろいろ病院事業のこととか意見交換はしました。来年のことについてはどうですかと言うから、私としては、前年度のいきさつがありましたから、そういう意味で、続けるということに対して、ちょっと問題ありかなというふうなことで、辞表を書くということを了承したという状況はございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　済みません。苦しい答弁をさせました。大変申しわけなく思っております。この心中を察すると、本当に苦しかったんだろうなというふうに思いますが、しっかり頑張っていただきたいと。

そのことを受けて、その後だろうと思います。総務部長、辞職願の書面を持って、こういうふうに書いてくれと、日付もこうですよというふうに言ったことはありますか。これは事実ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　その場で、私としては、当然意向確認ですから、いろんなお話が聞けるというか――と思っていましたので、ただ、その場で退職届が出されるというお話をしたものですから、私は手続がよくわからないということで、その場は退室したところでございます。その後に、人事課のほうに確認いたしましたら、手続上そういうのがあるよということだったので、その様式をお届けしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　この一連の、今回の件に関しても、やはり本当に迷走、ごたごたというか、どうしてもやめさせようとした感があるような気もします。ただ、そういったことも最初に言ったときに、どうしますか、これ意向確認、部長がやることもあると言うんですが、そのこともちょっと確認しておきます。あなた、自分の思いで行ったんですか。誰かの指示の中で行ったんですか。それとも、昨年からの流れを引き継いだ中で、事業局長がおっしゃるように、昨年のこともあるので、そういった意味では、もうそろそろやめていただけるんじゃないかなという思いもあって行ったんですか。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　この件に関しましては、前副知事のほうから、その次年度の人事について、一応、局長のお考えを聞いておくようにということがございました。私は、当時、そのお話もありましたけれども、やはり、ちょうど予算編成の真っ最中でございましたので、繰出金の話、労基署のこの指摘事項等々と、それから繰り出しに影響が非常にあるということのお話がありましたので、それも含めて、いろんな意味の意見交換をしようということでお伺いしたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　次に移ります。

産経新聞の報道によると、伊江局長の進退をめぐり、県幹部が働きかけた疑惑の、知事の側近が隠蔽を画策していることが２月13日わかったと。これまた詳細に書かれておりますが、こういう知事の側近、ここで言う知事の側近とは誰ですか。わからなければわからないでいいよ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時４分休憩

午後３時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　これたしか産経新聞ですね。伊江局長の退任をめぐり、県幹部が働きかけた疑惑が浮上――ちょっと新聞が切れているんですけれども、この側近が隠蔽を画策しているというような記事が確かに載っております。

○具志堅　透君　載っておりますと、見ているよ、こっちは。それを言っているんだから。側近というのは誰ですか。わかりますかと聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時７分休憩

午後３時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　この流れからしますと、県は働きかけを否定しているが、浦崎唯昭副知事が伊江氏を任命、続投させるということで調整に入ったと書かれてございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そういうふうに書いてあるので、浦崎副知事、そうなんだろうと。少し情報も私、聞いていますので、副知事がそこを収束させるため、あるいは事業局長、もう一度頑張ってもらおうじゃないかと

いう発言も聞いているので、その事実なんだろうと思うんですが、どうですか。確認したいと思います。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　御答弁いたします。

このニュースが出まして、初めて伊江局長のそういう状況を知りまして、それで常日ごろから局長とは、私は病院事業局の担当をしておりますので、連携は密にしておりました。筋弛緩問題とか、病院の赤字の問題とか、八重山の問題とか、いつもやっていましたから、そのときにはそういうお話はないものですから、お会いして話したらそういうのがあったということですけれども、私に言わせれば、公営企業法をしっかりと守る、そういう体制でおりますので、そういう方向性を持っていますけれどもどうですかということで、お話はしたことはございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そのことは知事にも報告されていますか。

○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。

○副知事（浦崎唯昭君）　それから時間の経過はありますけれども、伊江局長が引き続き４年目の就任はしていいということの了解をもらいましたので、知事には報告をさせていただきました。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　済みません。この問題、これでちょっと次に行きたいと思うんですが、先ほども言ったんですが、そのとおりに落ちつくところに落ちつけていただいたと思っています。副知事、ただこれまでの一連のそのごたごた、報道等々見ながら、先ほどの質疑の中でも、やっぱり感じることは、そのごたごたというか、そういったことを知事の知らない中で、副知事がやったのか誰がやったのかわかりませんが、そういったことをやって、いろいろまずいなと思ったらそれを隠す。隠蔽とまでは言いませんが、隠すことに躍起になっている。そこでどうもつじつまが合わなくなってきて、今のような状況が起こるということがうかがえて、指摘をせざるを得ない。こういった不当とまでは言いませんが、これは新聞に書いてあるんですが、不当とも言わないんですが、そういった働きかけというか、そういったことが常態化してきたんだろうと、この２年間。果たして、これは誰がどういった場所で、どういう責任でやったのかわからないんですが、そういったことであるんだろうと。こういうことは、しっかりと襟を正していただきたい。

浦崎副知事がおっしゃったように、伊江局長というのは、本当にこれまでの実績等々、あるいは現場から、ドクターから話を私は聞く機会も多いんですが、本当に信頼が厚いです。彼がいなくなると成り立たないよと。医師不足がさらに加速するよというふうな話もありますので、局長しっかり頑張ってください。済みません、変な、答えにくい質問をしました。失礼いたしました。

次に、本部のクルーズ船対応バースの整備のあり方について伺います。

今回の整備は官民連携による国際クルーズ船拠点を形成する港湾と位置づけて整備を進めることとなっているようであります。

官民連携による拠点形成とはどのようなものなのか。どのようなイメージを持てばよいのかちょっと答えていただけますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

本部港では、北部地域の物流、観光・リゾートの振興、離島交通の拠点、こういう方向で港湾整備に取り組んできました。ことし１月、本部港は、今議員御指摘のように、官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾に選定されております。県は、大型クルーズ船に対応した岸壁の整備を平成32年の供用を目指して進めていきます。また一方、クルーズ船社のほうでは、ターミナルビルの整備というのをこの岸壁整備に合わせて進めていくというものでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　そこまで共同でやっていって、クルーズ船が多く入るんだろうと、新聞報道でもありますのでもう聞かないんですが、32年度初年度開始の目標が88回、そして10年後を目途として104回に伸ばしていきたいなというような話があります。そういう中で優先使用があるということもわかっております。そして、その港への入港予定の船というのか、最大で何万トン、何十万トン級で、何メートルぐらいの船が入ってくると予想されていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　この官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向けて、以前に補正予算を活用してクルーズ岸壁の整備というのは取り組んできました。その段階では16万トン級ということで進めておりますが、今現状このクルーズ船社との間では、20万トン級という要望もありますので、この実現に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時12分休憩

午後３時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　失礼いたしました。

クルーズ、この岸壁の長さについては、この20万トン級も含めてこれから設計諸元というのを整理しながら進めていくということで、まだ明確に決まっているものではございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　岸壁の長さを聞いたわけじゃなくて、船の長さがどのぐらいなのかなというイメージをしたかったんですよ。まあまあいいです、時間ないので。

今現在、この本部港の役割というんですか、そういったことに対して、県はどういう認識を持っていますか。

僕が危惧しているのは、今現在本部港というのは、本部町を中心としたヤンバル地域のその産業振興というんですか、農業を中心とした１次産業の振興やら製造業の振興やら、そういった振興に大きく寄与しよう、その本部港を拠点にヤンバル振興を図ろうということで、本部町も一体となって力を入れているところなんです。それがクルーズ観光船が来ることによって、そこに障害が出るということが絶対あってはいけないということで、皆さんのそのイメージ図を見ますと、この船の大きさが半分ぐらいは既存のバースを使うということになっているんです。そうなると、これまでの貨客船、今鹿児島航路が入っている部分が、あるいは東京・大阪航路、あるいは砂、砂利、石炭という不定期の船も活用できなくなるおそれがあるんです。クルーズ船が来て観光客がふえることというのは非常に大切なことでありがたい話です。一方ではそういう話があるんです。そこをどう認識して、どう解決しようとしているのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

一部繰り返しになる部分もございますが、本部港では北部地域の物流、観光・リゾート振興、離島交通の拠点としての整備というのは当然認識しております。今現在、鹿児島航路、伊江島航路の定期船が就航しております。クルーズ船バースの配置の検討に当たっては、これら港湾利用者等と十分調整検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　調整検討をするということなんですが、現在のバース延長はどの程度を予定しているんですか。今の皆さんがエントリーしたときの当初の計画というか、それは変更可能ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今現在、クルーズ船用の部分で延ばすのは、おおよそ200メートル程度を考えておりますが、現状の需要推計では、岸壁長については十分な長さを確保できていると。これは貨物船対応について、現状で十分な長さは確保できているという認識でございます。今後、取扱貨物量等が増加していくという場合には、必要に応じて、この岸壁の長さの延長というのはまた再度検討していくものだというふうに現状考えております。

○具志堅　透君　議長、ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

具志堅　透君。

○具志堅　透君　現状のバースで今の貨客船だとか砂、石炭だとかそういったものに関しては間に合っているんだろうと解釈していいです。しかし、そこに新たにクルーズ船が入ってきます。クルーズ船が入ってくると、このようにケツの半分、この船の長さ、さっき何メートルですか、何百メートルですかと聞いたのはそこなんです。半分ぐらいが既存のバースに入ってくるんですよ。そうすると、現在入っている部分、間に合っている部分が間に合わなくなるんです。そういう懸念があるので、そこをどう考えていますかということです。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

現在、まだ詳細な部分については調整検討中ではございますが、クルーズ船社のほうとの間では、おおむね週２回程度になるかと――これは段階を追っていくことになると思いますが、週２回程度になるだろうと。そのためにバースの配置についても十分港湾利用者と調整しながら、現状の今200メートルの岸壁長の延長で十分対応できるのかどうかというのは整理していきたいということでございます。今現在、設計中でございますので、その中で港湾管理者側の意見も聞きながら検討を進めていきたいということでございます。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　今検討中ですから私言っているんですね、まだ間に合うから。本当に懸念があるんです。さっきも言ったように、定期船が入れないだとか、あるいは今クルーズ船が入っているから沖待ちせいとか、そういったところに船はもう入ってきませんよ。そうすると、今言う北部振興としてのその役割のバースの機能としては失われていくんです。クルーズ船が未来永劫に発展していけばまだいいんですが――それを願うんですが、そのバースのまたつくり方も今の那覇港みたいな簡易的なものでそこには石炭も砂もおろせないような状況であるので、ぜひとも支障のないように、僕としては全面この船の20万トン級の長さ分バースの延長をしていただきたいというふうに思っております。そのことはどうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　この現状の、一部繰り返しになって大変申しわけございませんが、需要推計上、まだ既存の岸壁自体も余裕がございます。あわせてクルーズ船についても、今のところまだ週２回程度ということもありますので、この辺は現在設計中のクルーズ船岸壁の延長の中で十分地元の意見も聞きながら、港湾利用者の意見も聞きながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　十分余裕があるという、どういう積算というか見積もりをしているのかちょっとわからないんですが、今現在でも鹿児島航路の上り下りが入ります、みんな承知しているでしょう。そして、東京―大阪航路があと３年延長でまだ実証試験が延びていくんです。それが同時に入ってくるときもある。そういうときには入れないですよ。クルーズ船は２日に一遍だからということを言っていいんですか。これをさっきも言った88回から104回、どんどんふやしていこうと努力する。ふやしていけるような港をつくっていくというのが、県の考えじゃなきゃいけないんじゃないですか。それと一緒にさっきも言ったけれども、その貨物の積みおろしの港としての機能ももっとふやしていっても可能ですよというふうな港の整備の仕方をしないと、将来は詰まりますよ。そのときに考えましょうなんて言ったら、調整をしながら沖待ちもさせながらこうやってやりましょうと言ったらどうなるの。この港はしょせんこの程度の港ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　本部港のクルーズ船岸壁の整備に関しましては、影響が生じないようにしっかり議論、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　具志堅　透君。

○具志堅　透君　時間がないので、ここでこの件は終わりますが、しっかり港湾課長とも調整をしております。部長、そのことを地元としっかり意見交換をして、本部町からも言われていると思いますよ。しっかりとやって、既存の港というのは今の機能というのは絶対後退させないように、それをさせると本当にヤンバル地域の発展が阻害される。これもまた大変重要なことですから、今度は運天港にも冷凍・冷蔵施設ができます。そうすると、伊是名・伊平屋のモズクあたりがもう本当に５倍、10倍にふえていくんだろうと。それを本部港から出すという期待感も持っております。そういった形でいろいろやっていますので、その機能を絶対になくさないような形でお願いしたいと思います。

　ちょっともう、やらないほうがいいね。

　済みません、休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午後３時22分休憩

　　午後３時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　具志堅　透君。

○具志堅　透君　済みません、３分も２月は延びているんですが、ちょっともう時間がないようですので、予定していたことは次のまたうちのメンバーに回すとして、行きたいと思いますが、教育行政の安慶田前副知事の人事口きき疑惑等々介入に対して質疑をしたかったんですが、少し意見を述べさせてください。

　一連の報道から見ると、県執行部、教育長の問題意識の低さや解決能力のなさ、隠蔽体質が浮かび上がってきたと私は思っております。１月18日、沖縄タイムスの安慶田副知事採用試験依頼の見出しの報道で、2015年度の教員採用試験において複数の受験者を合格させるよう、県教育委員会に依頼したとの不正行為疑惑が浮上した。その後、教育庁の幹部人事特定の人物を登用するよう介入した疑惑も浮上した。本人は否定しているものの、報道の中身を見る限り関係者の証言は具体的な内容を掲載した新聞記事、どの新聞を見てもそうでございます。本人は否定をしているから、口ききはなかった、県教育長は庁内の職員に介入の有無を確認したが……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○具志堅　透君　そういう事実はなかったというふうな、働きかけの報告は受けていない。平敷教育長は教

員採用試験で、教育庁の幹部人事の介入にも事実はないと当初説明をし、委員からの質疑もあったが……

○議長（新里米吉君）　時間をオーバーしています。

○具志堅　透君　その教育委員会もろくな調査もせず幕引きを図ろうとした、質疑もなかった。この県や教育長の対応に焦る県……

○議長（新里米吉君）　時間オーバーしています。

○具志堅　透君　火消しに躍起、客観性なき説明、県政幕引き躍起とやゆされ、しっかりとした検証調査もせず、幕引きを図ろうとした。これで県民は納得するはずがなく現場の教員からも……

○議長（新里米吉君）　具志堅議員、かなり時間をオーバーしています。

○具志堅　透君　徹底した解明を望む声や納得いく説明を求められる始末であります。当初疑惑を否定し、続投に意欲を示していた……

○議長（新里米吉君）　具志堅議員、時間オーバーしています。

○具志堅　透君　安慶田前副知事が１月23日に何の根拠も示さない中、疑惑を否定し潔白を主張しながら教員採用試験介入疑惑の中、突然の引責辞任、前後して……。

まあまあ途中でやめます、済みません。

議長、最後に、県は第三者委員会による調査を検討すると言っているが……

○議長（新里米吉君）　質問としては受け付けられませんので。

○具志堅　透君　質問ではありません。意見です、意見であります。

○議長（新里米吉君）　質問はしないでください。

○具志堅　透君　我々議会も住民福祉の向上や県勢発展のためには、車の両輪として……

○議長（新里米吉君）　長いです。三、四分オーバーしている。

○具志堅　透君　知事が県政と一体となってやっていくべきであるんですが、この問題に関しては、私は百条委員会の設置を求めて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　かなりのオーバーでしたので、後に続く皆さん、気をつけてください。

○具志堅　透君　どうも済みません。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時25分休憩

午後３時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

砂川利勝君。

○砂川　利勝君　沖縄・自民党の砂川利勝です。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まずは、翁長知事の尖閣諸島に関することについて質問させていただきたいというふうに思います。

まず、尖閣諸島の現状どうなっているのか答弁ください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

尖閣諸島は、1895年の閣議決定によりまして、正式に我が国の領土に編入されて石垣市に地番を有すると。日本政府は、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであると。現に我が国はこれを有効に支配しており、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在しないとの立場をとっており、沖縄県も政府の姿勢を支持するものでございます。ただ一方で、この尖閣諸島では、中国の公船ですとか艦船等が接続水域等に侵入しているというようなことがたびたび起こって、そのたびに巡視船等が出向いて警告を行っていると、そういうような状況だと認識しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは、スクランブル発進がされていると思いますが、その件について、どの程度発生しているのか、答弁してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

航空方面隊ですが、28年度まだ年度途中ですけれども、27年度が352回でしたけれども、28年度今の時点で608回となっております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　確実にふえているのは事実であります。

そしてまた、このトランプ政権が誕生して、これどのように変わっていますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　トランプ政権になりまして、日米間でこの尖閣諸島をめぐる問題について議論がなされまして、尖閣諸島が日米安全保障条約第５条の適用対象であることが確認されております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この確認された中で、回数はどのようになっているのか答えてください。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時44分休憩

午後３時44分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１月20日にトランプ政権ができまして、その後のスクランブルの回数、ちょっと私、先ほどの資料では28年度現在といいましょうか12月31日時点でのものでしたので、それが今の時点でちょっと手元にありません。申しわけございません、また後ほど確認してお伝えしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この尖閣に関して、政権がかわってさまざまな報道がなされている中で、やっぱりその動向について、今議会で質問すると私言っているんですから、その程度のことは調べておくべきじゃないですか、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　１月20日以降のスクランブル回数については、ちょっとお時間いただいて、また確認してお伝えしたいと思います。

○砂川　利勝君　休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時45分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我々、今手元には１月の中国公船等による尖閣諸島接近の状況を持っておりますけれども、１月の時点で接続水域の入域が９日、隻数において37日、領海侵入が日数で３日、隻数で10隻という数字はございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　まさにこのトランプ政権がやはり日米同盟を重視している発言をされてから、さらに中国の寄港する回数、寄港というか領海侵犯含めて多々あるというふうに認識をしております。毎日、恐らく天気のいい日は必ず来ております。

そういった中で、さきにアメリカのマティス国防長官が来日されました。そしてそのとき、安倍晋三首相そしてまた稲田朋美防衛大臣と会談をいたしました。その中で、尖閣諸島が米国の日本防衛義務を定めた日米安保条約第５条の適用範囲となることを明言いたしました。まずは、このことについてどのように思うか、答弁求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄県といたしましては、日米安全保障条約に基づく日米同盟関係が、これまで沖縄県を含む我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えております。したがいまして、尖閣諸島に関します日本政府の見解を支持するものでございます。

今回、尖閣諸島が日米安全保障条約第５条の適用対象であることが確認されたことは、これまで日米両政府で確認してきたことについて、トランプ政権としても同様の認識を示したものと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　このことに関して、知事の所見も求めたいというふうに思っています。当然、知事は、常日ごろから日米安保について認めるという答弁をされておりますので、このマティス国防長官が発言されたことについて、知事としての所見を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　砂川議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今の尖閣諸島についての第５条の適用対象につきましては、ただいまの公室長と同じ見解ですけれども、私からも申し上げましょうか。

沖縄県としましては、日米安全保障条約に基づく日米同盟関係が、これまで沖縄県を含む我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与してきたと考えており、尖閣諸島に関する日本政府の見解を支持するものであります。

今回、尖閣諸島が日米安全保障条約第５条の適用対象であることが確認されたことは、これまで日米両政府で確認してきたことについて、トランプ政権としても同様の認識を示したものと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　尖閣に日米安保が適用されるという、第５条が適用されるということは、沖縄県としても歓迎するという捉え方でよろしいんですか、今の答弁は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私どもは、歓迎するといいますか、支持しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この発言がされたとき、多分知事は日本にいなかったと思いますが、このことに関して、やはり支持されているんであれば、しっかりとコメントを出すべきだったんじゃないかなというふうに私は思います。

私は、尖閣を抱える地域の代表ですので、当然このことは、尖閣諸島地域のやっぱりアメリカの抑止力、これが大切だというふうに私も認識をしております。沖縄県としても、今、日本政府と同じような考え方でありますという答弁をいただきましたので、ぜひともこの尖閣問題に対しては、毅然とした対応をとりながら漁民の皆さんの安心・安全、そして我が国固有の領土として、しっかりと主張そして当然守っていくべきだというふうに思いますので、またひとつ対応方よろしくお願いします。

次に移ります。

副知事の辞任の話が毎日のように取り沙汰されております。このことに対して、知事は任命責任者としてどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今回、このような事態に至ったことは、大変残念であり、県民に不安・不信を抱かせたことについて、そして県政に混乱をもたらしたことについては、知事として大変責任を痛感しているところであります。

今回の事態を重く受けとめ、今後は、二度とこのようなことが起こらないような仕組みづくりを行うことが重要であると考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　一連の報道、やはり辞任に至ったという事例、これまで沖縄県政の中でこのような事例がありますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　最終的な確認は必要かと思うんですが、今、記憶の中ではそういう形の辞任はなかったかと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　まさに重大なことだというふうに捉えられると思われております。県政史上初のこういった形で辞任がされたと。まさに私は、任命責任者の責任が問われると思います。知事、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほど来の本議会でも質疑がありましたように、私が任命権者でありますから、しかし100％承知するということはなかなか困難でありますけれども、一つ一つお聞きする中で、しっかりとこういった任命責任、あるいはまたほかの県全体のこういったことに関しても組織で見守るというか、しっかりと監視というか――言葉遣いちょっと難しいですが、いい方向にいけるように仕組みづくりをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　まさに爆発的な得票数で翁長知事が誕生いたしました。しかしながら任期半ばでこのようなことが起きたと。まさに、政治に緊張感がないからこうなるのかなと。やっぱり沖縄県民を預かる者として、このようなゆゆしき事態が起きることに、本当に反省をすべきだし、またこのことが県民の信頼を大きく損なって、まさに今からそういう仕組みをつくるとか、本当に何と言ったらいいんですかね、沖縄のあり方、私は問われると思います。さまざまな出来事にいろいろ反対運動したりいろんなことがありますよ。ただ、内部でこのようなことが起きていること自体が、まさに外に目を向ける前に、内の足元に目を向けるべきだと私は思いますがどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、砂川議員が提案されたものに関しましては、何の異存もありませんが、内も外も、県はある意味では東南アジア、外国、ある意味では仕事という意味ですると視野は広げていかなければなりません。しかし、そういった仕事も、やはり内部がしっかりしてこそのことでありますから、その意味での議員の御指摘はまさしく重要なことでありますので、今回のこと等の議論を通じながらしっかりと認識をまた新たにしていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　まさに内の屋台骨、屋台骨がぐらついていますよ。屋台骨がしっかりしないで内も外もできないんじゃないですか、知事。しっかりと内部の連携がとれない、人事に関してこんなにがたがたする。会社だったら倒産じゃないのこれ。そういうことを要するに執行部当局が人ごとのように捉えているような感が見られるのは、私だけではないと思います。まさに、このことがどんなに重要なことか、そしてまた、予算編成、さまざまな課題がある中で、こんなことでぐらついている。人事でぐらつき、この先本当に任期全うできるんですかね。本当に心配ですよ。代表質問でもあったように、本当にそういう埋没していくといろんな話もありましたけれども、内部でぐらついて、これで本当に県政運営ができるんですか。知事、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　砂川議員のまた御質問にお答えをしたいと思います。

県政は全般であります。そして部局長も全員頑張り、そして、そのもとで職員も頑張っているからこそ、沖縄県が抱える21世紀ビジョンの基地の問題、

あるいは経済の問題、あるいは福祉の問題、その意味では、しっかりと私は職員は取り組んでいると思っていますので、そういったようなものの中でこれからもさらに結果も出すように、結果を出している分野もありますが、全体的に結果を出すように、これからも自戒をして頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やっぱり、人間社会というのは信頼がないと何もできないと思います。１人のリーダーだけでは何もできません。皆さんが一致団結するからこそ県政運営はできるんじゃないですか、それがぐらついている。そんな県政では、私は先行きが本当に思いやられるなというふうに思います。

次に行きます。

病院事業局長の人事について。

この問題、昨年も私も質問をいたしました。１年前に、１年後に局長をやめるという約束が交わされたという新聞報道がありました。これ事実ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　この約束というのは、私も直接お話は聞いていなかったんですが、実はこの件につきましては、局長のほうからそういう約束があったというお話は１月末にお聞きしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　公営企業法の第７条の２の４、５、６、７、８、９読んでください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

第７条の２の４項が「管理者の任期は、４年とする。」、５項が「管理者は、再任されることができる。」、６項が「管理者は、常勤とする。」、７項が「地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。」というふうに規定されております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　１年後の約束が、これはどれに該当するんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時０分休憩

午後４時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

１年前の約束というものは、今読み上げた条項の中には該当するのはございません。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　安慶田副知事が約束したという報道がありましたが、これ事実ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　これに関しましては、先ほど答弁しましたように、局長と前副知事の間でそういう約束がなされたというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　皆さん方には何の連絡もなかったんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　私に安慶田副知事のほうからお話があったのは、次年度のこの人事について局長の考えを聞いておくようにというような趣旨のお話がございました。この１年前の約束の話は、私には直接そういう話はございませんでした。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　人事について局長に聞いてきていただきたいという旨、何の理由ですか、どういう根拠で行かれたんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　いろんな形で意向確認といいますか、そういうことがなされているような状況で、当時私は副知事からのそういうお話もありましたけれども、ちょうど労基署からの指摘事項等々、いろんな課題があるということもございまして、予算編成の作業の真っ最中でございましたので、一般会計からの繰り出しの話も当時議論しておりましたので、そういうことも含めて、局長にお会いしていろいろ意見交換しようということでお伺いをしたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　そこで辞表を書いていただきたいという話もされましたか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　私が局長のほうにお話ししたのは、そういう人事の季節になっておりますけれども、次年度について局長のお考えをお聞かせいただきたいというような内容でございました。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　要は、部長、さっき読んでいただいた４、５、６、７、８、９、これに該当しないのにやめますかと言えるんですかあなた。さっき言ったこと

どうなの。４、５、６、７、８、９に該当する人は辞表、要するにやめていただく、どちらか。それもわからないで行ったんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　地方公営企業法の趣旨は、私も承知をしております。ただ、人事を担当しているものとしては、いろんな意味で意向を確認して、またこれを上司のほうにお伝えするということもいろんな人事関係情報交換するのは、私の職務として必要だろうというふうに考えたところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　私が言っているのは、４、５、６、７、８、９に該当して、それでどうですかというんだったらわかるんだけれども、あなたはやめますか、やめませんか。じゃ、全ての部長に聞いているんですか、答えてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　やめますか、やめませんかという、そういうお話じゃなくて、いろんな形でこれまでも企業局長等の意向確認はされておりまして、そういう意味で意向確認を今回もしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　いや、だから私が聞いているのは、ほかの部長にも同じようなことやっているんですかということですよ。何で、何で病院事業局だけにこういう介入するんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　知事部の部長というのは、基本的に知事の任免権、ストレートにこの人事権ございますのでできますけれども、特別職というのは、やはりそういう法令に基づく手続も必要でございますので、一応は意向として――意見交換は、実はその他任命権者というのは、教育長もそうですし、例えば企業局もそうですけれども、人事交流というのもございまして、いろんな形で要望をお聞きするというのは、私の立場としては当然かなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ちょっと残念だね。じゃ、企業局、内部の部長以外にはみんな聞いているのかということですよ。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　ことしは、実は私じゃなくて知事のほうから教育長も企業局長もそういうお話し合いといいますか、意見交換をしていただいております。ですから、それは毎年毎年その意向確認、もちろん総務部長という立場の人がやる場合もありますし、三役で対応することもあるというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　あなたの言っていることはよくわからない。片方には２年連続やって、ここにはやっていないってどういうことなの。片方毎年やっているじゃないかこれ。何でことしはこの教育、企業局にはやっていませんってどういうことですか、これ。答弁ちぐはぐですよ、やるならみんなやればいいじゃないの、どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　それはいろいろと、例えば１年目の方、２年目の方、３年目の方、いろいろ時期時期も考えながら、やはりその辺の意向確認はされているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　これ議場ですよ。もうちょっと親切丁寧に答えてもらえませんか。ちゃんと私質問しているんで、なぜ向こうに２回で、なぜここにはしなかったか、それを聞いているんですよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　ちょっと繰り返しの形になりますけれども、通常、総務部長というのは当然、公営企業管理者それから各部局長と次年度の予算編成、組織、人事等、いろんな形でこれまでもそういう意見交換を行ってきているということでございまして、今年度もその伊江局長の面談も１月が初めてじゃなくて昨年もそういう話し合いを、課題等について意見交換をしてきたということでございまして、定期的にそういう部局長との懇談はこれまでもやってきたところでございます。

○砂川　利勝君　議長、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時９分休憩

午後４時10分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　教育長それから町田企業局長、私が直接そういう意向確認という形はとっておりませんけれども、知事のほうでお話し合いをされております。この意向確認等含めて話し合いをされたと、今年度もやっております。そういうことでございます。

○砂川　利勝君　もう一回、ちょっと休憩。

知事のほう副知事のほう、ちょっと聞こえませんでした。知事のほうですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時10分休憩

午後４時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それは、いつやったんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　ちょっと正確に日付まではあれですが、２月に入ってから10日過ぎだったかと思いますが、そのあたりにそういう知事のほうで面談をしていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　何か苦しい答弁ですね。

もうちょっともう一回聞きたいんですが、要するに病院事業局にこれまで必要以上に介入する理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　特に介入ということではなくて、予算上も含めて繰出金の関係もございますし、いろんな形で課題を共有するということで、私は伊江局長のところにお話や面談をお願いして、これまでも意見交換をしてきたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　私が思うには、何らかのまた約束事があって、どうしてもそれを履行しなきゃいけないのかと、そういう何らかの形があるから必要以上にこんなことをやっているんじゃないかなと言われても仕方ないんですよ。だって、企業法の何の瑕疵もない方に、そんなことを聞く必要もないだろうし、本人から何かあればちゃんと出されることだと思うし、皆さんがやっていることは余りにも理解できないし、本当にこれでさっきの信頼関係、私の言っている、ぐらつかないのかなと。こんなことで県政運営、私はうまくいかないんじゃないかなというふうに思っています。私たち政治家は、知事も副知事もそうですけれども、いろんなことに批判も浴びながらでもやっぱり耐えていけるのは政治家だと思うんです。ただ、同じ職員同士で、こんなことで本当に大変じゃないのこれ、皆さんそう思わないですか。我々政治家は幾ら叱責されようが何しようが、それは当然自分の発言には責任を持たなきゃいけない。ただ、県の職員ですよ。その辺どう考えていますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　当然、職員同士、部局長、特に意思疎通を図るというのは非常に重要だということで、私はこれまでもほかの部局長も含めて、直接訪ねていってそういう意見交換を昨年からそれを心がけてきたということで、その一環として伊江局長のほうにもお邪魔をし、意見交換をさせていただきました。それもありますし、ことしに入ってからもそういう予算も含め、人事の時期でもございましたんでそれも含めて意見交換をさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　意見交換なのか恫喝なのか私にはわかりませんけれども、やはりこれだけのプレッシャーを与えられるということは大変だと思いますよ、私は。そのことをしっかりやらないで県政運営なんかうまくいくわけありません。しっかりと、やっぱり皆さんいつも言っているように、人の心とか平和主義とかいろんなこと言っていますよ。まさに、内部のまずは人の心、それすらつかめないで、私は何ができるのかなと本当に疑問に思うのは私だけじゃないと思いますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　当然、職員間、もちろん部局長もそうですが、職員の信頼関係等非常に重要だという認識で私もそのように常日ごろから心がけてきたところでございます。その一環として、やはりそれは直接お会いしていろんなお話をする機会がぜひ必要だという意識を持って、これまで総務部長としての職務を果たしてきたといいますか、そういうこと、取り組みを意識して取り組んできたということでございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　もっと透明性のある行政運営をやっていただきたいというふうに強く指摘をしておきたいなというふうに思います。

次に移ります。

八重山病院の当初予算からの増額について。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

新県立八重山病院建設工事については、債務負担行為を設定し、約100億円の予算を確保しております。しかしながら、手術室の特殊内装等の費用約12億円を平成28年９月補正で措置し、今議会においては、外構等の追加費用約20億円を予算案として提出しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　やはり昨今の経済情勢というんです

か、大変な人手不足も含めて、当初から30億、約３分の１の増額になったということで大変な御苦労があるのかなというふうに思っております。また、企業債で多分返済されていくかと思いますが、これだけの膨大な数字を返済していくのにはまた並々ならぬ努力等を含めて必要かなというふうに思っています。来年度、完成だというふうに思いますが、ぜひ立派なものを完成させていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

医療機器等の予算の確保は、どうなされていますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

新県立八重山病院の医療機器等の購入経費については、コンピューター断層撮影装置などを含めた約14億円を、今議会の当初予算案として提出しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ最新鋭の医療機器を導入していただいて、やはり住民の安心・安全に応えていただきたいなというふうに思っております。

次に、高圧酸素療法装置の設置・継続についての考え方です。

これまで八重山病院にも配置をされておりました。当然なかったときは、自衛隊のヘリ機で那覇まで運んできたということで、本当にこれは一刻を争うようなものであります。今回、この件に関して、どのようになされていくのか答弁を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

高圧酸素療法装置については、八重山圏域内に設置が必要なものと認識していることから、更新を含め、関係機関と調整しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　基本これは、幾らぐらいの予算ですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

約4500万円と。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　今、八重山のほうにはダイビングの観光客約10万人来ています。もちろん漁業者のほうへ500名程度はいると思うんですが、もちろんこれ観光の観点からもどうしても必要だというふうに私は思っております。もちろん、病院事業局だけでできればいいんですが、もし予算がなければ、文化観光スポーツ部、観光の観点からいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

本県には、年間を通じて国内外からもダイビング目的で多くの観光客が訪れます。県の推計では、大体、県トータルで約60万人ぐらいがダイビングを体験しているのではないかというふうに統計まとめておりますが、そのダイビングを行った際に減圧症になる場合があると。その減圧症の治療方法がこの高圧酸素治療ということでございます。

ダイビングの安全・安心を図る観点から、当部ではダイビング安全対策ガイドなどを作成して、減圧症に対する理解、周知、予防法等々、そういったことなどを今般呼びかけを行っているところでございます。

高圧酸素療法装置の設置等については、現在、病院事業局のほうで関係機関と調整されているということのようでございますので、その状況をまず注視していきたいなと考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひ、予算がなければ文化観光スポーツ部からも何らかの対処もしてもらいたいなという要望をしておきたいなと思います。そしてまた、管轄は浦崎副知事ですので、この件に関して所見を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

私は、八重山病院は大分前からかかわっておりまして、かつては砂川議員も御存じでしょうけれども、特殊な漁法があって、ほとんど漁民でした。現在のところその漁法はもうやられておりませんで、ほとんどスキューバダイビングの方々で毎年平均して７人ぐらいいるので、やはりこれが発生しますと、どうしても昔は夜間でもヘリ搬送というふうな形になっております。できるだけそういう危険な状況は避けたいというふうに私は思っておりますので、関係機関ともぜひ協力して設置の方向で考えていきたいというように思っています。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ぜひよろしくお願いします。

あと、不発弾の調査費、これはどこが負担されていますか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

新県立八重山病院整備事業の不発弾磁気探査においては、追加の磁気探査が必要となっていることから、国庫補助金の活用とか関係部局と調整しておりますという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　今年度予算計上されていますか。
○議長（新里米吉君）　病院事業局長。
○病院事業局長（伊江朝次君）　今年度も建物の周囲とか計上しております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　私は何が言いたいかというと、要するに病院の企業債でやるんじゃなくて、しっかりと危機管理室ですか、そちらのほうから予算いただいてやるべきだというふうに思いますがどうですか。
○議長（新里米吉君）　病院事業局長。
○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。
　次年度、いわゆる駐車場部分、そこの磁気探査に関しては、国庫の補助事業でやれるような話の方向で今進んでいると思います。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　予算ですから、総務部長、そのとおりでよろしいですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　磁気探査の件なんですが、伊江局長からもございましたけれども、一定範囲でやはり知事公室としてできるものはやっていきたいということで、調整は行ってきたところでございます。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　それでは、次に移ります。
　まず、竹富町の農業集落排水、これ今計画されている島、どこがあるのか説明してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　竹富町の農業集落排水事業につきましては、平成28年度に改定されました沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016におきまして、既に整備されております波照間島を除きまして、西表島、小浜島、黒島の３島で事業を導入する予定となっております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これは、西表島は、東部、西部ありますが、この辺の順番等も決まっていますか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　西表島については、上原地区を今調査計画中でございます。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これは、調査に入られているという答弁でしたが、どのようなスケジュールになっているのか、答弁してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　上原地区の概要につきましては、北西部のほうに位置しております住吉、浦内、中野、上原、船浦、５集落を今構成を予定しております。その概要につきましては、計画人口にしまして1560人、受益戸数にしまして590戸、それで主要工事の中につきましては、処理施設、管路施設などで総事業費25億2000万、これは想定ですけれども、今計画しております。事業期間、工期につきましては、８年間ということで今やっておりますけれども、ただ、今調査の段階で２つほど課題がありまして、上原地区の中で接続同意の収得で平成29年２月時点で35％というふうな、ちょっと同意の率が低い課題があります。それと、先ほど説明したように、各集落のほうで距離が離れている関係、管路延長の増などで圧送ポンプの施設規模が場合によっては大きくなるというようなところがありますので、この辺について竹富町、関係機関のほうと調整しながら事業導入に向けて調整していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　竹富町は、やはり自然文化遺産登録を目指しております。当然ながらこの景観を含めた環境面は本当に大事なポイントになるんじゃないかなというふうに思っています。恐らく、収支的にも大変なところがあるのかなと、費用対効果も含めてあるかとは思いますが、ただそういう条件をクリアしないことには、多分そこまでも世界遺産登録に向けて、やっぱり大変な課題になるのかなというふうにも思っております。ぜひとも、竹富町と協力しながら、西表が終われば小浜、黒島、随時やられるんですか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　先ほど説明したように、ちゅら水プランのほうでそれぞれ位置づけされております。小浜島、黒島、先ほど西表島の上原のほかに大原、祖納、白浜ということで、年次的に長期的な計画をしておりますので、先ほどのそれぞれの地域の実態の課題等含めて、竹富町役場等関係機関のほうと連携をとりながら円滑に進めていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひよろしくお願いいたします。
　次に、小浜島のハイインダ地区の土地改良事業、これは今遊休地になっていると思います。県として、この土地改良事業に取り組む方向性でいるのか、答弁を求めます。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

竹富町の小浜島のハイインダ地区につきましては、過去、今までについては、水田として利用されていた農地でありますけれども、その結果、区画が不整形になっております。県では、竹富町を事業主体とした区画整理、客土の事業化に向けて、平成29年度から調査設計事業を導入する予定としておりますので、その辺について、関係機関、竹富町、あるいは受益地域の方々と早期導入に向けて調整していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この面積は、どれぐらいあるんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

今、ハイインダ地区の概要につきましては、事業名にしまして、農業基盤整備促進事業、事業実施主体については竹富町、受益地域の面積については20ヘクタール、総事業費につきまして今６億を計画しております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　小浜島、製糖工場も整備されていますので、遊休地の解消にぜひ努めていただきたいというふうに思います。

次に、与那国島の土地改良、島仲地区の土地改良の現状をちょっと説明してください。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

与那国町の島仲地区についてお答えいたします。

県営農地整備事業島仲地区につきましては、平成26年度より着手し、現在、次年度以降の工事に向けた不発弾探査を実施しているほか、文化財発掘調査に向けた関係機関との協議を行っております。ただ、工事着手に当たりましては、文化財発掘調査のコスト、調査人員の確保等が課題となっておりまして、現在、県文化財課や与那国町等の関係機関と連携を図りながら対応を検討しているところであります。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この26年度の事業採択なんですね。本来ならもう工事を着工していてもおかしくないというふうに思います。ただ、文化財発掘をしなきゃいけないということでありますが、この辺の文化財発掘の関係者等とどのような調整がなされていますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　文化財の内容につきましては、実は平成11年から13年度にかけまして、与那国町教育委員会が実施されておりました。ただ、こちらのほうの実施につきましては、遺跡分布調査、あるいは集落の痕跡のほか、磁器等の出土遺物が中心にされておりましたので、今回、土地改良を入れる全体的な調査がされてないというようなことで、県の文化財課と与那国町の教育委員会とか関係機関のほうで調査の内容、あるいは経費のところを具体的にちょっと今３月を含めて調整していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　この文化財発掘予算は、どちらが負担するんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　文化財発掘の調査については、うちの文化財保護法の一部改正に関する覚書ということで農林省、文化庁との間で交わされておりまして、こちらについては、当然、農林省、農村基盤整備促進事業においては、この事業で対応していくというようなことになっております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　それでは、県というか農林省が全て負担しますという理解でよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林省事業自治体のほうでこの事業で対応していきたいというふうに考えておりますけれども、ただ面積が今50ヘクタールを予定しておりますので、単にその面積分を足していくと事業負担は当然重なっていきますので、この辺の部分のコスト削減等のあり方も検討して、実施に向けて調整していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。

○砂川　利勝君　ちょっと私のほうへの説明では、文化財課のほうでも盛り土のできる箇所は盛り土したいという、負担軽減図りたいという、そしてまた期間短縮も含めてという話がありましたが、そのとおりですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　議員がおっしゃるとおり、地域のほうの実態、いわゆる発掘調査等の現状も踏まえて、いかにコスト削減するかということで、３月早々に地域のほうで関係機関と調整し、発掘調査のあり方等も含めて、当然、盛り土等含めて、どういう形ができるのかどうか、全体的な調査そのものが出てきたときに、ある程度のやり方、方針は出てくるのかなと思っております。その辺含めて、実態に合わせたようなコスト削減の方向で調整させていただきたい

なというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　事業導入されてから数年たっていますので、一日も早い着工をして、やっぱり受益者に還元していく、その体制を早目にとっていただくよう期待をいたします。
　次に、石垣島のゴルフ場の建設について、今現在、石垣市にはチャンピオンコースがありません。観光客が124万人、昨年度は来ていただきました。多分ゴルフ場があれば、冬場の期間の観光増になると思います。それをやれば大体140万から150万の域に達するんじゃないかと言われております。多分、昨年、浦崎副知事のほうに要請があったと思いますが、そのときいろいろ副知事からも答えていただきました。感想をひとつよろしくお願いします。
○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　おっしゃるように、昨年要請を受けました。そして、市長を初め皆さんからいろんなお話をお伺いしましたけれども、石垣の観光を充実させていくための一つとして、ゴルフ場が必要であるということで、いろいろ問題ありますけれども、その解決のために沖縄県に協力願いがありましたので、これは進めていこうということで思っております。
　以上です。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひよろしくお願いします。
　今、環境、大きな手続、農振除外等そういうのまではまだちゃんといっていないと思うんですが、ただ、これから多分そういう手続関係いろいろ出てくるかなというふうに思っております。
　ゴルフは、やっぱりオリンピックの競技でもあり、そしてまたスポーツ関連、健康増進を含めて、あって損するものではないなというふうに思っております。観光にもそしてまた、そういった観点からでも、ぜひ必要なものだというふうに思いますが、文化観光スポーツ部長、この辺も含めてどのように考えているか答弁してください。
○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。
○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。
　石垣島において、ゴルフ場などの観光施設の充実が図られることは、年間を通した安定的な観光誘客にもつながりますし、リピーターの獲得とか、さらには観光消費額の向上とか、そういったところにも貢献するものと考えています。県では、世界水準の観光・リゾート地の形成を図るため、観光地形成促進地域制度などを活用しながら、石垣島を含む県内全域を対象に、そういった施設の民間投資の促進に取り組んでいるところでございます。
　県としては、地元の意向や開発に係る手続の状況等を見ながら、事業者に対してこの税制優遇制度の活用を促すことなどにより、適宜可能な支援を行っていきたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　地元では、2020年オープンしたいという、いろんなお話もあります。ゴルフ協会含めてそういう方向性も持っていますので、農振除外、環境アセス等、さまざまな県の協力がなければできない点が多々あるかなというふうに思いますので、ぜひまたその点も含めて、御協力をしていただければというふうに思っております。
　最後に、新年度の予算についてです。
　前年度より一括交付金が250億程度減額をされております。この影響は、どのようになっているのか、答弁してください。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。
　平成29年度当初予算の編成に当たりましては、一括交付金事業の進捗状況、それから予算の執行実績が、より的確に予算に反映されるように、編成方法の見直しを図りました。御指摘のように、予算総額は減となりましたが、予算の実効性と効率性を高める観点から、事業の必要性や優先度を勘案し、スケジュールを調整するなどして、編成したところでございまして、減額の影響は最小限にとどめられたものと考えております。
　今後とも、沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に影響が生じないように取り組んでまいりたいと考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　250億円減ったということで、多分、地方が相当影響が出るんじゃないかなと。また今進めている事業が、今言っているように期間の調整という話をされていますが、これは、例えば八重山においてはどのような影響がありますか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　済みません。地域ごとの影響までちょっと今、情報として手元にございません。申しわけございません。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　やっぱり質問、私たちやるんですよ。聞き取りにも来ないんですよ。それで答えられま

せんと言えないんじゃないですか。答えてください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後４時40分休憩
午後４時41分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
砂川利勝君。
○砂川　利勝君　私が危惧しているのは、新石垣空港からのアクセス道路、これが予定どおりいくのかなというふうにちょっと心配していますがどうですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
新石垣空港のアクセス道路については、重点的に予算は配分しております。ただ一方で、今、文化財指定、石垣市のほうでいろいろ議論がされているということがありますので、その辺の状況を注視しながら執行に努めていきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　これじゃ予算は全く心配ないって捉え方でよろしいんですよね。それとケツは決まっていますから、それに間に合うという捉え方でよろしいですか。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　はい、間に合わせるように今のところ配分しているところでございます。
○議長（新里米吉君）　砂川利勝君。
○砂川　利勝君　ぜひ、今一番の課題はアクセス道路が一日も早く開通してほしいという願いが、我々の地元でありますので、今明言をしましたので、必ず実現してください。ひとつよろしくお願いします。
以上、終わります。
○議長（新里米吉君）　又吉清義君。
〔又吉清義君登壇〕
○又吉　清義君　皆さん、今議長から一般質問のお許しがありましたので、通告に従って始めていきたいと思います。
沖縄・自民党、又吉清義です。
今回、執行部の皆さん、私のほうは人事問題余り取り上げてありませんので、総務の皆さん、また一安心するかと思っておるんですが、安心はしないでくださいよ。全く別な分野のものを取り上げてあるということを、また厳しく迫りますので、ひとつ誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。
まず、基地行政について。
(1)、返還された西普天間住宅地区について。
ア、知事は新年度の施政方針にて、医療特区に向けた取り組みを推進していくとありますが、具体的に何をどのように取り組み、計画をしているのか伺います。
(2)、普天間飛行場問題並びに沖縄の基地問題解決に向けたこれまでの普天間飛行場負担軽減推進会議の取り組みについて伺います。
(3)、辺野古埋立承認に対する取り消し訴訟は去年の12月末、翁長知事は敗訴をしました。これまでに支払われた争訟等の費用、訴訟以外の弁護士委託料、旅費、その他もろもろの経費は総額でどのぐらいの金額になりますか。
(4)、民間から訴えられた海岸防災課の争訟等の費用についても訴訟の弁護士委託料、その他はどのようになっているか。
(5)、敗訴したにもかかわらず県民の税金で賄われた金額は幾らか、費用の財源内訳の明確な説明を伺う。
(6)、これまで埋立承認に瑕疵があるとして開催されてきた第三者委員会に支払われた費用について伺います。
(7)、埋立承認に何ら瑕疵はなく、無駄な時間と県民の大切な税金が政治闘争に投資されたものと解するが、知事はどのようにその責任を感じておられるか伺います。
(8)、反対運動の活動をしている中に、５万円の支援金をいただく募集で派遣されている多くの県外出身の方々がいる現状について、本来の平和運動のあり方とはかけ離れた姿と解するが知事はどのように御理解しておられるか伺います。
２、交通事故に関する和解等に係る専決処分のあり方について。
(1)、2016年、2017年に議会に提出された交通事故に関する専決処分は全部で何件あるか。そのうち事故から３カ月後に取り扱われたのは何件ありますか。
(2)、専決処分の趣旨、目的はどのようなものであり、その経緯について伺います。
(3)、これまで提出された交通事故に関する専決処分のあり方は大半がどのように取り扱われてきたか。2016年、2017年に取り扱われた件数のうち１年以上も先送りされた件数は何件か伺います。
３、翁長県政の人事のあり方について。
(1)、１月23日に急遽辞職を発表した安慶田前副知事の真相解明に向けての知事の取り組み姿勢を伺います。
(2)、任命責任者としてどのような責任、対応であるべきか伺います。
４番は取り下げます。
５番、破壊活動防止法について。
(1)、趣旨、目的はどのような法律か伺います。

(2)、対象となる団体には、どのような団体が含まれるか。

６は、取り下げます。

次、我が党の代表質問に関連してなんですが、まず、山川典二議員の２番目、普天間飛行場移設問題関係についてであります。

(3)の国は、知事が埋立承認取り消し処分を取り消したことを受け、中断していた辺野古移設に伴う辺野古崎の埋立工事の関連作業を開始した。普天間飛行場の早期返還の観点から、早期完了を目指すべきであると考えるが、知事の見解を伺いますということで、知事は、これを早期返還に向けて、この普天間飛行場問題、いつまでに解決する目標であるか、それを具体的にお願いいたします。

もう一点目は、新垣新議員の沖縄振興の推進について、県経済の自立に向けてであります。

米軍基地が市街地を分断する形で存在していることから、計画的な都市づくり等に支障があったのは事実であるが、知事の言う基地の存在が県経済の最大の阻害要因であるとは、復帰後、３次30年の沖縄振興開発計画、民間主導の自立型経済の構築を目指した沖縄振興計画もその阻害要因の範疇に入るとの前提で発言しているということであります。その中で、答弁のほうで、県民総生産のうちの基地経済は、わずか５％の経済効果しかないというふうに御答弁をなさっております。この５％の経済効果ということについて、どのように解釈をしているか、伺います。

以上、皆様方のまた御答弁により、再質問をしていきます。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　又吉清義議員の御質問にお答えいたします。

大きな３番目の翁長県政の人事のあり方についてに関する御質問の中の、前副知事に対する任命責任についてお答えをいたします。

今回、このような事態に至ったことは、大変残念であり、県民に不安・不信を抱かせたこと、そして県政に混乱をもたらしたことについては、知事として責任を痛感しているところであります。今回の事態を重く受けとめ、今後は、二度とこのようなことが起こらないような仕組みづくりを行うことが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　基地行政についての御質問の中の、国際医療拠点形成の取り組みについてお答えいたします。

西普天間住宅地区跡地における国際医療拠点構想の具体化に向けては、関係府省、沖縄県、宜野湾市、琉球大学、市地主会等で構成する国際医療拠点協議会において、検討が進められているところであります。平成27年12月に策定された国際医療拠点構想の検討の方向性においては、琉大医学部及び同附属病院の移設、産学官の連携、沖縄バイオバンク構想等の検討の方向性が示されております。今年度は、これらの検討に加えて、医師の養成・確保や救急医療体制の充実など、地域医療水準の向上に向けた検討もなされているところであります。

沖縄県としましては、跡地利用の先行モデルとして、引き続き、国、宜野湾市、琉球大学等の関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、県経済における基地経済の評価についてお答えいたします。

基地関連収入の県経済に占める割合は、昭和47年度の15.5％に対して、平成26年度は5.7％であり、その比重は大幅に低下し、基地関連収入が県経済に与える影響は限定的なものとなってきております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地行政についての御質問の中の、普天間飛行場負担軽減推進会議についてお答えいたします。

普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去は、県政の最重要課題であります。特に５年以内運用停止については大変重要であるとして、昨年７月21日に再開された普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の５年以内運用停止などの実現を求めたところであり、同年８月31日に開催された同作業部会においても、残り約２年となった５年以内運用停止の具体的な作業スケジュールを日米両政府において作成するよう求めたところであります。

県としましては、今後も引き続き同会議及び作業部会において普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、一連の争訟に係る費用についての御質問にお答えします。１の(3)及び１の(5)は関連いたしますので一括してお答えします。

平成27年度に支出した争訟に係る費用の総額は、5994万9797円となっております。平成28年度につきましては、１月末時点で2635万7161円となっており、総額8630万6958円となります。これらの費用は全て一般財源から支出しております。

次に、新基地建設に反対することについてお答えいたします。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。不作為の違法確認訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですが、一連の選挙において明確に示された県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは到底容認できるものではありません。今後も、県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないこととの公約の実現に向けて取り組むことが責任を果たすことだと考えております。

次に、反対運動についての御質問にお答えします。

県は、反対運動について関与する立場になく、そのような状況は把握してございません。

次に、我が党の代表質問との関連についての中で、普天間飛行場の早期返還のための策についてお答えいたします。

県としましては、５年以内運用停止について大変重要であるとして、昨年７月21日に再開された普天間飛行場負担軽減推進会議において、同飛行場の５年以内運用停止等の実現を求めたところであります。去る２月３日に佐喜眞宜野湾市長から、同会議及び作業部会の早期開催について要請を受けており、普天間飛行場の５年以内運用停止等について、宜野湾市と一体となって政府に対しその実現を強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　基地行政についての御質問の中の、承認取り消しに係る住民訴訟等の費用についての御質問にお答えいたします。

県が被告となった訴訟の弁護士委託料として、土木建築部は、承認処分取消・執行停止訴訟について、747万2726円、承認取消処分無効確認訴訟について、405万円の合計1152万2726円を支出しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　基地行政についての御質問の中で、第三者委員会に係る費用についてお答えをいたします。

平成26年１月に設置した第三者委員会については、計13回の委員会に準備会合や現場視察も含め、委員謝金、費用弁償、筆耕翻訳料など合計168万103円を支出しております。

次に、交通事故に関する和解等に係る専決処分のあり方についての御質問の中で、報告した専決処分の件数についてお答えをいたします。

議会に報告した交通事故に関する和解等に係る専決処分の件数は、平成28年が63件、平成29年が５件となっております。そのうち、事故発生から専決処分まで３カ月以上要しているものは、平成28年58件、平成29年３件となっております。

次に、専決処分の趣旨及び目的についてお答えをいたします。

交通事故に関する和解等の決定については、平成23年11月に知事から議長へ専決処分事項として指定するよう要望しております。その後、当時の議会運営委員会所属議員等から、行政執行の迅速化及び議会審議の効率化等を図る観点から議員提出議案として提案され、平成23年11月定例会において専決事項として指定されたものであります。

次に、専決処分のあり方及び１年以上経過した件数についてお答えをいたします。

専決処分の対象となる交通事故については、相手方へ早期に賠償するため、原則として事故発生後、加入している保険で賠償金を支払い、その後、地方自治法の規定等に基づき専決処分を行っております。相手方からの書類の提出遅延等により、事故発生から専決処分までに１年以上経過した件数は、平成28年15件、平成29年１件となっております。

次に、翁長県政の人事のあり方についての御質問の中で、前副知事問題に係る取り組みについてお答えをいたします。

現在、前副知事は教員採用試験に関する働きかけを一貫して否定し、教育庁人事については、関係者からの推薦や要望をお伝えしていたと述べております。一方で、前教育長は教員採用試験に関する働きかけや教育長人事に関する指示はあったと主張しております。また、この件に関しては、前副知事からの訴訟が提起されているところであります。

県としては、県民の信頼確保のためには事実関係を明らかにする必要があると考えており、事実関係を解明するための調査及びいわゆる口ききの徹底した防止策を講ずるため、外部識者による調査委員会の設置も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　破壊活動防止法に関する御質問の中で、５の(1)と(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

破壊活動防止法に関しましては、警察が所管する法律ではございませんので、県警察が答弁する立場にはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　１つです。

返還された西普天間住宅地域について、今、先行モデル地区として連携して取り組んでいくという御答弁がございましたが、具体的にこれからどのような取り組みをしていくのか。これまでどのぐらい、何回くらい宜野湾市なり、琉大附属病院なり、お互い会議を重ねてきたか、その点についてもう少しだけ御説明をしていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　西普天間住宅跡地の協議については、まずその協議会、先ほど説明しました、国、県、琉球大学、そして宜野湾市、地主会とその協議会を年に４回ほど開催しております。そして、それ以外にも当然、私どものところにも担当がおりますので、随時、宜野湾市に通っていろんな調整をして今進めているところです。

そういう中において、特に緊急の課題として、従来の用地確保の件もありますので、今回、県のほうから土地開発公社を通して、職員を増員して、また、そういったものにも協力するという形で今進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　１つのやはりモデル地域として進めているので、ぜひ連携して進めていただきたいと、切にこちらからもお願いしておきます。

どうも、なかなか、県と連携して進んでいるのかなと。お互い県のほうも仲井眞県政のときはあれほど進めていくと、県民の命を守り国際医療拠点として目指していたのが、いつの間にかどうもトーンが下がっているのではないのかなという感じがするものですからお聞きいたします。確実に、今進めていく方向で取り組んでいるというふうに理解してよろしいわけですね。

確認いたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　着実に今、まさに表に華々しく出ないのは、実務段階で着実に進めているという段階でございまして、国も内閣府を初めちゃんと協議しながら進められているという段階です。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長を信じております。普天間高校の問題等もいつまたころっと変わったかわからないような現状もあるものですから、あえて確認しております。

次、２番目に移らせていただきます。

先ほどの(2)、この普天間飛行場の負担軽減推進会議について、やはり県政の最重要課題であると、早急な返還、危険性の除去だということなんですが、非常に私はそこで疑問があるのが、この佐喜眞市長の琉球新報２月17日のほうにも載っております。５年以内の運用停止を求めていくのに、やはり県のほうも責任があるのではないのかと。要するに、これまで負担軽減推進会議、２年間も開かれていないんですよ。そういう現状の中で、本当にやる気はあるのかということが非常に懸念されるわけでございます。お互い辺野古問題をきっちりすることによって、この５年以内の運用停止状態もできるのは、これは私はセットだと思っております。ですから、そこに関して、知事は本当に負担軽減に向けては、しっかりと取り組んでいくという決意は本物であるのか。２年ぶりに開催されたということで、２年間も取り上げてこなかった理由がまず何であったのか、今後しっかりと取り組んでいくのか、この２点についてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県政かわりまして、なかなか政府のほうとの、いろいろ面談等がかなわなかった時期はあったと思います。ただ、一方で佐喜眞市長から、今議員からもありましたように、やはり一日も早い普天間飛行場の危険性の除去という観点から要請を受けました。県としましても先ほども答弁いたしましたけれども、最重要課題だというふうに認識してございまして、若干時間はかかりましたけれども再開されたところでございます。２月３日にも浦崎副知事のほうに要請がございまして、それに対してしっかり対応しますというような答弁もいたしております。そしてまた、日曜日、昨日ですか、岸田外務大臣がいらしたときにもしっかり県のほうからこの普天間飛行場の負担軽減推進会議の開催を求めているところでございます。

県として、しっかりと宜野湾市とも連携しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　再度申し上げます。

県政の重要課題、危険性の除去は本当に真剣に取り組むのであれば、国がどうのこうの言う前に、みずから取り組むべき姿勢が当然だと解しているものですから、それを２年間もこのように空白にしておいて、５年以内の運用停止ができないのは国の責任だということは私は筋違いだと思います。この辺は県もぜひやるべきだというふうに、私は認識しております。

次に、(3)番目の埋立取り消し訴訟の費用についてなんですが、具体的に今この民間、そして国とやった裁判費用の中、金額にして約9000万近くもります。この費用です。（資料を掲示）　トータルいたしますと、約9787万2900円余りも一般会計から支出されております。

その中で、あえて皆様方にお伺いいたします。本当に、弁護士への委託料は幾らだったのか、弁護士の旅費等は幾らだったのか。そういったのはトータルでせめてこの２点について、我々の大切な税金から支払われた弁護士委託料、旅費等大まかなものでよろしいです。これはトータルで一体全体幾らかかったのか、もう一度御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

平成27年と平成28年の合計でございます。委託料が、弁護士のほうにはちょっと細かい部分があるんですが、法律相談とか審査請求などのいわゆる訴訟以外のものがございます。それと訴訟について、訴訟のほうも代執行訴訟、抗告訴訟、取り消し関与訴訟で不作為の違法確認訴訟とありますけれども、そのトータルで委託料が7245万7059円となってございます。

旅費のほうでございますが、トータルで970万5450円となってございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今、お互い先ほど我が党の議員からも言われておりますこの裁判、敗訴をするのではないかという中でもあえて県民の税金をこんなに使って裁判をした。弁護士委託料だけで約7200万、そして弁護士の旅費だけで約970万、この弁護士の旅費が970万というところが、いまいち理解できないんですが、なぜこれはこんなに出ないといけないのか、ちょっと御説明お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

県は、７名の弁護士をお願いしております。国地方係争処理委員会も２度ほど開催されておりますし、また、最高裁への上告の際の旅費等もございます。そういったものをもろもろ含めてその金額になったということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　最高裁で旅費が出たのは、要するに福岡に行ったものかと思います。これ、ほとんどこの弁護士委託料というのは、弁護士さんは県内の方ですか、県外の方なんですか、どちらの方なんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　弁護士は、県内でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　じゃ、県内の方でこのぐらい、1000万近くの旅費がかかったということなんですが、あと一点お伺いいたします。知事のほうで、今度は民間から訴えられている裁判については、これについては何といいますか、土木建築部の海岸防災課のほうで約1000万余りの支払いがされております。この中で、弁護費用が出てないということに関してはなぜなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　今の御質問は、知事個人への訴えに対しての費用が県が支出していないことについてという理解でよろしいですか。

あくまでも沖縄県が今回支出したものは、行政庁としての沖縄県が被告となった分でございます。この中で、土木建築部は承認処分取り消し執行停止訴訟について747万2726円、承認取り消し処分無効確認訴訟について405万円、合計1152万2726円を支出したというものでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　県と翁長知事個人で訴えられて、翁長知事個人で訴えられたらもちろん県が持つべきではないですが、本当に知事、一体全体このもし翁長知事個人も入れたら。この弁護士費用を先ほどの国と県のやりとりでは、約7900万余りも出ております。本当に弁護費用というのは、知事みずから負担した額というのは、やはり本当にあるのかないのかですね。その点について、もし金額等も幾ら負担しているのか、県と一緒なのかそれについてもし知事、御答弁できるのだったらお願いいたします。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時13分休憩

午後５時14分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　質問の御趣旨は、知事が個人として訴えられている分についてはどうかということですが、これにつきましては、知事公室、そして土木建築部、今、把握してございません。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　ぜひ把握をして、やはり知事もみずから訴えられるからには、みずからもこのように責任をとる。この中で、やはりちょっとお聞きしたいんですが、この弁護費用で、お互いの県民の税金で9782万余りも支払いをされております。裁判は負けました。そして、その点につきまして、訴えた県並びに知事として、果たしてそれで許されるものであるかどうか。私は、何の謝罪も聞いたこともありません。

それについて、知事はどのような見解をお持ちなのか、ぜひお聞きしたいなということでお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　弁護士費用は、個人負担でやっています。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

御質問の趣旨は、いわゆる行政官の長たる知事が応訴した訴訟費用等についてどう考えているかという趣旨の御質問だと思います。

知事は、辺野古に新基地をつくらせないということを公約に掲げまして、取り組んでおられます。この間は、不作為の違法確認訴訟等を含めて、４件の訴訟等があったわけでございます。残念ながら結果として、県は敗訴したわけですけれども、さまざまな場面で示された民意を無視した形での、そういった結果については、県は容認できるものではないということで、今後も沖縄県の有するあらゆる手法を用いて辺野古に新基地をつくらせないという公約の実現に向けて取り組みますことが知事としてのいわゆる責任だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　そういうことじゃなくて、皆さんは、辺野古の整理縮小・統合の基地をつくらさないということで勝てるという仮定のもとに裁判をしたかったわけですよ。そのために使われた我が沖縄県民の血税は約9700万ですよと。それについて皆さん、敗訴したけれども何の謝罪もないんですかと。私は理解できません。（発言する者あり）　今クレームが……。皆さん、私がきょうなぜこの写真を持ってきているかわかりますか。（資料を掲示）　皆さんの税金で支払われたのが9700万です。これは、ヘリパッド近くのＮ１ゲートの150メートル近くです。このように崩壊し始めて２年間です。２年間です。村民の命を守らない、住民の生活は守らない。皆さんは自分のイデオロギーの裁判闘争して9700万も使っていると。私はそういうお金があれば、こういうのも早急にやるべきだと思いますよ。皆さん、見てください。これが現状ですよ。反対運動をしているＮ１ゲートの近くですよ。そして、なおかつそこに参加をしている多くの方々からこんなことを何の通報もないですよ。何の通報もないですよ。これが、やがて、道路を遮断すると、皆さん、安波とか楚洲とか完全に陸の孤島化しますよ。西海岸からしか回れないんですよ。こういう現状を２年間もほったらかしていいのかということを、私は改めて聞いている。だから皆さん、9700万も使ってこんなことが許されていいのかということで、聞いているわけです。

ですから、ぜひ、皆さんとしてはその辺の責任をとるべきものだと思いますが、それはそれで全く別問題なんですか。本当に、こういうふうに今やがてこれが道路が崩壊すると陸の孤島になりますよ､陸の孤島に。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　又吉議員の再質問にお答えいたします。

私は、２年ちょっと前に、新辺野古基地はつくらせないという大きな公約を掲げて、御承知のような形で当選をいたしました。県民は、それを後押しして、必ずこれから未来、将来に向かって頑張れよというのが、あの選挙の結果だったというふうに思っております。そういう中で、いろいろ裁判等もございました。ですから、この件につきましては、私は、多くの県民から御理解をいただいているものだと思います。

この写真も大変心の痛む話でありますが、県政ですね、子供のこともお年寄りのことも大変お金をかけなきゃいかぬものがたくさんございます。そういうものも大変大切でありますので、私どもとすれば精いっぱいやっているわけでありますが、この新辺野古基地のものは、これは県民に一番の大きな公約として当選させていただいたことでありますから、このことを遂行するということについて、御理解はいただいているものだというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　御理解いただけたら、別にこれ知事の政治スタンスだからよろしいですよ。反対運動をしている方々がこういうふうに交通遮断するおかげで、県としても２年間もさわれない。なお一層ひどくなる

一方だということをあえて訴えたいわけです。本来ならば、もっと手を打てば、このように土砂崩れ、崩壊はないですよと。すぐ近くですよ、すぐ近く。そこは、だから皆さん、知事として反対運動をする中で、こういったものをないがしろにしていいかということを私は言いたいわけです。ないがしろにしていいですかと。２年間もですよ、２年間も。私は心痛くないというのがちょっと理解できませんが、反対運動させればこういうのも別に見なくていいんだというのは、私は理解できないですね。

そこでもう一つお伺いいたします。

先ほど、この反対運動している活動家の中に、５万円の支援金をいただいて来ている方というのが、私も信じられませんでした。皆さん、そういった状況は全く把握しておりませんか、もう一度改めてお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

いろんな情報等は飛んでおりますけれども、私どもはそういった行動をする方々のことを確認するというような立場にはございません。そういった趣旨での答弁でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　こういうのは前から取り上げていますが、改めてびっくりしたのは、こういう資料が出てきたからびっくりしているんです。この人のユーチューブ――ユーチューブじゃないですね、動画を見てみると本当にもうびっくり仰天ですよ。往復の飛行機代相当５万円を支援します、あとは自力で頑張ってくださいということで高江ナイチャー大作戦、全員集合ということで、そういう会議を持つ中でいろいろな方々が、そういうふうに集まって県内にそういった反対運動する方を送り出している。これがただ送り出しているだけじゃないです。もちろん、観光立県で観光客もふえたでしょう、こういう方々も多く来てですね。

そして、その中でとても許せないのが２つあるんですよ、許せないのが。65歳以上の方を募集してくるというのが、本当に情けない。なぜ、65歳以上か。これ理由もまた非常におもしろい。皆さんは何をしようと警察は一切対応することはあり得ませんから、心配しないで嫌がらせをしてこいということで、行かせるんですよ、皆さん。だから、５万円上げて行ってきなさいと。これは、本当の平和運動の反対運動ですかと。私は違うと思いますよ、私は違うと思う。そういうのを知事も、そういうのを本当に、こういうのが実際本当に行われているものです。であるんだったら、私は、本当に反対運動というのは何のためにするのか、嫌がらせのためにするのか。65歳以上にこういうふうに呼びかけること自体、私は、人間としてこれでいいのかということであえて聞いておりますが、差し上げますから、ちょっと議長休憩してください。

（発言する者あり）

いいよ。次進みましょう。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。（発言する者あり）

○又吉　清義君　こういうのは、何もうそは一つもありません。心配しないでください。見たい人は自分で見てください。

次に、先ほどの専決処分についてなんですが、もう一回、部長教えますよ。専決処分の趣旨、目的は、もう一度何のために行うんですか。ああいう答弁でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　専決処分の趣旨、目的についてお答えをいたします。

これにつきましては、行政執行の迅速化及び議会審議の効率化等を図る観点から、議員のほうで提案して23年11月に指定をされたということでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　行政処分の迅速化ということですが、皆さん、迅速化になっておりますか。１年以上の前のものも来る、３カ月以内に来るのはほとんどないですよ。６カ月後にしか来ないと。

もう一つ、なぜ専決処分するか、大きな理由は何ですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

専決処分、これは地方自治法に基づきまして、地方公共団体のこの議会の権限に属する軽微な事項について、議決によって指定したものは、長において専決処分ができるということで、今回も議会のほうでそういう議案を提出していただいて、議決を経て指定していただいたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、本当に専決処分はこの程度の答弁でいいんですか。何で交通事故というのが１つわざわざ入っていますか。お答えください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時26分休憩

午後５時26分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　改めて専決処分の趣旨等について御説明をいたします。

これにつきましては、先ほど答弁しましたように、平成23年12月15日に、議会のほうで議案として、議員のほうで提出していただいておりますが、その理由として、行政執行の迅速化、そして議会審議の効率化等を図る観点から地方自治法第180条第１項の規定により、知事の専決処分事項として指定するためということで、当時の提出議案の理由として記載されているところでございます。

○又吉　清義君　議長、休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時27分休憩

午後５時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

専決処分まで時間がかかっている理由ということでございますが、この交通事故の和解に当たって、車両の所有者と使用者が異なる場合があることや近隣の修理工場で対応できないなどの事情によりまして、事故発生から専決処分まで時間を要しているような事例がございます。そういうことで、今後、そういうことがないよう、専決処分の期間を可能な限り短縮できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　今の事例で行われた専決処分、部長が言ったケースで何件あるんですか。これに該当する、今の部長の答弁に該当する専決処分は何件あるんですか。60だったとか言っておりますが。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時29分休憩

午後５時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　専決処分、平成28年が63件で、平成29年が５件と、そのうち事故発生から専決処分まで３カ月以上要しているのが、平成28年58件、平成29年が３件という状況でございます。

○又吉　清義君　休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時30分休憩

午後５時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたしたいと思います。

この交通事故に関する和解が、ほとんどの事案について損害賠償の額の決定まで、決定から支払いまで自動車保険で処理されているということで、議会が実質的な判断を行う裁量が比較的小さいということが考えられておりまして、こういう専決処分というのを行っているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　部長、専決処分について、もう少ししっかり行政として取り組んだほうがいいですよ。余りにも皆さん、人事問題もずさんになっておりますが、行政もずさんになっておりますよ。専決処分というのは、緊急を要する、議会を営む時間がないと。だから300万以内、皆さんに権限を委ねているんです。それを１年間もやらない。皆さんに与える必要ないです。１年間も皆さんは処分できない。知事、御存じですか。議会に返したほうがいいですよ。議会がまだ早いですよ。

そしてもう一つ、わかりますか。なぜ、交通事故かというと、皆さんがこんなにちんたらちんたらするから、事故を起こされたら専決処分を行うまで、壊され、ぶつけられたまま車を持たぬといけないんですよ、ぶつけられたまま。これが現に起きているんです。皆さん、全部こんなですよ。皆さんはいいさ、ぶつけたほうだから。ぶつけられたほうはたまったもんじゃないですよ。２カ月間もぶつけられたまま、ドアをぶつけられた、フェンダーをぶつけられた。皆さんが返事をしない。これは、待たんといけないんですよ。これはずっと県民に迷惑かけているんですよ、皆さん。これでいいんですか、皆さん。

もう一度、お伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時34分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたしたいと思います。

今の専決処分の事項については、専決処分というのは２種類ございまして、今回の専決処分の事項につきましては、議会の権限に属する軽微な事項で、その議決により特に指定したものは、地方公共団体の長において専決処分することができると、これは地方自治法の第180条でそういう規定がございます。

それで、個人への保険金の支払いといいますか、これは割と迅速に行っておりまして、手続上のものが、

専決処分の決裁のほうがどうしても関係書類をそろえるのには、時間がかかっていて専決処分がおくれてしまっていると。実質的に本人の車を保険金支払いで修理はできているというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

○又吉　清義君　できていないのもいっぱいあるから言うんですよ。皆さん、与那国町の車をぶつけたときに、ぶつけたのが平成28年10月18日、修理に出したのは２カ月後の12月８日ですよ。保険金もまだ支払われていないですよ。御存じですか。

ほんの一例です。今、ほんの一例しか言っていないですよ、私は。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

与那国町での事故の発生の概要ですけれども、平成28年10月18日、平成28年度八重山地域特定家畜伝染病防疫実働演習のために与那国町へ職員が出張した際に発生した事例です。当該の演習は、与那国町と共催であったこと、それと、与那国町外・島外、外からの参加者が多かったこと、それと公共の交通機関が少ないことなどから与那国町役場の公用車を借用したときに、コンクリートブロックに接触して事故を起こした自損事故であります。

直ちに警察のほうに連絡し、被害状況を確認して適切に事故処理を行ったんですけれども、さきに議員のほうがおっしゃったように、修理に出した日が平成28年12月８日、修理完了日が12月12日ということで、ちょっと修理に出すまでにかかった期間が51日間ありました。役場のほうとのやりとりの中で、走行に問題がなかったこと、それと業務に使用する予定があったことなどから、役場のほうと日程調整させていただいて51日後でしたけれども、役場のほうの公用車の支障がないような状態で修理したところ、こういう日程の内容になっております。

○議長（新里米吉君）　時間はもう終わっています。

○又吉　清義君　わかりました。すぐなので……

○議長（新里米吉君）　もう時間は終わっています。終わっていますから、終わってからの質問は受け付けられません。

○又吉　清義君　質問ではないです。もう、提言だけです、提言だけ……

○議長（新里米吉君）　いや、だから……（発言する者あり）　継続しているときならともかく、時間が終わって後に手を挙げてやるということは、これは悪い慣例になりますから。もう終わっているんですよ。

○又吉　清義君　提言ですよ。提言。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　だから、提言であっても、その時間前から話している場合は大目に見たりしますが、終わって後に提言と言われてもこれは困りますよ。それは認められません。

○又吉　清義君　残念ですね……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　認められません。

○又吉　清義君　せっかくいいことを今行政で起こっていることを、最後に締めで皆さんに、なぜそうなるかを、それどうしたら改善できるかを提言しようかと思ったけど、もうやめましょうね。提言しません。わかりました。

ありがとうございました。また、次回にやります。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　知事公室長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。

又吉清義議員から委託料と旅費の額を質問されました際、私、旅費970万5450円とお答えいたしましたけれども、その中には一般職員も入ってございました。純粋に弁護士だけの金額を申し上げますと、373万7500円でございます。

おわびして、訂正させていただきます。

○議長（新里米吉君）　あと１人ですので、継続して進めていただきます。

よろしくお願いします。

仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田　弘毅君　こんにちは。

一般質問の初日でありますが、しんがりを務めます沖縄・自民党、うるま市選挙区、仲田弘毅でございます。

所見を交えながら、一般質問を通告に従い頑張っていきます。

よろしくお願いいたします。

まず第１番目に、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、知事訪米について。

翁長知事は、去る１月30日から２月５日まで約１週間、訪米を行いました。１月20日のトランプ政権発足から10日前後のことであり、訪米のタイミングとしては、いかにも拙速の感があったことは否めません。米国は、政権交代により政府高官の多くが入れかわる時期でもあります。県民の多くは、このようなタイミングで訪米しても、トランプ新政権の政策責任者とのしっかりした意見交換はおろか、トランプ新政権のその厳しい状況の中では、意見交換はおろか会談そ

のものすら難しいのではないかと予想していたと思われますが、報道のとおりであればそのとおりで、その感を強くいたしております。

知事は、訪米後の会見で、柔軟な議論と意見交換ができ、理解と大きな成果があったと述べておりますが、果たして県民の税金を使って訪米するに見合う成果があったと言えるでしょうか。

そこでお聞きいたします。

ア、訪米に向け準備段階から相当な労を費やしていただいた県庁職員の皆さんは、約１週間の訪米に同行した。また、人数と訪米費用の総額を伺いたい。

イ、知事は、多くの方に沖縄の事情を理解してもらえたと述べておりますが、理解を得られたかどうかは、面会をした相手側がどのように考えるかによって判断されるべきだと考えております。具体的にどのような相手から知事の理解をもらえたとの発言につながったのか、知事の見解をお聞かせください。

ウ、知事は米連邦議会のマケイン委員長に３度目となる訪米で、面談を要請し断られたとの報道がありますが、その理由と事実関係について伺います。

(2)、ワシントン事務所について。

知事訪米の調整と対応、基地問題に関する情報収集、あるいは沖縄の情報発信など主な活動費として、平成28年度は約7400万の予算が計上されております。しかしながら、事業費とは別途の事務所職員２名の人件費については、プライバシーの観点から明らかにされておりません。このようなことでは、県民は、他県には設置の例のないワシントン事務所に対し、総額でどれだけの県税が支出されているのかわからないままになります。

そこで伺います。

ア、ワシントン事務所職員２名の人件費について伺います。２名分の合算であれば個々のプライバシーの侵害に当たることもなく、県民の貴重な税金の使途説明は必要不可欠であります。

イ、ワシントン事務所は、これまで基地問題に関する情報収集や情報発信が主な役割とされております。どのような情報を得て、どのような情報を発信してきたのか。また、その活動が県政にどのような具体的成果があったか、知事の説明と見解を伺います。

(3)、ＳＡＣＯ合意について。

ＳＡＣＯの合意から20年以上経て、昨年12月に北部訓練場の過半に当たる4000ヘクタールの返還が実現いたしました。知事は、昨年10月の官房長官との会談後に、北部訓練場の返還を歓迎する旨発言を行い、また、11月の知事就任２周年のインタビューでは、北部訓練場なども苦渋の選択の最たるものと発言をし、そのいずれも趣旨について釈明をしております。日米同盟の重要性を認めている知事の発言や態度は、県民にとって大変わかりづらいと言われております。返還された土地については、ヤンバルの国立公園に組み入れられ、今後は世界自然遺産への登録も計画されており、私たち県民は大きな期待を持って見守っております。

そこで質問します。

ア、4000ヘクタールもの広大な北部訓練場の返還について、オスプレイが使用するのであれば返還なき米軍訓練場のままでよいと考えているのかどうか、知事の言葉でわかりやすくお聞かせください。

イ、今回の訪米では、北部訓練場の返還に対する沖縄県の見解をどのように米国で発信されたのか、知事の具体的な発言内容を伺います。

(4)、那覇軍港の浦添移設について。

ア、去る２月12日の浦添市長選挙は、４年前移設反対を訴えた現職の松本市長が当選いたしました。その後、市の公益性を守るため浦添市素案をもとに容認し、国、県、那覇市とともに合意に至っているのが実情であります。知事の今後の取り組みについてお聞かせください。

イ、那覇港湾整備は県政の基本方針であり、経済の重点施設であります。キャンプ・キンザーの西海岸埋立・開発計画の見直しが、県、那覇市、那覇港管理組合と浦添市との間で協議されていくとしておりますが、内容等について知事の見解をお伺いします。

２、県経済について。

昨年の末、平成29年度５月に期限切れを迎える税制改革の大綱が閣議決定されました。延長が危惧された沖縄関係税制は、酒税の軽減措置を初め、８項目で短縮されたものの、軽減内容は一応確保されました。沖縄振興を目的とした特別措置や関連税制であり、業界にとっては命運を左右する改正でもあり、ほっと安堵しているものと考えております。また、本県の次年度予算案は、7354億円となっておりますが、内閣府の沖縄関連予算は、前年度比200億円減の3150億円であり、一括交付金に至っては16％、255億円減の1358億円であり、大幅減額となっております。減額された予算は、多額の不用額が理由として挙げられておりますが、一括交付金の確保と執行改善はもとより、知事が政府との対立のみでなく、しっかりした対話の継続が強く求められていることも指摘をしておきたいと考えております。

そこでお聞きします。

(1)、平成29年度一般会計当初予算案が沖縄振興一括交付金の減額に伴い総予算額も減になっておりますが、重点施策に影響はないか伺います。

(2)、概算要求から減額された中で、収支不足を補い既存事業を実施するため、財政・減債・施設整備基金等の主要三基金を取り崩したとあります。県の今後の対応をお聞きします。

(3)、沖縄振興会議における一括交付金の県と市町村配分が、脆弱な小規模離島に与える影響を危惧しております。県の認識を伺います。

(4)、平成29年度概算要求減額の要因とされる沖縄振興一括交付金の不用額と繰越額が大きな指摘を受けてきておりますが、県の対応策を伺います。

３、南西石油・就職支援について。

昨年12月末、西日本を拠点とする太陽石油がブラジル国営石油会社ペトロブロス社の南西石油の全株式を取得し、完全子会社化を決定したとあります。県内の完全失業率、有効求人倍率が好転している状況で、現在の従業員数や新会社へ引き継がれる社員の数、実態など希望退職者も多数出ていると聞いており、心を痛めております。従業員の中では、売却が決まる昨年12月までに約２カ年間も経過したことにより、将来が見通せず、自主退職者が出るなど、不安が広がったとの報道もあり、一人でもより多くの皆さんが再就職できるように願ってきました。

そこで質問します。

(1)、南西石油の製油所の廃業やターミナル事業の売却が県経済に与える影響について伺います。

退職者支援に対するこれまでの県の取り組みをお聞きします。

(3)、再就職希望者について関係団体との連携はどうか、現状と対策について伺います。

４、農福連携の推進について。

昨年、第３回定例議会でも質疑をさせていただきましたが、障害者就労を応援する立場から本県における農福連携対策事業について再度お聞かせください。

(1)、本県における農福連携対策事業を実施している団体と具体的成果について伺います。

(2)、農福連携対策の推進に必要な施設整備や生産物の販路拡大に対する助成金についてお聞きします。

(3)、農福連携について、各市町村との連携はどうか伺います。

５、教育行政について。

(1)、県独自の新制度となる公的奨学金制度の創設は大きく評価されるものであります。推移と実施状況について伺います。

(2)、30人学級・少人数学級について、平成29年度から小学５年生まで拡大し推進されますが、実施による教職員の増と予算額についてお聞きします。

児童生徒が一日の大半を過ごす学校施設の耐震化について、現状と対策はどうなっているか伺います。

(4)、ネットによる暴行動画の拡散などの事件が発生しており、県内教育界で大きな波紋となっておりますが、この現状について、教育長の見解と今後の指導・対応についてお聞きします。

６番は削除いたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲田弘毅議員の御質問にお答えいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、訪米時の面談相手の反応についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省・国防総省など合計31名との面談を行い、引き続き辺野古新基地建設に反対する県の姿勢や現状について説明しました。先方の意向により、具体的にどなたの発言か明らかにすることはできませんが、この問題についてもっと理解を深めたい、非常に重要な問題だと認識している、知事の立場はよくわかったなどの発言がありました。昨年、一昨年の訪米と比べても、面談した連邦議会議員と活発に議論を交わすことができ、私の主張に対する理解が進んだと感じております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、訪米に同行した人数と費用についてお答えいたします。

今回の訪米では、連邦議会議員等との面談のほか、ジョージ・ワシントン大学における沖縄コレクション関連イベントを実施しております。連邦議会議員との面談等の対応に知事公室の職員６名が、沖縄コレクション関連イベントの対応に富川政策参与及び知事公室の職員２名が同行しており、今回訪米した人数は、知事を含め合計10名となっております。これらに要した費用は、現時点の概算で旅費が約473万円、委託料が約303万円など、合計約807万円となっております。

次に、マケイン議員との面談についてお答えいたします。

訪米に際しての面談については、限られた日程の中で、できるだけ多くの方との面談の機会を確保できるよう努めております。個々の調整過程については、今後の面談の支障となるおそれがあることから、差し控えさせていただきます。

次に、ワシントン駐在員の人件費についてお答えします。

ワシントン駐在については、現在、部長級の参事監と班長級の主幹の２名を配置しております。参事監の給与については、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、主幹の給与は、沖縄県職員の給与に関する条例に基づき支給しております。ワシントン駐在員の人件費については、沖縄県個人情報保護条例に基づき、職員が２名であること、職名が参事監と主幹であることなど、他の情報と照合することにより、容易に個人の給与が推計されるおそれがあるため、個人情報保護の観点から公表を差し控えさせていただきたいと思います。

次に、ワシントン駐在による情報収集及び情報発信、その成果についてお答えいたします。

ワシントン駐在においては、これまで沖縄に関する米国の安全保障政策などの情報収集を行うとともに、米国新政権に関する情報収集も行ってまいりました。また、昨年12月の辺野古埋立承認の取り消しに関する最高裁判決確定後も、辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなどの知事の考えや、昨年12月に起きたＭＶ22オスプレイの墜落を初めとする航空機事故が県民に大きな不安を与えていることなど、沖縄の正確な情報を伝えたところであります。今回の知事訪米において、昨年、一昨年と比べても、面談した連邦議会議員から活発に質問があり、議論を交わすことができたことは、ワシントン駐在員による沖縄の状況などの情報発信の活動の成果のあらわれの一つだと考えております。

次に、北部訓練場のオスプレイ使用と返還についてお答えします。

北部訓練場の過半の返還について、県はＳＡＣＯ合意事案を着実に実施することが、本県の基地の整理縮小及び地元の振興につながるものと考えております。その条件である６カ所のヘリ着陸帯については、当該地域の住民生活や自然環境への影響が懸念されております。オスプレイについては、環境影響評価の対象となっておらず、騒音が住民生活に影響を与えていることから、引き続き日米両政府に対して配備撤回を求めてまいります。

次に、訪米における北部訓練場に係る見解の発信についてお答えいたします。

米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は、数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も、辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。今回の各連邦議会議員との限られた時間の中で、北部訓練場の議論につながる場面はありませんでした。

もう一件、那覇港湾施設の移設についてお答えいたします。

那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設に当たっては、浦添市や那覇市と話し合いながら進めていきたいと考えており、去る２月20日に松本哲治浦添市長が就任挨拶で県庁にいらした際にも、そのことを確認したところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、浦添埠頭地区に係る那覇港管理組合構成団体の協議内容についての御質問にお答えいたします。

那覇港浦添埠頭地区については、昨年４月の那覇港湾施設移設に関する担当者会議において防衛省から提示された複数の代替施設配置例を受け、那覇港管理組合及び構成団体において民港計画への影響について検討・整理しているところであります。那覇港管理組合は、今後も構成団体や関係機関との意見交換を進め、民港施設の配置計画を策定していきたいとのことであります。

県としても、上位計画における那覇港の位置づけを踏まえ、国際流通港湾としての民港港湾計画が尊重されるよう、関係機関と十分協議を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　県経済についての御質問の中で、当初予算の減による影響と、一括交付金の不用と繰り越しの縮減についてお答えいたします。２の(1)と２の(4)は関連しますので、恐縮ですが一括してお答えをいたします。

平成29年度当初予算の編成に当たりましては、一

括交付金事業の進捗状況や予算の執行実績がより的確に予算に反映されるよう、編成方法の見直しを図りました。予算総額は減となりましたが、予算の実効性と効率性を高める観点から、事業の必要性や優先度を勘案し、スケジュールを調整するなどして編成したところであります。また、一括交付金の執行体制を強化するため、土木建築部を初め各部に必要な定数を配置いたしました。さらに、交付決定の前倒しに取り組むほか、補正予算や事業間の流用に機動的に対応することとしております。

今後とも、さらなる執行率の改善に努め、沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に影響が生じないよう取り組んでまいります。

次に、収支不足に係る今後の対応についてお答えをいたします。

当初予算の編成過程における収支不足の拡大は、歳入面では地方消費税清算金が減となったこと、歳出面では、社会保障関係費の増などによるものであります。県では、行財政改革プランに基づく自主財源の確保や歳出全般の見直しを進めるほか、予期しない収入の減少や支出の増加に備えるため、基金残高の維持確保に努めているところです。沖縄21世紀ビジョン基本計画に示された将来像の実現に向け、今後とも持続的な財政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　県経済についての御質問の中の、沖縄振興特別推進交付金の小規模離島への影響についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金の県と市町村の配分については、市町村への影響を考慮し、県から市町村に10億円を追加措置することが沖縄振興会議において決定されました。市町村間の配分については、これまでどおり１億円を均等に配分することに加え、離島市町村への加算や財政力の弱い市町村への加算等により、小規模離島の町村等に配慮した配分となっており、対前年度の減額率は市町村平均より2.6ポイント抑制されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　南西石油の就職支援についての、南西石油売却による県経済への影響についてにお答えいたします。

南西石油は、昨年３月に石油製品の販売を終了し、同年４月からは東燃ゼネラル石油が南西石油のタンク等設備を賃借し、製品の供給を行っているところであります。昨年10月に、親会社であるペトロブラスが、愛媛県で製油所等を運営する太陽石油へ全株式を譲渡する契約を締結し、12月末に手続が完了したところであり、今後も安定供給は維持されるものと考えております。また、価格についても、全国とほぼ同じ傾向で推移しており、特段大きな影響は生じていないものと認識しております。

次に、退職者支援に対する県の取り組みについてにお答えいたします。３の(2)と３の(3)は関連しますので一括してお答えします。

県では、南西石油の退職者に対する支援を行うために、県、労働局等で構成する緊急雇用問題連絡会議を開催し、総合的再就職支援プログラムを策定しました。県の取り組みとしましては、南西石油への出張相談窓口の設置や合同企業説明会の活用等を促しました。また、労働局では、出張職業相談会や離職者受け入れ企業に対する各種助成金の案内等を実施しております。関係団体との連携としましては、労働局等と連携して沖縄県経営者協会への求人確保の要請を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農福連携の推進についての御質問の中の、農福連携対策事業の実施団体と成果についてお答えいたします。

農福連携対策事業につきましては、国直轄による公募事業が行われております。平成25年度から県内において、３団体が事業を活用して、農福連携に取り組んでおります。その成果として、１、農業分野における障害者、高齢者等の就労訓練や雇用創出の促進、２、福祉農園の整備、先進的活動の促進などが挙げられます。

次に、農福連携対策のための助成金についてお答えいたします。

国の農福連携対策事業により、県内においては、平成25年度から福祉農園での農作業の実習や生産した農産物の販売促進、栽培施設や水耕栽培設備の整備など事業費3643万円に対し、2771万円が助成されております。

次に、農福連携の各市町村との連携についてお答えいたします。

国の農福連携対策事業のうちソフト事業につきましては、平成28年度から事業主体が市町村の参画する

協議会と規定されております。

県としましては、事業の応募に当たり、市町村と関係者が十分な連携を図っていく必要があるものと考えており、県としても国と連携して必要な情報提供などを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問の中で、給付型奨学金の実施状況についてお答えいたします。

今年度創設いたしました沖縄県県外進学大学生奨学金につきましては、昨年10月末に内定者25人及び次点となる給付候補者を決定しております。平成29年１月末現在、内定者のうち合格者４名に対して本奨学金の給付を決定したところであります。今後、大学の入試が本格的に始まり、合格報告を受け、３月末までに25名の給付決定を行っていく予定であります。

次に、少人数学級拡大に必要な教職員数等についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、小学校１・２年生で30人学級、小学校３・４年生と中学校１年生で35人学級を実施しており、平成29年度からは小学校５年生でも35人学級を実施いたします。小学校５年生への拡大に必要な教職員定数は、おおむね50人程度で、予算額は３億円程度を見込んでおります。

次に、公立学校施設の耐震化の現状等についての御質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、平成28年４月１日現在、本県の耐震化率は小中学校が87.5％、高等学校が97.5％、特別支援学校が100％となっております。学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあることから、今後とも市町村と連携し、改築事業の前倒しや耐震補強事業の促進など、早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、暴行動画の拡散等についての御質問にお答えいたします。

本島中部の中学校に通う男子生徒による暴力事件、その様子を撮影した動画がインターネット上に流れた事案については、大変ショックを受け、強い憤りを感じております。県教育委員会では、いじめや暴力は絶対に許されることではないことから、教育長名で児童生徒の暴力行為防止とネットトラブル防止指導の強化についての取り組みを促す文書を発出するとともに、スクールカウンセラーを派遣し、被害を受けた生徒等のケアに当たっております。

引き続き、人権教育や情報モラル教育についての理解を深めるなど、関係機関と連携し、このような事案の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　知事、何点か質問させてください。

知事は、今回の訪米が最も手応えがあったと、３回目にして手応えがあった。１回目も２回目もよかったけれども、今回が一番よかったというお話がありましたけれども、マケインさん、前回お会いしたときの、マケイン上院議員さん、お会いしたときの反応はどうでしたでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　一昨年ですか。

○仲田　弘毅君　前の。

○知事（翁長雄志君）　初回の……。

マケインさんとは約30分ぐらいお話をさせていただいて、まず沖縄県の実情を説明させていただきました。そして、向こうからのいろんな質問もある中で、私からすると、沖縄県の過重な負担、そして県民の基地に対する感情、いわゆるアメリカのほうでは日本の国内問題だから日本政府と相談しなさいと言うんですけれども、実際上、県民の目の前にあるのは米軍基地なので、その辺のところの安全保障の問題に関して、ぜひ御理解を願いたいと申し上げました。30分の話ですから、簡単にいうとこんな話でありますけれども、マケインさんからは、実情はよく理解できたと。ただ、どれだけ今辺野古にお金が入っているんだろうかと、そういうこと等も含めて、これからいろいろ考えてみたいという話でありましたから、私とすれば、こういった沖縄県の実情を聞いていただけて、これからやっていただければありがたいということがありましたら、向こうのほうで会うことについては、これからもそういうことを考えていきたいという返事がありました。

そういう中で、あの当時はみんなそうでありましたけれども、辺野古が唯一であるというものが、どこの上院議員、下院議員、あるいは国務省・国防総省、それからアメリカ大使、全員が一つの同じ文書を読み上げるという状況でありました。１回目は私に理解を示しつつも、そういったものを最後に読み上げるという状況でありました。マケインさんと印象があるのは、これからもお話ししたいという話をしましたら、それはそれでいいのではないかというような感じで１回目の会談は終わったというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　なぜこの質問をやったかと申しますと、僕２番目に、知事は多くの方に沖縄の事情を理解してもらえたという、新聞報道等でやっているんです、言っているわけですが、マケインさん、一昨年お会いしたときに、本当に知事の本音を御理解しているのであれば、今回もお会いできたと思うんですが。今回お断りになられたわけですよね。その件について、知事はどうお考えですか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　ワシントン事務所のほうでいろんな段取りをするわけですが、今いろんな上院議員、下院議員、それぞれどういう形でお会いできるかというようなものは、先ほども答弁がありましたとおり、一人一人に対するコメントはできません。マケインさんのことも、私もその意味からすると、存じ上げているわけではないんですが、いずれにしろ、そちらにおられない場合もありますし、なかなかそういった場合でも時間がとれない場合もありますから、先ほど申し上げたように、個々の議員の事情については、全くその意味では、私自身はわかりませんけれども、またそれはあっち側の立場からしても、いわゆるこういう形で多くの人に知らしめるということについては、内容の発言もそうですけれども、なかなか御理解をいただけないというところもございます。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　マケインさんは、御案内のように、この方は米国の連邦議会外交軍事関係の本当にある意味ではエキスパートと言われている人なんです。ですから、訪米をするということは、こういった軍事面に対して、あるいは国際的な軍事力がどうのこうのと影響力のある人にお会いをしなければ、本当の意味での訪米の意味は、大変疑問視されると思うんですが、どうですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　今回、１月20日に米国新大統領の就任式が行われて、新政権における政策が形成されるような極めて重要な時期だったと我々は思っております。そういった時期に、下院議員13名の方、１名は補佐官でしたけれども、軍事委員会ですとか、外交委員会、歳出委員会、また環境問題に大変関心の高い方、そういった方々を駐在員を中心に選んでいただきました。また、いわゆる長年連邦議会議員を務められたベテランの方に加えて、今度新しく当選された新人の方、その中でまた、やはり環境問題等に関心がおありの方、そういった方々を選んでその面談を行ったということです。
　それから、特筆すべきと言いましょうか、２回、連邦議会調査局の方々との面談、これも実はこれまでも駐在員を通して、調査局の方々と意見交換を行ってまいりました。そういったこと等の積み重ねが、今回の知事訪米で、先ほど知事が冒頭で答弁しておりましたけれども、成果が上がったということにつながったと思うんです。我々としては、一定の戦術を持って、今回訪米は実施できたものというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　冒頭に、訪米はちょっと拙速過ぎたんじゃないかというお話もさせていただきましたけれども、まず、新しい政権の幹部役職についた方々が、ほとんどまだ決まっていないか、あるいは決まってはいるけれどもそれに対して辞退をすると。こういった混沌としたときに、やはり沖縄県の幾らトップであっても、お会いしたくても、そう簡単にはお会いできないんじゃないかというふうに思っているわけですが、前回、マケインさんという上院議員の大物、お会いしたけれども、今回、上院議員は一人もお会いできてない、ほとんど下院議員だけなんですよね。そこのところの上院議員に対する接触の御努力はなさいましたですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたけれども、訪米に際しての面談について、限られた日程の中で、相手の日程等もあります。そういった中で、個々の面談の調整過程等については、答弁を差し控えさせていただきたいと思いますけれども、我々としましては、先ほども私のほうから答弁いたしましたように、歳出問題、外交問題、軍事面、そういった見識の高い方々、またベテランとそれから新人、そういった方を交えながら、今回の面談の方を選んだということで、上院議員がいないことをもって今回の面談のある意味、何と言いましょうか、評価が下がるということにはならないものというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。
○仲田　弘毅君　今回の訪米で、皆さんがお会いしてきた12名の下院議員並びに議会事務局のあの方々は、調査に携わった方々ですかね。その方々の名簿が来ているわけですが、その中においても、ほとんど新聞報道で出てくる、あるいは今アメリカを代表して日本に対して、あるいは諸外国に対して影響力のあるという方はほとんどいらっしゃらない。強いて言えば、国務

省のジョセフ・ヤング日本部長とか、国防総省に関しては、部長ではなくて部長代行が対応したようでありますが、そのときの知事含めて、皆さんとの対応のコピーというか、米国務省からの報道資料として送られてきているわけ。ですから、こういったものがはっきり県内でも公表されていかないと、訪米に行ったのはいいけれども、何をどういった形でやってきたのか、やっぱり疑問視させてもしようがないところがあると思うんです。であるものはであるとおり。ですから、そこのところを努力しているんだということを県民にしっかりと伝える必要があると思います。その中で、そのヤング国務省の日本本部長とボスティさんは、米軍のプレゼンスが日本米国の日本防衛に対する条約上の義務を遵守する、これをしっかり伝えたということを言っているわけです。これは日米、同盟を結んでいる国対国だから、これはもう当たり前なんだと。こういったことも、やはり交流を深めてきたということも、言っていただかないと、一方的な情報だけ流して、米国を批判視するような考え方では、これはやはり国対国の、あるいは日本国の中の沖縄県ですから、しっかりした友好的なおつき合いが大変厳しいんじゃないかなと思います。

それともう一点は、普天間飛行場の継続使用を避けるため、唯一の解決策であることも強調したというふうになっているわけです。ですから、今基地問題の中で一番メーンは、普天間代替施設の問題ですが、そういったことも含めて、知事は今後も大きな決断を迫られていくというふうに考えておりますが、承認の撤回云々をいつやるのかという問題も、これは今後の大きな課題だと。ぜひ頑張っていただきたいと思います。

そして、次に、ワシントン事務所についてでありますが、これ昨年の９月議会でしたか、平安山所長のビザの問題がありました。その後、ビザの仕事上、事務上、必要不可欠である査証は、とることができたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　平安山氏は、12月末から１月にかけて、１度戻っておりましたけれども、また再びビザを使いまして入国しておりまして、何ら問題なく業務が継続されております。

○議長（新里米吉君）　仲田弘毅君。

○仲田　弘毅君　時間もありませんけれども、知事、別に訪米を否定するものではありませんけれども、やはり訪米をして、どういった方々とお会いして、どのような成果を目指すということを県民にしっかり訴えていくことも大事だと。これはあくまでも県民の血税を使って訪米するわけですから、そこのところの責任説明みたいなものはしっかりと頑張っていただきたいとこのように思います。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時27分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年２月28日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　6　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第６号）

平成29年2月28日（火曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第6号

平成29年２月28日（火曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）
甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第

１号）
甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）
甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　債権の放棄について
乙第20号議案　債権の放棄について
乙第21号議案　債権の放棄について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	8　番	金城泰邦君
副議長	赤嶺　昇君	9　番	西銘啓史郎君
1　番	瀬長美佐雄君	10　番	新垣　新君
2　番	玉城武光君	11　番	座波　一君
3　番	親川　敬君	12　番	比嘉瑞己君
4　番	新垣光栄君	13　番	西銘純恵さん
5　番	次呂久成崇君	14　番	平良昭一君
6　番	宮城一郎君	15　番	上原正次君
7　番	大城憲幸君	16　番	当山勝利君

17番	亀濱玲子さん	33番	具志堅透君
18番	當間盛夫君	34番	島袋大君
19番	上原章君	35番	中川京貴君
20番	山川典二君	36番	座喜味一幸君
21番	花城大輔君	37番	嘉陽宗儀君
22番	又吉清義君	38番	新垣清涼君
23番	末松文信君	39番	瑞慶覧功君
24番	渡久地修君	41番	狩俣信子さん
25番	玉城満君	42番	比嘉京子さん
27番	仲村未央さん	43番	大城一馬君
28番	照屋大河君	45番	糸洲朝則君
29番	仲宗根悟君	46番	照屋守之君
30番	崎山嗣幸君	47番	仲田弘毅君
31番	金城勉君	48番	翁長政俊君
32番	砂川利勝君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	金良多恵子さん
知事公室長	謝花喜一郎君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部長	金城武君		
企画部長	下地明和君	総務部財政統括監	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	天方徹君
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	人事委員会事務局長	親川達男君
土木建築部長	宮城理君	代表監査委員	當間秀史君
企業局長	町田優君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

諸般の報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第35号議案まで及び乙第1号議案から乙第26号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　おはようございます。

会派沖縄・自民党の西銘啓史郎です。

一般質問の通告に従って質問を始めさせてもらいます。

まず初めに、質問の順番を変えさせてもらいたいと思います。

３番から始めて４、５、１、２と行きたいんですが、６番の我が党の代表質問との関連については取り下げさせてもらいたいと思います。

まず初めに、３番目の飲酒運転撲滅について、飲酒運転の検挙数の実態について、県警本部長、数字をお願いします。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　お答えいたします。

平成28年中の県内の飲酒運転の検挙件数ですが、1856件でありまして、前年比でプラス224件、平成27年に続き全国最多の数､検挙件数となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

今27年連続でワーストというふうに代表質問の答弁でもございましたけれども、このまま行くと28年連続になる可能性があるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　全国ワーストと申し上げておりますのは、飲酒絡みの人身事故、飲酒絡みの死亡事故が、それぞれの人身事故、死亡事故に占める割合について、27年連続といいますのは、人身事故に占めるものですけれども、これは何とも申し上げられませんが、ただ、全国との差がまだ非常に激しいものがありますので、決して予断を許さないという状況にあると思います。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

代表質問でこの(2)、県警としての取り組みについては伺いましたので、今度は県としての取り組みを生活福祉部長、お願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

飲酒運転の撲滅につきましては、県民意識の向上が大変重要だというふうに認識しています。それで県では、当然ながら毎年飲酒運転根絶県民大会を開催しております。あわせて、特に高校生からメッセージを募集いたしまして、高校生のナレーションによる飲酒運転根絶のラジオＣＭ等をマスコミ等を使いまして広報しているところでございます。あわせて、昨年９月になりますけれども、飲酒運転根絶ロゴマークを、いわゆるサングヮーのほうですね。飲酒運転ゆるサングヮーということでサングヮーをモチーフにしましたシンボルマークを制定いたしまして、あわせて毎月１日にはそのロゴマークの旗を掲げまして、いわゆる飲酒運転根絶に向けた取り組みをやっています。あわせて、当然ながら年４回の交通安全運動期間中にも、飲酒運転根絶については、重点的に関係機関・団体と取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　続きまして、沖縄県交通安全推進協議会について概要の説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

交通安全推進協議会でございますが、交通安全関係の行政機関、それと民間団体等の密接な連携のもとに交通安全運動を総合的に推進するということで、知事を会長に113の推進機関･団体で構成をしております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　先ほど年４回の交通安全運動があるというふうに聞きました。今まで推進協議会の会長として、知事は何回出席されていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　交通安全の運動については、時期が決まっているとか、各団体との関係等もございます。直近で知事の出席状況が確認できたものは、平成18年の夏の交通安全運動で、それ以外については、おおむね副会長である副知事が対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ここから先は要請ですけれども、知事、ぜひこの飲酒運転撲滅について、会長である知事が県民を本当に意識の改革も含めて改善するという強い意思を持って取り組んでいただかないと、本当にこの不名誉な、まして加害者も被害者も大変不幸なことになるわけですから、ぜひこの取り組みについては、いま一度知事のリーダーシップでしっかりしていただきたいと思います。

続いて、４番目の危機管理防災対策について伺います。

避難訓練についてどのような体制で、また、市町村との連携はどうなっているか御説明お願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

地震・津波避難訓練につきましては、県と市町村で主催した沖縄県広域地震・津波避難訓練を平成24年度から実施しているほか、市町村や自治会単独の避難訓練が実施されており、避難先や避難路の確認や検証が行われております。

県としては、今後とも市町村等関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、防災意識の普及啓発に取り組んでまいります。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　あと備蓄体制について簡単に説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　備蓄体制ですが、県としましては、市町村の備蓄する３日分の食料等に対する補完として、その１日分を備蓄することとしております。その半分を在庫備蓄、残りを流通業界との協定により確保するということになってございます。また、県民及び企業等に対しまして、地域防災計画において備蓄に取り組むよう計画しておりまして、防災訓練や研修等を通して啓発しつつ、引き続き備蓄等の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　実は、黒潮町に行ってまいりました。町長とお会いして、黒潮町は内閣府の調査によると、津波があった場合には34.4メートルと、日本でも一番大きな津波が来るということで、町長以下、職員、それから住民が本当に一体となって防災の訓練に取り組んでいるお話を聞いてまいりました。沖縄も地震が少ない、数十年前、200年前の明和の大津波がありましたけれども、要はこういった危機管理というものは非常に大切だと私は思います。ぜひ、危機管理で特に重要なことは、その有事のときの指揮命令系統であるとか、それから常日ごろからの準備、これはもちろん行政の立場、それから我々県民としてもそういった取り組みも大事だと思います。それから、やはり何にも増してこういう有事のときの緊急体制の本部といいますか、この間県庁内の部屋も見せてもらいましたけれども、有事のときにパソコンを持ってきてやるという体制から、今回予算も計上して変えるというふうに聞いていますので、その辺のちょっと概要を説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

次年度、災害拠点整備事業ということで、今５階の防災危機管理課の向かい側にそういった設備があるわけですけれども、やはりまず狭隘だということです。今県が想定しておりますのは、大規模災害に備えまして、例えば関係機関、自衛隊、それから消防、警察、そして例えばコンビナート等とかいろいろございます。また、民間団体もございます。そういったものを一堂に会した施設が必要ではないかと。当然、真ん中には県の本部を置くわけですけれども、そういった際に、やはり電話、パソコン、そういったものを集中してできるように、または大型スクリーンで現地の状況を、例えばヘリ等で撮影したものが逐次確認できる、そういった施設をつくる必要があるということで、今予算をお願いしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　次の質問に移らせていただきます。

５番目の県職員の勤務実態について、(1)の残業時間、それからその費用、平成27年度について、総務部長、お願いします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

平成27年度の知事部局の、部局別の総残業時間数及び時間外勤務手当の額でございますが、知事公室が残業時間数が１万6172時間、時間外勤務手当総額が3651万4480円、以下、総務部が時間が４万9195時間、金額が１億4459万4077円、企画部が２万9311時間で、金額が7943万7185円、環境部は１万2647時間で、2975万5447円、子ども生活福祉部は６万9940時間で、金額が１億6712万9098円、保健医療部が２万2870時間で、6107万1334円、農林水産部は８万666時間で、２億2158万8496円、商工労働部が３万1765時間で、7846万6105円、文化観光スポーツ部が２万539時間で、6135万7572円、土木建築部は10万9778時間で、２億7335万254円、出納事務局が6129時間で、1354万4359円となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ありがとうございます。

総時間で約45万時間、総費用で11億6000万ぐらいの費用というふうに聞いておりますけれども、実態とどうなっているかは別としましても、執行部の皆さん方が部長を含め残業実態の把握に努めているかということと、それから減らす努力、いろんな課題があると思うんですが、仮に残業時間が２割減れば２億2000万ぐらい減るわけですから、そういったことも含めて日ごろの取り組みについては、各部長ともきっちり部下の労働管理というか、しっかりしてもらいたいと思います。

それから、平成28年４月から導入されたと聞いて

いますけれども、時差通勤制度について概要説明をお願いします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　時差通勤制度でございますが、これは職員の家庭生活と職業生活の両立推進、そして通勤疲労軽減等による健康維持等の目的で、平成28年４月から導入しております。この時間の割り振りでございますが、Ａ勤務が通常８時30分から17時15分、Ｂ勤務として７時30分から16時15分、それからＣ勤務として８時から16時45分、Ｄ勤務として９時から17時45分、Ｅ勤務として９時30分から18時15分ということでございまして、今現在、29年１月４日時点で、360名の方がこれらの中から選択して利用されているという状況でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　今パターンがＡからＥまでの５パターンということでしたけれども、これは組合等の交渉で了解をとるような事項でしょうか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　これについては、特に組合等の了解等とっておりませんけれども、これはあくまでも個人の、任意の希望があれば、その中から選択してやるという制度でございます。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　何を申し上げたいかといいますと、働き方改革であったり、このワーク・ライフ・バランスによって、このパターンだけで十分かどうかということも検証してほしいんです。例えば職員の声の中で、仮に10時とか10時半というパターンをふやすことで有給をとらなくても、午前中９時からの銀行に１時間で行けるとか、多分いろんなニーズがあると思うんですけれども、そういったことも含めて検討いただきたいということと、それから資料によると、対象外の職員に非常勤や臨時的任用職員は対象外になっているようですけれども、これについては、例えばそういった声といいますか、これはもう県の中でどのように決めるか別ですけれども、そういった方々を対象外にせずに、働く環境というのは平等というか同じような環境になると思いますので、そういったことも含めて検討いただければと思います。
　それから(2)番目、有給休暇についてですけれども、取得率と日数について答弁をお願いします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　平成27年の年次有給休暇の１人当たり平均取得日数は12.9日になっております。全職員への総付与日数が12万7016日で、総取得日数が４万3522日ということで、消化率は34.3％となっております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　これもやはり働きがい、いろんな意味で日本国民の性格といいますか、休むことがなかなかまだよしとされていないような風潮もある中で、ぜひ管理職の方々、率先して有給をとり、そして部下の方々にも有給をとりやすい環境をつくってあげる。それによって、行政としての機能もいろんな意味で生産性も上がると思いますので、それについてもぜひお願いしたいと思います。
　それから(3)番目、人事評価制度について御説明お願いします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　平成26年５月の地方公務員法改正によりまして、地方公共団体において人事評価を実施して、職員の人事管理の基礎として活用することが規定されております。知事部局におきましては、平成28年度から全ての一般職の職員について本格的に人事評価を実施しているところでございます。人事評価は、職務を遂行するに当たり発揮した能力と上げた業績を把握して行うものであり、他の職員との比較ではなく、職務行動や業務の達成状況を評価基準に照らして評価する絶対評価で行います。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　評価者はどのようになっているか御説明お願いします。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　これは職制ごとといいますか、それによって違いがございまして、主査以下は班長が１次評価者、そして２次評価者は所属長と。例えば、課長でございましたら統括監が１次評価者で、部局長が２次評価者というような制度になっております。
○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。
○西銘　啓史郎君　こういった目標設定による評価制度というのも、民間では20年、30年以上前から始まっているシステムなんですが、今回本格的にこれが実際に導入されて、私が思うのは、こういった人事評価というのは、評価者の教育が大変大事だと思います。私も民間で管理職になったときに、評価者教育というものを徹底的に我々は教えられました。私もそのときに感じたことは、人間が人間を評価するというのは大変怖いことだと思います。この人の将来、昇級、昇格いろんなことを左右するわけですから、やはり大

切なことは１次評価者、２次評価者、最終評価者が公正性や透明性、信頼性というこの基本的なことを忘れずに皆さんが部下の評価をする。また、皆さんは上司に評価をされるということになると思うんですが、今部長の１次評価者は副知事で、最終評価者が知事というふうに聞いていますが、これは間違いないですか。

部長の評価者は、１次評価者が副知事、最終評価者が知事、間違いないですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そういう意味では、非常に大切なことだと思うんですけれども、やはり常日ごろ上位者、部長なら副知事または知事といろんな意見交換――意見交換といいますか、自分の考えをしっかり伝えて、最終的にはこの決定権者、決裁権限のある人の思いに沿ってやるということが大事だと思います。特に、私も30年のサラリーマン生活の中で常に言い続けてきたことは、我々当事者がまずこだわりを持つこと、それから最後は割り切ること、これができないと組織は回りません。逆にこだわらないで割り切れない、そういう人がふえると組織は停滞します。こういったことのないように、ぜひ皆様が上司ばかり見ないで部下のことを目配り、気配りをして部下を育てるということが私は一番この県政に重要なことだと思います。恐らく、退任した前副知事との関係でいうと、いろんな意味で決裁権者であったり、また１次評価者であるがために、いろんなことが言えなかったこともしかしたらあったかもしれませんけれども、そういったことがないように部長の皆様にはくれぐれもお願いをしておきたいと思います。

最初の質問に戻ります。

１番、ワシントンの訪米について、過去３回の総費用、面会人数等説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今回の訪米では、連邦議会議員等との面談のほか、ジョージ・ワシントン大学におきます沖縄コレクション関連イベントを実施しております。これらに要した費用は、現時点の概算ですが約807万円となっております。平成28年５月の訪米は、第６回世界のウチナーンチュ大会北米キャラバンに引き続き実施したということで、費用が335万円となってございます。平成27年５月の訪米では、連邦議会議員やハワイ州イゲ知事との面談などを実施しておりますけれども、その際の費用は878万円となっております。過去３回の訪米に係る費用の合計は2020万円となってございます。

あと、面談した人数等についての御質問ですが、今回の訪米では連邦議会議員12名及び議会日程の都合上、下院議員のかわりに対応した補佐官１名との面談を行っております。平成28年５月の訪米では、上院議員３名、下院議員７名及び下院議員のかわりに対応した補佐官１名と面談しております。平成27年５月の訪米では、上院議員５名、下院議員３名と面談を行っております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今回の訪米で、きのうの説明でありましたけれども、303万円の委託料とありました。303万円の委託料。これは中身と委託先を教えてください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

いろいろ、例えばいろんな場所に移動しないといけないわけですけれども、その際の車両代、あとそれから記者会見も行いましたので、そこの会場使用料等で76万8000円、それから沖縄コレクションを今回開催しましたので、公開セミナーの開催費用、それから非公開ワークショップも開催いたしました。それの委託料として225万8000円でございます。合計302万6000円となってございます。

○西銘　啓史郎君　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これらのものを総括してワシントンコア社に委託してございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ワシントンコア社は、私も最初の議会からいろんな話をさせてもらいました。委託料として7000万近く払っていると思うんですけれども、今回、これは別料金に、契約に入っていないという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事訪米はいろいろ日程等調整した上でやるということで、当初のワシントンコア社の委託の約7000万には、この訪米費用の委託は含まれてございません。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、次の質問で、今回オール沖

縄の訪米団も一緒に行ったようですけれども、行動は別行動、それからそこのアポイントというのは県は絡んでないでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　オール沖縄の方々と県は基本的に別行動、ただ、記者会見とか沖縄コレクションのイベント等には参加がなされていたのかなと思っております。そしてまたそのアポイントメント等については、オール沖縄側のほうで独自になさったものと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　やはりこの辺は明確にしておかないと、行政の立場で県民の税金を使う立場の出張と、オール沖縄の訪米団は辺野古基金を使ったかどうかわかりませんけれども、やはりこの辺はきっちり混同されないようにしてほしいということを１点申し上げておきます。

それから、今回の訪米のタイミングなんですけれども、知事、副知事が不在、予算の時期、人事の時期、この時期にやはり行かなければならなかったという大きな理由はどうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今回、１月20日に米国新政権が誕生いたしまして、この時期にさまざまな政策的なものが形成されていくということで、こういった時期に連邦議会議員、それから連邦議会調査局等と意見交換を行いまして、沖縄の正確な情報を伝えるということが意義があることではないかということで、この時期にさせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　結果的にもう訪米から帰ってこられたのであれですけれども、本来であれば、この大事な予算の時期または人事異動のいろんな大事な時期に知事が不在ということは、非常に県政の運営で問題があるのではないかということを指摘しておきます。

それから、米議会調査局の報告書があったということで、他党の方からその評価もありましたけれども、米議会調査局とは何か、その役割について簡単に説明してください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　連邦議会調査局は、そこのほうにいろいろ調査官等いらっしゃるわけですけれども、その方々は毎年この報告書、連邦議会に報告書を提出するようになってございます。過去にも訪米を行いまして、連邦議会調査局のほうから沖縄県の考えを議会のほうに報告していただいたという経緯がございます。そういったこともありまして、今回２時間という時間を費やして、調査局の方々と意見交換を行わせていただいたということでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　他党の方は、今回この議会調査局の報告があったことを非常に評価していましたけれども、今答弁があったように、2014年８月にも議会調査局は報告を上げています。それから数年たっても、ある意味米国議会での動きに影響していないという意味からすると、レポートが上がったことを評価するのではなくて、知事の訪米の評価は、辺野古がとまる、実際にそういったいろんな過程は過程でこれらの評価は各自なさると思うんですが、最後の決定、目標が達成するまでは私は評価すべきではないと思っております。それから、実際の報告書ですけれども、私も調べてみました。米議会調査局で年間70万件のレポートが上がるそうです。その中の一レポートをそんなに重要視する必要は全くないと。逆に、私は本当にこの地元の理解が深まるということは過程であって、最後の目的は最終的に米国が辺野古問題をどう捉えるか、または今までの考え方を変えることができたら知事の訪米も効果があったと言えると思います。ぜひ、来年度も800万近い訪米予算が計上されていると聞きますけれども、予算の編成方針の中に、効果をきっちり評価して予算づけをするということからすると、私は今年度の予算はつけるべきではない、行くべきではないというふうに強く申し上げておきます。

それから、いろんな評価、外部の評価もありました。いろんな議員からもありましたけれども、やはり今回、上院議員のマケイン議員の言葉、私はそれが全てだというふうに思います。２月７日のタイムスに出ているので、もう既に御存じだと思いますけれども、マケインさんが、何のための訪米なのか、なぜ私に会う必要があるのだということを逆に質問をしたと、これはタイムスの記者に対して。やはりいろんな意味でこの米国議会が、実際にマケイン氏が話している最後の言葉は、マケイン氏は国防総省が一度決定した計画を覆す難しさを肌で知っているということからすると、もちろん知事の訪米によって何かが変わるということは、県民の一部も評価していると思いますが、ぜひ、このいろんな訪米については、この効果も含めて再度検討をお願いしたいと思います。

それから(2)点目に行きます。

安慶田前副知事の辞任について、これは辞任の理由とか知事の考え、説明がありましたので、私は何点か

だけ、時間の確認だけさせてください。

まず教育長、諸見里氏より１月22日、意思を書面で伝えたいと土曜日に連絡があったと聞いていますけれども、何時ごろ、どのような方法であったか答えてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　22日には書面を受け取っております。何らかの形でというのは、21日の夜８時ごろに書面を渡したいのでというお話がございました。翌22日に――午後、時間ははっきりしませんが職員が受け取りまして、夕方の５時に教育庁の幹部で書面の内容を集まって確認したところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そのときに何らかの内容の説明はありましたか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは21日の件でしょうか。

そのときは20日の記者会見のときに答えた内容とは違うので、何らかの形で、書面でお伝えしたいというお話があっただけで、中身はありませんでした。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事に伺います。

安慶田前副知事は、弁護士を通じて辞意を伝えたとありますけれども、受けたのは知事本人でしょうか。辞意を受けたのは、知事御本人ですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　弁護士のほうから、21日ですか、６時過ぎに副知事が辞意を示しているという旨の連絡がありました。弁護士から私にありました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　時間的なことはわかりました。

それでここからは指摘なんですけれども、教育長、書面を受け取ったその前に電話を受けた。その段階で私は知事にすぐ報告すべきだと思います。こういう内容は別にして、こういった動きがありますと。それから、午後に書面を受け取って、18時に知事へ一報しましたと。知事はこれをまた電話ではなくて、面談でということを指示されたというふうにありますけれども、知事、これも私は危機管理の一つで、これだけ重要なことを電話ではなくて、翌日ではなくて、この日の夜でもすぐ来るようにという指示を私はすべきだと思います。それで、知事は知事の立場でこの事実関係を確認すれば、恐らく23日月曜日の記者会見の内容も変わっていたと思います。

私が申し上げたいのは、やはりこういった案件を報告するタイミング、それから知事としてこれを指示するタイミング、そしてまた月曜日は９時半から知事室に上がりながら、重要性からしたら私はこれは何よりも先に知事は説明を聞いて受けるべきだと思うんですけれども、この日13時15分に与党幹部へ報告をして、14時半に記者会見ということは、本当に私はこの流れ、全体的な危機管理という意味では大変不足をしているというふうに思います。これも今後もいろんな中で指摘をさせていただきますので、私の次の質問者の中にも入ると思いますが、これも強く指摘をしておきたいと思います。

それから(3)点目、宮古島市長選挙、浦添市長選挙の結果についてですが、いろんな答弁がありましたので、知事に質問します。

宮古島市長選挙は、自衛隊の容認反対も争点になった選挙であると思っています。容認と反対の候補の得票差は約2900票。そういう意味では、自衛隊容認がされたというふうに私は理解しますが、公室長、どのような見解ですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　自治体の選挙においては、地域におけるさまざまな実情、課題等を踏まえてそれが争点になっていると思います。やはり宮古島市長選挙におきましては、宮古島における自衛隊の配備について、それが一つの争点になっていたものと考えています。そういった中において、今おっしゃったような得票差で、自衛隊について容認している市長が当選されたことは、一定程度その分野について信任を得られたのではないかというふうに推察します。さまざまな争点はあったと思いますけれども、一つの判断の材料にはなるかなというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　公室長の答弁は、いろんな形で地元にはさまざまな意見があるという話をします。私は辺野古にもさまざまな意見があると思っています。しかし、公室長の答弁は、民意、県民の全てがという表現を使います。これは間違っています。全てというんだったら140万人の県民全てが辺野古に反対であれば、この言葉を使っていいんですけれども、さまざまな意見があるというんであれば、辺野古にもさまざまな意見がありますよ。それをあたかもオール沖縄全て県民がそのような形で訪米したり、そういうことは私は県民の意思を反映していないと強く苦言を申してお

きます。

それから、浦添市長選挙ですけれども、これも４年前の公募で決まった候補、４年前の選挙ですけれども、公募で決まった候補と別の候補を支援しましたと。これはいろんな経緯があったと思いますが、私はそのときは秘書になった２カ月目、非常に違和感を感じました。壇上に旧野党の方々と自民党の先輩方が並んでいる。これを非常に違和感を持って見ていました。ある意味これがオール沖縄のはしりだったかもしれませんけれども、勝つためにはどの政党とも組むということを､私はすごく違和感を感じて見ていました。

その中で知事に質問します。

知事、公約とはどういうものであるのか。守るべきもの、実現するべきもの、公約変更はすべきではないということを、知事のお考えを聞かせてください。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　選挙における公約だというふうに思いますけれども、公約というのはやはり守るべきもの、そして実行していくものであります。今日まで私は政治は長いですから、多くの候補者が100％公約を実行できないということもあります。しかし、それを目標に掲げて一生懸命頑張る中で、人によって違いますけれども、六、七割ぐらいは達成して、残念ながら三、四割は緒についたものと断念したのもあったかと思いますが、いずれにしろ、公約というものは、それを実現すべく全力を挙げて頑張っていくと。これがやっぱり選挙民とのお約束だというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　では、掲げた公約は変更すべきではないとお考えですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　公約を変更するというようなことはだめだという意味では、変更してはならないと思います。これは公約というのは、例えば世の中の国際情勢ががらっと変わったりするとか、いろんなこともあると思いますので、そういった意味で、100％だめだということではないんですが、一般論としていえば公約は守るべきものだと。ですから、どういう場合に変更があり得るかなどというのは想定がなかなかしにくいですので、その意味からいうと、やっぱり公約は守るべきものだというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　知事は今まで公約を破ったこと、変更したことはありますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　県知事としては２カ年余ですから、今一生懸命段階を踏んで近づいてきているものと、今県議会でも答弁させていただいているとおり全部手はつけていると。各部局長は私の公約――恐らく200ぐらいあると思うんですが、全部手をつけているということもございます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛にお願いします。

○知事（翁長雄志君）　ですから、あとは那覇市長としてどうだったかというようなことはあると思います。しかし、あれは私からすると、大変しっかりとやってきたものもありますし、当然、物理的にできなくなったというようなものもあるとは思います。それを今こちらで全部披瀝するわけにはいきませんので、公約の実現というものについては、一般的にいうとしっかりできたのかなという感じです。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　私はその当時沖縄にいなかったのであれなんですが、知事、１期目の市長選挙のときに、当選したら公用車を利用せずに自転車で通勤するというような約束をしたと。それも数週間で破棄にしたということを聞いていますけれども、これは……違いますか。公約に入っていませんか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　だから、そういうのは確認をしてやってもらいたいんですが、私は那覇市議時代から県議、自転車に乗って、市長のときもおおむね自転車を利用しておったんです。ただし、行くところが庁舎からあちこちあるときは当然公用車で行きますけれども、家から役所という意味では自転車を利用しておりました。県知事になってからは、ちょっと警備上問題だからやめてくれと言われているのでやっていませんけれども、那覇市長時代は多く自転車を利用しておりました。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　今回の松本市長は、公約を守ることよりも公益を優先したということで市民の審判を仰ぎました。私は知事にお願いしたいんですけれども、公約を守ることでこれが県民の生活、生命財産が脅かされるようでは、または県民の生活の向上が確保できないと。ある意味予算の確保ができないとか、いろんな意味で県民に負担を強いるようなことがあれば、私はこれは公約の重さ、いろんな形で知事が判断していろんな考え方を、先ほど環境が変われば公約が変わることもあり得るというふうにおっしゃいましたので、そういったことも含めて、私は知事にはそういったお願いをしておきたいと思います。

それから(4)番目、各施設の候補地の決定のプロセス、ＭＩＣＥのこと、Ｊ１のこと、今までのさまざまな決定の手続が、私は不透明のように見えて、まるで豊洲市場のようにも見えたりもするんですが、この辺の決定のプロセス、前田部長、御答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

まず、大型ＭＩＣＥ施設の候補地についてでございますけれども、平成25年度に有識者委員会を設置しまして、平成26年６月までに、当時の５つの候補地について、整備が可能な時期、用地面積、空港からのアクセスなどの評価項目について検討を行いました。平成26年度においては、有識者委員会の検討を踏まえながら、将来の道路整備の進捗、用地の取得見込みなどについて、さらに詳細な確認、検討を行いました。平成27年３月には、県三役による候補地の視察を行い、同年５月に将来的な交通アクセスの向上やＭＩＣＥエリアとしての成立の可能性の高さ、東海岸地域の振興、県土の均衡ある発展などの総合的な観点から調整を行いまして、中城湾港マリンタウン地区に決定しております。

Ｊ１スタジアムにつきましては、平成24年度に策定した基本構想の検討において、豊崎タウン、東浜マリンタウン、奥武山公園の３カ所を比較した結果、アクセス性にすぐれているなどの理由により奥武山公園が最も望ましいと結論づけております。その後、那覇市が主体となり奥武山公園での整備が検討されましたが、平成28年４月以降、県と那覇市で協議した結果、同年８月に県が主体となって整備することとなり、これまでの経緯や那覇市との調整状況などを踏まえ、奥武山公園で整備することとしたところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　Ｊ１の件もこの場で質問させてもらいましたけれども、要は那覇市は那覇市でやる、県は県でやるという双方が基本構想までいって、どこかのタイミングで県がやるということになって、用地も買収する、いや、しません、一転二転をしています。いろんな決定手続はもちろん庁内での手続、決裁とっていると思うんですが、ぜひ、その辺も見えるような形で我々委員会の中での説明も含めてお願いしたいと思います。

それから付随して質問ですけれども、土建部長に質問します。

一銀通り、那覇高校の前から国際通りに前までの県道を市道に変えたというふうに聞いています。ちなみに、ちょっと技術的なことを聞きたいんですが、一銀通りの車道の拡幅は物理的に可能と考えていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　これはちょっと次の質問にも関連するので、パブリックコメントの手法について、もしどなたかお答え、どの期間をもって行うとか、どのような形でやるかをもし御説明いただければ。これも答弁いただけないでしょうか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　今のは一銀通りの話だったので。

○西銘　啓史郎君　市民会館と関係しています。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　同じ地域につくるということ。（発言する者あり）

ちょっと待ってください。

パブリックコメントの一般的なことについて答弁をしたいということですから、それを先にしていきます。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

県行政においていろんな計画づくりをするときに、やはり一般的には県民の意見を反映するということで、パブリックコメントも行われているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　そのやり方の、例えば意見を収集する期間とか、ちなみに大体どのぐらいとるかというのをわかれば教えてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　これはそれぞれのまたいろんな計画の内容にもよって、期間の設定もいろいろと変わるところもございますので、一律にはなかなか答弁しにくいなというところでございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　先ほどの道路について、土建部長お願いします。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　一銀線の道路拡幅が技術的に可能かどうかという御質問にお答えいたします。

一銀線の整備に当たっては、今現在那覇市のほうが検討しているところではございますけれども、交通量を踏まえて道路の構造や技術基準を含めた道路構造令の範囲内で判断されるものだと思います。技術的には

当然ながら拡幅は可能ですけれども、それに応じてのやはり事業費というのもありますし、それが交通量に見合う形になっているのかどうか、ビー・バイ・シーの話もありますので、その辺は慎重に検討されるものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　何が言いたいかといいますと、那覇市選出の県議の一人として、今回那覇市民会館の移設や牧志公設市場の建てかえについて大きな疑問が私のところに寄せられてきています。特に那覇市民会館については移設先が久茂地小学校跡地。当時、知事が説明のときに私案として説明をしたことが翌年の選挙で公約として当選したから、もう市役所はそれに動いています。いろんな方の声を聞いても、やはりあそこに市民会館をつくるべきではない。しかも今回、文化行政審議会等でもいろんな審議をされていますけれども、場所についての審議がされていないとか、要は、当時市議会でやった某党の今県議も、非常にこの選定の仕方に疑問を呈しています。私の周りでもそういう声があって、私からもあえて提言したいのは、地元説明、パブリックコメントをとりましたというふうに那覇市では答えているんですが、パブリックコメントの意見を収集したのがわずか１カ月、しかも13人ですよ、意見収集したのは。それでいて、その中のほとんどが久茂地には反対しているんです。そんな中で那覇市民会館を向こうに移す、しかも一括交付金を使ってやるということは、非常に疑問があるということを意見として申し上げておきます。

次に行きます。

観光立県沖縄としての課題についての、平成25年度から27年度の実績について、特に諸謝金について答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローによりますと、県からの委託・補助事業に係る諸謝金の内容については、観光人材育成講師等への謝金や交通費等に係る経費であり、平成25年度は17事業で約3400万円、平成26年度は16事業で約１億700万円、平成27年度は18事業で約１億2100万円となっております。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　事業数はそんなにふえなくて、謝金が事業数ほどにふえなくて、謝金が3000万から１億2000万にふえる理由は何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

観光人材育成プラットフォーム構築事業ということで平成26年度から実施しておりますが、その前身事業である世界に通用する観光人材育成事業、これは平成25年度の実績でございますが、ＯＣＶＢの決算諸謝金によると、平成25年度が135万4000円から、平成26年度は6113万4000円と増加しております。これは事業スキームの変更によるものが主な理由でございます。と申しますのは、平成25年度は企業みずからが、講師手配とかカリキュラム、こういったことについて企画をしまして、そしてその企画をビューローのほうに申請をして、助成を受けるというふうな形になっておりましたので、そして県のほうでは謝金ではなくて、支払い助成金としての経理処理を行っていたと。それが実際そういう形で企業みずからが研修を企画して提案するというノウハウが十分ではない企業も少なくないということ、そして募集時期が業務の繁忙期に当たることなどから、応募がなかなか伸び悩んでいたという実情がございました。そういったことから、平成26年度からは、あらかじめ県のほうで研修メニューを用意した上で、そしてビューローのほうで講師のデーターベースを作成していただきまして、年間を通して随時企業からそういった形で講師を選択しながらその研修メニューを選んで受講するという形の講師派遣型に事業スキームを変更されております。

そういったことから、ビューローのほうにおける会計上の諸謝金が大幅に増加したということがございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　いずれにしても年間１億2000万、月1000万ですよ。1000万の講師謝礼金がいろんな事業で支払われているということは、きっちり担当部署として精査してもらいたいと思います。

では２点目、那覇空港案内カウンターの業務の撤退についてお願いします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

那覇空港観光案内所においては、増加する国内外観光客からの観光情報の問い合わせに加えて、旅行商品や宿泊予約の要望が増加するなどニーズが多様化しております。一方で、県においては、第５次沖縄県観光振興基本計画で、観光案内所における旅行商品等の予約販売機能を付加することを検討するということとされております。そういったことから、県と沖縄観光コ

ンベンションビューローにおいて、観光案内所のあり方について検討等を行った結果、平成29年度から県の実証事業として、観光商品の予約販売機能を付加した形で、案内所を実証事業として、県の委託事業として実施するという形で進めることとなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　中期計画書、事業計画全て読ませてもらいました、コンベンションビューローの。事業の変更についてはやはりきっちり役員会での承認事項だと思いますので、ぜひこれも検討いただきたいと思います。

それから２点目は割愛して、３点目、Ｊ１スタジアムの沖縄総合運動公園の使用状況、答弁願います。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

沖縄県総合運動公園の陸上競技場については、陸上競技場に必要な機能、これを維持しながら、Ｊ２サッカーの認定が得られるよう改修整備をしてきたところでございます。当該陸上競技場は、平成27年度において、Ｊ３サッカー公式戦、サッカー大会、陸上競技大会、おきなわマラソン等で136日間使用されております。また、そのうちサッカー競技は、Ｊ３サッカー公式戦が18試合開催されるなど、74日間使用されているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　西銘啓史郎君。

○西銘　啓史郎君　ぜひ、今の使用状況も踏まえて、Ｊ１専用スタジアムが本当に必要かどうか、再検討も含めて執行部で議論いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

〔末松文信君登壇〕

○末松　文信君　おはようございます。

沖縄・自民党会派、末松文信、一般質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について。

知事は、所信表明の中で相変わらず辺野古に新基地はつくらせない。また、普天間飛行場の５年以内の運用停止を政府に求めるとおっしゃっております。その道筋も示さず、いや、示すことができずして沖縄の基地問題の解決、特に普天間飛行場の危険性の除去について、県民の理解を得るのはなかなか難しいと思います。

以下、一般質問を行います。

(1)、県政運営について。

ア、新基地の定義について伺います。

イ、オール沖縄の定義について伺います。

ウ、辺野古に新基地をつくらせない法的根拠について伺います。

エ、普天間飛行場の５年以内運用停止の見通しについて伺います。

２番、基地の整理縮小に向けて。

(1)、普天間飛行場代替施設建設に係る埋立事業について。

ア、一連の埋立訴訟に対する最高裁の判決は、知事の主張をことごとく退けました。第三者委員会及び知事の責任について、御所見を伺います。

イ、沖縄県は、知事の主張を取り消し、前知事の埋立承認が生きているものと理解しておりますけれども、御見解を伺います。

ウ、沖縄県は、みずから承認した埋立事業をあらゆる手法を使って阻止すると公言しておりますけれども、しからば何のために承認したのか伺います。

エ、あらゆる手法とは、報道によると、Ａ、Ｂ、Ｃ、３段階に分けて洗い出しを進めているようでありますけれども、具体的に説明を求めます。

オ、あらゆる手法と公有水面埋立承認との法的整合性について伺います。

(2)、公有水面埋立法に基づく埋立事業の進行管理と行政指導について。

ア、設計変更等の変更申請について。

公有水面埋立法は、11月議会でも土建部長から免許制度であるとの答弁をいただきました。県は、与えた埋立免許に基づき事業の進行管理を行う中で必要な行政指導をするのが行政の役割と思いますけれども、事業の進行を妨げるのが行政マンの使命ですか、土建部長に伺います。

イ、岩礁破砕等の許可について。

岩礁破砕の許可期限が年度内となっているようですけれども、漁業権者が漁業権を放棄したことにより、許可は必要ないとの認識もあるようですが、御見解を伺います。

ウ、サンゴの白化回復について。

沖縄近海のサンゴの白化現象については先日の新聞報道にもありましたけれども、たびたび危惧されております。沖縄県サンゴ移植マニュアルでは、数年から十数年で回復すると言われておりますけれども、これまでの実績について伺います。

エ、サンゴの移植について。

近年、サンゴ礁の保全策としてサンゴの移植も一手段として行われており、また、企業の社会貢献の一つとしても採用されているようですが、その実態につい

て伺います。

オ、造礁サンゴ類の特別採捕許可について。

サンゴの移植に際して特別採捕の許可が必要とのことですが、許可条件等について伺います。

(3)、埋蔵文化財に関する諸手続について。

ア、埋蔵文化財の存在について。

当該地域の埋蔵文化財について、その場所と規模、そして内容について伺います。

イ、埋蔵文化財の保存方法について。

埋蔵物の価値によって保存方法が異なるようですけれども、その分類と判断基準及び保存方法について伺います。

ウ、届け出及び通知等。

埋蔵文化財の届け出や通知等は、届け出は誰が誰にいつどのような手順で行われますか。また、所管部局はどこですか、名護市との関係はどのようになりますか、伺います。

３、損害賠償及び求償について。

(1)、東京国立市のマンション訴訟について。

ア、この訴訟は、マンション業者が国立市にマンション建設を妨害されたことに対し、損害賠償を求めた事案のようですが、その判決について伺います。

イ、上記損害賠償に関し、住民訴訟が確定し、現市長が元市長に対し求償を請求した事案のようですけれども、この判決について伺います。

４、我が党の代表質問から。

(1)、中川京貴議員の代表質問より、６の地域福祉・医療の拡充との関連で伺います。

ア、砂川部長は、北部地域の基幹病院の整備について、その必要性や県立北部病院と北部地区医師会病院との統合について、合理性があるなど方向性を示していただきました。ありがとうございます。

つきましては、今後の取り組みについて、基幹病院の機能や統合に関する60項目にわたる諸課題などの解決に向けて、実施計画の策定が必要だと思いますけれども、組織づくり等について県の考え方を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　末松文信議員の御質問にお答えをいたします。

１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、オール沖縄の定義についてお答えをいたします。

一言では難しいことではあるんですが、オール沖縄とは、保守対革新ということを乗り越えて、イデオロギーよりはアイデンティティー、県民本位、県民の心に寄り添った政治を行うことであると考えており、東京要請行動の全県民的な行動を原点として、大切にしたいという考えであります。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についてに御質問の中の、新基地の定義についてお答えいたします。

県内にある数多くの米軍基地は、それぞれにその施設の状況や使用形態、使用部隊などが異なっていることから、一概に新基地の定義を定めることは困難であると考えております。

次に、辺野古新基地に関する知事権限についてお答えいたします。

辺野古新基地建設に関する権限としては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則に基づく手続等さまざまなものがあります。

今後、沖縄県漁業調整規則に基づく手続や公有水面埋立承認の変更申請などがなされた場合は、法令にのっとり適正に審査を行い、それぞれの要件を判断していくことになります。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を実現するよう政府に求めてきたところであります。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、辺野古移設の進捗にかかわりなく、同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであり、普天間飛行場の固定化を絶対に避け、積極的に県外移設に取り組むべきであると考えております。

次に、基地の整理縮小についての御質問の中の、第三者委員会及び知事の責任についてお答えいたします。

第三者委員会は、法律及び環境学の専門の立場から、埋立承認の法律的な瑕疵について公正性、客観性を持って検証作業を行ったものであり、その責任を果たしたものと考えております。不作為の違法確認訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念でありますが、今回は埋立承認という１つの手続について最高裁の判断が示されたものにすぎません。一連の選挙において明確に示された県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは到底容認できるものではありません。

今後も、沖縄県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないとの公約の実現に向けて取り組むことが責任を果たすことだと考えております。

次に、埋立承認の効力についてお答えいたします。

辺野古埋立承認の取り消しに関する不作為の違法確認訴訟の最高裁判決で、県の敗訴が確定したことを受け、県は、平成28年12月26日に埋立承認取り消しを取り消したところであります。これにより、現在は埋立承認の効力が生じている状態になっております。

承認と知事権限との整合性についての御質問にお答えいたします。２の(1)ウと２の(1)オは関連しますので一括してお答えします。

辺野古の埋め立てについては、公有水面埋立法に基づき沖縄防衛局から申請のあった埋立承認願書について、前知事が、同法で定める承認の要件に適合するものと判断して承認したものと理解しております。公有水面埋立法に基づく埋立承認の取り消しに関する訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですが、この訴訟の結果が、公有水面埋立法とは異なる沖縄県漁業調整規則を根拠とする岩礁破砕等許可やサンゴ類の特別採補許可に関する審査を拘束することはありません。また、公有水面埋め立ての変更承認申請については、例えば、変更部分について環境保全に十分配慮した対策がとられているかということについて、改めて法令にのっとって審査を行う必要があります。

次に、あらゆる手法についてお答えします。

辺野古新基地建設を進めるには、法令等に基づき知事の権限に係る手続を経る必要があります。新聞報道で示された手続のうち、岩礁破砕等許可、サンゴ類の特別採捕許可及び公有水面埋立法に基づく設計変更申請の３件については、知事の許認可を受けなければ、当該許認可に係る工事を行うことはできないと考えております。そのほか実施設計の事前協議、環境保全の事前協議、林地開発協議、土壌汚染対策法に基づく届け出及び県外からの埋立用材搬入の届け出、並びに教育委員会の所管である埋蔵文化財に関する届け出・通知の６件については、協議等に時間を要する可能性があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　基地の整理縮小についての御質問の中の、設計変更等に係る変更承認申請についての御質問にお答えいたします。

公有水面埋立法では、承認後、願書等で示した内容を変更して埋立工事を実施する必要が生じた場合の手続として、同法第13条の２に基づく変更承認の手続を定めております。仮に、当該規定に基づく申請が行われた場合、県としては、法令にのっとって適正に審査を行い、変更承認申請の要件の適合性について確認・判断する考えでございます。

次に、損害賠償及び求償についての御質問の中の、国立市のマンション訴訟の判決についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の裁判は、国立市の分譲マンションの建設会社が、国家賠償法第１条第１項に基づき、国立市に対し、国立市元市長がマンション建築計画を漏えいしたこと、元市長がマンションを違反建築物と公言したこと等、営業活動を妨害され損害をこうむったとして、その賠償請求をしたものと認識しております。

東京高等裁判所の判決では、元市長の行為は、地方公共団体及びその首長に要請される中立性、公共性を逸脱した違法な行為であるとして、原告の訴えを一部認容したとのことであり、最高裁判所では国立市側の上告を棄却し、平成20年３月11日付で二審判決が確定したとのことであります。

同じく元市長に対する求償の判決についての御質問にお答えいたします。

議員御質問の裁判は、国立市が、国家賠償法第１条第２項の求償権に基づき、元市長に対し、市が分譲マンション建設業者に支払った賠償金及び法定利息の支払いを求めたものと認識しております。

東京高等裁判所の判決では、原告の請求を認容したとのことであり、最高裁判所では、元市長の上告を棄却し、平成28年12月13日付で二審判決が確定したとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　基地の整理縮小についての御質問の中の、岩礁破砕等許可申請の必要性についてお答えいたします。

漁業権は、漁業法に規定されているとおり漁業を営む権利であり、知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。漁業権者による漁業権の一部放棄に関しては、これにより漁業権が当然に変更されるものではなく、漁業法第22条の規定により、漁場の縮小を内容とした知事の変更免許が必要であります。このことについては、これまでの政府見解や地方自治法に基づく水産庁の技術的助言においても同様の見解が示されております。

このため、県としましては、現在も普天間飛行場代替施設建設工事海域には漁業権が設定されているとの前提のもと、現行の許可期限到来後の４月以降に岩礁

破砕行為を行うには、知事の岩礁破砕等許可を受ける必要があると判断しております。

次に、特別採捕許可の条件等についてお答えいたします。

沖縄周辺海域における造礁サンゴ類は、沖縄県漁業調整規則第33条第２項の規定により、周年、その採捕が禁止されております。そのため、造礁サンゴ類を採捕するためには、同規則第41条の規定による知事の特別採捕許可を受ける必要があります。当該許可手続については、申請者から提出された申請書及び実施計画書の内容について、厳正かつ適切に審査することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　基地の整理縮小についての御質問の中の、サンゴの白化回復についてお答えします。

サンゴの白化現象については、平成10年に全県的に、平成19年には八重山地域で、平成25年には沖縄島西海岸で局所的に発生しております。白化の状況は、地域により差はあるものの、近年、回復傾向にありました。しかしながら、昨年の高海水温等の影響による県内全域で発生した大規模な白化現象により、県内のサンゴは、大きな影響を受けております。沖縄県サンゴ移植マニュアルによると、自然要因によるサンゴの荒廃は、生育環境条件が良好な場合は、数年から十数年以内に回復が可能とされております。

県としましては、環境省等の関係機関と連携しながら、引き続きサンゴの生育環境保全等の取り組みを推進してまいります。

次に、サンゴの移植の実態についてお答えします。

サンゴの移植は、サンゴ礁の保全策の一つとして行われております。本県においても、県内各地で、さまざまな団体によりサンゴの移植が行われており、企業の社会貢献やイメージの向上を目的にサンゴの移植が実施されております。しかしながら、サンゴの移植については、遺伝的攪乱や親サンゴの損傷等の課題があり、安易なサンゴ移植は、サンゴ礁生態系への悪影響が懸念されます。

そのため、県では、サンゴ移植の基本的な方法や考え方等をまとめた沖縄県サンゴ移植マニュアルを作成し、適切なサンゴ移植についての普及啓発を図っております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　基地の整理縮小についての御質問の中で、埋蔵文化財の場所等についての御質問にお答えします。

キャンプ・シュワブでは、これまで海岸側で６遺跡――６つの遺跡、陸側で２つの遺跡が確認されておりますが、立ち入り等の制限があることから、文化財調査は、工事予定箇所等の限られた範囲での実施となっております。そのため、各埋蔵文化財の内容等については、これまでのところ十分に確認できていない部分が多くあります。

県教育委員会では、今後も名護市教育委員会と連携を図り、埋蔵文化財の所在や内容の把握に協力していきたいと考えております。

次に、埋蔵文化財の保存方法についての御質問にお答えいたします。

埋蔵文化財は本来であれば、土地に埋蔵された状態のままで、将来へ伝えていく現状保存が最適であります。しかしながら、土木工事等の影響を受けることが明らかとなり、やむを得ず現状保存ができない場合は、発掘調査を行い、埋蔵文化財を記録として保存することとなります。

次に、埋蔵文化財の通知等についての御質問にお答えいたします。

国等の機関が埋蔵文化財として決定された区域内で土木工事等を行う場合は、事前に文化財保護法第94条第１項の規定に基づき――この場合は名護市ですけれども――名護市教育委員会を経由し、県教育委員会へ工事等を実施する旨の通知することになっております。名護市教育委員会は、市内の文化財に関する事務を所管していることから、沖縄防衛局と埋蔵文化財の取り扱いに関する調整や必要に応じた発掘調査を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　我が党の代表質問との関連についての御質問の中の、北部基幹病院の整備に関する取り組みについてお答えします。

現在、作業を進めている課題の抽出は、県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の是非について、県の方針を定めるために行っているものであり、県内部において、整理する必要のある事務であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　どうも答弁ありがとうございました。

これから再質問を行いたいと思います。

まず、新基地の定義ですけれども、今、公室長は定義は難しいと言っておりますけれども、それであれば、なぜ辺野古は新基地と呼んでいるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほど、施設ごとに使用形態、使用部隊、異なっているということで、一概にということでお答えいたしましたけれども、辺野古の場合、政府が推進しております辺野古移設計画、これを見ますと、弾薬搭載エリア、係船機能つき護岸、２本の滑走路の新設など、現在の普天間飛行場とは明らかに異なる機能を備えることとされております。単純な代替施設ではなくして、統合的な高次機能を持った全く新しい機能を持っているということで、県としては、新しい基地、新基地というふうに呼んでいるところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは伺いますけれども、那覇軍港の移設先である浦添軍港、そして与那国島に配備された自衛隊基地、それから宮古島に配備される予定の自衛隊基地、加えて石垣島への自衛隊基地、これは新基地とは言いませんか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、我々は米軍施設について新基地というふうに話をしているということでございます。

那覇軍港の件なんですが、県は新基地という表現をしたことはまずございません、基本的にですね。なぜかと申しますと、今回建設されます施設は、現有の那覇港湾施設における機能を確保することを目的として、那覇港湾施設内の浦添埠頭地区に移設されるということであるからでございます。

○末松　文信君　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　最初の、私は、数ある米軍基地はということで主語をつけさせていただいたので、自衛隊については除外させていただきましたけれども、この先島、いわゆる与那国ですとか石垣とか宮古という話がありましたけれども、新たな配備というふうな形で、我々は、新たな配備についてということでこれまでも認識して答弁しているところでございます。新基地と新しく基地を配備するという意味で、基地ができるという意味では新基地かもしれませんけれども、我々は米軍施設について、いろいろこれまでも県議会等で議論されているところから、米軍基地についての定義いわゆる新基地ということでやったわけでございまして、自衛隊が新たに先島等に配備されることについては、新たな配備というようなことで、ただそれをあえて新基地かと言われれば、新しく基地ができるという意味では、新基地と言えると考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　なぜ、私はこれを聞いているかといいますと、知事、新基地はみんな反対しているんですよね。そういう意味でなぜこれは反対しないのかということを聞いているんですよ。どうぞ、答弁お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど来、米軍基地と自衛隊についての県のスタンスは若干違うということを前提にお話しさせていただいているところです。我々、今議会でも多くの方から、自衛隊配備について賛成か反対かというようなことを問われました。その際の私の答弁は、県民からも一定の評価を受けている、県としても評価をしておりますと。ただ、新たな配備につきましては、地元に多くの方々からまたさまざまな意見がございます。そういったこともありますので、配備に当たりましては、政府において丁寧に説明を行う必要があるということで答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　先島に配備される自衛隊の目的は何でしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　防衛等によると、南西諸島海域における防衛のためだというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それは、厳然たる前線基地ですよね。基地ですよね、それは。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　我が国の自衛隊基地でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは、お尋ねしますけれども、今、公室長は地域にはさまざまな意見があるということですが、普天間飛行場の代替施設の移設先である辺野古区を中心とした地域の条件つき受け入れ表明について、知事は、地域の民意を尊重されますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　受け入れ署名を受け入れるかということですけれども、まさに先ほど私も、そして議員もおっしゃったように、さまざまな意見があると。その意見は、それはそれとして尊重しなければならないだろうと思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　普天間飛行場の移設先である辺野古の代替施設は、容認されるわけですね。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほど尊重するというようなお話をしましたが、それが一気に飛んで、やはりじゃ容認するかというと、それはまた全く話は別でございまして、辺野古移設につきましては、知事は、辺野古移設新基地反対を公約に掲げて当選なさっていて、つくらせないということを前提に取り組んでいるところでございます。また、これまでさまざまな選挙において、反対の民意が示されているものということでございまして、辺野古移設は容認できないというのが県政の立場でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いや、私が聞いているのは、地域の民意をどうするのかと聞いているんですよ。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ですから、民意を尊重するということと、それがイコール全てそれを尊重するからといって容認するということにはならないということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　じゃ、地域の民意を封殺するわけですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　さまざまな意見があるということは、我々も承知しておりますし、それにつきましては尊重するという立場でございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これ以上やってもあれですから、次に移ります。

オール沖縄の定義についてでありますが、知事は、保革問わずアイデンティティーを踏まえた上での行動だとおっしゃいますけれども、知事、現実問題として、県内11市のうち那覇市と名護市を除く９市がチーム沖縄を形成されて、圧倒的多数なんですよ。そういう意味では、オール沖縄という名称を変えたらどうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　最近の選挙も、宮古島市、浦添市という形で、皆様方のところが勝っているわけですが、ただ沖縄の市町村の選挙は、本当に現職がみんなよく頑張っておられて、いいまちづくりをしていると思うんですけれども、立場は違っても、この３年間、現職がみんな勝っているんですよね。１村、北部のほうで負けたところ、どことは言いませんがありますが、いずれにしろ市町村は、市町村のまちづくりということで、これを一つ一つ丁寧に現職がやってきたという等の強みが全てあると思います。

オール沖縄というのは、どういう形かといいますと、東京要請行動いわゆる辺野古に基地はつくらせないということ、オスプレイ配備撤回、それから普天間の県外ということで、この大きな命題を持って、沖縄県民全体が、基本的にいうと全体が一緒になって行動をしたんです。行動をして、内閣官邸まで行きまして、要請書まで出しております。そういったようなものの中で、まず１つ大きな枠組みが違うということと、沖縄の選挙でも市町村の場合には、当然現職がそういうことになっていますが、県全体の選挙といいますと、県知事選挙、それから衆議院の４選挙区、それから県議会議員選挙、参議院選挙、沖縄県全体というようなものからしますと、ある意味ではオール沖縄が勝ってきたと。ですから、これは半年、１年、２年という形でどうこうということでもなくて、ただそういった実績はあるわけですから、９つの市がこうだから、よく官房長官もおっしゃるんですが、沖縄の民意は違うという話がありますけれども、今こういった違いもよくわかってからでないと、沖縄県全体の流れというのはわからないんじゃないだろうかというふうに思っております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　知事にお願いしますけれども、そういった状況があるということも念頭に置いて、県政を運営してほしいと、こういうふうにお願いしておきます。

それから次に、辺野古に新基地をつくらせない法的根拠ということで、これは、知事がアメリカを訪問している間に、アメリカのマティス国防長官が来日されて、普天間の危険性を除去する方策として辺野古が唯

一と確認されて、さらには安倍総理とトランプ大統領の会談の中でも同様のことが確認されております。さらには、最高裁の判決を受けて、法的根拠も失っている。現場は着々と今進んでいる。こういった状況の中で、もはや阻止する手だてはなくなったのではないかと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事は、今回の訪米におきまして、公有水面埋立承認に関する取り消しの判決が示されただけであって、それ以外のものについては、別に否定されたわけではないと。いわゆるあらゆる手法を用いて、辺野古の建設を阻止するというようなことをるる述べたところです。それに伴い連邦議会調査局でもお話をしたところ、議会でもありましたけれども、調査局のほうは、翁長知事は2016年の最高裁判決後も辺野古新基地建設を阻止するためさらなる措置を続行すると明言したなど、報告書としてまとめられているということです。日米両政府においては、そういった辺野古唯一ということはあると思いますけれども、県としては、そのことをまた改めて否定して行動を行っているわけでして、そういったことを含めて、県としてあらゆる手段を用いて対応したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　次に行きます。

５年以内の運用停止ということでありますけれども、知事は政府に求めるということで、いつも言われていますが、去る14日の衆議院予算委員会において、安倍総理は５年以内の運用停止は困難と答弁されております。その理由として、沖縄県が非協力的ということです。私もこの間、知事の行動や言動を見ていますと、非協力的ではないかというふうに思っておりますけれども、知事の見解をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、25年12月17日に移設計画の進捗にかかわらず５年以内の運用停止を求めております。県からの要請を受けまして、安倍総理はその際に、政府としてできることは全て行うというふうに述べてございます。またその後開催されております普天間飛行場負担軽減推進会議においても、同様の発言を行っておりまして、辺野古移設との前提はございませんでした。またそういったことは、28年１月19日質問主意書に対する、これは閣議決定を得た答弁書においても同様の見解が示されているということでございまして、県としては、前提ではないと、政府としてはできることは全てやるということが、政府としての公式見解だというふうに理解しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　公室長、口開けば政府とか国とか押しつけているような感じがしますけれども、地方自治法の第１条は何と書いてありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。読み上げます。

第１条、この法律の目的です。

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と記載されてございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　その中で、知事の役割は何と書いてありますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　これも条文を読み上げてお答えさせていただきます。

第１条の２でございます。

地方公共団体は――これは地方公共団体、都道府県も市町村も入っていると――「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と記載してございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そういう中にあって、知事みずから危険性の除去の方策あるいは道筋をつけるわけでもなく、運用停止の見通しもなく、住民を危険にさらしたまま放置して、政府に政府に、国に国に、求めているということだけでは、決してこの問題は解決しないと思います。そういう中にあって、県民に理解を求めるというのは、大変難しいんではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　言いましたように、１項のほうでは、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」云々とございました。２項は、国の役割をやっていますが、２項、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定める

ことが望ましい国民の諸活動」云々とあって、国のまた役割も記載されているわけです。だから、我々としては、国防について、米国との調整、外交交渉等は国においてやっていると考えておりますので、しっかり国において対応していただければというように考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　私が申し上げたいのは、国は国の責務はあるし、県は県の責務もあるでしょうと。県の責務を何で負わないのと言っているわけです。そういう中で、私は知事にお願いというか、こういう物事を解決するに当たって、私はチャンスがあったと思うんです。いわゆる、一旦和解に応じて工事を中断するなどして政府の誠意ある対応に対して、沖縄県側もやはり次なる長期ビジョンを持って、基地のあるべき姿を議論するテーブル、あるいは協議会、これをつくって前向きに対応することがそのとき重要ではなかったかというふうに思っております。それをやっておけば、過去70年を清算すると同時に次なる100年に向けても沖縄の将来像を描くことができたと思います。そのチャンスを逃したんじゃないかと思っていますけれども、御所見をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　政府との交渉、調整協議をしっかり捉まえてやるべきだったんではないかという趣旨だと思います。

　その御意見には私も賛同いたします。さきの高裁判決でもそうでしたし、国地方係争処理委員会でもそうでした。しっかりと協議を行いなさいと。また短期集中の協議もございました。そういった中において、県としては、沖縄県における過重な基地負担の現状等を踏まえた場合に辺野古新基地はなかなか難しいんだと、辺野古唯一という固定観念にとらわれることなく、対応してもらいたいという趣旨の調整などもさせていただいたところですけれども、いわゆる国地方係争処理委員会の我々も協議を求めたところですが、その後、国は県を相手にとって違法確認訴訟を起こしたということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そうは言うものの、私から見ると、決してそういう状況ではなくて、知事は辺野古にはつくらせない、国はつくりたい、この双方が一歩も譲らない状況があるわけです。それをどうするかというのは、テーブルに着かないと決着しない。あるいはまたどっちかが、双方譲り合いをする気持ちがなければ、これ協議成立しないわけです。県はそういう用意がありましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今の御趣旨は、用意といいますのは、例えば、お互いに妥協し合ってという趣旨のあれだと思いますけれども、これまで71年にもわたって過重な基地負担を背負い続けてきている沖縄県で、必ず普天間飛行場の代替施設は県内でなければならないということについて等、さまざまな意見交換もこれまで行ってきているところでございます。これについての明確な回答もない。そういった中において、沖縄県のほうで普天間飛行場が古くなったから、新しくまた県内に基地をつくる。これを辛抱してくださいと言われても、なかなか沖縄県民の民意としては、はいわかりましたとそれを受け入れられる状況にないと。政府においては、しっかりと民意を踏まえて、県外、国外を踏まえて対応していただければということで、調整をさせていただいてきたところでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　次に、第三者委員会と知事の責任についてでありますけれども、この裁判の結果、第三者委員会が拾った瑕疵について、これを私が前に申し上げたように、恣意的に拾ったことになっているわけです、裁判の結果は。これ、どういうふうに整理しますか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません、休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

　　午前11時43分休憩

　　午前11時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　最初の答弁でさせていただきましたように、第三者委員会は、個々の法律ですとか、環境学の専門の立場から、埋立承認の法律的な瑕疵につきまして公正性、客観性を持って検証作業を行ってきたということでございまして、恣意的に瑕疵を見出したというようなことはないというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　いや、瑕疵は否定されたんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　最高裁判決において、いわゆる不作為の違法確認訴訟なんですが、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですけれど

も、このことが恣意的な瑕疵を見つけ出したということにはならないのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　それでは、次に行きます。

あらゆる手法と公有水面埋立承認との法的整合性についてでありますが、きょう皆さんにお配りさせていただいておりますこの資料がありますけれども、これちょっとごらんいただきたいと思います。まず初めに、この地方自治法第245条の９、これは、昨日我が会派の座波一議員と議論がありましたけれども、法定受託事務についての資料であります。参考にしていただければと思いますが、ここで、土建部長に確認ですけれども、公有水面埋め立てに関する事務は、法定受託事務ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そうすると、この条文の中で、都道府県の執行機関が定める基準は、大臣の定める基準に抵触するものであってはならないと書いてあります。これとの整合性はどうなりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今議員御指摘の内容は、審査基準についてだと理解しておりますが、これは国から示された内容に整合するような形で設定させていただいております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　これについてはまた後にしますけれども、お配りした資料の裏面２をごらんいただきたいと思いますけれども、これは普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立申請の手続、いわゆるフローチャートであります。これを見ますと、平成25年３月22日、北部土木事務所へ承認申請がされております。その後、同年５月31日、沖縄防衛局が県からの補正要求等に対して補正文書を提出しております。それから、同年６月28日、申請書の告示・縦覧、それから利害関係者からの意見の聴取、そして申請の縦覧が終了したと。それから、同年７月19日に、内容審査を開始されております。その後、関係機関への意見照会、第11管区海上保安本部、県環境生活部、県農林水産部水産課等々を経て、この地元市町村長の意見等々を確認して、25年12月25日、これは県が現地確認した後、この承認の可否判断するまで160日を要しております。前知事はこの間いろいろなことを検証した上で、総合的に判断されたものと思いますけれども、その上で、翌年の１月24日、この件について承認告示となっております。

そこで、土建部長にお伺いしたいんですけれども、この関係機関への意見照会ですけれども、これ外部機関はいいとして内部の環境生活部であったり、農林水産部水産課であったり、ここはそれぞれに個別法に照らして意見を述べたと思いますけれども、いかがですか。

○土木建築部長（宮城　理君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

議員御指摘のこの県内部での意見照会でございますが、これは公有水面埋立法に基づくものであって、環境上の意見であったり、漁業上の意見を確認しているもので、個別法に基づくものではございません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　ちょっと休憩してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたのは、あくまでも我々が意見照会をする際の根拠として公有水面埋立法に基づいて意見照会をしていると、それぞれの部局では、当然ながら環境上の意見、あるいは漁港管理の面での意見というものは個別法に照らして意見を述べているものだという理解をしております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　今、部長おっしゃるように、陸上の開発についてもそうですけれども、関係部局に意見聴取をするときにはそれぞれの個別法に照らして、どうであるかということで可否を判断するわけですよ。その作業をきちっとやられたわけですね、もう一度確認します。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　その手続は、ちゃんととらせていただいております。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そういう手続を経て今日に至ってい

るこの承認案件について、これ公室長はあらゆる手段というのは、何があるんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　埋立承認は、取り消しを取り消したものですから、今承認は有効であることを前提として作業が進んでいると認識しております。そういった中で、今後想定されますであろう岩礁破砕許可ですとかサンゴの採捕ですとか、あと埋立法に基づく設計変更等、さまざまなものが出てくると思いますけれども、これについては、関係法令に基づいてしっかりと対応するということでございます。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　そこはあの……

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長から答弁の修正がありますので、許可いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　先ほど答弁させていただきました内容に誤りがありましたので、改めて答弁させていただきます。

先ほど意見照会自体は、公有水面埋立法に基づくということで回答させていただきました。それに基づいて、各部局が個別法に基づき意見に対しての回答があるというふうにお答えさせていただきましたが、これは、個別法に基づくという表現が適正ではないと。個別法の立場で回答をいただいたということで、おわびして訂正させていただきます。

○末松　文信君　休憩、休憩して。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　改めてお答えさせていただきます。

一部、言葉足らずで誤解を生じたかもしれませんが、私がお答えしたのは、個別法に基づいてと、個別法を根拠として回答しているというわけではなくて、当然ながら個別法を所管する立場ですので、その個別法の中に照らして回答するというのは、当然ながらあるものだと思います。我々から公有水面埋立法に基づいて照会をかけて、それの内容についてそれぞれの所管部局で個別法の立場で、所管する立場で回答をいただいたということでお答えさせていただいたところです。

○末松　文信君　休憩、休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後０時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

末松文信君。

○末松　文信君　今、土建部長の答弁を伺いますと、各部署に行っても個別法以外にもいろいろあるようだから、そういったことも勘案しながら意見を述べたということで理解したいと思います。

次に、岩礁破砕についてでありますけれども、これは、漁業権に係る事務は法定受託事務ですか、伺います。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　法定受託事務であります。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　報道によると、先ほど部長もおっしゃっていましたけれども、水産庁は漁業法第31条に基づく組合員の同意か、総会の特別決議が漁業権放棄の手続であるとして、県の同意や許可は必要ないとしている。他方県は、漁業権は、現在でも残っており、県の許可が必要と言われております。双方の法令解釈が全く違うんですけれども、県は水産庁にこの件について意見照会しましたか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　改めて今確認はしておりません。

○議長（新里米吉君）　末松文信君。

○末松　文信君　こんな重要な件を確認も照会もしないで、あたかもそうであるかのように言っていることについては、大変私も危惧しております。そうであれば、まだ照会していなければ、これ所管する水産庁にぜひ照会した上で、結果を報告していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　今、岩礁破砕等については、新たな申請はまだ来ておりませんので、それと申請するしないの意向もまだ確認しておりませんので、その辺を確認しながら、必要があれば改めて確認

していきたいというふうに思っております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　部長、これまで何度も同じ答弁していますよ。これ、照会して確認したかどうかを聞いているんですよ。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　当初答弁したように、これまで政府見解や地方自治法に基づく技術的助言通知でもって県のほうはその考えを示しておりますし、また、沖縄防衛局からは、岩礁破砕等の許可申請を行わないという意思表示はまだ行っておりませんので、その辺を踏まえて、必要があれば照会していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　いや、必要もない答弁はしないほうがいいですよ。
　そうであれば次に移りますけれども、造礁サンゴ類の特別採捕許可についてでありますけれども、これは今までも何名かの議員から話がありましたが、私は、この申請書を見ますと、大したことないんじゃないかと、許可条件というのは。１、目的、２、適用除外の許可必要、それから３番目に使用船舶、採捕しようとする水産動植物の名称、数量、採捕期間、採捕の区域、採捕の器具、採捕に従事する者の住所、氏名、こういったもので、何で審査に以前は４日で済んだのが40日もかかって出ないんですか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後０時４分休憩
　　午後０時７分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　末松文信君。
○末松　文信君　その造礁サンゴの特別採捕の許可についてですが、これ内容を見ると、そんな厳しい審査をするような内容ではありませんけれども、これはこれまでも那覇空港第２滑走路でもその条件で許可された経緯があると聞きましたけれども、それは間違いありませんか。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　間違いありません。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　それでは、辺野古のほうについても同じような条件でなされるわけですね。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　今、辺野古のほうは申請上がっておりませんけれども、申請者が実施計画書等提出された場合には、必要な妥当性を審査していきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　末松文信君。
○末松　文信君　ぜひそごのないようにお願いしたいと、こう思っております。
　もう時間もありませんので、あと１分ですか。
○議長（新里米吉君）　19秒です。
○末松　文信君　いやいや、時計が間違っているといって今来ています。
○議長（新里米吉君）　急いでください。
○末松　文信君　それでは……。
　休憩してください。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後０時８分休憩
　　午後０時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
○末松　文信君　それでは、最後に、この間さまざまな議論をしてまいりましたけれども、知事の政治姿勢は、新基地はつくらせない、普天間飛行場の５年以内運用停止など、非常に矛盾に満ちています。そういう矛盾に満ちた……
○議長（新里米吉君）　時間ですのでまとめてください。
○末松　文信君　空理空論に終始し、普天間飛行場の除去どころか危険状態を放置している。また、21世紀ビジョンの推進に要する予算も減り、県のみならず市町村の財政も圧迫し、ひいては県経済に悪影響を与え、県益も国益をも損なうと言わざるを得ない。さらに、みずから承認した埋立事業を阻止するという国家事業の妨害行為など、明らかに法を逸脱し……
○議長（新里米吉君）　ちょっと、時間かかり過ぎです。
○末松　文信君　権限の濫用を公言しているものであり、知事の言葉どおりかりれば、法治国家とは何かを指摘して、私の一般質問を終わりたいと思います。
　どうもありがとうございました。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後０時11分休憩
　　午後１時21分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　午前に引き続き質問及び質疑を行います。
　照屋守之君。
○照屋　守之君　質問の前に項目の順番を変更させていただきます。
　まず、１点目に、安慶田副知事の辞任について、２点目、オール沖縄体制について、３点目、病院事業局長人事について、４点目、辺野古問題の解決に向けて、５点目、大型ＭＩＣＥ事業について、６点目、翁

長県政の評価についてに変更して、質問をさせていただきます。

よろしくお願いします。

まず、１点目の安慶田副知事の辞任についてであります。

翁長知事は、県民への説明責任と副知事としての職務の責任を放棄させて、辞職を認めております。そして、基地、人事、予算の責任者である副知事不在で県政を混乱させていると考えております。翁長知事の責任は、はかり知れないものだと思います。どのように責任をとるか伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　照屋守之議員の御質問にお答えいたします。

今回、このような事態に至ったことは、大変残念であり、県民に不安、不信を抱かせたこと、そして県政に混乱をもたらしたことについては、知事として責任を痛感しているところであります。今回の事態を重く受けとめ、今後は二度とこのようなことが起こらないよう、仕組みづくりを行うことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は、翁長知事がなぜ、安慶田副知事に対して、副知事のまま説明責任を果たすよう促して県民に説明させなかったのか、これに大きな疑問を持っております。どうしてでしょうか、知事。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　副知事とは、この報告を受けて、それからまた何回となくその確認作業もさせていただいて、その中で、辞任をしたいという旨がありました。その中身につきましては、今定例会でも県政に混乱を与えるとか、いろいろありましたが、いろんなやはり新聞報道あるいはまた、全国放送などでそういった報道がなされた中で、副知事の職務を遂行することができないと。一番直近のものが、市町村会の新年会に入り口に入れなかったということと、それから数日後に行われるナイトｉｎ大阪、ナイトｉｎ東京とまた自分の責任の範囲であるんだが、全国放送等もあってかえって趣旨を壊すのではないかというようなこと等も含めて、もう辞任したいというかたい意思を示しましたから、私も何回か事実関係を問いただした中で、辞任のかたいことを認識して私自身も了解したところであります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　１月21日に前教育長から真実を伝えたいとする申し入れがあって、安慶田副知事は辞意を表明し、翁長知事はそれを認める。この手際のよさに非常に違和感を感じているんです。安慶田前副知事あるいはまた、翁長知事はほかにも悪いことがあって、それを隠すために辞職を認めたのではないかというふうに、本当に疑いたくなるぐらいなんですよ。知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　全くそういうことはございません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いずれにしても、私は、副知事を辞職させたことは、翁長知事の大失態だというふうに考えております。

ところで、安慶田前副知事に対する退職金の額と支払いについての説明を求めます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

特別職の退職金につきましては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例において、退職額の算定方式も定められておりまして、副知事の退職手当は、1059万2400円でございます。

それから、その支給の可否という御質問だったと思うんですが、沖縄県職員の退職手当に関する条例に基づきまして、現在、支払いの差しとめ処分ということで、２月20日付で差しとめの処分を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、翁長知事は今後、安慶田前副知事を県の関係会社とかあるいはまた団体に再就職させるお考えをお持ちですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　考えておりません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、安慶田副知事の辞任に関する件で、２月20日の文厚委員会の参考人招致で、私は、安慶田前副知事に前教育長に辞任を促したことも今回の退職の理由かと聞きました。安慶田前副知事はそれを否定せず、安慶田前副知事は、教育長人事が２年交代が慣例であることと、教育庁経験者は沖縄県国際交流・人材育成財団に行っていることも含めて、前教育長にどうされますかと意思の確認をしましたと説明しておりました。

教育長に確認しますけれども、教育長は２年交代であると決まっているんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そのような決まりはございません。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　教育長の法律の任期は何年で、あの時点で前教育長は残りの任期はどのぐらいございましたか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　諸見里教育長の場合は、この新教育委員会制度になる前になりますので、任期は４年になります。諸見里教育長が退任したのは３年目でしたので、やめた時点であと１年は任期がございました。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　だから４年の任期があってあと２カ年ある。それを慣例で２カ年だからどうですか、やめますかみたいな、安慶田前副知事は、その２月20日の参考人招致でこの教育庁幹部人事に関するそういう職権は持ち合わせてないと明言しております。明言しながら、ここでなぜ２年交代とか、あるいはまた、国際交流人材・育成財団ですか、その転出というか、就職について触れて辞任を促すか、それを説明してもらえませんか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　２年目で交代する、しないを私で申し上げるのはどうかと思いますけれども、推察するにこれまでの教育長が旧制度で任期４年でありながら２年ごとに後任の方に引き継いできていたというのを踏まえて、そういう交代ができないかという話をされたのかなと推測します。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　だから、交代というのは教育長の任期は法律で４年あるんでしょう、４年。来年の３月31日までの諸見里教育長の任期は、その任期じゃないですか。それで、やめさせるとかというふうな、交代ということは法律的にどういうふうな根拠でそういうことができるんですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　法的には、やめさせるということはできないと思います。あくまでも、本人からの辞職の申し出等を踏まえてそういう交代というのは行われるものだと考えております。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　安慶田前副知事が２月20日の参考人招致でこう言っていましたよ。そういうふうな働きかけをしたら、県の教育委員会、現職の県議会議員やらあるいは教育長経験者、さまざまな方が大騒動になったと、大騒動になったということを明確に答えているんです。それは、諸見里教育長に対して、安慶田副知事が任期そろそろどうですかというふうな働きかけをして、やめさせられるというふうなもとに大騒動になったと思うんです。これ、教育長としてどう把握していますか、この件は。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　その辺の事情は、私のほうは承知をしてございません。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　２月20日の参考人招致で明言しているんですよ。それ、現職の教育長であれば、そのいきさつというのは確認するのは、当然じゃないですか、どうですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　１年前の前教育長がやめられての人事異動の際の経緯については、私は教育委員会の中の状況とかは承知をしていないところであります。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　この前の参考人招致で、別の委員に１年やりたいというものですから、じゃあと１年やりましょうと、安慶田前副知事が答えているんです。それと、交代ですかどうですかということを伝えたと明言しているんです。これ、職務の権限もない安慶田副知事がそういうことができますか。こんな教育長人事に介入して、どうだあなた、やめてくださいよということが言えますか。これ、人事介入でしょう。そうじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　具体的な、前副知事と前教育長とのやりとりの詳細というか、その辺は私も立ち会っておりませんのでわかりませんが、法的にはやめなさいというか、それを強制することはできないと思います。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、法的にはやめなさいということはできないので、法律違反になるから、そういう働きかけをして、あなたは慣例で２カ年ですよと、どうしますか、次、国際交流・人材育成財団に行きますかと、ここでも通告して、交代ですよという形で促している。これは、職権のない前副知事が、これ証明しているんですよ。２月の参考人招致でちゃんと本人が言っている。記録もある。私は書いてある、こう言ったと。それは、だから教育長人事の介入なんでしょう。違いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これに関しては、そういう圧力を感じてやめたということであれば、一定の介入という形になろうかと思います。これは、具体的な事情は私もそれ以上のコメントはしにくいところでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、そういう圧力ということだったら介入だと認めているわけですよね。そうするとこれ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律に反するんですよ。反するんです。どの項に反するか、ちょっと項目に条例あるんじゃないですか、説明してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時35分休憩

午後１時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の７条、これ、罷免という条項がありますけれども、教育長及び委員は全３項――いろいろ要件がありますけれども――の場合を除き意に反して罷免されることがないということですから、今回、罷免という話ではないので、これに直接当てはまるものではないと考えております。

あと、辞職というのが10条にございますが、教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができるというふうになっておりまして、諸見里教育長の場合は、この10条の規定で手続をとって辞職されたものと理解しています。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　だからさっき言ったように、７条の４項は罷免、やめさせることはできないということですよね。

ですから、先ほどの自分で自主的に教育委員会を開いて、そこで辞意を表明してやるというふうな手続をとる。その手続をとらせたんでしょう、２カ年交代ですよと。どうしますかと、そういうふうなものをどんどん言って、そのときに教育委員会も大騒動になっているんですよ。教育委員会も大騒動になって、何でこんなに一生懸命やっているのに、任期はまだ残っているのにやめさせるんだという形で教育委員会は当時大騒動になったんじゃないですか。それを今度はまた辞表を出したから、これはそうじゃない。２カ年あるんですよ、任期はあと。それに対して何らかのアクションを起こしているから、安慶田前副知事がアクションを起こした。アクションを起こしたと言って、この前の２月20日の参考人招致で本人が言っているんです。関与していると本人が言っている。それはおかしくないですか。ですから、それがもし諸見里教育長が、今現在やめてなければ、あなたもそこに座っていればそれは当たりませんよ。ですから、あのときにそういうふうなクレームがあって、もうやる気がないやと言って辞表を出したという、そのいきさつがあるから辞表出してやめたんじゃないですか。

諸見里教育長はこう言っていましたよ。文厚委員会でもあなたあと任期何年あるんだと、２カ年ありますと。一生懸命任期全うしますと、そう言ったのが諸見里教育長だったんです。教育基本法が改正されて、じゃこの任期中どうなんだと。いや、これは誰もやめさせることはできないと、頑張りますと明言していましたよ。それを安慶田前副知事がそういう形でアクションを起こして、人事介入してやめさせる状況をつくって、辞表を出させたというのが実態じゃないですか、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時39分休憩

午後１時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　前教育長が委員会でそのようにおっしゃったというのは、私も聞いております。ただ実態として、当時の詳細な内容は私も把握しておりませんので、これについてどうかというのは、私も申し上げにくいところがございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　その委員会の内容を聞いて、この安慶田前副知事がこういう教育長人事に関与したという、そこは認めますね。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　任期前に退任するかどうかということで、前教育長といろいろ話し合いをされたということは、そうだったのだろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　教育長が話し合いをしたということも含めて、関与しているという認識のようです。

議長お願いがあります。これですね……

○議長（新里米吉君）　休憩ですか。ちょっと、休憩……

○照屋　守之君　いや、お願いです。

２月20日の参考人招致で、安慶田前副知事は、副

知事として教育長人事の関与というのを発言しております。ですから、これ、ぜひこの問題は先ほど言いました法律に反するような可能性もありますから、県議会で百条委員会を設置して、全容の究明を、解明を求めますけれども、ぜひ議長のほうで取り計らいをお願いします。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　これについては、関係する議会内の組織を通して協議して、対応を決めていきたいと思います。

○照屋　守之君　はい、お願いします。

ちょっと休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。

○照屋　守之君　次に、オール沖縄体制であります。

県知事選挙で成功したオール沖縄での取り組みが、市長選挙で展開されております。宮古島市長選挙及び浦添市長選挙のオール沖縄は、市民から認められていない。オール沖縄は、反対・批判が主で政策が進まない、決まらない。このことが県民に浸透した結果であると考えます。翁長知事主導のオール沖縄の体制は、限界であると思います。知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今回の宮古島市長選挙、浦添市長選挙においては、オール沖縄の立場から私と志を同じくする候補者を支援いたしましたが、当選に至らなかったことは残念であります。各地域の首長選挙等においては、地域が抱える課題等の実情を踏まえて、それぞれの候補者がみずからの考え方に従って立候補しておりますが、その選挙結果によって直ちにオール沖縄の考え方そのものが否定されたことにはならないものと考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　オール沖縄は、翁長知事が県知事になるための選挙手法であることが、県民の声として広がりつつあります。今の翁長県政の現状から基地問題の実現には、オール沖縄は反対や批判ばかりで役に立たないことも県民は理解しつつあります。知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　先ほど午前中の質問にも答えましたけれども、私が当選してから市町村長選挙は、何回もございました。その中で、特に沖縄本島内では、全て立場は違っても現職が勝利いたしております。そういった中で、市町村長選挙でオール沖縄が厳しくなったというのは、私は間違っていると思います。むしろ、私の知事選挙の当選とその次に行われました衆議院の４選挙区、あるいは県議会議員選挙、あるいは参議院選挙と県政レベルの選挙におきましては、ある意味で50％以上というような得票を重ねております。そういったことからしましたら、私はオール沖縄そのものは、その理念に従ってこれからも一緒に目標に向かって頑張っていけるものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　私は、浦添市長選挙の共産党さんのビラを見てびっくりしております。

翁長知事が満面の笑みで、笑顔で共産党さんをアピールしておりますね。すごいですよ。この中には、那覇軍港は無条件で返還を浦添軍港ノーとあります。翁長知事は、那覇軍港の浦添移設容認ですよね、容認だ。オール沖縄で大同団結とも書いてありますよ、ここに。（資料を掲示）　今回の市長選挙との同日選挙で、議員選挙ですね。（発言する者あり）　市長選挙と議員選挙は、市議が２人から３人に共産党さん躍進しております。今やオール沖縄というのは、翁長知事を利用して党勢拡大の体制になっているのではないかなというふうに危惧しております。いかがですか。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　このパンフレットは、私はわかりませんが、大体似た形で出るのがあちこちでありますけれども、これは、私と相談をしてというよりも、今日までオール沖縄として一緒にやってきたというようなこと等含めてそれぞれの政党会派が、そういったことを紹介しながら、またそれぞれの考え方を書いているのだというふうに思っております。

私自身もいろんな選挙で候補者と握手をしたり、いろんなことを今やっておりますけれども、そういったこと等も踏まえてのそれぞれの政党会派の独自のＰＲの中に私がこういう形で写っているというふうに認識をしております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、オール沖縄が革新系の党勢拡大、翁長知事が利用されているという、そういう実態ですよ。那覇軍港の問題も含めてオール沖縄では、政策の実現は不可能だということが、この浦添の事例でもよくわかります。同時にオール沖縄は、私は翁長知事が県知事の立場を維持するための体制ではないかなというふうに考えておりますけれども、知事い

かがですか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　私は、もう４年前になりますか、東京要請行動、自由民主党も御一緒して全員一緒に官邸まで行って、あの例の新辺野古――新はそのときはつきませんけれども、辺野古はつくらせない、オスプレイの配備撤回、普天間飛行場の県外ということで、心を一つにしてやりました。私は、その信念はずっとそれから以降も変わらなかったわけです。しかし、残念ながら自民党県連さんが変わってしまいましたので、その変わったところからは、私は残念ながら御一緒できなかった。そういう中で、県知事選挙、いろんな方々から打診がございまして、私も那覇市長が目標だったので、あと任期２年那覇市長をやればそれはそれで私の人生だったかなと思いますけれども、こういう大きなものが横たわる中に、私もある意味で意を決して、そういう立場になって、今一生懸命頑張っているところであります。

ですから、決して私が知事になるために云々などというのは、こんな大きな沖縄の抱える課題からしたら、こんなもので知事選挙に出るなどというのはとても耐えられない話でありまして、私自身は、私の立場をしっかりと人生の、政治家としての集大成として頑張っていこうということでやっているわけであります。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、知事になられて辺野古をつくらせないと言いながら、今どんどん辺野古をつくらせている。やっぱりオール沖縄体制というのは、政策を実現する体制ではなくて、それぞれ知事は知事の自分の立場、革新政党は革新政党の自分たちの立場、そこを優先するという、そういう体制だなということを改めて感じております。

改めて申し上げますけれども、オール沖縄は反対・批判が主で、政策が進まない、決まらない、特に翁長知事主導のオール沖縄は県民から失望されていることを指摘しておきます。

議長、休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時49分休憩

午後１時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。

照屋守之君。
○照屋　守之君　次に、病院事業局長人事についてでございます。

昨年も、県幹部が病院事業局長に辞職を促したとのこと、ことしも総務部長が病院事業局長に対して辞職を促し、総務部長は、上からの指示で行われたとのこと。なぜ、このようなことが行われるのか、御説明願います。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

特別職でございます病院事業局長を初め、そういう皆様に例年どおりですが、こういう意向確認をしたということでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　昨日の質問で、砂川保健医療部長が当時総務統括監の立場で伊江局長に辞表を提出するようにお願いしたと、明確に答弁しております。これは、誰の指示でやったのかというふうな問いに、安慶田副知事がどうするかと言い、砂川さんがみずから名乗りを上げて、伊江局長に辞表の提出をお願いしたと言っておりました。それで、辞表の提出をお願いしてどうなりましたか、そのときは。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　昨年の状況の少し経緯を申し上げたいと思うんですが、昨年２月上旬ごろ総務部として病院事業局長を含む特別職の人事について、当時はもう知り得るような状況ではなかったと。しかし、前副知事のほうで病院事業局長の続投、または、交代も含めて特別職の人事を検討していたと考えられる状況になったということでございます。

そういう状況の中で、まだ、人事の内示はされていない中で、２月11日の地元紙、これは琉球新報だったと思います。病院事業局長交代が報じられまして、当時、公務員医師会等から伊江局長を交代させないようにという要請があったということでございます。その後、副知事と調整し、地方公営企業法上の解任するということはできないということがありましたので、続投または交代の意思確認を行って、事態の収拾を図るために局長のほうに辞表を出す意向があるかどうかを確認しようということになったということでございまして、２月19日に当時の統括監が病院事業局長のもとを訪ねまして辞表を書いていただけないかというような確認を行ったと。翌週、局長のほうから連絡がありまして、公務員医師会の動向から本人だけの問題ではなくなったということで、辞表は出さないという旨の連絡がありまして、その後、副知事と局長の調整によりまして続投になったということでございます。
○議長（新里米吉君）　照屋守之君。
○照屋　守之君　ですから、地方公営企業法の件も今触れておりましたけれども、何で職務権限のない統括監が辞表を出してください、お願いしますという、そ

ういう行為ができるんですか。これは、そういう法に反する行為ではないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　いろいろと人事を担当する者が、事務担当として特別職等の意向を確認するというような形は従来から行われているところでございまして、そういう一環として昨年もそういうことがあったということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　いいかげんな答弁しないでくださいね。意向確認だったら、どうしますかですよ。これまで頑張ってこられて御苦労さまでした、今後どうしますかが意向確認ですよ。辞表を出してくださいというのが意向確認ですか。これは、そういうふうに誘導しているんじゃないですか。ですから、これは地方公営企業法に反する行為じゃないかと言っているんですよ。おかしいですよ。何が確認……。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほどとちょっと同じような形になってしまって申しわけないんですが、当時の統括監のほうがやった行動としては、要するに、昨日も答弁いたしておりますけれども、続投または交代の意思を確認するという流れの中で、辞表を提出する意向があるのかということもこの意向確認の一環として行ったというふうに私は理解しております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　余りいいかげんな答弁しないでくださいね。辞表の提出をお願いしたと明言しているんですよ。お願いしに行ったと。このお願いしに行ったという、その行為そのものが病院事業局長人事に対する介入であり、問題なんです。どういう意図を持って行ったかわかりませんよ。辞表を出してくださいとお願いしに行く、そのもの自体が人事介入であり、法に反する行為じゃないですか。地方公営企業法の規定はどういうふうに定められておりますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

地方公営企業法の第７条の２の７項におきまして、「地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。」というふうに規定されております。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、それ以外は、辞表を出してくださいというのは、この法に反する。これは、病院事業局長人事ですから、皆様方の人事ではありませんよ。公営企業法の立場が違います。法律の趣旨が違う。皆様方が守られているのと、伊江局長の公営企業法は違う。何の権限もない人が辞表を出してください、お願いしますと行く。これはまさに病院事業局長の人事介入じゃないですか。いかがですか。これが人事介入じゃなくて何が人事介入なの。やめてくださいと言いに行くんでしょう。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほど、公営企業法の規定を読みましたけれども、通常、要するに罷免という場合は、辞表の提出もなく、そういう罷免をするということでございまして、辞表というのは、やはり当然に最終的には本人の意思があって初めて出せるということで、その違いがあろうかと思います。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後１時57分休憩

午後１時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。

先ほども答弁したんですが、要するに続投、または交代の意思を確認するために、辞表を提出するかどうかという、その意向確認として行ったというものとして理解をしているということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、そういうことも含めて、その当時病院事業局長は２カ年任期がある。そういう中で、そういうことをやる。今度はそれが辞表をとることに失敗したので、安慶田前副知事は、１年間の約束をして今に至っているというふうな実態じゃないですか。それで、今回辞表出しましたと。つじつまが合うじゃないですか。ですから、そういうふうな流れで、辞表を出すように安慶田前副知事も含めて、県の執行部、皆様方がそれを取り扱ってきたというのが実態じゃないですか。それは、人事に対する介入じゃなくて何なんですか、それは。教えてください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　繰り返しの答弁になって申しわけないんですが、我々としては当然いろんな形で、特別職であります局長初めそういう皆様にお会いして、いろんな形で意見交換をしてきたところでございまして、人事に関しても、それは本人の意向があればそれはお聞きし、また、それも上司のほうにお伝え

するという役割としてそういう職務をやったということでございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　知事、そういう実態ですよ。自分たちの権限の及ばない範囲まで、県民には知らされずに、議会にも内緒でこういうことを行っていって、それは不当な人事の介入にもかかわらず、誰が見ても不当な働きかけですよ。そうじゃなければ、皆様方、一言も伊江局長に言ってはいけないんです。そういうことをやりながら、意向確認をやってきた。こんなでたらめな説明がありますか。これは、地方公営企業法第７条にも反する行為をやっているんですよ。そのときに伊江局長が辞表を出していたら、どうなるんですか。既に皆様方は新聞報道で南部医療センターの我那覇さんという人を次の病院事業局長にすると言って報道までさせたんですよ。報道までさせているから、伊江局長にはやめてもらわんといかぬ。だから、辞表出してくださいと言ったんでしょう。現実はそうじゃないですか。いかがですか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　昨年の新聞報道がどういう形でなされたかということについては、承知をしておりません。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　もう何でもわからないと言えばいいわけですよね。

実は、ことしに入って病院事業局長に関する報道が、１月26日タイムス、27日新報、27日タイムス、27日ＱＡＢ、28日新報、31日タイムス、31日新報、７回報道されています。この報道に対する内容は事実ですか。伊江局長、いかがですか。報道の内容について聞いています。

伊江局長に聞いているんですよ、私は。伊江局長に関する報道ですから、伊江局長に聞いています。報道の内容は事実ですかという確認です。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えします。

報道の内容、僕は逐一全部見ているわけじゃないわけですけれども、全部が正しいかどうかはちょっとここでお答えしかねますが、私が辞表を出したということは、これは、私が明言したのは１月27日ぐらいだったと思います。この点に関しては、私が記者に尋ねられて、出しましたということを認めました。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ですから、私は、伊江局長に取材して伊江局長が答えてこういう報道がされているんです。これ、全てが事実かどうかというのは、じゃ一々ここで確認しないといけないんですか。

こういうのがあるんですね。「伊江局長は昨年度にも任期途中で退任させる動きがあり（中略）その際に安慶田光男前副知事と１年間の続投を約束したとされる。」、「伊江局長によると、面談に来た金城部長から「来年度もやるのですか」と聞かれ、「それは辞めてほしいということか。上（県三役）の意向か」と聞き返すと金城部長は「はい」と答えたという。」、「伊江氏は今回の辞職願の提出について「１年前の約束を守っただけだ」と強調する一方、「辞めたいという意向を伝えたことはない」と指摘」で、これちゃんと報道されているんです。事実ですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

私が、要するに辞表を出したというふうに記者の質問に対して答えたのは、１月27日か28日だったと思います。だから、それまでは私は、記者に対しては、辞表を出したというふうなことは認めておりません。去年のいきさつについては、話したことはありますけれども、ことしの辞表に関しては１月末でございます。

○照屋　守之君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時２分休憩

午後２時３分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

これが事実かどうかというのは、やっぱり具体的にこれを言っていただかないと、なかなか答えにくいところがあるんですね。私が、直接記者に話したということは、少なくとも辞表に関しては、１月末に出しましたと。これは知事が東京で記者会見して、総務部長が預かっているということを認められたということで、私もその時点で認めたということでございまして、記事の細かい内容にまで、逐一事実かどうかということを言われると、ちょっと即答しかねます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　即答しかねると言って、１月31日琉球新報に、今読み上げた部分が克明に書かれているんですよね。それとＱＡＢがテレビ放映したときに、ここに安慶田前副知事の云々とかそういうふうなものが克明に書かれているんですよ。そうすると、これだけの報道で、これもし事実が異なるということになれば、伊江局長、今まで病院事業局長としてお医者さんとしても頑張ってきて、これは、報道を通して全県民

に伝わっておりますから、これが事実と違うというふうに異なればこれは新たな問題が出てきますよ。どうですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　昨年の安慶田前副知事とのやりとりに関しては、ほぼ報道にあったことを認めていいというふうに思います。実はこれは、私と安慶田副知事の２人での話ですから、本来でしたらほかの方は知らないはずですけれども、先ほど総務部長からも答弁がありましたとおり、新聞にもそういうふうな類いの記事が載りましたから、私と安慶田副知事、２人だけの話ではなくなったというふうな形で、記者に述べたことはあります。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　じゃ、なぜ任期を残してやめるという約束をするんですか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

昨年、こういう交代という記事が出ましてから、病院現場も含めかなり職員が動揺してきたという状況がありまして、公務員医師会等も含めたいろいろ質問状が出ました。そこで、私はみずからやめる意思はないということで答えたところ、やはり今後のことを考えると、県政運営にも影響するのかなというふうな形で、これは、安慶田前副知事から２年、２年あるのを１年、中をとって１年後にやめるということでどうだという話が出て、私もすぐに、これ以上余り混乱させるのは私としては不本意でしたので、１年後に辞表を出しましょうということで２人だけの約束をしたというのが経緯でございます。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

○照屋　守之君　ほら、介入じゃないですか。病院事業局長に対して２年あるのに、中をとって１年でやめる。これこそまさに、安慶田副知事が権限外でそういうことをやっているんですよ。

議長、お願いがあります。

これですね、今本会議場においてもきのう砂川部長が、伊江局長に対して辞表を出すようにお願いしたと、もうまさに不当介入ですね。今、説明ありましたように、伊江局長が安慶田前副知事と２年の中をとって１年にするとかという、そういうふうな介入をして辞表を出させるというふうなそういう不当な介入をやって、これはまさに法に反するような行為ですから、ぜひこの件についてはいろんな方々がかかわっていると思います。県議会で百条委員会を設置して、この件も含めて真相究明がなされるようなその取り計らいを、議長お願いします。

○議長（新里米吉君）　はい、検討します。

○照屋　守之君　いずれにしても、今の県政、この人事問題、非常にゆゆしき問題ですよ。県民からの信頼を失い、県職員からの信頼を失い、もう国との信頼を失い、大変な県政ですよ。何とかなりませんか、知事。

以上、終わります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　議長、質問をする前に、天方先生、大変申しわけございませんが、天方先生は、安慶田前副知事のいわゆる顧問弁護士事務所の所長さんなんです。私どもがこの議場で、安慶田さんの問題を追及するに当たって利害関係者じゃないかというふうに私は理解しているんですけれども、この件はどうなんでしょうか。そこはちょっと始まる前に確認をさせていただけませんか。私は除斥の対象じゃないかと思っているんです。どうなんですか、先生。天方先生、どうなんですか。今来ているのは公安委員として来ていると思いますけれども、利害関係者じゃないかどうかだけちょっと教えていただけませんか。私はそう思っていますので。（発言する者多し）　法律の専門家だから聞いているんだよ。私の認識が間違っているかもわからんし。法律の専門家に。

○議長（新里米吉君）　今の解説書によると、除斥という場合は議員に適用されるので、説明員に適用されていないということの話がありました。きょうは、公安委員長の代理として天方さんが見えているということであります。

○翁長　政俊君　そこは承知していますけれども、安慶田さんを弁護する弁護士事務所の所長さんですよね。たぶん安慶田さんの裁判をするときの裁判方針とか、こういったものは先生も入れて多分やると思います、きっと。そういうことであれば、私は利害関係者じゃないかというふうに認識していますが。（発言する者あり）　それでも、議場でどうなんだという話をしている。議場でどうなんですかという話です。（「その規定がないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）　だからそこは明確にしてちょうだい。私もはっきりわかってないんだよ。（発言する者多し）

じゃ、結構です。

議長、これは調べてみてください、後で。私は除斥の対象だと認識していますが。議長の結論を待ちましょう。

○議長（新里米吉君）　法律の解釈の問題になってきますので、今すぐ私の法律解釈でどうこうと言えるほ

ど、法律の専門家ではありません。ただ、解説書では、説明員は除斥の対象ではないというふうに明記されているということで、今、全国議長会のほうに問い合わせて、どうなのかということで事務局のほうに指示してあるところです。その結論、報告を聞くまでということをどうするかの問題であるんですが、正直言って、それはきょう初耳でしたので、いきなりだったものですから。

○翁長　政俊君　私もきょう気づいたんですよ。

○議長（新里米吉君）　事前にあれば事前にそういう話もして問い合わせるべきところに問い合わせた……

○翁長　政俊君　わかりました。じゃ、これは調査して後で報告してください。議会のほうに調査して報告してください。

それで私は質問を始めます。

○議長（新里米吉君）　それでは、今問い合わせていますので、それも含めて後日報告するということで進めさせていただきたいと思います。

○翁長　政俊君　それでは一般質問を始めさせていただきます。

順番をたがえて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、自衛隊の任務と先島への配備計画についてでございますが、きのう、きょうと一般質問を聞いてまいりました。きょうもいわゆる自衛隊配備は新しい基地かと聞きますと、新しい基地だという答弁でした。自衛隊の任務は何かと聞きましたら、国防だということでした。末松議員の質問ではですね。これ、自衛隊の任務は何と何と何があると思いますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私は、末松議員――私の記憶違いでしたら申しわけございません、私が答弁したのは、どういう目的で配備されるのかというふうに聞かれたものですから、南西諸島における国防が中心だと。ただ今議員から御質問ですので、自衛隊の役割、当然、国民の生命財産を守るということで災害時における緊急体制とかもろもろ、沖縄県においては不発弾の問題もございます。国防も含めて、さまざまな国民、県民の生命財産を守るために、日々御努力、御活躍いただいているというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今言われるように、我が国の国民の生命と財産を守っているんです。３つ仕事がありまして、これいわゆる災害の救助、そしてもう一つは、国際社会における貢献、もう一つが国防です。これまでの答弁では、知事は２つについては多分理解をしているんだろうなと思います。この災害救助に関しては、県の防災訓練も含めて、自衛隊を含め、向こうの機材を動員して、去年も離島の災害救助を目的とした県の防災訓練が行われました。これは、代替的な離島における、小規模離島における大災害が起こったときの万が一の救助のためにああいう訓練が行われているんです。そういう意味では、この先島に自衛隊を配備するということは、まさに先島含めて、近隣のこの小規模離島の住民の皆さん方の生命財産を守るという目的でやるわけです。

そういうことを考えてみれば、知事の政治責任として与野党からいろんな質問があります。野党からも与党からも大変厳しい質問があります。これについて、知事自体が自分の政治姿勢を一つも答えてないんです。このまま逃げるつもりなんですか。この問題は、生命財産がかかっている問題です。私は、議員の一人として、多分与党の議員もお聞きになったと思います。地域においては大変大きな政治課題です。これは知事、あなたの政治姿勢を聞いているんですから、事務方に答えさせるんじゃなくて、あなたが答えるべきです、これは。あなたが自衛隊についてどう思っているのか。配備についてどう思っているのかを明確に答えるべきだと思います、私は。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の御質問にお答えをいたします。

今日まで県政の基本的なベースとして、やはり防災、あるいはまた緊急患者の搬送、あるいは不発弾の問題等々、これはやはり自衛隊の一番、全県民といいますか、理解をされているところだというふうに思っています。それからやはり国防という意味でも、私は那覇市長時代もそうですけれども、県知事になりましても、自衛隊の表敬訪問を受けたのは、もう六、七回だと思うんです。こっちにおいでになって、またお帰りになるときにですね。そういうときにも、必ず欠かさないのは、崇高な国防の使命を果たしていただいてありがとうございますと。このことは、一貫して話をしておりますので、私の姿勢というのは那覇市長時代から変わっておりません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　あなたの今姿勢はわかりましたけれども、先島におけるいわゆる国の事業として行う自衛隊の配備については、賛成かどうかを聞いているんです。先島の皆さんは、知事の政治姿勢を聞きたいんです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　これについては、今までの県の立場というのは、私は大変それぞれの地域に、あるいは沖縄県全体に対して配慮した言葉だというふうに思っているんです。自衛隊に、そういうふうに理解がある、ないとかというのは別にして、自分の地域のそばにということになりますと、これはやはりいろんな声があるでしょうし、日本全体を守る、沖縄を守ってあげる、尖閣の安全を確保する、これも大変重要ですが、持ってくるところはやはりそれなりに説明をしていただいて、いろんなことに対して大丈夫ですよというような十二分な説明は必要ですよという話を県政の立場で言っているわけでありますから、何の矛盾もないと思っています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　今説明しているのは、国の立場ですよ、国の立場。国は、事業主体ですから、当然のこととして地域には説明するはずです。知事としてどう考えているんですかと、あなたが自衛隊の配備についてどういう姿勢で臨まれるんですかということを聞いているんです。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　県政全般を預かるという意味でも、先ほど私の姿勢は申し上げましたけれども、私の立場から言っても、どこにつくるということについては、地域に御理解をいただくという説明は大変重要だと思うんです。これは配備の話ですから、どこそこに置いてもいいというような話のことではなくて、そこにということですので、そういう場合には、地域の方々にしっかりと説明して御理解をいただくようにしたいというのは、国も、沖縄県を全体から見る私も一緒だというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時24分休憩

午後２時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　私も先ほど来、十二分に説明をしていると思うんですが、自衛隊の幹部の皆さん方がおいでのときに、崇高な国防の任務に当たって大変感謝していますという意味で、私は自衛隊に大変十二分に理解をしているという言葉で、私の今立場を申し上げているわけであります。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　じゃ、これを理解してくれということであれば、知事は自衛隊配備を賛成していると理解してよろしいですね。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　これは、政俊議員にはわかりにくいですかね。

○翁長　政俊君　わかりにくい。とってもわかりにくい。

○知事（翁長雄志君）　私からすると、大変丁寧に説明しているつもりなんですが……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　ちょっと静かにしてください。

○知事（翁長雄志君）　県政全体からしても、自衛隊には十二分に理解をしています。ところが、置かれるところは、どこでもそうですけれども、置かれるところは、こういう問題があるから、私たちのところではなくてあっちのほうがよろしいんじゃございませんかというのは、どこそこでもある話で、その意味からいうと、十二分に理解をしてもらうというのは、丁寧な説明をして、そんなことないですよと、防音に関しても、それから環境の問題でも、私たちはしっかりこうやってやっているものですから御理解くださいと言ってやってくださいということを言っているんです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは詭弁に尽きますよ。

いずれにしろ、自衛隊の配備については、先島では、宮古島では地質調査も始まって、早晩動いていきます。向こうの地域にいる、あなたが言うオール沖縄含めた革新政党を支持する皆さん方は、向こうで大反対運動が起きますよ。そのときにあなたはどうします。そこは、だからあなたに聞いているのはそこですよ。こういう運動が起きてくる。そういった地域で起きる政治的な課題については、知事としてどう答えるんですかということを私は聞いているんです。これは、早晩そうなりますよ。いずれにしろ、今こういう答弁をやっていても、１年後、２年後になると、向こうに動き出しますから、必ず知事に対して大きな反対運動が出てきます。そのときにどうするんですか。（発言する者多し）　いや、出ますよ、当然。賛成か、自衛隊は。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今の状況をちょっと答弁させていただきたいと思います。

下地宮古島市長、中山石垣市長、御両人とも、基本的に自衛隊の配備については、前向きな姿勢でいるというふうに認識しております。両市長とも、今後関係法令に照らし合わせて対応していくということで、これから防衛省等といろいろ調整がなされると思います。

県としましては、市の対応をまず注視したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　この配備に関しての賛成反対というのは、言えないというならば、これはしようがない話です。いずれにしろ、あなたが保守という立場で物事を動かそうとするんであれば、そこはもう少し一歩踏み込んで、私は反対でも賛成でも構いません。あなたの立場を聞きたいだけの話ですから。そこは、先島の皆さん方に明確な知事の姿勢というものを私は示すべきだとこのように思っています。
　次に、人事問題に行きます。
　安慶田さんの人事の問題ですけれども、これは、私は引責辞任だというふうに認識していますが、知事はどう思われますか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　今定例会でも何回か発言をしておりますけれども、やはり県政を混乱させるとか、そういったこと等を話しながら、やめたいということがありましたが、一番のものは、やはり公務の遂行ができなくなった。家から出ることもできないし、目的地にたどり着くことも難しいと。あるいは、行ってもかえって県の趣旨を壊してしまうと。ですからやめたいというような話でございました。そういったことの中で、辞意がかたいことを私は認識をしたものですから、それを了解したということであります。
○翁長　政俊君　いや、これは引責辞任かどうかを聞いているんであって、これは大きなことです。引責ですか、そうじゃないですかと聞いているんですよ。私は引責辞任だといって質問したんですけれども、それには答えてない。
○議長（新里米吉君）　今は休憩ですか。
○翁長　政俊君　休憩ですよ。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時35分休憩
　　午後２時35分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　その意味では、私に対する説明は、首尾一貫してかかわったことはないと、一切ありませんというのが何回か私が重ねて尋ねた中に、それ以外の言葉はございません。しかしながら、副知事の職務遂行、これについてはもう耐えられないと。そこの場所に行けばそこの場所でいろんな目で見られる中に入り口も入れなかったりすると、あるいは目的がナイトｉｎ大阪とかナイトｉｎ東京だったら、全国規模でそういうふうに知られていますので、県が観光客をふやそうとして一生懸命頑張るものにかえって御迷惑をかけるというようなこと等で副知事の職務を遂行することが難しいと、そういうことでやめたいということでございました。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　知事、副知事の職務を遂行できないから、引責して辞任をしたんでしょう。これ引責じゃなくて何なんですか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　引責という言葉がちょっとよくわからないんですけれども……
○翁長　政俊君　辞典引いてください。
○知事（翁長雄志君）　本人は――いや、今簡単に注釈もありましたので――いわゆる本人が副知事職を遂行できないという、迷惑をかけるということでありまして、これも責任というなら責任でしょうけれども、事実関係は一切そこで認めてないものですから、今言う引責辞任というのが何か特定に、何かおっしゃろうとしているのかがよくわかりませんが、私には、いわゆる副知事としての職務が遂行できない、これは県政に迷惑をかける、県民にかえって迷惑をかけると本人はそう思っているわけです。そういうような形でそういう結果になったわけです。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　知事、今の説明は、知事の目には、安慶田さんの立場だけを説明しているんです。私たち県民が知りたいのは、真実がどうなのかを知りたいんです。ここにあなたの目は全く行っていない。安慶田氏だけの問題になっている、安慶田氏だけの問題に。これは、県民が聞いていてもわかりませんよ。安慶田氏の立場を擁護する立場にあるわけじゃないんですよ。県民の立場に立って、この疑惑が真実なのかどうなのかを明確に示して説明責任、さらには任命責任をしっかりとただすのが、知事、あなた自身の責任じゃないですか。そこに目が行かないで、なぜ安慶田氏の立場だけをこんなに強調しているんですか。引責辞任ですよ、これは認めてくださいよ。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　翁長政俊議員の質問に答える形で答えたから、今こういう形になったんです。引責辞任と認めてくださいよなどという一言でこのことを片づけるというのもまた、私はおかしな話だと思いますので、今まで経過の話の中で理解をしていただきたいと。これは、毎日毎日刻一刻と情報が報道等でなされて、なかなかこの判断ができない部分もある中に、今おっしゃるように県民がとても不信感を持ち、不安感を持っているというのも十二分に承知しています。

今そういったものと県政をどうするかというようなこと等も含めて、その後のこともどうするかというのもそのときの記者会見などでも答えていますので、とりあえず今政俊議員の質問には、こういう形で答えさせてもらっております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　平敷さん、あなたにちょっと確認をしておきましょう。

いずれにしろ、この問題は裁判で係争になるはずですから、そこで明確になると思います。そこでどういった結論が出るかも、それは注目すべきことです。23日に、調査の職員を派遣していますよね。そこでいわゆるこの派遣された職員の職名がわかれば、氏名がわかれば発表できませんか、ここで。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時35分休憩

午後２時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えします。

こちらから出向いた職員は、宜野座管理統括監で、與那嶺指導統括監、それぞれに学校人事課長と総務課長がついて出向いています。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　調査対象者になったお二人は、いわゆる調査対象者、調査された対象者、５名いたと言われますけれども、この５名のあの時点での職名をお知らせいただけませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　調査に向かったのは、前教育長とその当時の管理統括監、指導統括監、それと参事２人でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　調査結果として、いわゆる教員採用試験への有無、それと人事異動への介入について、この２つを調査したんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時37分休憩

午後２時38分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　確認しましたのは、前教育長からの書面を受けまして、まず教員候補者の選考試験の関係、前副知事からメモを渡されて合格させるように依頼を受けたことがあるかとか、または部屋に呼ばれて依頼されたり叱責されたことがありますかという内容と、人事異動への介入関係で、2015年１月ごろに前副知事から特定の者の異動について指示を受けたか、また副知事室に呼ばれ、指示されたり叱責されたことがあるか――これは書面に書かれていた内容を確認したということでございます。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　調査結果はどうでしたか。その事実、そのとおりでしたか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　面談して聞き取ったところでは、当然、前教育長はそのとおりということですけれども、ほかの教員候補者の選考試験関係については、直接受けてはいません。そういうことがあって、前教育長から相談を受けたとか、そういう方をおっしゃっていたのは、担当の幹部の方、統括監がその試験に関してはおっしゃっていましたが、人事異動については、複数の方がそういうのを聞いたということをおっしゃっていたということです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　簡単に言えば、これは裏がとれたというやつですな。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは記者会見の場で申し上げたんですが、書面がありまして、それについて当時の関係者から、それぞれの項目で違いますけれども、肯定する方がいらっしゃったということで、教育委員会としては、そういう一定の働きかけがあったと考えざるを得ないというふうに、そういう見解を申し述べさせていただいたところです。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これは再確認をいたしますけれども、沖縄県の教育委員会として、いわゆる裏どりをしたら、しっかりとした証言が出てきて、そこは事実に足る結論に至ったと、こういう認識できちっともう一度報告をしていただけませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　24日にそういうふうに考えざるを得ないという見解を述べさせていただきました。それについて、去る文教厚生委員会でも、これは前副知事に確認しなかったのかとか、いろいろ御意見もいただきました。20日にも、御本人からのそういう意見がございました。そういうことで、こちらとしては、そういうこともやっておりませんでしたので、そういうこともあります。また、現在係争中になっていますので、これについては、私どもは、今後司法の場に移りますので、それを注視してまいるしかないの

かなと考えております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　教育委員会で行った調査で、裏どりがきちっとできて、これが真実であったということが、いわゆる重要な事柄だと私は思っておりますので、これが変わることのないよう、しっかりと堅持をしていただきたいとそういうふうに思っています。
　それと、もう一つ、知事は、この問題が発覚して後に、議会において知事の任命責任を問われて痛感すると言っているんです。知事は、痛感するだけで、このことを認識しているんですけれども、県民に対してのおわびはないんですか。これだけ、いわゆる疑惑、疑惑ですよ、これは。疑惑が真実かどうかはまだわかりません。裁判をしていますから。ただ、疑惑が翁長県政のもとで出た、このことについては、襟を正して私は県民に向かい合うべきだと思います。そこはしっかりとした任命権者としてこの謝罪があってしかるべきだと私は思いますけれども、知事、どう認識されておりますか。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　私は今日までいろんな記者会見も通じながら、再三再四、今回のことが県民に不信感、不安感、県政に対する不信感、不安感、こういったものをもたらしてしまったことに心からおわびを申し上げますということで、任命責任も含めて痛感もしておりますということであります。今言う政俊議員からの質問の言葉と、県民が不信、不安でどうなっているんだというようなことに対して、大変申しわけないというのは、再三再四表明しているところであります。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　いや、私は初めて聞いたような気がいたしますので、認識の違いなんでしょう、きっと。ただ、知事がそういう襟を正すということは、私は大切なことだと思っていますから。
　それと、昨年の病院事業局の問題に移りますけれども、きのうはっきりしたことが、砂川部長がいわゆる辞任を求めに行ったと。これはもう一度、再確認させていただけませんか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　昨年、当時副知事と調整をして、地方公営企業法上の解任することはできないということで、続投または交代の意思確認を行って事態の収拾を図るということで局長に辞表を出す意向があるかを確認しようということになりまして、２月19日に、当時の統括監が病院事業局長のもとを訪ねまして、辞表を書いていただけないかというような確認を行ったということでございます。
○翁長　政俊君　私は砂川統括監に聞いているんだよ。砂川さん。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　ただいま総務部長が述べたとおりでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　砂川さん、あなたが要するにこの伊江さんに辞任要求をしに行く段階で協議しましたね。この席には誰々がいましたか。あなたが協議したメンバーはどういうメンバーでしたか。
○赤嶺　　昇君　議長、休憩をお願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後２時46分休憩
　　午後２時50分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　当時、これ協議したときの……
○翁長　政俊君　メンバー。
○総務部長（金城　武君）　メンバーについては、済みません、私のほうでは承知してございません。
○翁長　政俊君　ほら、わからないじゃないか。きのうは答えているじゃないか。安慶田さんもいたというじゃないか。ちゃんと答えなさいよ、あんた、教えなさい。だからこうなるんだよ、時間もかかって。（発言する者多し）
○議長（新里米吉君）　今、話してあります。（発言する者あり）
　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
　当時の副知事と総務統括監と人事課長の３名であったと。
○翁長　政俊君　副知事は誰か。
○総務部長（金城　武君）　安慶田前副知事でございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　この安慶田さんとの協議の中で、安慶田さんからどういう指示がありましたか。聞きなさい、あなた行って。（「聞いて答えなさいよ」と呼ぶ者あり）　そうよ、聞いて答えるということになっているんだから。（発言する者あり）　きのうまでやっているのに。
○議長（新里米吉君）　誰がやるかは知事部局にやってもらいます。

総務部長。
○総務部長（金城　武君）　当時、新聞のほうでいろいろと報道がされて、そのときにその協議ということで３名集まったという中ですが、そのときには副知事から特段の指示はなかったということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　通常、一般職員は、地公法でも上司の指示に従えという法律があります。いわゆる地公法を無視して、本人は自分で動いたということですか。誰の指示も受けないで、本人の個人のいわゆる意思で動いたということを言っているの、今。そうであれば懲戒問題だよ。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　きのうの答弁でありましたように、御本人からの提案で、私のほうで確認に行きましょうかということで、意向確認にお伺いしたということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　こんないいかげんな答弁、やめなさいよ。３名で、３名か４名で協議して、安慶田副知事がいて、上司の命令も受けないで、病院事業局長の辞表をもらいに行くんですか、意向確認をしに。あり得ないことだよ、これ、一般常識として。（発言する者あり）　上司の命令だったら私はわかる。安慶田さんが行ってきなさいという指示があれば、あなたがやっていることは正しいことなんだよ。そこは明確にさせるべきですよ。そうじゃなければ懲戒にかけなさい。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。
通常、私もそうですが、その人事に関しても意見交換という形でお伺いして、その中で、そういう人事の意向確認をするということでございますので、それはそれとして、人事を担当する者としては可能だというふうに考えております。
○翁長　政俊君　ちょっと待ちなさい。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後２時54分休憩
午後２時54分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
総務部長。
○総務部長（金城　武君）　お答えいたします。
当時の総務統括監のほうから提案をしまして、副知事も了解したということでございますので、そのとおりでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　じゃ、副知事の命で動いたということですね。再確認します。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　副知事の了解も得て、そういうお会いをしに行ったと、訪ねたということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　いわゆる教育庁人事も含めて、病院事業局長の人事も含めて、県庁でどういうことが幅をきかせているかというと、安慶田人事という、人事の手法が今私たちの耳にも聞こえてくるんです。昔、どういう人事があったかというと、大田さんの時代に、知事もよく御存じだと思いますけれども、ＹＫＫ人事というのがありました。ＹＫＫですよ。八重山、久米島、組合ですよ。この人事が幅をきかせました。今何と言われているかといいますと、安慶田人事と言われているんですよ。基地の知事、裏の知事が安慶田という、今風評が立っているぐらいです。そういう人事が横行して、今２年にわたりこの問題が惹起しているわけです。これは、諸見里さんの人事もそうだし、伊江局長の人事もそうです。
じゃ、ことしのものに戻しましょう。伊江さん、あなたのところに誰が辞表をもらいに来ていましたか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　私のほうが退職届の受け取りに参りました。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　これは誰の指示ですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　安慶田副知事のほうからは、次年度の人事について、局長の考え方を聞いておくようにという話がありましたので――私はそのときにもちろんそういうお話もそうでしたが、当時いろいろと予算編成作業もちょうど真っ最中でございましたので、もろもろその課題も含めて、意見交換に行ったということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　根幹は何かというと、昨年、伊江さんのいわゆる１年間の任期を約束させて、この辞表をとろうとした。ここが起因しているんですよ。これがひとつのあれですよ、これと諸見里さんの１年任期もまさに一緒ですよ。同じ構図なんだよ、常態化しているんだ、こういった人事が。これが今の人事の混乱を巻き起こしていることは間違いない事実です。（「副知事に聞いたら。わかってるよ、全部」と呼ぶ者あり）副知事、浦崎副知事、担当副知事としてこのことをどう理解していますか。

○副知事（浦崎唯昭君）　担当といいますと。
○翁長　政俊君　病院事業の担当でしょう。
○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　病院事業局は私が担当しておりますけれども、今の話を聞いておりますと、人事に関するお話になりますと私のところではないものですから、（発言する者あり）　私のところではないものですから、そのことについては、私は知っておりません。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　こんな答弁されると情けない話ですよ。それは担当副知事、所管部の担当副知事ですよ。あなたがこの情報の中から阻害されていて、安慶田さんと総務部の部長たちが全部これを、要するにこの情報交換して共有していて、その中で人事が行われている。担当副知事は全くこの、いわゆる情報の中から阻害されている。そういう人事がありますか。あなた、情けないと思わないんですか、自分を。知っていて当然の話ですよ、ここは。私は、そこはきちっと責任を感じるべきだと思いますよ。どうなんでしょうか、浦崎副知事。
○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　おっしゃるとおり、きのうも答弁したんですけれども、仕事的には、病院事業局のいろんな問題、私のほうで伊江局長とは相談しながら進めております。しかし、そういう人事異動とかそれとかについては聞いておりませんけれども、本来の職務的にはそれは聞くべきだったといえば、そういう方向性は理解できます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　伊江さんが病院事業局長としていかに頑張っているかをよくわかっている副知事はあなたですよ。あなたが彼の人事を守ってあげないと誰が守るんですか。一番わかっている人が、彼がこういう解任人事の非常に厳しい状況に置かれているのであれば、当然あなたがここでくぎを刺すべきじゃないですか。
○議長（新里米吉君）　浦崎副知事。
○副知事（浦崎唯昭君）　そういうことで、伊江局長と、新聞報道があったときにお会いしまして、きのうも具志堅透議員に答弁したんですけれども、いろいろ相談する中で、これは法律で、公営企業法における４年の任期があるので、それを全うしていただくのが当たり前ですねということで、本人の了解も得まして、知事に相談をして決めたということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　伊江さんは、先ほどの答弁では、辞表を提出したと言っていましたね。そうでしたよね。あなたが預かっているの。あなたが預かっているの、辞表。伊江さんが辞表を提出したというのは、あなたが預かっているんですか。
○議長（新里米吉君）　総務部長。
○総務部長（金城　武君）　辞表を受け取りに行ったのは私でございます。退職届、それが提出されて、私のほうで預かっておりましたけれども、これ、知事、副知事のほうで話し合いをされて、その結果として、退職届は取り下げがあったということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　知事、この報道が出たのが１月26日です。ちょうど知事が上京されているときです。そのときには、安慶田さんの問題が起きました。知事は、東京でいわゆる何というんですか、記者会見を開くんです。第１報が出たときに、私はこれおかしいと思って、私の調査も含めて、伊江局長にどうなっていますかということで尋ねました。伊江さん、何と言ったと思われますか。しらを切ったんですよ。こんな人事はありませんと。あれは報道です。本当にそう言ったんですよ。私は、ああそうですかと引き下がりましたよ。２日目、同じように第２報が出るんです。僕はこれおかしいと思って、もう一度本人に尋ねました。そうしたら、伊江さんは、心境をとろとろと吐露し始めたんです。（「そんなこと言ったら大変だよ」と呼ぶ者あり）　いや、大変じゃないよ。真実だから。そのきっかけになったのが何だと思います、知事。あなたが１月26日行った記者会見の中で、総務部長にこの辞表が提出されているというのをあなたが記者に話したんですよ。それを聞いた伊江さんは、本来であれば、職務としてこれだけ長い間、県に精励して頑張ってきたのに、任命責任者である三役の誰かが自分のところに来て、御苦労さんでしたという、こういう言葉をかける中で辞任という話であれば、本人は、私は納得したと思います。そういうのもなくて、総務部長が来て辞表をとりに来るんですよ。そこにあなたの人事に対する政治姿勢が見えているんです。そこで彼は、吐露し始めて、いや実はこうでしたということがあったんです。これがきっかけなんです。これがなければ、多分しらを切り通したと思います、きっと。そういうことを考えてみると、やはり、人事は先ほど出たように人がやるんです、人が。だから、そこに愛情があって、信頼があってやらないと。ですから、僕は伊江さんが留任することはやぶさかではないと思っています。しかしながら、信頼がない中で、この１年どう

するんですか。信頼がないことには部下は動かないんですよ。これが今の翁長県政の人事の実態だから、先ほどＹＫＫ人事という話をしましたけれども、これも内部崩壊でした。内から壊れていったんです。知事、よく御存じのとおりです。一緒に攻めたんですから、あの大田さん、大田知事を。そういう状況なんです。だから、この同じような今状況が、翁長県政の中でも起こりつつあるということを私は指摘しているんです。だから、そこはもっとしっかりとした人事をやり、職員のいわゆる信頼をかち得て、沖縄県政は県民のためにしっかりと運営していくという立場に立たなくちゃいけません。私はそう思っています。知事はどう思いますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今大変心からの指摘でありますので、まずそれを踏まえた上で、それをベースにしながら、今県政崩壊とか、そういう話がありますが、この２カ年間、部局長を含め、職員は本当に頑張ったはずです。なぜならば、基地問題も大変困難な中をこの２カ年過ごしてまいりました。経済は大変いい形で来ております。それから、福祉に関しましても、子供の貧困も47都道府県で真っ先に調査をし、そして30億の基金も職員との話し合いの中でやってきましたので、そういったようなもの等は、しっかりと県政は動いていると思います。

今人事の件の話になるわけでありますが、東京に行きまして、私も25、26は、ナイトｉｎ東京になるんですか、その終わった後、マスコミが大体大阪でも東京でも二、三十社ぐらい来るわけですけれども、そういう中で、総務部長がこの病院事業局長の辞表を預かっているのはわかっているかという話がありました。私も本当にその日かぐらいにわかった話でありますけれども、今言うマスコミの前でわかりませんというのも、これは今言うように、こうして時系列的に言われたときに、あなたあのときにわからないと言っていたじゃないかというような話にまたつながりますので、やっぱりこういうものは、私も一瞬、二、三秒の中でやって、預けているのは承知しておりますと、これ以上の話はしておりません。預かっているのは承知しておりますという話をさせていただきました。これもやはり、もろもろの中で、今言う、局長に対する愛情といろんな見方があると思いますけれども、そういう中では、もしそこで私が知りませんと言ったときの、またその後のものも私はどうなるのかなというのも今聞きながら思ったわけであります。私からすると、局長は継続すべきだとずっと話をしておりまして、私の前で安慶田副知事からそれに対する反論というのはなかったわけであります。今回も、もう安慶田さんが辞任をして、そして浦崎さんがある意味で、全体的な部局を見るようになりましたので、その意味で、浦崎さんに一任して、この私の思いも伝えて、それから局長とも話をし、継続という形になったというふうに私は――前後関係はあれですけれども、そういうふうに局長と担当の副知事である浦崎さんが話し合いをしたというふうに受けとめております。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　いや、今の答弁は、自分の釈明をしているようなものでしょう。何も私は知事の釈明など聞いていませんよ。あなたの要するに人事に対する思い、それを聞いたんであって、何も26日の記者会見のこの釈明を私は聞いたわけじゃないです。どう思っているかという話を聞いているだけであって。もう一度答えてみたらどうですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　これは、翁長政俊議員が先ほど来、私が26日の中で承知していると言ったことが、局長に対する愛情がない、職員に対する思いもない、こんなだから県政崩壊をすると言うから私の心情を話したわけで、ここでこの心情を話さなかったら、あなたの言うとおりになってしまうでしょう。だから、私からすると、私はそういう気持ちでしたよという話をさせてもらったわけで、こんなのは答弁になりませんなどと言われると、何の答弁をしろということになっているかがわからない。そういう意味で、私は、あなたがあそこで、東京でそれを認めてしまって、こんなような状況の中で職員の信頼が得られるかという話だったものですから、私は時系列的な、今いる対マスコミも含めてそうなんですけれども、じゃあのときわかっていてもわからぬふりをしておいたほうがよかったのかということを説明したわけであります。これ釈明ではありません。

○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。

○翁長　政俊君　これ釈明以外の何でもないですよ。私は、この一連の人事に対して、知事がきちっと職員の気持ちも酌みながら、辞任してもらうんであれば愛情を持って、もうこういうことで御苦労さまでした、御苦労さまだからもうここで引いてくれないかという、こういったコミュニケーションの信頼があれば、彼、伊江局長は、私はすんなりやめていたんじゃないかと僕は思っているんですよ。それがないから問題だと言っているだけの話であって、あなたは26日の釈明だけしかしないじゃないか。そういう話じゃないで

すよ、これは。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　伊江病院事業局長とは、もちろん浦崎副知事が担当でありますけれども、県立八重山病院の建設を含め、仕事の場では何回も議論をし、今日まで来ているというふうに認識をしております。ですから、浦崎副知事も大変信頼をして、今回のことについて、しっかりとした対応をしたというふうな思いでございます。ですから、これから以降、そういったような局長ともしっかりと話し合いもしながら、なおかつ足りないところは、改めて率直に認めて、そしてその中から、御一緒して力を尽くしていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　もう時間がありませんので、基地問題に移ります。
　基地問題の中で、この高裁、最高裁と敗訴をいたしました。その中で、この審査を行ってきたチーム、これ前職の皆さん方が出した仲井眞時代の承認をことごとく今の県政の職員の皆さん方を含めて、第三者委員会が政治的――私は政治的と思っていますけれども、そういう色合いを持ってこの埋立申請基準に適合していないという結論を出しました。私は、この時間をかけて前職の職員たちがやってきた承認基準に照らし合わせて、淡々とそして法律に沿うて、そして、しっかりとした情報公開もしながらやってきた問題を物の見事にひっくり返していった。それは、第三者委員会のいわゆる答申もあったでしょうけれども、職員の皆さん方の中に、それに傾倒していって、第三者委員会が出してきた答申を正当化していくための補助役を職員の皆さん方がやったというふうに思っているんです。しかしながら、物の見事にこの裁判が敗訴し、今やられた審査が、翁長時代にやられた審査が間違いであったということが明確になったんです。そのことは公室長、十分理解し、認めることができますか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。
　公有水面埋立承認につきましては、平成27年７月の第三者委員会の検証結果報告書を踏まえ、これは弁護士の専門的な助言を踏まえつつ、これを精査し、承認には取り消し得べき瑕疵があるものと判断いたしました。
　沖縄県としましては、法的な観点からの検討を丁寧に行った上で、瑕疵ある行政行為を是正し、本来あるべき姿に戻すことが適法性の原理からも妥当だということで取り消しを行ったわけでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　それを受け入れたんでしょう。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　不作為の違法確認訴訟におきまして、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、第三者委員会の検証結果を踏まえまして、専門家の助言も踏まえつつ検討した結果、承認を取り消し得べき瑕疵があったということでございまして、適正に判断はなされたものということでございます。ただ、やはり裁判で認められなかったというのは極めて残念でございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　皆さん方がやった審査が間違っていたということが明確になったんでしょう。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　裁判結果については、厳粛に受けとめないといけないわけですけれども、やはり県側の主張が本来審査すべき対象を、翁長知事が行った承認取り消しの適法性、これが本来審査すべき対象であったのではないかと考えています。今回の最高裁判決は、前知事の行った承認に違法があったか否かということに焦点が置かれていた、そういったことも影響したものであって、我々承認取り消しの分野が最高裁において否定されたものではないというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　じゃ、この判決を受け入れないということですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　我が国においては、最高裁が最終的な確定判決でございますので、これは受け入れさせていただきます。ですから、県は承認取り消しを取り消したということでございます。
○議長（新里米吉君）　翁長政俊君。
○翁長　政俊君　時間がないから、私は前任者の皆さん方の名誉のために言っておきますけれども、彼らがやった審査が正しかったんです。そして、法的にもこれは、こういう瑕疵がある、要するに……
○議長（新里米吉君）　時間です。
○翁長　政俊君　知事の権限を逸脱するような形で裁判が起きれば、県が敗訴するという可能性もかなり高いという指摘もある中で、あなた方は強行したんです。そして負けたんです。それだけは前任者が正しかったという名誉だけは私は言っておきたいと思います。
　以上です。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味　一幸君　こんにちは。

無所属の座喜味一幸でございます。

一般質問をさせていただきたいと思います。

通告に基づいて質問させていただきますが、まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、辺野古埋立承認取り消しは敗訴となった。改めて県のトップリーダーとして、県民をミスリードした知事の責任について伺います。

(2)、宮古島市長選挙で知事の推薦する候補は敗北した。

ア、社民・社大を中心としたオール沖縄が推薦した下地氏サイドから知事の裏切りが指摘されていることをどう受けとめているか伺います。

イ、自衛隊配備が大きな争点となったが、民意は配備容認・推進が大量得票で示された。知事は自衛隊配備を容認するか伺います。

(3)、尖閣諸島周辺の接続水域等南西諸島周辺で活発化する中国艦船の行動について、県の認識と対応を伺います。

(4)、漁業調整規則の目的について伺う。また、岩礁破砕許可は何を目的とするのか伺います。

大きな２、農林水産業振興について。

(1)、入域観光客の農林水産物の消費額と経済効果について伺います。また、観光客を含む沖縄県の自給率（砂糖を除く）の現状と対策について伺います。

(2)、販売農業従事者の年間労働時間と時給額について伺います。

３番、離島振興についてです。

(1)、下地島空港の利活用で三菱地所の事業計画の承認のおくれが指摘されているが、課題と承認の時期について伺います。

(2)、宮古空港の拡張整備について伺います。

(3)、離島から出向く患者、付添人の実数と経済的負担について、負担軽減事業の概要について伺います。２次離島の負担軽減についても伺います。

答弁を聞いて再質問をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えをいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、宮古島市長選における知事の対応についてお答えをいたします。

今回の宮古島市長選挙においては、オール沖縄を立ち上げる際に、政策面で調整を担っていただき、県政運営でも支えていただいた候補者を支援いたしました。今回の選挙が終了した後は、ノーサイドで頑張ろうとオール沖縄関係者で確認を行っていたところであります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、県敗訴の責任についてお答えいたします。

知事は、平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないことを公約に掲げ、信念を持って取り組んでおります。不作為の違法確認訴訟において、結果として県の主張が認められなかったことは残念ですが、今回は埋立承認という一つの手続について最高裁の判断が示されたものにすぎません。一連の選挙において明確に示された県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることは到底容認できるものではありません。

今後も、沖縄県の有するあらゆる手法を用いて、辺野古に新基地をつくらせないとの公約の実現に向けて取り組むことが責任を果たすことだと考えております。

次に、南西地域への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊は、多くの離島を抱える本県において、緊急患者空輸、災害救助や不発弾処理など、県民の生命財産を守るために大きく貢献しているものと考えております。自衛隊の島嶼配備については、我が国の安全保障や地域の振興、住民生活への影響をめぐってさまざまな意見があるものと承知しております。

県としては、自衛隊の配備について、地元の理解と協力が得られるよう政府は丁寧に説明を行うとともに、住民生活の安全・安心に十分配慮すべきであると考えております。

次に、尖閣諸島をめぐる問題に対する県の認識と対応についてお答えいたします。

沖縄県としては、これまでも我が国の漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化、違法操業を行う外国漁船に対する取り締まりの徹底について繰り返し国に要

請するなど、尖閣をめぐる問題を重要視してきたところであります。去る２月26日には、岸田外務大臣に対して、宮古・八重山地域の住民に不安を与えることのないよう、尖閣諸島周辺における安全確保について要請しました。

沖縄県としては、今後も正確な情報の収集に努め、国の関係機関とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、漁業調整規則と岩礁破砕等許可の目的についてお答えいたします。

沖縄県漁業調整規則は、漁業法第65条第２項及び水産資源保護法第４条第２項に基づく規則であります。その目的は、同規則第１条において、「沖縄県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、併せて漁業秩序の確立を期する」こととされております。また、岩礁破砕等の許可は、同規則第39条に規定されており、漁業権が設定されている漁場内において岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為につき、知事の許可制とすることにより、当該漁場内の水産資源の保護培養を図ることを目的としております。

次に、農水産振興についての御質問の中の、観光客の農林水産物の消費額と経済効果、食料自給率の現状と対策についてお答えいたします。

県文化観光スポーツ部が公表しております平成27年度沖縄県における旅行・観光の経済波及効果によりますと、農林水産業への経済波及効果は236億5000万円となっております。また、観光客を含めた食料自給率の数値は持ち合わせておりませんが、本県の平成26年度の食料自給率（概算値）は、カロリーベースでは30％となっており、砂糖類を除いた場合は約６％と試算されます。

県としましては、引き続き持続的農林水産業及びフロンティア型農林水産業の振興により、食料自給率の向上に取り組んでまいります。

次に、販売農業従事者の年間労働時間と時給額についてお答えいたします。

国の農林業センサス、生産農業所得統計によると、年間労働時間と時給額に類するものとして、本県の農業経営体における平成26年の自営農業労働時間は1958時間、家族農業労働１時間当たりの農業所得は863円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　離島振興についての御質問の中の、下地島空港の利活用に係る協議の課題と承認の時期についての御質問にお答えいたします。

下地島空港及び周辺用地の利活用について、県は、各提案者と事業実施条件等を詰めながら、年度内合意を目途に集中的に協議を行ってきたところであります。協議については、圏域２空港の存続を前提とした事業範囲や将来の経済・社会情勢の変化を想定した条件設定等で調整に時間を要しておりました。当該提案者との協議はおおむね調っており、今後、必要な事務手続を経て、可能な限り早期に事業者を決定したいと考えております。

同じく宮古空港の拡張整備についての御質問にお答えいたします。

宮古空港については、本土便の新規開設や那覇便の増便、機材の大型化等により、時間帯によっては、旅客ターミナルの待合室や駐機場に混雑が発生しております。このため、宮古空港ターミナル株式会社は既存待合室の改修に、また、県は駐機場の拡張整備の早期事業化に取り組んでいるところであります。

引き続き国や宮古空港ターミナル株式会社と調整連携し、早期整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　離島振興についての御質問の中の、離島患者等の経済的負担の軽減についてお答えします。

県は、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会の確保を図るため、平成29年度当初予算案に離島患者等支援事業費を計上しております。同事業で支援の対象とする離島の患者につきましては、特定不妊治療、がん治療、小児慢性特定疾病、難病、特定疾患、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑い及び妊産婦の合計で860人と見込んでおります。また、同事業では、宮古島及び石垣島の周辺離島に居住する住民が宮古島及び石垣島に通院する場合も対象とするほか、必要に応じ付添人も対象とすることとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　ちょっと順番は違いますが、御勘

弁いただきたいと思います。
まず、離島振興についてであります。
下地島空港の利活用については、課題等おおむね調整がついて、いよいよ準備が整ったというふうに理解しております。あとは事務手続というんですか、決裁だけかなというふうに思っておりますが、年度内での承認というのがオーケーなのか、また、今後三菱地所の当初の計画、工程がこれによってどう変化するのか、その辺をお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。
先ほどお答えさせていただきましたように、年度内合意を目途に協議を進めてきて、おおむね調ってきているという段階です。今後、必要な事務手続を経て、可能な限り早期に事業者を決定したいというふうに考えております。また、当初の事業者側からの提案というのも、内容が随分変わってきております。それですので、事業者側からは今スケジュールについては、若干変更等もございますので、この事業者提案のスケジュールに影響の出ないような形で我々は早期に判断していきたいというふうに考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　知事、これ宮古、かつてのパイロット訓練場としての伊良部島、非常に期待が高い。それで今回の新たな４事業の提案、それが地域経済に及ぼす効果は大変期待するものがあります。今部長から答弁がありましたように、ある程度の条件整備というのが整って、協議も調ったようでありますから、あとぜひ知事、速やかな決断とこの下地島空港、跡地利用の推進、積極的に進めていただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　翁長知事。
○知事（翁長雄志君）　座喜味一幸議員の御質問にお答えいたします。
担当の部からは詳細に今報告も受けておりまして、今言う速やかに物事が進んでいくのではないかというふうな気持ちで、力を合わせて今頑張っているところであります。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　よろしくお願いします。
それと宮古島空港のＣＩＱ拡張整備については、もう基本設計もできているけれども、下地島空港とのすみ分けの件でＣＩＱが取りやめになっていると。しかし、座席数等拡張整備するというんだけれども、なかなか宮古空港ターミナル拡張整備についてちょっと計画が見えない。その辺はしっかりといつまでにやるか、部長、お願いします。
○土木建築部長（宮城　理君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
午後３時49分休憩
午後３時49分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君）　宮古空港ターミナルについての整備についてお答えいたします。
先ほど答弁させていただきましたように、既存の待合室、これが非常に狭隘化している状況にございます。当面、座席数を確保するという形で対応するというふうにターミナル株式会社からは聞いております。ただ、まだ工事自体がなかなか入札不調等があって発注がままならないという状況が続いているようですので、引き続き情報をしっかり共有しながら、早期の整備に取り組んでいきたいと思います。
エプロンについても、現在国と調整をさせていただいていますので、早期事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　10年前に三十四、五万だった観光客が、もうことしは多分60万、70万近くになるというぐらい大幅に入域観光客数がふえておりますから、知事もぜひその辺をしっかりとサポートいただきたいなというふうに思います。
離島の高度医療を受ける方が沖縄本島に来て大変負担が大きいということに関して、今回患者に対する負担軽減事業が実施されますけれども、もう少し詳細に860名を対象としたときに、県が幾ら負担をして市町村との案分はどのようにして、トータルとしてかかる平均の負担額に対して、高度医療の支援事業が幾らぐらいの支援になるのかということを、市町村との協議もどの程度まで迫っているかも含めて、ちょっと丁寧な説明をお願いします。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。
初年度の事業ということで、この事業は予算積算する場合に、現に市町村が行っている助成事業、これに一部補塡するという形をとりました性格上、この対象人数、先ほど申し上げた人数は現に今やっている人たちをベースにして積算しております。補助する場合、これは県が市町村に補助します。市町村が補助している額と県が定める基準額、これを比較しまして、その少ないほうの２分の１を県が補助するということで、離島関係市町ともおおむね調整が進んでおりまして、

個別具体的な補助額を積み上げると、今2300万程度所要額を見込んでいるという状況でございます。

○座喜味　一幸君　所要額は県の分、市町村も含めてどんなものかというような話を聞きたいんだけれども。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　2300万は県が市町村に交付する額です。仮に県の定める基準額と市町村の助成額が同一の場合、この2300万の倍の額、4600万が離島患者等に対して支給されるという仕組みになります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この事業、これまで一生懸命、部としても取り組んできた。ホテルの割引等もやったけれども、なかなか利用者がいなかったというような実態がこれまでありましたから、ぜひ、これで離島から出向く人々、そういう方に対するしっかりとした効率的な予算執行をしていただきたいなと思いますが、これは当面は患者を中心にしている数であって、本当は付添人も含めて大変な負担がある。これまでは指定ホテルを決めて３割前後の割引という形をしていたはずだが、今回は付添人に関するフォローはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　先ほど860人と申し上げましたけれども、実際の内訳を持っていませんけれども、これは市町村が実際にやっている助成の対象人数で、当然付添人も含まれています。県の交付要綱上もその付添人も必要な場合は対象にするという形で規定したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　市町村がやっているかどうかというのは、私ちょっと把握していなかったんですけれども、やっていない市町村もありますよね。その辺も含めて今後どういう形で、ある意味で平等にどれだけ救っていけるかということをもう少し丁寧に検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　これまでも事業を立案する過程において、関係市町村には説明等しております。事業実施に当たっても、対象市町村に丁寧に説明していって、みんながよく感じるような事業にしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　その辺はぜひお願いします。

知事、私は今知事が大変大きな課題を抱えて悩んでいるのかなというふうにお察しするわけでありますが、この沖縄県の世論調査を県がやっているんですけれども、沖縄の人々というのは８割非常に幸せを感じながら生活している。沖縄が好きな人も多い。けれども、この基地問題に関してはやはりまだ６割５分ぐらい非常に不満があるというような結果でありますから、この基地問題はどうしても避けて通れない課題であります。

今回、最高裁の判断が出たわけでありますから、今回の裁判の結果というのは、しっかりと受けとめていかなければならない。今回の判決は、ある意味では行政法、埋立法に基づく手続としては、全く瑕疵はなかった、適法であった。それを逆に言って瑕疵があったとした県側は、政治的な判断と行政的な判断、それを非常に整理せずして埋立法の中で裁判で争った。それを判断したところに大きな誤りがあると思っているんです。知事公室長、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、知事は平成26年の知事選挙で辺野古に新基地をつくらせないということを公約に掲げました。その前提となりますのが、やはり埋立承認でございました。その承認に関しまして、県議会でもさまざまな議論があったと思います。そしてまた、その前提といいましょうか、環境部においても懸念が払拭されないというようなことがあったということで、知事は公約に掲げて当選なさったわけです。その後、第三者委員会、これは環境ですとか、法律の専門家を踏まえた検証委員会で慎重に検討を重ねた結果、やはり承認には取り消し得べき瑕疵があるということで、県庁内でさらにそれを精査した結果取り消したということでございまして、その過程においては、知事の判断は間違ってなかったというふうに考えております。ただ、結果的に最高裁で県側の主張が認められなかったのは残念でございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　知事が辺野古に基地をつくらせないと言って当選したのは、これは事実として認めましょう。しかし、片や公有水面埋立法に基づく手続に間違いがあるから取り消して基地をつくらせないというのは、これはある意味での戦略としてはわかるけれども、公有水面埋立法で争ったことが間違いじゃないのかと僕は言っているんです。それをちょっと。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　座喜味議員のちょっと質問の趣旨を十分に理解しているかどうかわかりま

せんけれども、前提として、埋立承認これを取り消さなければならないといったときに、公有水面埋立承認に瑕疵があったということを言うために、やはり公有水面埋立法の１号要件、２号要件を議論しなければならない。これはある意味我々としては議論の帰結ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　基本的に行政というものは継続性が必要であって、前知事が丁寧に審査の上承認したということに関して、知事がかわったからといって法律が変わるわけじゃなくして、この公有水面の手続というものをひっくり返すということは、これは行政の継続性ということからも全国でも事例がない。そういうことからして、第三者委員会を入れて、私は中立公平ではなかったと思って、瑕疵があるという瑕疵を探すためにつくった第三者委員会、それが結論づけたものを寸借してこれを裁判に持っていったというようなことは、これは行政であってはならない。行政のプロは、手続のプロは、行政の人なんです。どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　ある意味、我々県庁職員も行政マンとして、やはり行政のプロとして法律に基づいていろいろ審査してきたところだと思います。ただ一方で、やはり当時の環境生活部で懸念が払拭されないというような議論もあったことも確かだったと思います。そういった中で、やはり公正中立な立場で法律、そして環境の専門の方々が公正中立に検証した結果、やはり瑕疵があるというような判断がなされたと。ただ、それを追随することではなくして、もう一度県庁内部で検証を重ねた結果、結果として埋立承認には取り消し得べき瑕疵があったと。行政としては、法適合性の原理というのがございますので、やはりそれは是正しなければならないということで承認を取り消したということでございます。この一連の過程においては、結果として私としては問題はなかったのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　第三者委員会は、承認に携わった人々から、丁寧な承認に至った事実というものの、事情というものは聞き取りましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　また詳細はちょっと後ほど担当した部長からお話があると思いますが、私も報告を受けたところでは、第三者委員会は担当者からヒアリング等を行って、検討を重ねてきたと。その結果等についてはホームページ等でも公表されておりまして、私はそれ自体はホームページ等は見ておりますので、その見た流れの中でも相当程度議論は重ねていったのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　私が前の担当者から聞いた話とはちょっと今の公室長の答弁は違っていて、ほとんどスケジュール的なものは聞かれたけれども、踏み込んだ意見の聴取とか、質疑というのはなかったというようなことで私は聞いております。これ第三者委員会というのはある意味では政治的な、恣意的な結論を出すための組織だったと思っておりますから、前担当の人たちは今の東京都の豊洲問題じゃないんだけれども、その承認に瑕疵があったんであれば、前知事、我々を含めて第三者委員会はしっかりとその瑕疵について確認すべきだと。呼んでもらいたかったというような話があって、法律家さんや学者さんがある意味ではこれは結論を導いていったと。議会で議論した百条委員会の経緯等々、大分議会も時間をかけてきましたが、そういうことがほとんど反映されていなくて、この第三者委員会の私はある意味では独断だったんじゃないのかという思いを持っているんですよ。どうですか、公室長。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

第三者委員会、これにつきましては普天間飛行場の代替施設建設に係る公有水面埋立承認に関して、法律的な瑕疵の有無について検証を行うということを目的として設置されまして、これの内容につきましては、やはり公正中立性を持って検証作業が行われたものと考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　少なくとも最高裁の判決というのがもう最終的な結果でありますから、それは真剣にはっきりと重く受けとめてください。それで、これまで前知事もそうでありましたが、職員であります。一生懸命この審査に当たって承認に頑張った皆さん方、肩身の狭い、ある意味で屈辱感を味わいながら判決を待ったと思うんです。結果が出たんだから、知事、私は県民に対して、あるいは行政の携わった者たちに対して、私はある意味で最高裁の結果というものをしっかりと受けとめて、これに至っては判断を誤っていたということが、埋立法の件に関しては、僕ははっきりとしたメッセージを送るべきだと思うんですが、知事、どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　当時の承認にかかわった職員は、やはり同じように行政の職員として真摯にやったと思います。ただ、やはりさまざまな議論がなされたということで、繰り返しになって恐縮ですが、第三者委員会の検証を重ねた結果だということでございます。最高裁の判断、これはやはり行政として尊重するというのはこれはある意味当然で、ですから県は承認取り消しを取り消したわけでございます。ただ、今回のものは、この埋立承認の違法性が争われた裁判で、取り消しの違法性が争われたということでありまして、それ以外の知事の権限については、まだ残されているわけでございます。今後は承認は有効だったということを前提として、さまざまなまた行政手続がございます。これについては、法令にのっとって適正に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　ちょっとピントの合わない答弁だと思うんだけれども、要するに瑕疵があった。瑕疵があるということは、それを審査した職員の判断、知事は間違っていた、違法であったということなんだよ。そういう争いをしたんだよ。そういうことに関して、本来裁判を起こすんだったら、審査した皆さん方に対して、あなたたちは瑕疵があるよと彼らには責任を負わせなければならない。そして新たに人が審査して間違いを裁判で争った。今回負けたんだったら、はい、私たちは負けましたと。誰がそういう責任とるんですか。第三者委員会も最終的には負けたわけだから、負けたわけだから、第三者委員会も明確に僕は県民に対して弁明すべき責任がある。それの元締めは知事さんですけれども、第三者委員会も言いたいことだけ言って負けたら知りませんじゃいきませんよ。第三者委員会は何なんですか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　やはり今回の高裁もそうだったんですが、改正された地方自治法について十分踏まえたものであったかということを、私は今でもちょっと懸念がございます。
○座喜味　一幸君　こらこらこらこら。とんでもない。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　つまり、本来議論すべきは不作為による違法確認訴訟ですから、現知事が行った違法承認取り消しの違法か適法かというのが議論されるべきものが、前知事の行った承認の適法性になったと。そこの視点は、やはり大きく結論が異なるターニングポイントだったというふうに考えております。そういったところは、本来の姿としてはどうかと今でも正直思っているところでございます。ただ、やはり結論は尊重するということではございますけれども、そういったこともありますので、第三者委員会の検証結果ですとか、そういったものが問題があったというふうに私自身は正直感じていないところでございます。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　知事公室長、こういう認識では法治国家における行政を預かって法のもとで仕事をしている者として、最もみっともない今の答弁でありますから、これはちょっと反省してください。
　次に、ちょっと岩礁破砕について伺いたいんですが、あらゆる手段を用いて辺野古に基地をつくらせないというんだけれども、その中でこの岩礁破砕について伺います。
　県は26年、27年で岩礁破砕の調査をしましたが、その結果はどうだったんですか。
○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後４時９分休憩
　　午後４時10分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。
　立入調査の結果につきましては、半年以上経過した段階では設置当時に岩礁破砕がなされたかは判断できないとの結論に至りました。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　部長、ちょっとそういうちゃらんぽらんな答弁じゃなくして、経済労働委員会で、岩礁破砕の事実はなかったという報告書が出ているんですよ。（資料を掲示）　出ているんですよ。そういう曖昧な表現をずっと続けるものだから、岩礁破砕がいかにも大きな政治的な武器になるんじゃないかと知事も誤解するんだよ。岩礁破砕はなかったという報告書、もう一回訂正してください。
○議長（新里米吉君）　農林水産部長。
○農林水産部長（島尻勝広君）　恐縮ですけれども、再度、立入調査の結果につきましては、半年以上経過した段階では設置当時に岩礁破砕がなされたかは判断できないとの結論に至りました。
○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。
○座喜味　一幸君　写真もいっぱいあって、タイムス、マスコミ報道等では、チェーンでサンゴが壊れた写真がアップされて、県は現場に監視員をつけて、皆

さんは調査をしたんです。半年して、サンゴが破砕されていたかされていないかは、６カ月たっているからわからぬ。そんないいかげんな答弁じゃなくて、写真を見たらサンゴがなくて砂地の中にアンカーが埋もれているんだよ。こういう事実を素直に認めなさいよ。どうなんですか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時12分休憩

午後４時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

大変恐縮ですけれども、再度同じ答弁をさせていただきたいと思います。

立入調査の結果につきましては、半年以上経過した段階では設置当時に岩礁破砕がなされたかは判断できないとの結論に至りました。

経済労働委員会のところでも同じような答弁をさせていただいております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　少し話を次に進めます。

岩礁破砕、それが要るか要らないかという議論も議会で大分議論したんですけれども、最初は要らないと言っていたものが終盤になると岩礁破砕が要るということで申請書を出したと思うんですが、この岩礁破砕そのものの許可、県のひな形を私らが見ると、土砂を採取したり砂れきを採取したり、岩石を採取したりというこの項目の許可を受けたいので申請しますという様式にしか見えない。現場が全然違うというような議論をこれまでしてきたんだけれども、どうなんですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

岩礁破砕等の根拠につきましては、水産資源保護法第４条第２項第５項に基づく沖縄県漁業調整規則第39条に規定されております漁業権、漁場内の水産資源の保護培養のために定めたものであります。漁業権、漁場内において、岩礁を破砕し、または土砂もしくは岩石を採取する行為は、水産動植物の産卵、生育等に影響を与えるので、これらの行為を原則禁止し、知事の許可を受けた場合にのみ、解除しようとするものであります。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　法定受託事務でありますから、本庁との連携をとって、岩礁破砕についてはしっかりとした答弁をしようとしたら、きょうの答弁を聞いていてもまだ水産庁に問い合わせていない。これに関して問い合わせましたか。これは長い間の懸案事項なんですよ。なぜ、まだできないんですか。

○農林水産部長（島尻勝広君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時16分休憩

午後４時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

本県の沿岸域においては、他県に類のないサンゴ礁等の発達が見られ、そのほかにも砂浜、干潟、藻場などが存在し、また、これらの地形が隣接して一体となることで複雑な海底地形が形成されております。そのため、規則第39条の岩礁破砕等の許可に関しては、このような海底地形の特徴を踏まえまして、水産資源の保護、培養を図り、県民への良質な水産物の供給を継続していく観点から、許可の必要な行為などに関し取り扱い方針を定め、その方針の厳正かつ適切な運用に努めているところであります。具体的に水産庁のほうからのちょっと指針がありませんので、本県の特徴を勘案してこういう形で運用させてもらっております。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時18分休憩

午後４時19分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

岩礁破砕に関する水産庁の見解ですけれども、岩礁破砕等の許可における岩礁の定義について、平成元年に山口県水産部長が山口県漁業調整規則に規定される岩礁について、岩礁とは海域における地殻の隆起形態であり、この隆起形態を変化させる行為が破砕であるという解釈で支障がないかと照会したものに対し、水産庁沿岸課長から、貴県のとおり解するとの回答を得ております。そういうこと等もありますけれども、特に沖縄県の場合については、他県にないサンゴ礁等の発達があって、ほかの都道府県とはちょっと違うということで、沖縄県は先ほど答弁したような形で運用させてもらっているところであります。

○座喜味　一幸君　今の辺野古の関係で岩礁破砕とは何ぞやという大きな課題があって、いよいよ水産庁のこの岩礁破砕の要るや否や、あるいは岩礁破砕の申請、これが要るや否やということを明確に聞かなければだめだということになっているんだよ。それを聞い

たかどうかを聞いているんだよ。それの返事を聞きたいんだ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど説明したように、国の水産資源保護法第４条第２項第５号に基づいて、沖縄県漁業調整規則第39条のほうでやっております。先ほど説明したように、沖縄県の場合は他県にないような沿岸域におけるサンゴ礁の浅瀬というか、そこのほうで発達しておりまして、これに依存する沿岸漁業の存在や、またはその海域が産卵場や稚魚の生育場となるなど、水産資源の保護培養上、重要な役割を担っていることから、岩礁破砕等の許可制度を運用するに当たっては、他県にない独特な漁場環境を備えているというふうなことで認識しております。そのため、取り扱い方針についても、一律の数字基準を定めて運用するよりも、個別具体的に事前調整を十分行いながら、岩礁破砕の行われる場所とその行為の程度、あるいは周辺漁業への影響を総合的に判断して運用することのほうが、規則の趣旨であります水産資源の保護培養を図り、漁業への影響を最小限度にとどめる上で合理的であるということから、その形で運用させてもらっております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　部長、行政というのは、法律に基づいて全国である意味で一律の基準、考え方に基づかないといけない。私の情報は今、部長、それ違うんだよ。個別具体的に検討したとしても、水産庁は岩礁破砕について、必要ないという考え方を持っているんですよ。これを確認してください。県独自の考え方じゃなくして、元締めである本庁の見解を示してくださいよ。こんな中途半端な答弁をしないでくださいよ。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

水産庁――国のほうは、今漁業権の話についてはそういう話も一部聞いておりますけれども、岩礁破砕等の許可については、その辺については国から聞いておりません。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時24分休憩

午後４時24分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません、先ほどの地方自治の議論がありましたけれども、やはりそれぞれ今回の岩礁破砕等についても、法定受託事務ではございますけれども、地方自治の事務とされていると。漁業調整規則に基づいて、沖縄県の特殊性に基づいてそれぞれ自治体において判断することが認められているというようなことで、先ほど来農林水産部長は答弁しているというふうに私ども理解しております。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　回答はしていますので、再度質問をして……

○座喜味　一幸君　一番肝心な水産庁の見解をちゃんと確認してくださいと言っている。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　漁業権の件についてお答えいたしたいと思います。

水産庁への照会という話ですけれども、これまで県のほうとしては、政府見解や地方自治法に基づく技術的助言、数値をもってこの考え方は十分示されておりまして、また、現時点では防衛局から岩礁破砕許可申請を行わない旨の意思表示はないことから、必ずしも照会する必要はないというふうに今現在考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　こういう曖昧な状況で、これでもって岩礁破砕をもって基地をとめるなんていうのは、最も行政としてやってはならないし、品格がないね。ちょっと残念に思いますが、この辺は今後も大きな課題でありますからしっかりと調べておいてもらいたいなと思っています。

非常に今回、外務大臣がおいでになったときに、12項目の要請をされていますね、知事。その中で、南西諸島・尖閣問題に係る要請をされておりまして、ほっとしたというのと、いよいよやってくれたという思いがあるんですが、この12項目の中の一番最後の尖閣に絡む部分、それを御説明願えますか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　済みません。休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時27分休憩

午後４時28分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今議員からもございましたように、尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本国有の領土であることを明示すること。この理由といいますのは、本議会でもたびたび議論がなされております。尖閣諸島の国有化以降、中国公船等が接続水域とかへの航行ですとか、領海侵入を繰り返しているというようなことがありますの

で、そういったことについては、しっかり尖閣諸島は我が国の固有の領土であることを明確に示していただく必要があるという思いでこういうような要請をさせていただいたところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　大変、もう当然過ぎれば当然過ぎて、遅かりし、遅いなとも思っているんです。国に要望するのもいいんだけれども、我々沖縄県として、行政区域にある尖閣問題、この要請とあわせて沖縄県でできることは何だろうかと私は考えたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　沖縄県でできることは何かというようなことですけれども、我々はこういった要請を一つ一つやって、今回の要請に示されたようにしっかりと我が国の固有の領土であることを認識しながら、政府に対してもしっかりと要望していくということを今基本に対応させていただいているところでございます。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　我々の海であって、400キロ、1000キロの資源を我々は抱えているというようなことでありますから、それを守るというのは当然であって、国にお願いすべきことと、我々沖縄県として、今かかる波高し尖閣をどうしていくかということは、ある意味で県が尖閣は我が国の領土であって、沖縄県の行政区であるという明確なメッセージを送ることはできませんか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時31分休憩

午後４時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今般、政府に対してもそういった国際社会へ明確に示すことということを要請していますが、沖縄県としてもそういったことを示すことは必要だろうというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　島根県の竹島でも県として一生懸命取り組んでおりますけれども、沖縄県も尖閣は我が行政区だと、間違いない日本の領土だということを発信する、ぜひともしていただきたいなというふうに希望します。

それから、割とこの我々の沖縄県の行政区というのはどうなっているのかというようなことが、ある意味ではどこからどこなのというような部分が、昔の布令で出ていた沖縄の海という行政区と、今の行政区というのが非常に曖昧模糊としている。その辺に少し私は疑問を感じていました。

ちなみに、この尖閣の中の黄尾嶼、赤尾嶼というのは、尖閣の一部の島なんだけれども、そこはどういう管理のもとにあるんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　黄尾嶼――これは久場島、赤尾嶼――これは大正島でございますけれども、米軍のいわゆる射爆撃場となっているということでございます。ただ、沖縄防衛局に確認しましたところ、昭和54年以降、訓練は行われていないということを確認しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　要するに、54年以降使われていないけれども、アメリカの専用施設となっているという理解でいいんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私どもそういうふうに理解しております。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　この射爆撃場として使われたこの２島、これ結構黄尾嶼領土87ヘクタール、それから訓練水域は赤尾嶼269平方キロメートル、領空269平方キロメートル、領空・領海・領土ともにこれ米海軍になっているんだけれども、県もそれを把握してこの取り扱いについてどうしようというふうに、これまでの取り組みはどうなっていましたか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　この件の取り扱いについて、ちょっと私も今回尖閣の関係で調べてみたんですが、県が具体的にこれをどうしようというような動きは今のところ見えてございません。

○議長（新里米吉君）　座喜味一幸君。

○座喜味　一幸君　時間がありませんけれども、要するに、我々の行政区でありながら、魚釣島というのは指定離島にも入っていないし、アメリカさんに貸してある土地もどうなっているか、質問とりに来いと言ってようやく調べたと思うんだけれども、そういう状況にあるというのは好ましくない。

そういう意味で、我々は今この基地の問題、それから尖閣の問題、国際情勢の大きな流れの中で、しっかりと品格ある結果を出していかなければならない。小さなことで争うことなく、この新たな時代でどう我々の沖縄があるべきなのかという位置づけも含めて議論

をしていかなければならないと思うんですが、知事、最後に答弁をお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今座喜味議員がるる説明をした、おおむね私もそのつもりでおりますので、そういった気持ちを持ってやっていきたいと思います。

○座喜味　一幸君　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

〔上原　章君登壇〕

○上原　　章君　皆さん、こんにちは。

公明党会派、上原章です。

通告に基づき一般質問を行います。

初めに、地方創生、安全対策についてお尋ねします。

(1)、県内における地域おこし協力隊の現状と成果を伺います。財源が特別交付税で、積極的に取り組めない市町村もあると聞くが、現状はどうか。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域が抱える問題解決や地域力の維持強化を図るとともに、配置された地域に定住・定着することで、担い手不足の解消に寄与することを目指した総務省の制度であります。取り組みをお聞かせください。

(2)、国は2017年度、高齢者や低所得者、障害者、子育て世帯などのうち、住宅を確保することが困難な人たちを支援する新たな住宅セーフティネット制度を創設するとのこと。内容と県の取り組みを伺います。

(3)、高齢ドライバーの安全を社会全体でどう支えるかという視点が重要と考えます。県の対応を伺います。運転免許の自主返納に対し、公共交通の無料化など特典を設けるなど検討できないか伺います。

(4)、消防防災ヘリ導入検討事業について内容を伺います。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

(1)、国は2017年度、産後鬱予防などの観点から出産後間もない産婦の健診費用を助成及び新生児聴覚検査の推進体制を整備する予算を盛り込むとのこと。重要な取り組みと考えるが、県の対応を伺います。

(2)、妊婦健診14回無料化の現状、成果を伺います。

(3)、離島患者等支援事業の内容、効果を伺います。

(4)、離島・僻地のがん患者等の宿泊支援の成果、取り組みを伺います。

(5)、新規事業民生委員活動活性化事業の内容と効果を伺います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

(1)、連携型中高一貫教育の取り組み、課題、成果、対策を伺います。

(2)、県立高等学校編成整備計画について、地域や関係機関との連携、意見交換が重要と考えるが現状はどうか。

次に、離島振興についてお尋ねします。

(1)、農林水産物流通条件不利性解消事業の航空路線輸送費補助を県内全ての離島を対象にできないか。

(2)、本島地域と離島地域の水道サービス、料金は大きな格差があると言われているが、実態と対策を伺います。

(3)、水道事業の広域化について、早期の実施及び水道料金の低減を図られないか伺います。

最後に、我が会派の代表質問との関連についてお尋ねします。

子供の貧困対策について。

(1)、貧困対策支援員と各種関係機関との情報の共有化は、どのように把握しているか。

(2)、子供たちを身近にわかる学校現場と地域――自治会、民生委員、児童委員、児童相談員等の連携は重要と考えるが、現状はどうか。

(3)、支援の必要な子供を見守るには、中長期的な支援が必要と考えるが、県の対応を伺います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　上原章議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな２番の福祉行政についてに関する御質問の中の、民生委員活動活性化事業についてお答えをいたします。

民生委員活動活性化事業は、各地区の民生委員児童委員協議会の支援や、民生委員活動の活性化を目的に行うものであります。具体的には、モデル地区を選定し、民生委員の活動基盤である協議会に支援コーディネーターを派遣して、民生委員が活動しやすい環境を整備していくこととしております。本事業の実施により、民生委員が多様な地域課題に迅速に対応できるようになることが期待されます。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　地方創生、安全対策についての御質問の中の、地域おこし協力隊の現状等についてお答えいたします。

県内の地域おこし協力隊の隊員数は、平成22年度に沖縄市で３名採用されて以降、順次拡大し、ことし

１月末現在で、県と14市町村で合計44名であり、昨年度と比較して７市町村、29名の増加となっております。県内の地域おこし協力隊の活動内容は、地域の伝統・文化の継承や特産品開発、地域情報の発信、学習支援など、地域の課題に応じた活動となっております。

県としては、地域おこし協力隊は地域活性化の一つの手段として有効と考えており、引き続き本制度の活用を促してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　地方創生、安全対策についての御質問の中の、新たな住宅セーフティネット制度と県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国は、現在、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅を確保することが困難な世帯を支援するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネットの制度設計を行っているとのことであります。同制度は、高齢者等が入居する住宅の改修費用や家賃負担等を支援するものであり、家主、入居者双方の負担が軽減できることから、高齢者等の住宅確保が円滑になると期待されております。

県としては、引き続き国の制度検討状況を注視するとともに、市町村や居住支援協議会と情報共有し、活用、支援を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君）　地方創生、安全対策に関する御質問の中で、高齢ドライバーの安全と運転免許証の自主返納についてお答えいたします。

県内における運転免許保有者のうち、65歳以上の高齢者は15万5330人であり、前年比で9843人、率にして約6.8％増加しております。65歳以上の高齢運転者を第１当事者とする人身事故の発生につきましては、平成26年中は879件、27年中が837件、28年中が884件となっており、ここ数年を見れば横ばい状態となっておりますが、10年前と比較しますと、約34％増加しております。

県警察といたしましては、例えば高齢運転者を対象としたドライビングスクールの開催、ドライブシミュレーターの活用、免許更新時における高齢者講習の実施など、交通安全教育及び各種講習を推進しているところであり、引き続き高齢運転者の交通事故防止に取り組んでまいる所存であります。

また、65歳以上の高齢運転者による運転免許証の自主返納件数につきましては、平成25年中1223件であったところ、毎年増加し、平成28年中は2659件と、この４年間で２倍以上に増加しております。

県警察といたしましては、高齢運転者が運転免許証を返納しやすくするための環境づくりとして、運転免許証の返納時に取得できる運転経歴証明書を提示することにより受けられる優遇措置の拡大について、公共交通機関に対する働きかけを行っております。現時点における優遇措置について、具体的に申し上げますと、バス運賃の割引半額、モノレール運賃の割引半額、タクシー運賃の割引、10％割引などとなっております。

県警察としましては、引き続き関係機関・団体と連携して、高齢運転者が運転免許証を返納しやすくするための環境づくりに取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　地方創生、安全対策についての御質問の中の、消防防災ヘリ導入検討事業についてお答えします。

大規模災害発生時において、消防防災ヘリは、空中消火や負傷者搬送など大きな役割を果たすことが期待されております。消防防災ヘリ導入検討事業では、消防防災ヘリ導入の必要性、運行管理体制、機種やヘリ基地の選定及び導入に係る県、市町村の財政負担等の課題について調査を実施するとともに、これらを踏まえ、有識者等で構成する消防防災ヘリ導入検討委員会（仮称）において、導入について検討することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　福祉行政についての御質問の中の、産婦健診及び新生児聴覚検査についてお答えします。

市町村が産婦健診費用の助成を受けるためには、産後の心身のケアや育児サポート等を行う産後ケア事業を実施することが要件となりますが、現在、県内で産後ケア事業を実施している市町村はございません。家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられない母子や、育児不安を抱える方がふえていることから、県は、安心して子育てができる環境づく

りの一つとして産後ケア事業は重要だと考えており、市町村が産後ケア事業を行えるよう支援していきたいと考えております。

また、新生児聴覚検査は聴覚障害を早期に発見し、適切な支援を行うことで、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児が検査を受けることが重要だと考えております。

県としましては、次年度は市町村の意向や医療機関の実施状況、検査機器の整備状況等を確認し、新生児聴覚検査推進体制が整備できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、妊婦健診の公費負担の現状と成果についてお答えします。

妊婦健診につきましては、平成21年度以降、14回の妊婦健診が受けられるよう公費負担が拡充され、県内全市町村で統一した検査が費用を負担せずに受けられる体制が整備されております。その結果、平成26年度における妊婦健診の平均受診回数は、11.5回、受診率81.9％となり、平成21年度と比較しますとそれぞれ1.8回、12.9ポイント増加しており、妊婦の健康管理について一定の成果があったと考えております。

次に、離島患者等支援事業についてお答えします。

当該事業は、特定不妊治療、がん治療、小児慢性特定疾病、難病、特定疾患、子宮頸がん予防ワクチンの副反応疑いの患者及び妊産婦が、島外の医療機関に通院する場合の交通費及び宿泊費への助成を行う離島市町村に対し、県がその費用の一部を補助することを内容とするものであります。

県としましては、同事業を実施することにより、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担が軽減され、適切な医療を受ける機会の確保に資するものと考えております。

次に、離島・僻地のがん患者の宿泊支援についてお答えします。

県は、平成25年に沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合と協定を締結し、放射線治療のため、通院を要するがん患者等に対し、２割から４割の宿泊割引を行う制度を創設し、平成26年７月から実施しております。当該制度は、放射線治療を行う患者の経済的負担を軽減する効果がありますが、これまでの利用実績は１件にとどまっております。当該制度は、名護以北に居住するがん患者の経済的負担を軽減する制度としては、なお有用でありますので、引き続き同制度の活用について周知していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島地域の水道サービス、料金の実態と対策についてお答えします。

離島の簡易水道の多くは、水資源に乏しく、自己水源で浄水から給水までを一括して行っていること、さらに、運営費用が割高である海水淡水化施設などの高度処理を導入していることが多いことなどから、本島地域と比べ、水道料金が高い状況にあり、離島地域と本島地域の格差は約1.7倍となっております。また、人材の確保が難しく、技術の蓄積が困難な状況にあります。

県としましては、離島における水道サービスの向上及び水道料金の格差是正のため、水道広域化に取り組んでいるところであります。

次に、水道広域化の早期実施及び水道料金の低減についてお答えします。

県では、平成26年11月に沖縄県、沖縄県企業局、沖縄本島周辺離島８村の３者において、水道用水の供給に向けた取組に関する覚書を締結し、平成33年度までに広域化を実現できるよう取り組むことや、沖縄本島並みの水道料金に近づけることに努める旨、確認したところであります。なお、平成29年度末には粟国村、渡名喜村において水道広域化を実施する予定であり、それ以外の離島６村につきましては、平成33年度までに水道広域化を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問で、連携型中高一貫教育の取り組みについてお答えいたします。

連携型中高一貫教育校においては、中学校と高等学校を接続し、６年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことを目的として教育活動に取り組んでおります。高校入試で学力検査を課さないことにより、学力低下を招くのではないかとの声も聞かれますが、各学校においては、中高の教員による交流授業を実施する等、学力の向上に取り組んでおり、平成27年度の連携型中高一貫教育校３校の進路決定率の平均は県平均を上回っております。

県教育委員会では、今後とも保護者や地域の理解を得て、連携型中高一貫教育の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、県立高等学校編成整備計画についての御質問にお答えいたします。

県立高等学校編成整備計画は、少子化等への対応や多様な学習スタイルなどに十分対応できる教育環境の

充実を図り、生徒・保護者にとって魅力的な学校づくりを推進することを目指して策定しております。個別の計画については、それぞれ対象となっている各学校や地域において、保護者、地域住民や関係機関等との意見交換を実施しているところであります。計画の実施に当たっては、今後とも地域や関係機関等と意見交換を行い、入学者の推移を注視するなど、生徒・保護者のニーズや社会情勢の変化を見据えて、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、会派の代表質問との関連で、学校現場と地域との連携についての御質問にお答えいたします。

学校現場において、学校長のリーダーシップのもと、支援を必要とする子供について、情報を持つ教諭、各支援員及び福祉関係部所等と情報共有を図り、持続的な支援体制づくりに努めることは重要であると認識しております。

県教育委員会では、学校長の異動にかかわらず、子供の貧困対策について、引き続き学校、保護者、地域、福祉を担当する行政機関等と連携し、持続的な支援体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　離島振興についての御質問の中の、離島―本島間の航空輸送費補助についてお答えいたします。

農林水産物流通条件不利性解消事業は、農林水産物の県外出荷に際して、直近他県までの輸送費相当分を補助することにより、地理的不利性を軽減し、出荷量の拡大や市場競争力の向上等を図ることを目的に実施しております。また、本事業において離島から本島を経由して県外出荷される場合は、離島―本島間の輸送費についても補助対象としております。なお、南北大東―本島間の航空輸送単価については、航空輸送実績が少ないことから単価設定ができていないところであります。

引き続き情報収集を行い、関係機関と調整の上、単価設定に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、貧困対策支援員と関係機関との情報共有化についてお答えします。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、子供の貧困対策支援員、学校関係者、市町村の福祉部門の職員、地域の関係者などで協議する場を設け、子供やその保護者の情報を共有しながら、その状況に応じて支援する必要があります。

このため、県としましては、市町村における学校と福祉部門の連携を図るための協議を促進するとともに、圏域ごとに支援アドバイザーを配置し、支援員及び居場所のサポートを行い、支援のあり方について情報共有、助言することとしております。

次に、支援が必要な子供を見守る中長期的な対応についてお答えします。

乳幼児期においては、妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの市町村への設置を促進しております。また、小・中・高校生期においては、学校をプラットフォームと位置づけ、学校を窓口とした福祉関連機関との連携を通し、支援が必要な児童生徒を生活支援や福祉制度につなげております。

県としましては、今後とも、支援が必要な子供を中長期的に支援していくために、支援を必要とする子供の実情の理解に努め、乳幼児期、小中学生期、高校生期といった子供のライフステージに即して、切れ目のない総合的な対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時０分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　地域おこし協力隊の経費については、特別交付税が使われていると、議員からの御質問にもありました。隊員１人当たり400万円を上限として措置されているということで、県としては、必要な額が措置されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　御答弁ありがとうございました。

幾つか再質問させていただきたいと思います。

まず、この地域おこし協力隊、昨年11月久米島町にお邪魔したときに、高校生の留学事業の中で、その寮を訪ねました。県外から男女多くの子供たちが久米島高校に通うということで、じんぶん館という学習塾も兼ねたすばらしい施設でした。そこのスタッフがこの協力隊員になったんですね。非常に活動も活発ですばらしいなと思いました。

それで、先ほど特別交付税の話をしたんですけれども、市町村においては、この特別交付税を受けて事業を進める場合、普通交付税が減らされるんじゃないかなという、ちょっとそういった捉え方をしているところもあると聞くんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　特別交付税と普通交付税、これは全く内訳としても別のものでありまして、特別交付税が交付されるから普通交付税が減らされるというようなことにはなっておりません。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　県はこの地域創生、今、５年計画でちょうど中に来るんですけれども、せっかく国が予算を準備して、地方をしっかり活性化していきたいという中で、この協力隊については、市町村に対して、制度、導入手続等のノウハウについて周知を図り、市町村における外部人材の登用に関する助言を行っているところだと。前回、私、この取り組みの中で県に質問したときにそういう答弁がありました。

私幾つか市町村を回る中で、せっかくこういったいい制度があるけれども、その首長さんの捉え方として、そういった特別交付税を受ける一方でリスクもあるんじゃないかなという誤解があるのかなという感じがしたんで、ぜひ、いいモデル等もありますので、全県にも、特にこういった地域には周知してほしいんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　議員おっしゃるとおり、特にこの地域おこし協力隊、離島でありますとか、過疎の市町村を中心に導入が進んでいるわけですが、そういうところで地域の文化、あるいは伝統、その承継を含めて、さらには特産品の開発とか、そういったもの含めて活躍し出しております――し出しておりますというのは、今までこのような制度をつくってきていただいてもなかなか活用がうまくいってないようなところもありまして、なかなか進まないという現状がありましたけれども、先ほど答弁でもお答えしたとおり、今年度に入りまして29人ふえるということで、今議員がおっしゃったように、いいモデルができてきたことを踏まえて、急速に伸びつつあります。こういうのが出てくると加速的になるんじゃないかと思っておりますし、またそういうモデルを紹介しながらふやしていきたいと考えております。

今、議員は久米島のお話をなさいましたけれども、うるま市でもいい７人が活躍しておりますし、そういうモデルができつつありますので、それを積極的に広めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

次に、住宅セーフティネットについてなんですけれども、非常にこれは重要な取り組みだと思います。今、県内でも空き団地の募集が15倍、20倍、県も市町村もなかなか団地に入りたくても入れない。そういった中で、高齢者、低所得者、障害者、子育て世代などの方々が安心して暮らせるそういった住居をどう確保するか。今回、国がこういう形で空き家賃貸住宅を活用して、家賃も支援をする。ましてや保証人がなかなか見つからない、そういった方々への保証会社への手当ても国が今回予算を考えているということです。

実は、全国には約820万戸が空き家、そのうちの賃貸住宅でも429万が空いていると。そういった空き家、そういった住宅、住居環境、本当にいい形でつなげるという意味でもこの事業は大事かなと思うんです。県は、今後この事業は具体的には、この秋に国が進めると聞いていますけれども、各都道府県にこの賃貸住宅、これは大家さんにも１戸200万の改修費用が、補助金がある、また家賃も４万円、保証も６万円というふうに具体的な数字も出ていますけれども、各県にその賃貸住宅として提供する、都道府県別にこの登録をしていただくという取り組みが出てくると聞いております。それで、ぜひこれは目標も立てなくちゃいけないと思うんですが、県内に今このような方々がどのぐらいいるかというのは調査したことはないですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時８分休憩

午後５時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今回、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、これが２月３日閣議決定されております。この新たな住宅セーフティネット制度の枠組み自体を、実際、議員が御指摘のようにこの秋にも同制度を始める方針ということは情報として聞いております。一方、それに向けては、住宅確保要配慮者の数であったり、あるいは供給促進計画というものの準備、策定も必要でありますので、これは新たな年度にしっかり意見交換をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひこういった国が一つ大きな方向

性を示していますので、沖縄県、実はもう相当住宅を求めていても、なかなか安心した住宅を確保できない人が多いと。私どもは、議員という立場でいろんな相談を受ける中で、保証人が見つからなくて、アパートにも入れないとか、現実は本当に厳しい。こういった人たちをどう救うのかなという思いもありますので、どうかその計画をつくる意味でも沖縄県内の状況を、一体どういう人たちが今必要としているか､私はちょっとアクションを起こしてほしいなと要望します。

次に、高齢ドライバーの――先ほど警察本部長、しっかり取り組んでいると思います。一方で、都市部と田舎も大分交通もインフラの格差がありまして、私は、交通政策課、ぜひ高齢者の皆さんを守る意味でも、この返納ができるような環境をつくるには、コミュニティーバスとか福祉バス、乗り合いタクシー、いろんなそういうものが今地方で必要なんだけど、なかなか財源がなくてそこまで踏み込めないと、安心して病院や買い物に行けない、そういった中で免許証だけ返納しなさいと。それはなかなか難しいのかなと思います。これから高齢化社会になる、また沖縄県は車社会という中で、この人たちが安心して返せる、また家族にとって認知症とかいろんなそういう心配がある中で、これだったら安心して交通インフラが確保できているという環境は、県が責任持ってやらないといけないと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　特に町村部、そういう過疎地域の公共交通には、大きないろいろな課題がございます。また一方で、公共交通となりますと、事業の採算性というもの等も絡んできます。

今議員がおっしゃいましたようなそういうデマンド的なワースだとか、あるいは地域のそういうローカルを回るようなバスの運営については、今、市町村が中心になって取り組んでいるところですが、どういう協力ができるのか、特にそういう地域を抱えている市町村と議論をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　当然、県だけでできることではありません。市町村それから国もこの高齢ドライバーの方々をどう守るかということで、いろいろワーキングチームを立ててつくっていますので、いろいろ国の情報も確認しながら、ぜひ沖縄の車社会の中で、こういった高齢ドライバーの皆さんをしっかり守っていけるような体制をつくっていただきたいと思います。

そして、防災ヘリについてなんですが、私これ７年前の代表質問でも行いました。そのときはなかなか全国でも本当に沖縄県あと数カ所しか、その当時防災ヘリがないという、海上保安庁や陸上自衛隊が一生懸命沖縄のそういう緊急搬送のときには頑張っていただいているわけですけれども、ぜひ沖縄県にもこれは絶対必要じゃないかなと。今回、調査費をつけて取り組むということなんですが、ぜひ、この導入という方向性を持ってしっかり調査していただきたいんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、その必要性等についてはヘリ導入検討委員会（仮称）において議論しますけれども、その後、そういった検討結果を踏まえまして、県及び全市町村との合意形成、やはり人件費等それから隊員の派遣等、市町村の役割もございますので、そういった中で最終的な合意形成を図ってまいりたいと。

県として、ある意味スピード感を持ってといいましょうか、ちょっと財政負担の問題がございますけれども、２つございます。国のこの財政支援と防災ヘリの購入に際して、消防庁の定める基準額２分の１の国庫補助、毎年度の普通交付税の移しがありますけれども、それですと結構な負担が出てくるということで、一方でこの緊急防災減災事業債というものが、地方債充当率100％、元利償還金の70％を基準財政需要額に算入と大変有利なといいましょうか、そういった事業債が32年度までと、29年度から32年度まで延長されています。そういったことも見据えながら、ある意味スピード感を持って導入検討については対処しなければならないというように考えております。議員の御指摘は、しっかり受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　今回の県が乗り出すに当たって、全国の特に島を抱えているような、そういったところの調査は終わっているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　個別具体的に島があるところということではなくして、やはり全国からいろいろ聞き取り等は行っております。やはり、沖縄県の特徴といたしましては、急患搬送が中心だということ、全国と比べましても離島県だということがありますので、防災ヘリ導入に関しては急患搬送というものも――大規模災害時のものは当然活用いたしますが、急患搬送が中心になるのかなというような分析をしているところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　去年の夏にヤンバルの山中で落石して、３時間から４時間、海上保安庁は海ですから、それから陸上自衛隊も手続とかが結構煩雑で、やっぱりおのおの役割はありますので、結局地元の消防隊員が何とか４時間近くかけて担いで病院にという、本当にこういう防災ヘリがあれば15分から20分で本島内は行くわけです。私も長崎とか鹿児島の資料をいろいろと調べてみたら、鹿児島は28の有人離島のある県ですけれども、ヘリが１回に飛ぶ距離というのが最大距離738キロという、その中で約600キロ給油しなくても往復帰ってくるまで600キロの活動範囲と、往復すると約300キロということ。沖縄県は、本島から宮古まで約290キロ、石垣は410キロという中で、私は本当にこの沖縄県、先ほど言いましたように確かにこれまで頑張っていただいている海上保安庁や陸上自衛隊は、大きなもう本当に感謝、評価をするわけですけれども、いざ災害が起きたり、観光客も多いこの沖縄県がやっぱりしっかり防災災害ヘリを持つというのは、僕は大きな安心につながるだろうと思うんですが、最後に御決意お聞かせください。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。
　先ほどの、前の御質問にも関連するんですが、やはり他都道府県では防災ヘリはいわゆる山岳地域のものが多かったということで、その点のところで沖縄県なかなか過去の実績を見るとそういった事例はなかった。ただ今議員から御指摘のありましたように昨年のああいった事故があったというのは、私も承知しております。やはり、それともう一つは急患搬送が多いというような中で、離島県であります沖縄県においても消防防災ヘリの必要性という議論、そしてまた実際、市町村からもそういった要請、陳情等も上がってございますので、本腰を入れてこの導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　知事、これは鹿児島の防災航空隊の資料で、最初の１行目に、「日本列島最南端の防災航空隊です。」という１行が入っています。（資料を掲示）ぜひこれが、我が沖縄県が最南端の航空隊となるように要望したいと思います。
　次に、福祉行政についてですが、妊婦健診14回、無料、無償化というのは、非常にこれは大事なことなんです。部長も御存じだと思うんですけれども、現場では超音波検査、血液検査等をお医者さんに勧められて、料金が発生するという。若い妊婦さんは無料だと思って病院に行くと、その都度別の検査を――必要ということでお医者さんも勧めるんでしょうけれども、料金が発生するという、これ現実は結構起きているんですよ。2500円、3000円とかとられるんです。これせっかく14回無償化する中で、こういった人たちが安心して健診にという制度になっているんですけれども、現場ではこういうのが起きている、これどう思いますか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　この件については、議員のほうからも指摘を受けまして、現在ざっくりとした調査を行っているところでございます。オプションとして説明している病院もありますし、その必要性を即断、今すぐ判断するのはなかなか難しいと。ただ、病院現場としては、ちゃんとそういうオプションという説明をやっているところもあるようです。ただ、今の検査項目というのは、市町村と産科医会で決めた基準でやっていますので、医者の判断でつけたほうがいいのかどうかを含めて、もうちょっと検討させていただきたいと思います。
○議長（新里米吉君）　上原　章君。
○上原　　章君　ぜひ、子供の無償化、本当に一つ一つ何か出産一時金も上げていっているんだけれども、なぜか病院が全部受け取るような、何か僕は病院側に対して、もっと患者側に立ってやっていただきたいなという思い、必要な検査とかそういう医療は必要なのは当然なんですけれども、どうか県は、しっかり医師会ともその辺の相談しっかりやっていただければなと。まずは、本人が知らないうちにお金が発生したというのが、これはあってはいけないと思うので、しっかりこういうのはお金出ますよというのは、伝えるようにしてください。
　それから、産後鬱の件、これも国がしっかり取り組むということで、ぜひ先ほど前向きな答弁でしたので期待したいと思います。その関係機関としっかり連携とって体制をつくってほしい。ただ、先ほど言ったように市町村がこの事業に乗り出さないとなかなか国もできないところがありますので、この点もよろしくお願いしたいと思います。産後ケア事業、ぜひ、全県市町村が取り組めれば一番いいかなと思います。この点どうですか。
○議長（新里米吉君）　保健医療部長。
○保健医療部長（砂川　靖君）　答弁でも申し上げましたけれども、家族から十分な支援が受けられないとか、それから育児で問題抱えているという方々には、

安心して子育てができる環境づくりとして産後ケア事業、重要だろうと。特に、産後鬱だとか予防する観点から重要だと思っておりますので、その重要性を市町村に伝えながら、これを実施してさらにその議員の指摘した妊婦健診の助成、これまで持っていけるように支援していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　国は２分の１負担ということの事業ですので、ぜひ市町村がしっかりやっていただきたいと思います。

それから、離島患者等支援事業、これも県がいよいよ乗り出すなと、本当にありがたくて、感謝、期待しています。ずっと私もこれは言い続けてきたんですけれども、離島の皆さんが本当に必要とする医療を受けるときに、大変な渡航費、また宿泊代がかかるということで、これはあれですか、島外ということで本土も対象になっていますか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　本土への渡航は対象としておりません。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　沖縄本島でできる医療も充実しているところもあると思うんですが、子宮頸がんワクチンの後遺症のああいった医療というのは、結構、県内そんなにないということも聞いています。どうしても本土に行くようなケースもあると聞いていますので、できればそういうのも検討してもらえればなと、これは要望です。あとは、本島、本島も実は島なんですよね。そういう、どうしても県外に出て、医療を受けないといけない人たちもおるんですけれども、今帰仁村ではそういった渡航費を助成している事例もあると聞いています。ぜひそういった本土に行く人たちの、多くじゃないと思うんですけれども、本当に特別な人たちだと思うんですが、その辺もちょっと検討してもらえればなと、これは要望です。

それから、この離島・僻地のがん患者、旅館組合、ホテル組合と２年半近くたって、実績１件と。私これも議会で取り上げました。なかなか病院の近くじゃないと、こういったがんの放射線治療とか、また家族も含めて、ホテルとかそういったのがなかなかちょっと都市部にあって、できれば病院の近くのアパートも対象にしてほしいと、私、議会で言ったんですが、検討されたんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　離島の患者については、先ほどの患者支援事業で要綱上、ホテルじゃなくてそういうアパートを市町村が借り上げる場合、見られないかということで検討はしております。このがんの宿泊支援に関して、ホテル数は結構あるんですけれども、場所によっては徒歩では厳しいですけれども病院に近いようなホテルもございますので、使い勝手はまだあるのかなと思っておりまして、その周知ですね。これは北部の市町村対象になりますけれども、この周知に努めていく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　はい、わかりました。しっかりお願いします。

あと、教育行政について、教育長、さっき学力低下の懸念について、進路は高いと。この進路というのは、どこの進路ですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　中高一貫教育校の３校の進路決定率の平均は、県平均を上回っているということであります。

○上原　　章君　高校の進路ということ、高校入学のこと、高いというのは。

○教育長（平敷昭人君）　高校からその外にいく場合の進路ですね。

○上原　　章君　大学。

○教育長（平敷昭人君）　大学だけではないです。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　非常に、この一貫教育は目的も６年間しっかり子供に合った教育をしようという、これは理解できるんですが、この入試がないということで、自動的に中学から高校に行けるということで、非常に現場では余り勉強をなかなか頑張ろうという感じがないところもあるそうなんですよ。保護者や地域の皆さんからもアンケートとったら、８割ぐらいは入試制度を導入してほしいと。実は、そういう勉強、言葉はあれですけれども、そのままエスカレーター的に入るんで、優秀な子はほかの進学校とかそういったランクが高いと言ったらあれなんですけれども、そういう進学校に行くという流れができて、非常に地元の入試制度が、内申書も見ない、本来の入試のそういった場がないということで、保護者からも含めていま一度その入試制度はどうなのかなという声もあるんですが、どうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　中高一貫教育を導入した目的自体が、中学校と高等学校の６年間を接続して、６年間の学校生活の中で計画的に、また継続的に教育課

程を展開するということを目的にしております。そういった中で先生方の交流事業も行っているということですので、そこで一般の入試を入れるとなると連携型一貫教育の目的からしてどうなのかという考え方もございます。また、仮に、この連携型の入学検査というのは、１月ごろ行っているんですけれども、学力検査を入れるとなると、その時期を一緒にすることになるということで、実際この連携型の中学校に入っている生徒さんも、おっしゃったようにほかの試験機会というのもありますので、そういった中でまた選択をしていただくことになるのかなと思います。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　ぜひ子供たちの学力がしっかり順調に伸びる、その辺は現場としっかり連携をとってほしいと思います。

あと、統廃合整備計画なんですが、地元の声を本当に尊重していただきたい思いがあります。非常に、効率性とかまたその財政面で統廃合を強行にやるということはないとは思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　編成整備計画は、少子化への対応、生徒さんがどんどん減っていく中で多様な学習スタイルとか、学校としてのその教育環境という意味で、どうなのかというその充実を図っていくという観点から、計画を作成しているところであります。ただ、実際今の統合計画のある学校に対しましては、地元でもいろんな魅力、活性化のための取り組みもされております。そういった中で、教育委員会としては、入学者の動向も見ながら、しかも学校地域と意見交換も行って、その辺の推移を見守ってまいりたいと。今すぐというよりは、地元と丁寧に意見交換も行いながら推移も注視しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　よろしくお願いします。

あと次に、農林水産不利性。

これは南北大東の新型機が導入されて、空路もこれはできるということですので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

あと、水道サービス、これも33年、渡名喜と粟国が29年ということですが、これ前倒しでお願いしたいというのは、地元から来ていますけれども、無理ですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　現状のところ、今の現行計画で進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　これはもう本当に長年の悲願ですので、よろしくお願いします。渡名喜と粟国は29年末ということですけれども、料金もその時点で本島並みになるんですか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　その時点で用水の供給は、企業局から受けますけれども、その分、確かにこの原価は安くなると思いますけれども、直ちに本島並みになるかということについては、現時点で、そうですということは、なかなか厳しいものがございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　最後に子供の貧困についてなんですが、貧困対策の支援員が今何名配置されて、教育部門と福祉部門、何名に配置されているかわかりますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

現在、子供の貧困対策支援員、28の市町村で101名配置されております。ただ、今ちょっと集計の中で、福祉と教育部門それとそれ以外のところの集計、今、手元に持ち合わせていませんので、101名が配置されているというところでございます。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　この教育部門に配置されている人は、どなたの指示を受けて活動していますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

基本的には、子供の貧困対策支援員は、各市町村のほうに配置をされて、それぞれの市町村のいわゆるその要綱または設置要領等に基づいて展開をしています。場所によっては、教育部門に配置されているところは、当然ながら各市町村の教育委員会の配置のもとで活動を行っているというふうに認識しています。

○議長（新里米吉君）　上原　章君。

○上原　　章君　教育長、この支援員の皆さん、学校現場に配置されている皆さんは、学校長の裁量が大きいんです。学校の校長先生によって、地域の民生委員や自治会等と連携をとる校長先生と、とらない、なかなかできない人もいるそうなんですけれども、この辺はしっかり指導していただけませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　確かに、学校経営は校長先

生のリーダーシップと申しますか、学校経営方針というのがかなり左右するところがございます。ただ、この貧困対策という意味では、やはり学校現場が子供の貧困に気づく一番先端と申しますか、教育振興計画でもプラットホームとして位置づけておりますし、学校のほうでそのように子供の貧困に気づいて、例えばスクールソーシャルワーカーとか、先ほどの支援員を通して、必要な福祉機関とかその就学援助とか、その辺につないでいく重要な役割があると思います。そういう意味でまた福祉部とも連携しながら、先生方の研修等も踏まえて、校長先生がかわることによってそういうことはないと考えておりますけれども、そういう貧困対策にしっかり取り組んでいけるように頑張ってまいりたいと思います。

○上原　　章君　いろいろありがとうございました。

終わります。

○議長（新里米吉君）　続けます。

金城泰邦君。

〔金城泰邦君登壇〕

○金城　泰邦君　こんばんは。

しんがりを務めます。公明党会派、金城泰邦です。

よろしくお願いします。

それでは、早速、通告に従いまして一般質問を行います。

１、公共事業の入札不調問題について、その原因と課題について。

昨年、文教厚生委員会で石垣市へ視察に行きました。その際、県立八重山病院の現場視察をしました。工期が予定よりも大幅におくれているとの報告がありました。これまでも多くの議員が質問していたとおりであります。このような公共事業が入札不調や工期のおくれで進行がおくれるということは、行政サービスの低下を招くことになり、とても危惧しております。

平成29年度当初予算の説明資料を見ましても、多くの公共事業が予定されております。当然ながら、入札不調や不落にならないよう、順調な入札が行われるよう県として対処していかなければならないのではないでしょうか。

そのためにも、公共事業の発注のあり方については、入札業者が不足しているという厳しい現実を直視し、４Ｋと言われ、敬遠されがちな建設業界の人手不足の問題に歯どめをかけなければ、沖縄振興の土台づくりは進まないと懸念しております。

そこで伺います。

(1)、入札価格の算定根拠はどうなっているか。

(2)、建設業の担い手不足の解消についてどのような手段を講じているのか。特に、建築に関して伺えればと思っております。

２、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、第10回特別弔慰金の支給遅滞問題について。

平成27年４月、第189回国会で成立した戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、第10回特別弔慰金が支給されることになりました。

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等の御遺族に特別弔慰金を支給するものであります。第10回特別弔慰金については、御遺族に一層の弔意の意を表するため、償還額を年５万円に増額するとともに、５年ごとに国債を交付することとしています。この特別弔慰金をめぐって市町村では支給遅滞の問題で連日クレームが殺到しているそうであります。

例えば那覇市では申請件数が、平成29年２月10日現在で１万240件が申請されたのに対し、国債受け取り受理件数が2559件、25％弱といった状況であります。申請窓口の市町村で大変困っている状況ですので、県においては速やかな手続をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

３、通級指導教員の増員について。

通級指導とは、大部分の授業を通常学級で受けながら、必要に応じて別に設けられた学級で自立と社会参加を促す特別な指導を受けることです。1993年度に小中学校で始まりました。

１つ目は、児童生徒が在籍する学校で指導を受ける自校通級があり、２つ目は、近隣の小中学校や特別支援学校などに通う他校通級、そして３つ目は、自校に巡回してくる他校の教員から受ける巡回指導と３つの形態があります。公明党は、発達障害児などが別室で授業を受ける通級指導や、外国人児童生徒への日本語指導を担う教職員の安定的な確保に向けた予算の拡充を提言してまいりました。発達障害の子供が増加傾向にある一方で、通級指導などを行う教員が毎年の予算での加配で措置されているため、通級指導を行う教員が慢性的に不足している実情がありました。

そういう中で、公明党は教職員数が児童生徒数に応じて自動的に決まる、基礎定数化の実現を求めてまいりました。文部科学省によると、通級指導に通う児童生徒は年々増加しており、2006年度から10年間で倍以上に上昇しているそうです。通級形態で分けると、児童生徒が在籍する学校で指導を受ける自校通級は46.5％、近隣の学校や特別支援学校に通う他校通級

は46.6％、自校に巡回してくる教員から受ける巡回指導は6.8％だそうです。担当教員数については、都道府県からの要望に対して87％しか配置できずに不足してきました。このため、通級指導に通えない待機児童や特別支援学校などの他校通級がふえる原因となっているのであります。

公明党は、昨年11月、政府に対して教員を確保するため、毎年の予算折衝の中で増減する加配定数から、安定的・計画的に採用配置できる基礎定数化を提案、その後も粘り強く訴え続けた結果、教員定数の改善が決まり、2017年度予算案に602人の増員が盛り込まれることになったのであります。

そこで３、通級指導教員の増員について、沖縄県の平成29年度の方針を伺います。

４、管理栄養士の養成のための取り組みについて。

管理栄養士の養成につきましては、昨年の文教厚生委員会で陳情が上がり、委員会において慎重な審議を終え、採択がなされ、平成29年度の当初予算には食・栄養分野の拠点となる管理栄養士養成課程の設置補助に要する経費として、３億円の予算を計上していただき、改めて感謝を申し上げます。長寿県を目指す沖縄県にとって管理栄養士の養成は必要な取り組みであり、しっかりとした支援体制の構築を求めるものであります。

そこで、管理栄養士の養成のための取り組みについて伺います。

５、聴覚障害児・者の補聴器補助について。

聴覚障害児の補聴器補助については、これまでも公明党県本部代表の金城勉県議より質問、提案がなされ、中・軽度の聴覚障害児への補聴器補助が実現されてきました。今回新たにお願いしたいのが、要綱の改正でございます。現在の規定では、両耳の聴力がともに30デシベル以上、70デシベル未満となっておりますが、これを両耳ともにではなく、片耳でも聴力が足りなければ補助ができるような要綱にしていただきたいという要望でございます。よろしくお願いいたします。

６、障害者の入所施設の現状について。

障害者の入所施設については、全ての施設ではありませんが、一部の施設では衛生面などに問題がある施設もございます。当局ではどのような把握がされているのか、障害者の入所施設の現状について伺います。

７、軽度知的障害者の実態調査と就労支援について。

11月の議会で軽度知的障害者の関係者の方々から陳情が上がり、その際に幾つかの項目について要望がありました。議会でも文教厚生委員会の所管分について採択がなされましたが、その他の委員会での項目も含めて、次年度以降の実施に向けてお互いにしっかりと議論を深めてまいりたいと思います。

以下、陳情者から上がった要望事項について質問いたします。

(1)、第５次アンケート調査方法の具体的な対策を提示してほしい。

(2)、在校生、卒業生ともに福祉サービスの利用者数は把握されているか。

(3)、軽度知的障害の場合、他の特別支援学校と異なり、福祉関連の行政サービスを利用できないことが多い。軽度知的障害であっても福祉関連の行政サービスを受けられるような仕組みづくりが必要であると考えるが、県の方針について伺う。

(4)、定着支援事業所は、国の現行協議では就労移行など福祉を利用した者に限られているが、県はどう対応していくのか。

(5)、軽度知的障害者の就業・生活支援センターを利用していない人の把握はどうなっているのか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　金城泰邦議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな４番目の管理栄養士の養成のための取り組みについてに関する御質問の中の、管理栄養士の養成のための取り組みについてお答えをいたします。

県内では、琉球大学教育学部に栄養士養成課程が設置されておりますが、管理栄養士養成課程を設置している大学はございません。このため、健康長寿おきなわの復活に向け、食と栄養分野に係る人材育成や研究の拠点を構築することが必要であると考えております。

県としましては、今後、管理栄養士養成課程の設置を行う大学の公募を行い、その費用の一部を補助することで、同施設の設置に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　公共事業の入札不調問題の原因と課題についての御質問の中の、入札価格の算定根拠についての御質問にお答えいたします。

公共工事の予定価格は、工事に必要な材料費や労務費等を積み上げた上で、現場の必要経費や企業の利益

等を適正に積算したものであります。なお、一部の離島等において、技能労働者の確保が困難であることなどに起因する不調・不落が発生していることから、土木建築部では、技能労働者等の確保に必要な交通費、宿泊費等の経費を実態に応じて精算することとしております。とりわけ、建築工事について、鉄筋加工組み立て費など市場単価は現場見積もりを採用しているところであります。

引き続き、建設業団体との意見交換などを通じて実態把握に努め、入札状況の改善に取り組んでいきたいと考えております。

同じく建設業における担い手の確保・育成についての御質問にお答えいたします。

建設業においては、今後、高齢化等により技能労働者の大量離職が想定され、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若年者の入職・定職を促し、人材を確保することが喫緊の課題でございます。このため、県は、国と連携して処遇改善の徹底や安定的・持続的な建設事業の見通し確保などに取り組んでいるところであります。

具体的に、経営事項審査等において社会保険加入状況を確認するとともに、社会保険料等法定福利費相当額を加算した労務単価の採用、適正工期の設定、発注計画の公表、適正利潤の確保に資する最低制限価格の上限撤廃などを実施しております。あわせて、親子で建設現場をめぐるバスツアーや建設産業の魅力を発信する建設フェスタの後援など、建設業のイメージアップの取り組みにも支援・協力しております。

県としては、引き続き、国や業界団体、教育機関等と連携して、建設業における担い手の確保・育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　第10回特別弔慰金の支給遅滞問題についての御質問にお答えします。

本県における平成29年１月末日現在の特別弔慰金の請求件数は約４万7000件、裁定済み件数は約２万5000件となっております。審査状況については、請求期間初年度に当たる平成27年度に請求が約４万件ありましたが、請求書類の審査は、市町村ごとの受け付け順に行っているため、件数が多い市町村については、時間を要している状況であります。加えて裁定がおくれていることの要因の一つに、請求書類の不備を整備するのに多くの時間を要している現状があります。

県としましては、裁定事務が迅速に行えるよう取り組んでまいります。

次に、聴覚障害児・者の補聴器補助についての御質問にお答えします。

聴覚障害児・者に対する補聴器の補助については、障害者総合支援法に基づき、原則として身体障害者手帳を所持する者に対し、その購入または修理に要する費用を補助しております。また、県では、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児に対し、市町村が補聴器購入費用を助成した場合に、その費用に対して補助する事業を実施しております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、聴覚障害児・者への支援に取り組んでまいります。

次に、障害者の入所施設の現状についての御質問にお答えします。

障害者の入所支援施設では、施設に入所する障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行っております。平成28年３月末現在、県内には46施設が設置され、2314名が利用しております。

次に、軽度知的障害者の実態調査と就労支援についての御質問の中の、第５次アンケート調査方法の具体的な対策についてお答えします。

現行の第４次沖縄県障害者基本計画を策定するに当たり、障害当事者の生活課題等を把握することを目的として、平成24年に県内在住の障害当事者1000名を対象にアンケート調査を実施しております。

県としましては、平成34年度を計画初年度とする、第５次の同計画を策定する際に実施するアンケート調査対象者や調査内容の検討及び関係団体等に対する意見の聞き取りを行い、軽度知的障害者の実態が次期計画に反映されるよう、取り組んでいきたいと考えております。

次に、軽度知的障害者の福祉関連サービスの利用についてお答えします。

軽度知的障害者は、日常生活能力向上のための自立訓練、就労に向けた就労移行支援や就労継続支援などの障害福祉サービスの利用が可能であります。

県としましては、軽度知的障害者が障害福祉サービスを身近な地域で利用できるよう、サービス内容の周知など、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、就労定着支援に係る事業についてお答えします。

国においては、平成30年度に施行される改正障害者総合支援法において、就労している障害者の就労定着を図るため、新たなサービスの新設を予定している

ところであります。
県としましては、現段階では新たなサービスの詳細が不明なことから、今後とも国の動向を注視しながら必要な対応を行っていきたいと考えております。
次に、支援を受けていない軽度知的障害者の状況についてお答えします。
就業・生活支援センターによる支援サービス等を利用していない軽度知的障害者の実態につきましては、どのような調査が効果的であるか、調査手法や実施時期等を含め、関係機関や関係団体と連携し、協議を行う必要があると考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君） 通級指導教員の増員に係る沖縄県の平成29年度の方針についての御質問にお答えいたします。
公立小中学校における通級指導教員について、平成29年度は63名を予定しており、前年度の51名から12名の増加となります。
県教育委員会では、通級指導は通常学級に在籍する軽度な障害のある児童生徒の指導の場として重要であると考えており、今後も適切に対応してまいります。
次に、軽度知的障害者の実態調査と就労支援についての御質問で、在校生、卒業生の福祉サービス利用者数についてお答えいたします。
軽度知的障害のある生徒が学ぶ高等特別支援学校在校生230名のうち、福祉サービスの利用状況については、福祉型障害児入所施設利用者が11名、医療型児童発達支援を受けている者が５名、その他の福祉サービス利用が23名となっております。また、平成27年度卒業生63名のうち、一般就労が49名で、福祉サービス利用者については、就労移行支援事業所が４名となっております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。
○金城　泰邦君 御答弁ありがとうございました。
幾つか再質問させていただきたいと思います。
公共事業の入札不調についてということで、先ほども御答弁いただきました。まだ私も素人質問かもしれませんけれども、いろいろと御教示いただくようお願いいたします。
まず、この特に建物、建築物についてなんですが、今後、さまざまなプロジェクトも、平成29年度予算見ても予定されているなと思っております。こういった建築を進めるに当たって、まず最初は設計から始まると思うんですね、設計して、見積もりして、施工という流れだと思うんです。施工業者については評価制度があって、このランクとかあると思うんですが、最初の設計の段階において、設計者の方に対してはそういったものが存在するんでしょうか。
○議長（新里米吉君） 土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。
今年度、４月から建築業者については、建築の設計事務所については、ランクづけといいますか、評価をして指名その他に活用しているところでございます。
○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。
○金城　泰邦君 今年度からということで、こういった評価制度が導入されるに当たって、そういった背景というものがあろうかと思うんですが、それについて御説明いただけますか。
○議長（新里米吉君） 土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君） お答えいたします。
まず、業界、建築士事務所あるいは建築士会、こういった業界団体のほうから要望もございました。なおかつ、発注するコンペあるいはプロポーザルを公募する際に、どの業者までというのをなかなか決めかねると。それを建築士の数で絞って果たしていいのかどうかという議論もあって、今現在、団体の意見も聞きながら試行させていただいているところでございます。
○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。
○金城　泰邦君 先ほど言った八重山病院などの事例を見ますと、やっぱり最初の段階でしっかりとした設計図面から入っていって、そこからきちっとした数字を拾い上げていく。そしてそういった原価というか、見積もりをしていくということがとても大事なんだろうなという感じがしておりまして、そういった設計図面ができたものを今度は積算すると思うんですけれども、積算はどなたがやるんでしょうか。
○議長（新里米吉君） 土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君） これは建築工事ということでよろしいでしょうか。建築工事についても、設計事務所のほうで数量を拾い、そして単価を入れて、ある程度の基礎資料はつくります。この数量等については、我々発注する側のほうが精査をして、発注していくという流れになります。
○議長（新里米吉君） 金城泰邦君。
○金城　泰邦君 沖縄県のホームページを見ますと、いろんな意見、アンケート等が投稿されております。そういった中には、数量がちょっと合わないんじゃないかという投稿もあったりとかして、そういったことになると、やっぱり数量をきちっと拾う側の業務の改

善というか、向上というものが必要だなというふうに感じているんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。どのように取り組まれていますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　これも建築工事ということでお答えさせていただきます。

建築工事を発注する際には、数量についてもあくまでも参考ということではございますが、数量は明示しております。その段階で業者のほうが積算をして、仮に数量に差があった場合には、質疑応答の中でこれは調整できるという仕組みは講じております。一方、そのまま採用、業者側から特に質問がない中で、入札契約に至ったという場合には、この参考数量との違いが仮にあったとしても、現状それを積算の対象とするということは、これまでは取り組んできておりません。それで入札時積算数量書活用方式というのがあるんですが、これは、設計、積算数量について契約後に疑義が出た場合、現場で工事をやる際に違っているよという、我々発注側が提示した数量との差が仮に生じた場合に、発注者、受注者の間で協議して、必要に応じて訂正し、請負代金額を変更すると、これを契約事項としてしっかりうたうという、入札時積算数量書活用方式というのがございまして、これを昨年４月から国のほうでは施行しております。これを受けて、県のほうもずっと検討してきております。早期に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　今のシステムは、これから導入ということでよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　次年度、できる限り早い時期に導入というか、施行をしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　このシステム、ぜひ早いうちにやっていただきたいと思います。あとは、数量についてはこのようなフォローアップがされるということで、単価の設定というのは、どういうタイミングの単価が設定されるんですか。鉄筋とかだと非常に時価の部分の差が大きいと思いますね。そういった材料についての時価が、差が生じた場合の対応というものがちょっと気になるのですが。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず、工事の予定価格を算定する際には、直接工事費といいまして、現場で作業される労務の方々の単価の積み上げであったり、あるいは資材、使う材料の費用であったりというのを積み上げていって、それに現場でかかる経費であったり、あるいは会社側の経費であったりというのを上乗せするというのが全体的な仕組みでございます。これは、当初、冒頭で答弁させていただいたとおりなんですが、その中の労務費についてです。労務費については、平成26年度からは現場での変動が大きいということもありまして、例年４月に改定しているものを前倒しで改定してきました。平成28年度、今年度でございますが、今年度も３月１日に前倒しで改定しようというふうに考えております。

労務費の単価というのは、おおむね年１回改定していくことになりますけれども、それでも現場での変動に応じて早目早目の対応をしているという状況でございます。

また、資材単価については、従来、年２回改定しております。これは、おおむね半期に１回という形になるんですが、これを平成28年度から年４回という形で極力迅速に実勢の単価に合わせるような取り組みを行っているところでございます。あわせて、現場管理費とか一般管理費、これについても経費上乗せ分については、適宜、国の積算基準等の改定に合わせて見直しを行ってきております。

先ほど最低制限価格の上限撤廃のお話をさせていただきましたが、これに合わせて最低制限価格自体の算定式自体も今引き上げを行ったところでございます。これは、受注者側の適正な利潤確保に寄与するものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　単価については、年２回改定されているということで、ほぼ時価に近いような形でされているのかなという気がいたしました。労務費につきましても、今一般管理費の中で、きちっとそれを盛り込んでいるということも御説明あったんですが、やはり、労務費と一般管理費の見方ですね。これまでは請負額をいかに圧縮するかみたいな議論が長年続いてきたかと思うんですね。そのしわ寄せというのが、結局一般管理費等に行って、そこで働く下請、孫請の労務の方々の待遇に影響していった、悪影響を及ぼしていった。だから、社会保険にも入らない。一人親方などがたくさん生まれたような現状もこれまで続いてきて、そういった業界については、非常に疲弊する状況が続いてきたと思うんです。そういった中にあって、やっぱり今日になってさまざまなプロジェクトを進めようと思ったら、いざ人手不足とかに悩んでしまう。

それを改善していくためには、きちんとした現場の環境づくり、そこにしっかりと目をやらないといけないと思います。特に沖縄なんていうのは、暑い日が多いんですね。40度近い炎天下の中で現場で作業をする。そういった労務の方々が、休憩時間になったら、暑い炎天下の中で、お昼、弁当を食べながら過ごさないといけない。そういった環境ではなくして、きちんと夏場であればエアコンのかかった環境のもとで休憩がとれる、水分補給もできる。そういったものをやっぱりきちんとした一般管理費の蓄えがあってからこそしかできないと思います。

また、そういった方々をきちっと引き上げて、人材にしていく、継続してその業界で仕事ができるようにするためには、やはり人材育成するためには、賃金もしっかりとしていかなければ、この分野というのは本当に廃れていきます。人手がどんどんなくなっていく。そういったことを防いでいかないと八重山病院で起こったような状態というのは改善できないだろうと思っていますので、そこは今後も部長しっかりと目を通していきながら頑張っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　議員御指摘のとおり、建設業界の担い手不足あるいは確保、育成については、本当に急いで対応していかなければいけないものだというふうに理解しております。もちろん適正利潤の確保ということを我々発注側がしっかり取り組むことも必要なんですが、業界自体のイメージアップというのにもしっかり取り組んでいただきたいと。このあたりは、引き続き、国、業界団体、教育機関等と連携しながら、密に連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ、その業界のイメージアップのためにも頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２番目の戦没者の弔慰金については、人口の多い自治体がどうしても後になっているということで、私先ほど那覇市の事例を出しましたが、じゃこれについては、那覇市の対応はこれからスピーディーに進むというふうに受けとめてよろしいんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県のほうとしては、この第10回の特別弔慰金の支給に当たっては、迅速に取り扱っていきたいというふうに考えています。

答弁のほうでは申し上げましたけれども、現在４万件あって、約半数、まだ２万2000件ぐらい残っていますが、基本的には受け付け順にやっているということと、どうしても請求書類をチェックしていく中で不備があったりするものですから、そこをしっかり市町村と連携をとって迅速に裁定事務が進むように取り組みを進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　本年２月10日現在で、那覇市で25％弱、これは今年度どこまで引き上げることができますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

那覇市、現在、今２月末の見込みですけれども、現在１万241件に対しまして、3873件進む予定にしております。なかなか一月の裁定が約2500件程度という形になっているものですから、できるだけそれを迅速に進めていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　3873件の見込みということで、よりまたそれ以上にできるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

通級指導教員でございますが、今年度12名増ということでよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　29年度は、12名増の予定であります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　市町村からの要望は、現在何名増の要望が出ておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時10分休憩

午後６時11分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　対象者の数を踏まえまして、その状況に応じまして県教育庁のほうから加配という形で各学校に配置しますので、市町村ごとに何名という形では出てきてないようでございます。現在、28年の対象者が1153名に対して、29年度は1469名の対象者がいるということで、そういうものを踏まえて12名増の63名で必要とする学校に配置していくという形を予定しております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　対象が1469名ということで、それに対して63名、12名増でされるということはひとつ

のまた進歩をしているのかなと、増員に努力されているのかなと思います。要望があるところ、緊急を要するところをしっかりと精査していただいてやってほしいと思うんですが、現時点ではどこに配置するとかというところまで決まっているんですか。どの学校とか、そういったものは決まっているんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　基本的には、また来年度、新年度の話になりますので、そこの生徒さんの状況も見ながら具体的な配置もまたこれから詰めていくことになろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　よろしくお願いいたします。

４番の管理栄養士につきまして、知事からも御答弁いただきました。ありがとうございます。

公募を行って、設置に向けて取り組んでいかれるということで、まずは、その予算を積み立てていただいて、現状、既にもうやりたいというような声も来ているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　準備行為として、ことしの２月20日から公募を開始したところでありまして、今現在、応募があるかどうかというのは、把握しておりません。今のところ、応募はありません。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　現時点では、まだ、応募は来ていないということなんですね。応募が来た場合には、そういった速やかに設置に向けてまた県の立場でできる支援をよろしくお願いいたします。

５番の聴覚障害児・者の補聴器についてなんですが、今後、計算の仕方というものが片耳でもできるような形というのは、市町村と連携していくという御答弁でした。市町村のほうで要望があるところは、前向きに皆さんのほうも取り組んでいただけるとこう受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

本事業は昨年度から実施したところでございます。昨年度は、９つの市町村で15名の補助ができました。今年度は、事業を拡大いたしまして20市町村が当該事業の助成を受けるということで予定しているところでございます。

事業としましては、基本的には事業主体が市町村というふうになっておりますので、この事業の、議員の御要望の片耳のほうも含めては、ちょっと他県の状況であったりとか、あと市町村の意見なども踏まえて少し検討していきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　市町村の意見をしっかりと聞き取ってください。

他県の比較もあると思いますが、沖縄が独自にやっぱり力を入れてやっていただきたいという理由は、こういった聴覚の障害児、子供の貧困という観点から見ても補聴器はお金がかかるんですよ。ですので、なかなか買いたくても、親の経済的な理由で買えない。それによって授業を受けていてもなかなか聞こえない。これが学力の低下につながってしまわないかということについては、子供の貧困という観点からも沖縄県独自の視点でしっかりと詰めていくという部分で、ぜひ頑張っていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　当該事業につきましては、各市町村でもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。その中で、当然ながら市町村としっかり意見交換をしながら検討を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　子供の貧困に先駆の取り組みをしております、沖縄県ですね。ぜひ、そういった子供たちを一人でも多く救っていけるような取り組みを期待したいと思います。よろしくお願いします。

軽度の知的障害者の件なんですけれども、第５次アンケートでは、今回、軽度の知的障害者の方々も反映するという御答弁だったかと思います。それでよろしいでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

第４次計画するときも、アンケート、軽度の知的障害の皆様の当事者のアンケートを聞きました。第５次についても大分先になりますが、そのアンケート調査の対象であったりとか、調査内容については十分に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　よろしくお願いします。

福祉サービスの利用者数も把握については、先ほど御答弁がありましたので、飛ばします。

(3)番の行政サービスを受けられるような仕組みづくりというのが必要であるということで取り上げていますが、やっぱりこの必要性を本人または保護者も感じていればいいんですが、その必要性を当事者が感じ

ていかないとなかなかつなげることが難しい。そういったのが現状あるというふうに伺っておりますが、やっぱりそういったケースはあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　ちょっと当事者がどういうふうな形でこの福祉サービスを理解しているかというのは、なかなかわからないところではございますが、ただ、福祉サービスの情報については当然ながら当事者、特に軽度の高校生であったりとか、あと保護者等にはしっかり情報を提供していくことが必要だというふうには認識しております。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ、こういった方々にも、特に福祉サービスの中でも当事者の要望としては、相談支援と定着支援が必要であるという声もありますので、そういった観点からぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

また、中ポツ、通称中ポツセンターですか、そこでは、やっぱり人手がもうちょっと必要なんじゃないかと、マンパワーが足りないんじゃないかと、カバーがなかなかできていないんじゃないかなとの御指摘がありますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　障害者就業・生活支援センターのほうは、いわゆる就労の支援員とそれと生活の支援員が両方いて、相談に応じておりますし、支援を行っております。基本的には、現状の中でしっかり取り組んでいるというふうには認識しております。あわせて地域の資源である、例えば相談支援事業所であったりとか、ほかの就労のサービス系の事業所等もございますので、そこともしっかり連携をとりながら支援には取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ、よろしくお願いします。

最後のそういったセンターを利用してない人の把握についてなんですけれども、これにつきましては、琉球大学医学部の看護学科の卒業研究で行ったアンケート調査によりますと、軽度の知的障害を持つ子供の保護者は、特別支援学校を卒業した後、福祉が必要であると感じている者が少なく、福祉サービスや支援センターの利用においても少ない現状が明らかとなっていますと。軽度の人ほど福祉が必要でないと答えた人が多いのは、福祉が必要でない理由として、自立できているからが多かったことより、子供の知的障害の程度が軽度であると。また実際に就労している場合は、子供が自立できるであろうと期待が大きくなるからではないかと分析されており、福祉は必要でないという親の消極的な姿勢に加えて、健常者と変わらないと意識したい気持ちがあり、そのため周囲への働きかけが少なくなり、支援体制の乏しさへとつながることも考えられ、特別支援学校を卒業した後に福祉サービスや支援センターを利用する軽度の人が、意思あってそこに有意で少なくなっているのかもしれないと、以上のことから軽度の知的障害の人は卒業後に社会に出ると、福祉から離れてしまうことが示唆されると考察しております。

以上のことから保護者への働きかけ、つまり自立への期待は期待として持ちつつ、目の前の子供の状態と正面から向き合う勇気も必要であります。そういった働きかけも重要であると思われますが、これについては教育委員会の教育長、ちょっと見解を求めたいと思います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　特別支援学校、軽度知的の生徒さんですけれども、高等特別支援学校で就職をした生徒さん及びその保護者に対して、在学中から先ほどの障害者就業・生活支援センターのほうに登録をするように働きかけをさせていただいております。そして、卒業後はおおむね３年程度なんですけれども、このセンターと連携しながら職場巡回をしまして、状況の把握に努めているところであります。そして、就職して仕事を続ける中で、いろんな課題が出てくると思いますが、課題が出てきた場合には、センターが中心となってその就職先の担当者や学校関係者でケース会議などを開いていろんな対応というか、支援等の方策を検討しているところであります。

○議長（新里米吉君）　金城泰邦君。

○金城　泰邦君　ぜひ、教育委員会におきましても、こういった高等支援の生徒たち、一人でも漏れなく人材にしていくことも大事だと思います。しかしながら、やっぱりつまずきの可能性を持っている、リスクを持っているわけですから、そういったリスクがあった場合には、速やかにフォローアップして、２次障害につながらないような取り組みも頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明３月１日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後６時23分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年３月１日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　7　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第７号）

平成29年3月1日（水曜日）午前10時2分開議

議　事　日　程　第7号

平成29年３月１日（水曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）
甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第

１号）
甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）
甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　債権の放棄について
乙第20号議案　債権の放棄について
乙第21号議案　債権の放棄について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

出　席　議　員（47名）

議　長	新里米吉君	8　番	金城泰邦君
副議長	赤嶺　昇君	9　番	西銘啓史郎君
1　番	瀬長美佐雄君	10　番	新垣　新君
2　番	玉城武光君	11　番	座波　一君
3　番	親川　敬君	12　番	比嘉瑞己君
4　番	新垣光栄君	13　番	西銘純恵さん
5　番	次呂久成崇君	14　番	平良昭一君
6　番	宮城一郎君	15　番	上原正次君
7　番	大城憲幸君	16　番	当山勝利君

17番	亀濱玲子さん	33番	具志堅透君
18番	當間盛夫君	34番	島袋大君
19番	上原章君	35番	中川京貴君
20番	山川典二君	36番	座喜味一幸君
21番	花城大輔君	37番	嘉陽宗儀君
22番	又吉清義君	38番	新垣清涼君
23番	末松文信君	39番	瑞慶覧功君
24番	渡久地修君	41番	狩俣信子さん
25番	玉城満君	42番	比嘉京子さん
27番	仲村未央さん	43番	大城一馬君
28番	照屋大河君	45番	糸洲朝則君
29番	仲宗根悟君	46番	照屋守之君
30番	崎山嗣幸君	47番	仲田弘毅君
31番	金城勉君	48番	翁長政俊君
32番	砂川利勝君		

欠　　員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知事	翁長雄志君	病院事業局長	伊江朝次君
副知事	浦崎唯昭君	会計管理者	金良多恵子さん
知事公室長	謝花喜一郎君	知事公室秘書広報統括監	大城壮彦君
総務部長	金城武君		
企画部長	下地明和君	総務部財政統括監	池田克紀君
環境部長	大浜浩志君		
子ども生活福祉部長	金城弘昌君	教育長	平敷昭人君
		公安委員会委員	與儀弘子さん
保健医療部長	砂川靖君	警察本部長	池田克史君
農林水産部長	島尻勝広君	労働委員会事務局長	大城玲子さん
商工労働部長	屋比久盛敏君		
文化観光スポーツ部長	前田光幸君	人事委員会事務局長	親川達男君
土木建築部長	宮城理君	代表監査委員	當間秀史君
企業局長	町田優君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	課長補佐	平良潤君
次長	平田善則君	主幹	中村守君
議事課長	勝連盛博君	主査	川端七生君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事からお手元に配付いたしました議案1件の提出がありました。

○議長（新里米吉君）　**日程第1**及び**日程第2**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第1号議案から甲第35号議案まで及び乙第1号議案から乙第26号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城　憲幸君　おはようございます。

維新の会の１年生議員、大城憲幸です。

きょうで個人的にはちょうど一回り、去年の６月議会からこの場に立たせていただきましたので、４回目の議場ということになります。頑張って、また１年生を卒業できるように頑張りますのでよろしくお願いいたします。

本日は、大項目で３点、通告に従いまして一般質問を始めていきます。

まず１点目については、私のこだわりであります農業振興についてであります。

きょうは農業振興について４点通告しておりますけれども、その中の(1)、(2)、(3)については、これまでも議論をしてきました。翁長知事初め執行部の皆さんとも、この課題の必要性については共通認識を持っていると思っております。そこで今回は、29年度予算、今議会に上程されておりますけれども、この３点については、これまでの議論を踏まえて、どのように取り組んでいくのか、どのように予算措置がされているのか、その辺の確認の意味で通告しておりますのでよろしくお願いいたします。

まず(1)点目につきましては、いわゆる果物、野菜等の部分についてであり、青果市場の活性化、あるいは建てかえ等の整備についてでありますけれども、これまでも議論しました。100万県民が144万人までふえているんだけれども、青果市場の取り扱いは９万トンあったものが６万トンまで減っていますよと。やはりこれは、今後のアジア経済戦略構想を含めても、出すという意味でも、県内の県民に供給するという意味でも、市場の整備、活性化は不可欠であるという共通認識を持ったと思っておりますけれども、そこでお尋ねいたします。

青果物流の強化について、地産地消、販路開拓に向け青果市場の充実強化は必須であり、現市場の建てかえ等整備について新年度の取り組みを伺う。

(2)点目につきましては、観光産業も800万人を超えました。今議会でも1000万人の目標から1200万人にしようというような議論もありました。この沖縄におけるリーディング観光産業、その中心と言ってもいい、魅力の中心と言ってもいい沖縄の食文化、沖縄の食文化を支える養豚産業の衰退がとまりません。30万頭規模から、今県全体で20万頭まで生産基盤が減ってしまっているわけです。

そういう状況の中で、(2)番をお尋ねいたします。

危機的養豚生産基盤対策について、10万頭以上―大規模ということですね――養豚団地の必要性について議論してきましたけれども、新年度の取り組みを伺います。

(3)点目につきましては、沖縄の畜産事業というのは、今、昨年、一昨年ですか、400億円を超えて、非常に絶好調と言われております。しかし、これは皆さん御存じのとおり、和牛素牛の全国的な高騰によるものが主な要因でありまして、畜産全体については非常に厳しい。そして、その農家の厳しさというのは、やっぱり経営に占めるコストの半分以上が餌代なんです、畜種によっては。そういう意味で、どうしてもその飼料コストを下げなければならない。離島のハンディを何とか支援してあげなければいけない。そういう議論をしてきましたけれども、(3)番、飼料コスト低減対策について。

輸入原料の流通費低減のため、中城湾港の整備と備蓄サイロの必要性を提言してきましたけれども、新年度の取り組みについてお願いをいたします。

(4)番については、各畜種、この場でも議論をしてきました。牛乳、乳用牛の部分については、この場では初めてでありますけれども、非常に酪農についても厳しい状況でありますので、(4)番について、本県の酪農の状況と課題についてということで５点お願いいたします。

ア、生産者戸数と頭数の推移を伺う。

イ、素牛価格高騰の状況とその対応や支援策について伺う。

ウ、生乳生産量の推移と自給率、学校給食への供給体制について伺う。

エ、乳製品開発等６次産業化の取り組みについて伺う。

オ、環境対策の現状と取り組み状況についてお願いいたします。

大きな大項目２番、子育て支援の充実について。

子育てについて議論するのは初めてでありますけれども、きょうは今議会、代表質問でもありました学童クラブの議論をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

放課後児童クラブの状況と課題について、４点お願いいたします。

ア、待機児童数の推移と今後の見通しについて伺う。

イ、親の負担する保育料等の現状と負担低減に向けた取り組みについて伺う。

ウ、職員の資格や身分に関する現状と待遇改善に向けた取り組みについて伺う。

エ、設備の面積基準について、現状と本格適用に向

けた取り組みについて伺う。
大きな３番、観光振興についてであります。
修学旅行と民泊事業についてお願いいたします。４点。
ア、修学旅行者数の推移と見通しについて伺う。
イ、民泊事業者数とその状況について伺う。
ウ、民泊に関する新法案、その影響と対応について伺う。
エ、修学旅行、体験交流型観光の充実強化に向けた取り組みについて伺う。
よろしくお願いいたします。
○議長（新里米吉君） 翁長知事。
〔知事　翁長雄志君登壇〕
○知事（翁長雄志君） ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。
大城憲幸議員の御質問にお答えをいたします。
私のほうからは、大きな１番目、農業振興についてに関する御質問の中の、乳製品開発等の６次産業化についてお答えをいたします。
６次産業化の推進は、農林漁業者の所得の向上や農山漁村の活性化を図る上で重要であると考えております。このため、沖縄県では、６次産業化支援事業等により、商品開発、販路開拓及び加工販売施設の整備に対する助成などの支援を行っているところであります。乳製品開発等の６次産業化の取り組みとしては、これらの事業を活用し、自社牧場の牛乳と地元の農産物を活用したジェラート等の加工・販売施設の整備等を支援したところであります。
沖縄県としましては、引き続き６次産業化を推進してまいります。
その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。
○議長（新里米吉君） 農林水産部長。
〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕
○農林水産部長（島尻勝広君） 農業振興についての御質問の中の、中央卸売市場青果部の建てかえ等整備についてお答えいたします。
中央卸売市場青果部は、開設から33年が経過し、補修及び更新が必要な時期を迎えていることから、平成27年度に沖縄県中央卸売市場修繕計画を策定し、計画的な維持保全に努めているところであります。また、国が昨年定めた第10次卸売市場整備基本方針において、中央卸売市場のあり方や機能強化等を明確にした経営展望の策定が必要と示されております。そのため、県中央卸売市場においては、平成29年度に沖縄県中央卸売市場経営展望（仮称）を策定することとし、その中で、将来的な施設整備についても市場関係者等と意見交換してまいりたいと考えております。
次に、養豚生産基盤対策の取り組みについてお答えいたします。
県では、養豚の課題等については、養豚団体・農家等で構成する沖縄県養豚生産対策推進協議会を設置し、これまで定期的に協議を実施しております。協議会では、沖縄養豚衛生獣医療体制整備事業を活用した事故率低減の対策や強い農業づくり交付金や畜産クラスター事業等を活用した施設整備などを推進し、今後の県内養豚の生産基盤を強化することとしております。また、本県養豚業の課題調査を外部委託し実施しております。
県としましては、委託調査の結果を踏まえつつ、沖縄県養豚生産対策推進協議会において、引き続き協議してまいります。
次に、中城港湾と備蓄サイロ整備の取り組みについてお答えいたします。
中城湾港については、国が大型船舶の入港ができる湾港整備を検討していると聞いております。県としましても、配合飼料が依然高値で推移していることから、海外から飼料原料を直接県内に大量移入し、輸送コストを削減する必要があると考えております。
引き続き、港湾部局等と意見交換を行い、飼料穀物保管施設（サイロ）の整備に向け、畜産関係者等と連携し取り組んでまいります。
次に、酪農の生産者戸数と頭数の推移についてお答えいたします。
県内の酪農家戸数は昭和56年の256戸、飼養頭数は平成４年の9755頭以降、それぞれ減少してきております。平成27年12月末現在、飼養戸数は79戸、飼養頭数は4375頭となっております。また、１戸当たりの飼養頭数は平均55頭となっております。
次に、乳牛の素牛価格高騰と対応や支援策についてお答えいたします。
乳牛の導入元である北海道では、酪農家が和牛を生産していることから、乳牛の出産頭数が減少し、初妊牛価格の高騰が続いております。県では、酪農家を支援するため、１、家畜導入事業資金供給事業による乳用牛導入及び育成牛への補助、２、県家畜改良センターからの優良乳用牛の供給などを行っております。また、畜産クラスター事業による機械導入など、生産基盤の強化も図っているところであります。
県としましては、今後とも県内酪農家の経営安定対策を推進してまいります。
次に、生乳生産量の推移と自給率、学校給食への供

給体制についてお答えいたします。

平成27年の県内生乳生産量は２万6682トンで、酪農家の減少とともに生乳生産量も減少傾向にあります。生乳自給率は平成27年は86.3％で、近年は87％前後で推移しております。学校給食には、平成13年度から生乳100％で供給しておりましたが、平成28年10月から11月にかけて、生乳不足のため一部地域において加工乳を供給することとなりました。

県としましては、これまでと同じように学校給食用牛乳に生乳100％供給できるよう、乳用牛導入等の酪農家支援を実施してまいります。

次に、酪農の環境対策の現状と取り組みについてお答えいたします。

県では、畜産排水の適正処理及び耕畜連携を図るため、沖縄型畜産排水対策モデル事業を実施しております。事業では、畜産排水対策指針及び指導用マニュアルを策定し、酪農家への技術的支援や液肥利用の推進など、関係機関と連携して取り組んでおります。また、八重瀬町では、地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業を実施し、乳用牛ふん尿を原料としてメタンガスと液肥を生産しており、県では、液肥利用に関するデータの提供や助言を行っております。

県としましては、引き続き家畜排せつ物の適正処理を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子育て支援の充実についての御質問の中の、放課後児童クラブに登録できない児童の推移と今後の見通しについてお答えします。

平成28年５月１日現在の放課後児童クラブに登録できなかった児童は、661人となっており、前年度と比較し209人増加しております。クラブ数及び登録児童数はともに増加しているものの、利用対象が原則10歳未満の小学生から小学生全体に広がったこと、クラブの整備促進により潜在的ニーズの掘り起こしにつながったことなどから、登録できない児童数は増加傾向にあります。

県においては、黄金っ子応援プランに基づき、平成31年度末までに478カ所の放課後児童クラブを整備することとしており、市町村に対して、クラブの新規設置のための施設改修や運営費等を支援することにより、登録できない児童の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの利用料の現状と負担軽減に向けた取り組みについてお答えします。

県内の放課後児童クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、平成28年度は9511円に低減しているところです。県においては、放課後児童クラブの利用料低減を図るため、新規設置クラブへの家賃補助や児童送迎に係る経費の補助を行うとともに、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設への移行を促進しております。

県としましては、引き続き市町村と連携し、利用者の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブ職員の資格や身分に関する現状と処遇改善に向けた取り組みについてお答えします。

放課後児童クラブについては、平成27年度の新制度施行に伴い、放課後児童支援員資格が創設され、支援単位ごとに１人以上の有資格者配置が義務づけられました。県内では、平成27年度に332人が放課後児童支援員認定資格研修を修了し、今年度は新たに354人が修了する予定です。クラブ職員の構成については、平成28年５月１日現在、常勤が48.4％、非常勤が23.5％、パートが25.0％、その他が3.2％となっております。

県としましては、平成28年度に13市町村211クラブに対し、賃金改善のための経費補助をしており、引き続き市町村と連携し、放課後児童支援員等の処遇改善に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブの設置基準についてお答えします。

放課後児童クラブについては、平成27年度の新制度施行に伴い、市町村条例により設備基準が定められ、専用区画の面積は、児童１人につきおおむね1.65平米以上とされております。放課後児童健全育成事業を実施する25市町村のうち９市町村で、設備基準に関する経過措置を設けており、多くが５年を期限としております。

県におきましては、クラブが適切な設備基準で運営されるよう施設改修費用等を補助しており、引き続き市町村と連携し、クラブの環境改善に向けた支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　観光振興についての御質問の中の、修学旅行の推移と充実強化についてお答えいたします。３の(1)アと３の(1)エは関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄への修学旅行の実績は、県で統計を開始した昭和55年の約２万人から、一時、海外のテロ事件等の影響による落ち込みはあったものの、おおむね順調に増加し、平成17年以降は40万人台の規模で推移しており、平成27年では約44万人となっております。今後は、少子化の進行による生徒数の減少や新幹線開業等による国内他地域との競合が予想されることから、さらなる誘致を図るためには、学校や保護者のニーズに対応することが重要と考えております。

そのため県では、近年、体験メニューとして人気のある教育旅行民泊について、安全性と学習効果を高めることを目的に、現在、受け入れ団体向けの指針の策定を進めているほか、次年度は、アドバイザー派遣による事前学習支援の拡充などに取り組むこととしております。

次に、民泊事業についてお答えいたします。

修学旅行で実施されている教育旅行民泊においては、地域観光協会やＮＰＯ法人などの民泊事業者が、農家などの受け入れ民家を取りまとめ、学校や旅行会社との調整窓口の役割を担っており、現在、県内では26の団体が活動しております。民泊事業者は、登録民家に対して、受け入れマニュアルの提供や衛生指導に関する研修会の開催、緊急時の対応など、地域における安心・安全で質の高い教育旅行民泊の実施に重要な役割を担っております。

次に、民泊新法の修学旅行への影響等についてお答えいたします。

民泊に関する新たな法案は、旅館業法と比較し、事業開始手続に関して、届け出制による緩和やインターネットの活用による簡素化が予定されているため、修学旅行における受け入れ民家の拡大に寄与するものと考えております。また、衛生管理措置等が義務づけされるほか、立入検査等の規定も設けられるため、安全面や衛生面も適切に確保されるものと考えております。

県としましては、新たな法律の公布後、関係部局と連携して、民泊事業者等に対し法律の周知等を促し、教育旅行民泊が適正かつ円滑に実施されるよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　観光振興についての御質問の中の、民泊に関する新法案及びその影響と対策についてお答えします。

民泊に関する新たな法案については、住宅等を活用した宿泊の提供と位置づけ、既存の旅館業法とは別の法制度として整備されるものであります。法案の概要は、住宅提供者は届け出、住宅管理者及び仲介事業者は登録が必要となっており、施設の年間提供日数には制限が設けられております。また、民泊サービスの適正な遂行のため、住宅提供者及び管理者に対して衛生確保対策や騒音防止対策、苦情への対応等が義務づけられております。さらに、行政による指導・監督の実施や法律違反に対する罰則規定も設けられております。

同法案による民泊サービスに関して、公衆衛生上の影響はほとんどないと思われますが、県としましては、民泊サービスの適正な遂行及び宿泊者の安全面、衛生確保の観点から、関係部局と連携しながら適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　ありがとうございます。

順を追ってお願いをいたします。

まず１番、建てかえについては、部長から答弁をいただきました。

経営展望を作成して今後検討していくということなんですけれども、ちょっと29年度の予算の部分ではなかなか見当たらなかったんですけれども、これ具体的に、この市場の建てかえ、活性化について、どこでどんな議論をしていくのか、再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、平成29年度に沖縄県中央卸売市場経営展望――仮称ですけれども――この展望を策定する中で、関係者のほうからの意見を聞いたり、関係者の中での設備のことも含めて意見交換もしながら、整備についてのあり方を検討していきたいというふうに思っております。具体的には、予算事業につきましては、経営展望策定調査事業を100万ほど、今予算措置をやっております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　あれだけの施設ですから、10億、20億でできる事業ではありません。ただ、知事も含めて議論してきましたけれども、やっぱりそこは、この市場に物を集めるというのが、我々農家の支援にとっても、そして県内への供給、県外への販路拡大に向けても、やっぱり基本だと思っています。そこの必要性を県民に理解してもらうためにも、きちっとした議論を29年度でやって次の段階に進むというのは大事なことだと思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、次に進みます。

(2)番目の生産基盤の対策、養豚生産基盤の対策については、委託調査を行っているということですけれども、もう少しわかりやすく、今どこでどういう調査を行っていて、それを踏まえて、29年度で具体的にどう取り組むかというのをいま一度お願いできますか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

畜産、特に養豚につきましては、生産減少ないしは環境問題、後継者の問題等多く抱えております。そのため、ＴＰＰとの関係もありましたけれども、去年10月に協議会を設置して、課題の抽出ないしは対策の取り組み等を検討しておりました。ただ、それぞれの団体、考え方がそれぞれありますので、それを一定の沖縄県全体であり方をちょっと検討したいということで、平成28年度におきまして、おきなわ型農林水産業構築事業委託業務ということで、委託先については公益財団法人沖縄県畜産振興公社のほうへ590万ほどで委託調査をお願いしているところであります。その辺の、今後の本県の畜産業のあるべき姿、あるいはありたい姿等含めて、目標、スキーム等含めて、ちょっと整理した中で、改めてこの辺を関係機関の中で議論しながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　養豚推進協議会の中でということで、養豚事業者も入って議論をされるわけですけれども、やっぱり生産者の皆さん、今本当に半分以下、個人の農家というのは、もう今県内の養豚業というのはほとんどなくて、企業の皆さんが頑張っております。その頑張っている皆さんも協議会の中に入っているんでしょうけれども、やっぱりその皆さんはどうしても目先というか、近くの課題が余りにも多いものですから、そこに集中しがちです。それも大事なことをやっていかないといけない。しかし、これまで議論をしてきたように、これだけ食べる人がふえて、これだけ観光が盛んになっていると言いながら、この沖縄の食文化を支えている養豚事業がこれだけ衰退してきたというところは、なかなか農家に任せておく、企業の皆さんに任せておくだけじゃいけないというのは、これまでも議論してきたところです。やっぱりそことは別に、きちっとこの30、40万頭近くから20万頭まで激減してしまったこの養豚の生産基盤をしっかり構築できるように、これも先ほど同様、なかなか莫大な事業費を要するものだし、場所の選定についても、新たに数十万頭規模の養豚場をつくるとなると、なかなか民間ではできないし、やっぱりどうしても県のリーダーシップが必要だと思います。そこの議論は、今言う公社がやっている現在の調査を踏まえて、29年度にぜひしっかりとした議論、調査を踏まえた展望をつくっていただきたいと思いますので、取り組みをよろしくお願いいたします。

次、(3)点目、飼料価格低減対策ですけれども、これは、ちらっと部長も触れていましたけれども、今は外国から家畜用の餌はアメリカ等から一度鹿児島に数万トンのタンカーで入れて、そこから沖縄に1000トン、2000トン単位で運んできているんです。それを直接沖縄に、４万トンなのか７万トンなのか、そういうタンカーで直接入れることによって、やっぱり鹿児島に一度揚げて、そこで倉庫に入れて、それをまた出して沖縄に運んでくると、そのコスト低減を早急に図りたいということで、これまでも議論があったと思うんです。そして、やっぱりこれは国が港湾整備を行わないと、観光の部分でも中城湾港の整備の部分についてはありましたけれども、やっぱり航路幅、あるいは船の喫水の問題で、国が行う港湾整備も必要だということでやっていますけれども、今国が前向きに検討はしているというふうに聞いております。ことし１月に、もう先々月ですね、現場のほうは見てきたと思うんですけれども、そのときには担当課、あるいは部長なんかも同行しているんですか。その辺、状況をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

中城湾港につきましては、内閣府の担当参事官のほうが視察を先月やっております。そのときには担当のほうが随行はしておりますけれども、こちらのほうについては、国のほうも一応現地のほうは確認しております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　航路幅を広くする、あるいは中城湾港の西埠頭、そこの喫水を深くする、あるいは護岸の強度も若干必要なようです。そこは、国で前向きに検討して今議論に入っているようですから、ぜひそれの芽出しができたときには、県として早急にサイロの部分、この穀物をおろしたときにストックするサイロの部分はどうしても県がやらないといけない事業ですから、限られた財政で厳しいとは思いますけれども、すぐ国の動きが見えたら早急に予算措置をして対応していただきたいと思います。その辺について、再度決意のほうをお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

畜産、特に養豚等につきましては、購入飼料の生産費に占める割合が高いというのは認識しております。そのためにも、いかにコストを下げるかということが農家経営にとっては大きい重要な課題だと思っておりますので、直接海外から輸入することが可能であれば、コスト低減にもつながるというふうにも思っております。また、港湾整備については、国のほうとの連携も必要かと思いますので、その辺含めて、情報収集しながら、適期に事業化に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　よろしくお願いいたします。

乳牛のほうに進みます。

非常に乳用牛も、私もちょっと勉強不足だったんですけれども、いろいろ農家さんを回らせてもらって、本当に厳しいなと思っております。学生のころ、私が勉強しているときは、本当に酪農家の給料って県知事より高いよって言われていたんです、平成３年ごろですね。やっぱりそのころというのは、県内でも酪農家というのは戸数で200戸近くあったはずなんです、160、170。今もう70戸、先ほど部長の数字、79戸という話でしたけれども、さらに減少しているようなんです。それで、飼養頭数についても、１万頭近く、9000頭ぐらいいたのが、もう4000頭切るぐらいまで減少してきているというような状況です。これはもうほかのずっとやってきた農業の議論にも共通しますけれども、やっぱりこれだけ観光も調子がいいと言いながら、その皆さんが飲む牛乳、あるいは食べるアイスクリーム、あるいはチーズ、そういうようなものを供給し切れていない。そういうようなものの基盤になる生産者の衰退がとまらないというのは、やっぱりもう一度みんなで考えないといけないというふうに思っています。

それで、今それに拍車をかけるように和牛子牛が高いものですから、酪農家が乳牛に和牛の子牛を受精卵移植でつけてしまって、乳牛の子牛が不足しているんです。そこで、今この１年で1.7倍にこの乳牛の素牛の価格が高騰しています。それで、今まで五、六十万だった素牛が90万超えるものですから、ただでさえ減少している酪農家の中でも、素牛を入れ切れなくて牛舎が空いているという状況もあるわけです。それで今部長も支援をしていますよと、素牛導入の補助は出していますよという話ですけれども、ちょっとやっぱりそれでは不足だと思います。今導入経費１頭８万の100頭ぐらいだと思うんですけれども、50万が90万になった素牛の状況の中では、それ非常に厳しいと思うんですけれども、その支援について、再度少し今内部でもいいですから、充実させるべき、あるいは取り組むべきという議論がないですか。その辺再度お願いいたします、導入支援について。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

素牛については、先ほど説明したように、北海道での単価が高くなっている関係上、自己資金ないしは県酪貸し付け等の導入が減少しております。結果的には、平成28年は281頭しか導入できなかったということになっております。そういうところを踏まえて、県のほうでは、３つほど対策を今講じております。

まず、これ従来から実施しておりますけれども、家畜導入事業資金供給事業、これについては、乳用牛を導入した場合、あるいは自家育成をした場合に、１頭当たり８万円、あるいは自家育成した場合には６万円の事業を支援しております。それと優良乳用牛育成供給事業につきましては、優良乳用牛の子牛を育成する支援事業でありますけれども、これらについては、沖縄県家畜改良センターにおいて、農家のほうから乳用子牛を預けて１年半育成した後、農家に引き渡すというような形になっております。この沖縄県家畜改良センターにつきましては、現在、例えば平成28年度につきましては、180頭預けて170頭農家に引き渡すというふうな見込みがあります。それを家畜改良センターについては、平成29年度から家畜改良センターの施設改修を行いまして、現在、飼養規模を400頭から270頭、270頭引き渡しができるように規模拡大していきたいということで、素牛の体制を強化していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　支援はいろいろ今メニューを挙げられましたけれども、やっぱり今この支援が間に合っていない。今、急に1.7倍になりましたので、ちょっと焼け石に水的なところがあります。これはもう限られた財源で頑張らないといけないんですけれども、最後にしますけれども、さっき部長からもありました平成13年に子供たちへの供給を100％、学校給食に供給したんですけれども、去年初めてこの子供たちの給食に出す牛乳も足りなかったんです。これはやっぱり生乳の生産量として激減してしまった。平成14年に４万3000トンあった生乳が２万7000トンまで減っていますので、どんどん減ってきて、子供たちの学校給食にも供給できないほど減少してしまいました。そこはさまざま厳しい状況はありますけれども、ぜひ県民の理解も得ながら、ここの支援というのはもっと充実

強化しないといけないと思っています。ちょっと細かい部分は、予算審議、常任委員会でやりたいと思いますのでよろしく頑張っていただきたいと思います。

次に進みます。

時間がなくなってしまいましたが、子育て支援について、放課後学童クラブ、学童の待機児童についてはふえていますよということでしたけれども、少し親の負担について、部長、お願いしたいんですけれども、平成24年の１万711円から平成28年には9511円に下がりましたよというようなお話はありました。ただ、これが本当に親の負担の実態なのかなというのは非常に気になっているんです。市町村のばらつきも含めて、まず県内25市町村で学童やっていますよという話でしたけれども、一番安い学童と一番高い学童とどういうような状況になっているのか、まずお願いいたします。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

学童、いろんな運営のスタイルがございますので、一概に高いからどうとか、安いからどうというわけではないんですけれども、先ほどの答弁のほうで平均9511円と答弁いたしました。一方で、一番高いところですと、１万3028円の学童がございます。また、一番安いところでは3800円ということで、いろんな預かるスタイルであったりとか、運営の時間等で変わるとは思いますけれども、そういうふうな現状がございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　私が申し上げたいのは、25市町村の平均の学童の額だと思うんです。今一番安いところが3833円、村。そして一番高いところが１万3288円。３倍ぐらいの差があるんです。だから、やっぱり市町村の格差が市町村の取り組みによって大きく変わるなと気になるのが１つと、もう一つは、この平均の9511円というのは28年で出していますけれども、これ県民の親の負担ということから考えると、私は加重平均するべきだと思うんです。これ単純平均なんですよね。小さい市町村も那覇市のような大きい市町村も、この25市町村のものを全部足して割っただけで9500円なんです。だからその辺のとり方は、本当の意味での県内の親の負担をあらわしてないんじゃないですかと。さまざまな今回の予算を見ても、学童に対する、子育てに対して充実しているのは、私は評価はしているんです。ただ今後、もっとやっぱり支援していかないといけない部分ですから、この数字のとり方、少し私いろんなところ、学童を聞いてみると、まだまだ１万2000円、１万3000円という学童はたくさんあるものですから、県内の平均が今9500円ですよという数字は違和感を覚えるんです。その辺についてこの数字の出し方、あるいは親の負担軽減についてどう思っているか再度お願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

特に、放課後児童クラブ、利用料金が高くなる一つの原因としては、やはり民間施設を使っているところが非常に大きいかというふうに思っています。ですから、県のほうとしては、公的施設への移行をしっかりやっていくということで、それをすることによって、当然ながら現在発生している送迎費の負担だったりとかというのが出てきますので、そこを減らすような努力をしっかりやっていくことで、利用料の低減化につながっていくかなというふうに考えています。しっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　そう、そこに金かけていけないからこそ、ちょっと現状はもっと実際の現場の数字を押さえてほしいというのが私の思いなんです。

今回代表質問でもあった平成22年の学童クラブの負担が１万1000円から27年には9682円まで減っていますよというような議論。ただ、さっきも言った27年の9682円、28年の9511円、ともに市町村の平均を出して、それを単純に割ったのがこの数字なんです。だからこれ実態と違うんじゃないかなというのが１つ。もう一つは、さっきもあった平成27年度から今まで３年生以下、10歳以下の学童が対象だったのを６年生まで広げたんです。そうすることによって、市町村がこの平均をどうやって出しているかというと、例えば１年生が１万1000円です。２年生が１万円、３年生が9000円、４年生以上8000円なんです。それを平均すると9000円になるわけです。だから、これをもって学童の、例えば南城市の平均とか出しているんですけれども、ただ学童に預けている子というのは１・２年生がほとんどなんです。そういう意味では、親の負担というのは、実際は今１万2000円、

3000円払われていると私は思っていて、やっぱりもう少しそこの部分もきちっと利用者の加重平均で出して、市町村の部分も加重平均で出すことによって、県民に対しても、もっと必要だよとアピールになると思います。というのも、21世紀ビジョンの中間評価でも、皆さんの評価は、親の平均保育料はこれだけ低減されていますから、現時点では目標値を既に達成していますよという評価をしているんですよ、21世紀ビジョンでも。だから、それは議員に対しても県民に対しても間違ったメッセージになってしまう可能性がありますので、やっぱりこの数字のとり方というのはきちっとやって、今取り組みは29年度予算の中でも私は評価していますけれども、ここはもう一回しっかりやってほしいなと思います。再度その辺の取り組みを、決意をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員おっしゃるように、やはり学年によって利用料金違います。現状についてはしっかり把握をしております。ただ今手元に持ち合わせていませんが、それぞれの学年ごとの利用料金の現状もしっかり捉まえながら、利用料低減については引き続き取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間ありませんので、最後の観光振興のほう、民泊のほうにお願いをいたしますけれども、この前の代表質問の議論を含めて、県内両紙とも、この旅館業法の簡易宿泊所とっていないのは法律違反だという報道がありました。これ非常に危惧しているんです。その辺について、ちょっと観光のほうから、これ私必ずとらないといけないというものでもないと思うし、沖縄の民泊のよさというのは、やっぱり孫を田舎のオジー、オバーが迎えるような、そういう気持ちでやるというのが基本だと思うんです。これ法律に基づいて、はい、宿泊所の免許持ってないから法律違反ですよというやり方は、私はまずいんじゃないかと思うんですけれども、その辺について、まず観光の観点から、修学旅行誘致の観点からお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

観光というその観点で、修学旅行における民泊を捉えますと、その魅力というのが、この体験メニューにございます。農業体験、漁業体験、あるいは工芸体験とかそういった形で。そういった体験に対する対価としての、対価として一定の金額を受け入れ側で徴収するという場合には、これは、場合によっては、そのいわゆる宿泊という部分での関係法令の許可等は要しないというふうなこともあるようですが、県のほうで観光振興の観点で進めております教育旅行民泊は、基本的に宿泊を伴っておりまして、そして反復継続して経済活動として宿泊料等も含めて徴収する場合には、やはりこれは関係法令に基づいた許可等の取得を要すると、そういったことでございます。

○議長（新里米吉君）　大城憲幸君。

○大城　憲幸君　時間来ましたので終わりますけれども、基本的には、私は今言われている闇民泊の取り締まりと、教育旅行、子供たちの宿泊体験というのは分けて考えるべきだと思いますので、安全確保は大事ですけれども、そこの部分を今後議論させてください。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間　盛夫君　皆さん、おはようございます。

きょう２番バッターでございますが、維新の会の當間でございます。

我々の会派であります大城憲幸議員がほとんど農業のことはやりますので、私大城議員が来てから農業のこと１回も質問したことなくて、こういう形で専門分野で沖縄の農業が今どうあるかということは大変大事な部分がありますし、また、我々維新の会は、教育費無償化ということを大阪を中心に一丁目一番地でやっておりますので、しっかりと我々はそのことをやっていきたいなと。今度の予算にもやっと専修学校に対する運営費補助が１人当たり7700円ということで、そういった運営費補助も経常的に出てきたということは、県もこの無償化、貧困対策いろんな問題があるんですが、やはり沖縄の人材をいかに育成していくかということは、これは大変大事な部分があるというふうにも思っておりますので、しっかりとこの教育費無償化に向けて、また私も頑張っていきたいなというふうにも思っております。

きょうも、私も去年12月の一般質問のほうでも、トランプ大統領が就任して決して基地問題を楽観的に考えるのではなくて、やっぱり共和党になると軍事費は伸びるんじゃないかというような所感も述べさせてもらいましたが、きょうの新聞でも国防費が約１割、10％、６兆円もアメリカはその軍事費、ほかのものは削ってもこの軍事費を増額してきたという部分があります。一方、沖縄の負担だとか日本の部分が、その

分で減るかということではなくて、私は逆であって、みずからのものはふやしても、日本の負担はもっともっと要求してくるだろうなというふうにも思っておりますので、この辺基地問題というのは、我々も47都道府県の一沖縄県ではあるんですが、見過ごすことができないなという政策にもなっております。翁長知事ももう３年目に入っておりますので、ぜひ基地問題、しっかりと取り組んでいってもらいたいなというふうに思っております。

それでは、一般質問させていただきます。

まず、基地問題についてであります。

(1)、世界一危険な普天間飛行場という根拠をお伺いします。そして、５年以内運用停止の政府との協議の進捗と総理の対応をどのように考えるのかお伺いいたします。

(2)、在沖米海兵隊のグアム移転の経緯と概要、移転の進捗状況を伺います。

(3)番、在沖米海兵隊の撤退を知事は求めていくのかをお伺いいたします。

(4)、浦添埠頭地区は、軍港を含めた現行計画どおり進めるということで三者協議を開く予定はあるのかお伺いいたします。

大きな２番で、経済発展についてでございます。

(1)、県内総生産と県民所得の状況をお伺いいたします。平成33年度の目標に向けた具体的な取り組みをお伺いいたします。これ平成33年度の県内総生産は５兆1000億でございます。県民所得も271万という目標を掲げておりまして、推移的には目標を達成できるんじゃないかというふうにも言われているんですが、その達成できるというような具体的な取り組みをお伺いさせてください。

(2)、特区や各種税制優遇措置等を活用した企業の状況、そしてそれからの雇用や税収に対する成果をお伺いいたします。

(3)、県産品使用、県内企業優先発注について、国、県、市町村の公共事業と民間事業での数値をお伺いします。また、優先使用・発注の具体的な取り組みをお伺いいたします。

(4)、福建省との経済連携ということで、ずっと新聞で連載しているんですが、私は台湾との経済連携というのは物すごく沖縄に対してのインパクトは大きなものがあると思っておりますので、その部分で台湾との経済連携をもっと強化することでアジア戦略と考えるが、台湾との連携状況と今後の対応を伺います。

３番、教育の振興について。

(1)、国も教育費無償化に向けての取り組みを開始しておりますが、我が県も大阪府を参考に教育費無償化に向け、財源など具体的な取り組みをすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

(2)、沖縄の人材育成の課題は何でしょうか。県内高校卒業生の県内･県外進学状況をお伺いいたします。

(3)、沖縄の人材育成策としての大学の充実ということで調査費がつくようでございますが、設置や拡充に向けての調査費についてお伺いいたします。

(4)、専修学校専門課程に対する運営補助についてお伺いいたします。

(5)、平成31年度インターハイに向けた施設整備状況、そして特に水泳部門で奥武山のほうで飛び込みと水球競技が行われるようでございますので、その施設整備状況をお伺いさせてください。

４、離島力の向上についてであります。

(1)、全般的な航路及び航空路の交通コスト低減に向けての取り組み状況をお伺いします。島民の交通コストの低減はなされております。しかし、観光客や我々一般、そういった部分での、船舶の補助をしてあるんですが、なかなか運賃が下がらないという状況がありますので、そのことの取り組み状況をお伺いさせてください。

(2)、住環境整備や公共施設に木造建築でコスト低減が図られると考える。課題と不落解消に向けての具体的な取り組みをお伺いいたします。

(3)、県職員との交流交換事業を積極的に進めることで離島行政の資質向上を図るべきと考えるが、状況と取り組みをお伺いします。

５番、美ら島の自然環境保全について。

(1)、県内のサンゴ礁の白化現象の被害状況と具体的対策をお伺いします。

(2)、これまでのサンゴ礁保全・移植事業の取り組みと総事業費、また、移植は成功しているのか。その成果をお伺いいたします。

(3)、知事公約でもあったと思いますが、犬・猫殺処分ゼロに向けての取り組み状況と成果をお伺いいたします。

最後６、那覇広域都市計画区域について。

(1)、広域都市計画区域についての課題をお伺いいたします。

(2)番、今回行われる区域区分の変更の内容をお伺いいたします。

(3)、計画見直しには11市町村の意見を尊重し、市町村の裁量を拡大することに対しての具体的取り組みをお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　當間盛夫議員の御質問にお答えをいたします。

大きな２番目の経済発展についてに関する御質問の中の、県内総生産と県民所得についてお答えをいたします。

平成26年度の県内総生産は４兆511億円で、前年度から1385億円、3.5％の増加となっております。また、平成26年度の１人当たり県民所得は212万9000円で、前年度から２万9000円、1.4％の増加となっております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画で示した展望値を達成するため、沖縄経済のさらなる発展と県民所得の向上に向け、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく、国際競争力のある物流拠点の形成や世界水準の観光・リゾート地の実現などに取り組むとともに、農林水産業、建設業、製造業などの地場産業、科学技術を応用した産業など、さまざまな産業を振興してまいります。さらに、各産業における商品やサービスの高付加価値化などの生産性向上に取り組んでまいります。

次に、台湾との経済連携の現状と今後についてお答えをいたします。

台湾との経済連携については、台湾港務株式会社と那覇港管理組合や、台湾デザインセンターと沖縄県産業振興公社等において、経済連携覚書が締結されております。また、ビールを初めとする県産品の台湾への販路拡大の一方で、台湾観光客の増加や台湾企業の沖縄投資など､双方の連携が活発となってきております。

沖縄県としましては、今後、このような台湾との連携を活用してアジアでのビジネス拡大を図るとともに、同様な取り組みをアジア各国と推進することでそのダイナミズムを取り込み、沖縄の発展を加速させてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　基地問題についての御質問の中の、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心に位置しており、一日も早い危険性の除去を図る必要があると認識しております。５年以内運用停止については、昨年７月21日に再開された普天間飛行場負担軽減推進会議においてその実現を求めたところであり、同年８月31日に開催された同作業部会においても、残り約２年となった５年以内運用停止の具体的なスケジュールを日米両政府において作成するよう求めたところであります。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において、同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであると考えております。

次に、在沖海兵隊のグアム等への移転についてお答えいたします。

2006年５月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、在沖海兵隊約8000人とその家族約9000人が沖縄からグアムに移転するとされておりました。その後、2012年４月の日米安全保障協議委員会により、在沖海兵隊約9000人のグアムを含む国外移転が合意され、2020年代前半には沖縄から約4000人がグアムへ、約5000人がハワイ等へ移転することになっております。

進捗状況については、防衛白書によると、2014年12月、米国の2015年度国防授権法が成立し、2012米会計年度以降続いたグアム移転資金の凍結が解除され、事業内容の変更に伴い実施されていた補足的環境影響評価については、2015年８月に終了し、今後はグアムにおける本格的な移転工事が進んでいくこととなるとのことであります。

次に、海兵隊の撤退についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおいては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしております。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要と考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じて、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

次に、那覇港湾施設の移設についてお答えします。

那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。移設に当たっては、浦添市や那覇市と話し合いながら進めていきたいと考えており、去る２月20日に松本哲治浦添市長が就任挨拶で県庁にいらした際にも、そのことを確認したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

〔企画部長　下地明和君登壇〕

○企画部長（下地明和君）　経済発展についての御質問の中の、税制優遇措置の活用状況等についてお答え

いたします。

国が公表した資料等によると、沖縄振興関係の９つの制度について、平成27年度の国税優遇措置の活用が117件、適用額が約165億円となっております。また、県が行ったアンケート調査等により把握しているところでは、平成24年度から27年度において、特区・地域制度の国税優遇措置を活用した企業における雇用者数は、平成28年７月末時点で6138人となっております。

今後もこれらの優遇措置を活用し、本県経済の成長を確かなものとし、さらに発展させていきたいと考えております。

次に、教育の振興についての御質問の中の、大学の設置・拡充に向けた調査についてお答えいたします。

幅広い教養と高度な技術等を身につけた人材を育成・輩出することは、長期的には生産性を高め、産業を高付加価値型に転換し、所得の増加につながることから、今後の沖縄の振興・発展にとって重要であります。一方、大学の入学者数について、地域ごとに18歳人口に対する比率を比較した場合、全国の52.2％に対し沖縄は25.7％と極めて低く、本土から遠隔にある本県では、人口規模に見合った大学教育の受け皿が不足しており、若者が社会で必要とされる知識や技術等を十分に習得できていない状況にあると考えております。

県としては、このような状況を踏まえ、次年度、県内の進学ニーズや産業界の人材ニーズ等の調査を行い、大学の新設・拡充等、高等教育を受ける機会の創出・環境整備等について検討してまいります。

次に、離島力の向上についての御質問の中の、離島の航路及び航空路の交通コスト低減についてお答えいたします。

県では、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施しております。船賃についてはＪＲ在来線並み、航空運賃については新幹線並みの運賃を目指し、船賃では約３割から最大約７割、航空運賃では約４割の運賃低減が実現しております。また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約３割低減しております。さらに、那覇―久米島の航空路線につきましては、地域の活性化を図る実証実験として、平成27年５月から交流人口も新たに対象とし、約1.5割の運賃低減を図っております。

県としましては、離島住民等の交通コストの負担軽減のため、今後も、安定的かつ継続的な事業実施に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　経済発展についての中の、県産品使用、県内企業優先発注に係る実績数値及び具体的取り組みについてにお答えいたします。

県が把握している数値で申し上げますと、平成27年度に沖縄県が発注した公共工事の県内企業受注率は、金額で83.3％、同じく沖縄総合事務局では46.3％、沖縄防衛局では59.3％となっております。民間事業の受注率は把握しておりませんが、市町村については、過去の調査において90％台となっております。また、県発注工事で使用される主要11品目の県産資材の割合は、平均で88.8％となっております。

県では、分離・分割発注、建設業者や経済団体等に対する要請などを行っており、引き続き県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育の振興についての御質問で、教育費の無償化についてお答えいたします。

公立の小学校、中学校については無償化されており、公立の高等学校においても大阪府と同様に、国の施策のもと、所得に応じて無償化が図られているところであります。

県教育委員会では、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供が安心して教育を受けることのできる環境の整備は重要だと考えており、家庭の負担軽減のためにも、教育予算の充実等について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要請しているところであります。

次に、県内高校生の進学状況等についての御質問にお答えいたします。

平成28年３月高等学校卒業者の大学等への進学状況は、県内が3277名、県外が2312名となっております。また、専門学校等への進学状況は、県内が3030名、県外が889名となっております。特に、大学等進学率は、学校基本調査によりますと39.2％となっており、平成元年の20.7％以降、増加傾向にありますが、全国平均と比較すると依然として開きのある状況です。その主な原因としましては、進路決定が遅いこと、経済的な理由等で県内志向が強いことなどが考えられます。

県教育委員会では、大学等進学率の改善を図るた

め、キャリア教育の視点を踏まえた進路指導を推進し、生徒の進路実現を支援してまいります。

次に、平成31年度インターハイの施設整備状況についての御質問にお答えいたします。

平成31年度の全国高等学校総合体育大会における本県開催競技は、陸上競技、水球、飛び込みなど７競技８種目が予定されております。競技施設につきましては、全国高校総体競技施設・設備等基準に照らし確認したところ、奥武山水泳プールを初め、各競技ともに既存の施設で大会開催が可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　離島力の向上についての御質問の中で、県と離島市町村との人事交流についてお答えをいたします。

離島市町村との人事交流については、これまでも各行政分野における必要性に応じて行っているところであり、今後とも市町村からの要望があれば、必要性を検討し、同様に対応したいと考えております。

次に、教育の振興についての御質問の中で、専修学校専門課程に対する運営費補助についてお答えをいたします。

専修学校は、社会ニーズに即応した専門的な技術教育を行う教育機関として、重要な役割を果たしております。このような専修学校の役割の重要性を踏まえ、県では、平成29年度から、専修学校専門課程において、企業等との密接な連携のもと、より実践的な職業教育に取り組むものとして国から認定を受けた職業実践専門課程について、増嵩経費の一部を補助することとし、当初予算案に約2400万円を計上しております。具体的には、職業実践専門課程の要件を満たすため、専修学校が企業等と連携して行うカリキュラム編成、実習、教員研修等に要する経費について補助することとしております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　離島力の向上についての御質問の中の、公共建築物の木造化における課題等についての御質問にお答えいたします。

一部の離島においては、技能労働者の確保が困難であることに起因する公共事業の入札不調・不落が発生しております。公共建築物の建設に際して、プレキャスト工法やプレカット工法など、あらかじめ本島内で加工・成形した工場製作品等を多用することで、離島現場における技能労働の省力化に有効と考えており、採用の課題を検討・整理しているところであります。木造プレカット工法の採用には、亜熱帯蒸暑という沖縄の気候・風土に適応する防虫・防蟻・防腐・耐風等の対策や、現地技能労働者が不足する中での適切な維持管理対策の確立などが重要であり、引き続き業界団体や市町村と意見を交換し、検討していきたいと考えております。

次に、那覇広域都市計画区域についての御質問の中の、広域都市計画区域の課題についての御質問にお答えいたします。

那覇広域都市計画区域は、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、社会的経済性等の一体性等から総合的に判断して昭和47年４月に都市計画決定しております。都市計画区域の設定から数十年が経過し、構成する市町村の市街化が進捗するなど、当時と現状は大きく異なる中、南城都市計画区域は単独の都市計画区域指定を選択したところであります。

県としては、各市町村の市街化の状況やまちづくりの方針等を踏まえ、那覇広域都市計画区域のあり方について引き続き検討していきたいと考えております。

同じく今回の区域区分変更の内容についての御質問にお答えいたします。

那覇広域都市計画区域区分については、国勢調査や都市計画基礎調査を踏まえて、おおむね５年ごとに見直しを行うとともに、その間においても、土地利用計画や事業手法の具体化に応じて随時見直しを行ってきたところであります。今回の見直しは、定期見直しに当たり、関係市町村の要望を踏まえ、豊見城市等の９地区において、市街化区域に連檐した市街化調整区域内の既存集落など約150ヘクタールを市街化区域とするものであります。現在、所要の手続を進めているところであり、６月を目途に都市計画変更を行う予定であります。

同じく市町村意見を尊重する具体的取り組みについての御質問にお答えいたします。

都市計画区域区分については、都市計画法第15条において都道府県が定めるものであり、関係市町村の意見を踏まえ都市計画を決定しております。市街化区域への編入については、まちづくりの主体である市町村が計画的に取り組むことが重要であると考えており、県としても市町村の要望を踏まえ、可能な限りその実現に向けて対応しているところであります。

県としては、今後とも市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村の要望や相談に対して、

適切に対応していきたいと考えております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 環境部長。
〔環境部長　大浜浩志君登壇〕
○環境部長（大浜浩志君） 美ら島の自然環境保全についての御質問の中の、県内サンゴ礁の白化現象の被害状況と具体的対策についてお答えします。
昨年発生した高海水温等の影響によるサンゴの白化現象については、海域によって状況の差はあるものの、本県のほぼ全海域で確認されております。今年度の環境省のモニタリング調査によると、最も被害の大きかった石西礁湖海域の平均白化率は96％、平均死亡率は54％となっております。また、沖縄島周辺海域の白化率は15％、死亡率は７％に対し、宮古、八重山周辺海域では、白化率は63％、死亡率は31％となっており、沖縄島周辺海域に比べ影響が大きくなっております。
県では、再生実証試験海域での海水温等のデータ分析やサンゴ種苗の遮光試験等を実施しており、環境省や沖縄科学技術大学院大学等の関係機関と情報共有するとともに、今後の白化対策に活用してまいりたいと考えております。
次に、サンゴ礁保全再生事業の取り組みと総事業費、移植は成功しているかについてお答えします。
県では、平成22年度から平成28年度までの間、サンゴ礁保全再生事業において、サンゴの遺伝子解析等の調査研究や植えつけ実証試験、民間団体が行うサンゴ礁保全活動の支援等を実施しております。総事業費については、７年間で約12億4000万円となっております。本事業では、実証試験海域において、平成27年度末時点でサンゴ種苗約11万株を約2.5ヘクタールの海域に移植し、平成28年５月時点での生存率は約86％と高い水準を保っております。この取り組みは、同年６月の国際サンゴ礁学会でも発表しており、専門家からも高い評価を受けております。
県としましては、専門家から構成される検討委員会の意見を踏まえ、引き続きサンゴ礁保全対策に取り組んでまいります。
次に、犬・猫殺処分ゼロに向けての取り組み状況と成果についてお答えします。
県では、沖縄県動物愛護管理推進計画に基づき、殺処分数の削減に取り組んでおり、その数は、平成24年度の6604頭から平成27年度には3292頭と大幅に減少し、平成35年度までに3302頭まで減らすという計画目標を既に達成したところです。
県としましては、目標を前倒しで達成できたことから、今年度中に新たな数値目標を再設定するとともに、引き続き計画に基づく各施策を推進し、殺処分ゼロの早期達成を目指してまいります。
以上であります。
○議長（新里米吉君） 休憩いたします。
午前11時24分休憩
午前11時24分再開
○議長（新里米吉君） 再開いたします。
當間盛夫君。
○當間　盛夫君 ありがとうございました。
まず６番目の広域計画の件から、宮城部長お願いをしたいんですが、沖縄県は中南部含めて、中南部のほうでやっぱり基地のあり方というんですか、市街地を分断する形で存在しているという米軍基地が、中南部の都市計画の割合で22.7％、その基地があるわけです。嘉手納以南の返還という形でもう20年余りになるんですけれども、その中でのやはり狭隘な中南部含めての那覇広域都市圏がなかなか市街化に組み込まれないという現状もあったわけです。その中で、やはり沖縄県は基地があるという中でのなかなか都市計画も進まないという部分もあったわけですよね。それイコールそれがないものですから、土地がないもんだから地価が高騰するわけですよね、その分での。その辺の認識はどうお持ちでしょうか。
○議長（新里米吉君） 土木建築部長。
○土木建築部長（宮城　理君） 開発できる土地自体が制約されていることによって、地価が高騰するという御指摘かと思います。
市街化区域内の単価と市街化調整区域の単価とを比べますと、手元に詳細な資料を持ち合わせてはおりませんけれども、以前、検討調査をしたときには、３倍程度の価格差がございました。一方、中部広域のように線引きが行われていないところの用途地域内と用途地域外とのちょうど境目部分の単価でいえば、大きくは変わらないという現実的な違いはあります。ですので、地価が高いためになかなか土地が購入できない、なおかつ開発できる部分は市街化区域に限定されているということで進まないということはあるのかなとは考えております。
○議長（新里米吉君） 當間盛夫君。
○當間　盛夫君 沖縄のこの本島内の中南部の基地のありようというのも問題でもあるんですけれども、やはりそれも踏まえながらの都市計画をしないといけないというところもあります。もう今はいろんなもの含めて各市町村が自分たちがやりたいものをどうあるのかということも含めながら、やっぱりもっとその市町

村のあり方、市町村からの提案ということをしっかり尊重しながら、市町村から出されてくる分は、積極的に県は対応していくということがこれからもっともっと求められてくると思うんです。５年以内だとかその部分での見直しということではなくて、市町村がやりたいということであれば、県ももっと積極的に関与していくということでよろしいんでしょうか。もう一度。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきましたが、この市街化区域、区域区分、線引きを行っている区域において、市街化調整区域を市街化区域に指定するという手続自体は、国勢調査あるいは都市計画基礎調査に基づいて、人口動態とかあるいは経済の状況、そういうのを踏まえながら適切に拡大していくというのが基本であることは間違いありません。ですので、この国勢調査のスパンに合わせての定期見直しというのが基本にはなります。ただ一方、その間において、先ほども答弁させていただきましたが、事業手法がはっきりした、例えば土地区画整理事業を実施することが決まったとか、あるいは地区計画を定めてその部分を編入することが決まったとか、基本的に計画がはっきりした場合には随時対応していくというものでございます。もう一点、現状、一番このまちづくりを進める上での課題と県として捉えているのは、幹線道路沿いにまだ開発できない余地が残っている、あるいは既存の集落、そこが十分都市化になじまないといいますか、市街化調整区域でとどまっていることによる、例えば道路の整備がうまくいかないとかということが基本ではないかなということもあって、今回、区域区分の見直しにおいては、その部分を積極的に市町村にもアドバイスして、計画をつくっていただいて編入するという手続を行ってきたところです。

引き続き市町村の意見をしっかり聞きながら、どういう手法があるのかというのは、適宜アドバイスしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　県含めて市町村が社会インフラ整備をする中でのそのことは大事だというふうにも思いますけれども、しっかりと市町村の要望も酌み取っていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、４番目の離島力向上があるんですが、航路、航空運賃が先ほど部長のほうからは、島民の皆さんのコスト３割だとか、場合によっては５割、７割というところがあるんですが、私が言っているのは、やっぱり離島を活性化するためには、観光客がその島に行かないといけない。いろんな意味でそういった実証実験はあるんですけれども、そうじゃなくて、離海振でこれまで船を買っていたものが、今は県が買うようになっているわけですから、年間１億余り、各船舶を受けているところは負担軽減になっているはずなんですよ。それなのに全般的な航路の運賃が下がらないと。その航路の運賃が下がらない根本的な原因というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

まず、基本的に離島の航路に関しては、もともとが非常に厳しい中での運営、経営をしているという中において、そういう厳しい状況を踏まえて、県としても航路の安定化ということで購入を含めて支援を決めて今実施しているところであります。そういう中において、若干の経営の安定に資するところまではかなり低減化されてきておりますけれども、まだその船賃の低減化をするまでには経営改善がいっていないということが現状だというふうに認識しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは航路の赤字であれば、船の運賃の低減はできないという認識なんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　これまでも経営安定化も含めて船賃を決めてきているわけですけれども、大幅な赤字ということが続くような中で、この適正だと当初定めてきた運賃について大幅に低減するということになると、ますます収支を悪化させることになりますので、そこら辺は経営判断としてできないという判断であろうと考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は逆だと思うんです。先ほど言ったように、船のそのことを県が買うことによって、離島の行政は１億余り離海振に支払いはなくなったわけですよ、その運営費含めて。そういった部分をやはり観光客にもっと来てもらう。郷友会の皆さんがもっと来やすくなるような、やっぱり料金を設定する中で乗客をふやすというようなあり方、僕はこのことのほうが大事だというふうにも思っているんです。今度このことがやっぱりネックになるのは総合事務局だと思うんです。やっぱり赤字になると国が赤字補塡しますので。その総合事務局がストップをかけているという状況もありましたが、今度、ことしの１月に海事局内航課のほうから、離島航路の運賃料金引き下げについてということで出されております。この中で補助対象航

路を含めた離島の運賃の引き下げについては、もろもろある。しかし、事業者が経営状況、利用者の運賃利用負担等を勘案し、みずからの経営判断に基づいて設定すべきものであり、運賃・料金引き上げの届け出に係る相談に対する場合には本趣旨の徹底をされるようにということで、総合事務局の運航課長のほうに、事業者がそういったことを求めるのであれば、しっかりと相談するようにということを国のほうは指針を出してきているんですが、それはどうお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　これに関しては、先ほどリース料の話が出ましたけれども、リース料含め経営安定化を前提にしながら、そういう非常に高い運賃がもし設定されて継続しているのであれば、妥当な運賃を認めるよう相談に応じましょうというような姿勢で来ていると思います。

ただ、先ほど議員から提案がありましたその運賃の低減化によって乗客の増加という面については、今のところですが、なかなか離島航路の船賃が距離的にもそんなに長くないということもありまして、そんなに大幅に高いというところはないと認識しております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　高いか安いかというのはそこを利用する皆さんを含めてのものだと思いますので、久米島に行くより粟国の航路のほうが高いとか、もろもろの現状があるわけですよ、そういった部分も。しっかりとそのことを踏まえて、この航路の料金の低減化をどうしていくかということを全般的なものをもっと真剣に考えていただきたいなと思っております。

次に、離島力のもので、木造をいろいろと検討してはどうかというところがあるんですが、国の指針の中でも、部長、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律というのがあるんです。農水省と国土交通省が一緒になってのものがありまして、この部分では、農水省基本方針として、国土交通省の低層の公共建築物については原則として全て木造化を図るようにというのがあるんですが、そのことを踏まえてその離島というんですか、そういった部分での木造の使用というのはどうお考えになりますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今御指摘の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律、この法律に基づいて、沖縄県土木建築部、農林水産部両部で方針を平成24年３月に策定しております。その方針の中で、まず木造化、これは構造体自体も木造で行うというものがございます。もう一つ木質化、これは仕上げ材等を木質化していくというものでございます。現状、御指摘のように低層部分については積極的にということでありますけれども、沖縄県自体は県営住宅を初め大規模建築物が中心ですので、現状は木質化を中心に進めていると。内部の造作材等に木造を積極的に使うという方向で進めております。一方、離島のこの低層住宅について、木造化を進めるというのは、これは引き続き各市町村にもこの方針等についての情報を提供して、策定を促していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは早急に離島はやられたほうがいいと思います。不落が続くわけですから、公共住宅をつくろうと思ってもなかなか入札の企業がないということは、やはりそこに管理者を置くというのが、どうしても事業者としては厳しいわけです。それからすると、やっぱり木造だとかプレ工法になると、加工して向こうで組み立てるというような方法があるはずでしょうから、これは早急にやられたほうがいいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

離島力の中では、職員の交流所、これは久米島のほうから商工労働部のほうに職員の交流をやろうということがあったらしいんですけれども、部長が聞いていないということで、これがとまってしまっているわけです。久米島は職員を派遣するということで決まっていて、県には投げたんだけれども、県は部長は受けていないということでこれがとまっている状況。これもうちょっと整理してもらえませんか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

総務部としては、人事交流の件、そういう調整といいますか、それは受けてはいないというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時40分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　お答えいたします。

９月ごろ、久米島町長のほうから、町にあります海洋深層水、それを多段階的利用、有効活用といいますか、さらなる活用をしたいというような事業の話が、私のところではなくて担当統括監のほうにあったというふうな話は聞いてございます。ただし、これは農林とも関係する話でございますので、我々で判断する話ではないので、ちゃんと人事課的な話から始めていた

だきたいということで返したようです。そういう状況で私のところまでは来ていなかったということの話でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これは今の皆さんの現状をあらわしているようなものよ。以前だったらそのことが上がってくると、ある程度部署内でそういったことを取り決めして、派遣できるようなものがあったと。ところが、今そのことをやったらできなくなってしまっていたというのが、その受けた担当の話です。この辺は、皆さん離島力ということでやろうとしていて、そこの行政から、ぜひこの県の職員、今度深層水のものをしっかりとやっていきたいというリクエストの中で商工労働部にそういう職員がいたらということで、ぜひ我々にも優秀な職員を県のほうにしっかりとまた勉強させて交流していこうということを前提にやったわけですから、そのことを踏まえて、部長はこれからどう対応するのかということをお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　まさに離島の振興、それを担う職員の資質の向上というのは非常に重要であるというふうに考えております。そういう意味で、今回のことにつきましては、やはり関係部局の連携不足といいますか、情報が総務部サイドまでまだ来ていなかったという状況がございますので、その辺は関係部局としっかりと情報を共有しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　これはもう早目に、久米島町のほうはもう４月１日で異動のものも準備していると。相手にもそのことを伝えてやっているわけですから、それに県が全く対応していないということでは、僕は皆さんが言っている離島力の向上というのは何だったのかと逆に問われてくるはずでしょうから、これは早急に検討されて解決してもらいたいと思っております。よろしくお願いします。

それで基地問題についてですが、我々は辺野古を断念するんであれば、知事、やっぱりしっかりと対応策、解決策を含めて――解決策はこれは国がやることですから、提言をしていくほうが大事だということで、我々は馬毛島だとか、普天間を暫定的に使用しながらでもそういったものを減らしてでもやるべきだということであって、前回のものでも普天間の今の現状はどうですかということで根拠を示してくださいと。皆さんの今度の施政方針でも、また改めて世界一危険な普天間飛行場ということを書いているもんだから、その世界一危険な普天間という根拠は何ですかということで問うたんですけれども、それがないですので、改めて公室長、お答えください。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

明確に入れるべきでしたけれども、やはり世界一危険と言われるゆえんは、普天間飛行場が宜野湾市、市街地の中心に位置しているということが一番だと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　安倍総理の今度の施政方針でも、「学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にあり、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の全面返還を何としても成し遂げる。」ということで、この学校だとか住宅の真ん中にあるから世界一だと。１つは、ラムズフェルドでしたか、その方が来て言ったということがそのまま世界一というような形になっているというふうにも思いますけれども、グアム移転、先ほど9000名、4000名グアム、5000名ハワイにというのがあるんですけれども、今、実際沖縄の在沖海兵隊は何名になっているんですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

米軍によりますと、在沖海兵隊の人数は平成23年６月末時点ですが、軍人１万5365人、軍属92人、家族8126人ということで、合計しますと２万3583人となっております。なお、平成24年以降の人数は明らかにされておりません。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　僕は、だから皆さんのこの辺の資料のとり方、発表されないからそうなんでしょうけれども、皆さんの資料ですよ。この部分で在日米軍兵力の現状ということで沖縄を含むということで、海兵隊１万5688人の中で、在沖海兵隊というと今先ほど言ったように１万5365人、海兵隊は岩国にも海兵隊があるんですよね。岩国の海兵隊は何名かということを皆さんは御存じですか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時46分休憩

午前11時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、今の時点で岩国の海兵隊の人数の資料は持ち合わせていないということと、あとそういったものが公表されているかにつ

いてもちょっと確認をした上で、追ってまた答弁させていただければと思っております。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今、皆さんはもう辺野古を断念させるということでやっているわけですから、しっかりともう23年度で資料がとまっている。アメリカが発表しないから、米軍が発表しないからということではなくて、やっぱりその部分の資料のあり方からしっかりとやってもらいたいなというふうにも思います。これ、岩国にもう海兵隊員があれだけ常駐しているということであれば、岩国の海兵隊でも2000名から3000名、知事、いるはずなんですよ。それからしたら、在日の海兵隊１万5000名ということであれば、この岩国の海兵隊を引くと、今沖縄に本当に実際にそのことのものが１万2000名でしかないかもしれない。しかし、その１万2000名のうちの9000名ということがあったら3000名しか残らない。沖縄にほとんど残らないの、これだと。しかし、いやいや違うんだと。沖縄には１万名は残るんですということであれば、2000名しか移動しないということになる。先ほど4000と5000ということになったんですが、これは１万9000の想定なんですよね。これが１万2000であれば１万名沖縄に残って2000名しかならないということであれば2000名の移動、2000名の移動で本当に日本が今28億ドル、約3000億円ですよ。3000億円の負担をしてやる。これからもっともっと住宅関係もやりますので、6000億近く日本は我々の税金をかけて、ただ単に2000名の移動に関してのものを日本は我々の税金をかけてやるんですかというところもある。

きょうも新聞にもありましたように、高江の工事が１億であるものが11億になったというような、我々これだけの税金を無駄遣いしていいのかということも踏まえながら基地問題のあり方をどう沖縄県が訴えていくかというところも肝心だと思うんですけれども、知事、その辺はどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　當間議員の御質問にお答えいたします。

辺野古唯一というようなことと、なかなか県の主張がかみ合わない中で、維新のほうから馬毛島の提案あるいはそれ以外の提案というのもありましたので、私もそれを視察してまいりました。

今おっしゃるように、グアムに当初9000名と。今4000名からハワイに5000名という形で変わってきておりますが、去年、一昨年ですか、ハワイのイゲ知事とお会いしたときには、イゲ知事は、もしも日米両国が何千名という形で決めたならばハワイは受けるという話を、そのかわり国が決めなければだめですよということが逆にいうとそういうことになるわけですが、そういった中で5000人というのもこれは無理なことではないと。それからグアムに4000名、9000名。訪米したときも、そういったこと等も話しながら、ローテーションでオーストラリアからあのあたりに半年、１年で海兵隊移動しますので、そうしますと、実際上沖縄にいるのは今おっしゃったように3000名前後というようなことも一時期においては考えられるという中で、抑止力というようなこと。それからああいうふうに新しいその美しい海を埋め立てて、最低10年かかるようなもの等を3000億円から今おっしゃるような6000億円、場合によっては１兆円もかけて世界情勢等も10年もたてば変わるはずでありますから、そういったこと等を県民の意思とは関係なくやるというのはいかがなものかということは、アメリカでも私は話をさせていただいております。ですから、この辺のところがクローズアップされてくると、やはり多くの国民も県民も海外の方々も、今の経済面からのことも含めて、それから海兵隊のあり方、岩国に3000名かどうかわかりませんが、私は1000名は超えるだろうなと思ってはおりましたけれども、二、三千名、もしおられるのであれば、そういったこと等も踏まえてのあり方というものをいま一度考える必要があるのかなと。また、県も今御指摘のようにしっかりそういった数字の裏づけをもって取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　それでは次に、経済について。

台湾との経済連携についての予算は今どれぐらいになっているんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　台湾に限っては現在数字は持っておりませんけれども、大体は台湾事務所の維持経費、それから現地での活動費等々がございます。それから、台湾における県産品のプロモーション活動とか、そういったもろもろの事業を計上させて事業を実施しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　今度福建との友好をいろいろな経済連携やると言っているんですが、以前、沖縄・福建友好会館がありましたが、これ今現状どうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　おおむね４階から

７階まで永久使用権というのがございますけれども、大体県が使っているところは５階でございまして、県の駐在員事務所とか、それから今現在は、企業は１社で３室ほど使っています。それから今現在あと１社が入るかという状況がございます。そのほかにつきましては、福建省の外事弁公室のほうが利用しているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　企業が今１社しか入っていなくて、これだけ何十年も積み上げてきた中で１社しかないという中で、何で今福建省との経済連携なんですか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　多くは10社ほども入っていた状況もございました。20年前に友好会館ができましたけれども、当時現地での商習慣とかそこら辺の違いとかというのがございまして、いろいろ撤退なりしていた状況もございました。ただし、現状におきましては、現地で自由貿易試験区とか、そういう特区ができております。そういう意味では、新たな状況が出てきているということも鑑みまして、新たな経済交流ができるんじゃないかということで、この間の12月ですけれども、ＭＯＵを結んだところでございます。

○議長（新里米吉君）　當間盛夫君。

○當間　盛夫君　過去のそういった経験というのが全く生かされていないというところもありますし、今台湾とはいろんな経済連携をやっているんですね。なぜ我々が台湾とやるかというのは、やっぱり台湾の企業と日本本土のそういった企業がコラボする中で沖縄に進出して、沖縄の特区でものづくりをしてもらうということが僕は大事な部分があって、沖縄から物を出すものがないはずなのに、福建省に何かあたかもその分での物を出せるような沖縄の経済のあり方、そういう福建省とのあり方というのはいかがなものかということがありますので、しっかりとそのことは検証してやってください。よろしくお願いします。

ありがとうございます。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後１時18分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

瀬長美佐雄君。

〔瀬長美佐雄君登壇〕

○瀬長　美佐雄君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

日本共産党の瀬長です。

一般質問を行います。

１、知事の所信表明について。

１つ、「県政運営に取り組む決意について」の文中で、特に、辺野古に新基地をつくらせないということを引き続き県政運営の柱に取り組む、普天間飛行場の固定化を絶対に許さない、５年以内の運用停止を含めた危険性の除去について、政府に強く求めると宣言していることを高く評価するものです。その中で、誇りある豊かさを実現する、「今後の沖縄振興に向けた取組について」の文中では、沖縄らしい優しい社会をつくり上げるなどと記述しております。誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会という表現に込めた理念や思い、県民に対するメッセージを伺います。

(2)、沖縄を取り巻く現状認識について。

ア、沖縄県内の経済は、観光関連指標が前年を上回るなど、景気は全体として拡大していると述べ、入域観光客数、観光収入などが記されております。

先日、2021年度までの目標値を上方修正しています。今後も県内の景気は順調に推移していくと予測する、その理由と根拠を伺います。

イ、完全失業率の改善など評価できるが、離職率の高さや正規雇用化などの質の改善、県民所得の向上など継続的な課題を述べています。これら課題解決を目指すための新年度事業計画や目標を伺います。

ウ、観光関連の職種で離職、人手不足の問題が指摘されております。根本原因は、低賃金や非正規雇用などではないでしょうか。リーディング産業として経済をリードする役割にふさわしい労働者の労働環境の改善が不可欠と思います。観光産業従事者の待遇改善に、県としても取り組むべきではないか、現状認識と対策を伺います。

２、世界のウチナーンチュネットワーク強化で沖縄の発展につなげるために。

１月28日から２月３日まで経済労働委員会として、オーストラリアの在シドニー日本総領事館や日本政府観光局、オーストラリアＷＡＧＹＵの取引状況、フィッシュマーケット見学、インターナショナルコンベンションセンターの運営状況などを視察してきました。世界の観光都市から学ぶべきことは多くありました。特に、有意義に感じたことは、沖縄県人会員らとの意見交換でありました。沖縄の物産の販路拡大、観光客を沖縄に誘客するための沖縄のアピールなどに頑張る沖縄県産業振興公社シドニー駐在員の浦崎氏の活動ぶりでありました。沖縄からシドニーで生活する定住者やワーキングホリデーでの滞在者、留学生などと

意見交換を行いました。沖縄県が目指す世界基準の観光都市としての発展の鍵は、世界中に広がる沖縄のウチナーンチュネットワークの構築であり、沖縄を愛する沖縄県系人の力と心を束ねることができるかどうか、大事な要素だと感じました。沖縄県の21世紀ビジョン実現に向け、昨年の世界のウチナーンチュ大会成功を踏まえた戦略的な計画推進を期待して、質問を行います。

(1)、世界のウチナーンチュネットワーク強化推進事業が新規に予算化されております。事業の目的や内容などその概要を伺います。

(2)、海外駐在員の役割、活動状況を伺います。

(3)、県産品販路開拓や観光客誘客に貢献する駐在員の位置づけなど、拡充の考えはないか。

(4)、海外県人会との連携について。

ア、県、大学、市町村の海外県系子弟の受け入れ、留学生の状況を伺います。

イ、外国観光客誘客、ツアーガイド養成など、海外県系子弟と連携する計画はないか。

ウ、オーストラリアなど滞在期間の長い観光客の誘致の努力、戦略が必要だがどうか。

(5)、世界のウチナーンチュ大会・世界のウチナーンチュの日宣言について。

ア、新年度以降の計画を伺います。

イ、沖縄県内と移住地国での移民の歴史を研究し、世界の同胞との窓口になるセンターが必要と考え提起したが、担当窓口を伺います。

ウ、大会を機に、ルーツ探しへの関心の高さが確認されたが、今後の対応を伺います。

エ、多言語による沖縄情報の公式発信で、歴史と文化、平和構築の理解を広める考えはないか伺います。

３、放課後児童クラブ、学童保育支援事業の拡充について。

(1)、放課後児童クラブ運営の実態及び入所待機児童の実態を伺います。

(2)、放課後児童クラブ支援事業の実績と推移を伺います。

(3)、家賃等賃貸の自己負担で、学童事業運営するクラブ数、総数に占める割合、児童数を伺います。

(4)、家賃等補助事業の要件の中にある公的施設への移行する計画前提の要綱見直しを求めるものです。

(5)、学童保育料金の全国と沖縄の比較を伺います。

(6)、施設の現状について、公的施設利用の全国との比較を伺います。

４、米軍基地問題について。

昨年、元海兵隊員によりうるま市の二十の女性が殺害され、抗議の県民集会が開催されました。高江オスプレイパッド建設、辺野古大浦湾への大型コンクリートブロック投入、ハリアー戦闘機や欠陥機オスプレイの墜落、オスプレイによる物資つり下げ訓練、伊江島・伊計島へのヘリ不時着、パラシュート降下訓練、夜間の飛行訓練の常態化など、米軍基地あるがゆえに、県民生活が日常的に脅かされています。県民の安全・安心を脅かす諸悪の根源、やりたい放題の米軍に県民の怒りは高まるばかりであります。最近でも、米軍人・軍属の起こす事件・事故、犯罪が続発しています。政府の軍属規定の確定に何の効果があるのか、警察のパトロール巡回強化は、米軍人・軍属犯罪の縮減につながっていないのではないか、怒りは募るばかりであります。

そこで伺います。

(1)、米軍基地関係の事故・事件に関する抗議申し入れ件数と原因調査が、以後回答を受けた件数を伺います。

(2)、米兵犯罪の根絶のために。

ア、今年度の米兵犯罪の件数、深夜外出禁止時間帯の件数、事件内容を伺います。

イ、米兵の特権を与えている日米地位協定の抜本改定に取り組むべきであります。犯罪防止に関する政府との交渉を伺います。

ウ、米軍基地の全面撤去以外に米兵犯罪根絶のすべはありません。在沖米海兵隊の撤退を求める県議会決議を実現することで、米軍専用施設が70％から約40％に大幅削減になり、経済効果もキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給基地、那覇港湾施設の５地区の合計だけでも、直接経済については返還前の501億円に対し、返還後は8900億円、約18倍と見込まれております。専門家のシンポジウムにおいては、軍事的に海兵隊は沖縄に必要がないと指摘されてもおります。沖縄県として海兵隊撤退を視野に調査研究する必要があります。検討を求めます。

５、豊見城城址跡地の整備構想について。

(1)、沖縄空手会館がいよいよ落成の運びになり、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信するための拠点となる施設の完成を心から歓迎し、関係者の御努力に敬意をあらわすものです。今後の運営などさまざまな課題があるでしょうが、建設に込めた目的達成に期待します。沖縄空手会館の新年度活用計画について伺います。

(2)、工芸の杜（仮称）の整備に向けた新年度の計画を伺います。

(3)、豊見城グスク復元への県の見解を伺います。

6、現在、真玉橋から根差部にかけ県道11号線の拡張工事が進み、地域から早期完成の期待が高まっています。工事が未着工の高江洲方面の整備促進を求める立場から、今年度の整備率の見込み、新年度計画と完了年度の見通しを伺います。

7、豊見城市真玉橋の急傾斜地崩壊対策事業の計画と進捗を伺います。

8、県立農業大学校の移転整備促進について、さきの議会では、移転先の決定には、なおしばらく時間を要する状況と答弁しております。農業実践的教育機関にふさわしい環境整備を早期に実現することを求め、今年度の取り組みを伺います。

9、食料自給率向上を目指す上で、植物工場の生産力向上拡大は重要と思います。そこでの生産量、栽培技術確立はどうなっているのか、この成果をどう発展させるのか伺います。

10、県庁職員研修制度の拡充について。

戦後72年目、祖国復帰後45年目を迎えます。戦争の風化が進み、沖縄戦記述の歴史教科書問題など、安倍政権に見られる右傾化の政治潮流に危機感を覚えます。特に、戦争体験者の平和を希求するがゆえの戦争への現実的な危機意識がオール沖縄に結集する基盤であるとも感じます。

ことし60歳定年を迎える方が復帰当時15歳です。苛酷な米軍統治下の民主主義と自治権をかち取った県民の誇り高い闘いを理解し、沖縄の文化や伝統、豊かな自然なども誇りと受けとめ、誇りある沖縄を築いていく県職員の役割発揮を期待する立場から質問します。

(1)、職員の年齢構成、復帰後生まれの比率を伺います。

(2)、研修制度の状況を伺います。

(3)、沖縄の歴史、文化、伝統など系統的に学ぶ機会を提供し、沖縄県の21世紀ビジョンの推進力となるような研修内容として拡充する考えはないか伺います。

11、我が党の代表質問との関連で、渡久地修県議の代表質問に関し、(1)、連邦議会調査局の報告書とは、どういう文書と位置づけられているのか伺う。

(2)、同調査報告書で、沖縄の米軍基地は不公平な存在と議会みずからが認め、県民の基地に対する感情も分析されております。どのように記述されているのか伺います。

(3)、普天間基地の５年以内の運用停止に関し、辺野古新基地建設が前提でないことは、前県知事時代から一貫した沖縄県の方針であり、日本政府の沖縄との公約と理解するがどうか、県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瀬長美佐雄議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな１番目の知事の所信表明についてに関する御質問の中の、誇りある豊かさ、沖縄らしい優しい社会の実現に込めた理念等についてお答えをいたします。

これまで、沖縄県民は、みずから持ってきたわけではない基地を挟んで、経済か平和かと厳しい選択を迫られてきました。しかし、現在では、基地経済への依存度は低下しており、基地が返還された地域では、跡地利用の推進により、新たな雇用が創出されるなど飛躍的な発展を遂げております。このように、社会情勢の変化とともに、経済と平和は両立し得るものとなり、私たちは、これまで相反していた経済と生活、平和と尊厳を県民一人一人が手にすることができるようになりました。私は、沖縄が持つ地域力、文化力、伝統力など国内外の多くの人々を魅了するソフトパワーを最大限に生かすことで実現される県民生活の豊かさこそ、誇りある豊かさであると考えており、その実現に向けて、県民と心を一つにして取り組んでまいります。さらに、ユイマール、イチャリバチョーデーなどに代表される沖縄の心などに根差した、人々がともに支え合い、自然と調和し、国内外に開かれた、沖縄らしい優しい社会を構築することが重要であり、それが、誇りある豊かさの実現にもつながるものと考えております。

このような認識に基づき、ウチナー文化の普及継承、子供の貧困問題の解消、医療の充実、教育の振興などにも引き続き積極的に取り組んでまいります。

ほかの質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　知事の所信表明についての御質問の中の、入域観光客数等の目標値についてお答えいたします。

県では、現在、第５次沖縄県観光振興基本計画の見直しを行っており、入域観光客数等の目標値の修正について、沖縄県観光審議会に諮問しております。具体的には、入域観光客数について、国内は800万人に据え置きつつ、海外については、これまでの実績やクルーズを中心とする需要の高まり、空港・港湾施設の整備状況などを勘案し、海路を25万人から200万人、空路を175万人から200万人に修正することに

より、現行の1000万人から1200万人へ上方修正しております。

観光収入額についても、入域観光客数の伸びの反映や１人当たり消費額を高める施策のさらなる展開を図ることとしており、現行の１兆円から1.1兆円に上方修正しております。

次に、観光産業従事者の待遇の現状認識と対策についてお答えいたします。

国の調査によると、宿泊・飲食サービス業は非正規雇用の割合が高く、平均給与が低いとされており、この状況を改善するためには、入域観光客数を増加させるとともに、年間を通した入域客数の平準化や観光消費額の増加を図り、観光関連産業の経営の改善と安定化による従事者の所得の向上等、雇用の質を改善する必要があると考えております。

このため、国内外の市場特性や季節に応じた誘客活動とともに、本島から離島への広域周遊観光等を推進するほか、宿泊施設へのアドバイザー派遣や経営者層の意識改革セミナー、従事者向けのスキルアップ研修への支援等を実施しております。

次に、世界のウチナーンチュネットワーク強化と沖縄の発展についての御質問の中の、世界のウチナーネットワーク強化推進事業などについてお答えいたします。２の(1)と２の(5)アは関連しますので一括してお答えいたします。

県では、昨年開催した第６回世界のウチナーンチュ大会において、10月30日を世界のウチナーンチュの日と宣言したことを踏まえ、平成29年度当初予算に世界のウチナーネットワーク強化推進事業を計上し、同宣言の趣旨に沿った取り組みを行う予定です。主な内容は、世界のウチナーンチュの日を祝う祭典や海外で周知・広報するキャラバンのほか、世界で活躍する県系人を招聘したシンポジウムの開催、主に小中高生を対象に移民の歴史を学ぶレッツスタディ！ワールドウチナーンチュなど、ウチナーネットワークを強化する取り組みを継続的に実施し、次回の世界のウチナーンチュ大会へ向けて機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、県内での海外子弟留学生受け入れ状況についてお答えいたします。

県においては、ウチナーンチュ子弟等留学生受入事業で、平成28年度に５カ国12名の県系子弟を受け入れているところです。また、17市町村において、平成28年度に54人の県系研修生を受け入れていると聞いております。県内の大学においては、県が確認している範囲でブラジルからの県系人が１名、１校に在籍しております。

次に、外国人観光客の誘客等海外県系子弟との連携についてお答えいたします。

県は外国人観光客の平成33年度の目標を200万人と設定し、外国人観光客の誘客やツアーガイドの養成等受け入れ体制の整備に取り組んでいるところです。本県は、中国、台湾、韓国などアジア地域からの外国人観光客が多い状況であり、南米等を出身地とする県内在住の県系人子弟との連携については、求められるニーズとのマッチング等に課題があるものと考えております。

一方、世界のウチナーンチュの日制定を踏まえ、県としてはウチナーネットワークの継承と発展に一層取り組んでいくこととしており、県系子弟等との連携強化を検討してまいりたいと考えております。

次に、オーストラリアなどからの観光客誘致についてお答えいたします。

県では、欧米やオーストラリアなどの長期滞在が期待できる地域を新規開拓市場と位置づけ、沖縄観光ブランドBe．Okinawaを活用したプロモーションを実施しております。また、現地の委託駐在員に加え、今年度から新たに、オーストラリアなどに観光誘客サポート員を配置し、日本政府観光局や県人会と連携して、沖縄観光プロモーションを実施しております。具体的には、現地の訪日関連イベントに沖縄ブースを設置して、県内企業とともに観光ＰＲを行うほか、海外旅行に関心の高い消費者が集まるエリアで、沖縄観光ブランドの発信イベントを実施しております。

次に、世界の同胞との窓口となるセンターについてお答えいたします。

本県は国内有数の移民県であり、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げる、世界に開かれた交流と共生の島の実現のため、文化観光スポーツ部ではさまざまな施策に取り組んでいるところです。

御質問の世界の同胞との窓口となるセンターについては、ＪＩＣＡ横浜の海外移住資料館等の運営状況等を調査してまいりました。その際、いずれの施設においても来場者の確保が課題となっていることや、管理運営費に見合う費用対効果を上げることが厳しい状況にあるとのことでありました。

世界の同胞との窓口となるセンターについては、これらの調査結果を勘案しながら、実現可能性を含めどのような方策があるか、検討したいと考えております。

次に、海外県系人のルーツ探しについてお答えいたします。

第６回世界のウチナーンチュ大会の期間中に県立図

書館が実施した移民一世ルーツ調査・相談ブースでは、多くの海外県系人がみずからのルーツ探しの相談に訪れ、関心の高さを確認することができました。

県としましては、今後はルーツ探しのニーズについて、海外県人会や国際交流団体、市町村などの関係機関と意見交換を行っていきたいと考えております。

次に、多言語による沖縄情報の発信についてお答えいたします。

昨年開催した第６回世界のウチナーンチュ大会において、10月30日を世界のウチナーンチュの日と宣言したことを踏まえ、平成29年度当初予算に世界のウチナーネットワーク強化推進事業を計上し、同宣言の趣旨に沿った取り組みを行う予定です。その中で、ホームページを立ち上げ、沖縄の伝統文化や移民の歴史、世界のウチナーネットワークの状況などを多言語で発信する取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、豊見城城址跡地の整備構想についての御質問の中の、沖縄空手会館の活用計画についてお答えいたします。

沖縄空手会館は、沖縄の伝統文化である空手を保存・継承・発展させるための拠点として、空手発祥の地・沖縄を国内外に発信し、世界の空手家の受け入れ体制を構築するとともに、新たな観光資源として活用することとしております。

そのため、県では、空手の合同稽古や国際セミナーの開催、2020年東京オリンピックに向けた事前合宿誘致に加え、会館内に空手家と町道場をつなぐワンストップ窓口となる沖縄空手案内センター（仮称）を設置いたします。また、指定管理者と連携し、ＭＩＣＥの実施やクルーズ客、修学旅行の誘客等に取り組み、沖縄空手会館を活用した交流人口の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　知事の所信表明についての中の、雇用の質の改善や県民所得の向上などの課題解決についてにお答えいたします。

今後の沖縄の経済産業の成長に向けた方向性を明らかにしたアジア経済戦略構想で掲げている重点戦略等を実施することにより、沖縄を国際ビジネス都市として成長させ、県民所得の向上を図ってまいりたいと考えております。また、離職率を改善するため、企業の人材育成の取り組みへの支援等を行い、働きやすく魅力ある雇用環境の構築や正規雇用化を促進するため、企業に対し研修に係る費用を助成する事業等を引き続き行ってまいります。

次に、世界のウチナーンチュネットワーク強化と沖縄の発展についての、海外委託駐在員の役割、活動状況、位置づけ等についてにお答えいたします。２の(2)と２の(3)は関連しますので一括してお答えします。

県では、沖縄県産業振興公社等を通じ海外事務所を設置するほか、委託駐在員を配置しております。海外駐在員は、経済や貿易情報の収集・提供を初め、県産品の販路拡大、県内企業等の現地活動支援、観光誘客、企業誘致活動などを行う重要な役割を担うものとして位置づけております。

今後の海外駐在員の拡充については、アジア経済戦略構想の実現に向け、各地域における市場ごとの経済発展状況や現地及び県内事業者等のニーズを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、豊見城城址跡地の整備構想についての、工芸の杜（仮称）の整備についてにお答えいたします。

県では、空手発祥の地・沖縄と伝統工芸の魅力を相乗的に国内外に発信するため、沖縄空手会館の隣接地に整備する計画を進めております。工芸の杜では、人材育成や商品開発等に取り組むとともに、工芸従事者と県民や観光客などが交流する場としての活用を促進し、工芸産業の持続的な発展につなげてまいりたいと考えております。平成28年度中には、用地取得が完了する見通しであり、平成29年度は、実施設計及び工芸品の展示に関する設計に着手する計画となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　放課後児童クラブ支援事業の拡充についての御質問の中の、放課後児童クラブ運営の実態及び登録できない児童の実態についてお答えします。

平成28年５月１日現在の放課後児童クラブ数は、373クラブで、前年度と比較し36クラブ増加し、登録児童数は１万5501人で、前年度と比較し1815人増加しております。また、登録できなかった児童は661人となっており、前年度と比較し209人増加しております。

次に、放課後児童クラブ支援事業の実績と推移についてお答えします。

県におきましては、放課後児童クラブの環境改善と利用料の低減のため、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、公的施設への移行を支援してい

るところです。当該事業により、平成25年度に１カ所、26年度に４カ所、27年度に２カ所を整備しており、28年度は７カ所の整備を予定しております。また、29年度は委託設計を含む20カ所の事業実施を予定しております。

次に、放課後児童クラブの家賃負担等の状況についてお答えします。

平成28年５月１日時点で、家賃等の負担が生じている放課後児童クラブは、232クラブとなっており、全体の約６割を占め、登録児童数は9267人となっております。

県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、市町村の行う放課後児童クラブの施設整備を支援しており、引き続きクラブの公的施設への移行促進に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブに対する家賃補助についてお答えします。

放課後児童クラブに対する家賃補助については、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設移行を予定するクラブに対する補助のほか、平成27年度から国の補助事業に、平成27年度以降新設のクラブに対し助成を行う事業が新設されております。

県としましては、継続的な補助が見込まれる国の事業を活用した支援が望ましいと考えており、九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて、平成26年度以前に設置されたクラブに対しても対象を拡大するよう国へ要望しているところです。

次に、放課後児童クラブに係る利用料の全国と沖縄の比較についてお答えします。

県内の放課後児童クラブの月額平均利用料は、平成24年度の１万711円から、平成28年度は9511円に低減しているところです。全国との比較については、保育料の月額平均8000円以上の割合が、全国は27％に対し、沖縄県は61％と、依然として割高な状況となっています。

県といたしましては、引き続き市町村と連携し、放課後児童クラブの公的施設活用促進や送迎費等の助成を通じた負担軽減を図り、利用料の低減に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブに係る公的施設活用率の全国との比較についてお答えします。

平成28年５月１日時点で、学校施設や児童館等を活用した公的施設活用の放課後児童クラブの割合は、全国が85.4％、沖縄県は37.0％となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　米軍基地問題についての御質問の中の、米軍基地に起因する事件・事故に対する抗議件数等についての御質問にお答えいたします。

要請や抗議について、県は、平成28年の１年間に口頭で56回、文書で26回、計82回行っております。県は、事件・事故が発生するたびに米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因等の説明を求めているところです。訓練等の事故原因について、原野火災は実弾射撃訓練が原因との報告がなされることがありますが、ほとんど事故原因が明らかではありません。

県は、引き続き公表するよう求めてまいります。

次に、今年度の米軍人・軍属の犯罪発生件数等についてお答えします。

県が把握している平成28年度の米軍人の犯罪は、５件発生しております。これらの５件の内容は、飲食店で店員に傷を負わせた傷害事件、住居に侵入しようとした未遂事件、路上で被害者を押し倒し首を絞めた暴行事件、雑貨店で窃取した窃盗事件、住宅屋上に侵入した住居侵入事件であり、住居侵入事件１件が米軍の勤務時間外行動の指針に違反する時間帯に発生したものです。また、軍属の犯罪は、昨年４月に発生した殺人等事件の１件であります。

次に、日米地位協定の抜本的な見直し及び犯罪防止に関する交渉についてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。

県としては、米軍人・軍属等による事件・事故等の再発防止を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分で日米地位協定の抜本的な見直しが必要と考えており、第17条関係で、裁判権について、日本側の裁判権の対象となる被疑者が米側によって拘束された場合、日本側の起訴前の拘禁移転要請に米側が応ずる旨明記することを求めております。

今後とも軍転協や渉外知事会とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、在沖海兵隊の撤退についてお答えいたします。

在沖海兵隊につきまして、県は、防衛省より示された在日米軍・海兵隊の意義及び役割について２度の質問を行い、回答を得ておりますが、海兵隊の役割について政府の説明は十分ではなく、政府はさらに丁寧な説明を行うべきであると考えております。

沖縄県としましては、沖縄に米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けており、県民の目に見える形での基地負担の軽減が図られなければならないと考えております。

次に、我が党の代表質問との関連質問についての中の、連邦調査局の報告書についての御質問にお答えします。

2015年連邦議会調査局年次報告書によりますと、連邦議会調査局の役割は、「全ての連邦議員及び委員会に対して専ら直接従事し、彼らの立法、監督、代表機能を支援しており、最も有益で適切な形で最高レベルの調査、分析及び情報面に関する支援を提供することに従事している」とされております。このような役割を踏まえた連邦議会調査局の報告書は、連邦議会議員が政策決定の際の参考とするなど、連邦議会議員への影響力のある報告書であると考えております。

次に、連邦議会調査局の報告書の内容についてお答えいたします。

連邦議会調査局が去る２月16日に連邦議会へ提出した報告書には、基地対策課の仮訳になりますが、「沖縄には日本における不公平（不均衡）な米軍プレゼンスがあり、沖縄県民に広く行き渡った不安のため、在沖米軍プレゼンスの持続性は、同盟にとって重大な懸念となっていること」、「ほとんどの沖縄県民は、政治、環境及び生活の質という理由で、新基地の建設に反対していること」、「米軍の士官は2016年、議会において辺野古新基地の建設の完了予定が2022年から2025年へ遅れると証言したこと」、また「翁長知事は建設を阻止するために更なる措置を続行すると明言したこと」などが明記されております。

次に、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県が求めている普天間飛行場の５年以内運用停止については、安倍総理が、前知事との面談や普天間飛行場負担軽減推進会議において、政府としてできることは全て行うと述べているほか、閣議決定を経て、内閣総理大臣名で提出された平成28年１月７日の質問主意書に対する同年１月19日の答弁書においても、同様の見解が示されていることから、政府としての公式見解であると認識しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　豊見城城址跡地の整備構想についての御質問で、グスク復元への県の見解についてお答えいたします。

グスクなどの文化財的な復元整備に当たっては、発掘調査の結果や聞き取り調査、絵図・古い写真等の調査研究の成果を踏まえた上で、専門家による整備委員会を設け、多角的に検討を行いつつ、長期的な計画で取り組んでいるところであります。豊見城グスクの復元に当たっては、発掘調査による遺構の残存状況を確認する中で、歴史的・学術的な価値が明らかになり、所有者の同意を得て、国等の文化財として指定されることが必要となります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　県道11号線の拡張工事の整備促進についての御質問の中の、今年度の整備見込み等についての御質問にお答えいたします。

県道11号線は、那覇東バイパス交差点から上田交差点までの延長約2.5キロメートル区間を豊見城中央線として幅員30メートル、４車線で整備を行っており、平成28年度末の進捗率は事業費ベースで約80％を見込んでおります。平成29年度は用地買収及び工事を継続し、那覇東バイパス交差点からとよみ小学校前バス停付近までの1130メートル区間は、平成30年度の完了を予定しております。また、とよみ小学校前バス停付近から上田交差点までの1340メートル区間は、平成33年度の完了を目指して取り組んでいるところであります。

次に、豊見城市真玉橋の急傾斜地崩壊対策事業の計画と進捗についての御質問にお答えいたします。

当該事業については、昨年７月、地権者１名から施工承諾を得て、現在、実施設計を行っているところであり、平成29年度の早い時期に対策工事に着手する予定であります。また、残りの地権者についても、施工の理解が得られるよう、引き続き説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　県立農業大学校の移転整備促進についての御質問にお答えいたします。

県立農業大学校の整備については、行財政的な側面を考慮し、全庁的な施策の中で推進する必要があることから、移転先決定には、なおしばらく時間を要する状況となっております。そのため、移転先となる可能性の高い候補地を残し、市町村へも説明を行ってまいりました。

県としましては、本県農業の実践的教育機関にふさ

わしい環境整備を実現できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、植物工場の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県では、平成24年度から26年度にかけて、沖縄型植物工場実証事業を実施し、低コスト沖縄型植物工場の実証及び導入品目や栽培技術などの検証に取り組んでまいりました。その結果、県内における植物工場の課題として、１、夏場の葉野菜の収穫回数増加による収益性の向上、２、冬場の市場の需要に対応した多品種・少量生産への展開、３、機能性等、特徴のある野菜生産と販路の確立、４、施設の整備コストやランニングコストの低減などが明らかとなりました。

県としましては、植物工場の活用について、本事業の実証結果を踏まえつつ、生産農家段階における生産や流通・販売及び通年での経営収支等を総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　県庁職員研修制度の拡充についての御質問の中で、職員の年齢構成、復帰後生まれの比率についてお答えをいたします。

平成28年４月１日現在の知事部局の職員数は3995人となっており、年齢構成で見ると、20代以下が669人、16.7％、30代が1093人、27.4％、40代が1400人、35.0％、50代が802人、20.1％、60代が31人、0.8％となっています。復帰後生まれの職員数は2427人で60.8％となっております。

次に、研修制度の状況についてお答えをいたします。

県では、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、多様化する行政ニーズに対応できる職員の育成を図るため、沖縄県職員研修基本方針に基づき、さまざまな研修を実施しております。具体的には、沖縄県自治研修所で行う研修や部局の業務遂行に必要な専門的能力を修得させるための部局研修、国や地方公共団体等の機関や海外への派遣研修等を実施しております。平成27年度の研修実績は、国内研修生が2058名、国外研修生が31名となっております。

次に、研修内容の拡充についてお答えをいたします。

現在、新採用職員研修と特別研修で本県の歴史と文化等に対する理解を深め、幅広い教養を培うとともに、郷土愛のある職員の育成に資する研修を実施しております。また、沖縄21世紀ビジョンの実現に向け、県職員の政策形成能力の向上を図ることを目的に、沖縄県自治研修所で行う政策形成研修のほか、人事課で行う海外短期派遣研修を実施しております。

今後とも、歴史、文化、伝統等の沖縄独自のソフトパワーの理解を深める効果的な研修を実施し、県民サービスの向上に資する企画立案能力及び問題解決能力を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　どうも答弁ありがとうございました。

まず、米国連邦議会報告書について、先ほど重要な文書であると言われました。昨日の議会質問で、この議会調査局で年間70万件のレポートが上がる文書の一つであって、成果に当たるか疑問の意見が述べられました。実際、どういう状況なのか、報告レポートについて伺います。まずその点から。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　70万という数字、私もちょっとよくわからないんですが、私どもが確認しました2015年連邦議会調査局の年次報告書によりますと、2015年の調査局の新規報告書などの件数は、新規は1264件です。アップデートした報告書などの件数が2481件となっておると、報告書の形でですね。それ以外にも、例えば、電話での回答とか２万5000とかＥメールでの回答で２万5255とかありますけれども、いわゆる報告書というようなものは、今言ったような新規で1264件、アップデートした報告書で2481件、そういった数字になっておりまして、いわゆる先ほど答弁いたしました報告書は、さまざまな議論が行われます米国連邦議会の中でも大変重要な報告書の一つであろうと考えているところであります。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　はい、わかりました。

私は、この知事が伝えた基地の成り立ちであるとか、過重負担、新基地建設を許さないという決意や沖縄県民の決意を正確に掌握し、記述させたことが重要ではないかと思います。そこは、ワシントン事務所の駐在員の日常的な調査員との働きかけの結果なのかとも推測されますが、この沖縄の現状を連邦議会議員や政府の政策スタッフに信頼性の高い情報として提供されたこと、このことが重要であり、また、米国議会が、在沖米軍基地が不公平な存在だと認めているということに対して、知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

まず、ワシントン駐在員は、知事訪米の対応ですとか基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの正確

な情報の発信、それを主な役割としております。ワシントン駐在員は、日ごろから連邦議会調査局と意見交換を行うなどして、辺野古新基地に反対する県民世論ですとか、それを踏まえた建設阻止に向けた知事の考え方なども伝えてきたところでございます。そういった結果、連邦議会調査局では、今回の報告書以外にも平成27年９月29日には、日米関係に関する報告書におきまして、翁長知事が埋立承認を取り消すことを想定して普天間飛行場の移設について、東京と沖縄による政治的な論争は2015年後半に新たな局面を迎えると指摘したり、平成28年１月20日には、沖縄の米軍駐留と普天間基地論争と題した沖縄の特集レポートが連邦議会に対して提出されております。特にまた今回は、知事訪米におきまして、知事が辺野古に新基地建設を阻止するため、さらなる措置を続行する旨述べたところからそういった先ほども答弁したことが報告されていたということで、今後、連邦議会議員への影響が期待されているところでありまして、県としては、大変意義深いものがあるというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　続きまして、普天間基地の５年以内の運用停止、これは施政方針でも述べたように実現させるべき、残り２カ年です。この件で、我が党の赤嶺政賢衆議院議員の国会質問に、新基地建設に反対している翁長知事が悪いと言わんばかりの答弁がされましたが、責任転嫁ももう甚だしいと、怒りいっぱいであります。これについては、知事の見解を伺いたいと思いますが。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

沖縄県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去の実現のため、平成25年12月17日に移設計画の進捗にかかわらず、５年以内運用停止を求めてきたところでございます。県からの要請を受け、安倍総理は、政府としてできることは全て行うと述べ、その後開かれた普天間飛行場負担軽減推進会議におきましても、同様の発言がなされ、辺野古移設が前提との発言はなかったところでございます。

そのことから、県においては、辺野古移設が前提とは認識しておらず、今回の総理の発言は容認できないと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　誇りある沖縄、沖縄らしい優しい沖縄という流れの中にあって、辺野古新基地は絶対つくらせない。ところが、最高裁の判決では、残念な結果になりました。ただ、この判決に際して、知事は、苛烈をきわめた米軍との自治権獲得闘争を粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで闘い抜くものと信じていると述べました。このコメントは、多くの県民が歓迎をし、激励を受けた。これに対して知事に伺いたいのですが、このコメントに込めた思いについて伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　お答えをいたします。

戦後の70年間、特に前半の状況を乗り越えてきた県民というものは、日本国内においても、大変厳しい環境の中を乗り越えて、自治権の獲得を含め、自分らの子や孫のために頑張ってきた経緯がございます。復帰をしまして、また一定程度の前進をしましたけれども、基地問題に関しては何ら変わることなく今日まで来ておりまして、こういったような中で新しく沖縄に基地ができるということは、これまでみずから一度も提供したことがないだけに、県民からすると、いかにも不条理でありまして、その思いはしっかりと県民全体に受け継がれていると。そうしますとこれから以降のことにつきましても、今回の判決もそうでありますけれども、県民の気持ちとしては大変なやるせなさと怒りといろんな思いがあって、過去のことを思い、未来のことを思いながら、今日のことを解決していこうという強い決意を持っているんではないかということであります。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　そういう歴史的な背景の中で、誇りある沖縄をというときに、先ほどの職員の中でいうと、既に６割が復帰後の生まれという意味では、苛酷な米軍統治下の時代を知らないという状況にあろうかと思います。その点で、研修についても歴史や文化を網羅した形で取り組まれていることは評価しますが、ただ、どの程度の時間なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　沖縄関連のこの歴史、基地問題等を含めて、研修の実績でございます。

新採用職員の後期研修というのがございまして、これで191名の新採用職員に対して、６時間の研修を行っております。そのほか、沖縄の歴史と文化関連で、これは歴史文化講座という形で２日間の研修が行われて、54名の方が受講されている。それから、しまくとぅば講座というのも１日やっておりまして、これは26名、そのほか基地問題含めて、沖縄の経済と

財政ということで、これは特別研修という形で２時間の講演を164名の職員が受講したというような状況でございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　その時間で、27年に及ぶ苛酷な占領下の時代を多分わかるというのは困難かなと。そういう意味ではやっぱり自治権を獲得する、自由と人権、民主主義が憲法のもとで保障された日本に帰ろうと。ただ復帰、核もない平和な沖縄を目指したにもかかわらず、実際的には核つきであったり密約があったりと。現在も、治外法権に近いような状態が継続されていますが、とりわけ厳しかったあの時代を私たちの先輩は、文字どおり与えられた権利ではなくて獲得して復帰をかち取ったと、その体験は後世にしっかりと引き継ぐ必要があろうかと思います。その点で、こういった観点で、連続的にもしっかりとした歴史を踏まえるという状況の中でいえば、4000人にも及ぶ県庁職員がそういった思いをしっかりと受けとめ、さらには21世紀ビジョンを実行に移すという実行力、推進力のパワーにもしていただきたいという点では、ぜひ研修内容あるいは充実させるという点での検討ができないか伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　沖縄の歴史あるいは文化に対する理解を深めるということは、当然、県職員として基本的な知識かと思います。そういう意味で、非常に重要なことと考えております。ただ、現実的な問題としては、またこの研修所で行う研修というのもまた時間の配分等、非常に限られてはおりますけれども、研修所における研修だけじゃなくて自己啓発という形でも研修の呼びかけがございますので、そういうところでの情報提供も含めて、沖縄独自のこの歴史、文化を学ぶ機会を創設いたしまして、効果的な研修に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　よろしくお願いします。

次に、海外で頑張る駐在員の役割については、重要な位置づけがあると伺いました。私たちが行ったオーストラリア・シドニー駐在の駐在員は、物すごく頑張っておりました。世界のウチナーンチュ大会に、昨年10名ほどまとめて来られたようですが、オリオンビールのＰＲであったり、かりゆしのＰＲ、三線・民謡のコンサートの企画、日本食文化の中で琉球食の紹介、果てはみずからが所属するゴルフクラブの会員と嵐山ゴルフ場ですか、そことの姉妹提携を結んで例年取り組んでいるようですが、クラブ会員40名ほど連れて沖縄に来るというふうな取り組みを頑張っておりました。そこで求められたのが、公式にバックボーンとして、そういう身分なんだと。そういうかかわりの働きかけで沖縄をＰＲするためには、もっと力が欲しいと。要するに、公式な立場を持ったかかわりですよということを求めていましたが、そういう面での工夫改善を付与するというふうな検討はなされるべきかなと思いますが、どうでしょうか。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ちょっと休憩。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時16分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　県の事務所がある海外事務所に関しましては、県から職員を派遣しております、直接。それから、それ以外に委託駐在員という形で、５カ国ほど置いてあります。オーストラリアもその１人ですけれども、その方々は、月８日間ということで、沖縄産業振興公社を通しまして、産業振興公社の嘱託という身分で活動していただいています。そういう名刺は持って活動しているということではございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　そういう要望がありましたので、伝えておきます。

次に、学童クラブの関係に移ります。

先ほどの状況で言えば、相変わらず待機児童、待機状態がふえている。施設は一生懸命ふやしていますという中にあって、求めたいのは、この家賃等補助事業についてです。公的施設に入るのが前提のクラブには適用されますが、それを用意していない自治体もあるわけで、そうなりますと、長く自己負担で運営した学童ほどずっとそれが救済されないという関係になろうかと思います。この状況で言えば、先ほど６割は賃貸があるという中で、この公的な施設整備に間に合わないという学童が幾らあるのか、率直にそれを解決するためにも平等に保護者の負担軽減を図るという点ではネックになる、この公的施設に移行するためのこの項目を削除してでも全ての家賃補助ができる制度に改善するつもりはないか伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

県が実施しています公的施設への移行については、その公的施設をさらに進めていくということで、その

移行が確定しているクラブについては、家賃の補助もしましょうというふうなことをやっています。

一方で、新制度、27年度から新制度に変わりまして、27年度以降の新規のクラブについては、家賃補助が国庫補助として、国庫補助のメニューとしてもでき上がっているところでございます。当然ながら、27年度以降の新規のクラブについては、この補助制度が使えるんですが、それ以前のクラブについては、そういった制度が使えないものですから、県としては、国のほうにその27年以前のクラブについてもしっかり当該補助制度が使えるように、国のほうでぜひ考えてほしいということで、九州各県と連携して、対象拡大を求めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　求めるのは当然です。ただ、それがかなわなければ、既存の長く続いた学童ほど支援も受けずに運営しなければならない。このことを改めるべきではないかと、再度伺います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

当然ながら、沖縄県、民間施設を活用した学童が非常に多い状況ではございます。それで、県のほうでは公的施設への移行というふうな家賃補助を使った制度も準備していますが、一方で市町村においては、その沖縄振興推進特別交付金を活用して、独自事業として家賃補助をやっているような市町村もございます。そういった取り組みも少し意見交換させていただきながら、どういうふうなことができるかどうか、検討していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　最後に、地元豊見城の空手会館がオープンすると。新聞報道でも大きく取り扱っていますが、懸念されるのは、やっぱり多くの流派が存在しているこの空手の中で、公平公正にきちっと運営される必要もありますし、ここら辺の観点ではどのような対応がなされるのか伺いたいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

空手につきましては、流派というのがございまして、主な流派として４つほど現在あるのかなと思っております。また、かつ複数の流派を横断する形で空手の団体も４つほどございます。県のほうでは、この伝統空手の４団体をまとめた沖縄伝統空手道振興会、そこが設立されて今現在は知事が会長という形でございますが、今後、そういった伝統空手の振興はどうあるべきかということについて、仮称でございますが、空手振興ビジョンというものを平成29年度中に策定することとしております。その中で、現在その流派によっても、同じ流派の中においても統一されていないとされる型であったり、そういった部分について、しっかり、流派ごとにまとめていくとか、流派間の交流といいますか連携をしていくとか、そういったあるべき姿というものをしっかりこのビジョンの中で描いていくことによって、流派のその統一というかそういった取り組みを進めていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瀬長美佐雄君。

○瀬長　美佐雄君　ぜひ、空手発祥の地として目的に合うような発展を期待して、質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわ、親川敬、一般質問を行います。

まず、通告に従って質問する前に、この２月議会、行政にとっては大きな、一番大きな取り組みだと、議会だと思います。その中でも、冒頭に知事から所信表明がありました。その所信表明の中でも、掲げた公約については、ほぼ全てに着手することができたということで、披露がありました。そういうことについては、やっぱりこれからの頑張りもまた期待をしたいと申し上げたいと思っています。そして、その新年度に当たり、予算額に占める、概要の中で示された新規事業についても17、20近い新規事業が取り上げられて、沖縄県民の要望を取り上げながら、さらに公約を実現していく立場が感じとれました。その中でも、特に予算については、前年度から問題になっています。やはり予算の執行に当たっても、中でも一括交付金の執行については、特に留意を払っていただきたい。そして、また、一括交付金の市町村配分についても特別な計らいがあったようですから、そこについても市町村をしっかりとサポートしながら、そして沖縄県自体の一括交付金についてもしっかりと執行に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問に入ります。

１、知事の訪米行動について。

(1)、今回の要請行動の意義と成果について伺う。

２、大型クルーズ船対応整備事業について。

(1)、国際クルーズ拠点形成事業に本部港と平良港が選定されたが事業内容について伺う。

(2)、大型クルーズ船の寄港による乗客の典型的な

行動パターンについて伺う。

(3)、寄港地の市町村に求められる施策について伺う。

３、リゾートホテルの進出について。

(1)、入域観光客数1000万人に対応するための宿泊施設数の見込みについて伺う。

(2)、県外及び外資系企業による新たなリゾートホテルなどの進出状況について伺う。

(3)、現在計画されている宿泊施設の整備による充足状況について伺う。

４、ヤンバル山村資源活用について。

これについては、去る２月26日やんばる国立公園指定記念式典が行われました。そこの式典には、山本環境大臣初め沖縄県知事、そして国頭３村の村長が出席され、式典がとり行われました。中でも印象に残っているのが、地元児童生徒による自然環境に関する取り組みの紹介でありました。

大宜味小学校では、自然観察クラブがあるようで、そこの子供たち、児童は30年にわたって学校の中で調査活動が続けられている。その30年の中での蓄積を踏まえた紹介があり、聞いている皆さんについて特に感動があったと思います。

そして、沖縄県立辺土名高等学校、環境科サイエンス部の取り組みも紹介がありました。１つは、野鳥班の紹介です。やっぱり、そういう自然を見る目、環境を理解する目、環境を分析する目がかなり育っているなという印象を受けました。その中でも野鳥班以外に、河川班の皆さんの紹介もありました。その中で、やっぱり３村のツーリズムの活用について、そこが大事だろうなと思ったことがこの生徒の中からも発言がありました。それは、この高校生の言葉です。私たち地元の人が地元を知らないと、やっぱりこういう国立公園に指定されても紹介ができないですよね。私たちは、それを使命にしていきたいというような内容の報告がありました。そのとおりだと思います。

あの地域は、これから国立公園の指定だけではなくて、世界遺産としての登録も目指す地域であります。そういう地域の中で、子供たちがそういう目を持って環境を見ていく目、環境を分析する目が育っていくことを大いに期待を申し上げたい。

そこで、(1)、森林ツーリズム推進体制の構築に当たって、国、県、市町村、民間、そしてそこには記述ありませんけれども、やっぱり学校、教育との連携のあり方について、ぜひ御答弁をいただきたいと思っています。

５、2020年東京オリンピックについて。

(1)、沖縄県への聖火リレーの誘致について伺う。

あえて、聖火リレーの誘致の項目を取り上げたのは、所信表明の記述にもありはしますけれども、必ずしもそれだけの理由ではありません。

名護市嘉陽という地域、そこには聖火宿泊碑が建立されています。その碑は、1964年９月のオリンピック東京大会の聖火が、その名護市の嘉陽地域に宿泊したことを記念して建立されたものです。当時の嘉陽小中学校のＰＴＡ総会で聖火が嘉陽に宿泊するのを契機に、ＰＴＡ記念行事として聖火宿泊碑や五輪の池をつくってはどうかとの提案が出され、決定されたようです。そして、当時の久志村から材料代や運搬代を負担してもらい、嘉陽区と安部区、嘉陽小学校出身の高校生、中学生が夏休みに奉仕作業をして建立されました。そして建立を記念して当時の村民が一つになり、第１回聖火宿泊記念駅伝久志20キロロードレースを開催以来、地域の皆さんや関係団体に支えられながら、継続開催し、ことしで53回を迎えます。また、昨年からは、東京オリンピック聖火宿泊記念碑活用事業として、聖火リレー展示会、聖火ソフトクリーム商品開発、地域散策ツアーなどを実施し、再び嘉陽に迎えることができるよう切望しております。

ぜひ、沖縄県として、聖火リレーの誘致を実現させていただきたいと考えています。

６、沖縄の生物資源を生かした医薬品、機能性食品等の事業化推進について。

(1)、これまでの取り組みと課題についてお伺いします。

７、雇用情勢の改善について。

(1)、産業別に見た求人の動向について伺う。

(2)、求人と求職ミスマッチの課題、対策について伺う。

８、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場について。

平成19年３月最終候補地が名護市安和を含め３カ所に決定されて以来、平成25年９月には、沖縄県、名護市安和区、名護市及び沖縄県環境整備センター株式会社の４者で基本合意が締結されました。平成29年度には、工事に着工することとなりました。これも予算化がされています。担当部署では、地域への丁寧で粘り強い説明、そして名護市との連携など大変お疲れさまでした。この議場にも、現在は代表監査委員をされている前環境部長、そして現在の環境部長、お２人には、地元では大変丁寧な説明、本当に粘り強い取り組みをそばから見ていました。そう意味では喜びもひとしおだろうと思います。そういうことで、今後、地元安和区の要望を踏まえ、地域振興にもしっかりと

取り組んでいただきたいと思います。

そこでお伺いします。

当初計画からの変更と地元の理解について、ぜひ御答弁いただきたいと思います。

９、民生委員・児童委員の充足率向上について。

ことしは、民生委員制度創設以来、100周年の記念すべき年となるようです。民生委員制度は、100年前防貧――貧しさを防ぐ防貧対策として、1917年に岡山県に設置された、これも済世と呼んでいるようですけれども、防貧対策という制度として開始されたのが始まりとされています。そして、1948年の民生委員法が制定され、今日の形となりました。

沖縄県においては、アメリカ合衆国の統治下、1957年50名の福祉委員設置という制度でスタートが切られたようです。民生委員、児童委員、１人当たりの全国平均年間活動を見てみますと、訪問回数165回、相談件数31回、福祉活動など115回、連絡会70回、年間活動日数は131日となっているようです。今や各地において、地域福祉推進の中核的機能を担う不可欠の存在となっていますが、年間活動131日という過重な負担も要因の一つとなり、全国的に欠員問題が課題となっているようです。

名護市でも10から20の行政区と組織される４つの民児協を組織して活動しています。民生委員を配置できない行政区が複数あり、欠員問題も課題となっています。ほかにも民生委員の高齢化、地域の人間関係の希薄化、活動量の増大、個人情報保護問題などの課題があるようです。このような状況下で、29年度から新規事業としてスタートする民生委員活動活性化事業は、課題解決の施策として大いに期待ができる事業だと思います。

そこで、(1)、充足率の現状と充足率向上の取り組みについて伺う。

10、世界のウチナーネットワークの強化について。

これも経済労働委員会で、先ごろオーストラリア海外視察を行ってまいりました。その中で、特に委員からの要望があって、沖縄県人会との交流が調査項目に加えられました。その中で出てきています中から、世界の各県人会のネットワークの現状についてを伺う。

(2)、新ウチナー民間大使同士の交流の場の必要性について伺う。

11、環境監視等委員会、これは、普天間飛行場代替施設建設に係る環境監視等委員会です。これは、当局にも通告してありますので、そういう環境監視等委員会ということで、略称で呼びたいと思います。

(1)、どのような役割が期待されて設置されたのか伺う。

12、辺野古キャンプ・シュワブの文化財調査について。

(1)、辺野古で発見された碇石が文化財として指定されたが、その意義について伺う。

(2)、今後の調査計画について伺う。

13、うるま市与那城伊計におけるヘリ不時着事故について。

(1)、訓練区域でない民間上空の飛行を直ちに中止させるべきと思うが見解を伺う。

(2)、漁業収入にも大きな影響を与えているとの訴えに科学的なデータを求められた。原因者である米軍がデータを示すべきと考えるが、考え方を伺う。

14、我が会派との関連質問。

我が会派、平良昭一議員の代表質問９の北部振興について、(1)、北部地域の医療について、イ、北部地区の基幹病院整備について関連質問を行います。

北部地域医療充実の選択肢の一つとして、北部医師会病院と県立北部病院の統合再編に当たっての課題整理を行っているとの答弁がありました。

そこで質問ですが、施設の耐用年数との関連からも早目の判断が必要だと思います。考え方をお伺いします。

以上、一般質問とします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　親川敬議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１番目の知事の訪米行動についてに関する御質問の中の、知事訪米の意義と成果についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省・国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは、大変意義のあることでございました。特に、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は、数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　大型クルーズ船対応整備事業についての御質問の中の、本部港と平良港の整備計画についての御質問にお答えいたします。

県は、本部港において、官民連携による国際クルーズ拠点の形成に向け、今年度から大型クルーズ船に対応した岸壁の実施設計に着手したところであり、平成32年の供用を目指し整備を進めていく予定であります。また、ＣＩＱ機能等を備えた旅客ターミナルについては、クルーズ船社において岸壁の供用にあわせて整備する予定となっております。

平良港においても、同様に、平成32年の供用を目指し官民連携して必要な岸壁や旅客ターミナルの整備を進めていく予定とのことであります。

次に、環境監視等委員会についての御質問の中の、環境監視等委員会の役割についての御質問にお答えいたします。

県は、埋立承認に際して、環境監視等委員会の設置に関する留意事項を付したところであります。国は、平成26年４月11日に普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会を設置しており、その設置目的は、普天間飛行場代替施設建設事業を円滑にかつ適正に行うため、環境保全措置及び事後調査等に関する検討内容の合理性・客観性を確保するため、科学的専門的助言を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　大型クルーズ船対応整備事業についての御質問の中の、クルーズ客の行動パターンについてお答えいたします。

平成27年度に県が那覇港で実施した調査では、クルーズ客の約８割がバスツアーを利用し、残る２割が個人の自由観光となっております。滞在中の活動を複数回答で求めたところ、最も多かったのは、ショッピングで約71％となっており、次いで自然・景勝地観光が約56％、町歩き・散策が約48％となっております。ショッピングをした場所については、国際通りが最も多く約44％となっており、次いでドラッグストアが約31％、スーパー・ショッピングセンターが約30％となっております。

次に、寄港地の市町村に求められる施策についてお答えいたします。

クルーズ船を受け入れる寄港地の市町村においては、乗客の満足度の向上を図るための、おもてなしや周辺観光情報の提供、滞在中の経済効果を高めるための地域の観光資源を活用したツアー商品の開発などが必要であると考えております。そのため県では、地元自治体等で構成するクルーズ促進連絡協議会と連携し、初寄港時における記念セレモニーや当該年度における初寄港など節目の際の歓迎イベントの実施及び観光案内所の設置等に取り組むほか、船社等に対して各地の魅力ある観光ルートのＰＲを行うなど、寄港地の市町村を支援していきたいと考えております。

次に、リゾートホテルの進出についての御質問の中の、宿泊施設数の見込みについてお答えいたします。

県では、第５次観光振興基本計画の目標フレームとしている入域観光客1000万人、平均滞在日数５日間の受け入れを行うに当たり、宿泊施設における客室が１日当たり約５万4800室必要になると試算しています。

次に、リゾートホテルなどの進出状況についてお答えいたします。

新聞報道等をもとに県が把握しているところでは、新規投資により、平成28年４月から平成29年１月までに進出したホテルは13施設で、その内訳は県外資本が９施設、県内資本が４施設となっております。平成29年２月以降に計画されているホテルは33施設で、県外資本21施設、海外資本４施設、県内資本８施設となっております。

次に、宿泊施設の整備による充足状況についてお答えいたします。

入域観光客1000万人を５日間受け入れるために必要な客室数が約５万4800室であるのに対し、現在の宿泊施設の整備計画が全て実現した場合でも宿泊供給量は４万8281室であり、約6500室の客室が不足する試算となります。

県としましては、宿泊施設の需給バランスを考慮しつつ、引き続きホテル誘致に取り組むこととしております。

次に、2020年東京オリンピックについての御質問の中の、聖火リレーの誘致についてお答えいたします。

県においては、聖火リレーの誘致について、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に対し、一昨年11月と昨年11月に要請を行っております。聖火リレーを行うことで、沖縄県に対する関心や認知度が高まり、広く国内外に本県の魅力をＰＲする機会となることから、観光振興にも寄与するものと期待しております。また、聖火リレーを実施することにより、国内におけるオリンピックへの機運が醸成され、スポーツに対する関心が高まり、スポーツを通した青少年の健全育成などが期待できることから、県と

しては、組織委員会や他県の動向を注視しながら働きかけを行ってまいります。

次に、世界のウチナーネットワークの強化についての御質問の中の、海外県人会とウチナー民間大使についてお答えいたします。10の(1)と10の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

現在、世界の県系人は約42万人と推計され、我が国有数の海外ネットワークを構築しております。中でも、海外県人会は27カ国１地域に93の団体が設立されており、ウチナーネットワークの中心的な役割を担っております。また、ウチナー民間大使は31カ国１地域で272名認証されており、海外における沖縄の魅力発信及び文化、伝統芸能、経済、観光、スポーツなど幅広い分野における交流を担う活動を行っております。昨年10月の第６回世界のウチナーンチュ大会で開催された県人会長・ウチナー民間大使会議では、県人会長、ウチナー民間大使等のメンバーが一堂に会し、意見交換を行い、相互の交流を深めるなど、有意義な場となりました。

県としましては、世界のウチナーンチュの日が制定されたことを機に、今後ともウチナーネットワークの強化に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　ヤンバル山村資源活用についての御質問の中の、やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業における関係者間の連携についてお答えいたします。

本事業では、国・県、地元の国頭村、大宜味村、東村に加え、地域の観光事業者、林業関係団体などの民間事業者の参画のもと連携を図りつつ、検討委員会を開催しております。検討委員会では、利用ルールやガイド制度等を定めた、やんばる森林ツーリズム推進全体構想の策定、及びその運用を図るための協議会の設立等、推進体制の構築に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　沖縄の生物資源を活用した医薬品、機能性食品等の事業化推進についての、これまでの取り組みと課題についてにお答えいたします。

沖縄の生物資源を利用した製品開発における課題は、基礎研究から実用化までの期間が長く、開発リスクが高いことであり、企業の事業化段階に応じた支援が必要と考えております。

そのため県では、インキュベート施設等の研究支援環境を整備するとともに、製品開発への補助事業や販路開拓のための支援等を実施し、企業の事業化を推進しています。

次に、雇用情勢の改善についての、産業別に見た求人の動向についてにお答えいたします。

沖縄労働局によりますと、平成28年の県内の産業別新規求人数は、前年との比較において増加率が高い順に、製造業で19.1％、宿泊・飲食サービス業で16.2％、建設業で12.4％増加となっております。

次に、同じく求人と求職ミスマッチの対策についてにお答えいたします。

求人と求職のミスマッチについては、職種によって有効求人倍率に大きな差がある職種間のミスマッチや、給与や雇用形態、資格等が一致しない労働条件のミスマッチなどがあります。

そのため、県では、業界等に特化した合同就職説明会の開催や、正規雇用化を行う企業を支援する正規雇用化サポート事業、求職者のスキルアップを支援する若年者ジョブトレーニング事業等を実施し、ミスマッチの解消に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場についての御質問で、計画変更と地元の理解についてお答えします。

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設に当たっては、安全性や信頼性の確保と経済性の確保が必要不可欠となっております。そのため、安全性、信頼性の確保に必要な設備等を整備しつつ、廃棄物の貯留槽を２槽から４槽にした上で、屋根の部材を合成繊維材とし、段階的に移動する。また、汚水処理水を名護市の下水道に放流するなどの計画変更を行い経済性の向上を図っております。なお、これらの変更については、地元協議会や安和区、屋部区、港区等で説明を行ったところであります。

県としては、今後とも事業主体である沖縄県環境整備センター株式会社と連携し、安全性や信頼性の確保に努め、地元の理解を得つつ平成29年度中に着工することとしております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　民生委員・児童委員の現状と充足率向上についての御質問にお答えします。

本県の民生委員・児童委員は、平成28年12月の３年に１度の一斉改選に伴い、定数2399名に対し、1939名を委嘱しており、充足率は80.8％となっております。同委員の充足率の向上を図るため、県では、市町村長と民生委員児童委員協議会等との意見交換や、広報誌等を活用した民生委員活動の周知に取り組んでいるところであります。さらに次年度、意見交換の内容を踏まえ、モデル事業として協議会に支援コーディネーターを派遣し、民生委員活動の活性化を図ることで、活動のやりがいや魅力の向上により、担い手確保等につなげ、充足率の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　辺野古キャンプ・シュワブの文化財調査についての御質問で、碇石を文化財認定した意義についてお答えいたします。

碇石は船をとめておくための道具であることから、過去に辺野古崎周辺で船の往来があったことを示す貴重な証拠の一つと考えられます。

次に、文化財調査の計画についての御質問にお答えいたします。

キャンプ・シュワブにおける文化財調査については、名護市教育委員会が沖縄防衛局と調整を行い、現在、試掘調査等の必要な文化財調査を行っております。今後の文化財調査についても、必要に応じて名護市教育委員会が実施するものと考えておりますが、同教育委員会から依頼がある際には協力する考えであります。

県教育委員会では、名護市教育委員会と連携を図り、文化財調査が適切に行われるよう対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　うるま市与那城伊計におけるヘリ不時着事故についての御質問の中の、民間地上空の飛行中止についてお答えいたします。

県としては、これまでも、航空機のさらなる安全確保を求めるとともに、住宅地上空の飛行回避や航空機騒音規制措置の厳格な運用について、米軍及び日米両政府に対し求めてきたところです。今後とも引き続き、軍転協などと連携を図りながら、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、漁業収入への影響データについてお答えいたします。

県としては、米軍の運用が県民生活に影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。米軍の運用に係る被害実態については、米軍基地の提供責任者である政府において聞き取りを行い、適切に対応すべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　我が会派との関連質問についての中の、北部地区医師会病院と県立北部病院の統合についての御質問にお答えします。

北部圏域の医療提供体制の状況に鑑みた場合、北部地区医師会病院と県立北部病院の統合に関する県の方針は、速やかに決定する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　御答弁ありがとうございました。

再質問入る前に、まず、５番の東京オリンピックのことについて、沖縄県への聖火リレーの誘致について、これは働きかけていくという御答弁いただきました。

知事、そこで、地域でこういう思いでＰＲをして、ぜひ迎えたいと思いが高まっています。ぜひ、知事のほうからも決意のほどを伺いたい。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　親川議員の再質問にお答えをいたします。

オリンピック・パラリンピックの聖火は、スポーツの祭典オリンピックの象徴でありますし、開催に先立ってギリシャのオリンピアで採火をされ、リレーによって、大変世界的に注目される。恐らくいろんなスポーツがあるでしょうけれども、オリンピックというと聖火リレーが頭にすぐ浮かぶぐらいであります。

前回のオリンピック、私も中学時代でありましたけれども、ちょうど白黒テレビが出回ったころで、中学校でも時間を割いて、私たちにそれを鑑賞させてもらいました。そのときのメダリストの一人一人の世界中の選手のことはよく覚えていますし、大変励みとなって、ある意味で勇気を与えられたなという感じがしております。そういったときにも聖火リレーについては、大変私たちも感激をしたんですが、今親川議員の

話を聞きましたら、名護市の嘉陽中学校で聖火リレーが通って、なおかつ宿泊をしたと。この宿泊をする中で地域や名護市が大変それに感銘を受けて、子供たちのためにも地域のためにもということで、大変な行事をやられたと。私どもこの那覇にいても、通り過ぎた聖火リレーを見てあれだけ感激したわけですから、宿泊の記念碑をつくって、建立して、そしていろんな行事をやったその思いは、今御質問を聞く中でも大変強く感じました。昨年、一昨年と要請行動はしてまいりましたが、組織委員会に改めて強く、沖縄県のための将来のまた認知度という意味でも大きなものがありますので、改めて力を尽くして頑張っていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ありがとうございます。ぜひ、実現方よろしくお願いします。

余り数を予定しないやつから行きましょうか、済みません。

順番はちょっと順不同になりますけれども、よろしくお願いします。

まず、民生委員のことについてです。こういういろんな課題解決のために、コーディネーターの派遣を予定していると、制度をつくるということのお話がありました。

まず、このコーディネーターの派遣先については、どういう選定の方法を考えていらっしゃるのか、まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　これは、プロポーザル方式でやろうかというふうには思っております。実際、この間民生委員児童委員協議会ですとか、市町村と意見交換していく中では、やはり、資質の向上であったりとか、民生委員の負担感の軽減みたいなものが必要ということをずっと聞かされておりますので、あるどこかの地区協議会をモデルとして指定して、コーディネーターを派遣して、いろんな課題を抽出していく中で、どんな形で解決ができるかということをまずはやってみたいなということで考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　次に、８番の公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場について、今２槽から４槽にしたとか、屋根とか、下水処理についても工夫をされたという御答弁がありました。その中で、やっぱり産業廃棄物、名護市で施設の受け入れはしましたけれども、地域からも言われていると思いますけれども、産業廃棄物はできるだけ少ない、リサイクルに取り組んでほしいという要望も上がったと思うんです。当初と今着工に向けた準備をされているということについての容量というんですか、そこについてはどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　地域のほうからは、安全性に加えて環境面でも配慮せよということでの御要望がございます。近年、産業廃棄物につきましては、リサイクルの進展をしておりまして最終処分場が減っているということと、最終処分場が減少する傾向がありますので、当初の希望を15万立方メートルから９万立方メートルへ変更し、さらに改変する規模も縮小して削減することによって、より環境に配慮した施設を配置するという形で進めております。今後とも地元といろんな御意見を聞きながら、環境に配慮して整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　ぜひ、こういうものについては、一旦そういう理解をいただいたところで、環境面・安全面でふぐあいが生じるとお互いの信頼関係が崩れます。そこは、しっかりとやっていただきたいと思っています。

あとは、クルーズ船、ここから行きます。

まず、このクルーズ船、今回、拠点形成事業として民間が入ってくるということになりました。この本部港の予定している民間の皆さんのグループというか、そういうことがわかりますか。どこが入ってくるんですか、どこが整備するんですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

国でまず国際クルーズ拠点、官民連携による国際クルーズ拠点計画、拠点形成計画書というものを求められまして、それに対して、港湾管理者である県とクルーズ船社ゲンティン香港社と連名で計画書を提出したところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　このゲンティン香港、このゲンティングループは、主にクルーズ船も手がけているようですけれども、メーンの業種というんですか、それはこのクルーズ船以外にどういうことをされている会社ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

このゲンティン香港社については、いろいろ事業をやっているとは聞いておりますけれども、我々のほう

は、今現在、このクルーズ船運営の部分だけを把握しているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　今後、このグループが入ってきたときに、港湾管理者との調整もあるんでしょうけれども、ぜひこのグループがどういうところからスタートした会社なのかをぜひ位置づけしておいて、情報提供しながら、本部だったら本部の港湾施設の整備を入るときに、やっぱりこういう会社ですからということで情報共有をしていただきたい。調べていただきたい。どうです、どうですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　このゲンティン香港社について、業務内容、形態については､改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　それでは、2020年までに88回という目標を立てているというところですけれども、現段階でゲンティン香港社、この会社が保有しているクルーズ船は何隻ですか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　これも詳細な確認はまだできておりませんけれども、４隻保有しているのではないかということでございます。４万トン、５万トン、７万トン、それに15万トンということを今把握しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　現段階でですから、2020年までに88回という、船は４隻持っている、クルーズ船は４隻持っている中で88回、今は……

○議長（新里米吉君）　あと57秒です。

○親川　　敬君　最後に、現段階で那覇港湾に入ってきているクルーズ船の件なんですけれども、このゲンティン香港社が持っているクルーズ船が27回、年間入ってきているようです。そこは、特徴的に言えば、このクルーズ船は石垣を経由して、今那覇に入ってきています。今後予想される、本部まで行くときの経由の中で、これはどういう形態を、例えば直接本部に入ってくるのか、石垣に寄って那覇に寄って本部に入ってくるのか、その辺についての何か情報がありますか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

　この経路等については、現時点では把握しておりません。今後の事業計画の中でおおむねの経路というのは確認できるものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。

○親川　　敬君　最後に、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の件です。

　ここについても、しっかりとこれまでの監視委員会のいろんな報道がされました。そういう、本来、公平公正であるべき監視委員会がそういう寄附金問題だとかそういうことで本当に当初の目的を達成できるのか、これもやっぱり県民として注視をしたい。そういう思いで皆さんからも積極的な情報提供をお願いしたいと思います。

　終わります。

○議長（新里米吉君）　要望でいいですか。

○親川　　敬君　要望でいいです。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

　　午後３時10分休憩

　　午後３時27分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

　休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　皆さん、こんにちは。

　では、社民・社大・結連合の比嘉京子でございます。

　一般質問をさせていただきます。

　質疑の前に、緒言を述べさせていただきたいと思っています。

　まず私は、政治の一番の役割は、平和を構築し維持することだと考えています。今議会では、多くの議員が辺野古新基地問題や自衛隊の先島配備について質疑されました。そして、本会議では、防衛問題に多くの時間が割かれています。なぜこのような議論が必要なのか。その前提にあるのは何でしょうか。

　安倍首相は、日本を取り巻く安全保障環境の悪化を盛んに訴えます。安全保障環境の悪化とは何を指し、それを解決するために何をすべきなのか、説明し行動しているでしょうか。我が国は、安全保障環境の悪化を改善するためにどのような外交努力をしているのでしょうか。アジアの近隣諸国を敵対視し、脅威論をあおり、軍事強化をしているのではないでしょうか。

　日本は、戦後処理を引きずり、いまだ首相や閣僚の発言に対して、近隣諸国から反発される国です。同じ敗戦国のドイツとは違い、アジアの国々と安全保障のテーブルさえつくり切れていないのが実態です。もちろん、それぞれの国家には事情があります。しかし、それを認め合った上で、70年余を経ても信頼関係さえ築くことができないのはなぜか。私は、主権国家になり切れない米国従属姿勢と外交力の弱さだと考えています。アメリカは、中国と日本が親密な関係になら

ないよう注意を払い、分断し統治しています。安倍首相の訪米直前に中国と電話会談をしております。

経済ではどうでしょうか。中国はアメリカの国債保有率トップクラスです。御承知のとおりです。そのような国を相手に、尖閣を守るために戦うとはとても思えません。沖縄はどうでしょうか。中国からの観光客は増加の一途をたどっています。さらには、今年度、宮古島市の平良港、中国のクルーズ船受け入れのためのバースを拡張、整備しようとしているではありませんか。我々の役割は、今こそ万国津梁の精神を国内外に示していくことではないでしょうか。諸外国への脅威と抑止力の応酬では解決できません。基地建設や自衛隊配備や沖縄県民の歴史や戦争体験とは相入れない考えであることを述べ、質問に入ります。

米軍基地問題について４点伺います。

(1)番目に、知事は常々、米軍基地は本県経済発展の最大の阻害要因であるとおっしゃいますが、その根拠についてまずお伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

沖縄の米軍基地は、特に、人口が集中する中南部都市圏において市町村面積の大半を占めるなど、市街地を分断する形で存在し、計画的な都市づくりや交通体系の整備、産業基盤の整備などの経済活動の制約となっております。一方、現在の基地返還後の跡地利用による経済効果は、かつての基地経済の効果を大きく上回るものとなっており、今後、基地返還が進めばさらなる飛躍的な発展が期待できると考えております。このことから、米軍基地は本県経済発展の最大の阻害要因であると考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　企画部で、以前にもお伺いしたことがあるんですけれども、嘉手納以南の基地が返還されるとすると、経済的な効果はどのようになるんでしょうか。雇用効果についてもお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時32分休憩

午後３時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

まず５つの基地についてお答えいたします。

キャンプ桑江については、活動による直接経済効果ですが、返還前の40億に対して、返還後は334億で８倍、それからキャンプ瑞慶覧、そこで109億が1061億で10倍、それから普天間飛行場は120億円が3866億円で32倍、牧港補給地区、これが202億が2564億、それから那覇港湾施設、これが30億が1076億というような36倍と、合計ですが501億に対して8900億の経済効果が生まれるものと試算しております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今これは、嘉手納基地は入っておりませんけれども、常日ごろ、沖縄の基地経済による潤いということの他府県における誤解が解けません。そして今、沖縄県においては、パンフレット等の作成も着手していると伺っております。そのときに、沖縄に基地があるがゆえに、そして基地交付金をいただいているんだから、基地を受け入れるのは当然だろうと、そして基地を受け入れない反対運動をやるんであれば、それを返金しなさいというようなことが、よくある質問等に出ています。そういうような誤解をいかに解いていくかということも一つはあるわけですけれども、私は、全県的な基地の今の経済効果の試算ばかりではなく、例えば沖縄県庁内で基地あるがゆえに人件費が発生する、それからこの間の新聞報道にあったように、企業局の水質の問題を確保するために金額が発生する。いわゆる基地あるがゆえに経済的に年間どのような損失をしているのかということをトータルして考えていく必要があると思いますが、部長、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　先ほど答弁しましたように、基地の存在そのものによる被害というか、経済活動そのものに加えて、まちづくり、あるいは都市計画等に影響を及ぼしているという経済効果に加えまして、日常的に発生する騒音問題だとか、あるいは演習による火災等、その他もろもろ事件・事故等、基地がもたらす課題はたくさんあります。それを試算してというのは、余りにも膨大でなかなかその基準づくり、これからかなりの労力と研究が必要だと思われます。そういうことを踏まえて、なかなかそこまで全体を試算するのは非常に困難だろうというふうに思います。特に、現在において、嘉手納以北の基地については、この返還された後の利用計画、そういったものが立たない中において、全体的な試算というのが、今非常に厳しいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　(2)番目の質問に移りたいと思います。

海兵隊を含む米軍基地全体の返還計画をつくることが必要ではないかと思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

沖縄21世紀ビジョンにおきましては、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めるとされております。その実現のため、在沖海兵隊の国外移転、及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要だと考えており、今後とも軍転協等と連携し、あらゆる機会を通じ、基地の整理縮小を日米両政府に対し強く求めてまいります。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今21世紀ビジョンのお話をされましたけれども、21世紀ビジョンの実現のために計画案を立てているし、そしてＰＤＣＡをやったりしているわけですけれども、この基地の全体を返していくという問題について、なかなか進捗状況がよくないのではないかなと思うんですけれども、見通しとしてはどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時38分休憩

午後３時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　嘉手納より南の統合計画では、これまで平成25年８月には牧港補給地区の北側進入路、これ１ヘクタール、それから平成27年３月末にはキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約51ヘクタールが返還されております。平成25年７月に牧港補給地区５ゲート付近の区域約２ヘクタール、平成25年９月にキャンプ瑞慶覧施設技術部地区の一部及び白比川沿岸約11ヘクタールが日米合同委員会で返還合意されております。牧港補給地区の施設の移設先として、平成26年４月にトリイ通信施設、27年１月には嘉手納弾薬庫地区におけるマスタープランが日米合同委員会で合意されているところです。

また、平成27年12月の日米共同発表で、牧港補給地区の国道58号沿いの土地約３ヘクタール及び普天間飛行場の東側の一部、土地約４ヘクタールについて統合計画を前倒しして、2017年度中に返還を実現するため作業を加速化させるということが確認されているところでございます。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　米軍が提案するということではなく、本県が主体的に、我が県が全面的な返還についてどう考えるかという、それが実現するしないは別として、こうありたいというような青写真を私は描く必要があるのではないかと思っています。知事は、常に新基地建設を強行すれば、日米同盟を基盤的に揺るがすんだというお話もされていますし、それから私たち県議会においては、海兵隊の撤去について決議をしております。午前中、知事も辺野古唯一論について触れられておりましたけれども、私はやはり、沖縄県がこうするんだというような、私たちのプランを、それはもちろん対交渉が必要ではありますけれども、沖縄県民はこうありたいということをしっかりとつくっていくということをぜひとも要望しておきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　過去に、沖縄県で基地返還アクションプログラムというものをつくったということもございますけれども、やはり今現時点では、私どもは先ほど答弁いたしましたように、在沖海兵隊の国外移転、これはグアムに4000人、ハワイに5000人、そういったことの着実な実現ですとか、先ほども少し答弁させていただきました嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還を確実に実施することが重要だというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　この論議はまたにしたいと思いますけれども、一つ、今動きとして、海兵隊を撤退させていくという動きがあります。その動きはなぜかというと、辺野古をつくる必要がなくなること、それと同時にオスプレイも必要がないということです。その２つを兼ね備えてその論議を展開する動きも出てきています。

私、けさの議論を聞いておりまして、一言関連してお話をさせていただきたいと思うことが生じました。仲井眞前知事が埋立承認をする前の平成23年から24年にかけて、在日米軍海兵隊の意義及び役割についてという表題にして、日本政府に多くの質問をしています。その多くの質問をした中で、その中でも私が抽出しているのは、なぜ辺野古なのかという根拠について、書面で何度も政府に問いただしています。国が検証作業で名前を挙げた大村空港、自衛隊基地や民間空港の佐賀空港、さらにはグアムやテニアン、県内のキャンプ・シュワブの陸上案、そして嘉手納飛行場の統合などです。これらの地域について、国は総合的に判断した結果、国外移設及び県外移設は不適切との結論に至ったと報告をしていることに対して、その判断

の基準及び検討された全候補地の評価結果について、参考に具体的に示していただきたい。添付をいたしまして、政府に答弁を求めています。政府が並べ立てた理由は、いまだかつて不透明でありますけれども、辺野古でなければならない理由、もう使い古して論破されている抑止力の低下や地理的優位性や機動力、即応力の問題や最終的には誤ったメッセージを与えるというような問題です。これは少しでも、在沖海兵隊の機能を理解する者なら、全く根拠にならないという、後づけにすぎないということは明らかです。このように前知事は明確な回答を得ないままに、埋立承認にサインしたことになります。私はこの１点だけでも、重大な瑕疵ある手続だと考えています。

質問します。

(3)番目に、普天間飛行場の５年以内の運用停止も、そのときに絡めさせた問題ではありますけれども、改めてその説明をお願いします。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　県は、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、平成25年12月17日の沖縄政策協議会において、同飛行場の５年以内運用停止を含む４項目の基地負担軽減策を要請いたしました。要請を受けた安倍総理が、政府としてできることは全て行うと述べているほか、閣議決定を経て、内閣総理大臣名で提出される質問主意書に対する平成28年１月の答弁書においても、同様の政府見解が示されているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　そのときに、明文化されているものはあるんでしょうか。５年以内の運用停止について明文化されているものはあるんでしょうか。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時46分休憩

午後３時46分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今答弁いたしましたこの質問主意書に対する回答で、これ閣議決定においてなされる答弁書のほうで同様の政府見解が示されているということで、こういったものが明文化と言えるのではないかと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　仲井眞知事は、当時の我々の多くの質問に対して、多くの記者団の前で総理の発言というのは重いと、それを守らずして何を守るんだと言って開き直っておられました。私はやっぱり政府の今日までのありようというのは、承認をもらうために、そのときにいかに最大の努力をしたのかということが今本当にツケとなって、私たちのところに重くのしかかっております。そのことを踏まえて、そのことを踏まえて、私は今後の政府見解についても、しっかりと私たちは甘んじることなく、辛く審査をしていく必要があるのではないかと考えています。

オスプレイについて３点伺います。

この問題につきましては、本当に調べれば調べるほど、何とも言いがたい問題でございます。まず安全保障ということで使われているこのオスプレイですけれども、例えば、本県で独自に騒音が非常に地域によって多くの方々から苦情がありますが、本当にその実態というのを把握されているんだろうかという疑問から、この質問をしております。本県独自で騒音調査するということは、従来、これは国の責任ではありますけれども、どのように考えておられるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

県では、関係市町村と連携して、嘉手納飛行場周辺の21測定局及び普天間飛行場周辺の15測定局におきまして、年間を通してオスプレイを初め全ての航空機を対象として、航空機騒音の常時監視測定を実施しております。

県といたしましては、航空機騒音による住民への影響の把握は重要なことであると考えており、引き続き地元自治体と連携し情報収集に努めるとともに、航空機騒音の推移を注視してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　住民からさまざまな訴え等があると思いますけれども、例えば、その騒音防止協定等にはみ出している状況というものの実態を把握された場合は、どのようになさっているんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

常時測定の結果によりますと、嘉手納飛行場21測定局中８局におきまして、環境基準を超過していると。それから、普天間飛行場につきましても、15測定局中１測定局で環境基準を超過しているという状況が、測定を始めた当初から続いているというような状況があります。

我々としましては、このような状況を踏まえまして、米軍、それから沖縄防衛局、米国領事館等々に対しまして、要請をしているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　今騒音の大きさにというお話でしたけれども、例えば、時間外の騒音についての対応というのはどうなさっているんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　時間外の測定といいますと、先ほど申しましたとおり、常時監視でございますので、24時間365日測定を行っているということでございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　10時以降の回数等についても、もちろん両者に要望または苦情等は申し上げているんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　環境部長。
○環境部長（大浜浩志君）　要請におきましては、平成８年に騒音規制措置の協定が結ばれておりますので、それの厳格な運用と検証を行うことという形で、毎年要請をさせていただいているというところでございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　次に移ります。
　オスプレイの練習区域や、または何といいましょうか、区域においての法的な根拠というのはあるんでしょうか。それが実際に守られているんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。
　米軍の訓練区域については、日米地位協定第２条に基づき設定され、昭和47年５月15日に開催された日米合同委員会における合意、いわゆる５・15メモに基づき運用がなされているものと承知しております。県内におけるＭＶ22オスプレイの演習の実態について沖縄防衛局に照会したところ、米軍の運用にかかわることであり詳細については把握していないとのことであります。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　地域から地域へと移動中であるというようなことも含めてですけれども、この法というのは、あってなきがごとくの縦横無尽であるというふうに理解してよろしいんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　休憩いたします。
　　午後３時52分休憩
　　午後３時52分再開
○議長（新里米吉君）　再開いたします。
　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　実際、このオスプレイのつり下げ訓練等住宅地上空付近を飛んでいるのではないかとか、いろいろさまざまな苦情等が県のほうに寄せられまして、県も沖縄防衛局との問い合わせ等に追われたというふうな実態が多々ございます。そういったことからしても、やはり米側においては、防衛省そして米側のほうと訓練の範囲、これをしっかりと守るように、それから航空識別地域も定めてございますので、そういったものをしっかり遵守して、可能な限りと言いましょうか、住宅地上空を飛ばないように、その住宅地域からできるだけ離れたところから運航を行って訓練を行うようにというような要望が再三なされているところです。しかしながら、一定期間はいいわけですけれども、また期間が過ぎると同様なことが繰り返されているということで、そういったことから考えますと、残念ながら、住民側に十分配慮した運航がなされているとは言えないような状況にあるのではないかというふうに考えております。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　３番目の、報道によるとＭＶ22オスプレイの緊急時の対処手順というものが、その墜落事故から流れ着いたところで、多くの専門家が分析していることをお伺いしたんですけれども、その手順をまとめた米海軍チェックリストには、空中給油時にホース等がプロペラ等にぶつかることを想定している。そのときにはギロチンという言葉を使って、切断せよと、みずから欠陥機であることを認めるような確認書となっておりますけれども、県はどのように認識しておられるんでしょうか。
○議長（新里米吉君）　知事公室長。
○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。
　米海兵隊のＭＶ22オスプレイの緊急時の対処手順などをまとめた米海軍のチェックリストがあるとの報道は承知しております。事実関係について沖縄防衛局へ現在照会しているところです。
　県としては、このような事故が発生するようなことは――そもそもチェックリストにあるような、発生するようなことはあってはならないと考えております。
　以上でございます。
○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。
○比嘉　京子さん　そもそもオスプレイは調べれば調べるほどですけれども、４倍の行動範囲、そして３倍の積載量、２倍の飛行機――これヘリコプターからですけれども、こういういいとこ取りをしたゆえに、問題点が非常に多いと。ヘリから飛行機に転換するというのは、新しい技術ではほぼ100％正しく操縦しなければ問題が起こるんだと。ヘリと飛行機の機能を持たせるのは、技術的に無理があると、これローレンス・コーブという元国防次官補が言っているわけなんで

す。ですから、そもそもこの問題というのは、いろんなことが言われても、私は非常に危険なもの、これでどのようにして県民の安全を守るのか、大変危惧されるところです。この間の墜落から、私は大きなサインだと受けとめているんですが、県として、県民の安全をどのように、どうやって守るのか、本当に答えに窮するのではないかと思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

オスプレイは試作や生産初期の段階から多数の事故を起こしまして、このようなたび重なる事故ゆえに、欠陥機と言われております。いずれにしましても、県としましては、そういったオスプレイの配備については反対でございまして、今後ともあらゆる機会を通じまして、日米両政府に対しまして、オスプレイの配備撤回を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　次の２番の問題につきましては、１つ訂正をして、１つ要望してカットしたいと思っておりますけれども、那覇空港での自衛隊機のトラブルについては、この久米島町のクルマエビは、600トンではなく600キログラムであるという訂正をお願いします。

さて、この問題について、１点だけ私質問させていただきたいんですが、まず、私もその時間帯空港にいたわけです。知事をお見送りしようと思って行っていたわけですが、そのときの、例えば那覇空港だけでもいいかと思うんですが、軍民共用であるということをしょっているわけなんですよね。それで私、ぜひそのトラブルが発生した場合の県の窓口というのを一本化といいますか、それを情報の集積もそうですし、それから補償に関する質問、支援等も含めて、それをぜひ一本化する必要があるのではないかと今回感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　まず、那覇空港におきまして、自衛隊機がトラブルを起こした場合の窓口につきましては、知事公室の基地対策課で対応しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　さまざまな補償問題等になったときも同じでよろしゅうございますか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えします。

旅客の補償につきましては、各航空会社の国内旅客運送約款に基づきまして、それぞれ処理されているものと考えております。また、滑走路閉鎖に伴う被害、これにつきましては、個々の利用者の判断において行われるべきものと考えております。政府におきましては、今回の自衛隊のトラブルを受けまして、防衛大臣が１月31日の記者会見におきまして、防衛省としては、民航機の利用者や民間航空会社から損害賠償を求められた場合には、国家賠償法等の関係法令にのっとって適切に対応してまいりたいと発言しております。

県としましては、本事案の損害賠償が提起された場合には、知事公室のほうにおいて、しっかりそれは対応するようにというようなことで対処したいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　では最後に、医療・福祉・保健行政についてお聞きします。

まず、去年もお聞きしたので、その引き続きですけれども、健康長寿復活に向けての具体的な県の取り組みについて伺います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

沖縄県では、2040年までに男女とも平均寿命日本一を奪回することを目指し、健康づくりの県民運動を展開しております。健康長寿おきなわ復活県民会議の設立などを通じて、官民一体となった施策を推進しているところでございます。具体的な取り組みとしましては、アルコール対策やがん検診等に対象を絞った広報事業、それから子供のころからの健康的な生活習慣の定着を図るための副読本による授業等の実施、健康づくりを行う企業に対する助成などを行っています。また、健康づくり運動の展開及び関心を高めることを目的とした沖縄県健康づくり表彰制度というのを今年度創設したところでございます。さらに来年度からは、地域の健康づくりボランティアの養成及び活動を支援するなど、県民の健康づくりを推進するための事業を実施していきたいというふうに考えております。

健康長寿を復活させるためには、働き盛り世代の死亡率を減少させることが重要でありますので、今後とも、がん検診の受診率の向上や職場における健康づくりの支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　昨年、私がお聞きしたときに部長が、個人や地域や事業所に介入するステージに入っているとおっしゃいました。そして、そのツールとマンパワーを必要としているんだというお話がありまし

て、それがさらに今回新規事業も含めて、進行している、進捗しているということに敬意を表したいと思います。

さて、この食生活推進員の役割についてと、それからその養成人数、それからその継続性と人口比当たりに幾らぐらいを目標にしているかなど、その今回の新規事業について、今決まっている段階でも、お話しできることがあったらお願いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） 養成する人数の具体的な目標というのは、今のところ設定はしておりません。ただ、先進に比べて、うちのほうは極端に少ないというようなこともございます。また、健康づくり推進に限れば、全市町村にいるわけではございませんので、配置されていない市町村でも配置できるように、保健所管轄ごとに事例等を紹介するような交流会、そういうのをやっていきながら、全市町村でこういう推進員が配置されるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん 自己責任としないで、県がこのように介入をしていくということには、非常に大きな進歩であると考えています。

次に、管理栄養士の養成課程が県内で設置されるために補助制度が予算化されておりますが、今後の取り組みと期待される効果について伺います。

○議長（新里米吉君） 保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） お答えします。

県は、今後、管理栄養士養成課程の設置を行う大学の公募を行いまして、その費用の一部を補助することで、同施設の設置に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。この事業を実施することで、健康長寿おきなわの復活に向けました、食と栄養分野に係る人材育成が図られるということのほかに、研究の拠点の構築にもつながっていって、ひいてはそれが健康長寿の復活の一翼になるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん まさに翁長県政の大きな目玉になるのではないかと私は思っております。といいますのは、沖縄県は栄養士を養成していないワースト県でありまして、それが長い間続いているわけです。しかも、今回は管理栄養士を養成するということをやるわけですから、これは大きな意義があります。まず全国的に見ても、ワーストであったものから管理栄養士を養成するということ、これは栄養士よりも専門性が高い管理栄養士を養成するということにおいては、より前進であるわけです。しかしながら、これ、長年にわたって養成課程がなかったことで、沖縄県内の人材ではその養成をする人材さえもそろわないという側面を持っています。それほど沖縄県は、これだけ不利益を否めない状況が続いていたわけですが、これから本当にキックオフだと私も思います。そのことによって、今部長がおっしゃいましたように、食と栄養の専門家ということと同時に、沖縄県が５年に１度調査をしている県の県民栄養調査等に含めても、私はマンパワーになり得るのではないかとさえ思っております。

そういうことで、次、部長にもう一点だけお聞きしたいのは、どういう人材養成を求めておられるのか。公募に当たっての姿勢について、お伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後４時６分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君） ちょっと直接のお答えになるか自信はないんですけれども、例えば、沖縄本島から県外の大学に行って、管理栄養士の養成、資格を取ることもできるわけです。ただ本土の大学に行った場合、そういう授業等において、琉球料理、沖縄の郷土料理というのは出てこないと。そういうことで、向こうで資格を取って帰ってきたけれども、実は沖縄の料理のことは余りわかりませんという管理栄養士、栄養士さんがいるのも実情でございます。仮に、県内の大学でそういうことができれば、講座の中において、沖縄の郷土料理というものをターゲットにした授業というのもできていくんじゃないかなと。そうすることによって、より地域に根差した、沖縄の食文化に根差したこの管理栄養士のための研究といいますか、こういうことも学んだ新たな管理栄養士というのが出てくるのではないかというふうに考えております。

○議長（新里米吉君） 比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん ありがとうございました。

まさにそのとおりだと思いますが、ぜひとも、遅きに失しながらもつくったと。だからこそ今だからこそできるということがあるんだろうと思うし、それからまた、やはり沖縄だからできるという養成の仕方があると思うし、私としては、やっぱり健康長寿の復活に向けた人材養成であるわけですから、保健医療と予防に力を入れられる、そういう管理栄養士をぜひとも養

成していっていただきたいと希望します。

最後に、八重山県内における脳内出血における死亡率について、ワーストという調査について、原因と対策を伺います。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

○保健医療部長（砂川　靖君）　お答えします。

八重山圏域における脳内出血の死亡率が高い原因については、現在のところ明らかになっておりません。一般的には、高血圧が脳内出血の最大の危険因子とされておりまして、糖尿病などの生活習慣病、肥満、過度の飲酒、喫煙などの生活習慣も関連するのではないかというふうに言われております。

県としましては、市町村等と連携して原因の分析を行うとともに、特定健診、特定保健指導を通じた血圧の管理というものを促しまして、あわせて生活習慣病予防についての普及啓発を図ると。そういったことをすることによって、脳内出血の予防というものに努めていきたいとこういうふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　病院事業局長にお聞きしたいと思います。

救急医療体制の問題についてですけれども、八重山病院の脳外のドクターはいつから不在でしょうか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

ことしの６月に赴任する予定になっております。

○比嘉　京子さん　いつから不在でしょうか。

○病院事業局長（伊江朝次君）　失礼しました。

少なくとも、この調査がされた時期には在職しておりまして、平成20年１月１日から平成26年３月31日まで在職しておりました。

○比嘉　京子さん　済みません、もう一度お願いします。３年間ですか。

○病院事業局長（伊江朝次君）　いや、６年、６年３カ月です。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　６年間不在ということで、本来なら何名必要なんでしょうか。何名必要なんでしょうか。ドクターは。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　どうも失礼しました。

不在の期間ですね。不在の期間は平成26年の３月31日からです。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　ことしの６月にいらっしゃるというお話が先ほどありましたけれども、お一人なんでしょうか。本来なら何名必要なんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君）　お答えいたします。

議員御承知のとおり、開業医の、開業している脳外科の先生がお一人いらっしゃいます。病院に１人配置されると２人になるということでございますが、私がその大学の関係者に人材を送ってくれないかと言ったときに、よく言われたのは、脳外科のいわゆる手術症例がどれぐらいあるかというふうに問われまして、大体50から70、年間それぐらいありますと言ったら、これは１人分ですねと言われておりました。ですから、外科医は一定の手術がないとやっぱり技術を維持するのも難しいわけですから、そういったことを維持するためには、多分一人の人をずっと置くということは、なかなか難しいのかなと。ですから、一定の技術が確立されたある意味ベテランの医師とか、そういう方がいたら、一人でも十分なのかなという気はしますけれども、やはり交代要員をいかにサポートするか。本島の例えば基幹的な病院から休日、あるいは冠婚葬祭等に対してすぐ対応できるような人材派遣ができれば、一人でも何とかいけるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

○比嘉　京子さん　地域の医療体制で助かる命、助からない命があってはいけないと思います。ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　こんにちは。

日本共産党の比嘉瑞己です。よろしくお願いいたします。

最初に、我が党の代表質問に関連して質問を行います。

我が党の渡久地修議員の代表質問において、辺野古新基地建設問題について、知事公室長は、知事公約を守り、辺野古に新基地はつくらせない決意を改めて表明いたしました。一方で、安倍政権は県民の気持ちに寄り添うと言いながら、県が求める事前協議にも応じず、問答無用で巨大なコンクリートブロックを海に投げ込んでいます。さらには、県民の目が届かないキャンプ・シュワブの中で、生コンクリートプラント建設に着手したとの報道があります。県民の民意を踏みにじり、私たちの海を強権的に埋め立てようとする政府のそのやり方は、復帰前の米軍が銃剣とブルドーザーで土地を奪っていったあのやり方と全く同じであります。

辺野古新基地建設の埋立工事につながるキャンプ・シュワブ陸上部での生コンプラント建設を認めるべきではありません。見解を求めます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

キャンプ・シュワブ内における生コンクリートプラント建設が着工されたことについては、報道により承知しております。

県としましては、一連の選挙において示された沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を推し進めることを許すことはできないと考えており、辺野古新基地に関連する工事についても同様であると考えております。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　質問中ですから静かにしてください。

比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　あらゆる手段で工事をとめるべきだと思います。生コンプラントがコンクリートを製造する過程で、その排水処理はどうなっているんでしょうか。県民の目が届かないところでこういうことをやるのは許せないと思います。県赤土条例に基づき立入調査を行うべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　コンクリートプラントの整備に係る工事につきましては、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書が沖縄防衛局から県に提出されておりました。県では、平成27年11月４日に確認済み通知書を沖縄防衛局に送付しております。

県としましては、当該事業現場において、赤土等流出防止対策が適切に実施されているか確認することとしており、現在、立入申請の手続を行っているところでございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　一日も早く調査に入っていただきたいと思います。

それでは、通告の１番目です。

ヤンバルの自然保護と基地問題についてです。

ヤンバルの森の世界自然遺産登録を目指すに当たって、最大の阻害要因となるのは在沖海兵隊の基地である米軍北部訓練場です。

そこで、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、いわゆる種の保存法の目的と沖縄県の取り組みについてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

種の保存法は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによって、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成４年に制定されております。同法では、地方公共団体の責務として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものと規定されております。本県では、レッドデータブックや自然環境の保全に関する指針の作成、鳥獣保護管理員によるパトロールの実施、マングース防除などの外来種対策などに取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き国や市町村と連携協力して、希少野生動植物の保護に努めてまいります。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　オスプレイパッドの建設を強行した防衛省自身の事前調査においても、この種の保存法で指定されている動植物がたくさん見つかっています。オキナワイシカワガエルやイボイモリ、国の天然記念物であるヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、リュウキュウヤマガメも確認されています。さらに、最も手厚く保護されるべき特別天然記念物ノグチゲラは、６カ所のヘリパッド建設予定地の周辺全てで確認されております。

そこで伺いますが、この防衛局がまとめた環境影響評価図書におけるノグチゲラの営巣箇所はどのようになっておりますか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　平成19年２月に提出された北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業の環境影響評価図書におきましては、事業実施区域を含む半径500メートルの範囲で調査を行っております。その調査結果によりますと、Ｎ１地区で８、Ｎ４地区で１、Ｇ地区で15、Ｈ地区で11、合計35のノグチゲラの営巣箇所が確認されております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　沖縄県の鳥、県鳥でもあるこのノグチゲラですが、この指定されている特別天然記念物とは、文化財保護法で定められて、鳥類としては日本では10種類しか指定されておりません。世界中でヤンバルの森にしか生息しないノグチゲラ、推計でも三百数十羽しかいないと言われております。そのノグチゲラの巣がオスプレイパッドの周辺で35カ所も見つかっているんです。

そのことを踏まえて質問を行いますが、近年、東村の高江でノグチゲラが窓ガラスにぶつかり死亡する、

いわゆるバードストライクが起きておりますが、その状況についてお聞かせください。また、その原因はオスプレイを初めとする米軍機の訓練の影響ではありませんか、県の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　お答えします。

東村教育委員会への聞き取り調査によりますと、過去５年間東村でのノグチゲラの窓ガラスへの衝突事故につきましては、平成23年度に１件、平成25年度に１件、平成26年度に３件と報告されておりまして、直近の４件が高江区で発生したものでございます。

その後、東村教育委員会におきまして、衝突防止のための絵柄のシート等を小学校の窓ガラスに張りつけるなどの対策を行ってからは、事故の発生はないということでございまして、衝突の原因については不明であるというような報告を受けております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　明らかにオスプレイの影響が見てとれると思います。安倍政権が強権的に進めたこのオスプレイパッドの建設工事では、３万本もの木々が伐採され、おびただしいほどの大量の砂利が投入されました。世界に誇るヤンバルの貴重な自然が破壊されています。日米両政府は、米軍の海外での活動が絶滅危惧種の生息をするような貴重な自然環境を壊すことがないように、日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）を守るという共同発表を行いましたが、具体的な対策は何ひとつ示されておりません。

環境部長、ヤンバルの森は、世界自然遺産登録を目指す人類全体のための遺産として保護・保全し、次世代に受け継いでいくことが大切だと思います。日米両政府がこういった頼りない対応である以上、世界自然遺産登録のためにも、沖縄県が希少種保護条例を独自で制定すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　国におきましては、種の保存法に基づきまして、指定種の保全を図るための保護増殖事業に取り組んでいるほか、法改正を行った2013年以降、2020年までに新たに300種類の指定を目指しておりまして、順次、追加の指定をしていくということになっております。

本県におきましては、亜熱帯海洋性気候のもと、他の都道府県とは異なる固有の自然環境を有しております。固有種や希少種も多数存在しておりますので、県独自の取り組みが重要であるというふうに認識しております。希少野生動植物保護条例につきましても、このような国の動向を踏まえながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、米軍北部訓練場オスプレイパッド建設は、沖縄県民にとって負担軽減になりましたか。欠陥機オスプレイ等の米軍機による環境被害、住民被害の実態についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　東村に寄せられたオスプレイやその他のヘリによる騒音のほか、夜間飛行、集落上空飛行などの苦情等件数につきましては、Ｎ４地区の着陸帯が供用される前の平成24年度は年間44件でございます。平成25年度は37件、平成26年度は16件でありましたけれども、Ｎ４地区の供用開始後の平成27年度は年間56件、今年度は１月時点で102件であると聞いております。住民生活への影響が懸念されるというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　こうした夜間訓練やあるいは低空飛行訓練等による深刻な被害を明らかにするために、米軍北部訓練場の実態調査を私は行うべきだと考えますがいかがですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　代表質問でもお答えさせていただきましたが、北部訓練場における航空機騒音等の実態調査につきましては、訓練場を米軍へ提供する国の責任において実施し、その結果を公表すべきと考えております。

県としましては、地元自治体と連携し情報収集に努めるとともに、航空機騒音の推移を注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　国任せでは私はだめだと思います。国は、このオスプレイを前提とせずに自主アセスを行っておりますし、そのことを県が再アセスを求めても何ら反応も示しておりません。やはり沖縄県が独自に調査をしなければ実態を突きつけることはできないと思います。ことしの春、高江で暮らしていたある家族がオスプレイの被害に苦しみ、小中学生を合わせて４人の子供たちを連れて高江を離れていきました。こうした住民被害がある以上、県がちゃんと調査を行うべきだと思います。地元の高江の皆さんからは、防衛局が高江集落に２機の防音測定器を設置しているけれども、高江小学校にこそこの測定器をつけてほしいという要望があります。県はこれに応えるべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　沖縄防衛局におきましては、高江区周辺におきまして２カ所で測定を実施しているところでございます。

県といたしましては、地元自治体である東村から県に対して支援の要望があった場合には、技術的な助言も含めて地元自治体と連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　期待しております。頑張ってください。

それでは、次の公共交通について移りたいと思います。

翁長県政が進める南北縦貫鉄軌道について、県民の期待が高まっています。また、同時に鉄軌道と結節して地域を結ぶ支線、フィーダー交通についても大きな注目が集まっております。

そこでお尋ねしますが、那覇―与那原間を結ぶ新たな公共交通システムの進捗状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

構想段階における鉄軌道計画案づくりにおいては、フィーダー交通ネットワークのあり方として、鉄軌道と各地域の効率的な結び方についても検討を行ったところであり、具体的な検討は、次の計画段階において、駅位置等を踏まえ行うこととしております。一方、那覇―与那原間については、大型ＭＩＣＥ施設整備に伴う受け入れ環境整備の観点から、新たな交通需要への対応について検討を行う必要があると考えております。そのため、現在関係部局において検討されているＭＩＣＥ施設整備に係る将来交通量推計に基づき、ＬＲＴやＢＲＴ、バスといったさまざまな交通システムの特性を踏まえ、需要に対応できるシステムについて検討を行うこととしております。

その調査のためとして、新年度に予算計上しているところであります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ぜひ調査を頑張っていただいて、県民もどういった判断ができるか材料になると思いますので、調査をしっかり行ってほしいと思います。

続いて、ちょっと苦言になるんですが、ＩＣ乗車券ＯＫＩＣＡについてです。

ＯＫＩＣＡは乗り継ぎ割引の実施や利用額に応じたポイント還元の拡大、タクシーや離島船舶への利用拡大など、機能拡充への期待が大きいです。進捗状況と課題についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

ＩＣ乗車券ＯＫＩＣＡは、平成27年４月27日からバス、モノレールにおいて本格運用となっており、平成29年１月末時点でＯＫＩＣＡ発行枚数は約18万枚と順調に推移しております。ＯＫＩＣＡの乗り継ぎ割引及びポイント還元については、利用者の負担軽減の観点から、バス事業者と意見交換を行っているところでございます。また、タクシーや離島船舶への機能拡充については、ＩＣ乗車券システム拡張協議会において、現在、協議を行っております。現在の進捗状況としましては、沖縄ＩＣカード株式会社が開発経費及び手数料案を作成している段階であり、今後、手数料案について各交通事業者間の合意形成が課題と考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ずっとこの議論が続いているんですよ。なかなか話が進んでおりません。

ちょっとお聞きしたいんですが、このＩＣ乗車券を導入するために、これまでどれだけの税金が投入されていますか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

約27億7600万円程度です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　これだけの税金を使っていて、なかなか県の政策が反映されていないことに私は疑問を持つわけです。

それで、このＩＣカードを開発からどんどんやっていったので、そういった金額になるとは思うんですけれども、このＩＣカードの株式会社、これは県は共同出資をしていますか。それともただの補助事業なんでしょうか。莫大な税金が投入されている公共交通事業であれば、もっと県の政策が反映させられる、そうした仕組みをつくるべきではないですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

開発費に補助はしておりますが、出資は行っておりません。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　県の政策がどうやって反映させていけるか、この仕組みが大切だと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　県としましては、県の施策が反映できるように、あるいは県民意思が多く採用

される利用拡大が図れるようにということでＩＣ拡張協議会を設置しまして、そこで意見を述べながら施策を反映させているという状況でございます。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　県民の期待が大きいだけにちょっと厳しく言いますが、もっと主体性が発揮できるような仕組みづくりが必要だと思いますので、課題として提起したいと思います。

続いて、子育て政策についてですが、翁長県政の新年度予算案は、子供の貧困対策を初め待機児童解消に向けた取り組み、少人数学級の拡大など、子育て政策の着実な前進が実感できる予算案となっております。子供たちを島の宝として大切にする翁長県政をさらに前進させる立場から質問を行います。

幼稚園における学校給食の実施率について問います。子供たちの健やかな成長や食育の観点からも県の支援が必要だと思いますが、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

平成27年度の学校給食実施状況調査を行っておりますけれども、それによりますと、幼稚園において完全給食を実施しているのは、41市町村の238園のうち、26市町村96園となっております。率にしますと40.3％となっております。

県の支援が必要ではないかという御質問でしたが、幼稚園における給食の実施につきましては、実施主体であります、設置主体でもあります市町村が、ニーズや実情に応じて判断していただくものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　県内41市町村のうち、もう26市町村でやっております。この実施している自治体は、沖縄県の幼稚園の持つ可能性をよく認識しているからこそ、また、給食への認識があるからこそ実施していると思います。

そこで、沖縄県の認識も問いたいと思います。

沖縄県における幼稚園が果たしてきた歴史的役割について、また、幼稚園の就園率、全国と比較してどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時37分休憩

午後４時37分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　まずは就園率のほうからお答えいたしますと、幼稚園就園率は、これは平成28年度ですけれども、沖縄県72.8％となっております。全国が48.5％となっておりまして、沖縄県は高い状態になっております。ただ、近年は認定こども園でありますとか、保育所の受け皿が拡充する中で、幼稚園の就園率は平成８年の86.4％から低減傾向にはなっておりますが、今現在でも全国と比べて高い状態になっております。これはよく言われますけれども、沖縄県のほとんどの公立幼稚園は、小学校に併設または隣接しているといういろんな歴史的な背景もございまして、小学校長が幼稚園長を兼任しているというものもあります。そういう意味で、就学前の教育における中核的な役割を担ってきているのかなと認識しております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　沖縄県の幼稚園はほとんどの小学校に併設、隣接されております。就園率はこれ全国１位なんですよね、下がっているとはいえ。そういった意味で、学校給食を幼稚園にもできるというのは、技術的にも可能だと思うんです。なので、もう26の市町村では行っています。県として何ができるか。やはりまずは現場の皆さんの声を聞くことだと思うんですが、この県内での幼稚園の給食の実施についての可能性の調査、これ県ができるんじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　その給食、先ほども申し上げましたが、実施については設置者でニーズとかいろんな実情も踏まえて判断されるべきと申し上げましたが、その辺の実施等については、市町村の教育委員会等とかその辺ともいろんな意見交換をしていく中でどのような方法があるか、ちょっと抽象的なお答えになりますけれども、実施をしている例とかその辺の情報交換等は行えるかなと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　今子供の貧困が問題になったり、また、幼稚園が沖縄でこれだけ普及している状況から見れば、一括交付金の活用も私はできると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、幼稚園の午後の預かり保育についてに移ります。

２年前、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴って、沖縄では幼稚園児が学童保育を利用できなくなって、放課後の居場所がなくなる、いわゆる５歳児問題が起きました。その解決方法として多くの自治体が幼稚園での午後の預かり保育を行っています。

そこで、預かり保育の現状と課題についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　まず預かり保育、平成28年５月時点ですけれども、預かり保育の現状を申し上げますと、公立幼稚園227園中184園、81.1％、市町村では35市町村で実施されております。ちなみに、利用者は7257人ということで、前年度より237人増加しているところでございます。また、預かり保育の課題ということで挙げさせていただきますと、質の向上を図るため、幼稚園教育要領というのがございますけれども、その中で作成が求められております活動計画というのがございます。それについて、平成28年５月時点ですけれども、11園が未作成となっております。

県教育委員会としましては、そういう幼稚園の研修会等を通しまして、預かり保育活動計画の作成でありますとか、預かり保育の内容の充実等々を促すとともに、職員の資質向上について努めてまいりたいと思っています。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　ぜひ預かり保育も幼稚園教育の一環ですので、保育の質をしっかりと担保していただきたいと思います。

再質問は、預かり保育の利用料についてお聞きしたいと思います。

現在、幼稚園の預かり保育は、市町村で額は違いますが定額制になっています。しかし一方で、同じ５歳児が通う保育園では、所得に応じた保育料となっています。また、兄弟や姉妹がいる場合は、保育園では第２子以降は半額になったりと減額制度もあります。

そこで伺いたいのは、同じ５歳児が利用する幼稚園の預かり保育でも所得に応じた利用料にするべきではないでしょうか。せめて子供の貧困の解決からも、母子世帯や低所得世帯への保育料減免制度を創設するべきだと思いますがいかがですか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　幼児教育については、国において段階的な無償化というのが進められていくわけなんですが、この預かり保育に関しましては、今現状として定額になっているということであります。幼児期の教育というのは、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであると認識しております。ただ、この預かり保育の保育料に関しましては、その所得ごとにどうするかというのは、今具体的に申し上げることはできませんが、基本的に市町村で設定しておりますので、その辺は実施主体のほうで判断していただくべきものかなと考えております。ただ、この辺はいろんな意見交換等は行いながら、ただし、最終的には市町村で設定していただくものかなと考えております。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　ぜひ、子どもの貧困県民会議でも議題にしていただきたいと思います。

続いて、就学援助についてお聞きしますが、最初に市町村格差の実態についてお聞かせください。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　平成28年４月時点ですけれども、準要保護の小学生に係る学用品費の支給額で見ますと、最も大きな市町村では１万4000円であるのに対して、一番低いのが9000円となっているなど、支給額や援助費目等においてそれぞれで異なっている状況となっております。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　準要保護世帯への就学援助については、国が2005年に国庫補助を廃止したその影響で、各自治体で今格差が広がっている状況です。こうした中、昨年９月に翁長県政が子供の貧困対策を強化するための30億円の基金をつくって、市町村に交付金制度も創設しました。この子供の貧困の30億円基金を使って、多くの自治体が就学援助の拡充をしたと思うんですが、その利用後はどうなっていますか。改善が見られましたか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　子供の貧困対策の推進交付金を活用して、今年度はまずは27市町村において制度の周知、手続方法の改善、それから援助費目の充実など利用しやすい環境整備が図られていると考えております。具体的には、石垣市など７つの市町におきまして、認定基準の見直しによりまして対象者の拡大が図られたというふうになっています。認定基準といいますのは、例えば、生活保護の基準に掛ける係数が従来生活保護と同程度だったのが、その1.2とか1.3とかより高い所得でも対象になるように改善したのが７団体だと。あとは９市町村におきまして、支給単価の見直しが行われているところであります。
○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。
○比嘉　瑞己君　特に認定基準が改善されたというのは多くの子供たちが利用できる状況をつくったと思います。

それでは、４番目にありますが、就学援助の周知の強化、また、入学前から申請する仕組みを広げるべきだと思います。いかがでしょうか。
○議長（新里米吉君）　教育長。
○教育長（平敷昭人君）　周知強化等についてお答え

いたします。

県の沖縄子ども調査によりますと、就学援助を利用していない貧困層の保護者のうち、約20％がその就学援助制度を知らなかったというふうに回答されております。

そういうことで県教育委員会では、このような状況を改善していこうということで、就学援助制度周知広報事業というのを始めることにしました。この事業では、援助を必要とする全ての児童生徒に支援を届けていくため、市町村とも詳細な意見交換も行いました。２月下旬からはテレビやラジオによる就学援助についての広報も実施しております。また、保護者の方が忙しい中で、一目で就学援助の概要がわかるようなリーフレットの作成・配布も行うこととしております。

○比嘉　瑞己君　入学前からの申請は。答弁漏れで。通告にあるやつ、入学前からの申請はどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　県内では、入学前に申請を受け付けている市町村は４つの市町となっております。それ以外の市町村では、４月開始が21市町村、あと５月開始が６市町村、６月開始が９市町村となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この入学前の申請なんですが、今４つの自治体で申請を２月や３月にやっているところがあるんですが、しかし、この肝心の就学援助の支給自体はどんなに早くても６月だそうなんです。やっぱり申請して３月でいただいて、ランドセルだったり制服を買う。このために早めてほしいという要求なんです。全国では、八王子市や福岡市で就学援助の入学前の支給が既に始まっています。沖縄県でも就学援助の入学前支給を実施するべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　ただいまの御質問のように、東京都の八王子市や福岡市などでは入学前に支給を行っているというふうにお聞きしておりますが、県内では入学前に支給を行っている市町村はございません。最も早いのが６月の支給となっているようであります。就学援助は、当然ながら可能な限り早い時期に実施することが望ましいということを考えておりまして、昨年11月に行った就学援助の担当者会議においては、入学前の支給、早期の支給等について、他県の自治体の取り組み事例、今のような取り組み事例を紹介して検討を促しているところであります。

教育委員会としましては、今後とも入学前の申請、支給開始時期に関する課題等について、市町村との意見交換を行いながら制度の効果的な実施を促していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　よろしくお願いします。

それでは、奨学金制度について移ります。

給付型奨学金制度についてですが、大変応募も多かったと聞いております。この募集定員をふやして、県内大学や専門学校にも対象を広げるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　給付型奨学金を始めたばかりでございますが、来年度から、国においても、経済的な事情で大学等への進学が困難な若者を支援していくということで、対象は県内大学、専門学校への進学者も対象とする給付型奨学金が開始されるということになっております。県の給付型奨学金制度の拡充につきましては、国の制度で県内大学等進学者等への支援がどういうふうになるか、その支援状況等も注視しながら今後どうあるべきかというのは検討してまいりたいと思っております。

ちなみに、今年度の県制度には21校から142名の応募がございまして、昨年10月に内定者25名と次点となる給付候補者を決定しているところであります。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　続いて、現行のこの返済型の奨学金制度について、滞納者の状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　沖縄県の奨学金事業――これは貸与型ですけれども、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団のほうで実施をしていただいております。平成27年度の高校生の奨学金の返還状況につきましては、要返還者8588人いますけれども、そのうち滞納者が1463人、滞納額は8047万円で、滞納者の比率は17％となっている状況です。また、大学生等の奨学金につきましては、要返還者1927人のうち、滞納者が326人、滞納額は約１億268万円で、滞納者の比率は16.9％――約17％となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　教育長、文部科学省が国民の声に押されて、国の奨学金制度について、ことし４月から所得連動型の返還型奨学金制度を実施します。県の奨学金制度でも、この所得に応じた返還制度に改善していくことが必要ではありませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　国が所得連動返還型を導入するということで、県でも同じような制度ができないかということでありますけれども、国では年収に応じた所得連動返還型奨学金、29年度の新規貸与者から適用していくということであります。この件に関しましては、沖縄県国際交流・人材育成財団が実施しております奨学金に関しまして、どうもこの制度自体はマイナンバー制度の導入・活用で所得の把握が正確に行えるようになることが前提になっているようなんですけれども、現行制度上では、この財団はマイナンバー制度を利用できる主体にはなっていないということもあります。ですから、返還猶予制度も含めて、財団実施の貸与型奨学金の利用者の負担の軽減について、いろんな意見交換を行っていく中で、その辺がどうなのか、実施に当たっての課題等を意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　次に、既に奨学金を借りている人に対しての負担軽減についてお聞きします。

現行の県の奨学金制度では、原則として10年以内、毎月または半年ごとに一定額を返済する仕組みになっています。特別な事情がある場合には返還を一時的にとめる猶予制度はあります。しかし、経済的理由で返還が困難な人の減額制度や返還期間の延長などは認められておりません。県として、負担軽減策を充実すべきではありませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　国のほうでは、大学などの卒業後の所得が低い、または奨学金の返還が厳しいという方の負担軽減のために、年収325万円以下の方を対象にしまして、返還月額を最長15年間にわたりまして、３分の１にして返還の期間を延ばす制度を新年度29年４月から新設するという方向と聞いております。

県教育委員会としましては、国の検討している新制度についての情報収集も行いながら、国際交流・人材育成財団においても、その制度を実施する場合における課題等について意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　それでは、続いて障害者の就労支援についてお聞きします。

沖縄高等特別支援学校は、軽度の知的障害を持つ生徒たちのための沖縄県で唯一の全寮制の高等養護学校です。将来、生徒たちが職業的自立、社会的自立をしていくために、全生徒が寄宿舎で集団生活を送り、特色のある学校教育、職業教育も受けております。

そこで最初にお聞きしますのは、この沖縄高等特別支援学校を卒業した生徒たちの就労状況についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　沖縄高等特別支援学校の卒業生の就労状況ですが、27年度卒業生の就労状況につきましては、63名のうち、一般企業等へ就職した生徒は49名、一般就労に向けまして訓練を行う福祉的就労が４名となっております。ちなみに、主な一般就労先ですけれども、スーパーなどの小売業、食品加工や調理補助、ビルクリーニング等となっております。また、福祉的就労先としましては、一般就労を目指して訓練等を行います就労移行支援事業所と一般企業等への就労が困難な卒業生が利用する就労継続支援事業所となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　多くの卒業生が一般就労をしている大変すばらしい実績を持っております。

それで今回、掘り下げて質問をしたいのは、こうした軽度の知的障害を抱える人たちが社会に出た後どうなっていくのか。その点で地域社会で利用している障害者就業・生活支援センターについてお聞きしたいと思いますが、まず、その役割と実績についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　センターの実績と役割についてでございますけれども、障害者就業・生活支援センターでは、障害者を対象に、就職活動や職場定着のための就業面における支援と、保健・福祉サービス活用等の生活面における支援を雇用、保健福祉、教育などの関係機関の連携のもと、一体的に実施する機関でございまして、県内５カ所に設置されております。

県内５センターの平成27年度の実績としましては、障害者個人に対する相談支援が延べ２万766件、就職件数が延べ219件となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　この支援センターですが、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて設置されています。身近な地域で今部長がおっしゃったように、障害者の就業面、そして生活面の支援を一体的に行うことが目的に掲げられています。就業面と生活面の一体的な支援。ところが、実際にはこの生活支援がなかなか受けられないという悩みがあるんです。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、この支援センターにおける生活支援に絞ってお聞きします。登録者数、生活支援の件数、担当職員の配置数、１人当たりの受け持ち件数をお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今おっしゃっています障害者就業・生活支援センターですが、当然ながら就業と生活支援の両方を一体的にやるということですが、この生活支援員につきましては、基本的にはまず役割として、先ほどの商工労働部長のほうからもお話がありましたが、特に日常生活における例えば生活習慣の形成ですとか、健康管理ですとか、金銭管理とかそういったことの相談を受けているような状況でございます。それで、配置の状況ですが、５カ所センターはございますが、それぞれ各２名ずつ配置しております。また、登録の人員でございますが、５カ所合計で現在2812名が登録されている状況でございます。

以上でございます。

○比嘉　瑞己君　件数は。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　それと活動の状況ですけれども、電話相談であったりとか、あと家庭訪問、職場訪問または来所、それと他機関への訪問等がございますが、年間で累計7410回の活動状況というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　2812人もの登録者がいて、10人で支援している。これ大変困難だと思うんです。

そこで、センターを利用している軽度の知的障害者の一般就労の定着率の推移について今度はお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　平成25年に就職をなされた方の軽度知的障害者に関しましては、１年経過後の定着率は84.8％でございます。それから２年経過後の定着率に関しましては、同じく軽度知的障害者に関しましては、68.8％でございます。ただ、平成26年就業者に関しましては、まだ２年目がないので１年目の定着率でいいますと、軽度知的障害者の１年目の定着率は81.0％となっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　１年後は84％、２年後は68％と定着率が下がっています。私は本当は３年後、５年後の定着率も知りたかったんですが、現在の支援センターではそこまではフォローはしていないようでした。私はここにこそ今の政府が進める障害者福祉政策、特に軽度の知的障害者への支援についての課題があると思います。最初の質問で、沖縄高等特別支援学校の卒業生の就労状況をお聞きしました。毎年毎年卒業生の多くが一般就労しています。しかし就職後、地域で生活していく上で、軽度知的障害者が利用できる福祉サービスが余りにも少ない。このことが今問題となっております。

そこで伺いますが、障害者就業・生活支援センターにおける軽度知的障害者の登録者数と生活支援によって福祉サービスにつなげた実績についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

まず、障害者就業・生活支援センターの軽度の知的障害者の登録状況でございますが、28年度１月末現在になりますが、1276名が登録されております。そのうち、福祉サービス等につなげた実績は、28年度で軽度の場合ですと８件というふうになっております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　このようになかなかサービスにつながっていないんです。今回、お話を伺ったある保護者の方は、お子さんが軽度の知的障害を抱えていたけれども、この沖縄高等特別支援学校を卒業して、有名なファストフード店に就職できたそうです。仕事を習得する力はほかの社員よりもすぐれていて、店長さんも大変喜んでいたと。けれども、働いていくとシフト制があったりして、なかなか時間の感覚がつかめなくて遅刻をしてしまう。給料をもらっても、一遍に使ってしまうぐらいこの金銭感覚がなくて難しいそうです。やはり社員の皆さんと人間的なトラブルもたまに起こしてしまう。こういったことがあって、残念ながら数年後に離職をする状況があったそうなんです。こうしたほんの少しの支援があれば、この人たちはしっかりと定着ができたと思うんです。ところが今、就職してしまった後、生活支援の福祉サービスがなかなかないために困っているんです。ここまで議論を聞いて、担当部長はどのようにお考えですか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　済みません。ちょっと質問をもう一度確認させてください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時７分休憩

午後５時７分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、高等特別支援学校の皆さん、卒業後一般就労につないでいくということで、特にその福祉サービスについての周知がうまく行き届いていないというふうな課題があると認識しております。そういう意味で、まずは関係機関または教育庁と調整して、まずは福祉サービスを在学中に周知するような方法をとっていきたいというふうに考えています。あわせてほかの就業・生活支援センターを初めとして関係機関とも連携しながら、どういう形でまた支援ができるかも検討していきたいというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　部長、今在学中の話をしたんですけれども、僕が今回言っているのは、就職した後なんです。それで使えるサービスというのがないんですよ。だからそこの実態からまずつかんでいただきたい。特にこのセンターが一番重要な役割を果たしているので、この体制が全県で10人というのは少な過ぎますよ。その点について、いま一度お聞かせください。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今は就業・生活支援センターから人数の件確認いたしましたところ、まだ課題等は確認はできていないところでございます。ただ一方で、今議員がおっしゃるように、数年働いての離職後の支援について、どういうあり方があるかということでございますので、ちょっとその辺につきましては、いわゆる県の自立支援協議会の就労部会であったりとか、あとまた労働局の就業・生活支援センター連絡会議がありますので、そういったところで少しまず意見交換、それと連携体制も含めて確認しながら取り組みを考えていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　ちょっと時間がないので、７番目の離島振興の(2)だけお聞きします。

新事業である離島型植物コンテナ実証実験に期待される効果についてお聞かせください。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

県では、小規模離島において水耕型植物コンテナを設置しまして、島民へ新鮮な葉野菜を安定供給することで、基礎的生活条件の向上を図ることを目的に離島型植物コンテナ実証事業を実施することとしております。この事業の実施によりまして、コンテナ内の各種データの収集・集積による科学的栽培手法の構築、天候に左右されず新鮮で安心・安全な葉野菜の安定供給、それから地産地消の促進及び雇用の創出などの効果を期待しております。

本実証事業終了後は、植物コンテナの管理・運営をともに取り組んできた島の農業生産法人等に委任し、島内の協力体制のもと、将来にわたって新鮮な葉野菜の安定供給が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　比嘉瑞己君。

○比嘉　瑞己君　大変期待されていますので、頑張っていただきたいと思います。

知事、本当は６番目の県有地の有効活用についてやりたかったんですが、時間がありません。

知事公舎のお隣の地域でありますので、ぜひ那覇市と連携して県も力をかしていただきたいと思います。また次の質問でお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

〔新垣光栄君登壇〕

○新垣　光栄君　皆さん、こんにちは。長いことお待たせしました。

きょう最後の会派おきなわ、新垣光栄でございます。よろしくお願いします。

それでは、通告書に基づき一般質問を行いますが、質問をする前に一言述べさせてください。

きょうは３月１日、県立高校の卒業式が行われております。

若者はいつの時代も夢を育み、その実現に向かって突き進んでいこうとするもので、意欲を持っております。夢を持ちにくいと言われる時代であってもその姿は変わりません。逆に、そのような時代だからこそ、子供たちが夢を育み、意欲を持って頑張れる環境をつくり、応援するのが私たち大人の役割ではないでしょうか。議会、執行部が一丸となって一緒に頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

実は、私のまな娘もきょう卒業式で、今、質問させていただいております。よろしくお願いします。ワシリングヮであります。

それでは、一般質問を行います。

知事の政治姿勢について。

(1)、公約について。

すばらしい実績を残しております知事でありますけれども、知事は、公約の実現に向けてさまざまな施策を展開しておりますが、その成果と達成状況をお伺い

します。

(2)、予算編成について。

知事公約実現に向けた重要な予算編成となる本年度の予算編成をどのような視点で行ったか。また、施策の実現に向け知事の決意と見解を伺います。

大枠の２、教育行政と子育て支援についてであります。

(1)、教職員の多忙化解消に向けての施策、取り組み、支援状況について伺います。

(2)、待機児童の解消について伺います。

(3)、学童保育の現状について伺います。

大枠の３、土地利用計画についてであります。

那覇広域都市計画の西側、市街化調整区域内には、県人口の約50％に相当する68万3600人が全県土面積の４％に張りついております。一方、東側は、市街化調整区域において５％の人口、８万9500人が住んでおります。西側の過密状態からすると、バランスのとれたまちづくりが求められています。

そこで、(1)、那覇広域市街化調整区域見直しについて伺います。

ＭＩＣＥ決定に際して、県土の均衡ある発展の思いがあって、与那原町・西原町のマリンタウン埋立地に決定した知事の英断を多くの県民は評価しています。

そこで、(2)、大型ＭＩＣＥ施設誘致に伴う土地利用計画について伺います。

今、東側の地域は、県計画ネットワークの那覇市と中部を結ぶはしご道路計画の一環である縦の線の国道329号、58号、330号、県道29号線の整備がおくれ、その地域の横断道路のおくれもあり、現在の東部地域は、交通渋滞のネックとなっている。

そこで、(3)、幹線道路網の整備、モノレール事業に関する土地利用について伺います。

大枠の４、民泊についてであります。

(1)、民泊の現状と課題について伺います。

(2)、他県は、国家戦略特区をどのように活用しているか伺います。

(3)、本県は、民泊新法の活用をどのように考えているか伺います。

５、我が会派の代表質問との関連について、上原正次県議の代表質問から、(1)、障害者のための国際シンボルマークについて伺います。

(2)、ハート・プラスマークについて伺います。

(3)、パーキングパーミット制度の導入とはどのようなものか伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

大きな１番、知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、公約の成果と達成状況についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画を策定し、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでおります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げ、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでおります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでおります。こうした取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年平均の完全失業率は平成27年が5.1％、平成28年が4.4％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を上回ったほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置されたところであります。今後とも、引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　知事の政治姿勢についての御質問の中で、予算編成の視点と公約実現に向けた決意についてお答えをいたします。

平成29年度当初予算は、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた諸施策の着実な推進を図る基本的考え方を踏まえ、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、施策を展開するための予算を計上しました。

まず、経済発展については、アジア経済戦略構想の実現に向け、那覇港の総合物流センター整備を推進し、国際交流、物流機能の強化を図るとともに、県産品の海外市場を拡大するための予算を計上しております。また、大型ＭＩＣＥ施設の整備とあわせて、ＭＩＣＥ誘致と受け入れ環境整備に必要な予算を計上したところであります。

次に、生活充実については、子供の貧困対策の推進に向け、施策、予算の充実を図ったほか、少人数学級の拡大や離島患者の支援などに必要な予算を計上したところであります。最後に、平和創造については、ウチナーネットワークを継承・発展させるための予算を計上しております。

平成29年度はこれらの施策を着実に推進し、沖縄県のさらなる飛躍と県民福祉の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政と子育て支援についての御質問の中で、教職員の多忙化解消に向けての取り組み等についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の業務改善に向けて、沖縄県教職員業務改善推進委員会で検討し、平成28年６月に県立学校及び市町村教育委員会に提言を行いました。内容としましては、各学校の実情に応じた学校行事や会議等の精選及び見直し、部活動等における望ましい指導のあり方、年次休暇の積極的かつ計画的な取得促進などの取り組みを推進することとなっております。また、教育庁各課においては、学校に依頼する調査提出物の精選等を行っているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き業務改善に向けた実効性のある取り組みの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　教育行政と子育て支援についての御質問の中の、待機児童の解消についてお答えします。

県におきましては、黄金っ子応援プランに基づき、平成28年度から29年度までの２カ年間で約１万4000人の保育の量を拡大し、待機児童を解消することとしており、今年度は、約6200人の定員増を見込んでいるところであります。

平成29年度当初予算においては、約4200人の定員増を見込んでおり、今年度事業の繰り越しによる約2600人の定員増等もあわせて、平成29年度末までの待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの現状についてお答えします。

平成28年５月１日現在の放課後児童クラブ数は、373クラブで、前年度と比較し36クラブ増加し、登録児童数は１万5501人で、前年度と比較し1815人増加しております。また、登録できなかった児童は661人となっており、前年度と比較し209人増加しております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問の中の、パーキングパーミット制度の早期導入についてお答えします。

パーキングパーミット制度の導入により、利用対象者の明確化が図られ、不適正な利用が減少し、障害者などが駐車しやすくなることや公的に認証したマークの制定により住民や商業施設の理解が得やすくなる等のメリットがあります。他方で、商業施設等における提供駐車スペースの確保や利用証対象者の交付条件設定が難しいなどの課題があります。

そのため、県としましては、他府県の導入状況や関係団体及び事業者との意見交換等を実施し、制度導入に向け調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　土地利用計画についての御質問の中の、那覇広域都市計画区域の区域区分見直しについての御質問にお答えいたします。

県では、おおむね５年ごとに、人口規模、土地利用、交通量等の都市計画区域の現況を調査しており、那覇広域都市計画区域区分については、それらを踏まえ見直しを行っております。

県としては、市町村の計画的なまちづくりを支援するとともに、市町村の要望や相談に対して、適切に対応していきたいと考えております。

同じく幹線道路網の整備、モノレール事業に関する土地利用についての御質問にお答えいたします。

県では、モノレール延長事業において、駅舎、交通広場、交通結節機能の強化を図るため、パーク・アンド・ライド駐車場の整備を実施するとともに、幹線道

路である県道浦添西原線の整備を行っております。また、関連する事業として、浦添市の経塚駅、浦添前田駅周辺では、浦添南第１地区土地区画整理事業が実施されており、終点であるてだこ浦西駅においては、組合施行によるてだこ浦西駅周辺地区土地区画整理事業によるまちづくりが実施されております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　土地利用計画についての御質問の中の、大型ＭＩＣＥ施設誘致に伴う土地利用計画についてお答えいたします。

ＭＩＣＥ施設周辺エリアには、宿泊施設や商業施設等を適切に配置し、ＭＩＣＥの参加者の利用者の利便性を高めるとともに、地域のにぎわいや経済波及効果を創出することが重要であります。

そのため、県では、まちづくりの基本方針となる将来像やコンセプト、宿泊施設や商業施設の配置に関するゾーニング、土地利用の見直しなどを示したマリンタウンＭＩＣＥエリアまちづくりビジョンを策定しました。また、地元自治体と連携したまちづくりを推進するため、大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会を設置し、まちづくり、交通対策及び観光振興をテーマに協議を重ね、東海岸地域の振興に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　保健医療部長。

〔保健医療部長　砂川　靖君登壇〕

○保健医療部長（砂川　靖君）　民泊についての御質問の中の、民泊の現状と課題についてお答えします。

県は、民泊に関する現状を把握するため、修学旅行生の民泊受け入れ機関である観光協会等を対象とした調査及び一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態に関する調査を行ったところでございます。修学旅行生の民泊に関する調査の結果につきましては、登録施設数1196件に対し、旅館業の許可取得件数は790件、66.1％となっております。また、一般旅行客のインターネットを介した民泊サービスの実態調査の結果につきましては、登録施設数が1040件であり、そのうち所在地が特定できた登録施設数573件に対し、許可取得件数は264件、46.1％となっております。

県としましては、当該調査の結果、多くの無許可営業が確認されたことから、これを課題として受けとめており、これらの施設に対しては、保健所による調査、指導を行い、適切に対処していきたいと考えております。

次に、国家戦略特区を活用した民泊についてお答えします。

国家戦略特区を活用した民泊につきましては、現在、東京都大田区、大阪府及び大阪市において実施されております。これらの自治体におきましては、外国人滞在施設経営事業として、海外からの観光客やＭＩＣＥへのビジネス客等の滞在に適した施設を確保するため、国家戦略特区制度が活用されております。

次に、民泊新法の活用についてお答えします。

旅館業法の基準や建築基準法の規制等により、これまで許可を受けられなかった施設についても、民泊新法を活用することにより、民泊サービスの実施が可能になると考えられます。

県としましては、民泊新法が施行された際には、同法に基づく届け出や旅館業法の許可がなされていない民泊については、関係部局と連携しながら適切に対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○新垣　光栄君　答弁漏れ。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時33分休憩

午後５時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　幹線道路網の整備についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、南北軸へのバランスのとれた道路利用を推進するために、南北の国道58号、沖縄自動車道、那覇空港自動車道、国道329号と、あと東西道路として、沖縄環状線、国道507号、那覇糸満線を初め12路線を位置づけております。これによって国道58号に集中していた南北交通を分散し、交通渋滞の緩和、高速道路へのアクセス時間の短縮というものが図られるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは、再質問をさせていただきます。

このように今答弁いただきましたけれども、知事の公約が着実に進んでいるということで、この２カ年間経過した中で、知事が描いている新たな公約やビジョンがありましたら所見を伺いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　新たなビジョンというこ

とでございますが、現在、21世紀ビジョン基本計画の改定作業、これまでの４カ年間の中間評価をいたしまして、それを踏まえた改定計画に取り組んでおります。その中では、既に29年度の予算等にも反映はされておりますが、子供の貧困対策でありますとか、あるいは経済振興という面で、アジア経済戦略構想の推進計画を充実して、それを推進することによって、経済振興を発展していこうという、大きく言えばこの２つが後期計画に盛り込まれる予定となっております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　それでは次に、今回、21世紀ビジョンの計画の中間評価を踏まえて、残された課題と社会状況の変化により明らかになった新たな課題というのは、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

今申し上げましたように、21世紀ビジョン基本計画を24年から28年度まで進めてきました。結果は27年度までしか出ておりませんが、その４カ年間を中間評価した上で、新たに出てきた、大きくクローズアップされてきた子供の貧困の課題でありますとか、あるいは27年度に策定しましたこのアジア経済政略構想、アジアの発展に取り組むという大きなビジョンを掲げて経済振興を図っていくということで、今申し上げたとおりのものが今後の課題であり、取り組むべきものだと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　今の答弁だと、新たに貧困対策を中心とした子育て支援、それとアジアに向けた戦略を重点的にやっていくということでよろしいでしょうか。

それでは、３つ目です。

基地問題と振興予算はリンクしないと私は思っておりますけれども、今回の予算編成の中で、概算要求の中で、執行部はどのように感じたか、お伺いしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　当然に、基本的な認識として、基地と沖縄振興策リンクしないというのは、これまでも県として申し上げてきたところでございます。そういう意味で、沖縄振興予算の確保に向けて、昨年、この年度初めから事務的な調整初め、そして概算要求に知事の要請等含めて、年末まで一生懸命取り組んできたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　少し答弁がおかしいかなと思ったんですけれども、４番に行きます。納得いかないんですけれども、４番に行きます。

４番ですね、４つ目、予算案の概算要求でどこに誤算があったのか、この削減された200億円余りのですね。自民党と公明党さんの代表質問によると、なぜ協力依頼をしなかったか、また、概算要求の中でプレゼンがしっかり整っていなかったのではないかという思いが多々あると思うが、その辺の考えはどうなのか。

○総務部長（金城　武君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時41分休憩

午後５時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。

○総務部長（金城　武君）　県としては、昨年、当然に振興予算の確保に向けて、まず事業内容も含めて、個別に事業の積み上げといいますか、そういうことも含めて事務的にずっと５、６、７と積み上げてきて、県としては、やるべきことをやって、ただ概算要求の内容が出たときに、結果的にかなり減額された。28年度の予算より減額された内容になっていたということでその内容を確認しましたら、やはりこれまで説明してきたように不用額―― 一括交付金関連でございますけれども、結局前年度のこの不用額を全額削減すると、それから繰越額についても内閣府のほうで示したこの通常見込まれる繰越額という出し方で、算定で削減を出してあったんです。その内容がなかなか通常の予算の決算上出す繰り越しの計算式と合ってないということで、その内容について、９月に入ってから内閣のほうと意見交換する中で、県としては、これ納得しがたいということでいろいろと調整をしてきて、そういうことが削減されたことに対して、県としては納得できないということを申し上げてきたというところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　本当に苦しい予算編成だったと思います。本当に御苦労さんでありました。今、このように苦しい予算編成、要求の中で、本当に皆さん頑張っていただいて、御苦労さんでした。

それで、今、なぜこのようなことを聞いたかというと、私たちこういうふうに政府とのやりとりで予算を獲得していくわけなんですけれども、今、台湾では、民間投資で自分たちのまちづくりをやっております。私も台湾のほうで視察をして、沖縄と台湾の違いは何かと痛感したのが、やはり若者に夢があって、行政の迅速さ、スピード感が違うということを実感しました。そこにおいて、このスピード感は何かというと、

行政にお金がないなら民間開発に切りかえて、金融機関から融資を受けて、公共施設と民間施設の両方の開発を進めるとか、公募債を出したり、まだ早いかもしれないんですけれども、そういう10年後、15年後、30年後を見据えて、こういう手法もそろそろ取り入れていったらどうかなと思いますけれども、執行部の皆さん、どう考えておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　いろんな開発の手法としていろいろな民間の活力の活用といいますか、いろいろございます。いろいろとＰＦＩとか、民間、そういうことも一応国のほうでもいろいろと事業として推進しているところございますので、今後、いろんな事業を展開する中で、その辺の研究もしながら、必要であればそういうことも含めて、いろいろと事業を計画していきたいなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、ＭＩＣＥにしても、それから本部港湾の整備にしても、いろいろ今から出てくると思いますので、県執行部のほうとしてもそろそろそういう認識も持たれて、予算の獲得や編成に生かしていただきたいと思っております。

次に、２番目、教育行政と子育て支援についてお伺いします。

先ほど、教育長から答弁がありましたが、教員の多忙化に対して、教員の休職者の割合が６割から７割が精神的な疾患であると言われておりますけれども、我が県の休職者の実数はどのようになっていますか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時46分休憩

午後５時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平成27年度の状況ですけれども、沖縄県で在職者１万4700名余りのうち、病気休職者が421名となっております。そのうちまた精神性疾患が176人となっております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　休職した場合、臨時職員が今職務を補っていると思うんですけれども、今、教員の全体の中で臨時職員の割合というのはどれぐらいを占めていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後５時48分休憩

午後５時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　これは、小・中・高等学校、特別支援学校、全部含めてですけれども、これは数字が若干あれですけれども、正規の職員が１万1584名で臨時的任用が1430名となっております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ありがとうございます。

他の県と比べて、沖縄県の臨時職員の数というのは、多いのか少ないのか、その辺は分析していらっしゃいますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　特に小中学校での臨時的任用職員の割合が多くなっております。それで、沖縄県としては、職員の採用、退職者の数もありますけれども、職員の採用をふやすなどして、正規職員の割合の引き上げに努めているところであります。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、沖縄県は、学校プラットホームとして子育て支援、また学力向上、いろんな施策を打っているわけですから、学校現場で職員が少ないと多分に弊害が出てくると、今感じております。私も学校現場でちょっとボランティア等やったことがあるんですけれども、今、地域が学校を支えるということとは全く逆で、地域が地域力がなくなっていて、家庭の力もなくなっているものですから、今、地域の問題、家庭の問題が全て学校の負担になっている。その負担になっている学校でこういう人材が不足すると、とても学力向上につながらないと思っております。やはり学校が充実するからこそ、この学校をプラットホームとした支援ができると思っておりますので、その辺をしっかり充実していただきたい。

今、地域や家庭が学校を支えるものではなくて、今、学校が逆に地域の再生に、家庭の負担を支えているということを言いたいと思います。なぜかというと、学校でどうにか仕掛けをすれば、地域が復活する。極端に言えば、学校で獅子舞を学習発表会に出すということを地域に投げると、今までなかった獅子舞や伝統文化が復活するという、妙な逆転現象が起こっておりまして、ぜひ、地域復活のもとになるのも学校だということを考えて、しっかり学校職員の充実を図っていただきたいと思っています。その辺の答弁を。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　共働きの増加とか核家族化ということで、なかなか保護者が子供と向き合う時間がとれないということで、家庭教育力が低下しているのではないかということも言われています。また、地

域もそういう状況の中で、地域で子供を育てるという、それはもう時代の流れもあるんでしょうけれども、そういうことでなかなか子供に対する教育力というのが働かないということで、昨今いろいろ、学校だけでは実はどうしても対応できないようなものがございます。学校の責任もございますけれども、例えばバイクでの事案とかいろんな飲酒の話とか、これは学校の教育だけではどうしてもなかなか届かないところもございます。そういったものは、やっぱり学校、家庭、地域で連携しないことにはどうしようもないと。今教育委員会でやっていますのは、ささやかかもしれませんが「家～なれ～」運動というのがあります。これは家庭教育はこうあるべきだという形ではなくて、保護者同士がそういう同じ悩みとか課題を話し合う、どういう対応をしたかというのを話し合っていく中で学び合うというプログラムでございます。そういうものを、なかなかそこに来られる方というのは、やっぱり意識の高い方が多いというものもあります。ですから、そういう課題、問題を抱えている家庭の保護者の方をいかに取り込んでいくか、そういう方にどうやって家庭教育についてのあり方を届けていくかというのが課題なんですが、そういうものを地道に取り組んでいく中で家庭教育というものに対しての関心を高めていって、それがまた地域に広がっていけばいいかなと思っています。

学校は、確かに今そういう地域に対して、教育についての課題、問題等を投げかけていく中で、いかに３者で子供たちを健全に育てていくかというのが問われているかと思っておりますので、この辺、地域、家庭と一緒に頑張ってまいりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　なぜ、このようなことを聞くかというと、今はいろんな施策を支援員であったり、学校本部事業であったり、民生委員であったり、いろいろな支援を行っているんですけれども、いろんなお金を使って、予算を使って、投資しているんですけれども、なかなかうまく連携できないということで、この連携の鍵になるのがやっぱり学校で子供たちの支援に対して連携するのが学校だと私感じております。そこで、学校の先生方が忙しくて仕事ができない状態だったら、学校ですら維持できないのに、そこにいろんな問題を持ってこられても困るというのが実情ではないかなと。そこでなんですけれども、この協議会を進めていく上で、まとめる役としてスクールソーシャルワーカーとかカウンセラー、そういうのがあると思うんですけれども、それよりもまず学校に校長先生を２人置いて、１人は地域担当、１人は教育担当、そういう極端な施策も考えてもいいのではないか。そうすることによって、学校現場がもっともっと地域と密接な関係をつくれる組織になるんではないかなと。地域担当した教頭が校長に上がるという新しい視点をつくってもいいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　校長先生お二人の提言がございましたけれども、その校長……

○新垣　光栄君　教頭です、教頭先生。済みません。

○教育長（平敷昭人君）　この標準法というのがございまして、どうしてもその配置する数というのがございます。そういう中で、何ができるかというのがあります。ただ学校に関しまして、今、コミュニティースクールということが進められていまして、まさに地域にそういう力がなくなっているという中ではあるんですけれども、地域のそのコミュニティーの皆さんが学校経営に参画をしていただいて、やはり学校と地域がお互いに影響しながらそういういい方向に持っていこうという取り組みを進めていこうという動きもございます。そういった中で、地域とのかかわり合いをより高めていって、お互い協働して、子供たちの教育に持っていけたらなと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　ぜひ、今までにない発想で、どんどんどんどん進めていただきたい。これは沖縄から発信していくということで考えていただければ、いろんな法的なことはどうにかなるのではないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

それでまた次、待機児童解消について、子育て支援課は本当に頑張っていると思います。私、そのままではもうすぐ待機児童は解決するのではないかと思っておりますけれども、この待機児童の解消に向けて、今ネックになっているのが２つあると思うんですけれども、施設の問題そして保育士の問題、その２つをどのように今解決していこうと考えておりますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

答弁のほうでも申し上げましたけれども、まず保育の量の拡大ですね。これにつきましては、29年度までに１万4000人ということで、これは計画的に市町村と連携して取り組みをしております。

一方、当然ながら保育所を整備すると、今度は保育士が不足しております。ですので、29年度までに県のほうでは、保育士を1500名必要と見込んでおりま

すので、そのための施策を現在実施しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私も同じ認識で、施設に関してはもう見えてきたのかなと思っておりますけれども、保育士に関しては、今新しい社会福祉法人制度の観点からもその認可保育所の運営に当たって、内部留保の問題等があると思うんですけれども、その辺は、県としては、積立基金の預金の問題、当座未払い資金等の問題で、沖縄県は全国と比べてどのぐらいのパーセントでこういう内部留保があるのか、お伺いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時０分休憩

午後６時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　大変申しわけございません。

今ちょうど手元に内部留保の資料をちょっと持ち合わせてないものですから、ちょっとどういうふうな状況かというのは、今、答弁できません。申しわけございません。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　後でまたこの保育士の確保について、やっぱり賃金問題が影響してくると思います。処遇改善ですね。

そこで、東京都と沖縄県の保育単価がどれぐらい違うのか、お伺いします。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時１分休憩

午後６時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　今、単価表を持ち合わせていませんが、東京都のほうは地域区分で沖縄より20％保育単価が高い状況でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　20％高いということですけれども、その20％が保育士の給与に反映された場合、どれぐらいの違いになると思われますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

ちょっと保育単価は、給与に直接的に連動するわけではなくて、いわゆる園の運営によって保育士の給与を決めております。参考までに保育士の給与でございますけれども、平成28年の賃金構造基本統計調査によりますと、24万500円が東京都の単価となっております。一方、沖縄県は、28年で19万8300円で、東京都が24万500円でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　わかりました。

そうすると、20％ということであるとほぼ納得いくのかなと思うんですけれども、この人件費に関して、認可保育所の人件費の財源の積算算定は、国家公務員の俸給表に定めるとあります。人事院勧告が根拠となっていると言われておりますが、そうすると今、認可保育園の保育士さんの給与というのは、国家公務員並みの財源が確保されているということで、私たち沖縄県もこの対策を打つ前から比べて全国44位から何位まで改善されたのかお伺いします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　国家公務員の公定価格、人事院勧告の公定価格の改定、それと処遇改善加算等によりまして、27年度は18万1700円の44位でございましたけれども、28年度は１万6600円ふえまして、19万8300円で37位というふうな状況でございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　今、各認可保育園の皆さんは、この水準が補助金によって維持されているということで勘違いしていないのかなと。ちゃんとした永続的にこの予算は保障されているということを認識できているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えします。

まず、公定価格それと処遇改善等の加算につきましては、国のほうではその財源をきちんと確保した上で対応していくというふうなことを説明しております。県のほうでも、これに基づきまして各園に対してそういった旨、御説明をさしあげているところでございます。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私は、この認識が県のほうでしっかり講習会等、説明会等行ってこの認可保育園の経営者の皆さんにちゃんとした認識が伝われば、非正規雇用から正規雇用にどんどんどんどん移っていくと思います。県もいろんな施策をやっていただいて、本当にすばらしい結果が出ておりますけれども、まだあと25％程度が非正規雇用ということで、非正規雇用の場合、今、約19万とか20万ということなんですけれ

ども、それに正規の場合は掛ける3.96ぐらいのボーナスが出ます、年間ですね。非正規になると、手取りが13万とか11万とお聞きするものですから、そういうちゃんとした安定財源で継続的な措置がされているということを、いま一度説明会なり、県は取り組むことによってこの保育士の確保がもっとやりやすくなると思うんですけれども、その辺の見解をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　保育士の処遇改善というのは大変重要だというふうに認識をしておりまして、保育士の正規雇用化にしっかり取り組んでいるところでございます。あわせて、この処遇改善の加算につきましては、ちょっとわかりづらいというふうなこともございますので、今年度は昨年の11月とか２月に園長先生もしくは保育士さん含めまして、研修会でそういうふうな制度の説明であったりとか、具体的な様式の書き方等も含めて御説明することで、しっかりその給与のほうに反映していくような取り組みを続けていきたいというふうに考えています。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　そういう認識が出てくると、今は保育士を確保しないと、確保できなかった保育園に新たな問題が出てくる。その運営自体が、保育士を確保できなくて認可保育園が運営できないという新たな問題が出てくるということを認識すれば、経営者の皆さんは保育士の正規化へ取り組んでいくと思っておりますので、ぜひ説明会等をしっかり行っていただきたいと思います。

続きまして、学童保育に対しての質問を行います。

学童保育で使用料を軽減できないのは、民間への賃貸料、そして送迎費等と言われております。それで、学校現場に学童クラブが設置できない大きな要因としてどのようなことが挙げられるでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後６時９分休憩

午後６時９分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

放課後児童クラブ、学童クラブを展開する中で、まず提供できる空き教室が自治体によってはないというところがございます。少人数学級を実施していく中で、教室の関係でできないという市町村もあるということで、そういう教室の問題がまず一つあります。もう一つは、学校内において、放課後のクラブを設置した場合に、事故があった場合の責任の所在について、どうも市町村教育委員会でそういう懸念があると、学校においても懸念があるということで、なかなかそういうふうな設置について、余裕教室があっても消極的なところがあるということがあります。県教育委員会では、福祉部局と連携しまして、各市町村の教育委員会に対しまして行政説明を行いながら、学校へのクラブの設置について理解を求めているところでありますけれども、引き続きその辺の理解を求めるような取り組みをやっていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　新垣光栄君。

○新垣　光栄君　私も今思っているのが、校長の権限が大きいのではないか。校長先生の権限がそういう学校内での設置に結構影響していると言われているんです。そのような指導といったらおかしいんですけれども、そういう説明はなさっていくお考えはないのか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　今申し上げた教室の活用事例、ほかの県さんでそういう情報、そういう事例がありますので、そういう事例を提供しながら、あとはまた学校施設の活用に当たって、責任体制、どういうふうに責任体制を確立したかという明確化の事例について、例えば事故が起きたときの対応とか、学校教育としてその施設を使用する必要が生じた場合の返還などの取り決めとか、そういうものを紹介しまして、あらかじめ例えば市町村教育委員会とその福祉部局で協定を締結するなど、そういうものをいろいろ説明しながら理解を求めていく取り組みをしていきたいと思います。

○新垣　光栄君　どうもありがとうございました。

きょうは、３月１日、あと９カ月で正月であります。

○議長（新里米吉君）　以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明２日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後６時12分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年３月２日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　8　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第８号）

平成29年３月２日（木曜日）午前10時２分開議

議　事　日　程　第8号

平成29年３月２日（木曜日）
午前10時開議

第１　一般質問
第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで（質疑）
第３　乙第27号議案（知事説明、質疑）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）
甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）
甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）
甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）
甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）
甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）
甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）
甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）
甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）
甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）
甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）
乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第19号議案　債権の放棄について
乙第20号議案　債権の放棄について
乙第21号議案　債権の放棄について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第３　乙第27号議案
乙第27号議案　副知事の選任について

出　席　議　員（45名）

議　長	新　里　米　吉　君	5　番	次呂久　成　崇　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	6　番	宮　城　一　郎　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	7　番	大　城　憲　幸　君
2　番	玉　城　武　光　君	8　番	金　城　泰　邦　君
3　番	親　川　　敬　君	9　番	西　銘　啓史郎　君
4　番	新　垣　光　栄　君	10　番	新　垣　　新　君

11 番	座 波 一 君	29 番	仲宗根 悟 君
12 番	比 嘉 瑞 己 君	30 番	崎 山 嗣 幸 君
13 番	西 銘 純 恵 さん	31 番	金 城 勉 君
14 番	平 良 昭 一 君	33 番	具志堅 透 君
15 番	上 原 正 次 君	34 番	島 袋 大 君
16 番	当 山 勝 利 君	35 番	中 川 京 貴 君
17 番	亀 濱 玲 子 さん	36 番	座喜味 一 幸 君
18 番	當 間 盛 夫 君	37 番	嘉 陽 宗 儀 君
19 番	上 原 章 君	38 番	新 垣 清 涼 君
20 番	山 川 典 二 君	39 番	瑞慶覧 功 君
21 番	花 城 大 輔 君	41 番	狩 俣 信 子 さん
22 番	又 吉 清 義 君	42 番	比 嘉 京 子 さん
23 番	末 松 文 信 君	43 番	大 城 一 馬 君
24 番	渡久地 修 君	45 番	糸 洲 朝 則 君
25 番	玉 城 満 君	46 番	照 屋 守 之 君
27 番	仲 村 未 央 さん	48 番	翁 長 政 俊 君
28 番	照 屋 大 河 君		

欠 席 議 員（2名）

32 番	砂 川 利 勝 君	47 番	仲 田 弘 毅 君

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	翁 長 雄 志 君	病院事業局長	伊 江 朝 次 君
副 知 事	浦 崎 唯 昭 君	会計管理者	金 良 多恵子 さん
知事公室長	謝 花 喜一郎 君	知事公室 秘書広報統括監	大 城 壮 彦 君
総 務 部 長	金 城 武 君		
企 画 部 長	下 地 明 和 君	総 務 部 財政統括監	池 田 克 紀 君
環 境 部 長	大 浜 浩 志 君		
子ども生活 福祉部長	金 城 弘 昌 君	教 育 長	平 敷 昭 人 君
		公安委員会委員	與 儀 弘 子 さん
保健医療部長	砂 川 靖 君	警察本部長	池 田 克 史 君
農林水産部長	島 尻 勝 広 君	労働委員会 事務局長	大 城 玲 子 さん
商工労働部長	屋比久 盛 敏 君		
文化観光 スポーツ部長	前 田 光 幸 君	人事委員会 事務局長	親 川 達 男 君
土木建築部長	宮 城 理 君	代表監査委員	當 間 秀 史 君
企 業 局 長	町 田 優 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知 念 正 治 君	課長補佐	平 良 潤 君
次 長	平 田 善 則 君	主 幹	中 村 守 君
議事課長	勝 連 盛 博 君	主 査	川 端 七 生 君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

議会運営委員長から２月24日の委員会において副委員長に新垣光栄君を互選したとの報告がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１及び**日程第２**を一括し、これより直ちに**一般質問**を行い、**甲第１号議案から甲第35号議案まで及び乙第１号議案から乙第26号議案まで**を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城武光君。

〔玉城武光君登壇〕

○玉城　武光君　おはようございます。

日本共産党の玉城武光です。

一般質問を行います。

知事は、所信表明の中で、沖縄県を取り巻く現状認識について、年平均の完全失業率は、平成27年の5.1％から平成28年は4.4％と改善し、有効求人倍率は年平均では復帰後最高値を更新し続け、直近の平成28年12月においても1.02倍と雇用情勢は着実に好転しているが、その一方では、求人と求職のミスマッチの解消、若年者等の高い離職率や従業員の正規雇用化などの雇用の質の改善、県民所得の向上など継続的な課題があると述べております。

知事が県政の継続的な課題と位置づけている、１、雇用対策と多様な人材育成確保の（1）、雇用機会の創出・拡大と求職者支援等について質問をいたします。

ア、非正規雇用の実態と、あわせて全国との比較はどうなっているのか。

イ、正規雇用化サポート事業によって正規雇用化率は何％改善されたのか。

エ、若年者の離職率の推移、平成24年から平成28年までと、離職の理由。

オ、若年者総合雇用支援事業や若年者ジョブトレーニング事業等の実施によって、若年者の早期離職は抑制されたのか。

以上、５点お伺いいたします。

(2)、県及び県内市町村職員の非正規雇用率の推移、平成24年から平成28年までをお伺いします。

(3)、県内労働者の賃金実態はどういう状態なのか、それとあわせて全国との比較も伺います。

大きい２、次に、高校を中途退学した若者支援について質問します。

(1)、高校中退の実態と推移及びその要因は何でしょうか。

(2)、高校生のアルバイト問題について。

ア、高校生の貧困調査はどうなっているのか、調査の結果をお聞きします。

イ、高校生は何のためにアルバイトをしているのか、その要因を伺います。

ウ、アルバイトをすることが中途退学の要因になっていないのかどうか、見解を伺います。

(3)、教材費など校納金が納め切れない高校生に、支援が届くような就学援助制度や給付型奨学金制度等の創設は考えられないか、見解を伺います。

大きい３、高齢者福祉施策の推進について、知事は高齢者の介護サービスの充実、認知症施策の推進、社会参加の促進等、地域包括ケアシステムを構築するとともに、介護人材の確保の取り組み、また、入所待機者の解消に向け、特別養護老人ホーム等の施設整備の支援に取り組むと述べております。

そこで、質問をします。

(1)、認知症施策の推進と社会参加の促進について。

ア、新オレンジプランの基本理念、認知症の人が住みなれた地域で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すを踏まえた、地域の中で認知症の人とその家族を支える見守り、声かけ、相談、支援の仕組みづくりを推進すべきではないか、見解を伺います。

イ、医療介護連携による認知症の早期診断、早期対応の体制整備を図るべきではないか、見解を伺います。

(2)、地域包括ケアシステムの構築と介護人材の確保について。

ア、地域包括ケアシステムと整合する介護保険事業計画を策定するこれらの計画・策定過程に市民・関係団体の参画を図るべきだと考えているが、どうされるか伺います。

イ、まちづくりと一体となり、入院・通院・入所・通所及び訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護サービス提供基盤を整備することが必要だと考えるが、どうされるか伺います。

ウ、地域包括支援センターの機能強化を図るために、県直営の基幹型センターを設置し、医療・介護・住宅・福祉などの施策連携による総合的な支援機能を強化することが必要だと考えるが、どうされるかお伺いします。

(3)、養護老人ホームの施設整備、適正な入所措置について、低所得・要介護・要援護高齢者が安心して暮らせる場を確保するための養護老人ホームの施設整

備及び機能強化並びに職員配置を改善すること。また、一般財源化以降、顕著になった措置控えによって、定員割れを生じている養護老人ホームの実態はどうなっているのか。また、利用者の必要性に対応する適正な入所措置を行うことが必要だと考えるが、どうされるのか伺います。

(4)、有料老人ホームやサービスつき高齢者住宅等における高齢者の権利保障のために、虐待防止や防災の観点での実態把握をしているのか、また必要な指導も行われているのか伺います。

(5)、特別養護老人ホームの施設整備について。

ア、入所待機者は何名か、全ての待機者が入所できる施設整備の計画もお伺いします。

イ、平成29年度に実施する施設整備と入所できるのは何名なのか伺います。

(6)、介護職員の処遇改善について。

ア、介護職員の介護報酬処遇改善の実施状況について。

イ、介護職員離職ゼロになるよう介護関係労働者の抜本的処遇改善策について。

ウ、介護職場における労働法令違反を根絶するために、労働行政と連携した職場の点検・改善等の指導・監督を行っているか、以上、３点お伺いします。

大きい４、農林水産業の振興について。

(1)、おきなわ型農産物ブランディング推進事業について。

(2)、農業次世代人材投資事業について。

(3)、平成29年度の新規事業として予算計上されている、オキナワモズクの生産底上げ技術開発事業について伺います。

(4)、県産水産物の海外市場拡大事業について伺います。

大きい５、沖縄県官民一体ニューウェーブ人材育成事業について伺います。

最後に、我が党の渡久地修議員の代表質問との関連で２点伺います。

１、米軍基地が撤去されても、雇用の場は確保できると答弁されていましたが、沖縄経済発展の予測と労働力人口の予測との関連でどうなるかを詳細にお伺いします。さらに、米軍基地跡地利用での雇用創出についても伺います。

２、海兵隊が撤退しても、現在、働いている基地従業員の雇用対策もあると答弁していましたが、国の法律、県条例について、詳細にお伺いいたします。また、この法律と条例が適用された事例もあったのか、お伺いをします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○玉城　武光君　失礼いたしました。

(1)のウ、非正規労働者処遇改善事業で、非正規労働者等従業員が働きやすい職場に改善されたかを伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城武光議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな４番目、農林水産業の振興についてに関する御質問の中の、おきなわ型農産物ブランディング推進事業についてお答えをいたします。

当該事業は、園芸品目を中心とした県産農産物について、国内外における競争力の強化やブランド力の向上を目的として、国の地方創生推進交付金を活用して実施するものであります。具体的には、１、シークヮーサーの機能性表示食品取得、２、地域団体商標などの取得、３、輸送体系改善によるコスト低減、４、園芸品目全般の国内外での販売促進及び国外での販売力のある人材育成などの取り組みを推進するものであります。

沖縄県としましては、引き続き、おきなわブランドの強化に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　雇用対策と多様な人材確保についての中の、非正規雇用の実態と全国との比較についてにお答えいたします。

総務省の労働力調査によりますと、平成28年の沖縄県の産業別の非正規雇用の割合は、高い順に、宿泊業・飲食サービス業で68.1％、サービス業で52.9％、卸売・小売業で52.3％となっております。

沖縄県の非正規雇用の割合は41.8％であり、全国の37.5％と比べて4.3ポイント高くなっております。

次に、正規雇用化サポート事業における改善状況についてにお答えいたします。

正規雇用化サポート事業において今年度は、19社を対象に支援し、計76人の正社員転換が図られる予定であります。正規雇用化の改善率は、19社の全従業員に占める正規割合が、23.7％から26.7％と、３％

改善される予定であります。

次に、非正規労働者処遇改善事業についてにお答えいたします。

県では、今年度より、非正規労働者処遇改善事業を実施し、現在、18事業所に社会保険労務士等の専門家を派遣し、年次有給休暇制度の整備や勤務時間の改善等、就業規則の見直し等の支援を行っているほか、事業主向けのセミナーを29回開催したところであります。年度内に報告書のほか、好事例のパンフレットを作成し、県内事業所に周知・広報を図ってまいります。

次に、若年者の離職率の推移と離職の要因についてにお答えいたします。

沖縄労働局が発表した新規学卒者の離職状況によりますと、卒業後１年目の離職率は、高卒の平成24年３月卒が29.2％、平成25年が31.7％、平成26年が31.7％、平成27年が26.6％で、大卒は、同じく平成24年３月卒から順に、21.2％、19.5％、20.5％、17.3％となっております。若年者の離職の要因としては、技術・技能や労働条件などの不一致があると考えられますが、最近では、雇用情勢の改善に伴い、よりよい職場環境を求めて、自発的離職がふえているのではないかと考えております。

次に、若年者の早期離職の抑制についてにお答えいたします。

県では、若年者の定着支援のため、新規学卒者等総合就職支援事業を行っております。同事業では、３年未満の若手社員等を対象に、定着支援セミナーを平成24年度から開催しており、これまで延べ2051人が参加しております。その後のアンケート調査では、若手社員のコミュニケーション力の向上や働きがいが向上したことなどが挙げられており、事業の実施が若年者の早期離職の防止につながっているものと考えていることから、今後も引き続き継続して実施してまいりたいと考えております。

続きまして、県内労働者の賃金実態についてにお答えいたします。

平成28年賃金構造基本統計調査によると、本県の一般労働者の所定内給与額は、10人以上規模の事業所で23万6300円となっており、全国平均30万4000円の77.7％の水準となっております。

続きまして、会派代表質問と関連しての中の、沖縄経済発展及び労働力人口の予測についてにお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画における社会経済展望値では、県内総生産は平成22年度の３兆7000億円から平成33年度には５兆1000億円程度となることを見込んでおります。また、同様に平成33年の労働力人口は72万人程度になると見込んでおります。一方、平成28年平均の労働力人口は71万人であり、目標に向けて順調な推移を示しております。

続きまして、基地従業員の雇用対策に係る法律や条例等についてにお答えいたします。

米軍の撤退、移動等に伴い、離職を余儀なくされた者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、再就職に必要な技能習得を図るために、職業訓練を離職前及び離職後に実施しております。また、雇用保険の支給満了後も再就職できなかった者に対しては、職業転換給付金の支給制度があります。大量に人員整理が行われた昭和47年から昭和57年の間で、離職前に職業訓練を受けた者は１万2195人、離職後に県立及び雇用促進事業団の職業訓練施設で職業訓練を受けた者は、1177人となっております。

県におきましては、昭和47年に駐留軍関係離職者等対策協議会設置条例を制定し、同条例によって設置された駐留軍関係離職者等対策協議会を昭和57年までに９回ほど開催し、国や関係機関と離職者対策についての連絡調整を行いました。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　雇用対策と多様な人材確保についての御質問の中で、県職員の非正規雇用の推移についてお答えいたします。

各年度６月１日時点の各任命権者を含めた県の非正規雇用の推移を見ると、平成24年が6372人で全職員に占める割合は21.5％、平成25年が6157人で20.8％、平成26年が6578人で21.8％、平成27年が6460人で21.3％、平成28年が6587人で21.4％となっております。

次に、沖縄県官民一体ニューウェーブ人材育成事業についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン実現に向けては、部局横断型で実効性のある施策の展開とグローバル化に対応できる人材の育成に加え、官民が一体となって、施策の推進を図ることが重要であると考えております。このため、沖縄県では、平成29年度から県職員と民間企業職員合同での海外派遣研修、沖縄県官民一体ニューウェーブ人材育成事業を実施します。本事業で、組織内外の人的ネットワークを築き、官民協働体制によって、新たな価値の創造や的確な行政ニーズを把握し、発展するアジアや世界を見据えた施策を推進する人材

の育成を図ってまいります。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 企画部長。
〔企画部長　下地明和君登壇〕
○企画部長（下地明和君） 雇用対策と多様な人材確保についての御質問の中の、市町村職員の非正規雇用の推移についてお答えいたします。
県内市町村における非正規職員の人数及び全職員に占める割合は、平成24年は7969人で39.4％、平成25年は8021人で39.5％、平成26年は8170人で40.1％、平成27年は8484人で41.0％、平成28年は8712人で41.5％となっております。市町村における非正規職員の任用につきましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、非正規職員の担うべき役割を考慮し、地域の実情に応じ、配置先、業務内容等を総合的に判断し、任用しているものと考えております。
次に、会派代表質問と関連しての御質問の中の、跡地利用による雇用効果についてお答えいたします。
平成27年１月に県が公表した駐留軍用地跡地利用に伴う経済効果の調査によると、既に返還された那覇新都心地区、小禄金城地区、桑江・北前地区の３地区合計の雇用者数は、返還前の327人に対し、返還後は２万3564人で、返還前の約72倍となっております。また、同調査では、平成25年１月に策定した、中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想において想定する土地利用を踏まえた試算も行っております。それによりますと、返還が予定されているキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設の５地区における理論上の推計値である誘発雇用人数については、返還前の4400人に対し、返還後は８万503人で、返還前の約18倍と見込まれております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 教育長。
〔教育長　平敷昭人君登壇〕
○教育長（平敷昭人君） 高校中退の若者支援についての御質問の中で、高校中退の実態等についてお答えいたします。
県立高等学校の全日制と定時制、通信制課程における中途退学者数は、平成25年度1183人、平成26年度1013人と年々減少し、平成27年度は707人で過去最少となっております。中途退学の主な理由としましては、進路変更、学校生活不適応となっており、約７割となっています。
次に、高校生のアルバイト等についての御質問にお答えいたします。２の(2)アから２の(2)ウまでは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。
県立高等学校におきましては、原則としてアルバイトを禁止しております。しかしながら、学業に支障のない範囲で、保護者が認めたものについては、学校長が許可しております。アルバイトの目的につきましては、平成26年度のアンケート調査によると、自分の小遣いのためが47.7％と最も多く、次に、家計を助けるためが35.1％、勤労精神を養うためが6.6％と続いております。また、中途退学については、進路変更、学校生活不適応が主な理由で、約７割を占めております。なお、高校生の調査につきましては、子ども生活福祉部において沖縄県高校生調査を実施しており、県教育委員会としても連携してまいります。
次に、校納金が納め切れない生徒への支援制度創設についての御質問にお答えいたします。
県教育委員会では、教材費や教科書費などの授業料以外の教育費の負担軽減を図ることを目的として、平成26年度から低所得世帯の高校生を対象に、返済義務のない奨学のための給付金事業を実施しております。具体的には、市町村民税所得割非課税世帯の全日制・国公立の高校生に対しては、その生徒が第１子の場合、年額５万9500円、第２子以降の生徒の場合、年額12万9700円を支給しています。１年生と２年生が対象であった平成27年度の実績は公立高等学校等の１万190人に支給しており、支給総額は約７億2982万円となっております。
以上でございます。
○議長（新里米吉君） 子ども生活福祉部長。
〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕
○子ども生活福祉部長（金城弘昌君） 高齢者福祉施策の推進についての御質問の中の、認知症の人と家族を支える仕組みづくりについてお答えします。
認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが重要であると考えております。そのため、県では、平成30年４月までに市町村で設置することになっている認知症初期集中支援チームを支援するため、専門職の人材育成や市町村に対する研修等を行い、その設置を促進しております。また、認知症の方の家族を含めた支援において有効な認知症カフェについて、具体的運営方法の指導助言を市町村に行う等、引き続き認知症施策を推進してまいります。
次に、認知症の早期診断、早期対応の体制整備についてお答えします。
県では、認知症の鑑別診断とその初期対応、専門医

療相談等を実施する認知症疾患医療センターを指定しております。センターは、県全体を統括する基幹型を１カ所指定し、県内５圏域ごとに１カ所を基本に指定しております。合計６医療機関を指定し、認知症疾患医療センターの対応能力等の強化・充実を図っております。

次に、介護保険事業計画への市民・関係団体の参画についてお答えします。

介護保険事業計画の基本指針では、介護保険事業計画作成委員会の委員として、保健医療・福祉関係者等を選定することに加え、公募等により被保険者の代表者の参加に配慮することや、地域における公聴会等を開催することが重要とされております。

県としましては、策定指針に基づき、被保険者の意見が反映されるよう、市町村を指導してまいります。

次に、まちづくりと一体となった介護サービス等の提供基盤の整備についてお答えします。

高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を市町村が中心となって取り組んでおります。

県としましては、各地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの構築が図られるよう、市町村を指導するとともに、地域密着型施設の整備、認知症施策の推進、生活支援コーディネーター養成研修等を実施し、市町村を支援してまいります。

次に、県直営の基幹型地域包括支援センターについてお答えします。

地域包括支援センターは、介護保険法により市町村及び市町村の委託を受けた法人が設置することになっております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、地域包括支援センター職員の資質向上のための研修事業等必要な支援を行い、センター機能の充実を図ってまいります。

次に、養護老人ホームの適切な入所措置等についてお答えします。

養護老人ホームの措置人数については、平成28年４月１日時点で、定員300人に対し182人となっております。市町村に対する措置対応状況等調査では、措置控えは認められませんが、入所率の低い背景には、多様な高齢者の住まいが増加したこと等があるのではないかと考えております。

県としては、触法高齢者等の地域移行に向けた施設としての新たな役割も踏まえ、措置事務がより適正に行われるよう、各市町村に技術的助言を行っております。また、養護老人ホームの整備については、沖縄県高齢者保健福祉計画において現定員数を維持することとしており、職員配置については、要介護者の増加に対応した基準への見直しを九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じ国へ要望しているところです。

次に、有料老人ホーム等の虐待及び防災対策の把握及び指導についてお答えします。

県では、有料老人ホーム及びサービスつき高齢者向け住宅に対し、定期的に立入検査を実施しております。虐待防止については、立入検査時に高齢者に対する身体的拘束の状況や職員研修の取り組み等を確認しております。防災対策については、消防訓練の実施状況等を確認しております。いずれにおいても、是正が必要な場合には指導を行い、改善を求めております。また、有料老人ホーム等の防災体制の向上を図ることを目的に沖縄県広域地震・津波避難訓練への参加を指導しております。

次に、特別養護老人ホームの待機者数及び施設整備の計画についてお答えします。３の(5)アと３の(5)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

平成27年10月末時点の特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い待機者は、783人となっております。県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、平成29年度末までに特別養護老人ホーム等を774床整備予定であり、平成29年度は、特別養護老人ホームを５施設、認知症高齢者グループホームを12施設、介護つき有料老人ホーム等を３施設、合計428床となっております。

県としましては、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るため、今年度の入所待機者状況調査の結果等も踏まえ、保険者である市町村と連携し、引き続き、特別養護老人ホーム等の整備に取り組んでまいります。

次に、介護職員の処遇改善等についてお答えします。３の(6)アと３の(6)イは関連しますので、恐縮ですが一括してお答えします。

介護職員の処遇改善につきましては、介護報酬の処遇改善加算の措置により、実績が確定している平成26年度は約15億6000万円が支払われております。介護職員１人当たりに換算しますと、月平均約１万3000円が介護職員へ交付されており、賃金の改善に一定の成果が出ております。

県としましては、当該加算を活用するよう事業者に対して指導するほか、管理者研修を実施するなど、職員の処遇改善に向けた取り組みを引き続き実施するこ

ととしております。

次に、介護職員の労働環境改善についてお答えします。

介護事業者の研修会等において、沖縄労働局と連携して介護事業所の労働環境の改善について周知を図っているほか、行政機関、労働団体等で構成される沖縄県介護労働懇談会において、介護職員の労働環境改善につながる施策について情報交換等を行っているところであります。

県としましては、介護事業者が労働環境改善に取り組むよう引き続き労働行政機関と連携し、指導してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　農林水産業の振興についての御質問の中の、農業次世代人材投資事業についてお答えいたします。

県においては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、新規就農者年間300名を目標に各種施策を積極的に取り組んでいるところであります。農業次世代人材投資事業については、これまで実施してきた就農準備の２年間及び就農開始後５年間の給付金の給付を行う青年就農給付金事業の後継事業として、平成29年度より実施し、次世代を担う新規就農者を引き続き支援することとしております。

次に、オキナワモズクの生産底上げ技術開発事業についてお答えいたします。

県では、オキナワモズクの生産安定を図るため、一括交付金を活用し、平成29年度からオキナワモズクの生産底上げ技術開発事業を実施することとしております。具体的には、１、新品種の育成に向けた交雑技術の開発、２、生産性向上のための養殖技術の開発、３、養殖漁場における環境データモニタリング調査などを実施するものであります。

県としましては、引き続き、オキナワモズクの生産安定に向けた技術の研究開発等に取り組んでまいります。

次に、県産水産物の海外市場拡大事業についてお答えいたします。

県では、県産水産物の輸出拡大を図るため、地方創生推進交付金を活用し、平成29年度から県産水産物の海外市場拡大事業を実施することとしております。事業内容としては、１、輸出量増大に向けた資源量調査として、ナマコの有望対象種の資源量調査、２、輸送技術の確立として、ストックヤードを用いた水産物集出荷実証試験及び鮮魚のこん包手法の開発、３、海外市場拡大マーケティング戦略の構築として、海外やインバウンドを含めた、レストラン等の消費動向調査の実施などとなっております。

県としましては、漁業関係団体などと連携し、県産水産物の輸出の拡大に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　御答弁ありがとうございました。

再質問をいたします。

沖縄県の労働環境の改善のために御尽力されているんですが、知事も施政方針の中で、まだ課題が残っているということをおっしゃっておりました。改善はされているんだけれども、経済も好況な推移でいっているんだけれども、まだまだ課題があるということは、これは参議院の調査の報告があるんですが、「沖縄県の労働市場は、改善傾向にはあるものの失業率は高止まり、若年者の高い離職率、非正規雇用の増加等の課題を抱えている。そのため企業の人手不足感が高まり、雇用問題が沖縄県経済の制約要因となることが懸念される。」ということなんです。やっているんですが、まだまだ非正規率は、全国的にも高い傾向にあるということなんです。これは知事を先頭に、リーダーシップをとって、この雇用の改善にもっと力を入れていくべきじゃないかなということを考えているんですが、知事の見解はどうなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　非正規雇用に関してお答えいたします。

現在の雇用情勢は、昨年の平均で失業率が4.4％になっているという状況にございまして、大分改善してきたかとは思います。速報値で月別でやりますと３％台にも入ってきていますので、かなり人手不足とかそういうのもございますけれども、ただ、中身につきましては、それぞれ非正規雇用が高いとか、離職率が高いとかそういう環境がございます。それから賃金が安い、キャリアアップの機会が少ないとかというような労働環境の改善、そこら辺が課題となっております。そこら辺につきまして、今後とも力強く取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　これは、沖縄県労働局が発表している資料なんですが、非正規労働者は、平成24年44.5％から改善されてきているんですが、私、きょう、なぜこういう質問をやったかといったら、ことし

の１月、新年から沖縄タイムスで沖縄の「「働く」を考える」という連載記事が載っておりました。これを見てもこの連載の中にも、沖縄県の賃金は本土と比べて、相当な低さだということで、期間工で働いていて帰ってきたら生活が大変厳しい状況に置かれている沖縄の賃金の実態、それから雇用の条件もいろいろと法令違反に該当するようなものがあるとか、そういう記事が沖縄タイムスで連載されておりました。

こういうことを改善しない限り、沖縄県の企業の発展のためにもいろいろ心配される、懸念される材料があるということですから、沖縄県、翁長県政になって、そういう雇用の改善、それから賃金も上がってはきているんだけど、まだまだ、暮らしやすい、優しい沖縄県にはなっておりません。引き続きその面で頑張っていただきたいということをお願いしたい。

それから、正規雇用化サポート事業で正規採用３％改善されたということなんですが、これは、それぞれ改善率は高まっているのか、横ばいなのか、どうなんですか。商工労働部長。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　これは、この事業の成果でございまして、28年度から実施している事業でございます。今19事業者に対して取り組んでいるところでございまして、その会社自体の既存の職員に対する正規化率が３％向上するという意味でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　それから、この沖縄の非正規雇用の問題は、県庁、それから市町村の公務労働者の中にも非常に高いんですね。先ほど報告がありました、市町村では41.5％が非正規雇用だと。沖縄県は21.4％なんですが、県内の市町村の非正規雇用率は41.5％、もう半分近くが非正規の労働者。非正規の雇用の皆さんは、賃金では相当な差が出てくるわけですよね。

そういう意味では、沖縄県からみずから県庁内で非正規雇用率を少なくして、正規雇用をふやしていくと。それから県内の各市町村の中にも、公務労働者の職員も正規率を上げるようにということをやるべきだと思うんですが、商工労働部長、そういう指導はできるんですか、できないんですか。

○議長（新里米吉君）　企画部長。

○企画部長（下地明和君）　お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、市町村における非正規職員の任用については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、非正規職員の担うべき役割を考慮し、地域の実情に応じて、配置先や業務内容等を総合的に判断して任用しているものと考えております。具体的には、どの業務に、どのような任用形態の職員を充てるかについて、基本的に各市町村において判断されるものと考えております。

県としましては、市町村に対し、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適切に任用がなされるよう、引き続き助言をしていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　なかなか指導ができないという話なんですが、県内の賃金の実態も全国平均が30万円、沖縄県は23万円、全国平均の77.7％の賃金の実態だということですから、そこを上げるためにも、そういう賃金の実態も所得を上げるためにも、この最低賃金、引き上げるという制度もあります。そういうことは考えておりますか、商工労働部長。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　最低賃金につきましては、国の労働局のほうで労使、それから有識者を集めまして、本県に関しては決定しているところでございまして、いろいろ経済環境とかそこら辺を勘案しながら定めているというふうに聞いております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　次に、高校生の若者の高校中退について、ちょっと再質問いたします。

沖縄県の高校生の実態なんですが、これ文部科学省の調査によりますと、中途退学は936名、これ全国に比較したら４位です。中途退学936人です。それから、不登校は1301人、生徒1000人当たりにすれば27.8％が不登校の生徒が出てくるという実態があるんです。

先ほども答弁がありましたように、高校生のアルバイトの実態は、現在アルバイトをしているのが23.2％、以前したことがあるが12.4％ということのようです。その目的は、全日の高校生からの回答なんですが、家計のためにというのが35.1％、家計のためにアルバイトをせざるを得ないという子供たちがいるということなんです。そういう子供たちが中途退学の一つの要因になっていくと、それから不登校の原因にもなるということなんですが、そういう実態を改善するという、教育庁としての何か施策はございませんか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

教育委員会で把握していますのは、アルバイトが理由で不登校とか、中途退学という関連的なものは、ちょっと調査では明らかにはなっておりません。

ただ、アルバイトに関しましては、学業に支障のない範囲で保護者が認め、かつ、校長が許可したという中でやっておりますので、教育委員会としては、そういうことにはつながらないように配慮しながら許可しているというところだと考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　許可制ですが、許可制でも、これだけの生徒の皆さんが家計を助けるためにアルバイトをせざるを得ないという沖縄の一つの高校生の貧困の実態だと思うんですね。県も沖縄の高校実態の調査をやっておりますよね。子ども生活福祉部長、これはどうなっていますか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

今年度、高校生の実態調査をやっているところでございます。とりあえず、アンケートの集約は終わりまして、現在は、専門家、それと委託事業者によりまして最後の結果の分析等を準備しておりまして、今年度中に調査の結果等について公表する予定で今作業を進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　先ほど、教育長から校納金が納められない生徒に返済義務がない給付型の制度があるということで、これ非課税世帯は全て該当するんですか。先ほど、年間幾らかという、1100名ですか、対象になったのは。

○教育長（平敷昭人君）　休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

教育長。

○教育長（平敷昭人君）　平成27年度の数字を申し上げますと、これは通信制を除く数字ですが、県立高等学校の支給割合で申し上げますと３人に１人、今これは非課税世帯という形になりますけれど、３人に１人が今回の給付の対象になっております。ちなみに、全国の数字というのは公表されていないんですが、これは平成26年度の文部科学省の予算要求のときの考え方なんですけれども、この給付金を積算するに当たっては、生徒数の11.3％を対象として見込んでいまして、これから見ますと、沖縄県は全国の数字の約３倍が対象になっているというふうに考えられます。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　一つの制度として、新しくできたということは非常に評価をいたします。

これは琉球新報の平成27年12月の記事があるんですが、これは、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合と琉球新報が合同で実施しているアンケートがあるんです。ＰＴＡや教材費、校納金が払えない生徒がいるかという質問に対して、いると答えた教職員が68.5％というアンケートの結果が報告されている。それから家計を助けるためにアルバイトをしている生徒がいると思いますかという教職員への問いには、77.7％があるという、これは27年12月の琉球新報に記事が掲載されておりました。こういう実態です。

子供の貧困調査をしたというわけですから、子ども生活福祉部長、こういう子供の貧困の中の高校生の立場も対策を考えていくということが今後の施策でやるということですよね。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　県のほうで子供の貧困対策推進計画を策定しておりまして、ライフステージに応じてしっかり支援をやっていくというふうに定めています。その中で、当然ながら高校生の支援についても計画のほうに位置づけておりますので、教育庁ともしっかり連携をとりながら、支援対策については推進していきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城武光君。

○玉城　武光君　もう時間がありませんから、介護、それから認知症の問題、これもことしに入って介護の問題で沖縄タイムスの「「老い」を生きる」という連載、これを見たら沖縄県の今の高齢者の置かれている立場、それから施策をやるべきだというのが掲載されている。そういう施策をいろいろとやられているんですが、まだまだ実態としては不足ぎみだということで、こういう対策を早急に立てていただきたいことを申し上げて終わります。

以上。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ハイサイ　グスーヨー　チャー元気ですか。

宜野湾市からやってまいりました社民・社大・結連合の宮城一郎と申します。

本来でしたら、社民・社大・結連合の何番バッターとか言いながら登壇しているのが毎度なんですけれども、昨日、きょうで言うと２番バッターなんですが、昨日、この２番バッターをちょっと維新の２番バッターという感じでお茶わんとられまして、今着地する

ところを見失って、きょうまで何番バッターというのをどういうふうに使うか、結局思い浮かばずに今登壇しているところでございます。ただ、そういう中でも、前回11月の定例会でしょうか、同じ宜野湾市選出の先輩議員の方が、ちょっと前後は余り聞き取れなかったんですけれども、４番バッターと声高らかに御登壇いただきまして、このムーブメントが皆様にしっかり広がっていくのかなという期待をしながら、次回、同じもう一方の宜野湾市選出議員から御活用いただけるのではないかと、ひそかに期待しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほう、締まってまいります。

それでは、大項目の１、知事の訪米行動につきまして、私も去る１月31日からアメリカ合衆国ワシントンＤＣへの訪米団の一員として、４泊６日の日程を遂行してまいりました。沖縄の声を無視し続ける日本政府ではらちが明かず、当選以来、地方自治体の長でありながら、外交を展開する翁長知事を傍らで見ていて、もし私も県議選を勝ち残り議員となった暁には、いずれ私自身も外交にかかわらなければならないだろうと予感はしておりました。しかし、議員になってわずか200日余りで今回のような機会に恵まれるとは思っておりませんでしたけれども、今回の訪米活動は、私にとっても得がたい経験であり、そして大きな収穫になったと考えております。

知事を初めとする県の訪米団と私たち議員の訪米団は、現地でのスケジュールが異なっておりましたが、私たち議員のほうはＡ、Ｂ班に分かれて、連邦議員、補佐官、研究者に対して、沖縄の声を訴え、新政権情報、アジア情勢などの収集ができたことを収穫だと思っております。個人的に印象に残った点なんですけれども、私は初回の訪米時の状況を知る者ではありませんが、知事のおっしゃるとおり、環境は好転しているというふうに思われ、今回の面談者のほとんどが民主党、共和党問わず、私たちの陳情に真摯に耳を傾けてくれました。沖縄県民の本当の声を御存じない方が専らでしたが、一方で、沖縄からしばしば訪米団が来て、何やら日本政府から伝わる情報とは違うものがあるらしいぞという補佐官もたくさんいらして、事前に予習をして迎えてくれるケースもありました。

父親が在沖米軍で幼いころ沖縄に住んでいた経験がある補佐官、御本人自身がパイロットとして嘉手納に駐留した経験がある補佐官など、身を乗り出して今後についてのアドバイスをしてくれる方々もおりました。中には、これまでの沖縄の苦難の歴史に訴える、あるいは辺野古の美しい自然環境を守る観点、そういった訴えもいいんだけれども、そういったセンチメンタルな戦術ではなくて、もっと連邦議会には予算の面から現実的な論を展開するほうがより効果的であるよといったアドバイスもありまして、返還合意から20年たっても実現を見ない辺野古への新基地建設計画は、恐らく当初の予算を大幅に超過しているはずで、少なくとも連邦議会では、この再編予算が膨張している議論はなく、議会はこの手の刺激に敏感なので、日本の国会での議論喚起とともに、新政権にメッセージを届けるのも検討の余地があるよということでした。また、面談した共和党関係者から、新政権は、共和党議員との連携も希薄であり、共和党からの要職辞退者が続出するなど、乏しい選択肢の中から選ばれた閣僚陣は非常にもろいであろうという指摘もありました。いわんとすることは、閣僚ＡがＡというプランを打ち上げても、また別の閣僚Ｂさんがプランと整合性のないＢプランを主張するような、支離滅裂政権になるおそれがあるということです。朝令暮改を繰り返すであろうということで、事実、就任早々大統領補佐官が権力争いに敗れて辞任するなど、早速当初から混乱の兆候を見せているのがそのあかしではないでしょうか。

とはいえ、訪米団もこの成果におごることなく、２回目よりも３回目、３回目よりも４回目とステップアップ、ブラッシュアップを常に心がけなくてはならないと思います。例えば、今回議員団のチームは、補佐官や研究者への面談が主でしたが、次回からは、訪米経験のある議員は議員を中心にアタックする、初回の訪米経験の方は補佐官を中心にアタックする。そして、これまで議員を中心にアタックしていた県サイドの訪米団は、さらにその上の閣僚級にアタックしていく、そういったふうに、上へ上へと上がっていくような改善、そしてまた米国国民、報道、そういった横に広げていくようなアクションなど、さまざま考えていかなくてはならないと思います。

そこでお尋ねします。

(1)、今回で３回目を数える知事の訪米行動ですが、アクションプランの今後の展望をお伺いします。可能であれば、ホワイトハウス、連邦議会、研究機関、米国民向けといったカテゴリー別に御説明いただけると幸いです。

(2)、対米国以外に国連やアジア、日本国内向けに沖縄の現状に対する理解を広げていく計画はございますでしょうか。

(3)、昨年末のＭＶ22オスプレイ墜落事故に関連して、訪米中、連邦議会関係者から、乗務員の行方不明情報というものを耳にしました。不明確情報です。これの真偽につきまして、現在県が把握するところをお伺いいたします。

続いての質問です。大項目２です。在日米軍基地内の飲酒・酒気帯び運転の罰則について。

(1)、県内紙、12月31日付「在日米軍基地内　飲酒運転緩い基準」及び１月23日付「在日米軍　飲酒運転　基地内統計なし」について、県の把握するところをお伺いします。

昨年11月定例会の私の代表質問において、交通違反による罰金、交通違反による罰金、反則金ではない罰金の徴収について、検察庁の所管となっており、県警では把握していない旨の答弁がありました。

そこで、(2)、米軍構成員等の罰金未収について、沖縄県が総合的に把握する必要性はないかどうかお尋ねいたします。

続けて、大項目３です。普天間高校の旧西普天間住宅地区跡地への移転事業について。

(1)、財源確保のため、これまで内閣府と２回の意見交換を行ったが、計画実現のための努力として、交渉のための戦略、交渉頻度、熱意は十分であったとの認識かお伺いします。

(2)、11月25日の宜野湾市に対する回答以後、現在の宜野湾市の対応について、把握、連携はどのような状態なのか。

これは、いわんとするところは、昨年11月25日の宜野湾市に対する回答以後、宜野湾市は、例えば、普天間高校移転に向けての市単独で国に交渉に入ったですとか、あるいは普天間高校の移転は断念し、次の検討に入ったですとか、あるいは引き続き県側の交渉を見守っているのかといったあたりを宜野湾市と県は円滑な情報共有を持って連携しているのかというところをお尋ねするところです。

(3)、今後の県対応の方向性を伺います。

こちらもちょっと聞き方がざっくりしていて、意図がつかみづらい可能性がありますので補足いたしますと、上述(2)のように、もう今後は、教育委員会として国庫補助確保に向けての積極的な交渉は行わないのか、そうではなく、宜野湾市から上がってくる新案を待っているとか、そういうところをお尋ねするものです。

大項目４の那覇空港観光案内所の民間委託について。

(1)、今回の民間委託の方向性に至った理由と経緯を伺う。

これについて、さきの代表質問及び一般質問において、同様の御質問をされている方がいらっしゃいまして、御答弁としては、入域観光客の多様化するニーズに応えるため、平成29年度の試行期間として、最終的に民間委託へ移行させていくとの答弁だったと思います。再確認としてお尋ねします。

(2)、沖縄観光コンベンションビューローの自主財源についてお伺いします。

５、知事の政治姿勢について。

県政課題と市町村課題ですが、県政が抱える課題が市町村によっては必ずしも課題でないこともしばしばあり得ます。市町村が抱える課題は逆に漏れなく県政の課題であると私は考えています。県政は、その市町村において、そこに住む人たちにとって何が最重要課題なのか、重要度の順位はどうなっているかを的確に捉える必要があり、それを酌み取る方法として、選挙はよいバロメーターになるのではないでしょうか。県政、県知事においては、選挙で何が最大争点で繰り広げられるのか敏感でなくてはならないと思います。

そこでお尋ねします。

ア、去る１月の宮古島市長選挙、２月の浦添市長選挙がありましたが、それぞれの自治体有権者が最も重きを置いていた課題は何であったかを知事の所見をお伺いします。

イ、知事が考えるこれらの課題に、県政はどのような策を講じてきたのかお伺いします。

ウ、今後、各自治体の課題に、知事または県政はどのようにコミットメントしていくのか展望をお伺いいたします。

答弁を拝聴させていただきまして、再質問につなげていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　宮城一郎議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、大きな５番目の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、宮古島市、浦添市の市長選挙における課題及び県の対応についてお答えをいたします。５の(1)アから５の(1)ウまでは関連しますので一括してお答えをいたします。

それぞれの市長選挙において、有権者が何に重きを置いていたかについては、それぞれの地域の実情や有権者個々人の考え方によってさまざまであり、宮古島市における自衛隊配備の問題や、浦添市における那覇軍港移設の問題以外にも、地域経済や福祉、医療、教育等さまざまな課題が争点になったと考えております。

沖縄県としては、沖縄21世紀ビジョンに基づき、各地域の固有の課題や発展可能性など、地域の実情をきめ細かく把握した上で、各市町村と連携して、各地域の個性や特徴を伸ばしていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、他の部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事訪米行動についての御質問の中の、今後の知事訪米についてお答えいたします。

今回の訪米では、米国新政権が発足したこの時期に、昨年12月の埋立承認の取り消しに関する最高裁判決は数ある知事権限の一つについて判断が示されたにすぎないことや、判決確定後も、辺野古に新基地をつくらせないとの立場に変わりはないことなど、沖縄の正確な情報を伝えることができたことは有意義だったと考えております。今後の訪米については、米国新政権の体制や、米国の政策をめぐる連邦議会、シンクタンク等の動向を踏まえるとともに、普天間飛行場移設問題をめぐるさまざまな状況等を勘案し、時期や活動方法及びその内容について検討していきたいと考えております。

次に、沖縄に対する理解を広げていく計画についてお答えいたします。

米軍基地問題を初めとした沖縄県の課題解決のためには、国内外において、沖縄の実情等について理解を深めることが重要であると考えております。このため、全国知事会での取り組みに加え、知事のビデオメッセージや沖縄の米軍基地問題をわかりやすく説明したパンフレットを作成するなど、全国への情報発信を強化してまいります。また、国外におきましても、英語版ホームページの活用を初め、英語版パンフレットを作成し広く配布することを予定しており、これらの取り組みにより効果的に情報発信してまいりたいと考えております。

次に、墜落したＭＶ22オスプレイの乗務員が行方不明との情報についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、米軍から当該情報は正しくないとの回答があったとのことであります。

次に、在日米軍基地内の飲酒・酒気帯び運転の罰則についての御質問の中の、在日米軍基地内の飲酒運転の基準等についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会したところ、米軍の飲酒運転についての処分基準は、2016年４月に改定され、血中アルコール濃度0.03％以上の場合、最低１年の免許停止処分が科せられるとのことであります。なお、当該基準は、呼気中アルコール濃度に換算すると、呼気１リットル当たり0.15ミリグラム以上となり、日本における酒気帯び運転の基準と同じになります。また、改定前の基準については、米軍から回答がなく、米軍基地内の飲酒運転の統計については、対外的に公表できるものはないとのことであります。

次に、米軍構成員等の罰金未収状況の把握についてお答えいたします。

米軍構成員等の罰金未済の状況について、那覇地方検察庁へ照会したところ、統計については作成していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　普天間高校の旧西普天間住宅地区跡地への移転事業についての御質問にお答えいたします。３の(1)から３の(3)までは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えをさせていただきます。

普天間高校の移転につきましては、用地費や校舎建設費など大きな財政負担が見込まれることから、これまで教育庁内において慎重に検討してまいりました。また、内閣府に問い合わせるとともに、関係機関と調整、連携して、昨年の５月と７月に内閣府へ赴き、国庫補助の可能性について意見交換を行ってまいりました。11月25日、宜野湾市への回答――これは用地取得をするのかしないのかについて期限を付して回答を求められたものでございます。その回答以降、同市からの照会等はありませんが、同市においては、跡地利用計画の変更など、今後の対応についての検討がなされていくものと理解しております。

普天間高校の移転につきましては、現行の国庫補助制度上、移転整備に必要な財源の確保が困難であること、また、国からの特別な財源措置のめどが立たないことから、移転整備は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　那覇空港観光案内所の民間委託についての御質問の中の、民間委託の理由と経緯についてお答えいたします。

那覇空港観光案内所においては、増加する国内外観光客からの観光情報の問い合わせに加えて、旅行商品や宿泊予約の要望が増加する等ニーズが多様化してい

る一方で、県においては、第５次沖縄県観光振興基本計画で、観光案内所における旅行商品等の予約販売機能を付加する検討を行うこととしております。これらを踏まえて、県と沖縄観光コンベンションビューローで、那覇空港観光案内所のあり方について協議した結果、平成29年４月より県が案内所の運営主体となり、観光案内業務に加えて旅行業者を活用した旅行商品等の予約販売機能を付加する実証事業を行うこととしております。

次に、沖縄観光コンベンションビューローの自主財源についてお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローによりますと、平成27年度決算の経常収益、約48億5000万円のうち、県からの受託事業収益、指定管理料収益、受取補助金などを除くブセナ海中公園事業収益、コンベンションセンター施設の利用料金収益、賛助会員会費などの自主的な事業による収益の合計額は、約８億1900万円となっております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　御答弁ありがとうございました。

それでは、まず最初に、訪米行動についてのところで再質問させていただきます。

私がお話しさせていただいた中で、少し予算の面で今後の活動、訪米行動に生かしていったほうがいいのではないかというふうなところを触れさせていただいたんですけれども、ちょうど私たちが訪米していたさなかに、２月４日でしょうか、マティス・稲田会談が行われました。その会談の中では、在日米軍駐留経費について、日本の経費分担は他の同盟国の手本となるとの発言があり、大統領選挙中のトランプ氏の発言で、さらに駐留経費の負担を日本で負わなければならないのではないかというふうな恐々とした状況があった中で、一見マティス・稲田会談でのこの声明は、どうやらこれ以上、もう思いやり予算をふやさなくてもいいらしいなというふうなちょっと安堵感を与えたようであったと、私は感じております。

ただ一方では、昨日３月１日の県内２紙の報道によると、高江のヘリパッド工事は、当初予算よりも４倍とも６倍とも言われるほど膨張している。そしてけさの新聞によると、辺野古は既に2.2倍超になっているという中で、あの声明は果たしてそういうふうな受けとめ方でよかったのかなと。あれは今の負担額が適正という意味ではなくて、日本政府、ワンとほえればキャインとどんどんどんどん、じゃぶじゃぶ使ってくれるようなスタンス、これがお手本になるというふうに言っていたようにも感じられる気がするんです。

その辺、あの声明をどのように今受けとめていらっしゃるのか、解釈していらっしゃるのか、県の所見を御教示いただけたらと思います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時22分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私もおおよそ宮城議員と同様の感触を得てございました。やはり日本政府としては、駐留経費、応分の負担をしているというのが日本政府の基本的なスタンスだったと思いますので、そういった中で、お手本になるという表現には、日本政府としても安堵したのではないかというふうに感じたところでございます。ただ一方で、昨日、トランプ新大統領の方針等が示されておりますけれども、その以前にも、米国防予算を大幅に増加するというような話がある中で、果たして我が国が負担する米軍に対する予算についても、応分のままという、このままでおさまるのかどうかということについては、今後注視していかなければならないのではないかというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　続いて、在日米軍基地内の飲酒・酒気帯び運転の罰則についてというところでの再質問になります。

今、現状検察庁のほうに上がっていったものも統計とっていないということなんですが、Ｙナンバー車両、軍関係者の私たちの公道の使用、この交通税制上、私たち日本国民よりもはるかに安価な税金しか納めていないにもかかわらず、公道で交通違反を繰り返して、また地位協定上、本当にこの正しいパニッシュメントを受けているかどうかも、私たち県民は知るよしもないわけです。そういう中で、検察庁がとらないからといって、これを知る、把握することができなければ、今後の交通違反等に対しての県としてどう対応していくかというのも、議論もできないし、進めていくこともできないと思うんです。通年通して、繁忙きわまりない県の職員の皆さんに、またこれ以上働けと、仕事をふやせというのは心苦しいところでもあるんですけれども、ぜひこの願いをお聞き届けいただけないかどうか、公室長、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　私どもがこれは那覇地検、検察庁のほうに確認したことについてちょっと詳細にお答えさせていただきますと、先ほど基本的なものは統計については作成しないということなんですが、徴収不能決定となった件数については、お答えいただきまして、12件あると。ただその中には、米軍構成員等のものは含まれていないというような回答はございました。

今議員のおっしゃったことにつきましては、我々も関心を持って、今後対応しなければならないかなと思っていますけれども、今の時点はそういった状況でございました。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　それでは、普天間高校の西普天間住宅地区跡地への移転事業についてです。

今御答弁によると、11月25日の宜野湾市に対する回答の後、宜野湾市において新しい検討がなされているものと考えているということだったんですが、私、２月６日に西普天間地区の中を、対象地を宜野湾市まち未来課の御案内で見学させていただくことができました。その際に、まち未来課の話によると、まち未来課では、次の検討にはまだ入っていなくて、今しばらく県の交渉の経緯を見守っていきたいということだったんです。ですので、今の話ですと、県としては、宜野湾市にボールは投げてしまったおつもりかもしれないんですけれども、宜野湾市はまだボールが県にあるというふうにお考えのようなんです。どちらもそれをお互いにボールがあるんだというふうな状態で時間が経過していくと、非常にこの西普天間の計画自体に影を落とすことになるのではないかなというふうに考えています。すなわち、宜野湾市の今の考えを県は正確に把握していないというふうに言えると思うんです。ここでずっと時間ばかり経過して、支障除去期間が切れて、5000万に対する減税制度、そういったものも切れると、地権者も有効な譲渡というのが滞ってしまうと思いますし、その辺、今の現状をどうお考えなんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　２月６日の新聞は、私も拝見いたしました。視察をしている件です。昨年の11月25日までに回答を求められた文書、照会文の中では、実は、市のほうからは、仮換地の指定に向けて計画的な用地取得が必要でありますと。仮に用地取得を行わない場合、人材育成ゾーンの廃止を含め、跡地利用計画の大幅な見直しが必要となるため、現時点における用地取得計画は必要でありますと。25日までに回答してくださいというふうな話がありまして、それまでは、県のほうも財源の確保のめどが立たない中で、買いますという約束はできませんというのは申し上げている状態だったんですけれども、期限がもうここまでの期限で回答してくださいという話でしたので、この時点で移転整備は困難ですと、めどが立たないのでというふうに回答させていただきました。それで、その時点でもう最終的な回答をしたものと考えていたわけです。宜野湾市のほうは、当然それを踏まえて、計画変更が必要になりますのでと、買わない場合というのがございましたので、そういう手続になっていくと理解していたんですが、まだ見直しされていないということで、私どもも今その状況がどうなっているかというのはよくわからないと。市のほうに確認をする必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　ぜひ市と――今間違いなくお互いの思惑にそごがあると思うんです、ボタンがかけ違っていて。今、県としては、もうこれ以上内閣府と時間をかけてもできないならできないなどの結論をはっきりさせることによって次へ進めていく。ないしは、逆にもう一頑張りしてみるんだということを宜野湾市に伝えて、一緒に練り上げていく等々のやはり意見の交換と言うんですか、どのぐらい語り合っている頻度があるのかわからないんですけれども、今は間違いなくお互いがボールを持っていると解釈している状態だと思います。ぜひこういったことの解消に全力を持って当たっていただきたいということをお願い申し上げまして、所感をお伺いします。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　実は、内閣府と意見交換している中では、確かに一括交付金を活用した例は、宜野湾市のはごろも小学校という新設分離校に、本来国庫対象ではないんですけれども、用地取得に国費が認められた例がございます。ただ建物の新設分に関しましては、ハード交付金、そのハード交付金というのは、施設整備に入るときには、実際は文科省の補助事業の補助金という形で衣がえしますので、その制度の仕組みにのっとって、補助金の交付が行われるわけです。そういうことなんですが、今普天間高校に関して言いますと、運動場でありますとか、校舎の面積とかで言うと、確かに町の中に囲まれていて、狭隘という話はありますが、設置基準上は満たしていると。そう

いった中で、老朽化していない校舎もある中で、移転整備するという場合、国費の投入ができるのかと。内閣府でも決定打というのがなかなかないねという話があったわけです。そういった中で、この普天間高校の補助金制度の中、後は普天間高校の狭隘という理由で移転整備するという理屈はなかなか難しいんじゃないかというのがこちらの考えでありまして、これ例えを申し上げてあれなんですが、普天間高校の理由ではなくて、何らかの理由、移転せざるを得ない公益上の理由とかそういう何らかのものがないとなかなか厳しいのかなと。要するに普天間高校が狭いので、よりよいところに移りたいと、それで国費を充ててくださいというよりは、何らかのそういう移らざるを得ないような公益上の理屈みたいなものがあるのかどうかとか、そういうものが必要になるかもしれないと。これちょっとここで答弁するのがふさわしいかどうかわかりませんが、現在はその厳しい状況が依然としてあるというふうに理解しておりまして、いずれにしても、宜野湾市がそういう計画を変更していらっしゃらないとすれば、それがどういう考えなのかは少し確認をしてみる必要があると思います。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　４つ目の那覇空港観光案内所の民間委託について再質問させていただきます。

さて、民間委託の件なんですが、私も基本的に、そこに営利が発生して、その営利が公的機関に吸収されるよりも民間に移譲するほうが有意義だと考えている人間の一人であります。公的機関が吸収しても、それが有効に活用されるのであれば、またそれもよろしいんですが、たださまざまな環境、条件下で必ずしもその限りではないとも考えています。というのも、那覇空港の空間というのは、非常に集客力、訴求力があり、商いを営む者にとって、入域観光客の受け入れサービスは相当魅力的なものなんです。それで、入域観光客の受け入れサービスの充実のため、ビューローさんはあの場所を使用なさってきたわけなんですが、それを今回民間の営利企業に貸与する、それが例えばその企業が県内唯一無二の会社であれば問題はそれほどないと思うんですけれども、そこに競争を営む人たちを募集して指定するというところに、かなり強い公平性が担保されなければならないと思うんですけれども、その辺、今どのように御準備されているのか教えてください。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

那覇空港案内所の次年度の実証事業につきましては、２月20日に企画提案公募を開始しております。そこにおける委託する業務の内容の中で、公平公正な観光案内所として運営するようにということで、条件を付した上で、実際にそのスタートする際には、県と事前にそういった取り扱う商品について、協議を行うようにということを求めております。また、この案内所につきましては、実証事業ではございますが、８月までには、日本政府観光局が定めております外国人観光案内所認定制度などにおけるカテゴリーツーという、そういった外国人観光客を案内する、言語上の対応等々についての基準が定められています。加えて、そのカテゴリーツーの認定基準の中に、公平中立な観光案内所を行うことというのが入っております。そういう形で、県のその委託における考え方、そして外部的なところからは、そういった中立公正に答えるようにというような条件等々、これを満たした上で運営するようにという形をすることによって、実証事業におけるその公平中立を確保していきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　仮に、この業務を受託する企業、１社だと思うんですけれども、販売していく着地型旅行商品などはこの１社が造成している商品、独占する形になるんでしょうか。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　受託する事業者が旅行業者になるのかということについては、これは今後の選定作業の結果になりますが、必ずしもそうでない場合もあると想定しております。そこで、販売することになる旅行商品であったり、あるいは宿泊の予約といった機能については、これは先ほど答弁させていただきましたとおり、特定の事業者に偏らないようにという形で事前チェックをしていくということでございます。

○議長（新里米吉君）　宮城一郎君。

○宮城　一郎君　それらの商品等、もちろん選に漏れた業者にも均等に機会を与えるのも大事だと思いますし、またその商品の内容も、ラインナップもやはりおいしい商品とおいしくない商品とかもありますので、どこかに偏ることなく、利益の面についても、しっかりと公平性を保てるような形での運営のほうを願って、私の質問は終了させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

〔瑞慶覧　功君登壇〕

○瑞慶覧　功君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

会派おきなわの瑞慶覧功です。

これより一般質問を行います。

ユタサルグトゥ　ウニゲーサビラ。

１、知事の政治姿勢について。

ことし１月２日の東京ＭＸテレビ番組「ニュース女子」による高江のヘリパッド建設に関する放送で、抗議行動の参加者をテロリスト、犯罪者呼ばわりし、反対派が救急車をとめた、大多数が基地に反対とは聞かない、反対派が暴力を振るっている、振興予算が反対運動の現場に流れている、警察の指揮権が翁長知事にある、反対派の黒幕は在日韓国人の女性辛淑玉であるとする虚偽報道が問題となり、黒幕と名指しされた辛淑玉さんが放送人権委員会に申し立てを行っています。辛淑玉さんの見解の中で、一部抜粋して紹介します。

「１月２日に放送されたＴＯＫＹＯ　ＭＸ「ニュース女子」は、とにかく酷かった。」、「「ニュース女子」の手口は、基地反対運動について、徹底的にニセの情報を流すというものだ。　現場にも行かず、当事者にも取材をしない一方で、反基地運動によって迷惑をこうむっているというニセの「被害者」を登場させる。そして、「沖縄の反基地運動はシンスゴという親北派の韓国人が操っている。参加者はカネで雇われたバイトで、その過激な行動で地元の沖縄人は迷惑している」というデマを流して視聴者の意識を操作する。これは、沖縄の人々の思いを無視し、踏みにじる差別であり、許しがたい歪曲報道である。また、権力になびく一部のウチナンチュを差別扇動の道具に利用して恥じない「植民者の手法」でもある。」、「私も、沖縄の人々も、平和を希求する者は、一方的に攻撃されているのに、それが被害であること、ヘイト・スピーチであることを、被害者の側が実証しなければならないという理不尽な立場に立たされる。」、「歴史や文化は異なっているが、ウチナンチュも在日朝鮮人も、日本の国家体制によって植民地支配を受け、人間としての権利を保障されず、排除・差別されてきた。」、「そして、私は「殺せ」と言われ、沖縄の友人たちは「ゴキブリ」「ドブネズミ」「売国奴」「土人」と言われ、まとめて「反日・非国民」とくくられている。沖縄で起きていることは、私にとって他人事ではないのだ。」と見解を述べています。県内においても、差別意識に満ちた虚偽の内容を放送し、沖縄に対する誤解と悪意を全国に拡散したとして抗議声明が出されました。

伺います。

東京ＭＸテレビ番組「ニュース女子」の沖縄ヘイト問題について、知事の見解を伺う。

２、基地問題について。

コンターは、政府による防音工事や爆音訴訟における被害補償の対象を決める指標となるものであるが、全国調査は既に実施済みで、昨年11月、宮崎県の航空自衛隊新田原基地での見直しでは、住宅防音対象区域が１万2000ヘクタールから6000ヘクタールへ50％の減、対象世帯も１万4000世帯から9000世帯に約60％も減らされていることから、沖縄においても同様の動きになるのではないかと危惧されています。

(1)、住宅防音事業問題の解決に向けた住民総決起大会について見解を伺います。

ア、嘉手納飛行場周辺のコンター拡大及び告示の引き上げをすることについて。

イ、外来機訓練の増加などの特殊事情を勘案するよう求めることについて。

ウ、75W区域内の建具復旧工事を実施し、住宅防音事業予算を増額することについて。

(2)、第３次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団による沖縄防衛局のコンター見直しに関する要請書に対する見解を伺う。

ことしの３月末までに調査が完了するとのことであるが、Ｆ15からＦ35への切りかえ計画、ＣＶオスプレイ配備計画が浮上しているが、それでは新機種の騒音実態が反映されない。特に、ＣＶオスプレイによる低周波音の影響は、現行の環境基準における評価指数では考慮されていません。

ア、防衛大臣及び沖縄防衛局に対し、嘉手納基地周辺における騒音コンターの改定作業の中止を求めることについて。

イ、米軍機の騒音から住民の健康、睡眠、生活を保護することを目的とした騒音及び被害実態調査を実施することについて。

現在の環境基準はＬdenが使用されているが、人の健康を保護する基準となっていません。国は、2005年に対象区域、世帯を少なくするために、2001年のＷＨＯの指標Ｌnを無視し、Ｌdenを使っている。環境基準をＬnに変えるべきである。

ウ、環境大臣に対し、航空機騒音に係る環境基準についての見直しを求めることについて。

３、ヘイトスピーチ対策法について。

(1)、2016年５月24日に可決成立したヘイトスピーチ対策法について伺う。

(2)、連日、那覇市役所前や県庁周辺を大音量の街宣車で翁長知事や地元新聞社を誹謗中傷し、中国をシ

ナ呼ばわりして脅威をあおっている団体がいる。観光立県沖縄のイメージを大きく損ねている。ヘイトスピーチではないか。警察の見解と対応を伺う。

(3)、県民広場等で開かれている集会は、右翼の行き過ぎた妨害が目立つが警察の見解と対応を伺う。ヘイトスピーチ対策法は、不当な差別的発言は許されないことを宣言し成立したが、罰則はない。本邦の域外ある国もしくは地域出身である者、またはその子孫であって、適法に居住する者となっており、それには沖縄出身者やアイヌの人たちは入っていない。参議院での審議で野党は沖縄出身者やアイヌへの差別発言を正当化するとして削除を求めたが、与党が応じなかったとのこと。しかし、今現実として沖縄がヘイトスピーチにさらされている。

(4)、ヘイトスピーチ対策法では、適法居住要件によって沖縄出身者は対象とされていない。削除を求めるべきではないか。

４、政治的弾圧による不当逮捕・勾留問題について。

日本国際法律家協会は、声明の中で「政治的言動として保障されるべき市民運動に対して警察官や海上保安官が暴力をふるい、さらには刑事罰を利用して弾圧するなど、民主主義国家ではあってはならない野蛮な国家行為が安倍自公政権下では公然と行われていることを批判せざるを得ない。とりわけ沖縄平和運動センターの山城博治氏などを「公務執行妨害罪」、「傷害罪」、「威力業務妨害罪」などで逮捕、勾留、起訴するなど、沖縄で生じている政治弾圧に関しては、警察や検察、裁判所にも重大な責任がある。」と断じ、その他釈放を求める刑事法研究者56名の緊急声明や落合恵子さんを初めとするジャーナリスト、そして海外でもノーベル平和賞を受賞している世界最大の国際人権団体、アムネスティも釈放を要求し、ワシントンポストでも報道されています。

伺います。

(1)、微罪にもかかわらず、４カ月以上の長期にわたり勾留する理由、根拠は何か。

(2)、山城さんは悪性リンパ腫を患い、病院で治療を受ける必要がある。家族への接見も許されず、長期勾留することは人権侵害ではないか。

５、口きき、人事介入問題について。

(1)、真相究明は必要であるが、何より再発防止策が必要である。政治家や公務員の倫理規定を厳格化し、条例に定めるべきである。県教育委員会の教員採用、県の職員採用、公共事業等に係る口きき防止策について伺う。

(2)、教育庁人事のあり方について、適切な人事はどうあるべきか伺う。

以上、よろしく答弁お願いします。

○新垣　　新君　議長、ちょっと申し入れがあります。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

ただいまの瑞慶覧功君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後１時17分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

午前の瑞慶覧功君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　瑞慶覧功議員の御質問にお答えをいたします。

大きな３番目の、ヘイトスピーチ対策法についてに関する御質問の中の、ヘイトスピーチ解消法についてお答えをいたします。

いわゆるヘイトスピーチ解消法では、本邦外出身者に対する不当な差別的発言は許されないことを宣言しております。行うべき基本的施策として相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を定めています。

沖縄県としましては、不当な差別的言動、ヘイトスピーチの解消に向け、今後も人権啓発活動に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

〔子ども生活福祉部長　金城弘昌君登壇〕

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄ヘイト問題についてお答えします。

東京ＭＸテレビの番組については、平成29年２月10日に、放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）の放送倫理検証委員会で、同番組を審議入りすることを全会一致で決めたとされております。審議中の内容につきましては、コメントを差し控えさせていただきます。

次に、ヘイトスピーチ対策法についての御質問の中の、ヘイトスピーチ解消法の適用についてお答えします。

いわゆるヘイトスピーチ解消法は、近年の本邦外出

身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であること等に鑑み、制定されたものであります。このことから、同法の保護対象は適法に居住する本邦外出身者となっています。なお、参議院の法務委員会附帯決議において、国及び地方公共団体が特段に配慮すべきこととして、本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるという理解は誤りであり、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処することとされています。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君） 基地問題についての御質問の中の、嘉手納飛行場の騒音コンター等についてお答えいたします。２の(1)アと２の(1)イ及び２の(2)アは関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄防衛局によると、嘉手納飛行場の第１種区域については、最終指定告示以降30年を超え、最も経過年数の多い飛行場の一つであることなどから、現在、騒音コンター作成業務を実施しているとのことです。平成26年度から航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施していたところ、調査期間中にＦ22等の展開があったことなどから、調査期間を延長し、さらに現在は、過去の運用状況を反映した騒音コンターの作成に係る作業を進めているとのことであります。現在の騒音度調査の完了時期は、平成29年３月31日とのことであります。また、その結果については関係自治体へ十分説明していきたいとのことであります。

県は、昨年９月、防衛大臣に対し、現在進められている見直しにより、当該区域が縮小することがないよう配慮していただきたい旨要請したところであります。

次に、建具復旧工事及び住宅防音事業予算についてお答えいたします。

防音建具復旧工事の実施については、沖縄防衛局管内ではW値80以上の区域が対象になっていますが、２月22日の衆議院予算委員会において、稲田防衛大臣は、対象をW値75以上の区域に拡大することを速やかに検討し、可能であれば、来年度中に希望者の受け付けを開始すること等ができるよう調整したい旨、答弁しております。

県としては、渉外知事会や軍転協と連携し、住宅防音工事に係る予算の確保や騒音対策の強化・拡充について、政府に対し、あらゆる機会を通じて求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君） 環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君） 基地問題についての御質問の中の、騒音及び被害実態調査の実施についてお答えします。

嘉手納飛行場周辺の航空機騒音調査については、県及び関係市町村で連携して21地点において常時測定を実施し、平成27年度は８地点において環境基準値を超過しております。県では、航空機からの夜間騒音による基地周辺住民への睡眠妨害等の被害が懸念されていることから、環境基準の指標であるＬdenに加え、夜間の等価騒音レベルについても平成25年度から調査を実施し、公表しております。

県としましては、引き続き嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の実態把握に努めてまいります。

次に、航空機騒音に係る環境基準の見直しを求めることについてお答えします。

県では、環境基準の指標であるＬdenに加え、夜間等価騒音レベルや最大騒音レベル等の航空機騒音による睡眠妨害の評価に適した指標の検討及び当該指標による適切な環境基準の導入について、平成26年に環境省に要望しております。また、低周波音についても、航空機からの低周波音の発生に係る実態把握のほか、健康影響の評価や環境基準の策定について、環境省に検討を求めているところであります。

以上であります。

○議長（新里米吉君） 警察本部長。

〔警察本部長　池田克史君登壇〕

○警察本部長（池田克史君） ヘイトスピーチ対策法に関する御質問の中で、市役所前等での街宣活動がヘイトスピーチではないかとの御質問に対し、県警察の見解と対応についてお答えいたします。

議員御指摘の街宣活動が市役所周辺等で行われていることは承知しておりますが、これまでのところ、その活動がヘイトスピーチ法第２条の定義である「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」に当たるような事実は把握しておりません。

県警察といたしましては、街宣活動等を行う団体・個人に対して、街宣活動、デモ等を行う道路使用許可申請の際に、現場におけるトラブル等違法行為がないよう指導を行っております。なお、街宣活動、デモ等

の現場において、現に違法行為を覚知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処する所存であります。

次に、県民広場等で開催される集会への右翼の妨害に対する県警察の見解と対応についてお答えいたします。

県警察といたしましては、各種集会等に際して、右翼団体等の不穏な動向を把握した場合には、右翼街宣車の接近に備え、所要の体制を構築した上で、現場に警察官を配置し、事件・事故等トラブル防止のため、警備に当たっております。

また、右翼団体等に対しては、現場において、街宣車の運転者や同乗者等の関係者に対し、指導警告を徹底しており、同関係者らが現場警察官の指導警告に従わず違法行為を行った場合には、厳正に対処する所存であります。

次に、勾留の理由、根拠等についてお答えいたします。４の(1)と(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

沖縄平和運動センター議長の山城博治被告については、県警察において、北部訓練場付近等における器物損壊罪、公務執行妨害・傷害罪で逮捕したほか、キャンプ・シュワブ工事用ゲート付近における威力業務妨害罪で逮捕し、個々の事件について所要の捜査を実施の上、検察庁に事件送致しております。

その後の勾留、起訴、接見禁止等の処分については、県警察が答弁する立場にはございません。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　口きき、人事介入問題についての御質問の中で、口きき防止策についてお答えをいたします。

現在の沖縄県職員倫理規程は、一般職を対象とし、主に贈収賄の防止を念頭に、職務に利害関係のある業者等との接待、金品や利益の授受等を禁止することを定めております。また、いわゆる口ききの防止対策については、平成28年８月に他県が行った調査によりますと、28都府県において口きき防止のための対応要領等を作成しているところであります。

本県においても、現在、他県の詳細な状況を調査しているところであり、今後、設置を検討している調査委員会等において議論していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　口きき、人事介入問題についての御質問の中で、教育庁人事のあり方についての御質問にお答えいたします。

教育委員会は首長から独立した合議制の執行機関となっており、職員の任免その他の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により、教育委員会の職務権限となっております。

教育庁人事については、県教育委員会会議において、人事異動方針に基づき適切に決定されるべきものと理解しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　再質問いたします。

初めに、２月23日、嘉手納飛行場の周辺住民２万2048人が国を相手に夜間・早朝の米軍機飛行差しとめなどを求め、2011年４月に提起された第３次嘉手納爆音訴訟の判決が出ました。判決は、本旨である夜間・早朝の飛行差しとめについては、第１次、第２次訴訟同様、米軍に日本の法支配は及ばないとする第三者行為論で門前払いされ棄却されました。原告団は静かな夜を取り戻すまで差しとめ訴訟を継続する決意です。見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐる第１次及び第２次訴訟の判決を踏まえますと、騒音被害等に苦しむ原告の過去分の損害賠償が認められたことは当然のことでありますが、原告の主張の一部のみを認めるものとなっており、戦後71年を経た今もなお依然として過重な基地負担が県民生活や本県の振興開発にさまざまな影響を与える状況は、まことに残念であります。報道によりますと、原告は控訴する方針とのことでありまして、県としては、引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

嘉手納飛行場周辺の航空機騒音については、米軍再編に伴う一部訓練移転により、一時的な軽減が認められるものの、外来機のたび重なる飛来など、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音を初めとした負担軽減を日米両政府に対し、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　次に、ヘイトスピーチに関連して伺います。

大阪府府中市の国有地が学校法人森友学園に格安で払い下げられ、国会でも取り上げられ、今大問題と

なっています。名誉校長は安倍首相の夫人で、校長を務める同学園の籠池理事長は、右派組織日本会議大阪の運営委員を務める人物とのこと。教育理念として、日本人としての礼節を尊び愛国心と誇りを育てると掲げ、運営する幼稚園では、園児に国に尽くすことを定めた戦前の教育勅語を暗唱させ、軍歌も教えているとのことです。その森友理事長のホームページに翁長知事が名指しされ、親中国派で娘婿もシナの人、知事は中共の手先かもしれないと記載されているとのことです。

知事の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　瑞慶覧功議員の御質問にお答えいたします。

私も先日の新聞記事で見まして、森友学園の理事長がホームページで私のことを親中国派というような形で、中共の手先かもしれないと記載したということで大変びっくりもしますし、このようにして拡散していくんだなというふうに思っているわけです。インターネット上で私と中国との関係や家族のことなど、これまでも事実と異なるさまざまな話が多数掲載されております。去年の２月定例会ですか、ここで私と中国との関係がございました。特に娘のことに関してありましたが、私の娘は、１人はずっと沖縄にいますし、１人は関東のほうにいて、そして２人とも中国には一度も行ったことがないんです。一度も行ったことがないのに、向こうの婿さんがいるなどということは考えられない上に、中国に留学していると。これがもうネットでぐーんといって、これはと思うんですが、こんなこと相手にしておったのでは話になりませんので、私もそのことについて対応はしていません。これら事実無根の個々の話について特に意見は述べませんが、反論することも考えておりません。責任ある立場、今言う理事長さんのように責任ある立場の方々におかれては、事実関係を確認した上で発言すべきでありまして、ネットに載ってしまったら終わりというようなこの風潮に対しては、これは別に私だけではなくて、また皆様方もその意味ではそういう立場の方々でありますので、一度載ったら終わりというようなものでは、これはもう大変なことになるなというふうには思っております。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　本来なら名誉毀損だと思うんですけれども。

次に、ヘイトスピーチ対策法の附帯決議には「「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。」とうたわれている。県警の見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　警察本部長。

○警察本部長（池田克史君）　附帯決議については私も承知しておりますが、これはまさに当然のことを述べたまでありまして、警察として当然このとおりに対処いたす所存であります。

県警察といたしましては、法の施行に伴って、附帯決議を含むヘイトスピーチ法の目的や概要について、県警察職員に対して教育を行っているところであり、また、違法行為を認知した場合には厳正に対処することなどにより、不当な差別的言動の解消に向け取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　次に、口きき・人事介入問題について伺います。

去る２月20日、文教厚生委員会は安慶田光男前副知事を参考人招致し、教員採用試験などをめぐる介入疑惑の説明を求めました。委員会で安慶田前副知事は、これまでどおり改めて関与を否定しました。逃げることなく説明責任を果たしたと思います。

伺います。

県教育委員会は、当時の複数の幹部の証言をもとに、働きかけがあったことは否定できないと結論づけました。一方、安慶田前副知事は、直接の証言が諸見里教育長だけであり、自分への聞き取りもなかったことから、この調査結果に疑義を示しています。教育長、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　お答えいたします。

県教育委員会としましては、前教育長からの書面を受けまして、当時の幹部職員に面談の上、書面の内容を確認したところ、これを裏づける証言などがあったことから、１月24日火曜日に働きかけがあったと考えざるを得ないとの見解を発表したところであります。前副知事が自分にも意見を聞くべきであったと発言されたことについては、真摯に受けとめたいと考えております。今後、司法の場で争われていくことになりますので、その推移を注視してまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　野党議員の皆さんは、教育庁調査で

は口ききが証明されたと断じて、百条委員会の設置を求めていますが、その前に諸見里前教育長の参考人招致を行い、裁判の推移を見守るべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　お答えをいたします。

県としては、県民の信頼確保のためには、事実関係を明らかにする必要があると考えており、事実関係の解明等について、外部識者による調査委員会の設置を検討してまいります。設置時期等につきましては、教育委員会とも調整し、早期に事実関係の解明に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　今回、安慶田前副知事の辞任で、本当に県政にとって大変大きな存在を失ってしまったと思っています。辞職した理由について安慶田さんは、口きき疑惑が報道され、沖縄のみならず全国のマスコミが不当に口ききをしたことを前提とする内容の報道をしたため、知事は対応に追われ、事実を否定すればするほど騒動は収束するどころか、連日自宅に報道陣が押しかけ家族にも迷惑をかけた。そのため、一連の騒動を収束させるため、県政の安定を取り戻すには辞任するしかないと考え辞任したのであり、口きき疑惑を認めたからということでは決してありませんと述べております。

真相解明はこれからですけれども、今回の件については、マスコミの取材や報道のあり方にも問題があると思います。場合によっては、人の人生まで奪ってしまいます。取り返しがつきません。スクープ合戦にならないよう慎重を期していただきたいと思います。

次に、退職手当について。

条例に基づいて２月20日付でこの支給差しとめ処分となっています。１年以内に支給、不支給を判断するとしていますけれども、何をもって判断するのか伺います。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　先ほど外部識者による調査委員会の設置も検討するということでございまして、その検討調査委員会の調査結果も踏まえて、最終的には知事のほうで御判断をして、その辺の支給、不支給の判断をしていくというところでございます。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　これは今裁判になっているんですけれども、その裁判の結果は考慮されますか。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

○総務部長（金城　武君）　裁判の結果が１年以内に、もしそういう結論といいますか、判決が出た場合は、それも踏まえて判断されることになろうかと思います。

○議長（新里米吉君）　瑞慶覧　功君。

○瑞慶覧　功君　私は安慶田さんを信じております。裁判でぜひ疑惑を晴らしてほしいと思っております。

知事、これまで県政のために頑張ってこられた安慶田前副知事に対して、一言あればよろしくお願いします。

よろしいです。いろいろ裁判の関係もあると思うので。

最後にですけれども、政治的弾圧による不当逮捕・勾留問題についてです。

山城議長は、保釈請求が那覇地裁で２度棄却されて、そして最高裁に特別抗告を申し立てていたんですけれども、それも認められませんでした。人権を守るべき裁判所が、国家権力の手先に成り下がっています。アメリカでは大統領令に対して、入国審査問題で毅然たる態度で臨んでおります。それに比べると本当に情けないと思います。この問題は、世界中が注目しております。政治的弾圧、不当勾留が続けば続くほど、山城博治さんはガンジーやマンデラ、瀬長亀次郎さんのように、平和運動、人権運動の象徴となるでしょう。そして、安倍政権は独裁国家として世界に知れ渡ることになります。

以上、見解を述べて質問を終わります。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

〔玉城　満君登壇〕

○玉城　　満君　玉城満でございます。

この前、ニュースを見ているとユーフルヤーがもう沖縄県に１つしか残っていないということで、これも沖縄市に。僕ら小さいころはユーフルヤーをプールがわりに楽しんだものですけれども、このユーフルヤーというのは、本当に文化の巣窟だったんですね。これは何が言いたいかというと、もう本当に地域のおじさん、おばさん――おばさんのところまでやってください、男性と女性分かれているから。地域のおじさんとか、そして親であるとかドゥシグヮーターとか一緒にお湯に入って、やっぱりすごく何というのか家族的な雰囲気になったものです。だんだんだんだんこのユーフルヤーが少なくなってきて、核家族化になってきて、昔皆さん覚えていると思いますけれども、ヤマトあたりでは、ピアノ殺人事件というのがありましたね。だんだんだんだん生活空間が狭まってきて、ここで本当にすばらしい演奏をしているんだけれども朝から晩まで隣からピアノの音が聞こえるものだから、つ

い相手を殺してしまったという事件があったんです。ウチナーも最近そういうふうになってきて、三線の音がうるさいからボリューム下げてくれと言ってくる人もたくさんいるんです。

本当は、これは何かといいますと、昔みたいにお家とお家が適度に離れていて、ここで三線弾いたらこれが風に乗って２軒ぐらい隣まで聞こえてきて、チューヤ　アヌ　タンメーガ　ヒチョーミセーサヤーというような本当に地域の薫りだったんですよ、この三線。

何で三線の話をするかといったら３月４日は三線の日でございますので。沖縄に来てもう600年になるんですけれども、この三線がなければウチナーはどうなっていたのかなと。今の文化とか芸能なんか本当にこれあったのかなと。最初に三線を沖縄に持ってきた方に本当に感謝したいなと思っております。

あるときウチナーの三線とヤマトの三線と中国の三線、共演したことがあるんです。たまたまそのプロデュースをする機会があったものですから、この共演したときに中国の型に、全く似ているんですよ、ニシキヘビみたいに。中国は大三弦というのと小三弦というのがあるんですけれども、この中国の奏者の方にウチナーでは三線のことをサンシンというんだけれども、中国では何というんですかと言ったらサンシーンと言うんですね。全く同じ、本当に兄弟だなという感じがしました。それがヤマトに行って、カーも違っているんですよ、向こうはマヤーだったりイングヮーだったりしているけれども、三味線になったり蛇皮線とかという言い方になっていくわけですね。やはり沖縄から上に上った文化というのも結構あるんじゃないかなと僕は思っております。

よく僕はチャンプルー文化にこだわるんだけれども、何回か、私の師匠の照屋林助さんという方が――間もなく７年忌を迎えるわけでございますけれども、彼がよく言っておりました。チャンプルーの起源、これは何かというと、インドネシアでチャンポール、ウチナーンカイチャーニ　チャンプルー、アンサーニ　長崎でちゃんぽん、アンサーニ　関東行ってちゃんこになっているんだよと。もう言われてみると本当にそうだなという感じがしてしようがないわけでございますけれども。ユーフルヤーから三線の話になってしまいましたが、そろそろウチナー文化は、やっぱり大切にしていかんといけないなということをこの我ら沖縄県議会もしっかり肝に銘じてやっていただきたいなと。そして私もそういうふうにやる覚悟でございます。

それでは質問いたします。

１、知事の政治姿勢について。

(1)、沖縄問題の本土発信手法について伺う。

(2)、沖縄の自立経済に向けた知事の意気込みについて伺う。

２、アジア経済戦略関連について。

(1)、海上物流の現状と課題について伺う。

(2)、アジアに向けた沖縄物産の輸出の現状と課題について伺う。

(3)、沖縄磁力（海外企業の進出）の現状と課題について伺う。

３、文化観光関連について。

(1)、Wi−Fiの現状と課題について伺う。

(2)、国内外ナイト事業の成果と課題について伺う。

(3)、ウチナー文化の普及促進について伺う。

４、公共交通関連について。

(1)、鉄軌道事業関連技術者育成について伺う。

(2)、ロープウエー導入について伺う。

５、環境関連について。

(1)、サンゴ礁の白化問題について伺う。

(2)、県内漁港に放置されている廃船について伺う。

６、教育行政について。

(1)、いじめ問題の対策と課題について伺う。

(2)、各競技の県外派遣について伺う。

７、我が会派の代表質問との関連についてですが、平良昭一県議の10のかりゆしウエアの普及について(1)、(2)について、答弁はいただいているんですが、ここで関連の質問でございます。このかりゆしウエアをもう少し限定したところだけではなく、世界に発信することはできないのか、その件に関して、県の見解を伺いたいと思います。

それと、かりゆしウエアといえば、本当におじさんというイメージに今だんだんだんだんなってきているんで、それを若者向けにもう少しヤング感覚のかりゆしウエアを支援する考えはないか伺う。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　玉城満議員の御質問にお答えをいたします。

大きな１の知事の政治姿勢についてに関する御質問の中の、自立型経済の構築についてお答えをいたします。

沖縄県の経済が自立的に発展するためには、成長のエンジンである移出型産業が複数堅実に育ち、成長の翼である域内産業が活性化し、両者が連携、補完する経済構造を創出することが重要であると考えておりま

す。そのため、沖縄県アジア経済戦略構想推進計画に基づく、国際競争力のある物流拠点の形成や世界水準の観光・リゾート地の実現などに取り組むとともに、農林水産業、建設業、製造業などの地場産業、科学技術を応用した産業など、さまざまな産業を振興してまいります。さらに、各産業における商品やサービスの高付加価値化など、生産性の向上を図ることにより、自立型経済の構築に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄問題の本土発信手法についてお答えいたします。

沖縄県が抱える課題の解決を図るためには、全国民が、沖縄の米軍基地負担の実情や米軍基地と沖縄の経済との関係等について理解を深めることが重要であると考えております。このため、全国知事会での取り組みに加え、知事のビデオメッセージや沖縄の米軍基地問題をわかりやすく説明したパンフレットを作成するなど、全国への情報発信を強化してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジア経済戦略関連についての海上物流の現状及び課題についてにお答えいたします。

海上物流の現状として、国内向けは、東京、大阪、名古屋等に15路線、海外向けは、北米、台湾、東南アジア等に７路線が就航し、国際物流拠点の形成に向けて、国内外のネットワークの構築が進展しております。課題としましては、割高な輸送コストやリードタイムの長期化、沖縄からの移輸出が少ないことによる片荷輸送などが挙げられます。

県としましては、中国、台湾、沖縄の経済特区間の連携と、これを活用した物流関連ビジネスの確立や航空物流と連携したSea＆Airによるビジネスの創出など、課題解決に取り組んでまいります。

次に、県産品輸出の現状及び課題についてにお答えいたします。

沖縄から海外へ輸出された飲食料品を中心とする県産品等は、平成28年財務省税関貿易統計速報値で21億5000万円となり、平成27年の18億3800万円と比較して、約３億1200万円増加し、順調に推移しております。課題の一つとして、県内事業者は中小零細企業が多く、事業者単独での海外展開が困難であり、沖縄県を初めとした公的機関の支援が必要となることが挙げられます。

このため、県では、海外への渡航費助成や現地での物産展等の実施を支援するほか、航空コンテナを借り上げ、事業者へ提供する取り組みなどを行っております。

次に、海外企業の立地の現状及び課題についてにお答えします。

海外企業の沖縄立地に関する現状については、リゾートホテル、ＩＴ関連企業、自動車部品関連企業等の立地が進んでおります。一方、課題については、海外企業への情報提供やサポート等を行う体制の整備が挙げられております。このため、県では、海外からの投資や企業立地をサポートするビジネスコンシェルジュ沖縄を設置したところであり、今後、関係機関等と連携し、内容の充実を図りたいと考えております。

今後とも、アジア諸国と本県の相互発展につながる投資や企業誘致など、アジアの活力を取り込むよう経済戦略を推進してまいります。

我が会派の代表質問関連についての中で、かりゆしウエアの世界各地を視野に入れた展開についてにお答えいたします。

県では、かりゆしウエアの縫製事業者等に対して、イタリアで行われる世界最大級のメンズファッション展示会への出展などに対して支援を行い、ブランド力向上に取り組んでいるところであります。

県としましては、縫製事業者等と連携し、今後、海外の県人会や民間大使などウチナーンチュのネットワークを活用しながら、世界各地におけるかりゆしウエアのさらなる普及を図ってまいります。

また、若者向け、もしくは女性向けのデザインとか、商品開発向上に関しましては、現在も支援をしているところでございまして、今後とも業界と連携をとりながらかりゆしウエアの普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　文化観光関連についての御質問の中の、Wi−Fiの現状と課題についてお答えいたします。

Wi−Fiは、国内外の観光客がインターネットを介して現地の観光情報を入手する重要なツールとなっておりますが、Wi−Fi環境に関する外国人の満足度は低く、利用場所の少なさについての指摘が多くなっ

ております。そのため県では、今年度から、民間事業者と連携して、国内外の観光客が無料で接続できるBe. Okinawa Free Wi−Fiサービスを開始しており、ことしの１月末時点で県内の約4500施設でサービスの提供を行っております。また、産学官の19機関で構成する沖縄県 Free Wi−Fi統合環境整備推進協議会を設置し、さらなるエリアの拡充と安全性や利便性の向上等に取り組んでおります。

次に、国内外ナイト事業の成果等についてお答えいたします。

県では、今年度、国内において東京、大阪、海外において台湾、香港、韓国で知事等によるトップセールスを実施しました。航空会社の役員等への面談や沖縄ナイトの開催を通じて、これまでの送客のお礼とさらなる交流拡大について有意義な意見交換を行いました。また、観光セミナーや商談会、観光と物産の連携プロモーションは、今後の誘客や物産展開等につがるものと考えております。国内外からの誘客数は順調に推移しておりますが、今後は、高付加価値商品の造成や富裕層の誘致を図ることが、世界水準の観光・リゾート地の形成において重要であると認識しております。

次に、ウチナー文化の普及促進についてお答えいたします。

県としましては、誇りある豊かな社会の実現に向けて、先人たちから受け継がれてきた沖縄文化を継承・発展させていくことは非常に重要であると認識しております。そのため、沖縄文化の基層であるしまくとぅばの普及継承の中核的機能を担う、しまくとぅば普及センター（仮称）を平成29年度に設置し、官民連携による実効性のある普及活動を展開していくこととしております。また、沖縄空手の振興については、空手振興ビジョン（仮称）を策定するとともに、今月供用開始する沖縄空手会館を拠点に受け入れ体制の強化と交流拡大を図ってまいります。さらに、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居や三線音楽等の沖縄文化についても、人材育成や活動基盤の形成等に取り組んでまいります。

次に、公共交通関連についての御質問の中の、ロープウエー導入についてお答えいたします。

沖縄の自然景観を楽しむ施設としてロープウエーが導入された場合、沖縄観光の新しい魅力として話題性のある施設となり、新たな観光資源としての活用が期待できるものと考えております。ロープウエーの導入については、現時点で市町村や民間事業者等からの提案はありませんが、今後、具体的な相談があった場合は、実施主体や整備手法等について、意見交換していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

〔土木建築部長　宮城　理君登壇〕

○土木建築部長（宮城　理君）　公共交通関連についての御質問の中の、鉄軌道事業関連技術者育成についての御質問にお答えいたします。

県内建設技術者の軌道建設の技術力については、類似する都市モノレール整備事業を通して蓄積されるものと考えております。また、沖縄都市モノレール株式会社においては、これまでにＪＲなどからの技術協力も得ながら、運行システムの整備等、安全輸送を積み重ねており、運輸に当たる人材の育成が図られてきたと考えております。

土木建築部としては、沖縄都市モノレール株式会社において育成された人材の活用も勘案しながら、関係部局や業界団体、教育機関等と連携して、鉄軌道事業に向けた人材育成について、意見交換していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

〔環境部長　大浜浩志君登壇〕

○環境部長（大浜浩志君）　環境関連についての御質問の中の、サンゴの白化問題についてお答えします。

昨年発生した高海水温等の影響によるサンゴの白化現象については、海域によって状況の差はあるものの、本県のほぼ全海域で確認されております。今年度の環境省のモニタリング調査によると、最も被害の大きかった石西礁湖海域の平均白化率は96％、平均死亡率は54％となっております。また、沖縄島周辺海域の白化率は15％、死亡率は７％に対し、宮古、八重山周辺海域では、白化率は63％、死亡率は31％となっており、沖縄島周辺海域に比べ影響が大きくなっております。

県では、サンゴの再生実証試験海域での海水温等のデータ分析やサンゴ種苗の遮光試験等を実施しており、環境省や沖縄科学技術大学院大学等の関係機関と情報共有するとともに、今後の白化対策に活用してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

〔農林水産部長　島尻勝広君登壇〕

○農林水産部長（島尻勝広君）　環境関連についての御質問の中の、県内漁港における廃船についてお答えいたします。

県内漁港における放置艇は、漁業就労環境の悪化、

景観の阻害、台風時の災害被害など、大きな課題となっています。そのため、県内87全ての漁港において調査を行い、県管理28漁港で317隻、市町村管理59漁港で360隻、計677隻の放置艇が確認されました。県では、５カ年計画に基づき、所有者不明等の放置艇146隻を処理することとしており、平成27年度はリサイクル処理等で40隻、28年度は37隻を処理しております。また、法的規制が可能な放置禁止区域の設定も進めることとしています。

今後も関係機関と連携し、放置艇の処理に向けて全県的な取り組みを行ってまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　教育行政についての御質問で、いじめ問題の対策と課題についてお答えいたします。

本島中部の中学校に通う男子生徒による暴力事件、その様子を撮影した動画がインターネット上に流れた事案については、大変ショックを受け、強い憤りを感じております。

県教育委員会では、いじめや暴力は絶対に許されることではないことから、教育長名で児童生徒の暴力行為防止とネットトラブル防止指導の強化についての取り組みを促す文書を発出するとともに、スクールカウンセラーを派遣し、被害を受けた生徒等のケアに当たっております。引き続き人権教育や情報モラル教育についての理解を深めるなど、関係機関と連携し、このような事案の防止に努めてまいります。

次に、各競技の県内外派遣等についての御質問にお答えをいたします。

中学校、高等学校の各競技の県内外派遣における出欠の取り扱いについては、文部科学省の通知文「児童生徒の運動競技について」の基準を踏まえ、学校教育への影響を総合的に勘案し、学校長が判断しているところであります。また、中体連、高体連に加盟している競技の派遣に当たっては、平成27年度の場合、中学生の九州大会参加者に対し、１人当たり3000円、全国大会で4200円の補助を行っております。高校生については、九州大会で7000円、全国大会で１万円の補助を行っております。なお、中体連・高体連に加盟していない種目については、中体連・高体連からの派遣費補助は行っていないところであります。なお、学校及び市町村の実態に応じて、それぞれの団体で補助を行う場合もあると聞いております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　沖縄問題の本土発信手法についてなんですが、基地問題オンリーで向こうに発信すると、どうしても避けてしまいたいというか何か直視できないという、そういう痛々しさがあって、多分本当は突きつけないといけないことなんだけれども、なかなか見てくれる方がいない。だから発信してもパスしてしまうと。僕は一番いいのは、何かというと、沖縄にこれだけ文化、芸能がある、沖縄の物産もあるんで、そういうものと一緒に沖縄の基地問題も発信していくという、そういう手法が必要じゃないかなと思うんですよ。九州で１カ所、四国で１カ所とか、近畿１カ所とか、関東１カ所とか、そういうところへキャラバンで北海道まで行くというような、これからはそういう発信イベントも必要だと考えるんですけれども、公室長どうですか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　全くそのとおりだと思っております。

やはり知事訪米の際にも、今回、沖縄コレクションという形でさせていただきましたけれども、その前後で紅型の展示会等があって、その開会には間に合わなかったんですけれども、その前にはそういった展示会等もやって多くの方がごらんになっていただいたということです。ワシントン駐在では、そういったこともお伝えさせていただいたりしてございまして、しっかりと沖縄の文化、芸能等、それから美しい自然、また独特の歴史等も含めて発信することは極めて重要だと思っております。

沖縄県のホームページもそういったことを意図してやってございますし、また、沖縄県がワシントン駐在のホームページにもそういったものを意識した形で、沖縄の歴史、伝統、文化等もあわせて発信する。また、沖縄のホームページに飛べるような、そういった工夫もさせていただいているところではございまして、玉城議員の御指摘をさらに受けまして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ホームページとかそういうふうな紙とかはわかります、パンフレットとか。ただ生で見せるということをどう思うかということなんです。やっぱりそういうのを企画して、生で見るということはいいじゃないですか。だって今若い人たちで一番人気のあるお笑い米軍基地ってあるんですよ。そういうのを本土の皆さんに見てもらうと。そして、今、修学旅行生もこっちに来たら、お笑い米軍基地を見る機会がふ

えたそうなんです。こういうことから始まっていくと、僕は、もっと浸透するんではないかなと。パンフ渡したから発信しました、インターネットで、ホームページで紹介したから発信しましたなんていうのは、もうこの手法は、あらゆる人たちがやっているんで、沖縄らしく、生で、ずっとキャンペーンしていくという、これをやっていただきたいんですね。知事、いかがですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時12分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

先ほど、知事公室長からワシントンでのイベントについて、少し紹介がありましたけれども、平成26年度からソフトパワー発信事業ということで、沖縄の歴史・文化、暮らしとかそういったものをしっかりとワシントン、特にそういった政治の中枢にある地の人々にしっかり発信していこうということで、３年がかりで紅型展というのを企画しております。200点ぐらいの例えば博物館や美ら島財団、那覇市伝統工芸美術館ですか、そういったところ等の所蔵しております紅型や関連する文物を紹介しまして、そこから紅型を通して沖縄の文化・歴史、さらには沖縄に対する親しみとか、あるいは加えて沖縄県民に対する親しみ、そういったことを醸成していこうと。そういうのを通して、沖縄を知っていただく、これが最終的にさまざまな問題に対する沖縄に対する理解につながるんだろうという形でやっております。

こういった事業については、今後また適宜、必要性等も検討しながら関係部局と連携を図りながら、またそこら辺の実施について検討ができればやっていきたいと思っています。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひ、取り組んでいただきたいですね。いろんな分野がやっぱり発信していくということのほうが、僕は絶対いいと思っていますので、ぜひ、工夫していただきたいと思います。

それで、アジアに向けた県産品の輸出ですけれども、部長、これアジアで一番今受けている沖縄の県産品というのは、例えば上位１、２、３位ぐらいまで、何が一番、今受けているんですか、沖縄物は。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　ちょっと今手元に詳しいデータは持っていませんけれども、従来ですと黒糖とか塩、そういうのに加えまして、最近ではオリオンビールが大分出ているということを聞いております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕は、この黒糖なんですけれども、前期に私は経済労働委員会にいて、この黒糖についていろいろと質問させていただいたんですが、なかなかグレードの高い黒糖というのが出てこないんですよね。今、本部にキンキンゴーヤーというのがあって、このぐらいのゴーヤーなんですけれども、１本2000円で売っているのがばか売れしているんですね、今、本当の話。多分、中国とか台湾の人というのは、沖縄の黒糖、大ファンなんですよね。だから金の延べ棒みたいな、これを１個１万円ぐらいの黒糖を思い切りチャレンジしてみたら、僕は絶対売れると思う。こういう商品開発にやはり県も生産者側といろいろ話し合って、沖縄の特産品をどんどん出したほうがいいと思うんです。もう本当に、そういう意味で、（発言する者あり）　売れているんだよ。こういうふうな黒糖とか、今、上位３つこれをどうやったらもっと売れるのかという、この沖縄の県産品をもう少し出せるようにしてほしい。要するに、今の物流というのは、ヤマトから沖縄に持ってきてアジアに出しているのがほとんどですよね。やっぱりウチナーから出していくというのをたくさんつくっていただきたい、それに参画していただきたいと。県の姿勢としてね。僕は、それぜひやっていただきたいと、これは要望しておきますので。

あと、鉄軌道の事業関連技術者育成についてですが、僕は、これ前々から言っているのは何かといいますと、やっぱりこれ土木の事業になっていくわけですよ。敷設工事であるとか、そういう工事の専門家を育成していかないと、全部丸投げして、地元企業があんまり参画できないんではないかということを言っているんです。だから、あらゆる分野でのその技術者を前もって準備しておかないと、近づいてから研修に行くとかというレベルでは、だめだと思うんですよ。もう10年、15年ぐらいかけて、そういう技術者を長い目でやはり育てていって、現場監督クラスであるとか指揮する人であるとか、そういう人たちを育成してほしいと言っているんです。やっぱり２番手ではなくて、ウチナーンチュが仕切っていくというふうなそういう技術者をぜひ養成してほしいんです。どう思いますか、部長。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

今、御指摘の件につきましては、他府県での鉄軌道系の敷設に関して言いますと、鉄軌道自体が施工実績を求めているというのがやはりほとんどです。

御指摘のように、沖縄県では、この軌道系というとモノレールに限定されますので、実際、鉄軌道ということになると、なかなか県内では実績を積むことはできない。これをどういう形でやはり経験を積ませて、将来的に沖縄県で施工していくことができるのか、今現在、明確なビジョンというのは持ち合わせておりませんけれども、引き続き関係団体と意見交換をしながら、検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これは、ぜひ取り組んでいただきたいですね。いろんな分野であると思うんです。ぜひ、もう今からでも遅くないと思っているぐらいですから、これ前々から言っていることなんだけれども、なかなか前に進んでない。ぜひ、これ取り組んでいただきたいと思います。

それと、このいじめの問題の対策と課題なんですが、教育長、この前那覇の調査、新聞に出ていましたね、四千幾らかの那覇のいじめの問題。ほんのちょっとしたことでも報告しなさいというやつ。あれは、確かに対策をしているというイメージはあるんだけれども、逆もあると思うんですよ。じゃれ合いまでいじめになっているんではないかと。僕らがワラバーしていたころは、タックルサリンドーとかシナサリンドーというのは、挨拶みたいなものだったんだ。今もうこれがいじめになってしまっている。こういうところの判断を誰がどうやってつけるんですか、これ。例えば、じゃれ合いもできなくなって、あとは話もできなくなっていく、こういう時代に突入しないかすごく心配になってきますよ。この辺、教育長どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　いじめの定義については、そのじゃれ合いとかそういうふざけというものまでも入っているんじゃないかという御指摘もありますけれども、基本的には、そういう行為を受けた、言葉であったり、暴力は当然いじめになりますけれども、そういう受けた側が不快に感じる、それはやめてほしいというものに関しては、基本的にいじめという形で分類しておりまして、そういうもので捉えるということで、ああいう数字になったのかなと考えております。基本的には、そういう一定の人間関係がある中で、その受けた側がそれをやめてほしいと感じる行為があるというのはいじめに当たるということで整理させていただいていると、線引きをさせていただいているということです。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　僕は、ＰＴＡの役員やっていたときに、いじめ問題をＰＴＡでちょっと話しようじゃないかといったときに、いじめた側の親といじめられた側の親とか全部会って話し合って、そして子供同士も会って、先生も立ち会ってということ、もう本当にＰＴＡで全部これやっていたんです。今、よく報道見ていると、先生に文句言いに行くだけの親がふえ始めているんじゃないかと。本来なら文句言いに行くんじゃなくて、一緒になって話し合いましょうというふうなそういうコーディネートが、今学校現場でできていないんではないかなという気がしているんですが、この辺どうですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　そういう問題は、確かに学校だけで解決できる問題ではない部分もあると思います。ですから、それを全て先生方だけで対応していると、今、多忙化と言われている中には、そういうもろもろの対応を全て学校で受けているということになれば、そういうふうに非常に先生方も追い込まれて疲弊していくのかなと思います。ですから、いろいろ昨今出ている飲酒でバイクとかそういうものは、学校だけじゃなくて、家庭や地域のそういう子供を育てる上での指導、育成というその力がやっぱり弱ってきているんじゃないかというものもあります。

教育委員会としては、直接かかわれるのは社会教育関係の団体とかその辺とも連携しながら、やはり地域とか家庭を巻き込んで、そういう子供の指導とか、またそういう加害した生徒も、それは懲らしめるという意味じゃなくて、基本的には指導して育成していくという視点も持ちながら、解決、そういうまた事案の防止に努めていく必要があると思います。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひ、これは先生だけが、校長先生とか、たまたまそれに直面した先生だけが対応するんではなくて、どんどん巻き込んでやっていただいたほうが、今いいような感じがします。ぜひ、これは頑張っていただきたい。

それと、先ほど説明があったんですが、各競技の県外派遣なんですが、中体連、高体連に加入している競技に関しては出席扱いになったり、中体連に加入していない、例えば野球で言えばボーイズとか、そして例えば囲碁、将棋であるとか、特別な競技がありますね。そういうものが例えば沖縄で１位になって全国大

会へ行くときに、やはり何も支援がなく、そして出席扱いにならないという、こういう陳情がこの前あったものですから、これは校長先生の裁量で全部決めるんですか。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　学校からも聞き取っておりますけれども、基本的には、文部科学省の通知文、児童生徒の運動競技についての基準というのがございまして、学校長が教育的意義があると認める場合に出席扱いをしていると。ちょっと漠然としておりますけれども、例えば大会の主催者でありますとか、参加の回数とか大会日程等も総合的に判断をして、出席扱いとするかどうかというのは決めております。中体連に加盟しているとか加盟していないとかという意味ではなくて、例えば、児童生徒の心身の発達から見て無理がないかとか、これもまた抽象的ですけれども、健康とか学力などを十分配慮する必要があるとか、保護者の理解を十分得るとか、例えば参加回数が多過ぎないかとか、その辺も見ながら判断すべきだというふうになっております。基本的には、確かにおっしゃるように校長先生が最終的な判断をしているところではございます。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　例えば、沖縄は一時期囲碁がすごく強かったんです。プロの棋士がすごく出たころがあるんですね。そのころは囲碁もすごく認められて、高校あたりでは今も部活もできているぐらいで、そういうふうな扱いを受けているんだけれども、中学とかでなかなか才能あるよという子が、そういう大会に行くときに、自費で行って、なおかつ出席の扱いにならないというケースがあることを、これを認識していただきたいなと思います。これはやっぱり校長先生の裁量で、将来やはり囲碁の世界で名をなすかもしれないと、そういう子かもしれないんで、そういうところから自分のその意欲をそがれていくというケースも出てくるんで、この辺の取り扱いは一生懸命やっていただきたいなと、気を遣って。

それと、最後ですが、教育長、かりゆしウエアなんですけれども、学校現場でかりゆしウエアを制服にするとかそういうふうな考えはございませんか。いきなりだから、済みません。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　かりゆしウエア、例としては、名護の屋我地のひるぎ学園ですか、小中一貫校がかりゆしウエアをたしか夏服の制服に取り入れていると思いますが、ちょっと基本的にその制服については、各学校で設定していきますので、例えば今ある制服を見直す中で、地元らしい、沖縄らしいものを踏まえて検討することは、学校の主体的な判断に委ねたいと思います。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　これぜひやってほしいです。そうしたら、若い人たちが、もう少しかりゆしウエアに親しみを持つと思いますので。

最後になりましたけれども、知事、自立経済の件なんですが、沖縄県の国税納税額が、2015年のデータで九州第３位なんですよ。恐らく、2015年ですから、あれから経済が相当こう行っているんで、僕はもう第２位になったという話をある方から伺ったんですが、九州で第２位の国税、これ3000億以上ですよね。3000億以上だから十分やはり僕らは国に貢献しているし、自立に向かっているんですよ、明らかに。だけど、平均年収が相変わらず九州でまだ最下位ということになっているわけです。これは、どういうことでそうなってしまっているのか、僕ちょっとわからないんですが。やっぱり第２位になるぐらい国税を納税しているのに、年収がこれだけ上がらない。どこかにやはりシステムのおかしさが、どこかでふぐあいがあるんではないかと思うんですが、その辺どう思いますか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　玉城議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今おっしゃるように、九州では２位か３位、たしか9000億円ぐらいの税金を納めていると思います。沖縄県は、Ａグループ、Ｂグループ、ＣグループということでＥグループまであるんですが、そこには、島根県とか鳥取県とか和歌山県とか、下位のほうの10県があるんですね。この10県の中で一つ一つ点検してみますと、沖縄県はその意味からすると、そう悪くはない。１人当たりの県民所得もある意味では人口が多いものですから、その9000億を144万で割りますので、そういったようなこと等も踏まえると、沖縄県の経済力は大変伸びてきているということがいろんな資料で示されております。ですから、よく本土の平均と言うんですが、本土の平均に比べて、最下位であって相当離れているというんですが、本土の平均は上に８しかないんですよ。東京とか大阪とか神奈川とか、９番目から残り47位までずっとその平均から下なんです。そのうちでも一番下であることは違いないんですが、それでも言われているようにいつも中央、本土の平均と比べるという話になるものですから、相当あ

るような感じがしますが、私どもの沖縄県より上と上と上ぐらいのものは、もう大体競ってきています。その意味から言うと、今のアジアのダイナミズムを取り入れて県経済が頑張っていけるという意味では、私は今踏ん張りどころではないかなというふうに思います。

○議長（新里米吉君）　玉城　満君。

○玉城　　満君　ぜひ、これが比例するように、やはり県民所得も比例するような、どこかにふぐあいがあると思いますので、それを県としてもいろいろと調査していただいて、ぜひ、所得を上げていただきたい。それができる今の県政だと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

2017年２月定例会において、行政一般に関し質問を行いたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてお聞きをいたします。

翁長知事就任から２年余りになりました。基地問題を初め経済、教育、文化、保健、医療、福祉と県民生活のさまざまな問題に取り組まれてこられました。本経済に関しましては、外国人観光客が急増して、そしてまた、沖縄へ立地をした情報関連企業などの数が順調に推移をしていると。そしてまた、那覇空港の国際貨物取扱量の飛躍的な増加等が見られて、確実に成長を見せているということにしております。

ことし６年目を迎える沖縄21世紀ビジョン基本計画のもと、今後も沖縄振興の良好なこの流れを、より一層加速を促す施策の展開、まずもって御尽力をいただきたいというふうにエールを送りたいと思います。

また、辺野古をめぐる新基地建設問題は、もちろん基地はつくらせないという基本のもとではありますけれども、地方自治の本旨、そして主権国家たる我が国の国際社会からの信頼が問われる問題というふうに大きく捉えて、この問題に取り組まれております。辺野古に新基地はつくらせない、この県政運営の柱に全力で取り組んでいるとしております。

ぜひ、頑張りを続けていただきたいというふうに思い、以下、質問を行いたいと思います。

(1)番、知事は、県政運営方針で、経済発展、生活充実、平和創造と３つの視点から施策を展開するとし、本県の山積する課題に臨む姿勢が強く感じられるものです。改めて県政運営に取り組む決意を伺いたいというふうに思います。

(2)番目、県は、2021年度までの観光客1200万人、観光収入1.1兆円へ目標を定めたとし、観光客の消費需要を取り込み、県内商業の活性化に期待がかかります。その一方で、宿泊施設や交通手段、その確保等受け入れ体制の充実が求められてくると思いますが、その取り組みについて伺いたいと思います。

(3)番目、知事は、普天間飛行場の「５年以内の運用停止を含めた危険性除去について、政府に強く求めてまいります。」としております。ここへ来て、安倍総理は難しい状況と困難視したとされています。閣議決定し、全力で取り組むとしながら放置した責任は重いと思います。県の見解を伺います。

(4)番目、知事訪米の件です。

知事訪米は、米国政府、連邦議会へ直接沖縄の現状を伝えるという点では意義深いものであります。知事自身、回を重ねるごとに変化が感じられるとしていますが、どのような感触を得られたのかお聞きしたいというふうに思います。

次に、雇用失業対策に関して伺いたいと思います。

県は、2016年の県内失業率が4.4％になったとしております。観光産業が好調で宿泊施設や飲食店、観光施設が雇用の受け皿になっていることが１倍を超える有効求人倍率や、完全失業率の改善につながったとしておりますが、量の改善にとどまらず、雇用の質の改善にも引き続き取り組むとしております。その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思いますが、まず(1)番目に、本県の雇用失業の現状はどうなっているのか。

そして、正規・非正規雇用労働者の実態はどうなのか。

若年者の離職率の高さ、そして求人と求職とのミスマッチ等の課題改善の取り組みについて伺いたいと思います。

最後に、この春卒業する高校生の就職内定について、状況はどのような状況なのか伺わせてください。

３番目は、米軍基地関係について、関連に関してお聞きいたしますが、防衛省は、嘉手納基地周辺の騒音コンターの見直しを計画しています。どのような見直しがされているか、また、その根拠について県の認識、そして説明はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

県は、政府へ米軍関係事件・事故対策協議会（仮称）の設置を求めたとしていますが、その内容について伺いたい。

ウチナー文化の普及促進に関してお聞きをします。

(1)番目、しまくとぅば普及センターの設置目的、活用の取り組みについて伺います。

(2)番目は、組踊、琉球舞踊等伝統文化を小学校から触れる機会も大事だと思うが、その取り組みについて伺いたいと思います。

５番目、我が会派の代表質問との関連については割愛をさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　仲宗根悟議員の御質問にお答えをいたします。

大きな１番目の知事の政治姿勢に関する御質問の中の、県政運営に取り組む決意についてお答えをいたします。

私は、知事就任以来、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点から、公約の着実な実現に向けて取り組み、そのほとんどに着手し、推進しているところであります。

経済発展については、沖縄県アジア経済戦略構想の推進計画に基づき、観光・リゾート産業や情報通信関連産業などのリーディング産業の拡充・強化を図るとともに、国際物流拠点の形成に取り組んでまいります。

生活充実については、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置するとともに、沖縄子どもの未来県民会議を立ち上げたところであり、県民運動として子供の貧困問題の解消に向けて取り組んでまいります。また、子供の学力向上や空手発祥の地・沖縄の世界への発信、離島地域の活性化などにも積極的に取り組んでまいります。これまでの取り組みにより、入域観光客数は４年連続で過去最高を更新し、観光・リゾート産業の関連産業を含めた経済波及効果は１兆円を超えました。情報通信関連産業の生産額は4000億円を突破するなど、県経済は好調に推移しております。また、年平均の完全失業率は平成27年が5.1％、平成28年が4.4％と改善し、有効求人倍率も復帰後初めて１倍を上回ったほか、小中学校の学力テストにおける全国平均との差など、改善の傾向が顕著な指標も出てきており、県政運営の成果は着実に上がりつつあります。引き続きアジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性と、ソフトパワーなどの強みを生かし、県経済の発展及び県民生活の向上につなげてまいります。

平和創造については、辺野古新基地建設に反対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還、危険性の除去に全力で取り組んでおります。日本の安全保障については、日本国民全体で考えるべきとの沖縄県の主張に対し、国内外における理解が広がりつつあり、全国知事会においても、米軍基地負担に関する研究会が設置されたところであります。今後も引き続き日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設などを粘り強く働きかけてまいります。

次に、訪米の所感についてお答えをいたします。

今回の訪米においては、連邦議会議員、国務省・国防総省など合計31名との面談を行い、ジョージ・ワシントン大学における公開セミナーなどの場面で、引き続き辺野古新基地建設に反対していく県の姿勢や現状について伝えることができたことは大変意義のあることでありました。昨年、一昨年の訪米と比べても、面談した連邦議会議員と活発に議論を交わすことができ、私の主張に対する理解が進んだと感じております。

その他の御質問につきましては、部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長　前田光幸君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　知事の政治姿勢に関しての御質問の中の、観光客1200万人等の受け入れ体制についてお答えいたします。

県では、現在、第５次沖縄県観光振興基本計画の見直しを行っており、入域観光客数1200万人等の目標値の上方修正について、沖縄県観光審議会に諮問しております。新たな目標値が正式に決定した後、目標達成に向けた施策の工程表である沖縄観光推進ロードマップに、必要となる空港・港湾や公共交通の機能拡充、宿泊施設の充実、多言語対応等の施策を反映させ、国及び県の担当部局、港湾管理者、空港ビル管理者などで構成する沖縄観光戦略実行会議において、各施策の進捗状況を確認しつつ連携を図ることにより、受け入れ体制の整備に着実に取り組んでまいります。

次に、ウチナー文化の普及促進に関しての御質問の中の、しまくとぅば普及センターの設置目的等についてお答えいたします。

県においては、しまくとぅば普及の中核的機能を担う、しまくとぅば普及センター（仮称）を平成29年度に設置し、官民連携による実効性のある取り組みにより、各地域におけるしまくとぅばの普及継承を一層促進させていきたいと考えております。同センターの具体的な取り組みとしては、普及に携わる人材の育成、人材バンクの設置や活用のコーディネート、講習会や出前講座の開催、各地域や職場等で活用できる会話集や実践マニュアルの作成のほか、しまくとぅばに関する情報提供やアドバイスを行う総合窓口としての機能を担うことなどを予定しております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

〔知事公室長　謝花喜一郎君登壇〕

○知事公室長（謝花喜一郎君）　知事の政治姿勢に関しての御質問の中の、普天間飛行場の５年以内運用停止についてお答えいたします。

県は、辺野古移設の進捗にかかわらず、普天間飛行場の５年以内運用停止等を求めてきたところであり、辺野古移設が前提ではないと考えております。政府が普天間飛行場周辺住民の生命財産を守ることを最優先にするならば、政府の責任において同飛行場の５年以内運用停止を実現すべきであります。

県としては、世界一危険とも言われる普天間飛行場の固定化は絶対に許されないと考えており、引き続き政府に対して、同飛行場の早期返還及び危険性の除去を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地関係に関しての御質問の中の、嘉手納飛行場の騒音コンターの見直しとその根拠についてお答えいたします。

沖縄防衛局によると、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく嘉手納飛行場の第１種区域については、最終指定告示以降30年を超え、最も経過年数の多い飛行場の一つであることなどから、現在、騒音コンター作成業務を実施しているとのことです。平成26年度から航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査を実施していたところ、調査期間中にＦ22等の展開があったことなどから、調査期間を延長し、さらに現在は、過去の運用状況を反映した騒音コンターの作成に係る作業を進めているとのことであります。調査の完了時期は平成29年３月31日とのことであり、また、その結果を関係自治体へ十分説明していきたいとのことであります。

次に、米軍機による事故等に係る新たな協議機関についてお答えいたします。

昨年、ＡＶ８ハリアーやＭＶ22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生しました。沖縄県は、そのたびに抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種の飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いており、県民の不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

県としては、このような事件・事故が発生した際、政府がその状況や原因についての調査結果を県に説明し、県からの意見を踏まえ、その意見を十分に反映させるなど、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保する新たな仕組みが必要と考え、政府に対し、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする協議会の設置を要請したところであります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　雇用失業対策に関しての、沖縄県の雇用失業の現状についてにお答えいたします。

総務省の労働力調査によりますと、平成28年の就業者数は67万9000人となり、前年の66万4000人と比べ１万5000人増加しております。完全失業率は4.4％となり、前年の5.1％と比べ0.7ポイント低下しております。平成28年の沖縄県の有効求人倍率は0.97倍となり、前年の0.84倍と比べ0.13ポイント上昇しております。このことからしますと、沖縄県の雇用情勢は、着実に改善しております。

次に、正規、非正規雇用労働者の実態についてにお答えします。

労働力調査によると、沖縄県の平成28年の正規雇用者数は33万人、非正規雇用者数は23万7000人で、正規雇用者の割合は58.2％、非正規雇用者の割合は41.8％となっており、非正規の割合は、全国平均より4.3ポイント高いものとなっております。非正規雇用については、雇用が不安定であることに加え、一般に賃金が低く、能力開発機会が少ない等の課題があり、雇用の安定と所得の向上、キャリア形成等のためにも非正規雇用対策が重要であると認識しております。

次に、若年者の離職率など課題改善の取り組みについてにお答えいたします。

若年者の離職率の改善やミスマッチの解消には、職業観の醸成や就業意識の向上を図るキャリア教育の推進が重要であると考えております。このため、教育庁や大学等と連携しながら、高校生や大学生等を対象とした県内外でのインターンシップや企業理解を促すための各種セミナーを実施しているほか、各大学に専任コーディネーターを配置して、個別の就職相談などを行っているところであります。

今後も、引き続き関係機関と連携しながら若年者の離職率改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　教育長。

〔教育長　平敷昭人君登壇〕

○教育長（平敷昭人君）　雇用失業対策に関しての御質問で、高校生の就職内定条件についてお答えいたします。

平成29年３月卒業予定者の就職内定率は、厚生労

働省の調査によりますと、平成28年11月末現在ですが、59.7％となっており、前年同期比で5.9ポイント上昇し、過去最高となっております。

県教育委員会としましては、今後とも、高校生の就職内定率の向上に向けて取り組んでまいります。

次に、ウチナー文化の普及促進に関しての御質問で、小学校からの伝統文化への取り組みについての御質問にお答えいたします。

郷土の伝統文化の学習につきましては、小学校、中学校では演劇鑑賞の時間に組踊、琉球舞踊を鑑賞したり、運動会や学習発表会、クラブ活動等を通して、エイサー、空手、三線、琉舞等、地域人材等を活用し伝統文化に触れる機会を設けております。多くの学校が地域の行事に積極的に参加をし、旗頭やエイサー、ハーリー等の体験活動を実施しております。また、県教育委員会では、組踊等沖縄伝統芸能普及啓発事業等を通し、各学校における組踊や琉球舞踊、琉球歌劇等の伝統芸能の鑑賞機会を提供しております。

県内の児童生徒が沖縄の伝統文化に触れ、その歴史や文化的価値を学ぶことは、大変重要であることから、今後も施策を展開してまいります。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　それでは、再質問させていただきたいと思います。

知事には、改めて、この経済発展、生活充実、平和創造と３つの視点からの県政運営に臨む決意を述べていただきました。この山積する県政の課題、全力で取り組んでいただきたいと、私たちも全力を挙げて支えていきたいというふうに思っています。

まず、観光関連の質問から行いたいと思いますけれども、1200万人を目標としますと、そして観光収入も1.1兆円、いろいろな課題も挙げていただき、その課題克服に向けての取り組みも述べていただきました。私たちも非常に心配といいましょうか、これからの観光施策の中にも、観光客が外国からは非常に増加傾向にあるんだと。ところがまだまだ県としての姿勢は、外国のほうにもまだ認知度は足りないんだというような認識を持っていて、それからこれからもプロモーションをかけていって、外国からの観光客、もっともっと誘客に努めながら1200万人を目指して進めていきたいということでありました。それに伴って、先ほどの課題、いろんなことの克服に取り組みをしているということでありますけれども、私たちも非常に心配をします。誘客はプロモーションかけると。ところが、やはり整備するのが県内にもたくさんの課題があるんだろうというふうに予想をしているわけです。それに追いつくのかなと非常に心配してならないんですね。宿泊施設の問題ですとか、道路整備の問題ですとか、それに伴った人材の育成ですとか、言葉の問題ですとか、いろいろ出てこようかと思います。その辺も非常に心配なところはありますが、改めてそういった心配について、克服すべき課題、もう一度どのような政策で取り組まれるのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　お答えいたします。

現在、観光振興に係る目標フレームについては、観光審議会に上方修正で諮問していると答弁をいたしましたが、この現在の目標であります平成33年度に観光客1000万人を達成するための施策、連携、取り組み、関係機関の連携を定めた工程表として沖縄観光推進ロードマップを策定したということも答弁させていただきました。

このロードマップの中では、これ平成26年度に策定いたしましたが、平成33年度までの年度ごとの国内外の誘客目標、年度ごとにこれを設定しております。その中では、平成28年度において、おおよそ800万人ぐらいは誘客するという形で入れております。ただ、それ以後なんですが、那覇空港第２滑走路の供用開始が行われます平成32年までは、空港容量の関係でなかなか空路客は数として伸ばしていくのは、ここは一定程度難しい時期が来るだろうと。それをこのロードマップの検討の中では、ネガティブなものとしては捉えずに、沖縄観光の質を転換する施策を集中する時期というふうに位置づけております。言いかえますと、受け入れ体制重視の政策へシフトしていくんだと、そういうことでございます。

具体的には、その空港や港湾機能の拡充といったことが、まず１つ挙げられるわけですが、例えば、このロードマップを推進するための観光戦略実行会議等において、そういったその課題意識あるいはそういった目標を共有することによりまして、例えば、那覇空港ターミナル株式会社においては、３年前には、際内施設についてまだ具体的な整備の時期等について、これから検討ということがあったわけですが、その検討が加速されてもう２年後には供用開始に向けて具体的な取り組みが始まっているとか、それから港湾でいいますと、那覇港のそのクルーズ船専用第２バースの検討が具体的に始まるという形で、それぞれの機関が所管している事項であっても、観光客1000万人に向け

て、お互いがどのような形で連携するか、施策がどのように進捗しているか、横で確認を取り合うことによってそういった部分が加速されてくるのかなと考えております。

また、今後は人材育成もかなり重要になってきますけれども、そういった部分についても、大学との連携であったり、そういったところについて進めていこうとか、さらには外国人がこれからふえていくということであれば、そのふえていく外国人の観光客に対して、県民の中にはある程度戸惑いというところもあろうかと思うんですけれども、そこを違う国からいらした外国人観光客の文化とか言葉とか習慣の違いなどを、その辺をどうやって受容していくか、いわゆるウトゥイムチをしていくかと、そういったそのウエルカムんちゅ運動みたいなものも推進していくと。そういう形で、向こう三、四年間ぐらいですけれども、受け入れ体制をしっかり整備しながら平成32年に第２滑走路が供用開始された段階では、またさらなる誘客を図って、ジャンプアップを図って、1000万人達成していこうと、このような形で取り組みを進めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よく言われるのが、量もさることながら質も高めていこうと。県も世界水準の観光・リゾート形成という形で、21世紀ビジョンで位置づけをされていますけれども、外資から来るということで、沖縄がそれだけ投資効果やあるいは収益性が高いところなんだというところから、やはり外資から来ると。本当に高い世界水準のリゾート形成、先島でありますとか本島内西海岸地域、あるいは東にも行きつつあるということを聞くんですが、実際にそういった外資から、あるいは世界水準を求めたリゾート形成のできる地というんでしょうか、そういった具体的にどこそこに今具体的な計画が起きているんだということもございますか。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　ちょっと休憩お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後２時59分休憩

午後３時０分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（前田光幸君）　世界水準の観光・リゾート地ということで考えますと、やはり国際的なブランド力を持ったホテルが進出するということも一つ重要なポイントになると考えております。近年、例えば本島中部の北谷町などでもそういった国際ブランド力のあるホテルが立地しましたし、個別具体名はちょっと申し上げにくいんですが、そういった３つ、４つぐらいのブランドが実際に沖縄に展開してきたと。そういったブランドのホテルというのは、世界的なチェーンでございますので、その顧客、一定程度の富裕層も含めたそういった顧客にそのホテルチェーンの情報として、沖縄のことが認知されていくというふうなこともございます。現在トータルでかなりの数の投資案件等が新聞報道等でございまして、県のほうでもフォローしてその状況を確認しておりますが、今後、外資系も含めて、ただポイントはやはり国内資本、県内資本、外資含めてバランスよくそういった投資開発が進むことも重要と考えておりまして、そういったところにも目配りをしながら誘致活動を行っていきたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　よろしく頑張っていただきたいと思います。

あと、公室長、訪米の件なんですけれども、知事もしっかりとこの３回目を迎えた今回の訪米、非常に成果があったというようなお話をされております。具体的に１回目そして２回、３回と回を重ねるごとに感触がいいんだというようなお話があるわけです。そこにはやはり日ごろからワシントンの沖縄事務所、これまでの間、ネットワークを形成したと。先ほどお話がありましたように、県のホームページで調べてみますと、ワシントン事務所のいろいろな情報がありまして、検索しますとどなたにいついつ会ったとか、こういう仕事をしていますよというような内容が掲載されながら、私たちも実際事務所のもとを訪ねていきまして、これまでいろんな形でどういうことをやっているんだろうと私たち自身もありましたけれども、やはり行って初めて、この平安山所長を初め少ない要員の中でいろんなことを発信していると。ですから、彼らの日ごろのやりとりしている状況で知事が行く、そして、訪問団が行くということでは、いろんな意味でセッティングがしやすかったのか、そして前もっての情報も入っているということがスムーズにできている体制が整っているのかなとさえ思いました。その辺についてどうお考えですか、公室長。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

今仲宗根議員の御質問にありましたように、常日ごろから駐在員は連邦議会議員へのコンタクトとか、調査局へのコンタクト、さまざまな活動をしてございま

す。そういった活動がホームページにも掲載されているわけでございますけれども、そういったある意味、下準備といいましょうか、そういった沖縄の正確な情報を一自治体ではございますが、正確に米側に伝えるという活動を日々行った結果、これまでよりも、より我々に成果が出た訪米につながったのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　このワシントン事務所の役割といいましょうか、もちろん辺野古に対する沖縄の生の声を伝えるというところのウエートも大きいんでしょうけれども、ホームページの中にも追記されているのが、やはり交流ですとか基地問題に限らず、沖縄のそういった情報を発信していける、担っているんだというような発信ですので、少ない要員ではありましたけれども、ぜひ頑張っていただきたいなと、こちらのほうをどしどしアメリカのほうへ、ワシントンのほうへ発信を続けていただきたいなというふうに思います。

さて、公室長、嘉手納基地のこのコンターの問題なんですけれども、もちろん30年前の法が改正されて、新しくコンターをつくり直そうというようなことではあるんですけれども、この基準となるのが、やはり問題だというふうに思います。瑞慶覧議員も述べられたように、これは問題点が３つありまして、現行の環境基準においては、測量しながら見直しをするというのは、これはいいんでしょうけれども、実際に見直した結果をどうするんだと、これは基準が非常に問題だというふうに言われているんですよ。基準の採用が40年以上も古い研究のもとで導かれた数値だと。最近のＷＨＯの最新の調査研究に基づく基準ではないということが明らかになっているんですよ。それが、ＷＨＯの唱える健康被害やあるいは睡眠妨害、そして生活妨害を保護するような、できる評価数値にはなり得ていないと、それを採用していないというのが、まず１点の問題点だということです。

そして、この日本の環境基準は、最新の調査研究やＷＴＯ等の世界の趨勢を全く無視しているような状態でなされている基準だということがまず第１点ですね。

そして、もう一つは、最下限といいましょうか、数値がこれ以下の期限があるんですが、これもこれまで六十五、七デシベルであったのが、63を採用するんだということはやはり狭まってくるんですよ。そういう意味でもこちらのほうは、非常に国に甘いような基準になっているというのがまず２点です。

第３点目が、これから計画がなされる、低周波を抱えるこのＣＶオスプレイ、この配備計画も浮上をしているわけですよ。Ｆ35も離発着できるような機能のついた最新鋭の戦闘機が切りかえの計画が進められていると。こういう点では、この新しい機種の騒音実態や住民への影響というのが反映されていない中で、コンターが見直されてこようという点では、非常にこれは阻止すべき内容なんだなということが見てよくわかると思います。

現在、防衛省や防衛施設庁が進めようとしているこの騒音コンター、科学的根拠のない基準値だと、そして住民の健康と生活を守れない基準値なんだと、そして国や行政に対して、行政が甘い基準に基づく計画であって、住民被害の非常に矮小化を図るような動きがあるというふうに考えられております。そういったはじき出された、狭まれてはじき出される地域が出てくるわけですよね。そうなると、やはりこれまで受けていた救済そのものが受けられなくなると。そのはじき出される中には住民地域、もちろん学校や病院、そういった公共施設も含まれるわけなんです。狭まれるとそういった方々の、公共施設含めても救済が受けられなくなるような状態が出てくる可能性があるということなんです。それには、ぜひそういった問題点も含めて見直しについては、阻止していくべきだとこういう基準の中でさせられるような見直しはあってはならないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今議員がおっしゃったような懸念があることは、私どもも承知してございます。

ただ、今回の騒音調査につきましては、国においても調査結果についての妥当性、客観性、透明性を確保するため、第三者機関である有識者による検討委員会を設置して、確認を進めているということでございます。

先ほど言いましたように、調査の期間中にＦ22等の展開があったことから、平成28年度も引き続いて騒音の調査も10月末まで実施するということだったんですが、そういった、実は有識者の検討委員会の中で、過去の運用状況を反映した騒音コンターの作成方法についてというような提言がございまして、そういったものを反映させようということで、ことしの３月31日までというような形で調査期間が延びたというふうな報告を受けてございます。

また、その調査結果については、地元にまた丁寧に説明を行うということでございますので、我々としては、今回の調査結果によって、これまで受けられていた防止等の補助が受けられなくなるということはあっ

てはならないというふうに考えております。そういった国の動きも見ながら、また政府に対してしっかりと、県はこれまでも要請はしてきておりますので、それを引き続き、軍転協と連携しながら求めてまいりたいと考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　ぜひ、今申し上げました３点についても、周辺住民が思っていることであるわけですから、それをすくい上げるような形で、県も働きかけを求めていただきたいというふうに思います。

あと、米軍関係事件・事故の協議会の設置の件なんです。これは、米軍基地関係特別委員会の中でもたびたび事件・事故発生時の委員会でのやりとりの中で、同じことが繰り返されて、一向にもう改善がされないということのいら立ちから、県はどういう対応をとっているんだという求めから、政府へ委員会の設置を求めてきたのかなという思いがあるんですけれども、実際に、大臣の答弁の中では、現在の協議会があるわけだからその中でも議論ができるだろうというような、ある意味そういった形でそこでやるべきだという言い方をしていますが、実際にこういった各論で議論をしたいと県から求めているこの協議会に対して、大臣はそういうことをそこでできない、改めての協議会を求めた理由といいましょうか、そういった形についてはどういった見解をお持ちでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　先ほども答弁いたしましたように、事件・事故が繰り返されると抗議を行うと。また飛行再開で再び抗議をするということが、繰り返されているとそういった中で県民の不安、不満は鬱積していると。これはもう米軍基地関係特別委員会の中で与野党問わず、各議員から御指摘を受けたところでございます。そういったことの対応策の一つとして、我々は新たな協議会の設置を求めたということです。

具体的に申し上げますと、まず、協議会を設置すると、それを政府レベルと現地レベルでやってもらいたいということを要望しています。政府レベルの協議会は、内閣官房副長官、防衛省及び外務省の担当局長、在日米軍並びに沖縄県副知事、知事公室長、現地レベルの協議会の構成員は、防衛局長、特命全権大使（沖縄担当大使）、あと沖縄地域調整官と沖縄県知事公室長というような形にして、一度入った情報、事故原因等をもう一度沖縄県の意見を反映させた上で、政府レベルに上げて、もう一度詳細にやると。これのフィードバックを何度か繰り返して、県民の不安が払拭されるような形の事故原因の究明と再開の前の説明、それを求めてもらいたいという趣旨でこの協議会の設置を求めたところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　私たちの米軍基地関係特別委員会の中で、今回発生いたしました伊計島の不時着の件で、地域住民からも話を聞くべきだろうということで、住民の皆さんにお願い申し上げましたら、農業関係、漁業関係、それから観光、学校、近くの学校の関係、そういった方々にお集まりをいただいて、お話を伺う機会をいただきました。その中で、これは深刻だなと思ったのが、きのうもお話がありました漁業収入、漁獲高にも影響を与えているんですよというようなお話でした。実は、これはチャンスが月２回しかないと。大潮の日に出てくるイノーの中に食するいろんな魚が来て、そこを囲い込んで漁をする。その漁が伊計島の海にしかないんじゃないのかなと、至るところにあるような漁法ではないんじゃないのかなと、非常に伝統ある漁らしいんですよ。そのチャンスが月に２回しかないと、しかも４月から９月までの間にしかないということを訴えられまして、そのチャンスも低空飛行のために――日ごろの訓練ですね、不時着の影響ではなくて、日ごろの訓練があって漁もままならないということで、去年実際に漁ができない状態があったということの訴えがありました。そのこともやはり米軍にも、それから領事館にも伝えてきております。川田大使は、身を乗り出して、新しく聞いたお話のようでした。そのところは改善したいなと、そして総領事のほうも大潮の漁、ぜひ聞かせていただきたいと。そうだったら訓練のあり方の改善を求めていきたいというところまでお話はしていただきました。ですが、そういった形で実際の生の声を聞きながら、そういう訓練のあり方についてもぜひお話しできる、そして訴えられる、そして生で聞いていただけるというような協議会の設置というのは非常に有効だというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　今般、私ども県が政府にお願いしましたのは、事件・事故等の対応ということなんですが、その前の段階で日ごろから沖縄県民は、訓練等による被害にさいなまれているわけでございます。私も、東村ですとか宜野座、そして伊江島のほうも行かせていただいて、直接区長さんとお話をさせていただきました。皆さん共通して言われるのは、住宅地上空を飛ばないようにとか、夜間はやめてくれということなんですが、中には、やはり米側と直

接話し合いをできる場を設けてもらいたいという方もいらっしゃいました。そういうことを直接私の現地調査のときには、司令官等も立ち会っていただけましたので、直接、じかにそういったお話もしました。オスプレイの訓練、着陸帯の場所の変更等についても率直に意見交換をしたところ、また意見交換の場を設けてもらいたいということにつきましても、司令官等はコミュニケーションは必要だと、ぜひやりましょうというようなことがございまして、この件について沖縄防衛局にもお伝えしているところです。機会を見つけて、そういった場を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲宗根　悟君。

○仲宗根　悟君　このことを防衛局のほうにも同じ内容の話をしましたら、やはり防衛局のほうは補償というようなお話をすぐされるわけですよね。補償じゃないですよと、これは伝統漁法が守られるか、守られないかのことで、これで絶えてしまったら将来に向かって、ワッター　アンセー漁民ノー　ヌースガというようなお話でしたので、ぜひ聞いてくださいというお話をさせていただきましたので、ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（新里米吉君）　15分間休憩いたします。

午後３時17分休憩

午後３時35分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

仲村未央さん。

○仲村　未央さん　最後ですが、どうかよろしくお願いいたします。

ちょっと後ろの皆さんには知事の顔が見えづらくなって申しわけないですが、モニターで見ていただければと思います。

それでは、漁業権、岩礁破砕をめぐってこの議会でも何度か取り上げられてきましたが、今私の理解では、この漁業権はこの沖縄本島中に（資料を掲示）こういうふうにぐるっと張りめぐらされて、知事が策定する漁業計画の中で、まさに設定をされて、これに対して各漁協が申請してその許可を得ると、こういう流れになっているかと思いますが、その件について、まず御説明をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

漁業権の免許について、ちょっと説明したいと思います。まず漁業権は、公共の水面において、水産動植物を採捕、養殖して漁業を営む権利であり、知事の免許により漁業協同組合等に付与されるものであります。その免許手続としては、知事は免許の内容である漁業種類、漁場の位置及び区域などについて、海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で漁場計画として事前に決定し、告示する必要があります。また、漁業権の免許を受けようとする者は、告示された漁場計画に基づき、知事に対し、免許申請を行い、知事は申請者の適格性と優先順位を審査した上で、免許を行うものであります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そのように理解をしておりますが、この今、当該の漁業権は、この辺野古を囲む共同５号と那覇空港の15号、16号、この両方で岩礁破砕をめぐって報道等があるということで理解をしますが、ちょっと拡大をしたのがあります。今この那覇空港のこの滑走路に係る漁業権の一部放棄についてのまさに同意が取りつけられているこの状態と。それから、辺野古のこの沿岸域において、その名護漁協からここの埋め立てに対する同意を含めて、その放棄について確認がなされている両漁協の関係漁協の今状況というのは全く同じ手続が両方の漁業水域の中で行われているというふうに理解しますが、そうでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時39分休憩

午後３時39分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

那覇空港滑走路増設工事及び普天間飛行場代替施設建設工事のいずれにおいても、漁業権者であります各漁協は総会において埋立事業に係る漁業権の一部消滅について同意することを議決しております。あわせて、各漁協は、総会において当該工事に係る岩礁破砕行為を同意することについても議決しております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさに両漁協ともこの当該の埋立事業にかかわる埋め立ての同意、それから漁業補償の妥結も含めて、この部分の漁業権の消失については、同じ手続であるというふうになっていると思います。その中で、今那覇空港については、岩礁破砕の許可を新たに得るということで申請がなされていると。ただ両事業とも、今事業者によって工事は続行中、事業は続行中であるという中で、岩礁破砕は３年で両方ともその任期切れを迎えようと――ここはもう切れましたけれども――迎えようとしているわけです。そういう

中において、事業の途中であっても、岩礁破砕は必ず３年で切れるのか、その取り扱いについては従来と、また今回のこの両水域に関しての取り扱いというのはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時41分休憩

午後３時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

許可期間につきましては、岩礁破砕等の許可に関する取り扱い方針第５により、３年を限度とすると定めております。このことについては、漁業権の設定されている漁場内における岩礁破砕行為について知事の許可を必要とする趣旨を踏まえ、漁業権に存続期間があることや、過去の許可実績等を勘案し、取り扱い方針に整理して運用しているところであります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ということは、特に那覇空港だけが３年とか、辺野古だから３年とかということではなくて、岩礁破砕はどの事業であっても、事業途中であろうと、長期にわたる場合でも、必ず３年でその許可期限の満期を迎えると、そういうことでよろしいですか。

○議長（新里米吉君）　農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それから、今回の議会でも、その質疑、質問の趣旨によっては、あたかも県が恣意的に規則を強化しているのではないかというような趣旨の声も出たと思っています。この岩礁破砕の許可も含めて、これは法定受託事務で、その意義については、何ゆえに同一のその漁業権、共同漁業権が沖縄中にありますけれども、そういった管理も含めて、全国の統一性が求められる中で、漁業規則に委任する、法定受託事務として委任する意義については、どのように水産庁が認識を持っているのかお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時43分休憩

午後３時43分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

都道府県漁業調整規則は、漁業法第65条第２項及び水産資源保護法第４条第２項に基づき制定されているものであります。同規則に規定されています岩礁破砕等の許可に関する事務は、第１号法定受託事務とされております。この規則の運用に関しては、平成27年第189回国会の参議院農林水産委員会における水産庁長官の発言にもあるとおり、法に基づく具体的な規制については、都道府県ごとに異なる漁業や水産資源の状況に応じて行う必要があり、それらの状況の変化に応じて弾力的に対応していくことも必要であるとのことから、都道府県の漁業調整規則に委任されているところであります。このことから、沖縄県漁業調整規則第39条に規定されております岩礁破砕等の許可に関しては、本県特有のサンゴ礁海域の特性を踏まえた上で、岩礁破砕等の許可に関する取り扱い方針を定めて公表し、厳正かつ適正な運用に努めているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　私もその国会の答弁のやりとりを確認しておりますが、水産庁もまさに今おっしゃるとおり、その全国的な統一の海であると、海に線は、圏域は引かれていないけれども、実際に水産資源は、例えば北海道あるいはその千葉の海、沖縄の海、それぞれ特徴がある中で、一定のその規則を保持、共通項を持ちながら、広域調整を持ちながらも、規則にあえて委任をするというその制度をとっているという、その趣旨を明快に水産庁長官もこの間表明しております。

そういう中で、今先ほど来言うように、那覇空港の一部その漁業権の放棄の手続、同意も得て、そこもここは補償も妥結をしている。ここも同じように、漁業権を一部放棄して、そして手続をとってその補償についても妥結の決議もしていると。それぞれ補償交渉委員会にもその交渉を委任しながら、全く同じ手続であるということを重ねて確認ができるところです。ところが、昨今の報道によると、この辺野古の部分をめぐって、あたかも政府がここは岩礁破砕、その許可の新たな許可が必要ないんだというような報道が散見されます。そのことについて、どのように理解をすればいいか、全く同じ手続でありながら、一方の那覇空港をその事業者とする政府の機関である総合事務局は岩礁破砕許可の手続をとっている。まさにそのさなか。ところが同じ政府の機関である防衛省は、もう要らないと。全く同じ手続をしているのに、もう要らないという。こういう今二重基準が報道されるわけです。これについては、どのように理解をすればよろしいかお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時47分休憩

午後３時47分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

埋立事業に伴い、漁業権者である漁業協同組合が漁業の一部を放棄することに関して同意したとしても、あくまでも当事者間で、その埋立工事に漁業権及びこれから派生する権利を行使しないことを約することにとどまるものと認識しております。そのため、漁業権者の漁業権の一部放棄に同意したとしても、これにより漁業権が当然に変更されるものではなく、知事の変更免許がなされていない場合は、免許は従前のままであることから、新たな岩礁破砕等許可申請に基づく許可が必要になります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさにそのとおりです。全く同じような手続をとって、そしてこの共同漁業権は生きているわけです。この一部に関しては、その消失の同意について漁協は確認したけれども、知事が設定するこの漁業権、これそのものは生きているから、まさに規則に定めるところによる漁業権を前提とした岩礁破砕許可は、当然に那覇空港が行っている手続が当然であり、これが従来であり、このことに対してここで要らないということになると、もはや二重基準になっちゃうわけです。だから、それは当然にそのような手続がとられるであろうと。我々はもちろんそのつもりであります。そういう中で、実際防衛局は事業者として、ここ岩礁破砕許可、もう手続は要らないんだというような表明をされているんですか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時49分休憩

午後３時49分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

沖縄防衛局は、埋立事業に先立ち、名護漁協から公有水面埋立漁業権の一部消滅及び岩礁破砕行為について同意を得た上で、平成26年７月11日付で岩礁破砕等許可申請を行い、県は、平成26年８月28日から平成29年３月31日までの許可期限を定めて許可しております。また、那覇空港第２滑走路増設工事においても、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所は、漁業権者から同意を得た上で、平成26年１月30日付で実際には――これは２月６日受領ですけれども、岩礁破砕等許可申請をし、県は、平成26年２月14日から平成29年２月13日までの許可期限を定めて許可を行い、さらに当該許可の期限到来に先立ち、平成29年１月10日付で新たな許可申請が提出されているところであります。

以上のことを考えて、行政の実例を踏まえまして、沖縄防衛局に対しても、４月以降も岩礁破砕行為等を行う場合は許可申請が必要である旨、平成29年２月３日付及び２月15日付文書で明記して通知したところであります。

なお、平成29年２月10日の大臣記者会見や同月13日付の新聞報道による沖縄防衛局調達部次長の発言によると、現在のところ、沖縄防衛局から岩礁破砕等許可申請は行わないとの見解は示されていないものと認識しております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そうですね。全て報道ベースでそういうことがなされているだけで、当事者から何らここの岩礁破砕許可が要らないんだということは、いまだ出ていない。そして、先ほど部長が答弁なさっているその解釈について、水産庁はどうなんでしょう。つまり、先ほど――しつこいように繰り返しますけれども、どっちも全く同じ手続で漁協からその一部消失の手続がとられている、そのとり方も全く同じだという中にあって、岩礁破砕の許可がどういう取り扱われ方であるべきだということで水産庁は考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時52分休憩

午後３時52分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

地方自治法に基づく技術的助言としまして、平成24年６月８日に、水産庁長官から都道府県知事宛てに発出されました漁場計画の充実についての通知の中で、漁業補償の際に、組合の総会の議決を得た上で、事業者との漁業権の変更―― 一部放棄ですけれども――等を約す旨の契約が交わされた事例が見受けられますが、係る契約行為は、あくまでも当事者間の民事上の問題であり、漁業法第22条の規定上、このことにより漁業権が当然に変更されるものではありませんと明示されております。また、同様の内容については、昭和61年及び平成元年に政府見解が示されております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今の水産庁の見解が最新の見解であり、まさに平成24年、文書でもって各都道府県知

事にこのような取り扱いであくまで民事上の契約が成立したことと、すなわちここが漁業権の設定が失われるものではないと。ここはあくまで漁業法22条の知事のその許可に基づく変更が伴わなければ、この漁業権の設定は変わらないということが明示されているというのが今の読んでいただいたものです。そうなると、当然に那覇空港の今事業者がとっている岩礁破砕の手続、その申請、新たな許可をとろうとするこの行為は、水産庁がこれまで指導してきたとおりであり、漁業法に基づくとおりであり、そしてそれに基づく県の規則に基づいた手続を順当に行っている。ところが、報道では盛んにここの岩礁破砕許可はもう要らないという、こういう報道がまことしやかになされるということが続いている。ただはっきり言えるのは、岩礁破砕許可をとらずに、岩礁破砕がなくなる３月31日以降、４月１日以降、この岩礁に何らかさわるようなことを行った場合――事業者がですね、岩礁破砕許可もとらずに３月31日以降、ここを何らかのさわった場合、これは、明快に法令違反に抵触することになると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時55分休憩

午後３時55分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（島尻勝広君）　お答えいたします。

無許可の岩礁破砕等行為は、沖縄県漁業調整規則第39条に違反する行為であります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　まさにそのとおりだと思います。まさかそういった事業者が、しかも公共である同じ政府の構成員である同一の政府の機関が、こっちではやってこっちではやらないという、こんな二重基準を持ち出すはずがないというふうに考えます。そして、法令違反をみずから生み出すような解釈をその二重基準を政府みずからが持ち出すということは、その水産庁の指導にも抵触する、法にも抵触するということがはっきりすることだと思います。このあたり含めて、知事、今の、もちろん政府ですからこんな二重基準しないだろうということでありますけれども、この何というのか、報道もなされる中にあって、ただしっかりと知事の持てるその許可権というものは、当然に法に基づくとおりですから、そのようなことがないということを毅然とそこは対応して知事の権限をしっかり持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今仲村未央議員と担当部長のやりとりは、私もいろいろ今日までこの件についても議論をしてまいりましたので、今議論があったとおりだというふうに思っています。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そうですね。

次、埋立土砂のほうに行きたいと思いますが、土砂、今採取の状況、申請されている申請書と実際の現場の状況、これは各採取地となる県外の都道府県の状況から、現場の方々からの報告を見ると、奄美とか南大島、五島などで、申請の内容とはどうもそのとおりではない、相当な変更が採取地に起こるのではないかというような、場所の変更なり、その量の変更も含めてあるのではないかというようなことが言われております。そういう当初の申請内容に変更が生じる場合の許可手続、これは知事の承認が必要となると思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

まず公有水面埋立法において、埋立土砂の種類の変更、これは設計の概要の変更に該当いたします。したがって、同法第13条の２に基づく変更承認というのが必要になります。一方、土砂の採取場所の変更、これは、設計の概要の変更には該当しません。該当はしませんけれども、願書への添付図書を変更することになります。したがって、承認の際に付した留意事項に基づき、設計変更が必要になると考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　となると、土砂の種類が変わっていけば、その法の変更が必要だと。それから場所や量については、留意事項に基づく知事の変更承認を得なければならないということで、いずれにしてもこれは変更の手続が出てくるかと思います。

それで、知事はお忙しいのでお読みになったかあれですけれども、最近「沖縄問題――リアリズムの視点から」ということで、高良倉吉元副知事が編著されて、その承認に直接かかわられた職員のＯＢの皆さんが執筆されている、そういった著書が出ていて、私も興味深く目を通したところなんですが、その中に、承認に当たっていかに外来種の対策が重要であるか、外来種を伴うことがどうであるかということのくだりが出てくるので、少しだけ読み上げたいと思います。「県外からの土砂の搬入については、筆者が調べた範囲では、これまでの埋め立て申請で県外からの搬入は１件もなかった。したがって、これまでの埋め立てでは全て県内の土砂を使用していたものと考えられ

る。」、「県内には生息しない特定外来生物に対する環境保全対策に万全を期す必要が出てくる。当然のことながら、審査においてはその点も慎重に検討する必要があった。」と。これが最後まで非常に懸案事項であったということがその沖縄問題の中にも繰り返し出てきます。その中で、私がおっと思ったのは、こんなふうに書かれているんです。「また、県においても、「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」が制定されている。県外からの土砂に付着して県内に侵入する可能性のある特定外来生物などの侵入を防止する目的で、事業者に対して届け出を義務づけるなどの対策を取っているのである。」ということで、議会提案条例で私もその条例にコミットした者の一人として、こういうふうに条例を評価していただいているんだなということも含めて、関心を持って読みました。その中で、何回か出てくるんですけれども、環境監視等委員会の役割が死活的に重要であると。承認に当たって、承認をするならば、こういった状況であれば、まさに環境監視等委員会がその役割の機能を果たすことが前提となって留意事項の中に環境監視等委員会の設置を義務づけることとしたというようなくだりが出てくるわけです。これが承認を担当された方々の認識であるわけですけれども、この外来種対策に関して、環境監視等委員会は議論をしていますでしょうか。

○議長（新里米吉君）　土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

願書の添付図書、環境保全に関し講じる措置を記載した図書、この中において、海域生態系の評価結果において、埋立土砂の種類ごとに注意すべき生態系への影響とそれぞれについて、検討のための手順を以下に示します。なお、これらの検討は、専門家の助言を得ながら行うこととします。このように記載されております。一方、沖縄防衛局のホームページで公表されています環境監視等委員会の資料によりますと、現時点において、同委員会で外来生物侵入防止対策の検討というのは確認できておりません。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そうなんですよね。

事業者においては、まだ環境監視等委員会の中で、この外来種対策については、どうも議論がされた形跡がないということです。それで、事業者もそうですけれども、国本来が持つ環境対策上の国家戦略としても、この外来種対策は非常に重要だというふうに言われていますが、国はこういったことについて、どういうその見解、手を打つというふうに表明をしているのでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　普天間飛行場代替施設建設事業におけます県外から持ち込まれる埋立土砂の外来生物侵入防止対策につきましては、事業者であります沖縄防衛局が環境影響評価の環境保全措置として、埋立土砂等の供給元での防除対策を行うなどの外来生物侵入防止対策を講じることとしております。

県としては、本県の生物多様性の保全のためには、外来生物による生態系への攪乱を防止することが非常に重要であると考えておりますので、県外から持ち込まれる埋立土砂につきましては、事業者に対しまして、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づきまして、厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　今、国、県それぞれそうだということなんですけれども、事業者も本来その事業対策については、いろいろ約束があったと思いますが、いま一度事業者の対策はいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時５分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（宮城　理君）　お答えいたします。

辺野古埋め立てに係る承認願書では、海域生態系に係る環境影響評価において、埋立土砂による動植物の混入に伴う海域生態系への影響について予測、評価しております。その予測の結果では、土砂等の調達に当たっては、供給元が土砂採取による環境への影響に配慮していることを確認するなど、環境への著しい影響がないよう、慎重に判断することとします。ただし、以下のような場合には、外来生物等の混入の可能性が考えられますとして、埋立土砂が海域起源の場合でも、陸域起源の場合でも、外来生物の混入のおそれがあるとしております。この評価においては、埋め立てに用いる埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で、生態系に対する影響を及ぼさない材料を選定することなどによって、環境保全に配慮すると。なお、埋立土砂の種類ごとに注意すべき生態系への影響とそれぞれについて検討のための手順を示しており、専門家の助言を得ながら行うこととしますという環境保全措置を示しているところでございます。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そのとおり、先ほどの「沖縄問

題」が指摘するまでもなく、事業者は本来、事業者みずからその土砂が環境、生態系に影響を与えない、外来種がその中に含まれていないということをみずから事業者の責任において立証するということを承認に当たって約束している、これが大前提。そして、環境監視等委員会は、それが科学的に合理的に根拠があるのか、その実効性が担保できるのかということを立証する役割を持って、その承認の担保をとることになっているということです。これに加えて、国の環境戦略、外来種戦略、そして県は、条例をもって対処するということです。こういった中で、ただ環境監視等委員会はいまだにその外来種対策については議論をしていないということもあるので、やはりこれは事業者の措置に合理性が認められないということである事態が、今事前協議もすっ飛ばして、事業を継続しているわけです。ですので、こういった合理性が認められないと判断できるときには、土砂の持ち込みを条例に基づいて、毅然と中止を勧告するということが、県がとるべき措置だと思いますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　環境部長。

○環境部長（大浜浩志君）　県といたしましては、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例に基づきまして、立入調査を実施します。立入調査の結果、埋立用材に特定外来生物などが付着、または混入していると認められる場合には、同条例の第９条に基づきまして、当該埋立用材の防除の実施、または搬入もしくは使用の中止を勧告してまいりたいというふうに考えております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　そうですね。先ほどの岩礁破砕もそうです。そして、この外来種対策もそう。そもそも承認というのは、免許以上にその遵法精神にのっとっているはずだということが承認の前提です。性善説に立って、最も公共性を帯びているはずの国が、まさか脱法的な解釈を持ち出して、二重基準をするはずがないだろう。まさか外来種対策を怠るはずがないだろうというその前提に立てばこそ、免許に比して承認は幾らかその手続に緩やかな部分があるということが当然それは公共の責任なはずです。そういう中で、ましてや岩礁破砕の二重基準のようなそういった解釈が出てこようはずもないし、そういう意味では、やっぱり民間に示しがつかないような態度をとるべきではないということも含め、法治国家の矜持としてこのようなことに毅然と向かって、その知事の持てる権限をしっかりと発揮していく。そのように思いますが、知事はこの一連の手続に関して、いかが対処をされていく決意なのか、改めてその確認をお願いいたしたいと思います。

○議長（新里米吉君）　知事公室長。

○知事公室長（謝花喜一郎君）　お答えいたします。

新基地を建設する際には、さまざまな手続を行う必要がありますが、今回、埋立承認という一つの手続について、最高裁の判断が示されたにすぎません。今後、沖縄防衛局が工事を進めるに当たっては、公有水面埋立法や沖縄県漁業調整規則等に基づくさまざまな手続が必要であります。法令を遵守する立場である国が、これらの手続を法令にのっとって適正に処理しなければならないことは当然であります。

県としても、法令にのっとり適正に審査を行い、それぞれの要件を判断していくことは当然だと考えており、引き続き厳正かつ適正に対応してまいります。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　知事もその決意についてはお持ちだと思いますが、今の特段その思いについて、最後に触れていただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　翁長知事。

○知事（翁長雄志君）　今、公室長からしっかりと答弁をさせていただきました。やはり公有水面埋立法、知事の権限というものはしっかりとその責任を果たしながら、この経緯、推移等に対応していきたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　ぜひ適切な権限の行使によって、今撤回の要件の一つ一つに該当していくであろうと思われるこのような状況の中でありますので、そこは遵法、そして法治国家としてそれが成り立つような手続をしっかりと持って頑張っていただければと思っています。

それで、もう時間少し限られておりますが、３点目のことに移りたいと思います。

大阪府が昨年行った調査、この中で、非常に特徴的な具体的な考察がなされたということでありますが、この件に関して、どのような調査結果であったのかお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

大阪府のほうでは、ことしの１月でございますが、子どもの生活に関する実態調査というものの結果を公表しております。その中で、分析の中で４点ほど、特に著しく挙げられているものがございます。

まず１点目としまして、いわゆる経済的困窮度が高い層ほど無業や非正規状態の割合が高くなる、また２点目としまして、困窮度の高い層は、生計者が母親であることが高く、ひとり親世帯や若者で親になった世帯が多い、３点目としまして、経済的困窮をしている家庭ほど朝食をともにすることを含め、親子のかかわりや体験が少なくなる傾向にあり、子供のやる気、学習態度や理解に影響していく、４点目としまして、貧困線を下回る困窮度であっても、就学援助を利用したことがない世帯があることといったことが、今回の調査で明らかになっております。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　これは、議会の中においても、繰り返し非正規雇用の状態、あるいはひとり親の実態、その厳しさが繰り返し交わされておりますけれども、この本県の実態調査を踏まえても、大阪のような結果というのは、同様に確認できるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　お答えいたします。

同様な調査も一部やっているところがあるものですから、一部そのクロス分析等をする中で出てくるものもあるかと思います。一方、また今回、県のほうの以前やった調査では、調査をしてない項目等もございますので、そこについては、今後どういうふうな形でやっていくかの検討を進めていきたいと思います。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　それから、特に子供の支援現場にかかわる方々の労働環境、雇用環境というのがどうなのかということについて、あえてお聞きしますが、保育士や幼稚園教諭、スクールソーシャルワーカー、各支援員、こういった方々の雇用環境の正規率というのはいかがでしょうか。

○議長（新里米吉君）　子ども生活福祉部長。

○子ども生活福祉部長（金城弘昌君）　子ども生活福祉部の所管している部分で保育士、それと子どもの貧困対策支援員についてお答えいたします。

まず保育士につきましては、その県内353の認可保育所中、271の園から報告がございますけれども、その中で見ますと、保育士の正規雇用率は平成28年４月１日で62.0％となっています。一方、子どもの貧困対策支援員、これは国の子供の貧困緊急対策事業で実施している今年度からの事業でございますので、12月１日現在で28市町村に101名配置されておりますが、全て現時点では非正規職員となっております。

○議長（新里米吉君）　教育長。

○教育長（平敷昭人君）　それでは、幼稚園教諭、スクールソーシャルワーカー等の部分について申し上げます。

平成28年の５月現在ですけれども、公立幼稚園教諭の本務職員の割合は、37.7％となっております。また、県と市町村教育委員会が配置しますスクールソーシャルワーカー、896名ですけれども、全ていわゆる非正規となっております。あと県が配置します小中アシスト支援員がございますけれども、これも52名で全ていわゆる非正規となっております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　仲村未央さん。

○仲村　未央さん　大阪の調査でも、非正規雇用の環境にある家庭の貧困の度合いというのが非常に高いというような関連性が直接的に確認されたということがあります。そういう中では、非正規の課題というのは、賃金格差はもちろんのこと、働く労働時間、労働時間帯、それが非正規の場合、夜間・早朝に非常に割合が高いというデータも別の調査では出ております。そういう意味では、沖縄の非正規雇用の高さ、全国比にしても高いというこの環境からすると、全く沖縄県のその課題として捉えていかなければいけないだろうし、それは調査からも考察がなされなければならないと思いますが、その点の今後の対応、それから、特にこの非正規問題というのは、雇用の部分、いわゆる商工労働部のその労働政策に非常に主眼を置いて影響する部分が高いと。そういう意味では、子供の貧困対策は、まさに商工労働部の所管における本丸での対策というふうにも捉えられると思います。そういう意味で、全庁的な体制、2030年までの10％までのダウンということを実効性あらしめるためには、そういった非正規対策の中……

○議長（新里米吉君）　まとめてください。

○仲村　未央さん　ごめんなさい。労働対策の中でもその成果指標を明確にとって子供の貧困対策にいかに貢献できるかということの評価もしていかなければならないと思いますが、その取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　商工労働部としましても、子供の貧困対策の会議には参加しておりまして、それから同計画の中にも当方の事業を６つほど位置づけております。労働環境実態調査というものを実施しておりまして、当然、非正規雇用の実態を捉えていかないといけないというふうには考えております。

ただ、そこら辺の属性を現在高齢者であるとか、それから今言ったひとり親でありますとか、そういったものがまだ入っていないような感じですので、そこら辺は検討させて今後調査関係に生かしていきたいなというふうには考えております。

○仲村　未央さん　ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

予算については、２月８日の議会運営委員会において19人から成る予算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、甲第１号議案から甲第35号議案までについては、19人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔予算特別委員名簿　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　ただいま予算特別委員会に付託されました予算を除く乙第１号議案から乙第26号議案までについては、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末に掲載〕

---◆・・◆---

○議長（新里米吉君）　**日程第３　乙第27号議案**を議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

翁長知事。

〔知事追加提出議案　巻末に掲載〕

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　平成29年第１回沖縄県議会（定例会）に追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

追加提出いたしました議案は、同意議案１件であります。

乙第27号議案「副知事の選任について」は、現在、空席となっている副知事に富川盛武氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

なお、同議案については、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げました。

慎重なる御審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入ります。

乙第27号議案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は２回までといたします。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　質疑の前に所見を述べさせていただきます。

私は、一般質問でもお願いを申し上げましたけれども、今定例会中に安慶田前副知事の教育庁及び病院事業局長人事介入問題の百条委員会の設置をお願いしております。

教育庁人事につきましては、２月20日の参考人招致において、安慶田前副知事がみずから教育庁人事介入を……

○議長（新里米吉君）　質疑ですので。所見はできるだけ簡単にやってください。

○照屋　守之君　具体的に語り、さらにその記録もあるわけであります。また、２月28日の一般質問で、私の質問に平敷教育長の辞任の介入の表現もあったわけであります。

○議長（新里米吉君）　質疑ですから。

○照屋　守之君　所見です。

○議長（新里米吉君）　いや、所見は質疑の中には……

○照屋　守之君　病院事業局長人事につきましても、本会議において、砂川部長――当時の統括監が伊江局

長に辞表の提出をお願いしに行ったというこの事実。さらには、伊江局長と安慶田前副知事と話し合って１年間の任期を決めたという……

○議長（新里米吉君）　これは代表質問、一般質問で行っています。

○照屋　守之君　そういうふうなこともありますから、ぜひとも百条委員会の設置のお願いを改めてさせていただきます。

それでは、これから乙第27号議案「副知事の選任について」の質疑を行います。

まず１点目、今回の副知事の提案に当たって、翁長知事はまず県民に説明すべきことがあると考えております。よろしくお願いします。

２点目、提案されました富川先生の経歴を見ますと、平成27年から沖縄県参与になっております。同じく富川先生の経歴の沖縄銀行社外監査役は平成27年６月まで、沖縄県教育委員会委員は平成27年３月までとあります。県参与についてはこの期限が示されておりません。翁長知事は、富川先生を沖縄県参与のまま副知事として提案した。その理解でよいか伺います。

３点目、次に、富川先生は、今沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会委員長という肩書きがあるわけであります。これも経歴にあるわけでありますけれども、このアジア経済戦略構想推進・検証委員会委員長の立場でそのまま副知事として提案をしているわけでありますけれども、このことは、これからも副知事としてこの戦略構想推進・検証委員会の委員長として実務を担っていくというそういうふうな理解でいいのか伺います。

４点目、次に、なぜ今の副知事の提案か御説明を願いたい。１月23日に退職を認めて既に38日の時間が経過しております。承認されるのが３月８日と聞いておりますので、やめてから新たな副知事が決まるまでに45日間、一月半が経過することになるわけであります。そして、副知事に就任し、なれるまでに少なくとも私は２カ月から３カ月はかかると考えているわけであります。実に90日の時間がかかる、そのようなことになるわけであります。今、沖縄県行政にそのような余裕はないはずであります。安慶田前副知事が責任を放棄してやめて、今その穴埋めもされない現状がございます。本来は、私は今まで、今安慶田副知事を継続させるべきであったと考えております。翁長知事は本当に県民のために仕事をしたいと思っているのか疑問に思います。私は、翁長知事の就任以来その言動をチェックしておりますけれども、特に重要な件で、言葉で語ることと行動が伴っていないことに疑問を持っております。今回の副知事人事の提案についてもこのことが言えるのではないでしょうか。なぜ今の提案か御説明を願います。

提案されている副知事の責任分野について伺います。

安慶田前副知事は、基地や予算、人事等に大きな責任を果たしてきました。今提案されている副知事はどの分野に責任を負うのか。そして、これまでの基地、予算、人事あるいは政権政党や政府との交渉の責任はどのようにしていくのか、役割、御説明をお願いします。

６点目、私の理解では、今提案されている方は政治経験がなく、行政の実務経験もないと考えているわけでありますけれども、今果たして即戦力として、政治力や交渉力を発揮して成果をつくり出すことができるのか御説明願います。

前副知事は急にやめて、後任への引き継ぎもせずに無責任な対応であります。今新副知事を選任すると、前副知事との間で引き継ぎが当然あるべきだと考えております。いつ、どのようにされるのか御説明をお願いします。

提案された方は研究者、学者としてのイメージが強く、行政や政治のリーダーとして、副知事としてどのような働きができるのかイメージがまだできておりません。御説明をお願いします。

県の副知事の立場は、各種選挙にも力を発揮する立場であります。富川先生のこれまでの選挙のかかわりと、今後、選挙活動にも期待できる人か伺います。

副知事の役割、責任を明確にする必要があると考えます。翁長県政でこれまで副知事２人の責任分担が曖昧であったと私は考えております。恐らくそのことで職員もかなり戸惑って仕事をしてきたと思います。安慶田副知事は、職務権限外の分野にも進出し、安慶田人事と称され、県政を混乱させてきたイメージがあります。一方、浦崎副知事は、所管である病院事業局の人事が昨年から問題になっているのに、知らなかったで済ませる。このような役割、責任分担は異常であります。沖縄県庁は地方自治法、さらに病院事業局は地方公営企業法、別の法律で管理者の立場が定義され、守られているわけであります。今新たな副知事を選任するに当たって、これまでのあり方を見直し、県民の納得できるようなお二人の副知事の役割、責任の分担をし、議会にも県民にも明らかにしていただきたい。お願いします。

病院事業局長人事のごたごたが２年間にわたって行われているにもかかわらず、県知事と副知事の中で

は、安慶田副知事しかかかわっていない。翁長知事も浦崎副知事も知らないとのことであり、県民からすると信じがたい県政運営であります。今回提案された新副知事とともに、県知事と２人の副知事の連携をしっかりやって、現在起こっている問題が解決できるような対案を示していただくようお願いをするわけであります。私は、前回の副知事人事には反対をしてきた経緯があります。それは、知事、副知事３人とも那覇市の出身で、地域バランスの感覚、バランスの観点からも納得できなかったわけであります。同時に、３人とも政治家で、行政の実務経験がないというこのような人事に翁長知事のセンスのなさを感じ、政治家が行政実務を知らないのにどうして県政運営をするのだろうと疑問を持っていたわけであります。残念なことに、２年余りで安慶田副知事が辞任をすることになったわけであります。法律も行政実務も知らなかった、このことが原因での失敗ではないかと考えるものであります。

ですから、今回の副知事の人事については、これまでの反省も踏まえての提案であるのかお伺いをいたします。

知事部局の職員が、地方公営企業法のもとに運営されている病院事業局長に辞任を迫った越権行為で、地方公営企業法に反する行為でもあるが、翁長知事は今後とも人事担当副知事に病院事業局長人事の人事権を与えていくのか、御説明をお願いします。

以上、後で再質疑をします。

お願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時35分休憩

午後４時41分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

翁長知事。

〔知事　翁長雄志君登壇〕

○知事（翁長雄志君）　照屋守之議員の御質問にお答えをいたします。

富川盛武氏を副知事に提案した理由についてお答えをいたします。

富川氏は、昭和60年に沖縄国際大学教授、平成13年に沖縄国際大学産業総合研究所長、平成20年に沖縄国際大学理事長・学長、平成25年に沖縄県教育委員会委員、平成27年から沖縄県政策参与を務めております。加えて、平成16年からは沖縄県振興審議会の総合部会長として、沖縄21世紀ビジョン策定にも尽力され、平成24年に内閣府沖縄振興審議会会長代理、平成27年に沖縄県アジア経済戦略構想策定委員会会長を歴任するなど、沖縄県の経済施策、振興施策等に精通しております。また、基地返還に伴う経済波及効果に関する研究など、基地と経済に関する造詣も深いものがあります。富川氏は、県の政策参与や各種審議会を通じて、県の重要な施策の策定にかかわるなど、県勢の発展に取り組んでこられた実績があり、その豊富な知識、経験から副知事として適任であると判断し、今回提案をしたところであります。

次に、副知事の行政運営能力についてお答えをいたします。

副知事の職務は、知事を補佐し、知事の命を受け政策及び企画をつかさどり、知事部局の職員の担任する事務を監督することであります。

今回提案した富川氏は、知事との信頼関係を保てる人物として知事を補佐するとともに、県の政策参与や各種審議会委員の経験を通じて、政策形成能力、企画力についても十分有しており、副知事として適任であると考えております。行政運営については、知事及び副知事、部長等がそれぞれの職責を果たしつつ、一体となって取り組んでいくものと考えており、支障はないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　総務部長。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　幾つかたくさんありますので、質問どおりになっているかあれですが、一応一通りお答えをしたいと思います。

まず、富川氏が現在参与をなさっているということでありますが、これにつきましては、副知事に就任した場合は当然辞職するという予定になっております。

それから、なぜ、今回の提案がこの時期になっているかという御質問がございました。

これにつきましては、副知事というのがやっぱり知事を補佐して、知事の命を受けて政策、企画をつかさどって、知事部局の職務を担任する事務を監督するということで、極めて重要な職責を果たしているものでありまして、議会の同意を得て選任することでございます。特に本県の場合、この最重要課題であります基地を初めとする産業振興あるいは子供の貧困など、解決すべき多くの課題を抱えておりまして、これらの課題の早急な取り組みが求められているということで、速やかに後任の副知事を選任したいということで、今回提案しているところでございます。

それから、政治経験もない、行政経験もないのに、副知事として適任かというような趣旨の御質問だったと思います。

今回、副知事として提案します富川氏は、知事との信頼関係を保てる人物として知事をしっかりと補佐するとともに、これまで県の参与とか、各種審議会の委員も経験されておりまして、いろんな意味で副知事として適任であると考えております。この行政運営につきましては、当然、知事あるいは副知事あるいは部局長がそれぞれ職責を果たしつつ、一体となって取り組んでいくものと考えておりまして、支障はないものと考えております。

次に、選挙で重要な役割を担うということで、今回どのような役割を担うかというような御質問がございました。

これにつきましては、当然、県の三役の一人として、幅広くいろんな対応をしていただけるものと考えております。

それから、病院事業局の人事、いろいろな御質問がございました。

これにつきましては、当然に手続上、地方公営企業法というのがございますので、それに基づきましていろいろと対応していくということになろうかと思います。

それから、引き継ぎの件の御質問がございました。

これにつきましても、引き継ぎというのは各部局で引き継ぎ事項を整理した上で、就任を予定しています富川氏のほうに引き継ぎを行うという、これまでどおりの対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　富川氏の沖縄県アジア経済戦略構想推進・検証委員会の委員長の退任に関する質問でございました。

この委員会は、県の依頼という行為で外部有識者から意見を招集するという委員会でございまして、副知事に就任する場合につきましては、退任するという予定で考えております。

以上です。

○議長（新里米吉君）　照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　再質疑をさせていただきます。

先ほど沖縄県参与のまま副知事に提案ということでありますけれども、富川盛武先生に対して全く失礼な提案の仕方じゃないですか。本来は県の参与という形で報酬を支払って、それはある程度けじめをつけて、恐らくこれ全会一致で通るでしょう。我々も反対しませんよ。全会一致で通るというこういう案件で、やっぱりきちっとこの参与という立場を外して、県民にしっかり示して新たに提案をするという、これが決まったら参与はおりるというこういうふうな提案がありますか。これはとんでもないやり方ですよ。

先ほどのアジア経済戦略構想推進・検証委員会の委員長も、これはやっぱり副知事になるという、決まっているわけですから、そこはもう委員長という肩書きを外して、やっぱりそういうふうなけじめをつけるという、だからそこのところがやっぱりオール沖縄の県政はなっていないんじゃないですか。私はそう思います。我々であれば、しっかりそこはけじめをつけて提案をする。それは当然、御本人ともその相談をするということが必要になるわけでありますけれども、恐らく提案するときにそこまで気がいかなかったんじゃないでしょうか。どうでしょうか。提案するまでのさまざまな準備があり、本人との相談あるいはアジア戦略構想の委員も含めてのことだと思いますけれども、私は、恐らく今の県政はそういうところまで気がいかなかったんじゃないかなと思いますよ。ですから、その経緯も含めて、改めて御説明をお願いします。

私が言っているのは、実は、もちろん富川先生のこれまでのそういう研究者の実績も含めてさまざまなお考えがあって、そういう行政の審議会さまざまやっておりますよ。やりましたけれども、そういう研究とかそれぞれのお考えが副知事として、提案ではなくて本当にリードして引っ張っていく、実現をしていく。特に辺野古の問題もそうですよね。ああいうことも含めて、今大きな課題になって、翁長知事でさえそういうふうなことが今できない。つくらせないと言うのに逆につくらせるというこういう実態を、富川先生はそれを引き継いで、副知事として、これまで基地はないほうがいいと唱えてきた側が具体的に実務として実現をしていくわけですよ。ですから、そういうのも含めて、交渉力やあるいは政治力はどうでしょうかということで、その説明をしてもらいたいんですよ、説明を。わからないから。ですから、そういうのを含めて県民にきちっと説明してもらいたい。これは提案者としての大きな責任じゃないですか、それが一つ。

今、なぜそういう交渉力とか政治力を言うかというと、私は今基地問題で国と県の信頼関係は完全に失われていると思っております。あわせて県の職員と県三役を含めての信頼関係も厳しいんじゃないかなと思っております。ですから、そういうところも含めて、富川副知事にはこの国との信頼関係をしっかり回復する、県庁内もしっかり信頼関係を回復して、全庁一体となって県の課題を解決してもらう、そういう期待を

担っているわけです。ですから、今菅官房長官もそれぞれの大臣も沖縄に対して非常に厳しいという、そこを副知事として、政治として交渉力をどう発揮しますかという、その辺を教えてもらいたいというそういうところであります。ですから、これまでやってこられたこと、当然高く評価しておりますよ。賛成しますよ。ただ、そういうふうな現実、これまでやってきたことと、学者として研究したことが実際ここに座って、座って研究ではなくて、本当に実現してそれを県民に返していくというそういうふうなところを提案者は責任を持って説明すべきじゃないですか。最初から書類そのもの自体も異常じゃないですか。前任者のけじめもつけないで、参与のままそこに提案する、こんな失礼なやり方は私はないと思いますよ。もし仮にそのまま通れば、参与の報酬もあるじゃないですか。１日２万7000円ですよ、参与の報酬は。副知事の報酬とかぶるという可能性もあるわけじゃないですか、こういうのは。ですから、そういうふうに……

○議長（新里米吉君）　質疑ですから。

○照屋　守之君　けじめもつけずにやるというこのやり方も含めて、なぜそういうふうになったのか。あるいは富川先生のそういう政治力あるいは交渉力、そのことも含めてぜひ説明をいただいて、御理解をお願いしたい。

極めて真っ当な質疑じゃないですか。

ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時56分休憩

午後４時57分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

総務部長。（発言する者あり）

答弁しますから静かにしてください。

〔総務部長　金城　武君登壇〕

○総務部長（金城　武君）　再質疑にお答えをいたしたいと思います。

先ほど参与のまま提案しているという、ちょっと私のほうの説明が舌足らずで申しわけございません。

これは、富川氏につきましては、副知事に就任する前に当然参与を辞職する予定でございますので、改めて申し上げたいと思います。

それから、就任予定の富川氏の国との交渉力あるいは政治力というような趣旨の御質問がございました。知事からございましたように、富川氏につきましては、現在国の振興審議会の会長代理ということも担っておりまして、そういう関係もありまして、国の職員との人脈もありまして、当然に国との交渉で手腕を発揮していただけるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　商工労働部長。

〔商工労働部長　屋比久盛敏君登壇〕

○商工労働部長（屋比久盛敏君）　アジアの検証委員会につきましては、副知事の就任後にと申しましたんですが、これは県の依頼で委員になっていただいていますので、前後でやめても構わないということでございます。本人と今現在調整中でございまして、後任をどうするかということもございますので、多分副知事になる前におやめになるということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております乙第27号議案については、総務企画委員会に付託いたします。

休憩いたします。

午後４時59分休憩

午後５時１分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月３日から７日までの５日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月３日から７日までの５日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月８日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時１分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年３月８日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　９　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第９号）

平成29年３月８日（水曜日）午前10時開議

議　事　日　程　第9号

平成29年３月８日（水曜日）

午前10時開議

第１　乙第27号議案（総務企画委員長報告）

第２　甲第24号議案から甲第35号議案まで（予算特別委員長報告）

第３　陳情第17号、第20号の４、第23号、第25号、第27号及び第28号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程第１　乙第27号議案

　　乙第27号議案　副知事の選任について

日程第２　甲第24号議案から甲第35号議案まで

　　甲第24号議案　平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）

　　甲第25号議案　平成28年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第26号議案　平成28年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第27号議案　平成28年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第１号）

　　甲第28号議案　平成28年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第３号）

　　甲第29号議案　平成28年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第30号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第１号）

　　甲第31号議案　平成28年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計補正予算（第１号）

　　甲第32号議案　平成28年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第１号）

　　甲第33号議案　平成28年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第１号）

　　甲第34号議案　平成28年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第３号）

　　甲第35号議案　平成28年度沖縄県公債管理特別会計補正予算（第１号）

日程第３　陳情第17号、第20号の４、第23号、第25号、第27号及び第28号の付託の件

出　席　議　員（45名）

議　長	新　里　米　吉　君	12　番	比　嘉　瑞　己　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	13　番	西　銘　純　恵　さん
1　番	瀬　長　美佐雄　君	14　番	平　良　昭　一　君
2　番	玉　城　武　光　君	15　番	上　原　正　次　君
3　番	親　川　　敬　君	16　番	当　山　勝　利　君
4　番	新　垣　光　栄　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
5　番	次呂久　成　崇　君	18　番	當　間　盛　夫　君
6　番	宮　城　一　郎　君	19　番	上　原　　章　君
7　番	大　城　憲　幸　君	20　番	山　川　典　二　君
8　番	金　城　泰　邦　君	21　番	花　城　大　輔　君
9　番	西　銘　啓史郎　君	22　番	又　吉　清　義　君
11　番	座　波　　一　君	23　番	末　松　文　信　君

24番	渡久地　修君	36番	座喜味一幸君
25番	玉城　満君	37番	嘉陽宗儀君
27番	仲村未央さん	38番	新垣清涼君
28番	照屋大河君	39番	瑞慶覧功君
29番	仲宗根悟君	41番	狩俣信子さん
30番	崎山嗣幸君	42番	比嘉京子さん
31番	金城勉君	43番	大城一馬君
32番	砂川利勝君	45番	糸洲朝則君
33番	具志堅透君	46番	照屋守之君
34番	島袋大君	48番	翁長政俊君
35番	中川京貴君		

欠席議員（2名）

10番	新垣新君	47番	仲田弘毅君

欠員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主幹	中村守君
次長	平田善則君	主査	川端七生君
議事課長	勝連盛博君	政務調査課長	宮城弘君
課長補佐	平良潤君	副参事	前田敦君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

３月２日の会議において設置されました予算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に西銘純恵さん、副委員長に仲宗根悟君を互選したとの報告がありました。

○議長（新里米吉君）　日程第１　乙第27号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第27号議案の同意議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第27号議案「副知事の選任について」は、副知事１人が平成29年１月23日付で辞職したことに伴い、その後任に、富川盛武氏を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき議会の同意を求めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、副知事の選任予定者が大学の理事長・学長経験者ということから、現在の大学での地位、常勤や非常勤等での勤務状況について質疑、答弁がありました。

以上が委員会における審査の概要でありますが、採決の結果、乙第27号議案は、全会一致をもって同意すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第27号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第27号議案は、これに同意することに決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第２　甲第24号議案から甲第35号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西銘純恵さん。

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

〔予算特別委員長　西銘純恵さん登壇〕

○予算特別委員長（西銘純恵さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第24号議案から甲第35号議案までの予算議案12件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長を初め関係部局長等の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、甲第24号議案「平成28年度沖縄県一般会計補正予算（第４号）」は、扶助費等の義務的経費、その他11月補正予算編成後の事情変更により、緊急に予算措置を必要とする経費を計上するとともに、事業の執行状況等に応じて所要の補正を行うものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出ともに、マイナス76億1414万9000円で、補正後の改予算額は、7592億9118万7000円となる。

歳入の主な内容は、事業税や不動産取得税などの県税の増、全国における地方消費税収入の減による同税清算金の減、普通交付税の交付決定額のうち未計上分など地方交付税の増、内示減による国庫支出金の減、計画変更等に伴う基金繰入金の減、平成27年度決算剰余金の未計上分である繰越金の増、将来の公債費負担を軽減するため一般財源に振りかえたことなどによる県債の減などである。

歳出の主な内容は、高等学校等の就学支援に要する私立学校等教育振興費の減、県税及び地方交付税等の増に伴う財政調整基金積立金の増、国からの地方消費税払込額の減に伴う市町村への地方消費税交付金及び他都道府県への地方消費税清算金の減、市町村が実施する介護施設等の整備費補助に要する老人福祉施設整備費の減、保育所緊急整備事業を実施するための安心こども基金への積み立てに要する子育て総合対策費の増、国民健康保険財政安定化基金への積み立てに要する国民健康保険指導費の増、農業研究センター名護支所の施設建てかえに要する農業研究施設整備費の減、災害発生が想定を下回ったことによる災害復旧事業費の減などである。

なお、繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により年度内にその支出が見込めない事業について計上するものであるとの説明がありました。

次に、甲第25号議案から甲第35号議案までの特別会計補正予算は、貸付実績が当初見込み額を下回ったことに伴う貸付金の減額や建設改良費等の繰越明許費に係る補正などであるとの説明がありました。

まず初めに、県税の法人事業税及び不動産取得税が増額となった要因は何か、また、個人県民税の減額理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、法人事業税の増額要因は、基本的に景気拡大によるものと考えており、卸売、小売業、サービス業及び建設業等ほとんどの業種で収益が増加している。不動産取得税は、住宅需要の伸びが背景にあるが、今回は大型の店舗の取得・大口課税の影響が大きい。また、個人県民税は、個人の所得に課税する均等所得割、株式配当などの所得に課税する配当割、株式の譲渡所得に課税する株式等譲渡所得割の３つがあるが、納税義務者数の増により均等所得割は増加したが、株価低迷による損失控除のため配当割及び株式等譲渡所得割の減額が上回ったことにより、全体として減額となったとの答弁がありました。

次に、地方消費税清算金の仕組みはどうなっているのか、また、補正減の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、地方消費税清算金の仕組みは、消費税及び地方消費税はともに流通過程で段階的に課税されて、最終消費者が税額を最終的に負担するという形であるが、最終消費地と課税地の不一致が生じるのでそれを是正するため、各都道府県間で清算をすることになっている。また、補正減の理由は、清算対象期間に国から各都道府県に払い込まれた地方消費税の総額が、円高や輸入額の落ち込みにより大幅に減額になったことにより地方消費税清算金も減額になったとの答弁がありました。

次に、財政調整基金の積立金はどのような状況か、また、平成29年度の計画はどうなっているかとの質

疑がありました。

これに対し、財政調整基金の平成27年度末現在の残高は236億円である。平成28年度末としては178億円を見込んでいる。また、平成29年度は、当初予算編成段階で213億円の収支不足が生じ、財政調整基金と減債基金を取り崩して充当したため、年度末現在高は50億円と見込んでいるとの答弁がありました。

次に、駐留軍用地跡地利用促進費の事業内容及び補正減額の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、駐留軍用地跡地の円滑な利用を推進するため、返還前の早い段階から公共用地を確保する必要があることから、土地取得事業基金を財源として、跡地利用推進法に基づく土地の先行取得を行う内容である。補正減額の理由は、当該法律に基づき地権者からの買い取り希望の申し出等を受けて土地を買い取る制度になっているが、当初予算の想定の半分の申し出となったため減額補正を行うものであるとの答弁がありました。

次に、交通運輸対策事業のうち沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の概要及び補正理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業では、離島住民の移動コストを低減するため船賃はＪＲの在来線並みを目指し３割から７割、航空運賃は新幹線並みを目指して４割の運賃の低減を行っている。今回の補正理由は、利用者の増加、特に航空路の利用者が増加し実績がふえたことから増額するものであるとの答弁がありました。

次に、保育所運営費の事業内容及び補正の理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、保育に要する費用に充てるため県が施設・事業所に対して補助を行うものである。補正の理由は、人事院勧告に伴い保育士9000人を対象に１人当たり月額約5000円の給与改善を行うための費用、及び平成28年度における新設86施設とそれに伴う利用児童数3172人増加の費用分を増額するものであるとの答弁がありました。

次に、国民健康保険財政安定化基金への積み立てを補正予算で行う理由は何か、また、平成30年度に国保制度が県に移管された後、市町村国保の赤字は当該基金で対応するのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の補正予算は、医療保険制度改革の一環として各都道府県に財政安定化基金が設置され、平成30年度から県も市町村とともに国保の被保険者になることから、国から交付された国民健康保険財政安定化基金補助金を積み立てるため補正するものである。また、平成30年度以降、国保は県と市町村とが共同で保険者になるということであり、県に移管されるわけではない。県は国保財政運営を担い、市町村は保険税の賦課徴収、保険事業及び資格管理等を引き続き担うことになる。当該基金は市町村の赤字を解消するものではなく保険料収入の不足や医療費の増嵩に備えて保険財政の安定化を図るためのものであり、市町村国保の赤字解消については、特別な財政支援を国に要望しているところであるとの答弁がありました。

次に、畜産経営環境保全対策事業のうち畜産・酪農収益強化整備対策事業の概要及び補正理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、同事業は、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化するため、地域のクラスター協議会で中心的経営体と位置づけられた畜産農家に対して、施設整備や家畜業に係る経費の一部を補助する事業である。補正の理由は、沖縄県ブロイラー生産協会に対して、鶏舎５棟と豚舎１棟の整備のため国庫補助金分を補正するものであるとの答弁がありました。

次に、住宅防音工事補助金の減額理由は何か、また、防音工事空調機設置に伴う入居者負担はあるかとの質疑がありました。

これに対し、防音区域に位置する県営大謝名団地の建てかえ事業に係る防音工事において、換気扇等の契約額が当初予定額よりも低く抑えられたことによる執行残分の減額である。また、防音区域内の県営団地建てかえ事業に係る空調機の設置については、今後、防衛省予算を活用し入居者負担がない形で進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文化財保存整備費の事業計画変更の理由は何か、また、計画変更後の事業の見通しはどうかとの質疑がありました。

これに対し、主な変更理由は、基地内の立入許可を米軍から得られるめどが立たなかったため埋蔵文化財分布調査を中止にしたこと、及び文化庁の補助による首里城跡周辺整備事業を予定していたが、過去に内閣府の補助で整備をしていたことから協議のため一旦事業を中止することにしたことである。また、今後の事業見通しは、埋蔵文化財分布調査は平成27年９月に日米間で環境補足協定が締結されて以降は立ち入りできていない状況である。首里城跡周辺整備事業は協議終了後、工事を行う計画であるとの答弁がありました。

そのほか、自主財源比率の年度末の見通し、地方消費税清算金算定方法変更の本県への影響、地方創生の深化のための新型交付金の内容及び補正減の理由、ふるさと納税の本県と類似県との比較、航空機購入費の

補正減の理由及び価格交渉の状況、離島航路補助事業で黒字化した航路名及びその要因、石油製品輸送等補助金が不足した場合の事業者への対応状況、海岸漂着物等地域対策推進事業の市町村からの要望件数及び措置状況、安心こども基金への積立金と繰越明許費との関連、保育対策事業の減額補正の理由、農地中間管理機構が行う借り受け農地の保全管理業務の内容、大型ＭＩＣＥ臨港道路関連経費の減額理由及び今後の計画、公営住宅建設費の事業内容及び財源振りかえの理由、人材育成推進費の高等学校等奨学事業の補正減の理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、甲第24号議案から甲第35号議案までの12件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、甲第24号議案から甲第35号議案までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案12件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第24号議案から甲第35号議案までは、原案のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　日程第３　陳情第17号、第20号の４、第23号、第25号、第27号及び第28号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情６件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明３月９日から28日までの20日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、明３月９日から28日までの20日間休会とすることに決定いたしました。

──────────────────────

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時18分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年3月16日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　10　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第10号）

平成29年3月16日（木曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第10号

平成29年3月16日（木曜日）

午前10時開議

第1　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
崎山　嗣幸君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第４号
新垣　清涼君　　渡久地　修君
嘉陽　宗儀君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

第2　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
崎山　嗣幸君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第５号
新垣　清涼君　　渡久地　修君
嘉陽　宗儀君　　金城　　勉君
當間　盛夫君

本日の会議に付した事件

日程第1　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書
日程第2　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議

出　席　議　員（43名）

議　長	新　里　米　吉　君	15　番	上　原　正　次　君
副議長	赤　嶺　　昇　君	16　番	当　山　勝　利　君
1　番	瀬　長　美佐雄　君	17　番	亀　濱　玲　子　さん
2　番	玉　城　武　光　君	18　番	當　間　盛　夫　君
3　番	親　川　　敬　君	19　番	上　原　　章　君
4　番	新　垣　光　栄　君	20　番	山　川　典　二　君
5　番	次呂久　成　崇　君	21　番	花　城　大　輔　君
6　番	宮　城　一　郎　君	22　番	又　吉　清　義　君
7　番	大　城　憲　幸　君	23　番	末　松　文　信　君
8　番	金　城　泰　邦　君	24　番	渡久地　　修　君
10　番	新　垣　　新　君	25　番	玉　城　　満　君
11　番	座　波　　一　君	27　番	仲　村　未　央　さん
13　番	西　銘　純　恵　さん	28　番	照　屋　大　河　君
14　番	平　良　昭　一　君	29　番	仲宗根　　悟　君

30番	崎山嗣幸君	39番	瑞慶覧功君
31番	金城勉君	41番	狩俣信子さん
33番	具志堅透君	42番	比嘉京子さん
34番	島袋大君	43番	大城一馬君
35番	中川京貴君	45番	糸洲朝則君
36番	座喜味一幸君	46番	照屋守之君
37番	嘉陽宗儀君	47番	仲田弘毅君
38番	新垣清涼君		

欠席議員（4名）

9番	西銘啓史郎君	32番	砂川利勝君
12番	比嘉瑞己君	48番	翁長政俊君

欠員（1名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主幹	中村守君
次長	平田善則君	主査	川端七生君
議事課長	勝連盛博君	政務調査課長	宮城弘君
課長補佐	平良潤君	主幹	上原毅君

○議長（新里米吉君）　去る３月８日の会議において、本日は休会とすることに議決されましたが、議事の都合により特に会議を開きます。

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

２月11日から３月13日までに受理いたしました請願１件及び陳情14件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、３月14日、仲宗根悟君外12人から、議員提出議案第４号「米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第１　議員提出議案第４号　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書**及び**日程第２　議員提出議案第５号　米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

〔議員提出議案第4号及び第5号　巻末に掲載〕

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第４号及び第５号の２件につきまして、３月14日に開催いたしました米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第４号を朗読いたします。

〔米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリ

コプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議の宛先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の宛先で、県内所在関係機関及び抗議決議の宛先で県内の関係要路につきましては、その趣旨を要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第４号及び第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第４号「米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する意見書」及び議員提出議案第５号「米海兵隊のつり下げ訓練によるＵＨ１Ｙヘリコプターからのタイヤ落下事故に関する抗議決議」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号及び第５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第４号及び第５号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を県内の関係要路に要請するため米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第４号及び第５号の趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、３月29日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時10分散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一

平成29年３月29日

平成29年
第　1　回　沖縄県議会（定例会）会議録

（第　11　号）

平成29年
第　1　回

沖縄県議会（定例会）会議録（第11号）

平成29年3月29日（水曜日）午前10時1分開議

議　事　日　程　第11号

平成29年3月29日（水曜日）

午前10時開議

第1　議席の変更

第2　乙第1号議案から乙第7号議案まで及び乙第14号議案（総務企画委員長報告）

第3　乙第10号議案（経済労働委員長報告）

第4　乙第8号議案、乙第9号議案及び乙第13号議案（文教厚生委員長報告）

第5　乙第11号議案及び乙第12号議案（土木環境委員長報告）

第6　乙第23号議案（総務企画委員長報告）

第7　乙第21号議案（経済労働委員長報告）

第8　乙第19号議案及び乙第20号議案（文教厚生委員長報告）

第9　乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案まで（土木環境委員長報告）

第10　甲第1号議案から甲第23号議案まで（予算特別委員長報告）

第11　北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書

花城　大輔君	又吉　清義君		
中川　京貴君	仲田　弘毅君		
宮城　一郎君	当山　勝利君		
仲宗根　悟君	新垣　光栄君	提出	議員提出議案第6号
玉城　　満君	比嘉　瑞己君		
渡久地　修君	上原　　章君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第12　中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書

宮城　一郎君	花城　大輔君		
又吉　清義君	中川　京貴君		
仲田　弘毅君	当山　勝利君		
仲宗根　悟君	新垣　光栄君	提出	議員提出議案第7号
玉城　　満君	比嘉　瑞己君		
渡久地　修君	上原　　章君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第13　嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第1種区域）の見直しに関する意見書

仲宗根　悟君	山川　典二君		
花城　大輔君	末松　文信君		
照屋　守之君	宮城　一郎君		
崎山　嗣幸君	親川　　敬君	提出	議員提出議案第8号
新垣　清涼君	渡久地　修君		
嘉陽　宗儀君	金城　　勉君		
當間　盛夫君	座喜味一幸君		

第14　米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書

仲宗根　悟君　　山川　典二君
花城　大輔君　　末松　文信君
照屋　守之君　　宮城　一郎君
崎山　嗣幸君　　親川　　敬君　　提出　議員提出議案第９号
新垣　清涼君　　渡久地　修君
嘉陽　宗儀君　　金城　　勉君
當間　盛夫君　　座喜味一幸君

第15　陳情第３号（総務企画委員長報告）
第16　陳情平成28年第89号の３、同第99号、同第118号、同第132号、同第177号、陳情第３号の３、第18号、第20号の２及び第24号（文教厚生委員長報告）
第17　陳情平成28年第59号（土木環境委員長報告）
第18　陳情平成28年第108号（子どもの未来応援特別委員長報告）
第19　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等に関する調査の件
第20　閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の変更
日程第２　乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案
　乙第１号議案　沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例
　乙第２号議案　沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例
　乙第３号議案　沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
　乙第４号議案　沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
　乙第５号議案　沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
　乙第６号議案　沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
　乙第７号議案　沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
　乙第14号議案　沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　乙第10号議案
　乙第10号議案　沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案
　乙第８号議案　沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
　乙第９号議案　沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
　乙第13号議案　沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案
　乙第11号議案　沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
　乙第12号議案　沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例
日程第６　乙第23号議案
　乙第23号議案　包括外部監査契約の締結について
日程第７　乙第21号議案
　乙第21号議案　債権の放棄について
日程第８　乙第19号議案及び乙第20号議案
　乙第19号議案　債権の放棄について
　乙第20号議案　債権の放棄について
日程第９　乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案まで

乙第15号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第16号議案　工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第17号議案　財産の取得について
乙第18号議案　財産の取得について
乙第22号議案　訴えの提起について
乙第24号議案　県道の路線の認定及び廃止について
乙第25号議案　公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業の執行に伴う負担金の徴収について
乙第26号議案　流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について

日程第10　甲第１号議案から甲第23号議案まで
甲第１号議案　平成29年度沖縄県一般会計予算
甲第２号議案　平成29年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
甲第３号議案　平成29年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
甲第４号議案　平成29年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
甲第５号議案　平成29年度沖縄県下地島空港特別会計予算
甲第６号議案　平成29年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
甲第７号議案　平成29年度沖縄県下水道事業特別会計予算
甲第８号議案　平成29年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
甲第９号議案　平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
甲第10号議案　平成29年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
甲第11号議案　平成29年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
甲第12号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第13号議案　平成29年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
甲第14号議案　平成29年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
甲第15号議案　平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
甲第16号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案　平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案　平成29年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案　平成29年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案　平成29年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案　平成29年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案　平成29年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案　平成29年度沖縄県工業用水道事業会計予算

日程第11　北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書
日程第12　中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書
日程第13　嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書
日程第14　米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書
日程第15　陳情第３号
陳情第３号　平成28年度久米島町の振興施策に関する陳情
日程第16　陳情平成28年第89号の３、同第99号、同第118号、同第132号、同第177号、陳情第３号の３、第18号、第20号の２及び第24号
陳情平成28年第89号の３　美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情
陳情平成28年第99号　沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行後３年目の見直しに関する陳情
陳情平成28年第118号　沖縄県における管理栄養士養成校設置に関する陳情
陳情平成28年第132号　離島の高校の寄宿舎改築に関する陳情

陳情平成28年第177号　首里城内第32軍司令部壕説明板の文言復活を求める陳情
陳情第３号の３　平成28年度久米島町の振興施策に関する陳情
陳情第18号　精神障害者に対する「重度心身障がい者医療費助成制度の適用」に関する陳情
陳情第20号の２　石垣市振興に関する陳情
陳情第24号　骨髄バンクドナー助成制度導入に関する陳情

日程第17　陳情平成28年第59号
陳情平成28年第59号　「名護市一般廃棄物最終処分場の不適正なる維持管理」に関する陳情

日程第18　陳情平成28年第108号
陳情平成28年第108号　「沖縄の子供の貧困対策」に関する陳情

日程第19　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等に関する調査の件

日程第20　閉会中の継続審査の件

出　席　議　員（47名）

議長	新里米吉君	23番	末松文信君
副議長	赤嶺　昇君	25番	渡久地　修君
1番	瀬長美佐雄君	26番	玉城　満君
2番	玉城武光君	27番	仲村未央さん
3番	親川　敬君	28番	照屋大河君
4番	新垣光栄君	29番	仲宗根　悟君
5番	次呂久成崇君	30番	崎山嗣幸君
6番	宮城一郎君	31番	金城　勉君
7番	大城憲幸君	32番	砂川利勝君
8番	金城泰邦君	33番	具志堅　透君
9番	西銘啓史郎君	34番	島袋　大君
10番	新垣　新君	35番	中川京貴君
11番	座波　一君	36番	座喜味一幸君
12番	比嘉瑞己君	37番	嘉陽宗儀君
13番	西銘純恵さん	38番	新垣清涼君
14番	平良昭一君	39番	瑞慶覧　功君
15番	上原正次君	41番	狩俣信子さん
16番	当山勝利君	42番	比嘉京子さん
17番	亀濱玲子さん	43番	大城一馬君
18番	當間盛夫君	45番	糸洲朝則君
19番	上原　章君	46番	照屋守之君
20番	山川典二君	47番	仲田弘毅君
21番	花城大輔君	48番	翁長政俊君
22番	又吉清義君		

欠　　員（１名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	知念正治君	主査	川端七生君
次長	平田善則君	主事	村吉政則君
議事課長	勝連盛博君	政務調査課長	宮城　弘君
課長補佐	平良　潤君	副参事	前田　敦君
主幹	中村　守君	主幹	天久庸隆君

○議長（新里米吉君）　これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、花城大輔君外13人から、議員提出議案第６号「北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書」、宮城一郎君外13人から、議員提出議案第７号「中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書」、仲宗根悟君外13人から、議員提出議案第８号「嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書」及び議員提出議案第９号「米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

―――――――――――――――――――――

〔諸般の報告　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　日程第１　議席の変更を行います。

議員の辞職に伴い、会議規則第４条第３項の規定により議席の一部を変更いたします。

渡久地修君を25番に、玉城満君を26番にそれぞれ変更いたします。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午前10時２分休憩

午前10時２分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第２　乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案の条例議案８件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長、企画部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第１号議案「沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、情報提供等記録に係る規定の改正、小規模取扱事業者に係る関係規定の削除その他所要の改正を行う必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年５月30日とするとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正による国民の利点は何か、また、個人情報の流出対策はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、今回の改正により県の独自事務について他県やその市町村との情報連携が可能となり、県民の利便性が向上すると考えている。また、情報の流出対策については、国の情報ネットワークシステムを介して暗号化された情報を利用していること、個人番号制度に係るネットワークを新たに構築し外部と完全に分離して運用していること、さらにネットワークに接続するパソコンを特定し個人認証やパスワードを設定することにより、情報セキュリティーの高度化を図っているとの答弁がありました。

そのほか、個人情報保護に関する職員への啓発状況、マイナンバーカードの交付率及び普及への取り組み状況、個人情報保護法の適用を受ける事業者の範囲などについて質疑がありました。

次に、乙第２号議案「沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例の一部を改正する条例」は、安全・安心な教育環境の整備促進を目的に、私立学校の施設の大規模な改造を促進する費用の財源に基金を充てることができるようにする等の必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、条例改正後の私立学校への補助の見通しはどうなっているのか、また、補助金利用後数年間は建てかえ等はできないのかとの質疑がありました。

これに対し、私学への補助見通しとしては、平成28年度からの継続で１校、平成29年度に新規１校、平成30年度以降に新規２校への補助に向け調整を進めている。また、補助金交付要綱や交付決定の中で、整備後数年間の変更を制限する条件はつけていないとの答弁がありました。

そのほか、校舎建築後30年経過という要件の緩和、補助率２分の１の根拠及び拡充の可能性、補助金上限のかさ上げ及び利便性向上の検討、県内私学校舎の耐震化状況及び災害時避難場所への指定状況などについて質疑がありました。

次に、乙第３号議案「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、介護休暇の取得時間を新設し、育児休業の対象となる子の範囲に含まれる者を定める必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、育児休業の対象となる子の範囲はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、育児休業の対象となる子は、従前は職員の子と規定されていたが、条例改正により特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子及びこれらに準ずる者として条例で定める子が追加されるとの答弁がありました。

そのほか、育児休業及び介護休暇の取得率、男性の育児休業取得件数と県内・全国比較及び取得率向上のための取り組み内容、介護休暇の所得要件及び３年の期間とする理由、非常勤職員の取得の可否及び要件などについて質疑がありました。

次に、乙第４号議案「沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」は、人事院規則の一部改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に関する規定を定める必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、同制度に関して県職員の利用実績はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、同制度施行後、知事部、教育庁及び県警察でそれぞれ１名、合計３名の利用があったとの答弁がありました。

そのほか、職務復帰する場合の身分、休業期間を３年以内とする根拠、県外へ同行する場合及び市町村職員への適用の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第５号議案「沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、法令改正に伴う移譲事務の削減など、所要の改正を行うほか、法令に基づく知事の権限に属する事務のうち、移譲について市町村長との協議が調った事務を市町村が処理することとする必要があるため条例を改正するものであるとの説明がありました。

次に、乙第６号議案「沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、新たに手数料の徴収根拠を定めるとともに、既存手数料の額の適正化を図る必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、今回の改正に当たっての関係団体や業界の反応、使用料及び手数料の積算根拠及び改正スパン、建築物エネルギー消費性能適合性判定の経過措置の有無などについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第７号議案「沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため条例を改正するものである。施行期日は、平成29年５月30日とするとの説明がありました。

本案に関し、条例で定める独自事務の具体例及び件数、任命権者間や自治体間での情報連携における遵法意識の醸成などについて質疑・答弁がありました。

次に、乙第14号議案「沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」は、警察法施行令の一部改正に伴い、ストーカー事案、振り込め詐欺等の対策を強化するため警察官を増員する必要があることから、条例を改正するものである。

改正の主な内容は、警察官の定員を「2766人」から「2771人」に改める。施行期日は、平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、地方警察官を全国で886人増員した中での沖縄県５人は少ないのではないかとの質疑がありました。

これに対し、前定例会において100人増員したことを含めると、全国の約８分の１が本県に割り振られており、人口や県警察の規模からするとトータルでは手当てされていると考えているとの答弁がありました。

次に、ストーカー・ＤＶ事案対策２人、特殊詐欺対策２人、国際情勢変化対応１人という３分野はどこで決めたのか、また、国際情勢変化への対応とは何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の３分野は警察庁から割り振られたものである。また、国際情勢の変化とは2020年東京オリンピックの開催、イスラム国による日本へのテロ攻撃の言及があったこと、対応とは国際テロ情報の収集・分析など対策の強化を全国の警察を挙げて取り組むことであるとの答弁がありました。

そのほか、本県警察官１人当たりの負担人数及び全国比較、ストーカー・ＤＶ事案の県内相談件数と全国比較及び相談体制、特殊詐欺の種類と県内被害総額及び検挙件数、国際テロ対策を担う警察官の素養などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案の条例議案８件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案の８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第１号議案から乙第７号議案まで及び乙第14号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第３　乙第10号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧　功君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔経済労働委員長　瑞慶覧　功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧　功君）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第10号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第10号議案「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの供用機器の更新等に伴い、その利用料金の基準額を改めるものである。

改正の主な内容は、利用料金基準額を7950円以内から7210円以内に改めるとともに、施行期日を平成29年４月１日とするものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第10号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第４　乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　おはようございます。

ただいま議題となりました乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案の条例議案３件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長、保健医療部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行って

まいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第８号議案「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものである。

改正の主な内容は、「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に変更するものである。施行は平成29年４月１日とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、改正前の情緒障害児短期治療施設と改正後の児童心理治療施設の治療する対象及び条件についての質疑がありました。

これに対し、今回、児童福祉法の改正において、施設の名称が児童心理治療施設に変更になるが、対象児童や施設の機能等に変更があるわけではない。名称変更がされた理由としては、情緒障害という名前自体が医学的にそういった病名等がなく、子供の状況をあらわすには曖昧で誤解を与えるような表現になっているのではないかということで保護者や利用児童等からかねてから変更の要望があったとの答弁がありました。

次に、改正後の児童心理治療施設の対象となる児童、入所の判断基準はあるか、また、18歳を超えた後は治療が途中であっても出なくてはならないのかとの質疑がありました。

これに対し、対象児童については学童期から18歳に至るまでの児童ということで、主に小中学生いわゆる学童期の子供たちが対象となっている。また、入所の判断基準については、特に統一的な基準はないが、児童相談所で総合的に判断し、この施設に入所することにより改善を図る必要があると判断された場合に措置を行う。さらに、児童福祉法上18歳までという原則があるが、20歳までは措置延長が可能であるとの答弁がありました。

次に、今回の児童心理治療施設について入所定員が30名、通所が10名ということであるが、その数字の根拠及び入所定員に対する今後の考え方について聞きたいとの質疑がありました。

これに対し、入所定員の考え方については、子供たちを入所させ、適切な生活、養育環境のもとで子供たちを支援していくためにはどれぐらいの規模がふさわしいのか、あるいは、継続的、安定的に経営、施設を維持していくためのふさわしい定員のあり方、そして他県の同様な施設の状況等も勘案した上で、定員30名、通所10名を決定している。入所定員に対する今後の考え方については全国に１つずつという国の考え方を踏まえて今回設置するが、当面は本施設での収容が可能であると考えているとの答弁がありました。

そのほか、児童心理治療施設に入所する対象児童数、児童相談所による入所の必要性の判断、児童相談所と医療機関や警察等との連携、児童相談所による学校生活において問題行動が見られる生徒の施設への入所の判断、児童心理治療施設に勤務する専門の職員の資格及び配置すべき人数を定めた規程の有無などについて質疑がありました。

次に、乙第９号議案「沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例」は、母子保健法の一部改正に伴い、関係条例を改正するものである。改正の主な内容は、「母子健康センター」の名称を「母子健康包括支援センター」に変更するものである。施行は平成29年４月１日とするものであるとの説明がありました。

次に、乙第13号議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数及び学級数の増減等に伴い、学校職員の定数を定める必要があるため条例を改正するものである。

主な改正の内容は、学校職員定数を県立高等学校で4112人、県立特別支援学校で1848人、県立中学校で34人、市町村立小学校及び中学校で9766人、合計で１万5760人とするものであるとの説明がありました。施行は平成29年４月１日とするものであるとの説明がありました。

本案に関し、北部地域における高校志願倍率が低い状況について、その原因及び今後の対策について質疑がありました。

これに対し、基本的には地域における生徒数の減少が背景にあるのではないかと考えている。対策については例えば名護高校ではフロンティア科を設けたり、本部高校では生徒が集まるような仕組みを構築するため教員配置などを行っているが、なかなか決定打となっていないことから、今後は、地域的な生徒の状況を踏まえた中長期的な視点での検討が必要だと考えている。

次に、県立特別支援学校の児童生徒数は年々増加傾向にあるのか、また、１人でも１学級設置できると聞いているがその経緯についての質疑がありました。

これに対し、傾向としては肢体不自由の生徒は横ばいから減りぎみで、知的障害の児童生徒は増加している状況である。特別支援学級については、これまで３人を学級新設を認める一つの基準としていた。ただ、離島・僻地などではどうしても３名そろわないという

こともあったことから、柔軟に対応してきたところである。今回、１人でもその他のクラスといろいろな行事を通じて交流することで社会性を身につけることは可能であろうということ、それから他府県調査の結果も踏まえ、地域の実情も鑑みて１人からでも設置できるように基準を見直したところであるとの答弁がありました。

次に、今回の沖縄県学校職員定数条例の改正と沖縄県が抱えている教育課題を解決することとの整合性及び人材育成の方策についての質疑がありました。

これに対し、今回の定数の改正は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における基礎定数にのっとった生徒数の増減によるものであり、同定数とは別の特例という形でのプラスアルファの加配定数の確保により、少人数学級を実現する。また、県単定数も確保することにより、子供たちによりきめ細かい授業ができるように努めていきたいと考えている。人材育成については教育委員会として現在、学力向上に取り組んでおり、その中でグローバルな人材の育成という意味で、海外留学の推進や短期交換留学、専門高校における職業教育などさまざまな施策を展開している。

そのほか、船員等について60歳を超えて勤務している職員の有無、水産関係職員確保のための水産庁や文部科学省との連携、農業の担い手育成のための農林水産部との連携、小中学校の教員定数の正規率の改善に向けた取り組み、県立中学校における学級数増の理由、増員される通級指導教員の小・中・高及び特別支援学校別の内訳、北部地区の学校別の高校志願倍率、県単定数と寄宿舎の職員、学校における栄養教諭の５年間の推移、栄養教諭が配置されていない学校における食育指導、学力テストの本県の昨年の順位、教育課題解決のための本県独自の職員定数の設定などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案の３件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案３件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第８号議案、乙第９号議案及び乙第13号議案は、原案のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第５　乙第11号議案及び乙第12号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（条例）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ハイサイ　グスーヨー　チューウガナビラ。

ただいま議題となりました乙第11号議案及び乙第12号議案の条例議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第11号議案「沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」については、国の空港管理規則及び危険物の規則に関する規則が改正されたことを踏まえ、航空機の給油作業等における静電気対策としての航空機及び給油車のそれぞれの接地に係る規定を廃止するものである。

改正の主な内容は、給油車のグランドアースに係る規定を廃止するものであり、施行期日を平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、ボンディングとはどういう意味か、また、世界基準はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、ボンディングとは、給油車両と航空機をアースワイヤーでつなぐことである。改正により給油車両と航空機がボンディングで接続されていれば、特に給油車から地面にアースをとる必要はなくなる。他国では既にこのような形で運用されており、消防庁と国土交通省が検討を行った結果、安全性に特に問題

がないことがわかり国の規則が改正されているとの答弁がありました。

次に、何か不都合があったための改正なのかとの質疑がありました。

これに対し、これまでは給油車両から地面にアースをとり、ボンディングをして給油する手順であったが、改正により給油車両から地面へのアース作業を省くことができる。また、各国の運用状況も踏まえたものと考えているとの答弁がありました。

そのほか、他国での当該運用の開始時期等について質疑がありました。

次に、乙第12号議案「沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例」については、文教地区内の建築制限等に係る許可に関する知事の権限に属する事務の一部について、協議の調った３市に委譲するものである。

改正の主な内容は、委譲する市は、那覇市、宮古島市及び石垣市であり、施行期日を平成29年４月１日とするとの説明がありました。

本案に関し、県内の文教地区の指定状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、現在、那覇市、沖縄市、宮古島市及び石垣市において指定されている。那覇市が23地区、沖縄市が14地区、宮古島市が２地区、石垣市が２地区の合計41地区が指定されているとの答弁がありました。

次に、具体的にどの部分の権限を委譲するのかとの質疑がありました。

これに対し、文教地区の文教の目的を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認め、その用途の立地を許可することについて権限を委譲するものであるとの答弁がありました。

そのほか、那覇市ほか３市以外に文教地区の指定がない理由、地区指定のあり方、地区内におけるホテル等建築予定の有無、建築確認申請との関係、許可の実績、沖縄市と権限委譲の協議が調わない理由、権限委譲に伴う財源措置、市町村との権限委譲の協議状況、県が許可権限を有してきたことのメリット等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第11号議案及び乙第12号議案の条例議案２件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案及び乙第12号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案は、原案のとおり可決されました。

―――――◆・・◆―――――

○議長（新里米吉君）　日程第６　乙第23号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

―――――――――――――――――――――

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました乙第23号議案の議決議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第23号議案「包括外部監査契約の締結について」は、地方自治法第252条の36第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、契約金額の上限を1051万9000円と定め、契約の相手方を弁護士の當真良明氏とするものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要でありますが、採決の結果、乙第23号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第23号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第23号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第７ 乙第21号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長瑞慶覧 功君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 瑞慶覧 功君登壇〕

○経済労働委員長（瑞慶覧 功君） ただいま議題となりました乙第21号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、商工労働部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第21号議案「債権の放棄について」は、債権回収が困難であることから中小企業設備近代化資金貸付金に係る債権を放棄するため、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

主な内容は、債権放棄の相手方は法人で、放棄する債権の額は貸付金500万円及び違約金であるとの説明がありました。

本案に関し、なぜ今、この時期に債権放棄を行うのか、また、同じように債権債務の整理を行ったものがあるのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県では平成27年度に債権管理方針を策定するとともに平成28年度に標準マニュアルが示されたことを受けて、商工労働部としてもより積極的に未収金の縮減に取り組むこととし、今回債権放棄の議案を提出した。商工労働部では、これまでも長期の延滞案件については時効が完成し、援用の申し立てがあった場合には不納欠損として債権債務を整理し、未収金の縮減を図っており、これまで18の貸付先に対して計6916万円を不納欠損処理しているとの答弁がありました。

次に、今後整理が必要な未収金はどれぐらいあるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回の中小企業設備近代化資金貸付金には延滞先が11件あり、平成28年度末の未収金の見込み額が5534万円余りある。そのうちの２件については平成29年度中に完済を見込んでいるものの、延滞先は全て倒産しており、多くが昭和に貸し付けた案件であるため、債権債務の整理に時間を要している。商工労働部としては債権管理方針及び標準マニュアルを踏まえて債権管理に努めるとともに、今後も債権放棄や不納欠損などにより未収金の縮減に努めたいとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第21号議案については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第21号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第21号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君） 日程第８ 乙第19号議案及び乙第20号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん） ただいま議題となりました乙第19号議案及び乙第20号議案の議決議案２件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、子ども生活福祉部長及び保健医療部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第19号議案「債権の放棄について」は、債権回収が困難であることから母子福祉資金貸付金１件に係る債権を放棄するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、債権回収の相手方は連帯保証人であり、放棄する債権額は未収金の120万5567円及び違約金であるとの説明がありました。

本案に関して、昭和56年に返済が開始され、１年後に営業所の変更、そして４年後には目的外使用を確認しているが、その時点における県の取り組みはどうだったのか、また、今回は身内から保証人を立てているが、これについてはこれまでも県の通例であったのかとの質疑がありました。

これに対し、本件の場合、貸し付け後すぐに事業をやめてしまい、目的外使用を県が確認した。その背景としては父親の事業の穴埋めに使ってしまったという借受人からの証言があった。当初想定していなかったこのような身内の負債を抱えてしまうという借受人の厳しい事実を踏まえ、県としても分割での返済に応じるなど債権回収に努めてきた。また、保証人については、身内を除外しているとほかに連帯保証人を頼むということが難しい場合も想定されることから、運用として一定程度の所得要件もあるが、世帯が別であれば親族でも構わないという取り扱いを行っているとの答弁がありました。

次に、実際に償還をしている者に対する相談業務などの支援はどうなっているのか、また、債権回収の委託についての質疑がありました。

これに対し、滞納が長期化することにより未収金もどんどん返せないという状況が続いていくということがデータ的にはっきりしている。よって、そこに至るまでの支援が重要であることから、母子父子自立支援員による支援であったり、あるいは同支援員のもとに設けている母子父子協力員が小まめに債務者の自宅を訪問するなど、借受人の状況等を把握しながら同支援員のアドバイスにつなげていくという対応を行っている。また、債権回収の委託については、通常の償還業務については福祉事務所の協力員等を配置する中で償還指導に当たっているが、長期にわたる滞納及び困難ケースの一部について債権回収機構へ委託しているとの答弁がありました。

次に、母子福祉資金貸付金制度において債権放棄が常態化してくると、きちんと返済している県民から不満も出てくることも想定されるが、これについてどう考えるのかとの質疑がありました。

これに対し、債権放棄という行為は県みずからが債権を手放す行為であるということで、必要最小限かつ慎重に行うべき手続だと考えている。貸し付けた方々の償還が次に借りる方々の貸付財源になるという制度になっていることから、制度を維持するためにはきちんと償還していただくことが本来の姿であり、現在償還を行っている方々及びこれから貸し付ける方々に対して、この制度の仕組みや趣旨について十分説明を行った上で、県も滞納に至る前に回収努力をやっていくことが重要であると考えているとの答弁がありました。

そのほか、平成27年度末時点の母子寡婦福祉貸付金の未収金の金額、昭和60年から自己破産確定までの県と債務者とのやりとりの有無、自己破産確定後債権放棄をとらなかった理由、弁護士から県への免責確定の通知の受理報告、連帯保証人に対する督促方法、連帯保証債務の時効満了日、債権放棄手続ができなかった理由、平成27年度における未収金の額の歳入調定額に占める割合、貸し付け後の自立支援の横断的な取り組み、県の適切な債権管理などについて質疑がありました。

次に、乙第20号議案「債権の放棄について」は、債権回収が困難であることから看護師等修学資金貸与金１件に係る債権を放棄するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、債権放棄の相手方は借受人本人１人で、放棄する債権額は５万4000円であるとの説明がありました。

本案に関して、債権放棄の理由として所在不明ということであるが、説明資料に記載されている住所について説明を求めたい。また、債権放棄後は保証人がそれを引き継ぐ形になるのかとの質疑がありました。

これに対し、今回、債権の回収を図るために、主債務者の本籍が所在している市町村に対して、戸籍の付票の提出を求め、その付票に記載されている住民票の履歴で一番直近の住所を表示している。そして、その住所に通知を送付したが応答がなく、所在確認ができない状態となっている。また、看護師等修学資金に関しては、貸与する場合に債務者において連帯保証人を２人立てていただくことになっているが、この債権に関しては、連帯保証人の記録が確認できず、保証人に請求できない状況であるとの答弁がありました。

次に、連帯保証人の記載がないということは額が少ないからそういうことになったのか、また、貸し付けする時点で連帯保証人が確認されていないのに貸し付けたことになるのか、さらに保証人を免除する規定はあるのかとの質疑がありました。

これに対し、連帯保証人については、額の多少にかかわらず立てていただくことになっており、他の未収金が発生している債権については全て連帯保証人が立てられている。本件の場合は、いろいろな書類を確認しても連帯保証人の記録が残されていなかったことから、連帯保証人を立てていなかった可能性もある。免除規定については設けられているとの答弁がありました。

次に、今回議案提出の根拠となったと考えられる県の債権管理方針が定められた経緯についての質疑がありました。

これに対し、平成25年度に実施された包括外部監査において、未収金の管理について、最小の経費で最大の効果を上げているかといった視点で監査が行われ、この中で債権放棄についても積極的に活用すべきだという報告がなされた。これを受けて、平成26年度に総務部が実施した行政考査に基づく行政監査報告を経て平成27年度に県の債権管理方針が定められた。これにより、これまで債権管理は債権回収だけに主眼を置いていたが、明らかに回収が不能と認められる債権については放棄という手段も講じつつ債権を消滅させるという考え方も導入しようという内容の方針となっているとの答弁がありました。

そのほか、債務者の所在確認方法、所在確認と現地調査、県と債務者のやりとりの経緯、連帯保証人の空欄に気づいた時期、県内の戸籍を利用した身内の所在確認、戸籍の付票の移転年月日、市役所等職員からの情報収集、現地調査を省略した理由、債務者の県内での就労の有無、平成28年度における修学未収金の件数及び金額、返済義務が発生したことを掌握した時期などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第19号議案及び乙第20号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第19号議案及び乙第20号議案の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第19号議案及び乙第20号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第９　乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔委員会審査報告書（議決事件）　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までの議決議案８件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第15号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第１回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、安謝川ボックスカルバート改修工事の契約金額９億1202万6520円を３億1037万55円減額し、６億615万6465円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の減額であるとの説明がありました。

本案に関し、工事は次年度に繰り越すのかとの質疑がありました。

これに対し、土質条件が想定より悪かったため、新たに補助工法として、仮設の土どめのためのアンカーの量がふえたり、長さが延びて変更が生じた。また、

その検討に要する時間や施工にかかる時間が必要となり、本体工事が工期内で完了できなくなったため、その分を減額する。事故繰越もできないので当該工事は打ち切ることとなるとの答弁がありました。

次に、今後、工事はどのように進めていくのかとの質疑がありました。

これに対し、当該工事でできなかった部分については、今後も工事を実施していくこととしている。今回の補助工法については、当該工事と切り離せない工事であるため、現在施工しているＪＶと契約しているとの答弁がありました。

そのほか、契約金額の減額範囲内での施工の可否、設計・見積もりの実態、最終手段に至るまでの措置状況等について質疑がありました。

次に、乙第16号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成28年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものである。

主な内容は、宜野湾北中城線トンネル本体工事（その１）の契約金額７億1388万円を8100万円増額し、７億9488万円に変更するものであり、変更の理由は、設計の一部変更に伴う工事費用の増額であるとの説明がありました。

本案に関し、地すべり防止区域に近接しているが、本工事で対策はとられたかとの質疑がありました。

これに対し、工事は、地すべり防止区域の工事とトンネル工事が並行して進められており、トンネル側で掘削しながら、あらゆる地点で計測し、地すべり地域での地盤の変動などを調査した。トンネルは既に地すべり区域を通過しており、特に問題は発生しなかったとの答弁がありました。

次に、道路整備の優先順位として宜野湾北中城線はどの位置にあるのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては現在、ハシゴ道路ネットワークの整備を優先に考えており、宜野湾北中城線はその中の１つであるとの答弁がありました。

そのほか、現道の拡幅工事の状況、用地買収の状況、拡幅工事に係る基地返還の要請等について質疑がありました。

次に、乙第17号議案「財産の取得について」は、与那原マリーナに整備する固定式一体型上下架施設を取得することについて、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、固定式一体型上下架施設（20トンクラス及び60トンクラス）１基を４億7282万4000円で取得するものであり、契約の相手方は日本ホイスト株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、クレーンの導入によって利用価値をどう見越しているのかとの質疑がありました。

これに対し、与那原マリーナは昨年７月に一般供用を開始し、問い合わせは多数ある。その中には上下架施設があれば、ぜひ係留したいというニーズもある。整備後は収容率向上の呼び水となる効果を期待しているとの答弁がありました。

次に、ＭＩＣＥが立地することによって、当初の計画を一からやり直さないといけない状況が出てくると思うがどうかとの質疑がありました。

これに対し、港湾計画自体にマリーナの整備も位置づけられている。中型艇、大型艇対応のクレーン整備についても計画の中にあり、今回、その整備に取り組むものである。一方、ＭＩＣＥが立地することによって周辺環境が変わるのは確かであり、文化観光スポーツ部が策定するＭＩＣＥ振興のビジョンを受け、必要な港湾計画の改定に取り組んでいくことになる。今のところ、マリーナの整備と両立できるものと理解しており、必要な設備については着々と進めたいとの答弁がありました。

そのほか、入札の状況、メンテナンスに対する考え方、財産保全の計画等について質疑がありました。

次に、乙第18号議案「財産の取得について」は、宜野湾港マリーナに整備する固定式一体型上下架施設を取得するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、固定式一体型上下架施設（35トンクラス）１基を１億5606万円で取得するものであり、契約の相手方は日本ホイスト株式会社であるとの説明がありました。

次に、乙第22号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対し、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納の家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすること、必要がある場合は上訴し、または和解するものとするであるとの説明がありました。

本案に関し、過去５年間の強制執行の実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、平成23年度が18件、平成24年度が15件、平成25年度が10件、平成26年が６件、合計49件

となっているとの答弁がありました。

次に、平成28年度の県営住宅使用料減免額が前年比で約10倍になっているが、減額率を拡大したことによる影響なのかとの質疑がありました。

これに対し、今年度、全戸にリーフレット等を配付し、減免制度や専門相談員の周知を徹底して行った成果があらわれたと考えている。また、平成27年12月に最大減額率を50％から75％に引き上げたが、最大減額率だけではなく、各減額率をそれぞれ1.5倍に底上げしたトータルの成果ではないかと分析しているとの答弁がありました。

そのほか、強制執行を行う場合の移転先の確保、減免の対象者、滞納初期段階での対応、連帯保証人への請求、ケースワーカーの体制等について質疑がありました。

次に、乙第24号議案「県道の路線の認定及び廃止について」は、県道の路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第７条第２項及び第10条第３項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、国道の県道への移管に伴い、豊見城市を起点とし、糸満市を終点とする豊見城糸満線を認定するとともに、豊見城市字名嘉地を起点とし、豊見城市字上田を終点とする68号線を廃止するものであるとの説明がありました。

次に、乙第25号議案「公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に伴う負担金の徴収について」は、県が過疎市町村にかわって行う公共下水道の幹線管渠等の設置に係る事業に伴う村負担金について、過疎地域自立促進特別措置法第15条第７項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、関係村は大宜味村であり、負担金額は702万7000円であるとの説明がありました。

本案に関し、特定環境保全公共下水道の概要及び補助率はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、特定環境保全公共下水道は、自然保護法などが適用される地域において、1000人未満の小規模施設として市町村が整備する公共下水道事業である。国庫補助率については、管渠が10分の６、処理場が３分の２となっている。今回は処理場の増設なので補助率は３分の２となり、過疎市町村ということで16％かさ上げされ、77.3％の国庫補助となるとの答弁がありました。

次に、今後の維持管理や補修等を考えると事業が成り立っていくのか気になるが、県はどのように考えているかとの質疑がありました。

これに対し、特定環境保全公共下水道は、規模が小規模であることとあわせて、施設のメンテナンスなど、その後の維持管理が容易な膜分離の施設となっている。人口は250人であるが、産業用地に水耕栽培を行う工場があり、水道利用がかなり見込まれているので、収入はある程度安定すると思うとの答弁がありました。

そのほか、県及び村の負担額、裏負担額の償還方法、過疎地域の優遇内容、下水道の接続率、他地域における計画の有無、過疎地域における下水道事業のあり方、増設する施設の内容、施設の完成予定時期、維持管理費の負担軽減に対する考え方等について質疑がありました。

次に、乙第26号議案「流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収についての議決内容の一部変更について」は、平成20年第３回沖縄県議会（定例会）で議決された流域下水道の建設事業執行に伴う負担金の徴収について、下水道法第31条の２第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、中部流域下水道の全体計画の見直しにより、関係市町村の建設負担金の負担率を変更するものであるとの説明がありました。

本案に関し、八重瀬町は流域下水道にかかわっていないが、県は相談を受けているかとの質疑がありました。

これに対し、昨年度策定した沖縄汚水再生ちゅら水プランの策定の段階で、八重瀬町の長期的な計画を聞いている。八重瀬町としては、農業集落排水等を行いながら、単独公共下水道を進めたいとのことであり、平成35年ごろの事業着手と聞いているとの答弁がありました。

そのほか、農業集落排水と公共下水道の統合等について質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決の結果、乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までの議決議案８件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までの８件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案８件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案から乙第18号議案まで、乙第22号議案及び乙第24号議案から乙第26号議案までは、委員長の報告のとおり可決されました。

────────◆・・◆────────

○議長（新里米吉君）　日程第10　甲第１号議案から甲第23号議案までを議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西銘純恵さん。

──────────────────────

〔委員会審査報告書（予算）　巻末に掲載〕

──────────────────────

〔予算特別委員長　西銘純恵さん登壇〕

○予算特別委員長（西銘純恵さん）　こんにちは。

ただいま議題となりました甲第１号議案から甲第23号議案までの予算議案23件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、各常任委員会に対し、所管の予算事項について調査を依頼し、本委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から慎重に調査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず初めに、平成29年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の後期計画期間がスタートする重要な年であり、同計画の中間評価を踏まえ、残された課題や社会経済情勢等の変化により明らかとなった新たな課題の解消を図り、沖縄らしい優しい社会をつくり上げるとともに、好況が続く経済をより高い次元へと進化させることが求められる。

平成29年度予算案は、このような基本的な考え方を踏まえ編成したところである。

一般会計予算案の総額は、7354億4300万円で、前年度に比べ2.5％の減となっている。

農業改良資金など19の特別会計予算案の合計は、1183億7539万9000円で、前年度に比べ12.1％の増となっている。

病院事業など３つの公営企業会計予算案の合計は、1191億6345万7000円で、前年度に比べ2.2％の増となっている。

歳入の主な内容は、景気拡大による法人事業税や法人県民税など県税の増、清算基準の見直しや前年度実績等を勘案して地方消費税清算金の減、沖縄振興交付金等の国庫支出金の減、減債基金からの繰入金の増、貸付金元利収入の増、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業など県債の減などである。

歳出の主な内容は、市町村に交付する沖縄振興特別推進交付金など総務費の減、社会保障関係費など民生費の増、公共関与事業推進費など衛生費の増、含蜜糖振興対策事業費など農林水産業費の減、沖縄空手会館建設事業の終了や大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業など商工費の減、沖縄振興公共投資交付金など土木費の減、公債管理特別会計繰出金など公債費の増、地方消費税清算金及び交付金など諸支出金の減などであるとの説明がありました。

次に、平成29年度予算編成に当たっての考え方について質疑がありました。

これに対し、当初予算は、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた諸政策を着実に推進していくという基本的な考え方を踏まえ編成した。具体的には、子供の貧困対策については子供のライフステージに即した切れ目のない対策を推進するため重点的に予算を配分し、子育て支援についても平成29年度末の待機児童解消に向けた取り組みを推進するため民間保育所の整備を初め新規または施策の拡充に必要な予算を計上している。雇用政策についてもこれまでの雇用の拡大に加え質の改善に取り組み、全国平均を上回る失業率、離職率あるいは非正規雇用率など本県の課題解決に向け必要な予算を計上したとの答弁がありました。

次に、県税収入が堅調であるが、その背景、また、全国との比較はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当初予算の県税は、前年度に比べ17億500万円増と、平成27年度から３年連続で1000億円台を維持する予算額になっている。その理由は、１つは消費税率及び法人事業税率など税制改正による税率の引き上げ、もう一つは景気拡大による納税義務者の増や、法人県民税・事業税など法人収益の増によるものと見ている。また、当初予算の県税を全国と比較した場合、全国の対前年度伸びが4.6％であるのに対して本県の伸び率は11.7％ということで大きく上回っているとの答弁がありました。

次に、ワシントン駐在員活動事業費に関連してワシントン事務所設置の効果は何か、また、沖縄の基地問題に関して米国の連邦議会調査局報告書に「辺野古の

基地建設の履行に懸念がある」、「国土面積が１％に満たない沖縄に基地が集中していることは不公平」、「日米両政府が強権的に進めると県民の怒りが広がる」と記載されたことへの所感について質疑がありました。

これに対し、ワシントン事務所は、平成27年４月１日に開設して３年目に入る。設立当初は、全国の地方自治体で唯一首都ワシントンＤＣに事務所を設置するということで、費用対効果についていろいろと疑問が出された。２年目に入り、外国代理人登録法に基づくＦＡＲＡ登録も完了し、駐在員の日ごろの活動により、連邦議会調査局の報告書に沖縄県の基地問題に対する姿勢、辺野古基地問題に対する姿勢が示されたことも一つの成果だと考えている。アメリカ政府に沖縄県の実情を正確に伝えるということは一朝一夕にできることではなく、ワシントン駐在の活動を活性化、活発化して、継続して行うことが大変重要だと考えている。また、連邦議会調査局報告書の内容は、今回の訪米で県知事が面談した米国議会の議員の皆さんにお伝えした内容である。それらが全て調査報告書に載ったと考えているとの答弁がありました。

次に、消防防災ヘリ導入検討事業の内容及び検討委員の構成等について質疑がありました。

これに対し、当該事業は、ヘリ導入の必要性、運航管理体制、それからヘリの機種選定、導入に係る県市町村の財政負担等の課題について調査を実施することにしており、これを踏まえ有識者も含めた消防防災ヘリの導入検討委員会の立ち上げを考えている。なお、有識者の分野等については検討中であるとの答弁がありました。

次に、公共交通利用環境改善事業の内容及び減額理由、また、今後の事業計画について質疑がありました。

これに対し、当該事業は、県民及び外国人を含めた観光客の移動利便性向上に資するため、人間に資するまちづくりや低炭素社会の実現を図るため実施している。具体的には、交通弱者を含む全ての利用者、乗客のためのノンステップバスの導入、外国人を含めた観光客の移動利便性の向上のための多言語対応の案内機器の設置、路線バスの定時性を高めるための公共車両優先システムの車載機導入支援や、わった～バス党等の広報活動を行っている。減額の理由は、ノンステップバス導入支援に係る予算について前年度の43台から平成29年度17台へと26台分減ったことによるものである。また、平成29年度までに導入目標を達成するため補助を終了する予定である。改めてそれ以降の計画について検討したいと考えているとの答弁がありました。

次に、通信対策事業費が28億円ほど減になっている理由は何か、また、超高速ブロードバンド環境整備促進事業の今後の計画はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、通信対策事業費の減額の主な理由は、先島地区及び南部周辺離島地区に海底光ケーブルを設置する離島地区情報通信基盤整備推進事業が平成28年度限りで終了したことによるものである。また、同促進事業については、平成28年度は与那国町及び国頭村の２カ所で実施していたが、11月補正予算で座間味村、竹富町、伊是名村及び伊平屋村を追加して実施している。平成29年度は竹富町、宮古島市、多良間村、粟国村及び渡名喜村を追加して実施し、対象15市町村のうちの10市町村に取り組む予定となっているとの答弁がありました。

次に、県内薬物事犯の過去５年間の検挙人数及びうち一般人の人数、薬物の密輸件数はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、過去５年間の検挙人数及びうち一般人の人数について推移が述べられ、直近の平成28年は検挙が175人でうち一般人が101人となっている。また、密輸件数は、直近の平成28年は３件を検挙しているが、そのうち１件は台湾からの空輸で17キログラムの覚醒剤の密輸事案が摘発されており、東南アジア・台湾ルートの中継基地になっているのではないかと捜査機関は懸念しているとの答弁がありました。

次に、預かり金を最終的に預かる部署はどこか、また、大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業の入札保証金は何日に支払われたかとの質疑がありました。

これに対し、歳入歳出外現金は県の収入に属さない現金で、法律または政令の規定により出納事務局で保管することになる。また、当該事業の入札参加者は、46億円の保証書を提出しており、現金での支払いはなかったとの答弁がありました。

次に、沖縄県はさとうきび生産支援事業で共同利用機械の整備としてハーベスタ、トラクター等の高性能農業機械の導入を推進している。地域の導入状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、本県サトウキビ作における高性能農業機械導入は生産農家の高齢化に伴う収穫作業労力の省略化を目的にハーベスタ等の収穫機械を中心に導入を進めてきた。平成27年・28年期では県内全域で362台のハーベスタが稼働し、全収穫面積におけるハーベスタの収穫割合は64.5％となっている。地域別に見ると南北大東村と伊平屋村が100％であるのに対し、宮古地域が67.1％、八重山地域が62％、沖縄本島中

部地域が36％、南部地域が32.2％となっている。トラクターは、中型以上のトラクターが県全域で1052台稼働しているとの答弁がありました。

次に、おきなわ型農産物ブランディング推進事業の目的、効果、数値目標はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は園芸品目を中心とした県産農産物について国内外における競争力の強化やブランド力の向上を目的として国の地方創生推進交付金を活用して実施するものである。具体的にはシークヮーサーの機能性表示食品取得や地域団体商標などの取得、輸送体系改善によるコスト低減、園芸品目全般の国内外での販売促進、国外での販売力のある人材育成などの取り組みを推進するものである。効果としては、県産農産物のブランド化による認知度の向上と販路拡大、単価の上昇やコスト低減に伴う農家所得の向上などが考えられる。平成31年度の数値目標としては園芸品目の産出額を16億円増加することを見込んでいるとの答弁がありました。

次に、航空機整備基地整備事業について総経費は幾らか、また、今後さらに拡張して整備事業を行っていく考えはあるのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業の総経費は187億円で、整備施設は県の所有となっており、こうした航空機整備施設を県が整備するのは初めてのことである。本整備施設は２つの区画から成っており、一方は737の機体が２機整備できるスペースで、もう一方は777クラスの機体の、特に塗装などの整備ができる施設として用意をしている。本事業においては航空関連産業クラスターの形成を目指しており、今後そうした企業体の誘致を考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄食文化保存・普及・継承事業の内容、また、普及はどのように行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、本事業は、長い歴史や諸外国との交流の中で人々の生活に根づいて生まれた沖縄の伝統食文化が、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴って失われつつあるという現状を踏まえて、その保存、普及及び継承に取り組むとなっている。また、今、県民向けあるいは食品を提供する方向けの沖縄の食文化展を県立図書館で開催しているところである。普及・継承及び保存に向けて取り組む平成29年度から平成33年度までの５カ年計画を今年度策定することとしており、その中で普及を展開していこうと考えているとの答弁がありました。

次に、平成29年度の大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業の設計予算を通すことによって平成30年度の債務負担行為から250億円という莫大なソフト交付金が入れられる。そのことを考えたら、各部署が上げるそのほかの事業予算は大丈夫なのか懸念があるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、250億円という話もあるが、これは工期の中でどういった形で整備を進めるかによっても若干幅が出てくる。また今回、事業提案の事業者が具体的にどのような工事スケジュールを持つかによっても若干動くことになる。平成32年９月供用開始とした場合に、国費ベースでは平成30年度、平成31年度はおおむね160億円程度と我々は見積もっている。それだけの金額を投資するに値する事業として、事業部としては平成24年度から検討を積み上げてきているので、まずは一括交付金の活用について内閣府にしっかり理解をしていただく。県全体として財政スタミナも含めて確保できるように、予算担当部局や三役ともしっかりと調整しながら、国に対する必要な支援要請等々も行っていくことになると考えているとの答弁がありました。

次に、保育士確保対策に係る事業として平成29年度予算で計上しているものについて質疑がありました。

これに対し、保育士確保対策としては、６事業を平成29年度予算で予定しており、金額にして約２億円を計上している。主な事業内容としては保育士試験受験者支援事業、保育士養成校に在学する学生に対する貸付事業として保育士修学資金貸付事業、潜在保育士の再就職支援事業となっている。保育士の処遇改善の対策としては、約３億円を計上している。主な事業としては保育士正規雇用化促進事業、保育士の年休取得等支援事業を予定している。また、平成29年度から保育士確保のための保育士試験を宮古島市と石垣市で実施する予定となっているとの答弁がありました。

次に、県及び市町村における待機児童の解消計画について質疑がありました。

これに対し、県における待機児童解消対策として、平成29年度当初予算で96施設を整備し、約4200人の保育定員増となる。平成28年度からの繰り越し分については、44施設で約2600人の定員増となり、合計すると、平成29年度で施設数が140、児童定員が約6800人ということで見込んでいる。市町村においては、平成29年度末までに必要とする保育量が確保できると見込まれた市町村が14団体、現時点では確保が厳しいという団体が10団体になっている。このため、県としても確保の達成が厳しい市町村に対しては、保育の受け皿整備として保育所等の整備を促進す

るよう要望するとともに、幼稚園の認定こども園への移行を促進し、保育の定員増を図るなどの要望を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、子供医療費無料化に向けた試算はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、試算の方法についてはいろいろあり、年齢拡大と現在の支払い方法について自動償還にするのか、現物給付にするのか、そして、一部自己負担金を存続するのか、廃止するのか、そういう条件によって異なってくる。これを小学校卒業まで拡大した場合、自動償還でいくと４億1900万円増額になる。さらに、これに加えて一部自己負担を廃止すると、８億4900万円増額になる。また、現物給付方式に変えると14億2400万円、一部自己負担の廃止を加えると22億円増額することになる。なお、中学校卒業まで拡大した場合、さらに増額することになるとの答弁がありました。

次に、新国民健康保険制度移行準備事業の実施に伴うメリット及び県事務と市町村事務の内容について質疑がありました。

これに対し、平成30年度から医療保険制度改革の一環として、現在市町村が保険者として実施している国民健康保険事業が、県と市町村の共同保険者という形態に移行することになっている。制度改革のメリットとしては、国保の財政運営が都道府県単位となることで、医療費の全額を県が支払うという形になる。市町村においては、医療給付費に係る年度途中の資金繰りの心配がなくなるということになる。また、これまでは小規模な市町村などで高額な医療費が発生すると、国保財政に大きな影響を与えるということがあるが、この財政リスクを全体で分散することが可能となるため、国保財政の安定化を図ることができると考えているとの答弁がありました。

次に、新八重山病院建設事業の予算、現在の進捗状況、開院予定及び医療の提供体制について質疑がありました。

これに対し、新八重山病院建設事業の予算については建設工事のみで平成28年度９月補正予算、平成29年度当初予算、合計で132億円となっている。進捗状況については、２月末現在で25.8％、現在２階の床部分の工事を実施している。開院予定は、平成29年度末ということで工期を設定している。医療体制としては新たに口腔外科を新設することとしており、看護師の定員については現在検討中だが、医師については現行と同じ定員でスタートすることで考えているとの答弁がありました。

次に、北部の地域周産期母子医療センターの現状について質疑がありました。

これに対し、現在、産婦人科の医師は３名体制ということで、かなり厳しい人数だと思っており、ある程度制限をしながら、県立中部病院や南部医療センターと連携してやっているというのが現状である。４月には１名配置され４名体制にはなるが、まだこれだけでは不十分だと理解しており、地域の方々の要望に応えられるよう、あと１名ないし２名の増員に向けて一生懸命取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

次に、家庭教育力推進「やーなれー」事業におけるアドバイザー養成の実績及び地域別の課題について質疑がありました。

これに対し、現在、学習プログラムにより家庭教育アドバイザーの登録者数が県全体で364名となっている。これまで41市町村のうち、32市町村において養成している。しかし、市町村によって人数に差があり、９市町村において養成ができていないという課題があることから、次年度以降は要請があれば離島でも養成講座を開催したいということで市町村に周知を図っているところであるとの答弁がありました。

次に、高校生調査の中間報告に対する見解及び同報告における高校生奨学給付金制度の利用状況について質疑がありました。

これに対し、今回の中間報告では生活困窮の状況や高校生の就労、通学の手段、進学・就職等の分析が行われている。結果を見ると、高校生期における生徒の生活実態や子育て家庭の厳しい状況が明らかになったものと考えている。教育委員会としては今回の結果を踏まえながら、今後さらに調査が行われるものと思われるが、子ども生活福祉部とも連携しながら、貧困対策や教育施策の推進に努めていきたい。また、高校生の奨学給付金制度の利用状況については非困窮世帯では11.2％、困窮世帯では32.2％という結果報告になっているとの答弁がありました。

次に、土木建築部全体の予算額として約98億円の減となっている理由、執行率の状況及び予算減額による影響について質疑がありました。

これに対し、沖縄振興公共投資交付金の減額が一番大きな原因である。その理由としては、これまでの執行状況を総合的に勘案して配分されたと理解している。平成28年12月末時点での公共事業の執行状況については、沖縄県全体の執行率は76.8％で、全国第３位となっている。土木建築部は78.7％となっており、前年度に比べて８ポイント上乗せができた。平成

29年度の限られた予算の中で、どこに重点的に配分するかということが一番重要ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、前知事が承認した辺野古埋立事業について、承認を取り消す判断に至る過程が不透明である、土木建築部は審査項目に沿ってどういう審査をし、結果はどうだったのかとの質疑がありました。

これに対し、第三者委員会からは、埋め立ての必要性や環境保全措置等についてさらに考慮すべき事項があり要件を充足していないと指摘があった。知事公室において弁護士の助言を踏まえ精査した結果、承認には取り消し得べき瑕疵があると判断された。これを受け、土木建築部において行政手続法に定められている聴聞の手続等を踏まえ、土木建築部として審査において考慮が足りず、判断過程に合理性を欠いていたと指摘を認め手続に入ったということである。当然ながら承認のときも、取り消しをしたときも、担当者はしっかりと法の範囲内で判断をしたものだと考えている。最高裁判所の取り消しは違法であるとの判決は真摯に受けとめ、再度、適法性を回復するために取り消しの取り消しを行った。土木建築部は承認自体の当事者であったので、精査の過程においては事実確認だけにかかわっているのが事実であり、改めて審査を行ったのかということについては、行っていないとしか答えられないとの答弁がありました。

次に、離島廃棄物適正処理促進事業の概要はどうなっているか、また、離島のごみ問題の総点検をしてはどうかと思うが調査はしているかとの質疑がありました。

これに対し、県内の離島では、産業廃棄物処理施設がないなどの理由から、島内で処理できない産業廃棄物を島外の業者に委託せざるを得ず、処理コストが割高になっている。このため、国の一括交付金を活用し、一般廃棄物及び産業廃棄物を含む離島の廃棄物の効率的な処理及びリサイクルの促進、並びに埋立処分場の延命化を図る方策について検討することを目的に事業を実施するものである。また、県では５年に１度、産業廃棄物の排出量の調査を行っており、各離島市町村の調査もしている。しかし、全事業所の産業廃棄物を調査することができない部分もあるので、平成29年度の事業ではより詳細に市町村の一般廃棄物及び排出事業者の産業廃棄物を調査し、詳細な形で把握したいと考えているとの答弁がありました。

次に、水道広域化施設整備事業について全島一元化はいつか、料金一律化はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、企業局としては、まず第１段階として沖縄本島周辺離島８村の予算を措置している。沖縄県、企業局及び離島８村の間で結んだ「水道用水の供給に向けた取り組みに関する覚書」において、用水供給は平成33年としているが、なるべく前倒していこうと考えている。また、水道料金については、沖縄本島並みに近づけ、住民の負担が軽減されるよう努めるとの答弁がありました。

そのほか、特定地域特別振興事業の内容及び市町村ごとの取り組み状況、辺野古新基地建設問題対策事業の内容及び成果、不発弾処理事業の補助金の増加理由及び内訳、災害対策拠点整備事業の内容及び財源内訳、私立学校等教育振興費の補助金増額の理由、ファシリティマネジメントの取り組み状況、離島活性化特別事業の内容、離島消費者への石油製品販売価格の現状及び課題、ＩＣ乗車券開発・導入のための補助内容及びバス会社の導入状況、警察署内遺体安置室の設置状況及び経過年数並びに今後の改築計画、飲酒運転撲滅運動の実績と今後の対策、少年警察支援要員事業の内容、県の那覇空港滑走路増設工事に係る岩礁破砕許可申請に対する許可の時期、乳用育成牛の供給体制に対する取り組み、沖縄の山菜の種類及び試験の結果、アジア経済戦略構想・推進検証事業の概要及び推進体制、地域ビジネス力育成強化事業の概要、技能五輪・アビリンピックの規模と会場及び場所、先端医療産業開発拠点形成事業の内容及び委託先、沖縄空手の振興に対する今後の取り組み、教育旅行の充実のための取り組み、放課後児童クラブの整備状況及び待機児童の有無、「戦世の記憶」平和発信強化事業の予算及び内容、重度心身障害児レスパイトケア推進基金事業の概要及びニーズ、がん検診の受診率の推移、肝炎対策費の大幅な減額理由、骨髄バンク登録の推進策、県立病院未収金の額及び診療費の減免の実績、県立病院の医師不足解消に向けた取り組み、病院事業における財産貸し付けの現状、連携型中高一貫教育への取り組み及び連携校における高校への入学者の割合、中学校施設整備補助事業に対する昨年度の国の空調設備の維持費改定の影響、特別支援学校における医療ケア体制及び対象児童の拡大状況、伊平屋空港建設の方向性及び現在の状況、航空機整備基地整備事業の進捗状況、沖縄振興一括交付金カットの市町村への影響、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設の進捗状況、動物殺処分減少に向けた目標、国立自然史博物館の調査費の要求状況、赤土流出の原因と対策への環境部の考え、東系導水路トンネル補強工事の進捗状況、南城市老朽管路の更新問題、市町村からの工業用水配水計画

の要望状況、水道及び工業用水道事業の５年間の収支バランスなどについて質疑がありました。

なお、各常任委員長から提出された予算調査報告書を配付したところ、５名の委員から総務企画委員長、経済労働委員長及び土木環境委員長に対し質疑の通告があり、当該委員長の出席を求め質疑が行われました。

また、各常任委員会の調査の過程で、４項目の要調査事項の報告がありましたが、協議及び採決の結果、総括質疑は行わないこととなりました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要でありますが、採決に先立ち甲第１号議案については、沖縄・自民党所属委員から修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

修正案が否決されたことに伴い、甲第１号議案の原案について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、甲第19号議案については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までの21件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

甲第１号議案に対しては、島袋大君外13人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

島袋　大君。

〔甲第１号議案平成29年度沖縄県一般会計予算に対する修正案　巻末に掲載〕

〔島袋　大君登壇〕

○島袋　　大君　ただいま議題となりました甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計予算」の修正案につきまして、提出者を代表して修正内容及び提案理由を御説明申し上げます。

まず、修正内容についてでありますけれども、甲第１号議案に対する修正案の別紙が皆さん方に配られていると思っております。

別紙を読み上げます。平成29年度沖縄県一般会計予算の一部を次のように修正したいと思っております。

まず、第１条の7354億4300万円を7340億4535万8000円に、第１表があると思いますが、そこの歳入歳出予算の歳入、款10の国庫支出金を2073億1643万9000円に、項２の国庫補助金を1620億6463万8000円に、款16の県債、項１の県債を560億4110万円に、歳入合計を7340億4535万8000円に減額修正するものであります。この内容は、ＭＩＣＥ施設関連の国庫補助金11億2684万2000円及び県債２億7080万円を削除するものであります。

次、同表の歳出であります。款２の総務費を659億565万4000円、項１総務管理費を164億4804万7000円に、款７の商工費を365億3449万2000円に、項３の観光費を73億7621万5000円にそれぞれ減額を行いまして、款14の予備費、項１の予備費を２億9315万7000円に増額したいと思っております。歳出合計を7340億4535万8000円に減額修正するものであります。これは、ワシントン駐在員活動事業費及び知事訪米経費並びにＭＩＣＥ施設関連経費を減額し、国庫補助金及び県債を除く9315万7000円を予備費に計上するものであります。

次に、第２条の第２表があると思いますが、そこの債務負担行為の中の大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業、平成30年度から平成32年度までの499億4557万6000円及び大型ＭＩＣＥ受入体制強化事業、平成30年度から平成43年度までの23億2218万2000円、これを削除いたします。

次に、第３条の第３表があると思いますけれども、その地方債の中の沖縄振興特別推進交付金事業を30億2990万円に、合計を560億4110万円に改めたいと思っております。これは、ＭＩＣＥ施設関連の県債２億7080万円を削除するものであります。なお、詳細は、修正後の平成29年第１回沖縄県議会議案（その１）及び当初予算説明書をごらんになっていただきたいと思っております。

次に、提案理由について簡単に申し上げたいと思っております。

我々自民党も各常任委員会でこの29年度予算の所管に関するものも常任委員会のほうに割り振りされました。その中で議論を幾つかさせていただきましたけれども、その中のワシントン駐在員の活動事業費であります。先ほども委員長が述べましたように３年目の事業でありますけれども、我々自民党は３年前からワシントン駐在員のこの事務所活動費を含めて、毎年

しっかりと説明をしていただきたい、あるいは一般質問を通してしっかりと御説明を願いたいということで、ずっとやってきておりました。明確な答弁もない中で、29年度も予算を計上することになるわけであります。これは我々にとって明確に説明もされていない中で、またワシントン事務所の活動内容もロビー活動も含めまして、いろんな形で調整していると言っておりますけれども、メールで全部やりとりしている中で、これはアメリカのワシントンで一々やる必要ないんじゃないかというふうな意見も我々ありまして、しっかりとその辺の内容を説明していただきたいということで、明確にありませんから、今回の修正のほうをさせていただきたいと思っております。

次に、知事の訪米であります。知事はことし訪米されましたけれども、その訪米の中で一番最高な訪米だったと言っておりました。我々自民党の調査によりますと、トランプ政権になって、トランプ政権に近い議員とも会っておりませんし、ましてや１回生の議員としか議論もしておりません。沖縄の声を伝えたと言っておりますけれども、那覇空港で旅立つときにはいいようなことを言っておりましたけれども、ワシントンのこの会議の中では、辺野古をつくらせないという言葉を全く言っておりません。そういったことで、一番成果があった訪米ということを言っておりますから、本人の口から。そういうことで、これが訪米の予算に今回29年度も組まれていいのかと、訪米の内容をしっかりと我々に説明されておりませんので、そういった意味でも予算はいかがなものかということで修正を出させていただいております。

ＭＩＣＥ関連事業でありますけれども、先ほど委員長からも説明ありました。これだけ莫大な500億近い債務負担行為がある中で、これが30年度からスタートすると。平均的に160億円が平成30年度から債務負担行為が走っていくと。そうなりますと、沖縄県のソフト交付金事業というのは400億しかありませんから、その中でわかりやすく言えば200億近くを平成30年度で債務負担行為すると。であれば、今の沖縄県のソフト事業でやっている福祉や教育やもろもろの予算に影響が来ないかという質問を投げておりますけれども、執行部は明確に答弁ができない。そして、債務負担行為の中身は何ですかといいますと、一括交付金だと。一括交付金を丸々使うような事業ということになりますと、県がやっている一括交付金もしかり、また市町村の５対３対２の割合も含めて、市町村に影響しないかということに質疑の中でも明確な答弁が出ないと。そういった財政畑の財政課も含めまして、文化観光スポーツ部の観光整備課も含めて明確な答弁がありませんでした。ですから、我々はＭＩＣＥ施設に関しましては、反対ではありませんけれども、しっかりとした予算の組み方のもとで県民に理解できるようなことをやるべきじゃないかということでお話をさせていただきましたけれども、明確な答弁がありませんでした。だからこそ、執行部がこれ以上答弁ができないから我々は翁長知事と両副知事に対して、しっかりと予算特別委員会のほうに出ていただいて、政治的な判断を述べるべきだろうということでお話をさせていただきました。これは、数で押し切られました。こういったことを考えれば、我々県議会議員として、しっかりと知事の政治判断のもとでこのＭＩＣＥ事業もしかり、ワシントン事務所の設置もしかり、そして知事の訪米も含めて知事みずからが関連する事業でありますから、その話をしっかりとさせるべきだろうということでありましたけれども、それが少数になったわけであります。

我々は明確に今回の29年度予算も、これから提案します修正案も含めて、どうぞ皆さん方のしっかりとした判断のもとで、御審議と判断をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（新里米吉君）　これより本修正案に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって島袋大君外13人から提出された修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

甲第１号議案に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

次呂久成崇君。

〔次呂久成崇君登壇〕

○次呂久　成崇君　会派、社民・社大・結連合の次呂久成崇です。

ただいま議題となりました甲第１号議案について、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

今定例会に提案された平成29年度沖縄県一般会計当初予算案においては、経済発展、生活充実、平和創造の３つの視点を踏まえた総額7354億円が計上されています。

まず、経済発展については、アジア経済戦略構想の実現に向け、国際物流関係では、那覇港総合物流セン

ター整備と県産品の市場拡大に向けた取り組み、ＭＩＣＥ振興については大型ＭＩＣＥ施設の整備、ＭＩＣＥ誘致及び受け入れ環境整備など多岐にわたる分野で相乗効果を期待できる取り組みが予定されています。

また、生活充実については、子供の貧困対策の強化を初め、正規雇用化の促進、少人数学級の拡大、離島患者の支援など本県の課題に対応した施策の充実が図られております。

さらに、平和創造については、ウチナーネットワークの継承と発展に向けた事業が計上されているところです。

このように、当初予算案は、県民が求める将来像の実現と諸課題の解消に向けた諸施策が効果的に盛り込まれたことを高く評価するものであります。

それでは、まず初めに、知事等訪米事業の減額修正についてでありますが、戦後71年を経た今もなお、国土面積の約0.6％にすぎない沖縄県に在日米軍専用施設面積の約70.6％が集中するなど、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けています。知事等訪米事業は、こうした沖縄の米軍基地をめぐる諸問題について、知事が直接訪米し、米国政府、米国連邦議会議員等関係機関に対し、地元の実情を伝え、米国側の理解と協力を促し、本県の米軍基地問題の解決促進を図ることを目的としております。

辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた翁長知事の考えや沖縄の正確な状況について、米国政府、連邦議会へ訴えるため、米国ワシントンＤＣの駐在員を活用し、基地問題に関する情報収集・発信を行うとともに知事が訪米し、直接訴えることによって沖縄の問題解決に努めているところです。

翁長知事は、これまで３回の訪米を実施し、米国政府との意見交換を初め、延べ32人の連邦議会議員との面談、有識者会議やモンデール元副大統領との面談、そして今回の訪米では、沖縄コレクション公開セミナーなどを実施しております。今回、私もオール沖縄会議の一員として訪米いたしましたが、面談した連邦議会関係者から、皆さんが米国に直接来ることは意味のあることであり、来るのをやめれば米国側にとっては来ないということはもう重要ではなくなった、解決されてしまったと理解される可能性があることから、直接来ることは意味のあることだ、今後も情報交換していきたい等との発言がありました。

このように知事が直接訪米し、その時々の沖縄の情報を正確に伝え、米国側の理解を促す取り組みを継続することは、沖縄の基地問題を解決するためには必要であり、翁長知事も、昨年、一昨年の訪米と比べても今回の訪米では面談した連邦議会議員と活発に議論を交わすことができ、県の主張に対する理解が進んだと感じているとしております。

知事等訪米事業に係る予算を削除するということは、沖縄の基地負担の軽減を図る動きにブレーキをかけるということになりかねず、大きく県益を損なうものであり、知事等訪米事業に係る基地関係業務費の削減を求める予算修正案には反対をいたします。

次に、ワシントン駐在員活動事業の減額修正についてでありますが、ワシントン駐在員活動事業費は、沖縄の米軍基地をめぐる諸問題について、米国ワシントンＤＣに駐在員を設置し、米国政府と関係機関に対し、辺野古新基地に反対する県民世論及びそれを踏まえた建設阻止に向けた知事の考えや沖縄の正確な情報を伝え、米国側の理解と協力を促し、本県の米軍基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けて取り組むことを目的とし、駐在員においては、知事訪米の対応や基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。

また、平成27年12月には……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○次呂久　成崇君　ワシントン事務所としてＦＡＲＡ（外国代理人登録法）に基づき登録したことから、駐在員は地方公共団体を含む米国外の政府の代理として、連邦議会議員に対する米国の施策に影響を与える活動が可能となりました。

これまで――平成29年３月２日時点ですが――米国連邦議会関係者205名、国務省・国防総省関係者62名を初め多くの関係機関、有識者等延べ468名の方々と意見交換を行うなど働きかけ、知事の考え方と沖縄の正確な状況を説明し、米国側の理解と協力を求めて活動を展開しております。

さきに述べた、翁長知事が昨年、一昨年の訪米と比べても、今回の訪米では、面談した連邦議会議員と活発に議論を交わすことができ、県の主張に対する理解が進んだと感じているということからもわかるように、これまでの知事訪米やワシントン駐在の活動による情報発信の活動成果のあらわれの一つだと考えております。

さらに、ワシントン駐在においては、日ごろから連邦議会調査局と意見交換を行うなどしてネットワークを構築しており、知事は一昨年に続き、今回の訪米においても連邦議会調査局を訪問しております。今回の知事訪米で知事が訴えた沖縄の現状や沖縄県の主張について、連邦議会議員への影響力のある調査局の報告

書として発表されました。報告書には、翁長知事は、2016年の最高裁の判決後も建設を阻止するためのさらなる阻止策を継続すると明言した。米国による占領の遺産や戦略的に重要な島の位置により、沖縄は日本における米軍プレゼンスにおいて過度に多い割合を受け入れている。米軍基地に対する沖縄出身者の態度は、一般的に否定的なものとして特徴づけられ、これは激動の歴史と日本本土及び米国との複雑な関係を反映している。沖縄県民に広く行き渡ったこのような不安のため、沖縄の米軍プレゼンスの持続性は、同盟にとって重大な課題のままである。大部分の沖縄県民は、政治的、環境面及び生活の質という組み合わさった理由において、新たな米軍基地の建設に反対している。日本政府もしくは米国政府による高圧的な行動が、反基地の行動をさらに激しくさせることにつながるかもしれないという危険はそのままであることなどが記載されたことは、大変意義のあることであり、知事訪米もこうしたワシントン駐在員の日常的な取り組みと準備の上で実施することで、より効果的な訪米活動が実施できるものと考えております。

このように、ワシントン駐在設置による効果があらわれていることからも、基地問題を初めとする沖縄の課題解決に向けてこれまでの活動によって構築したネットワークに加え、ワシントン駐在員を活用した取り組みを一層強化する必要があります。沖縄県と米国との強いパイプを構築し、沖縄県を取り巻くさまざまな状況に対し、総合的な理解を深めるという取り組みであるワシントン駐在員活動事業費を削除するということは、沖縄県の情報収集及び情報発信の能力を低下させ、大きく県益を損なうものであることから、ワシントン駐在員活動事業費の削減を求める予算修正案には反対をいたします。

最後に、大型ＭＩＣＥ事業の減額修正についてでありますが、大型ＭＩＣＥ施設は、その集客力によって沖縄県全体に利益をもたらす施設であり、施設の運営による消費の呼び込みや経済波及効果の創出を目的として、沖縄観光の課題である観光消費額の引き上げや入域観光客数の平準化に大きく寄与する付加価値の高い観光振興施策であります。本予算の成立を受けて、県においてはことし４月に大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業者を選定し、施設の整備や運営に係る事業内容等を国へ丁寧に説明していくとのことであり、本予算が原案どおり可決されない場合は、大型ＭＩＣＥ施設整備の進捗に多大な支障を来すことになります。

以上のことから、甲第１号議案は、原案のとおり成立させるべき予算であると考えます。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り、原案に賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　座波　一君。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔座波　一君登壇〕

○座波　　一君　それでは、平成29年度沖縄県一般会計予算に対する修正案に賛成の立場で討論を行います。

まず、ワシントン駐在活動費と知事訪米予算につきましては、この事務所開設当初は米国政府機関におけるロビー活動等を通して、沖縄の基地負担軽減を進め、普天間基地の辺野古移設をやめさせることが目的であったはずでありますが、開設２年が経過した現在、基地負担軽減に関するワシントン事務所が果たした役割の成果が見えず、上がっておらず、全く説明が不足しているのであります。さらに、ビザの関係で登録に基づく正式なロビー活動ができていない今の現状は、事務所設置の意義が薄れ、さらに辺野古埋立訴訟で県は敗訴を受け入れたわけであり、多額の公費を費やしてワシントン事務所を続ける意味がないのではないかということであります。

知事は、さきの訪米で過去最高の効果を強調いたしましたが、トランプ大統領または側近どころか、政府要人と会える機会すら持てていない。県民は、新聞報道等による一辺倒の成果報告に疑問を持っており、まさに公費の無駄遣いである。したがって、事務所の閉鎖を求めるための予算修正案であります。

また、ＭＩＣＥ関連予算の減額修正につきましては、決してＭＩＣＥ事業に反対する意味ではなく、このＭＩＣＥ事業は仲井眞県政時代につくった、沖縄21世紀ビジョンの中においての目玉事業として位置づけられており、今後の沖縄県の振興・発展に大きな影響をもたらすため、私たち沖縄・自民党も賛成する立場であります。

しかし、翁長県政は、完全に国との信頼関係を失った今、総額522億円に及ぶ事業費が平成30年度から４年及び14年間の債務負担行為を設定して事業着手し、後年の事業予算の現年度化財源を一括交付金に求めるという極めて不安定な財源計画を立てている。これは、政府に対する責任のすりかえができるやり方であり、県民を欺くと同時に、県民へ大きなリスクを負わせかねない進め方であります。

さらに、そのような財源編成の仕方では、30年から４年間のソフト交付金が市町村分に減額の影響を及ぼす可能性が否定できず、他の市町村からの反発は必

至であり、納得を得ることは到底無理である。債務負担行為そのものや金額の問題ではありません。県政と政府が信頼関係を持てない中、現年度化財源を安易に一括交付金に求めることが最大の問題であります。

今大事なことは、リスクを負って32年度完成にこだわる必要はなく、国の支援を確定的にした中でＭＩＣＥ事業が建設から運営にかけた事業採算を確立できる体制づくりに向け、しっかりと精査し、事業を進めることが先決であるのではないでしょうか。

そのためには、次年度において、政府との交渉をじっくり行い、信頼関係を再構築することが大切であり、これこそ知事または三役の重要な仕事になるのであります。一括交付金が確定的になった予算内で補正予算を編成し、設計等に着手すべきではないでしょうか。用地取得も一括交付金が認められず、80億の県債で対応し、残る用地取得８億円は、28年度予算で一括交付金を充てる予定も崩れ、28年度予算から不用額になるようだが、県はこの土地取得費も含めてＭＩＣＥ事業費を一括交付金で充てる予定にしているが、29年度予算における……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○座波　　一君　ＭＩＣＥ関連予算の522億円の債務負担行為は、県財政及び県民への負担となる可能性が大きいのであります。

したがって、平成29年度予算第２条の債務負担行為の第２表の中から、ＭＩＣＥ予算関連522億円を削除する修正案には賛成いたします。

以上、議員各位の御理解と御賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（新里米吉君）　親川　敬君。（発言する者あり）

静粛に願います。

〔親川　敬君登壇〕

○親川　　敬君　おはようございます。

ただいま議題となりました甲第１号議案につきまして、修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

翁長知事は、平成29年度の県政運営に当たって、アジア経済戦略構想の実現、全ての人が希望を持ち安心して暮らせる社会の実現、地方創生の推進、健康長寿沖縄の復活、安全・安心・安らぎの確保を掲げています。この５項目を重点テーマとして、編成された予算であることを高く評価するものであります。

よって、沖縄振興を力強く推進する諸施策を実現させるために、平成29年度沖縄県一般会計予算は原案のとおり成立させるべきものと考えています。（発言する者あり）

知事訪米事業費については、翁長知事も昨年、一昨年の訪米と比べ、今回の訪米では面談した連邦議員と活発に議論を交わすことができ、県の主張に対する理解が進んだと感じていると話されています。今後も引き続き、辺野古に新基地をつくらせないとの立場を理解してもらう必要があり、知事訪米事業に係る予算の削減を求める修正案に反対します。（発言する者あり）

ワシントン駐在員活動事業については、引き続き、米国ワシントンＤＣに……（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛にしてください。

○親川　　敬君　駐在員を設置し、辺野古新基地建設の阻止、そして米軍基地から派生する諸問題を解決するための予算であります。これからもワシントン駐在員の活動を継続的に行い、県の考え方を伝え、広く理解を広げていく必要があります。

よって、ワシントン駐在員活動事業費の削減を求める予算修正案に反対します。

大型ＭＩＣＥ施設の整備については、平成24年度から検討を積み上げてきた事業であり、効果の面からも大きな予算を投入するに値する事業として取り組みを進めてきた事業であります。

平成29年の所信表明では、翁長知事は大型ＭＩＣＥ施設の整備について、平成32年度の供用開始を目指し、本島東海岸地域の振興に資する大型ＭＩＣＥ施設を、民間活力を導入し整備を進めるとともに、沖縄観光にビジネスリゾートという新機軸を打ち出し、産学官と連携したＭＩＣＥ関連産業の創出に取り組むことを表明しました。

ことしの２月には、県と地元町村で大型ＭＩＣＥエリア振興に関する協議会が設置されたほか、経済界や関係団体との連携によるＭＩＣＥ推進のネットワークの構築に着手するなどさまざまな施策が展開されており、県民の期待も大きくなっております。大型ＭＩＣＥ施設の整備については、平成29年度の予算編成に当たって、三役ともしっかりと調整しながら県全体として財政スタミナを考慮した編成となっているとの考えが示されています。具体的に大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業については、平成29年度の歳出予算として大型ＭＩＣＥ施設に係る設計業務費用を計上するほか、債務負担行為として平成30年度から32年度までの整備費用、供用開始に向けた開業準備業務及び供用開始後約12年間にわたる運営・維持管理業務の指定管理料の上限を設定する提案がされております。

県においては、本予算の成立を受けて、ことし４月に大型ＭＩＣＥ施設整備運営事業者を選定し、整備から運営までの事業をより一層明確なものとするための

準備を整えています。これにより、将来的な東海岸地域全体の振興、ひいては県土の均衡ある発展を図るための重要な役割を果たす施設であることを明らかにしていくことが求められています。

よって、大型ＭＩＣＥ受入環境整備事業の削減を求める予算修正案に反対します。

以上のことから、甲第１号議案は、沖縄らしい優しい社会をつくり上げるとともに、好況が続く経済をより高い次元へ進化させるため、原案のとおり成立させるべき予算であると考えています。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜り、原案に賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　山川典二君。

〔山川典二君登壇〕

○山川　典二君　沖縄・自民党の山川典二です。

甲第１号議案「平成29年度沖縄県一般会計予算」に対する修正案について、賛成の立場で討論を行います。

初めに、大型ＭＩＣＥ建設事業についてです。

沖縄・自民党会派は、この大型ＭＩＣＥ事業について反対するものではありません。

先日、見直しが発表されました第５次沖縄県観光振興基本計画によりますと、現状を踏まえた観光収入１兆円、入域観光客数1000万人の目標値を上方修正し、平成33年には、観光収入１兆1100億円、入域観光客数1200万人を掲げました。見直しの資料を見ますと、那覇空港第２滑走路の着工と供用開始に向けた機運の高まり、東京オリンピック・パラリンピックの開催、政府の観光ビジョンの策定による2020年を目標に観光客4000万人へ拡大する方針、世界自然遺産や国立公園プロジェクトの推進、クルーズ船バースの整備、空手会館の充実、そして大型ＭＩＣＥ施設の建設と第５次沖縄県観光振興基本計画改定版における各施策や目標フレームがはじけるように列挙されています。入域観光客数1200万人、観光収入１兆1100億円は実現性の高い、十分に手が届く射程内の数字だと思います。この見直しされた目標値を達成し、その後の展開を図る上でも大型ＭＩＣＥ施設が果たす役割は大変重要であります。そういった意味で、しっかりとした計画を持って沖縄県民の夢の１つの大型ＭＩＣＥ施設整備事業を推進しなければなりません。

ところが、この夢のある大型ＭＩＣＥ施設整備事業に向けた翁長知事、翁長県政の情熱、やる気、魂といったものを全く感じません。この大型ＭＩＣＥ建設に係る総事業費は500億円以上を超えますが、その予算編成に関しまして、先ほど提案理由からもありましたけれども、翁長県政の行き当たりばったりの主体性のない、本当に綱渡り的なこの予算措置の対応にあきれ果てるばかりであります。

例えば、昨年のＭＩＣＥ用地の50億円余りの土地購入に当たり、当初、一括交付金を当てにしていましたが、内閣府から直前に交付不可との回答が出て、当局は慌てたのか、または想定内だったのかはわかりませんが、県債を発行して処理いたしました。県当局は内閣府とどういう交渉をしていたのか、大いに疑問が残るところであります。また、沖縄県町村土地開発公社所有の西原町分の約８億円のソフト一括交付金による土地購入も、きょう現在、内閣府から回答がありません。今月末までに当局は回答を得るというふうに言っておりましたが、常識的に言いましてこれはもう不可能と言ってもいいかもしれません。つまり、これはもう繰り越しができませんから、不用額に組み入れて、そして新年度予算で新たにソフト一括交付金を充てるという、そういう腹づもりのようでございますが、そういう予算配分から見ても、あるいはその予算措置から見ても、何が何でもこの夢のある大型ＭＩＣＥ事業を実行していくんだ、推進していくんだという、そういった情熱が県サイド、翁長知事からは感じられることがないわけであります。

平成29年度沖縄県一般会計予算に計上されております基本設計及び実施設計の約14億円については了とするものでありますが、それとあわせて先ほど来議論があります、平成30年度、31年度の２年間で約500億円の債務負担行為の予算措置につきましては、到底認められるものではありません。この約500億円以上の予算は、ソフト部門の一括交付金を当てにした債務負担行為だからであります。内閣府から、簡単にこの予算の担保の内諾を得られる可能性の予算ではありません。仮に、一旦交付金を了承してもらったとしても、一括交付金の県のソフト交付金約430億円から250億円を使用すると他の事業は到底これはできなくなる可能性があり、各事業に大きくマイナス影響を与えかねません。

そういった部分も実は、我が会派の代表質問、一般質問あるいは常任委員会、特別委員会等々で質疑が交わされましたが、当局から十分に納得の得られるような回答がなく、不透明なままであります。県は、大型ＭＩＣＥ施設整備事業は、ＤＢＯ方式を採用し、施設の内容、事業費、運営収支等を確認後、ソフト一括交付金への充当を内閣府は検討しているとの回答だったということですが、債務負担行為の約500億円につい

てはソフト一括交付金を当て込んでいるとの話でした。全く甘い認識だと言わざるを得ません。土地購入費さえ、この一括交付金がとめられたのに大型箱物の建設費はさらにハードルが高いと認識しなければなりません。

したがって、本員は、基本設計及び実施設計分の約14億円の予算計上は認めますが、平成30年度、31年度の債務負担行為約522億円については到底認めることができません。

今回のそういった削除するとの修正案に賛成をいたします。

次に、ワシントン駐在員活動事業費（基地対策調査費）7306万6000円、それから知事訪米予算840万9000円について予備費に組み入れるという修正案に賛成の立場から討論をいたします。この件につきましては費用対効果の議論がありますが、当局から全くといって十分な回答が得られておりません。例えば、平成26年、昨年の１月から６月まで、そして７月から12月までの半年ごとのワシントン事務所での活動日、そして面会人数がありますが、例えば１月から６月までの半年間の活動日は23日です。１月が３日、２月が６日、３月が１日、４月が５日、５月が４日、６月が４日、そして面会した人数は67名、うち知事の付き添いが24人ですから、単独で事務所で会った人数は43名、ワシントン事務所単独で議員と接触した実績数はゼロ、そして政府機関では、国務省の３名だけしか会っていない。これが昨年度の１月から６月までの実績、そして７月から12月も活動日は21日で、面会人数は97人、トータルで144人であります。そして活動日は、44日でございます。仮に、土日を休みということで、月金の活動日を365日で割って大体250日としますと、250日の活動日の中で実際に面談した人は144人ですが、44日です。250を44で割りますと5.7日、つまり月金の労働時間を超えた5.7日が実は平均の日数になるわけでございまして、ワシントン事務所の活動状況が全くといって、当初の見込みどおり実現がされていない、実施がされていないという現状がここでも端的にわかるわけであります。

今回のこの予算を予備費に入れるということにつきましては、これまでは２年間、平安山所長が米国総領事館での長年の実績の中で、ワシントン社会との人脈、あるいはそういった情報収集能力、交渉力そして分析力のあるそういった人材でございました。その平安山所長でさえこういう状況であります。今回、新たに新所長となる方は、そういったワシントン社会の人脈であるとか、そういった交渉能力あるいは情報収集能力、分析力、そして語学力のそういったものがあるのかどうか、そういった質疑に対しても十分な回答がありませんでした。したがって、平安山さんが今回退職なされますが、その後を受けて、新年度予算で計上されているこの7000万余りの予算につきましても、十分にこれが活用できるのかどうか、費用対効果の中でも、このコンサルタント会社も十分に活用されていないというこの状況の中で、果たしてそれが本当に翁長県政が目途とする米軍基地の縮小について、その問題について、本当に渡り合って堂々と交渉ができるのか非常に疑問であります。

したがいまして、私どもはこの予算を予備費に入れて、場合によってはワシントン事務所のあり方、内容の見直し、そしてさらに委託料6000万余りを委託しておりますコンサルタント会社も含めて、大きく見直しをしてワシントン事務所の活用を本来の費用対効果もしっかりと説明ができるような、そういった健全な形に持っていきたい、そういう思いがありまして今回の修正案になっております。

そして、特にこのフォロー・ザ・マネーという、アメリカ社会でもよく使われる言葉であります。フォロー・ザ・マネー、お金を追え、１億余り、２年間で２億余りのこの予算がつぎ込まれましたワシントン事務所の、このお金が本当に費用対効果で使われたかどうかということにつきましても、質疑の中で回答がありませんでした。そういう意味で、大いなる見直しをしっかりとやっていって、場合によっては信頼性のある、実績のあるシンクタンクあるいは大学の研究機関等々ありますので、そういったところも含めて再構築の必要性があると思います。

３回目の翁長知事を初めオール沖縄と言われる訪米団の皆さんは、トランプ政権の政策に影響を与えられるような相手には会うことができず、辺野古基地建設反対の気持ちは伝えたようでありますが、全く相手にされなかった。この訪米効果は、ほとんどなかったと言ってもいいと思います。特に、上院議員との面談はゼロでございました。前回、お会いできました米軍基地の政策に大きな影響力を持ちます上院議員のマケイン軍事委員長、そして軍事予算を扱うコクラン歳出委員長らの有力議員との面談は実現できませんでした。なぜ、会わないのか。そういったこともしっかりと考えていかなければいけません。そして、さらに事前調整をしていたライアン下院議長や政権中枢のプリーバス大統領補佐官との面談もできませんでした。辺野古埋立承認取り消しをめぐる最高裁判決で県が敗訴したことが、マケイン軍事委員長を初め米軍基地政策に影

響力のある主要な皆さんが会わなかった大きな理由の一つだというふうに思っております。さらに、今回訪米団の皆さんが辺野古の基地阻止の訴えをするにしても、辺野古が唯一の解決策だというふうに国務省のヤング日本部長や国防省のボスティ日本部長代行らは、翁長知事に対して繰り返し述べたというふうに言われております。そういう意味では、アメリカ社会は、判決の結果を非常に重く見ます。最高裁判決の結果を受けて、これを大変重く受けとめているということも認識する必要があると思います。

そういう意味では、今回の予算修正、甲第１号議案に対する修正案に対しまして、賛成の立場で討論を終わりたいと思います。

○議長（新里米吉君）　以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。（「議長、訂正があります」と呼ぶ者あり）

発言の訂正ですか。

○山川　典二君　先ほどの平成29年度の14億円、ＭＩＣＥ設計費用は認めると言いましたけれども、これは認めません。間違えました。14億円の基本設計、実施設計の費用は、認めないというふうに訂正をしてください。認めると言いましたので、認めないというふうに訂正してください。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時30分休憩

午後０時30分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

これより甲第１号議案から甲第23号議案までの採決に入ります。

議題のうち、まず甲第１号議案を採決いたします。

まず、本案に対する島袋大君外13人から提出された修正案について採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

○中川　京貴君　議長、休憩願います。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時31分休憩

午後０時31分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立全員であります。

よって、甲第１号議案は、原案のとおり可決されました。

○玉城　武光君　議長、休憩をお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時32分休憩

午後０時32分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、甲第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第19号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時32分休憩

午後０時33分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

次に、甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までの21件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案21件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、甲第２号議案から甲第18号議案まで及び甲第20号議案から甲第23号議案までは、原案のとおり可決されました。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後０時34分休憩

午後１時36分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

日程第11　議員提出議案第６号　北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

花城大輔君。

〔議員提出議案第６号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

〔花城大輔君登壇〕

○花城　大輔君　ただいま議題となりました議員提出議案第６号につきましては、総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第６号を朗読いたします。

〔北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第６号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第６号「北朝鮮のミサイル発射に対し毅然とした対処等を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号は、原案のとおり可決されました。

――――――◆・・◆――――――

○議長（新里米吉君）　日程第12　議員提出議案第７号　中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮城一郎君。

――――――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第７号　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――――――

〔宮城一郎君登壇〕

○宮城　一郎君　ただいま議題となりました議員提出議案第７号につきましては、総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表いたしまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第７号を朗読いたします。

〔中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第７号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第７号「中国軍機による日本領空接近行為に対し毅然とした対処等を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号は、原案のとおり可決

されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　この際、**日程第13　議員提出議案第８号　嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書**及び**日程第14　議員提出議案第９号　米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書**を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

仲宗根　悟君。

―――――――――――――――――――――

〔議員提出議案第8号及び第9号　巻末に掲載〕

―――――――――――――――――――――

〔仲宗根　悟君登壇〕

○仲宗根　悟君　こんにちは。

ただいま議題となりました議員提出議案第８号につきまして、３月27日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第８号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ております。そのうち、県内の関係要路につきましては、米軍基地関係特別委員会委員等を派遣していただきたく、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

次に、議員提出議案第９号につきまして、３月27日に開催した米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求めることについて、関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第９号を朗読いたします。

〔米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書の趣旨を関係要路に要請するため議会代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ております。そのうち、県内の関係要路につきましては、米軍基地関係特別委員会委員等を派遣していただきたく、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第８号及び第９号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　これより議員提出議案第８号「嘉手納飛行場周辺における住宅防音工事対象区域（第１種区域）の見直しに関する意見書」及び議員提出議案第９号「米軍普天間飛行場の運用停止の実現を求める意見書」の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第８号及び第９号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　ただいま可決されました議員提出議案第８号及び第９号については、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣することとし、そのうち県内の関係要路については、米軍基地関係特別委員会委員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第８号及び第９号の趣旨を関係要路に要請するため、議員５人を派遣するとともに、県内の関係要路については米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第15　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長渡久地　修君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔総務企画委員長　渡久地　修君登壇〕

○総務企画委員長（渡久地　修君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第16　陳情９件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長狩俣信子さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長　狩俣信子さん登壇〕

○文教厚生委員長（狩俣信子さん）　ただいま議題となりました陳情９件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情９件を採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情９件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第17　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長新垣清涼君。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔土木環境委員長　新垣清涼君登壇〕

○土木環境委員長（新垣清涼君）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第18　陳情１件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

子どもの未来応援特別委員長仲村未央さん。

〔陳情審査報告書　巻末に掲載〕

〔子どもの未来応援特別委員長　仲村未央さん登壇〕

○子どもの未来応援特別委員長（仲村未央さん）　ただいま議題となりました陳情１件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情１件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情１件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

◆・・◆

○議長（新里米吉君）　日程第19　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等に関する調査の件を議題といたします。

この際、提出者の説明を求めます。

中川京貴君。

〔前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議　巻末に掲載〕

〔中川京貴君登壇〕

○中川　京貴君　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議を提出者及び賛同者を代表して提案します。

安慶田副知事による教育庁人事や病院事業局人事に関与した事実が、２月20日の文教厚生委員会における参考人の意見陳述や２月28日の本会議における一般質問等で明らかになっています。沖縄県議会において、百条調査特別委員会を設置して、真相究明を求めるべきであります。

安慶田前副知事は、参考人招致の中で、教育庁人事への関与をみずから説明しており、同時に、この件について、翁長知事とも話し合ったとの説明をしております。このことは、翁長知事の関与を示すものであり、また、この件について、３月27日の文教厚生委員会で諸見里前教育長参考人も知事関与を認めた発言がありました。病院事業局長については、２月28日、本会議における一般質問で、保健医療部長が統括監のときに辞職願をお願いしたと明言しております。さらに、安慶田前副知事と病院事業局との間で、２カ年の任期を中をとって１年にしたとの説明が本会議でなされております。このことは、まさに病院事業局長への人事介入であります。特に、３月27日の諸見里参考人に対する質疑の中で、安慶田前副知事の権力を盾にした横暴な人事介入や知事の関与の疑いも出てきております。

真実については守秘義務の壁があり、百条委員会での解明にならざるを得ないものであります。よって、安慶田前副知事の教員採用試験の口きき、人事介入、さらに病院事業局の人事介入問題など、議会として真相究明を行い、県民にしっかりとした説明責任を果たす上からも、百条委員会の設置を求めるものであります。

よって、前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議を提出者及び賛同者を代表して提案いたします。

前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議

下記により、安慶田前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議を提出する。

記

１、調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

(1)　安慶田前副知事による教員採用試験及び教育庁幹部人事関与問題について

(2)　安慶田前副知事による病院事業局長人事関与問題について

２、特別委員会の設置について

本調査は、地方自治法第109条及び沖縄県議会委員会条例第３条の２の規定により、委員20人から成る前副知事による教員採用試験・教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

３、調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第１項の権限を上記特別委員会に委任する。

４、調査期限

上記特別委員会は、１に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

５、調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては10万円以内とする。

平成29年３月28日､沖縄県議会議長　新里米吉殿。

提出者　中川京貴、賛同者　西銘啓史郎、新垣新、座波一、山川典二、花城大輔、又吉清義、末松文信、砂川利勝、具志堅透、島袋大、照屋守之、仲田弘毅、翁長政俊。

よろしく御審議のほど、御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

平良昭一君。

〔平良昭一君登壇〕

○平良　昭一君　ただいまの「前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議」に対しまして、会派おきなわを代表いたしまして、反対する立場から討論を行います。

まず、調査事項(1)、安慶田前副知事による教員採用試験及び教育庁幹部人事関与問題についてでありますが、前副知事は文教厚生委員会等において、教員採用試験に関する働きかけを一貫して否定し、また教育庁幹部人事については、関係者からの推薦や要望を前教育長に伝えたことはあると述べております。一方で、前教育長は文教厚生委員会等で、前副知事による教員採用試験に関する働きかけや、教育庁幹部人事に関する指示があったと主張しており、双方の主張が大きく異なる状況となっております。この件に関しまして、前副知事から訴訟が提起され、法廷の場で争われているところであります。また、前教育長も文教厚生委員会の参考人招致の席で安慶田氏に対し、速やかに精緻な反訴を提起していくことを示しました。

このように、お互いが裁判の場に訴えていく状況の中での100条調査は、地方議会の運営上、好ましくないと言われており、実際上、検察庁の捜査中のものや公判中の事件に対し、議会側が調査を中止する考え方があり、その例は国会にもあるのが現状であります。また執行部においては、県民の信頼確保のためには事実関係を明らかにする必要があるとの理由により、事実関係を解明するための調査及びいわゆる口ききの徹底した防止策を調査検討するため、法律の専門家や学識経験者等による第三者委員会を設置し、しっかりと対応することと聞いております。

法廷の場で争われていること、執行部において第三者委員会を……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○平良　昭一君　設置・開催する予定であることなどを考慮すると、この件について、百条委員会を設置する必要はないものと考えます。

次に、調査事項(1)、教育庁幹部人事関与問題のうち、教育長本人の人事についてであります。

平成26年度、前教育長が任期２年目を終える際の前副知事による人事への関与について、前副知事は、文教厚生委員会において次のような趣旨の発言をしております。「前教育長が任期２年目を終える直前に、教育長の任期は４年だが長年の慣例により２年となっていたので、慣例に従い、前教育長に対し、継続する意思があるかどうかを確認した。」と、このように述べております。

教育長とは教育委員会の会議を主宰し、事務局職員を指揮監督して具体的な事務執行を行う立場であることから、行政法規や組織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えている

者のうちから、知事が人選し、議会の同意を得て任命するものであります。

仮に、慣例どおり教育長が２年で任期を終了することとなれば、知事は後任人事について検討し、人選する必要が生じることになります。知事の最高の補助機関であり、かつ、人事を担当する立場にある副知事としては、むしろ教育長が慣例どおり２年で辞職するか続投するかについて確認することは、当然の責務であったと思われます。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○平良　昭一君　結果として、前教育長の意向を踏まえた形で、３年目も続投という形になったわけであります。

これらの経緯を見ても、教育長の任期や罷免を定めた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨に、何ら反するものではないと考えております。また本会議や常任委員会において説明が尽くされており、百条委員会は設置する必要はないものと考えております。

次に、調査事項(2)、安慶田前副知事による病院事業局長人事関与問題についてであります。

初めに、平成27年度の病院事業局長人事への関与についてでありますが、本会議での一連の執行部の答弁から、病院事業局長にかかわる昨年の経緯は次のとおりであったと明らかになっております。事務方として２月上旬まで、病院事業局長を含む特別職の人事について知り得る状況にはなかった。ただし、前副知事は人事担当の副知事として、病院事業局長の続投または交代も含めて、特別職の人事を検討していたと考えられる。まだ人事が内示されていない中、２月11日の地元紙で、病院事業局長交代が報じられ、公務員医師会から伊江局長を交代させないよう要請があるなど、多少の混乱が見られた。その後、事務方と副知事が調整し地方公営企業法上、病院事業局長を解任するということはできないので、続投または交代の意思確認を行い、事態の収拾を図るため、局長に辞表を出す意向があるか確認しようということになり、２月19日金曜日に、事務方が病院事業局長のもとを訪ね、確認を行った。翌週、病院事業局長から連絡があり、公務員医師会の動向を踏まえた上で続投の意向の連絡があり、その後、副知事と病院事業局長が直接調整を行い、続投、すなわち次年度の定期人事異動はないこととなった。

以上が平成27年度の病院事業局長人事に関する経緯であり、結果として、病院事業局長の意向を踏まえた形で、７年目まで続投することで決着しております。

次に、平成28年度の病院事業局長人事への関与についてであります。

ことし１月、県幹部が病院事業局長に辞職を促したとの趣旨の報道がなされました。このことについて、本会議での一連の執行部の答弁からわかるのは、総務部長が病院事業局長と面談をしたが、その面談が行われたのは、平成29年度の予算編成や人事作業の最中であり、県立病院が抱える課題である労働基準監督署の指摘事項、今後の病院経営への影響等や人事に関して意見交換を行ったにすぎないということでありました。また、その後、知事と病院事業局長との意見交換が行われ、その結果として、病院事業局長の意向を踏まえた形で、８年目まで続投することが決定しており、この点においても、管理者の選任及び身分取り扱いを定めた地方公営企業法の趣旨に反するものではないと考えております。

以上、病院事業局長人事への関与に関しても、本会議や常任委員会において説明が尽くされており、何ら違法性は見られず、百条委員会を設置する必要はないものと考えております。

よって、前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議について反対するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（新里米吉君）　又吉清義君。

〔又吉清義君登壇〕

○又吉　清義君　前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する件について、賛成の立場で討論をさせていただきますが、まず、その前に、みずから別の角度で聞き取り調査をした結果の御報告をしたいと思います。どのような聞き取り調査をしたかと申し上げますと、現知事が那覇市長、前副知事が那覇市議会議長に就任をしていたときの実績と剛腕ぶりについての一部であります。

まず、前副知事が那覇市議会の議長を２期就任中の間、那覇港管理組合の人事、庁内の部長人事、議会人事等、市長の了解のもと、全てを取り仕切り、許されていた実績の方でありますと、現職那覇市議の方から丁寧に御説明をいただきました。この実態については、多くの那覇市議や職員等も十分に把握をしていることでしょうと、ただ誰も物が言えないだけですと、このようなことを切実に訴えておりました。また、元那覇市議の大先輩であられる中村正一氏においては、那覇市議会議長に就任をしていた当時の安慶田氏からの感謝状は拒否し、最近、別な方からいただいたとの

ことであります。なぜかと申し上げますと、中村氏は、現職の那覇市議に、かかわることにより同じようになりたくないと明確にお話をなされたとのことです。

そこで本題に入りますが、県政内でもまさしく同じ事態が起きていたのではないでしょうかと思われる節が多々あります。

１点目に、教員採用試験の口きき、職員の人事関与と諸見里前教育長の就任中だけでも７件もありましたと、27日の参考人招致の中で明らかになりました。２点目は、病院事業局長への人事関与の実態です。議員諸侯も、これらのことを十分御承知のことと思います。今回、このように決して許してはならない県政の異常事態、那覇市からそのままスライドしてきた剛腕ぶりの実態は、氷山の一角にしかすぎません。このような事態にどっぷり陥る前に、県政のために立ち上がっていただいた前教育長諸見里氏には、本当に感謝申し上げたい。

今、県政の人事、正常化に向けて、解決手段のバトンは議会にしっかりと委ねられています。我々議会が今、多くの県民、マスコミが注目する中、与野党の隔たりもなく真相を究明することは、最も大事な今後の防止策、対応等が実現できることなのです。だからこそ百条委員会を設置し、議会人としての自覚、倫理観を示さなければならないのです。

議会改革推進会議でも今取り組んでいる中に、開かれた議会、議員としての倫理の調査研究課題等が挙げられています。また、一昨日の27日、急遽、県の担当部署より、第三者委員会の設置要綱ポイントの取り組みの内容が示されましたが、なぜ今ごろかとの問いに、慎重に調査をし、審議をした結果との報告です。

その内容とは、１、設置形態について、第三者委員会は知事部局と教育委員会の共同設置とするとありますが、同じ知事部局の皆様がどこまで明らかにできるのか、全く理解できません。２番目に、目的について、教員採用試験等に関し、口ききがあったかどうかの事実関係を調査するとありますが、今県民が求めているのは、口ききだけの調査ではありません。教育委員会の人事関与、病院事業局長への人事関与等もあり、これにふたをするような取り組み姿勢では、真相は究明できません。県として、慎重に調査・審議をした結果のこのような取り組み方に、全く理解できません。また、今後このような事態が生じることがないよう、徹底した再発防止を調査検討するとありますが、今求められている問題の一部の口ききだけを調査検討し、人事関与問題等に一切触れずに再発防止ができるわけはない。全ての現状を把握できずに、問題解決は不可能でありますと言っても過言ではありません。このような第三者委員会設置要綱の４ポイントのうち、主な２つのポイントを確認してみても、全く何の問題解決にもならず、むしろ今回の事態を放棄するための県の姿勢としか理解できません。

議会として、前副知事安慶田氏と現知事の那覇市長時代の過去の取り組み、実績も改めて視野に入れると同時に、県政の人事関与の事態を招く圧力にも屈服せず、県政のために参考人招致で任期中の真実を語った前教育長に敬意を払うとともに、県民への説明責任、また真相究明を明確にすることは、今後の再発防止に生かされるのです。

県議会として、真相究明に向け、百条委員会の設置を求め、前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する件について、賛成討論といたします。

県議会議員諸侯の常識ある判断と賛同を重ねてお願いいたします。

以上です。

○議長（新里米吉君）　比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉　京子さん　ただいま議題となりました「前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査に関する動議」に対し、社民・社大・結連合を代表し、反対の立場から討論をいたします。

我が会派は、本事案の真相究明は議会として当然取り組むべきとの認識に立ち、県民の疑念や不信感を取り除き、信頼回復につなげていくことは議会としての責務であると考えています。特に、本県の教員採用試験は、競争率が10倍前後の狭き門であり、必死に挑んでいる受験生にとって不正が働くことは許されません。

そこで本議会では、代表質問、一般質問、文教厚生委員会において真相究明をしてきたところです。特に、文教厚生委員会においては、まず現教育長から教員採用試験について意見を聴取し、本事案に関して教育長の見解を伺いました。さらに参考人として、安慶田前副知事、諸見里前教育長を招致し、質疑をいたしました。結果として、安慶田前副知事は、教員採用試験への口ききは全面的に否定し、教育長人事に関してはさまざまな人から推薦、要望、意見等が寄せられていたことから、意見交換をすることはあったとしています。一方、諸見里前教育長は、安慶田前副知事の教員採用試験への口ききは、人事に関する介入はあったとし、両者の意見は平行線であります。安慶田前副知

事は、参考人招致の際、「この問題の真相究明は捜査権を持つ司法でなければできないと判断した。」と述べ、この安慶田氏の考えを、先日、諸見里前教育長へ質問したところ、「私も司法の場でぜひ明らかにしていきたいと思います」との発言がありました。既に、安慶田前副知事は、刑事・民事の訴訟を起こし裁判が始まっています。諸見里前教育長も司法の場を見据えて動いています。

このような状況の中で、本議会において百条委員会の設置の動議は、百条委員会と裁判が並行して行われることが十分予測されます。総務省監修の地方議会運営事典によると、地方議会の100条調査において、検察庁等の捜査や裁判の公判と並行することについて問題があるとの考え方が示されています。さらに、百条委員会に安慶田前副知事と諸見里前教育長の両氏を証人喚問する場合、裁判中であることから、それぞれが原告であり、被告であるため、百条委員会における証言は、裁判で重要な証拠として採用される可能性が高いことから双方の証言が抑制されることが予想されます。（発言する者あり）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○比嘉　京子さん　また、先日行われた諸見里前教育長の参考人招致の際、沖縄県教育委員会委員長から発せられているいわゆる守秘義務は、百条委員会であるからといって解除されるものではなく、その権限は教育委員会委員長に委ねられています。よって、先日の参考人招致以上に実名等の証言が得られるとは限りません。一方、執行部においては、４月中に弁護士や学識経験者による第三者委員会を設置し、透明性や専門性の高い審査を行い、県民の信頼を回復したいとしています。

以上のことから、本動議に対し反対の意を表明し、同時に、今後とも、我が会派は第三者委員会の審査結果、さらには裁判の推移を注視しながら、議会としてなすべきことが生じた場合には、さらにその権能を最大限生かしていくこともあわせて表明をし、反対討論といたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛にしてください。

照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋　守之君　百条委員会の設置に賛成の立場から討論を行います。

いやいやいや、この反対討論を聞いて、これが県議会議員の言うことかと思います。こんな問題が起こって、みずから関与をしていると言って、昭一議員、関与しているんでしょう。（「誰が」と呼ぶ者あり）　教育長の人事に。やめなさいということを言っているわけよ、これが関与なんです。関与してはいけないんです、介入してはいけないんです。これを言っているのに、ちょっとおかしいですね。

私は、最近つくづく翁長県政の辺野古をつくらせないを柱とする県政運営やあるいは財政運営、あるいは人事行政に非常に違和感と、現状に憤りと沖縄県政への不安を感じております。

先ほども予算の討論にありましたように、今年度まで約２カ年間の財源、これをかけてアメリカのワシントン事務所が設置されております。これ、自主財源ですよね、補助事業じゃないでしょう、（「討論しなさいよ」と呼ぶ者あり）　ですよね。たしか29年度も約１億円ですから約３億かかりますね、この成果、どういう成果があるんですか。辺野古がとまるんですか。（「賛成討論して」と呼ぶ者あり）　ワシントンに事務所を構えて２カ年かけて辺野古の工事はとまったのに知事が裁判で負けて、辺野古の工事が再開されている、お金は２億円もかかる、訪米費用も5000万余りかかる、現場は工事を進める、反対をしながら進めさせる、裁判では負ける。これをアメリカに行って何と言うんですか、アメリカでは何と言うんですか、アメリカに行って。我々は工事をさせているけど、やっていると……

○議長（新里米吉君）　百条についての討論です。

○照屋　守之君　こういうことをやっている、まさに自己満足にすぎないそういうものを、新聞やマスコミを通してアメリカに行って来ましたよという、そのアピールだけのものでしょう。だって２億……

○議長（新里米吉君）　百条についての討論ですから、気をつけてください。

○照屋　守之君　２億あれば、補助事業をとれば８割の補助でも10億の仕事ができるんです。それを県民に還元したほうがいいんじゃないですか、そう思いませんか。何の成果もないのにそういうことをやって、ましてや裁判に負けて、アメリカという国は民主国家、裁判の世界ですよ。（発言する者あり）　裁判で最高裁では負けて、これを日本では通じないでアメリカで通じる、こんなこと絶対ありませんよ。何であなた裁判で負けた日本の代表でしょうと、日本政府と話しなさいよと……

○議長（新里米吉君）　今は百条についての討論であることに気をつけてください。

○照屋　守之君　そうなりませんか。ですから、そう

いう中で日本政府と今沖縄県の信頼が失われている中で、先ほどありました、何で米国と信頼関係を結ぶんですか。（「議長」と呼ぶ者あり） 日本とも信頼関係ないのに日本政府とも。こういう状況の中で、県政運営が行われている。そういう一環でこういう人事行政も行われている、ここが問題なんです。

ＭＩＣＥ事業、ＭＩＣＥ事業は大問題が起こっているんです、今、皆さん。今、ＤＢＯ、ＤＢＯで発注しました。約500億です。４月からスタートしますよ。これに設計図、建築と維持管理の予算が入っている。なおかつ……

○議長（新里米吉君） 県政全般の討論ではありません。百条委員会設置についての討論です。発言者は気をつけてください。

○照屋　守之君 それをしながら、基本設計と実施設計に10億円かけた予算が計上されている、これどういう意味ですか。こんなやり方がありますか。だからＭＩＣＥ事業だって本来は翁長知事が500億という事業を一括交付金事業として、まず取り決めをさせる。決めてから、それは部長に譲って、しっかり事を進めていく。これをやらないで、一括交付金事業で決まっていないじゃないですか、だから今混乱しているんですよ。こいうふうな県政で……

○議長（新里米吉君） 休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時９分再開

○議長（新里米吉君） 再開いたします。

○照屋　守之君 百条委員会の設置であります。

安慶田前副知事と諸見里前教育長の参考人招致によって、教育庁幹部人事の介入がはっきりしてきました。新たな事実も出てきました。八重山高校の校長先生を所長にする、この人事介入問題でも非常に衝撃的な事実が出てまいりました。今、平成28年度になって、平敷教育長になり、与那嶺統括監になり、平成28年度もそういうのがあったかということを聞いたら、それは直接、現教育長と統括監に聞いてくれという、そういうことでした。非常に意味ありげの発言であります。

こういうことで、この採用の口ききの人事についても、まさにこの幹部人事の介入についても、さらに先ほどもありましたけれども、このＣという人間、Ｄという人間、Ａという人間、Ｂという人間、これＡ、Ｂはたしか教育庁の幹部、ＣとＤはどこどこの課長から所長にしてくれとかというふうなことで聞いたら、それは守秘義務があって教育委員会から通達があるというふうな話。とんでもない話ですよね。教育委員会が参考人に通知を出して、この守秘義務があるからこんなことはやめなさいよという形で、そういう文書を出すんです。参考人招致の前に、弁護士はそれを見て、こういうことがあるから発表できない。こんな参考人招致ってありますか。皆さん、これは教育庁の幹部も幹部Ａとか記されております。何とか義務課長のＣ、あるいはそこをＤにする、何かいろんな役職を置いてそのＣとＤという名前はありますから、これは本来は開示してもいい内容なんです、肩書きはもう決まっているんですから。２年前のどこどこの担当の課長は誰と決まっているから、この人と特定されるんです、何の守秘義務もないんですよ。それをあえて今の教育委員会が守秘義務があると言って、こんなことをするなという参考人招致の前にこんな隠蔽作戦をやるんです。おかしいじゃないですか。だから、我々はその場で、委員長、何でそんなことさせるんですかということを言いました。委員長は教育委員会がそれをやっているからということを言っていますけれども、議会は審査をするのは我々なんです。我々の趣旨でこういうことをやっちゃいかぬとか、我々がよっぽどの憲法とかそういうものに照らしてできなければそれはいいけれども、ただもう既に出ている内容を、Ａは誰ですか、Ｂは誰ですか、Ｃは誰ですか、Ｄは誰ですか。いや、これ秘密で教育委員会からそれやっているからそれは言えないと。こんな参考人招致をさせて、委員長も含めてそれを認めているという、非常におかしなことがあって、だから私はあえて、もうこの件についてもぜひ百条委員会を設置してほしいという、そういうふうな要求をしているわけです。

次に、……（「文教厚生委員会でやっているんだよ、文教厚生委員会でやっているんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（新里米吉君） 静粛にしてください。

○照屋　守之君 委員長に言え、俺に言うな。

安慶田前副知事の説明によると、副知事であった私のところに議員から働きかけがあったと明言しているんです。これもう、こういう百条委員会の設置に反対するという議員がいれば、これ心当たりあるんですか。安慶田前副知事がこの参考人招致でこういうことを言っていました。副知事であった私のところに議員から働きかけがあったと明言しているんです。ですから、こういう百条委員会を設置するということになってくると、百条委員会でそういう議員の名前が出ると都合の悪い人が出てくるんじゃないですか。だから、反対しようとしていませんか、皆さん。これは当然じゃないですか。口ききは本来は議員もそういうこと

をやっていますよということを言われているわけですから、私どもも堂々と参考人とか百条委員会を設置して、そこの場所でしっかり説明する、それは当然やるべきじゃないですか。こういうこともしないで県議会で何ですって、倫理の何とかかんとか、こういうふうなものを防止しようという話し合いをやるんですって、何を考えているんですか。まさに今こういうものについて、議員という名前も出てきているわけですから、これはしっかり百条委員会の中に出して、どういうふうなかかわりがあって、どうなっているかということを明らかにするのが沖縄県議会じゃないですか。そういうものにふたをしようとして、建前上はそれができないから百条委員会の設置反対、こんなやり方がありますか。

さらに、安慶田前副知事の説明ですよ、言っておきますけれども安慶田前副知事が言っているんですよ、２月20日の参考人で。教育長人事ですね、知事三役で話し合って、諸見里教育長をやめさせるとか、知事三役と話し合ったというんです。知事三役と話し合って、教育長をやめさせる。そういう関与があったと言っているんです、安慶田前副知事は。これは安慶田前副知事が言っていますから、文教厚生委員会みんなわかっていますよね。委員長もわかっているでしょう。それで私はこれゆゆしき問題だなと思って、マスコミも相当大がかりな報道すると思ったけれども報道していませんでした。

27日、諸見里前教育長に聞きました。2015年就任２年目を迎え、２月ごろに安慶田副知事から教育長をやめるように指示があったと明確に言っているんです。（「それがどうしたの」と呼ぶ者あり） 開き直っているんですか、共産党は。安慶田前副知事は、諸見里前教育長にやめよと言っているんです。あと２カ年任期が残っています。この２カ年にどういうことが起こっているか皆さんわかりますでしょう、文厚は。新たな教育の法律改正があって、２年前から県知事が直接教育長を任命できる新たな仕組みに変わったんです。それで我々は文教厚生委員会で、糸洲代表もそうでしたよ。こういうふうに直接知事が教育長を任命することになれば、かなり政治的な色合いが強くなると。どうなんだ諸見里教育長、あなたは。いや、私はことし、平成29年３月31日まで任期務めますと明言したんですよ、あのときに。そのときから実は、安慶田前副知事が諸見里前教育長をやめさせるという圧力をずっとかけ続けているんです。それで大騒動になったんですよ。ですから、恐らくこれは私の考えですけれども、安慶田前副知事は参考人招致の中でこう言っています。我々は、教育長を予定する人はいなかったので、知事も含めて三役と話し合いをして、１年間延ばすというふうな取り決めをするわけです。かわりの教育長は持っていないという説明でした。ところが、こういうことを考えていくと、例の病院事業局長問題、皆さんおわかりでしょう。南部医療センターの我那覇院長を局長にしようとしましたね。新聞報道出されました。あれは、伊江局長には何も言わないで新聞報道が先に出てきたわけです。だから２カ年がかりで病院事業局長問題は大問題になっているんです。全く同じようにこの教育長も、あれは我那覇さんを病院事業局長にしようとして、伊江局長をやめさせようとしたわけです。今回は、かわりの教育長はいないよと言いながら、安慶田前副知事とか恐らく今の翁長知事には、かわりの人がいたかもしれませんね。だから諸見里前教育長をやめさせようとしたんです。そして、先ほどの……（「臆測で言っている」と呼ぶ者あり） 臆測じゃないです、安慶田前副知事が言ったんだから。安慶田前副知事が、県知事も関与していると言ったんだから、２月20日の文教厚生委員会の記録見てください。見ていないでしょう、我々は見ているから言っているんです。わからん人間がぐずぐず言わんでくださいよ。大丈夫ね、あなた。

○議長（新里米吉君） 議場と討論しないでください、自分の意見を言ってください。

○照屋　守之君 何かいろいろこういうのもやっているという話じゃないですか。もう何でも言いますよ、私は。あんた方が前副知事といろいろ何かどこかでやっているというのを聞いていますからね。そういうのも含めて、安慶田前副知事が諸見里前教育長をやめさせるという人事に関与しているということを、県知事が関与しているということを安慶田前副知事が言っていましたので、２月20日ですよ。この前の27日に諸見里前教育長に聞きました。安慶田前副知事がそういう形で県知事が関与しているという話を聞いているんだけれども、どうですかと聞いたら、諸見里前教育長は、安慶田前副知事からやめるようにという指示があったということも含めて、諸見里前教育長に、知事もやめさせてかえる意向だということを、安慶田前副知事が諸見里前教育長に言っていたと。諸見里前教育長に、知事もやめさせてかえる意向だということを告げられたと、そう言っているんです。こんな関与を……（発言する者あり） でたらめじゃないです。ですからこれは、諸見里前教育長は、教育長時代に、あの２年前のごたごたのときに安慶田前副知事から言われている。安慶田前副知事も２月20日の参考人招致

で、知事も関与しているとしっかり認めているんです。文厚委員会の皆さんそうでしょう。こう言っているでしょう。だから我々はこういう関与があって、県知事も関与しているから、これはもう百条委員会設置しないといけないでしょうということを言っているわけですよ。おかしいですか。こんなのは、共産党も含めて社民党も含めて社大もみんな賛成すべきじゃないの。これを言っているんです。県知事の関与ということを明確に言っているんですから。これを本当にふたをして、百条委員会を設置しないでできますか。私はそれを申し上げているわけです。

私の文厚委員会としてのこだわりは、諸見里前教育長をやめさせるという――慣例慣例という形で、議員は表向きは慣例慣例でやっていますよ、何十年もやっていますよとこれは当たり前のことですけれども、この話は、ここの水面下でやるんですよ、皆さん。慣例は当たり前じゃないんですよ。もう本当に、安慶田前副知事が慣例慣例と言ったら、皆さん方も当たり前のように思うでしょう。慣例という人事はありません、法律で決まっています。法律で諸見里前教育長の任期は来年までありますから、この慣例というのはお互いの内部の話で、こうこうだからこういう形でやりましょうねという形でやっているのが慣例で、これで慣例だからどうだ、おまえやめろというのをこれを認めるという、国際交流財団の人間もそうです、あっちに行くのもそうですよ。あれは慣例ですからね、あれも。これもこんなこと言っちゃいかない。国際交流財団が私どものほうに人材派遣してくれませんか、我々の医師協議会でこういうことをやりまして、県も協力お願いできませんかと言って、県もそれに応える形で、ああそうかわかったという形で協力をするというのが実態です。当たり前に県が決めて、はいこの人事というのはあり得ませんよ。だからこんなこともこの慣例もごく当たり前のように、お互いの都合のいいようにやっているものも表に表に出して、当たり前だから、何であんたやめるのは当たり前じゃないか、あんたさっきの平良昭一議員の言い分は、これはもう議員としてもおかしいです、絶対まともじゃないよ、こんな話は。だから、慣例は慣例、決まり事は決まり事、法律にのっとってしっかりやっていく。それに対して安慶田前副知事の関与が明確になった、人事介入が明確になった、それをやめさせるということが明確になった、県知事もそれに絡んでいるということがわかった、そうするとこれだけでもこのメンバーいますよ。当時の教育庁の統括監だの、今の教育長ですよ。そういう課長の方々、あるいはＣとＤと名前が出てきましたね。Ｄという人はなぜか2015年と2016年の２回にわたって出てくるんです。２カ年続きで出てくるんですこの名前。おかしくないですか。おかしくないですか。そうすると、この人は、みずから頼んでやっていませんか。そういう可能性ありませんか、２カ年続けて同じ人が出てくるんですよ。（「それがどうしたの」と呼ぶ者あり） だからこういうことが、やっぱり解明されないとだめですよ。当たり前のようにこういうのがあって、それも何、知らぬ存ぜぬ、こんなことをやる。

病院事業局長人事です。もう私は、２月27日、28日の一般質問ですかね、この場所で具志堅透議員が病院事業局長人事の件で保健医療部長に対していろいろやりとりをして、この場で、私が伊江局長に対して辞表を提出してくださいとお願いに行ったと。この本会議場でそういうことを言った。お願いに行ったと。お願いに行ったと。辞意を促す意味はなかったと。こういうふうなことを今言っているわけです。本当にこの沖縄県議会の本会議場で病院事業局長の人事に――やめてくださいということを言って、これは昨年の話ですからね、これをやったと。ことしはまた総務部長がやめてください、辞表を出してくださいと言いに行くわけです。だからこんなことが当たり前のように起こっているんです。異常じゃないですか。辞表提出をお願いしに行きました、でも辞意は促していませんという、この日本語通じますか。この砂川部長は、議場外で私にエレベーターのそこで会ったら、私は優しく言ったんですよと言っているんです。もう我々は、県知事、副知事、各部長、本当にそういう皆様方の立場を信頼をしてですね……

○議長（新里米吉君） 討論にも趣旨、主張をまとめるようにしてください。

○照屋　守之君 県政運営を委ねて、そういうことでやっておりますけれども、病院事業局長人事にまつわる今の保健医療部長とか、あるいはここにいらっしゃる総務部長とか、そういう方々の対応、あるいはここにいらっしゃる県教育長の対応というふうな、以前に総務部長だったころの対応ですね。そういうことを考えていくと、この沖縄県政の人事のありようってもう恐ろしいことだなと、一体全体いつからこうなったんですかねと。これは保守も含めて革新県政も含めてこういう人事のありようってないと思いますよ。もう本当に恐ろしい。これは病院事業局長の人事については、まさに伊江局長がここではっきり言っていたように、伊江局長に対して辞表を出せと言って、やめてくれ、これは罷免はできないわけですから、あるいは辞

表を出させるという、そういう手法で圧力をかけてそれができない。伊江局長も出さないということになって、安慶田前副知事と直接相談をする。安慶田さんがあと２カ年残っているから、じゃ中をとって１年でどうだということを約束したという形で伊江局長はそこで明確に言っているわけです。病院事業局長人事を安慶田さんが決めているわけです。地方公営企業法の中で、副知事が、県知事が、病院事業局長の任期を決めるという決まり事はどこにもないんです。それをそういうふうに２年あるからあと１年でどうだと言って、決めて、そのとおりにことし伊江局長は辞表を出したんです、辞表を出しましたね。あれはそのままだったら、安慶田前副知事がそのままそこにいたら、そのまま伊江局長もやめていますよ。何でやめていないかというのは、先に安慶田前副知事がやめてしまったからです。大問題が起こったからです。だから、この副知事もトゥルーマールーして、ですから……

○議長（新里米吉君）　討論をまとめてください、経過説明が長くなっています。

○照屋　守之君　そういうことも含めて、しっかり百条委員会の中でこれは検証していく。安慶田前副知事、そして病院事業局長、保健医療部長、総務部長、ここの教育長、これだけでももう大変な人数ですよ、百条委員会で証人として。これだけ明確にやっていますからね。病院事業局長人事については、皆さん、先ほども申し上げましたように、既に我那覇さんという院長が１年前に報道されて、この人はその後どうなったかといったら、病院長をおやめになって去年１年間ずっと仕事していないんです。この人は、待機病院事業局長じゃないですか。そういう立場で１年間待ったんじゃないですか。今度、伊江局長が辞表を出して、本当にそのままだったら安慶田前副知事がそのままいたら、この人事どうなったかわかりませんよ。ですから、そういうのも含めて……（「根拠のないこと」と呼ぶ者あり）　何が根拠のない、根拠ないと言っていますね。ありますでしょう、去年新聞に載っていました。新聞報道にありましたよ、だから言っているんです。

○議長（新里米吉君）　議場と討論しないようにしてください。

○照屋　守之君　根拠がないと言っていますけれども、私は、文教厚生委員会でもしっかり確認しましたよ、文教厚生委員会で。本人いらっしゃいましたよ、我那覇院長。伊江局長も我那覇さんにどうですかと、新聞報道あって、あなたに何か相談ありましたかと聞きましたよ、２回聞きましたよ私。議事録ありますからね、根拠のないという失礼なことを言わんでくださいよ。ですから……

○議長（新里米吉君）　まとめる努力をしてください。先ほどから経過説明が随分長いです。

○照屋　守之君　いや、討論、賛成討論の中身ですから。

ちょっと休憩お願いします。少し整理しますよ。

○議長（新里米吉君）　まとめる努力をして、お願いしますよ。

○照屋　守之君　県の第三者委員会の設置の話がいきなり来ました。

再開してください。再開もう入っていますか。

○議長（新里米吉君）　再開しています。とめていませんでしたから。

○照屋　守之君　27日の午後２時から参考人招致で諸見里前教育長をやるという話をしたら、いきなり我々の会派に総務部長が来て、第三者委員会をつくると。今さらどうしたんですかと。そういうふうな話をして、じゃ何で１月につくらなかったんですかという話をしました。ですから、今、反対する皆様方が、第三者委員会をつくってしっかり調査するというふうな話は、２カ月前にやってくれませんか、与党として。その間何もしないで、ただ参考人招致で文厚委員会だけでやって、県知事サイドが第三者委員会をつくるということでやったら、そうだそうだ、百条委員会をつくらんでそれをやろうという形で、それを県民にアピールしようとするわけでしょう。こんなごまかしやめましょうよ。だって、そうだったら知事はすぐ１月いっぱいに第三者委員会つくるべきですよ。あれ、我々も申し上げましたし、皆さん方も言ったんじゃないですか。これは県の各識者もそういうこと言っていますよ、第三者委員会をつくって。だってもうここまで来たら第三者委員会なんか必要ありませんと。これですね（資料を掲示）　いいですか、第三者委員会は知事部局と教育委員会の共同設置とする。目的、教員採用試験等に関し、口ききがあったかどうかの事実関係を調査する。今後、このような再発防止策を調査検討する。口ききがあったかどうか、もう既に教育委員会がやっていますよ。事実関係の調査やっていますから。教育委員会はあったと言っているんですよ。だって今さらこの程度の第三者委員会が必要ですか、皆さん。いいですか、教育委員会はあったと言っているんですからね。この第三者委員会を立ち上げるんだったら教育委員会が意思決定していなくて、純粋に、じゃこの問題どうなんだと言って第三者委員会を立ち上げて、こういう形で、ああ口ききはあっ

たけどこれは大丈夫です、いや、口ききがあって問題ですというのは、第三者委員会がそういう報告をして、教育委員会も、わかったというべきなんでしょう。教育委員会はみずから調査してやっているんですから、この程度の調査委員会必要ないんです。だからこれは、百条委員会をさせないがための疑惑隠しの手法ですよ、タイミング的にも。これに図に乗って、議員が、ああそうだ、そうだという与党議員のほうが私はおかしいと思います。だってもう終わっているんですから。この程度ですよ皆さん、この程度。だからもっと今は、より深い議論になっていますから、幹部人事の件も、八重山高校のものが新たに出てまいりましたし、先ほどから言っておりますように、いいですか、口ききも、今の28年度の平敷教育長の時代はどうなんですかと聞いたら、それは直接聞けと言っていますよ、聞きましたか、皆さん。聞きましたか。与那嶺統括監に聞きましたか。私はまだ聞いていませんけれども、ただこういうのも含めて、いよいよこういうところもあるんだなということになれば、これはもう百条委員会でしかできないんじゃないですか。これをあえてこういう調査委員会をやるから、百条委員会を設置しなくていいなんていうこんな論法成り立ちませんよ。大体もともとが口ききがあったかどうかの事実関係の確認だから。あったんですよ、皆さん。平敷教育長、教育委員会のことを信頼すればいいわけです。だから問題は、これからはこの口きき問題が本当にやめるだけのことなのかという、そこがポイントです、皆さん。本来は、安慶田前副知事は、やめるだけのものは持ち合わせていないんです、本人もそう言っています。これは、問題がなければ何でやめるんですかということですから、疑惑がさらに深まったという形で県民は見るわけです。だから、教育長人事のこういう疑惑が、知事も関与したということが出てきておりますし、病院事業局長問題もこういう問題が出てきておりますし、もっともっといろんなものがあるんだなということが、もういよいよ参考人招致でさえこれだけ出てきているわけです。ですから、もうこれはいよいよあの問題ではやめることはできないけれども、もっともっと知られていないものがそこに埋まっているんだなという、逆に大きな疑惑を与えているというのが実態ですね。ですから、もうそろそろまとめますか、まだですか。（「終わっていいですよ」と呼ぶ者あり） とにかく、この件は、この第三者委員会をつくるから百条委員会を設置するなという、この論法は当たっていません。

もう一つ、今、弁護士を立てて、安慶田前副知事が諸見里前教育長を訴えております。名誉毀損ですね。この名誉毀損と百条委員会を一緒にやる、先ほどは比嘉京子議員がこれはできないとかと言っていましたけれども、全然問題ありません、問題ありません。これは、人事介入の問題、採用試験とですね、私どもが今提案しているのは、教育長人事と病院事業局長人事、これはこの２人をやめさせるという、関与したという疑惑ですからね。教育行政に反する法律に関する行為、地方公営企業法に反する行為、これを県知事も一緒になってやっているというこういう疑惑、重たい疑惑ですよ、これは。だからまさにこの今の採用人事云々とは別個にしっかり百条委員会をつくってやろうということです。諸見里前教育長はこう言っていましたよ。やると言っていましたよ。県議会から要請があったら受けて立つと言っていましたよ、やってほしい。

先ほどの件、安慶田前副知事もこのようなことを言っているんです。捜査権限のない事実認定のプロでもない第三者委員会のような機関が真相を究明するのは困難だと言っているんです。安慶田前副知事がそう言っているんですよ、皆さん。プロでもない第三者委員会のような機関が真相を究明するのは困難ということを安慶田前副知事が言っているものを何で皆さん方がこれやれと言うんですか、おかしいでしょう。だから安慶田前副知事は、やっぱり百条委員会、こういう捜査権とか事実認定、ちょっと強いものでやってほしいという、安慶田前副知事も恐らくそう思っていますよ。ですからそれを望んでいる方々が、前の教育長も望んでいるし、安慶田前副知事も恐らく望んでいると思いますよ。それを何で皆様方がだめだと言うんですか。これはもう安慶田前副知事とかそういう問題じゃなくて、皆様方それぞれにぐあいの悪い人たちがいるんですか。こういうことをするために、県知事を守るんですか、副知事を守るんですか、議員を守ろうとしているんですか、誰を守るんですか、皆さん。

我々は、県民の立場から、これはどういう立場であれ、保守も革新も超えて、これだけの疑惑はやっぱり県民の前で明らかにしようという、我々はそれだけです。本来は共産党とか社民党とかそういう方々が我々に言うべきじゃないですか。こんなもので許しちゃいかぬというのは。あなた方が本来、今までやってきたことでしょう。何で我々自民党が今それをやらないといけないんですか。ましてや皆様方の与党ですよ、与党だから自分で襟を正してこうやる。そういうこともやらんでみずから県議会で倫理何とかをつくる、冗談じゃありませんよ。こんなことは、今起こっている問

題、じゃ真摯に向き合いましょうよと、皆様方議員で都合悪いというんだったら、じゃ百条委員会設置しましょうよ、この話です。そういうことも含めて、安慶田前副知事も第三者委員会ではだめだと明言しているわけですから。やっぱり強いそういう捜査権があるやつ、諸見里前教育長もはっきり言っていますから。申し上げておきますけれども、お二人とも弁護士をつけて挑んでいます。この弁護士の方々もそう言っています。この今の調査委員会とかあるいは裁判の問題と、この百条委員会は別物だと言っていますから、これはどうぞ議会は議会でやるべきだというそういうニュアンスですよ。だってどう考えても当たり前ですよ。我々沖縄県議会でしか百条委員会やりませんから。弁護士連れてきてやるわけじゃないから、我々が調査をするということですから、それは当然のことじゃないですか。

○議長（新里米吉君）　まとめるようにしてください。

○照屋　守之君　ちょっとだけ休憩、済みません。

○議長（新里米吉君）　かなりの時間たっていますから。

○照屋　守之君　省略します、省略します。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後３時８分休憩

午後３時９分休憩

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

○照屋　守之君　いずれにしてもとにかく、少し熱くなりましたけれども、私はずっと前期も文教厚生委員会におりまして、今期も文教厚生委員会ということにかかわっていって、今の諸見里前教育長がやってきたこの学力の最下位の47番目から26年に24位ですかね、小学校、27年が20位ですかね、昨年は公表されておりませんけれども、そういう形でやってきた。幾ら県政がかわっても、慣例だ何だのとこじつけてそういう形で、本来はその人を見て、仲井眞県政のときにそういう教育長になったものの、翁長県政になってもそういうふうな実績が上がっているという、そういうことを考えていけば、それは政治的なものは抜きにしてその場でしっかり頑張ってもらうというのが通常のありようだと思っているんです。だから、そこは恐らくあの人をやめさせるときに議員とかもいろいろ大騒動になったというのは、やっぱり与党議員の皆様方からも恐らくそういう声があったんでしょう。だからそれはそれでいいと思うんだけれども、あえてそういうふうにやめさせてかえようとする。病院事業局長についても全く同じです。その経営再建を仲井眞知事を含めて毎年80億円をずっと投下して、事業経営をして、県立で成り立っていくというふうなそういう仕組みをつくったのは伊江局長です。そういうふうなことに対して、前の仲井眞さんがいたからこれはかえないといけないという、何か理由はわかりませんけれども、あるいはまた我那覇院長を病院事業局長にしたいという思いはあったかもしれませんけれども、そういうのも含めてそれをかえようとする、それで無理がある、いろんなごたごたが起こる、なかったことにする。こんなことが今の我々の沖縄県政で起こっているんです。だからこういうふうなものについて、与党の皆様方は関心なくてもいいわけですけれども、我々自民党からするとちょっとやっぱりおかしいでしょうということは当然のことです。皆様方一人一人考えたらやっぱりおかしいよねと、これはあるんじゃないですか。だからそういうことをやると、じゃ一体全体何のための沖縄県政かという話になるわけですよね。ですから私は改めて、これはやっぱり百条委員会は、このことがどうであれしっかり立ち上げて、検証していくということを今沖縄県議会がやらないと、これは大変な禍根を残すと思っているんです。これは本当に、じゃ百条委員会をつくらないのは翁長知事のためですかと、安慶田前副知事のためですかと、名前が出た議員のためですかと、そこに行き着くわけです。だから我々って、この人事なんていうのは県民のためにやっているわけですよね、県民のためにやっているわけです。今回のこういう騒動で県民って何も知らされてないんです、ないがしろにされているんです。我々はこういうふうな形でやって何も言わなければ、新聞が報道しなければ、何もなかったという話でしょう。実際は大変なことが起こっているんですよね。だから本当にこれでいいのかということですよ。私は、きのうのやりとりを聞いていても、やっぱりこれは我々議員も襟を正す必要があると思っていますよ、こういう問題も含めてです。だから倫理どうのこうのという話が今出ているわけでしょう。だから改めてこういうふうな機会を通して、しっかり検証して今の人事のありよう、特に副知事のありよう、あるいはそれにまつわる県知事のありようですよ。これは、勝手に副知事がやるわけじゃありませんから、相談してやってそういうふうなものを我々がふたをして、次の調査委員会だってあの程度の調査委員会でしょう。じゃ文教厚生委員会で何もやりませんよ。この問題、じゃきょうで終わらせるんですか。

まさに今改めて、この百条委員会の設置というものを問いかけて、できたら全会一致で賛同できるように、改めてそのお願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（新里米吉君）　西銘純恵さん。

〔西銘　純恵さん登壇〕

○西銘　純恵さん　こんにちは。

心を静めて、日本共産党県議団を代表して、百条調査特別委員会設置の動議に対する反対の討論を行います。

教員採用試験と教育庁人事に関する前副知事の関与疑惑について、県議会が真相究明を行うことは当然のことです。

教育基本法第１条は、教育の目的を次のように定めています。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」。そして、16条の教育行政において、教育は不当な支配に服することなく行われるべきものであると定め、政治の教育への介入を戒め、教育の政治的中立性を定めています。政治の介入によって、教育内容をゆがめたり、教育内容に介入することがあってはなりません。

県議会としては、発覚した疑惑の真相究明のために、文教厚生委員会で議会としての調査を行ってきました。去る２月８日、現教育長から調査結果を受けての審議、２月20日、安慶田前副知事を参考人として、先日３月27日、諸見里前教育長を参考人としての意見聴取を行いました。

教員採用試験について前副知事は、教員採用試験のシステム上、特定の受験者の採用を依頼することはできないようになっておりますと述べ、前教育長は、結果に影響を及ぼすことなく教員採用試験及び教育行政の適正を守ることができたと述べました。さらに、前教育長は、人事についてはいずれも拒否をしたと述べています。

今焦点になっている不当な口きき、強要や恫喝があったかということについて、一方はあったと言い、もう一方はなかったと、双方の言い分は真っ向から対立しています。文教厚生委員会においては、引き続き真相究明の努力が必要であることは言うまでもありません。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○西銘　純恵さん　そのためには、県が事実関係を調査するために知事部局と教育委員会の共同で、４月中に第三者委員会を設置することが発表されましたが、まずは県政みずから真相を究明するという第三者委員会の調査が優先されて、その結果を待つべきです。前副知事は、前教育長を刑事告訴し、損害賠償請求の民事裁判も提訴され、３月14日に第１回の口頭弁論が行われています。先日の参考人招致の中で、前教育長が前副知事に対し、速やかに反訴を提起することを表明し、両者とも司法の場で争う姿勢を示しています。

裁判中の百条委員会設置について、地方議会運営事典では、裁判所の判決を対象にする100条調査は、司法権の独立から見て許されないとされています。地方議会の100条調査において、検察庁などの捜査や裁判の公判と並行することについての問題がある。検察庁の調査中のものや公判中の事件に対し、議会側が調査を中止する考え方があり、捜査が終了した後に、調査を開始するとしても、その効果は低いと指摘しています。100条調査の実務の図書では、議会が100条調査権を発動した後に、司法権が関与してきたときは、議会の100条調査の運用は現段階で中止するのが妥当なやり方だろう。だから逆に、既に司法権が取り扱っている事件に、議会が100条調査権を発動することは控えるべきだろうとされています。既に当事者双方が裁判で争っている最中です。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に願います。

○西銘　純恵さん　自民党などが百条委員会の設置について、識名トンネル問題、辺野古埋立承認問題に関して百条委員会を設置したことを持ち出しています。

沖縄県議会は、これまでも百条調査委員会の設置をしてきたことがあります。最近の２回の百条調査特別委員会の設置について振り返ります。

2012年の７月に識名トンネル工事契約問題調査特別委員会が設置されました。（発言する者多し）　この事件は、トンネル工事の工法が工事契約後、中央導坑方式から無導坑方式に変更されたのはなぜか。そしてその問題をめぐって会計検査院から偽装の契約書等を作成するなどして、工事の実施を偽装し、不適正な経理処理を行って補助金の交付を受けたというもので、本件補助事業費４億9770万円の実施が著しく適正を欠いており、これに係る国庫補助金４億4793万円が不当と認められると指摘され、また、沖縄総合事務局が本件国庫補助金については、不正な交付申請に対して、錯誤による国庫補助金の交付決定がなされたものであるため、当該国庫補助金５億708万7000円の交付決定を取り消すとともに返還を命じ、また、国庫補助金返還額に対して、補助金受領の日から返還の日までの日数に応じ、年５％の利息納付を合わせて求めるという補助金の不正受給、偽装契約など県行政を揺るがす重大事件でした。土木環境委員会で参考人招致をして調査が進められました。ところがＪＶ側が参考人招致に応じないという問題も起こり、百条調査特別委員会の設置につながりました。

次は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水

面埋立承認問題等に関する百条調査特別委員会の設置です。

2013年12月27日に、前知事は、突然辺野古の公有水面埋立承認申請を承認しましたが、多くの県民は納得していませんでしたし、地元の名護市民も納得していませんでした。2010年２月24日、沖縄県議会は、米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書を全会一致で可決しました。同様に、41全市町村議会でも可決されましたが、なぜそれに反して埋め立てを承認したのか。前知事は、直前の11月議会まで、辺野古移設は事実上不可能、県外移設を求めていくと答弁し……（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　まとめるようにしてください。まとめる努力をしてください。

○西銘　純恵さん　県外移設という公約実現に全力を尽くすと答弁していたが、なぜ突如それに反して承認したのか。前知事は、埋立事業の環境影響評価書に対して、環境保全は不可能との知事意見を出していたのに、それに反して、なぜ承認したのか。さらに、埋立承認申請書に対して、沖縄県環境生活部は、環境保全についての懸念が払拭できないとの意見を出したにもかかわらず、その意見を無視してなぜ埋め立てを承認したのか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　まとめる努力をしてください。

○西銘　純恵さん　まさに、県政の最重要課題であり、沖縄の将来のかかった問題として県議会に百条調査特別委員会を設置して、調査するのは当然でした。

今回の百条調査特別委員会設置の提案については、県執行部が第三者委員会を設置して調査をする。裁判が進行している。そのような中で、議会としては、第三者委員会の調査結果と裁判の結果を待つべきものと思います。

先ほどの自民会派の討論を聞きましたら、――――――――――――――――――――――――――――辺野古新基地に反対する翁長県政を攻撃することにあるのではないか。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　静粛に。

○西銘　純恵さん　そうであれば、許されません。

よって、本動議に反対をします。（発言する者多し）

○議長（新里米吉君）　席に戻ってください。（発言する者多し）　照屋議員、席に戻ってください。照屋議員、席に戻ってください。（発言する者多し）

ただいまの発言については、後で起こしてから議長において対処します。（発言する者多し）　議長において適切に対処します。（発言する者多し）　あの、個人攻撃はしていませんから。（発言する者多し）

議員の皆さんに注意をいたします。みだりに席を離れてはいけません。みだりに席を離れてはいけません。議会規則です。（「休憩しろよ」と呼ぶ者あり）休憩する状況ではないと思っています。

発言の内容については、議長において適切に対処します。（「休憩を望みます。議長、休憩を求めます。」と呼ぶ者あり）　議長としては、休憩をする内容とは思っておりません。（発言する者多し）

〔聴取不能〕

○議長（新里米吉君）　正確な言葉を起こしていますので、それを見て判断します。（発言する者多し）

〔聴取不能〕

○議長（新里米吉君）　穏便に議会は進めたほうがいいと思います。特に与党におかれましては。だから今調整に行っているわけだから、そこで今とめないほうがいいでしょう。（「議会開会中ですか」と呼ぶ者あり）開会中です。休憩したら余計長引きます。宣言していないです。自民党が勝手に出ていった形になっています、今は。注意もしていますから、出ていくなと言ってありますから、今は勝手に出ていっている状況です。休憩になると勝手には出ていないんです。今自民党の幹事長が調整に行っていますから、それを待ってからにしたいと思います。何分と言わないで行っているんで。

〔聴取不能〕

○議長（新里米吉君）　この際、申し上げます。

ただいまの西銘純恵さんの発言のうち、不適切と思われる部分につきましては、議長において後刻記録を調査の上、適切な措置を講ずることにいたします。

○新垣　清涼君　議長。

○議長（新里米吉君）　休憩いたします。

午後４時５分休憩

午後４時６分再開

○議長（新里米吉君）　再開いたします。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより「前副知事による教員採用試験、教育庁幹部人事及び病院事業局長人事関与問題等の調査の件」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新里米吉君）　起立少数であります。

よって、「前副知事による教員採用試験、教育庁幹

部人事及び病院事業局長人事関与問題等に関する調査の件」は、否決されました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　日程第20　閉会中の継続審査の件を議題といたします。

――――――――――――――――――――

〔閉会中継続審査及び調査申出書　巻末に掲載〕

――――――――――――――――――――

○議長（新里米吉君）　各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新里米吉君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

―――――――◆・・◆―――――――

○議長（新里米吉君）　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって平成29年第１回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午後４時10分閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　新　里　米　吉

会議録署名議員　　次呂久　成　崇

会議録署名議員　　座　波　　一